

サステナビリティに関する開示
—日本の動向—

早稲田大学 黒沼 悦郎

1 背景

(意義)

サステナビリティ開示：企業と社会の持続可能性に関する情報を企業に開示させる。
社会の持続可能性を確保する。 → 開示では足りない。EU の動向
ESG 投資を行っている投資者に判断資料を提供する。

(金融庁の態度)

2018 年頃まで、法定開示化に消極的

2018 年 6 月 28 日ディスクロージャーワーキング・グループ報告

「有価証券報告書では、公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を記載することが求められており、個別に記載が求められている事項のほか、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆる ESG 要素）が発行体の事業や業績に重要な影響を与える場合には、有価証券報告書の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、MD&A、事業等のリスクの項目において、それらの事項についての開示が求められる。」（7 頁注 17）。

： ESG 情報が重要ならば記載欄を設けなくても有価証券報告書に記載しなければならないことになっているから、非財務情報の充実を求めた当報告では ESG 情報は取り上げない。

任意開示を行っている企業でも、有価証券報告書にサステナビリティ情報を記載する企業は少なかった。

(コーポレートガバナンス・コード (CG コード))

2021 年改正前

原則 2-3：上場会社は社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について適切に対応すべきである。

補充原則 2-3①：近時、こうした課題に対する要請・関心が高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

→ 「適切に対応する」：抽象的

社会の関心が高まっているから：受動的

(国際的な動向)

・イギリス：上場企業および大企業に気候変動開示を義務づける会社法改正(2022 年 4 月 6

日以降に開始する会計年度から適用を開始)

- ・ EU：企業サステナビリティ報告指令（CSRD）案（2023 年会計年度から適用開始）
企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令案（2022）
- ・ SEC：人的資本に関する開示規則の改正（2020）
気候変動関連の開示規制の改正案を公表した（2022）
- ・ 金融安定理事会（FSB）の下に設置された気候関連財務情報タスクフォース（TCFD）の
フレームワークの活用
IFRS 財団による国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立（2021）
サステナビリティ開示基準の公開草案（2022）
- ・ 財務会計基準機構（FASB）の下にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）を設置（2022）、
開示基準の検討を開始。

（スチュワードシップ・コードの 2020 年改訂）

- ・ 指針 1-1 に「運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく」という文言を付加
→ 「運用戦略に応じた」との限定付き →サステナビリティを考慮しないという運用戦略を選択することも可能。But そうした運用を推奨。

（CG コードの 2021 年改訂）

- ・ 補充原則 2-3①： 気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理といったサステナビリティの課題を具体的に提示
「こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し」という文言を削除
- ・ 補充原則 3-1③： プライム市場上場会社に対し、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について TCFD またはそれと同等の枠組みに基づく開示を推奨。

→ サステナビリティ関連項目、とくに気候変動対応、人的資本への投資、多様性の確保等を法定開示に取り込むかどうか、ディスクロージャーワーキング・グループ（2021 年 9 月開始）で議論 →報告書 →2023 年 1 月 31 日改正内閣府令等の公布

2 マテリアリティの基準

(意義)

- ・企業はなにを基準として重要性（マテリアリティ）を判断するのか。資料①

シングルマテリアリティ：気候変動が企業に与える影響を基準とする。

ダブルマテリアリティ：企業が気候変動に与える影響が重要な場合も開示の対象とする。

ビルディングブロックアプローチ：企業価値を基準とする開示をベースラインとし、各国が独自の政策により開示項目を追加する。→重要性の基準ではない。

ダイナミックマテリアリティ：

- ① 社会が地球温暖化を意識するようになる場合には、人・環境・経済に与える影響も報告事項に入る。
 - ② 投資家が企業のネットゼロ移行を市場の価格付けに考慮し始めると、サステナビリティ情報も報告事項に入る。
- ≡ 社会や投資家の関心に応じてサステナビリティ情報が企業価値に影響するのでその限りで開示対象になる。
- 企業が気候変動に与える影響も開示対象とすべきだという説明には使えても、社会の関心や投資家の投資基準を誰がどう判断するのかを明確にすることができず、重要性の具体的な判断基準としては使えないのではないか。

Ex.)

地球温暖化法による温室効果ガス（GHG）排出量の開示の義務付けによって、対象企業に対する社会の関心が示されているから、当該事項を有価証券報告書の対象にすべき(?)

機関投資家が気候変動への対応を議決権行使基準に入れていることから、投資家の関心があると示されているから、有価証券報告書の対象とすべき(?)

個々の企業がそれらを判断して開示対象とするかどうかを決めるという枠組みでダイナミックマテリアリティの考え方を基準とすることは難しい。

(DWGでの議論)

ダブルマテリアリティやダイナミックマテリアリティを採用すべきだとする意見もあったが、有価証券報告書への記載を求めるのだから、企業価値への影響を基準とするシングルマテリアリティを取るべきだとの意見が太宗を占めた。

DWG 報告

現在の「記述情報の開示に関する原則（2019年3月）」において、重要性は投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきとされていることを示したうえで、「企業価値に関連した投資家の投資判断に必要な情報が開示されるよう、金融庁において、国際的な動向も踏まえつつ、「記述情報の開示に関する原則」を改訂すべきである（5頁）。

(内閣府令等の改正)

投資家の投資判断にとって重要か否かに従うという従来の「原則」を維持しつつ、「記述情報の開示に関する原則（別添）－サステナビリティ情報の開示について－」（開示原則別添）（資料③）を発出

「サステナビリティ情報の開示における「重要性（マテリアリティ）」の考え方を含めて、今後、国内外の動向を踏まえつつ、本原則の改訂を行うことが考えられる」

≡ 海外の動向によっては、ダブルマテリアリティに移行する可能性もあり、その場合にはこの別添の改訂で行う。

(検討)

今回の改正：地球温暖化法の適用対象企業について、温室効果ガス（GHG）の排出量の開示を厳密には（法的には）求めている。

← GHG 排出量は、企業価値に対する影響ではなく社会に対する影響を基準としなければ開示項目として出て来ないものだからではないか。

地球温暖化法は社会に対する影響を基準として GHG 排出量の開示を求めているのであり、それを有価証券報告書の記載事項とするには、ダブルマテリアリティの採用が必要になる。

- ・シングルかダブルかという理念が先にあったのか、GHG 排出量の開示を有価証券報告書で求めないという結論が先にあったのか？
- ・ダブルマテリアリティを採用しなかったことは、海外に比較して日本の開示が遅れているという印象を与える点で残念

3 サステナビリティ情報の記載欄の創設

(改正内閣府令)

- ・有価証券報告書「第一部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の中に、「サステナビリティに関する考え方及び取組み」の記載欄（サステナビリティ記載欄）を新設

- ・サステナビリティ情報の範囲

「国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得る」（開示原則別添）

おおむね ESG 情報と呼ばれる情報の範囲と一致する。

有価証券報告書「第4 提出会社の状況」に「コーポレートガバナンスの概要」記載欄
サステナビリティ記載欄におけるガバナンスとは：

提出会社の企業統治に関する情報を除いた、腐敗防止などを代表例とする企業行動に
関する情報

- ・適用時期：2023年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書から

4 記載内容

(全般的事項)

4つの構成要素：「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」

「ガバナンス」と「リスク管理」についてはすべての企業が記載し、「戦略」と「指標及
び目標」については、重要なものについて記載する（第2号様式「記載上の注意（30-2）
ab」資料④

「重要なものについて記載する」：有報提出会社が重要であると考える場合に記載しなけ
ればならない。

TCFDの枠組み → ISSBの公開草案

TCFDによる望ましい開示項目：資料①2枚目

- ・「記載上の注意（30-2）ab」による定義

「ガバナンス」： サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するた
めのガバナンスの過程、統制及び手続

「リスク管理」： サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理
するための過程

「戦略」： 短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与
える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組

「指標及び目標」： サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を
長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報

- ・ガバナンスの開示を義務づける → 有報提出会社がサステナビリティ関連のリスク及
び機会を監視し、管理するための手続を整えることを要求する。Cf. サステナビリティ
に関する委員会の設置
- ・リスク管理の開示を義務づける → サステナビリティ関連のリスクを管理するよう要
求する。
- ・ガバナンスとリスク管理の体制を整えれば、サステナビリティ情報の企業業績に対する影
響を判断できる → その影響が重要なものについて、「戦略」および「指標及び目標」

欄の記載をしなければならない。

有報提出会社が重要だと認識しなかった場合には記載しなくてよい

→ 気候変動が企業業績に及ぼす影響が重要でないと判断した会社においては、気候変動対策を記載しなくてよい。

(4つの構成要素の区分)

・ある事項が「ガバナンス」・「リスク管理」に属するのか、「戦略」・「指標及び目標」の属するのにより、法的義務付けの程度が異なる。

カテゴリーの区分があいまいな場合はないか？

Cf. 役員報酬がサステナビリティ関連の目標（KPI）と連動しているか否

ISSBの気候関連開示基準草案では、「ガバナンス」の開示内容として明示¹

→ リスクと機会を識別するためのガバナンスではなく、「戦略」ではないか。

・「戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載する」（記載上の注意）

→ 客観的に重要なものについて、その記載がない場合には「不記載」に当たる？

← 「「戦略」と「指標と目標」は、開示が望ましいものの、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示することとすべきである」（DWG報告7頁）

→ 記載した通りのガバナンスとリスク管理が整えられている有報提出会社において重要でないと判断した事項を記載しなかった場合には「不記載」に当たらない。

記載したガバナンスやリスク管理が整えられていない会社では、「ガバナンス」や「リスク管理」に虚偽記載があり、その結果、重要でないとして戦略や指標・目標が記載されていない場合には、「戦略」や「指標・目標」にも不記載がある。

(記載方法)

・4つの構成要素それぞれの項目立てをせず、一体として記載することもできる²。

← 「記載上の注意」からそう読み取れるか？

4つの構成要素を分けないと、「戦略」や「指標と目標」の記載がないことが開示義務に違反するものであるかが分からない。

¹ 安井桂大「改正開示府令等を踏まえた企業における実務対応」商事2324号（2023）31頁。

² 上利悟史ほか「企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正」商事法務2320号（2023）6頁。

(気候変動開示の特則?)

- ・近い将来、ISSB と SSBJ において具体的な開示内容の検討に取り掛かることを踏まえ、「現時点においては、(……………) 企業が、業態や経営環境等を踏まえ、気候変動対応が重要であると判断する場合、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の枠で開示することとすべきである」(DWG 報告 12 頁)
 - 内容があいまい。どうルール化するのか?

気候変動対応については特に重要な情報なので、4つの枠で必ず開示せよ。

⇔ 「企業が重要であると判断する場合」

気候変動対応が重要でない且有報提出会社が判断した場合には、ガバナンスやリスク管理の記載も不要?

- ・「記載上の注意」に記載せず。開示原則別添の注に DWG 報告をそのまま引用
- ・ガイダンスである開示原則が法令である「記載上の注意」の特則を定めることはできない。
 - 気候変動対応についても、「記載上の注意」どおりに「ガバナンス」と「リスク管理」は必ず記載しなければならない、加えてサステナビリティ情報全般のガバナンスとリスク管理により、気候変動が企業価値にとって重要であると判断した場合に、「戦略」および「指標と目標」を記載しなければならない。

→ 開示原則別添は、「ガバナンス」や「リスク管理」は、サステナビリティ全般に関するものと気候変動対応に関するものとで異なることが通常なので、気候変動対応向けの「ガバナンス」や「リスク管理」は他のものと分けて記載することを推奨するという趣旨か。
Cf. 資料⑤の1枚目の図解

(GHG 排出量の開示)

①有報提出会社全般については、重要性の判断を前提としつつ、特に、事業者自らによる直接排出を意味する Scope1、及び他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出を意味する Scope2 の GHG 排出量について、積極的に開示することが期待される。

②「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、Scope1・Scope2 の GHG 排出量の公表が求められている有報提出会社には、特にその重要性を適切に評価した上で、開示を検討することが期待される (DWG 報告)。

→ 開示原則別添の注でそのまま引用。

「記載上の注意」の改訂はなし。

立案担当者： 今回の改正では細かな記載事項は規定しなかった。TCFD 提言では「戦略」において開示が推奨されているシナリオ分析や、「指標及び目標」において開示が推奨されている Scope1、Scope2 等については、開示府令において開示を求める事項として規定されていない³。

サステナビリティ情報の開示全般について、企業が重要でないと判断して「戦略」と「指標及び目標」に記載をしない場合でも、当該判断やその根拠の開示を行う。

国内における具体的開示内容の設定が行われていないサステナビリティ情報の記載にあたって、たとえば TCFD またはそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載する（以上、開示原則別添）。

← 期待される開示事項として挙げられており、開示を義務づけるものではない。

（検討）

開示の義務づけについては ISSB や SSBJ の開示基準策定を待つ。

シングルマテリアリティと相まって重大な帰結をもたらす。

・ GHG 排出量が社会（地球の温暖化）に及ぼす影響は大きい、当該会社の業績に及ぼす影響が大きくない場合

→ シングルマテリアリティによって重要でないと判断すれば、当該会社が地球温暖化法によって公表している Scope1・Scope2 の排出量を有価証券報告書に記載しなくてよく、記載しない場合に「不記載」に問われない。

シングルマテリアリティを採用する意味がここにあったとすると、立法政策としては大きな疑問がある。

（多様性を含む人的資本に関する開示の特則）

「ガバナンス」及び「リスク管理」の記載が求められるほか、特則として、

(a) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を戦略において記載すること、

(b) (a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載することが求められる（記載上の注意(30-2)c）。

³ 上利ほか・前掲注 2) 6 頁（注 4）。

→ 有報提出会社は、人材育成方針と社内環境整備方針を定め、しかもそれぞれの方針に関する目標と実績値を開示しなければならない。

(従業員の状況欄における開示)

有報提出会社及びその連結子会社にかかる次の事項の記載を求める(記載上の注意(29)d-g)。

d: 女性管理職比率(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(厚生労働省令)19条1項1号ホ)を記載する。ただし、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の規定による公表をしない場合には、記載を省略できる。

e: 男性の育児休業取得比率(厚生労働省令19条1項2号ハのうち男性に係るものであって、同条2項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則71条の4各号に掲げるいずれかの割合)を記載する。ただし、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合、かつ育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)の規定による公表をしない場合には、記載を省略できる。

f: 男女間賃金差異(厚生労働省令19条1項1号リであって、同条2項の規定により公表しなければならないもの)を記載する。ただし、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合には、記載を省略できる。

(女性活躍推進法)

・常時雇用する労働者の数が100名を超える一般事業者は、行動計画において女性活躍推進組の目標を定めなければならない(同法8条2項)、労働者数が300人を超える場合には、一定の実績値を定期的に公表しなければならない(同法20条1項、厚生労働省令19条)。

男女間賃金差異: 必須の公表項目

女性管理職比率: 選択的公表。新規採用者中の女性比率でもよい(同省令19条1項1号)

育児休業取得比率: 選択的公表項目

・労働者数が101人以上300人以下の一般事業者は、①機会の提供に関する実績と②環境の整備に関する実績の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない(同法20条2項)。

女性管理職比率、男女間賃金差異→①、育児休業取得比率→②

いずれも選択的公表項目(同省令20条1項)

→ いずれも公表しないこともあり得る。

・公表の方法： おおむね年1回以上、インターネットの利用その他の方法による（同省令19条4項）。

（育児・介護休業法）

・労働者数が1000人を超える事業主は、男性の育児休業取得比率を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない（同法22条の2、施行規則71条の3、71条の4）。

（趣旨）

・企業が女性活躍推進法や育児・介護休業法の規定により公表を義務づけられない情報については、企業の負担を考慮して開示を要しないこととした。

「同条2項により公表しなければならないもの」は公表対象を限定するものではない。

・開示義務を負うのは、有報提出会社及びその連結子会社に女性活躍推進法等の規定により公表を行っている会社がある場合。

（問題点）

・女性管理職比率や男性の育児休暇取得率について、有報提出会社やその連結子会社は、他の選択肢を選択することにより有価証券報告書上の開示を免れることができる。

← もともと女性活躍推進法が選択的な開示を許容していたこと

上場会社の負担を考慮して新たな開示を求める事項を少なくするという配慮

・有価証券報告書における女性管理職比率の開示を嫌う上場会社では、女性活躍推進法上の公表項目を女性管理職比率から女性新規採用者比率に変更するものが出てくる。

→ 投資者向けに有価証券報告書の開示の充実を図る政策が女性活躍推進法上の公表の目的、すなわち女性の職業選択に資するという目的を害することにならないか。

5 将来情報の開示

・2018年のDWG報告後の内閣府令の改正の際のパブリックコメントに対する回答

「一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされていた場合、提出後に事情が変化したことをもって虚偽記載の責任が問われるものではないと考えられる」

← 虚偽記載の有無の判断は開示書類の提出時を基準とするので、この回答は当たり前

のことを述べているにすぎず、虚偽記載の有無の基準とはなりえない。

・企業開示内容等開示ガイドライン等において、サステナビリティ開示における事例を想定して更なる明確化を図るべきであるとした（DWG 報告9頁）。

（開示ガイドライン当初案）

「将来に関する事項（以下「将来情報」という。）については、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、当該将来情報に関する経営者の認識や当該認識の前提となる事実、仮定及び推論過程に関する合理的な説明が記載されている場合のほか、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たうえで、その旨が、検討された事実、仮定及び推論過程とともに記載されている場合には、直ちに虚偽記載等（・・・）の責任を負うものではないと考えられる。」（資料⑥）

・画期的

将来情報を導出するための、前提となる事実、仮定、および推論過程の3つが合理的であるというだけでなく、

- ① 前提事実、仮定、および推論過程に関する合理的な説明が記載されているか、
- ② 社内で適切な検討を経たことが、前提となる事実、仮定、および推論過程とともに記載されている場合には、虚偽記載等の責任を負わない。

・一般には、前提となる事実、仮定、および推論過程が合理的であれば、将来情報の虚偽記載等の責任は問われないと考えられている。

Cf. 注意表示：「業績予想は、発表日現在において入手可能な情報に基づいて作成したものであり、実際の業績は、今後発生するさまざまな要因により予想値とことなる可能性があります」

← 注意表示だけで虚偽記載等の責任を一切免れると考えられているわけではない。

実際に虚偽記載等を問われた段階で、どのような情報に基づいて、どのような仮定を置き、どのような推論過程で予想値を導出したかを説明し、その説明に合理性があれば責任を負わない。

・アメリカのセーフハーバー・ルールとその運用をヒントにした？

一定の将来情報に「意味のある注意表示」が伴っているときは虚偽記載の免責を受けられる。意味のある注意表示は、将来情報と現実の結果の大きな乖離を生じさせるような重要な要因を特定するものでなければならない（33年法27A条(c)(1)項、34年法21E条(c)(1)項）。

Ex.) 気候変動が業績に及ぼす影響

予想の仮定（例—2%の気温上昇）や推論過程（例—2%の気温上昇の業績への影響を測定する方法）が異なれば、現実の結果が予測と大きく異なる。

→ 仮定や推論過程は乖離を生じさせる重要な要因

セーフハーバー・ルールの運用

予測の前提となる事実が歴史的事実と異なっていた場合には免責を受けられない⁴。

（私見）

当初案を支持

← 将来情報が投資判断にとって重要な情報になるためには、投資者がその情報を信頼できなければならず、投資者が信頼できるためには、将来情報の導出過程の説明がされている必要がある。

ガイドラインは、前提事実、仮定、推論過程の説明が記載されている場合には虚偽記載等の責任が生じないとするだけ（一種のセーフハーバー・ルール）。これらの記載がなくても虚偽記載等の責任を生じない場合はある。

（パブリックコメント）

コメント No.193-230

No.201：当初案の①と②の相違を尋ね、表現の明確化を要望する（資料⑦）。

回答

ガイドラインの趣旨は一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、直ちに虚偽記載等の責任を負うものでないことと、当該説明を記載するに当たっては、例えば、社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を得ている場合には、その旨と、検討内容（例えば、当該将来情報の記載に当たって前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要を記載することが考えられることを明確化したものであり、その趣旨が明確になるよう開示ガイドラインの文言を修正した。

→ 改正後の開示ガイドライン 5-16-2（資料⑧）

- ・何らかの記載が必要であるという点は維持された。
- ・「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合」には責任を負わないというのでは、なぜ説明が必要なのかが分からない。

⁴ Brief for SEC as Amicus Curiae, Slayton v. Am. Express Co., No. 08-5442-cv (2d Cir. Jan. 21, 2010), available at <https://www.sec.gov/litigation/briefs/2010/slayton0110.pdf>, 拙稿「上場企業による業績予想開示の法的検討」企業会計 63 巻 11 号 (2010) 34 頁。

- ・説明の記載例の書き振りでは、前提事実、仮定、及び推論過程の概要の記載が常に必要とは読み取れない。社内で適切な検討を経るべきであるというメッセージも伝わってこない。

(適用範囲)

虚偽記載、記載漏れ、誤解を生じる記載の3つの適用される？

何らかの将来情報を記載した場合を想定しているので、虚偽記載または誤解を生じる記載についての責任について解釈と理解すべき。

(後段部分)

「経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。」(資料⑧)。

・新たに開示義務を設定するものでないという趣旨を明確にするために「有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず」という文言が付加された。

- ・重要な将来情報の記載が欠けている場合の免責についての解釈論と理解できる。

→ 記載が欠如している場合の故意・過失の解釈論として当たり前のこと

将来情報の開示に特化した解釈論とはなっておらず、将来情報の開示が虚偽記載に問われるおそれを低減させるものともなっていない。

- ・対象範囲は「企業情報」の「第2 事業の状況」の1から4まで。

サステナビリティ記載欄だけでなく他の非財務情報を広く対象とする。

財務諸表を除外する。

有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書に準用されている。

(検討)

どのような将来情報が開示ガイドライン5-16-2の適用対象となるか。

「戦略」欄：戦略や計画

「指標及び目標」欄：将来の目標

- ・気候変動 Ex.) TCFD

戦略： 異なる気候変動シナリオを考慮し、シナリオごとの企業の戦略のレジリエンスを説明することを推奨。

指標と目標： GHG 排出量やその削減目標を記載することを推奨。

・人的資本関連

戦略欄： 人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を記載する。

指標と目標欄： これらの方針に関する指標の目標値と実績値を記載する。

・戦略や計画： 将来の事象を含むが、現実の結果がそれと異なっても、戦略や計画が虚偽であったとはいえない。

・目標： 目標を達成できなかった場合、目標の設定に無理があったとしても、目標の記載が虚偽記載となるわけではない。

→ 現実の結果が異なった場合に虚偽記載を生じるような（開示ガイドライン 5-16-2 が適用されるような）将来情報ではない。

（記述情報の開示の好事例集）資料⑤

・株式会社 NTT データ

リスク情報として、気候変動に関するリスクと当該リスクへの対応を記載。

資料中の 2 頁目の（1）はガバナンス、（2）は戦略、2 頁目はリスク管理に相当

・戦略： 気候変動シナリオ分析の概要＋サステナビリティレポートの参照

・リスク管理 分類されたリスクごとに財務上の影響を予想金額で記載

→ 開示ガイドラインの適用対象

← 予想の前提となる事実、仮定、推論過程の概要は、それぞれを分けて記載していないが、リスクごとに「リスクの内容と顕在化した際の影響」欄に記述されていると評価することができる。

将来情報は「リスク管理」欄に現れやすい？

・開示ガイドライン後段の適用対象はあるか。

サステナビリティ記載欄で、記載すべき事項そのものが将来情報となっている例はない。

近い将来、気候変動対応の開示項目が定められ GHG 排出量の削減目標が記載対象となれば、適用対象に。But 虚偽記載を問われ得るような情報ではない。

6 任意開示書類の参照

統合報告書、サステナビリティ報告書などの任意開示書類で詳細に開示

→ サステナビリティ関連の詳細情報について任意開示書類の参照を認める。

・開示ガイドライン5-16-4（資料⑧）

記載上の注意(30-2)のサステナビリティ情報欄の記載に当たっては、規定事項を有価証券届出書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。

Cf. 記載上の注意(55)i：取締役会の下に置かれる各種委員会の活動状況の記載

→ WG 報告の提言に係るガバナンス情報の開示についての改正点

・参照方法：パブリックコメントの回答によって説明

・参照先の情報が有価証券報告書の記載とみなされないことを前提として、参照先の書類に明らかに重要な虚偽または誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照する等、当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載等になり得る場合がある（DWG 報告 10 頁）。→開示ガイドライン5-16-4

← 任意開示書類の虚偽記載のある箇所をピンポイントで参照している場合は別として、悪意で虚偽記載のある任意開示書類を参照すると参照そのものが虚偽記載であると評価できるのか？

（効果）

・参照先の情報は有価証券報告書の記載とみなされないという解釈は、ガイドラインに明示されていない。

「参照先の書類に虚偽の表示または誤解を生ずるような表示があっても、・直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではない」

→ 例外に該当する場合以外でも、虚偽記載等の責任が生じる余地があるように読めてしまう。

・参照先の情報が有報の記載とみなされないという解釈を明確化するために、

「参照することができる」旨の規定は、解釈を示す開示ガイドラインではなく、法令に該当する「記載上の注意」に定めるべきではなかったか。

法令上、参照することができる旨を定め、参照先を記載事項とみなす規定を置かない。

→ 参照先が記載事項に当たらないという解釈はより強固なものになる。

7 その後の動向

DWG12月報告（資料⑨）

(段階的な適用の可否)

国内で検討される開示基準に関し、市場区分や企業の規模等に応じて段階的に適用すべきかどうか。→賛否両論 →両論併記

市場区分に応じて、たとえばスタンダード市場上場会社には簡略化した日本基準を作成して適用するという考えには反対説が強かった。企業規模に応じて、たとえば小規模企業への適用は時期を遅らせるという考えには理解を示す見解もあった。

(サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) と開示基準の法的位置づけ)

・法定開示に SSBJ の開示基準を取り込む以上、会計基準の場合と同様、設定主体と基準を金融商品取引法上に位置付ける必要がある。

→ 関係法令を整備して、SSBJ の開発する開示基準について、個別の告示指定により日本の「サステナビリティ開示基準」に設定していくべき (12月報告 14 頁)

(保証のあり方)

国際的な議論や作業が続いているなか、有価証券報告書のサステナビリティ情報に対して保証を求める場合は金融商品取引法において規定することが必要である。

保証の担い手や保証基準： 確定的な提言は行われていない。

任意の保証： 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報記載欄において、保証を受けている旨を記載する場合には、保証者の名称、準拠した基準や枠組み、保証者の独立性等について明記すべきである (12月報告 16 頁)。

→ 現在までのところ「記載上の注意」の改正はない。

(ロードマップ)

・企業や投資家における予見可能性を高め、実務的な準備を確実に進める観点から、金融庁がロードマップを示し、随時改訂していくべきである (12月報告 16 頁)

・12月報告書とともにロードマップを公表 (資料⑩)。

SSBJ の開示基準と保証の導入は 2025 年から。But 何月からかは不明。

事務局説明資料②(サステナビリティに関する開示(1))

2021年10月1日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

I. 第1回会議での気候変動開示に関する意見

II. 気候変動対応に関する開示

A) 開示内容

B) 開示基準

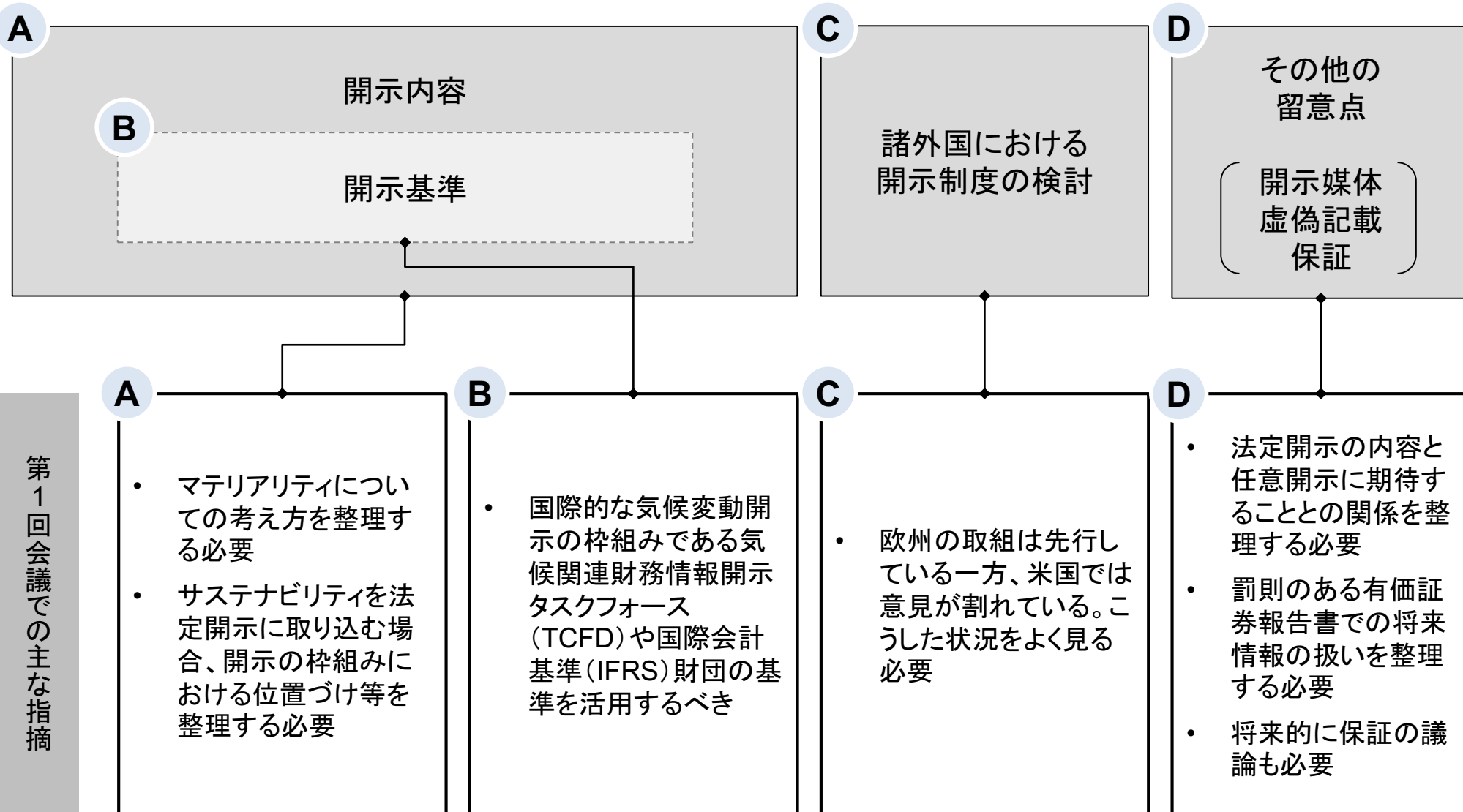
C) 諸外国における開示制度の検討状況

D) その他の留意点

III. ご議論いただきたい事項

第1回会議での気候変動開示に関する意見

□ 第1回会議では、気候変動開示について、開示内容、開示基準、諸外国の動向等に関する意見があった



I. 第1回会議での気候変動開示に関する意見

II. 気候変動対応に関する開示

A) 開示内容

B) 開示基準

C) 諸外国における開示制度の検討状況

D) その他の留意点

III. ご議論いただきたい事項

気候変動対応の開示例①(有価証券報告書と任意開示の事例)

□ 気候変動対応の開示内容は、業種や開示媒体等により、記載の粒度・具体性に大きな幅が見られる

有価証券報告書

サービス業の事例(イメージ)

【事業等のリスク】

●気候変動リスク

気候変動等により発生確率が高まる災害等によって、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。国際的に気候変動対策の意識が高まる中、当社が気候変動に関する問題への効果的な対策を講じられない場合、社会的信頼や経営成績への影響が生じる可能性があります。

任意開示

製鉄業の事例

シナリオ分析結果

	社会の変化・変化への対応	JFEグループに対するステークホルダーの期待と懸念	評価結果
2℃シナリオ 重要な要因 ●鉄鋼プロセスの脱炭素化	鉄鋼プロセスに対する社会的な脱炭素要求の高まり	大規模な脱炭素を実現する革新技術の導入 カーボンプライスの導入	<ul style="list-style-type: none"> 【機会】 既存技術に加えて革新技術を開発・実装 【機会】 革新技術導入の投資負担の増加 【リスク】 カーボンプライスは世界共通で導入されコスト競争力は維持
2℃シナリオ 重要な要因 ●鉄スクラップ有効利用ニーズの高まり	炭素排出量が小さい電炉法への注目の高まり	電炉鋼の期待の高まり スクラップ発生量の増加	<ul style="list-style-type: none"> 【機会】 スクラップ生産に期待が高まり、転炉鋼生産は増加 【機会】 電炉鋼生産、電炉エンジニアリングの拡大 【リスク】 スクラップ物流ビジネスが拡大
2℃シナリオ 重要な要因 ●自動車向け等の鋼材需要の変化	自動車に求める需要の変化	EVモーター増加 内燃機関減少 軽量化でマルチマテリアル化	<ul style="list-style-type: none"> 【機会】 EV化で電磁鋼の需要増加 【機会】 自動車軽量化の増加で特殊鋼需要が増加 【機会】 自動車軽量化向け鋼材の需要増加 【機会】 鋼材のリサイクル性への注目
2℃シナリオ 重要な要因 ●脱炭素を促進するソリューション需要の拡大	脱炭素社会への移行	移行を促進するソリューション需要の拡大 省エネ技術の海外展開	<ul style="list-style-type: none"> 【機会】 再生可能エネルギー発電プラント 【機会】 日本で開発・実用化した先端省エネ技術(BA)の、途上国などにおける低炭素ビジネス(エコソリューション) 【機会】 再生エネルギー(太陽光発電)プラントの一般施工・運営 【機会】 こみね製鉄、アーステックのリサイクルプラントの一般施工・運営 【機会】 COU-CO2回収の一般施工 【機会】 脱炭素ビジネスの海外展開
4℃シナリオ 重要な要因 ●気象災害多発による原料調達不安定化	気温上昇に伴う気象災害の激甚化	原料調達の不安定化	<ul style="list-style-type: none"> 【リスク】 原料調達の不安定化 【リスク】 原料の削減や調達手段の転換(調達・ソース分散)
4℃シナリオ 重要な要因 ●気象災害による拠点損害	気温上昇に伴う気象災害の激甚化		<ul style="list-style-type: none"> 【リスク】 台風や大雨による被害 【リスク】 洪水被害増加 【リスク】 海面上昇による浸水被害発生 【リスク】 洪水・浸水対策などは既に実施中 【リスク】 海面上昇による浸水被害は対応可能なレベル
4℃シナリオ 重要な要因 ●国土強靱化	気温上昇に伴う気象災害の激甚化	インフラ強化の重要性増大 災害対策製品の高需要増加	<ul style="list-style-type: none"> 【機会】 インフラ強化に資する鋼材・関連製品で貢献 【機会】 鋼材・関連製品でインフラ強化

気候変動対応の開示例②(有価証券報告書における好事例)

□ 有価証券報告書においても、気候変動対応の開示についての充実した記載が見られる

株式会社丸井グループ 有価証券報告書 (2021年3月期) P15-16

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(気候変動によるリスクおよび機会)

	世の中の変化	丸井グループのリスク	リスクの内容	利益影響額
物理的 リスク	(1) 台風・豪雨等 による水害 ※1	店舗の営業休止	営業休止による不動産賃貸収入等への影響	約19億円
			浸水による建物被害(電源設備等の復旧)	約30億円
		システムセンターの停止	システムダウンによるグループ全体の営業活動休止	対応済 ※2
移行 リスク	再エネ需要の増加	再エネ価格の上昇	再エネ調達によるエネルギーコストの増加	約8億円(年間)
	政府の環境規制の強化	炭素税の導入	炭素税による増税	約22億円(年間)
	世の中の変化	丸井グループの機会	機会の内容	利益影響額
機会	環境意識の向上・ライフスタイルの変化	サステナブルなライフスタイルの提案	環境配慮に取り組むテナント導入等による収益	約19億円 ※3
			サステナブル志向の高いカード会員の増加	約26億円 ※4
			環境配慮に取り組む企業への投資によるリターン	約9億円
		一般家庭の再エネ需要への対応	カード会員の再エネ電力利用による収益	約20億円 ※5
	電力調達の多様化	電力小売事業への参入	電力の直接仕入れによる中間コストの削減	約3億円(年間)
政府の環境規制の強化	炭素税の導入	温室効果ガス排出量ゼロの達成による炭素税非課税	約22億円(年間)	

※1 ハザードマップに基づき影響が最も大きい河川(荒川)の氾濫を想定(流域の2店舗に3カ月の影響)

※2 バックアップセンター設置済みのため利益影響は無しと想定

※3 不動産賃貸収入の増加およびクレジットカード利用の増加

※4 クレジットカードの新規入会や利用による収益を算定

※5 リカーリング等でのゴールドカード会員の増加による収益を算定

(2) <リスク管理>

当社グループは、グループの事業が気候変動によって受ける影響を把握し評価するため、シナリオの分析を行い、気候変動リスク・機会を特定しています。特定したリスク・機会はサステナビリティ推進体制のもと、戦略策定・個別事業運営の両面で管理しています。グループ会社(小売業・施設運営・物流・総合ビルマネジメント等)の役員で構成されるESG・情報開示分科会で議論された内容は、サステナビリティ委員会において定期的に報告し協議を行い、案件に応じて、取締役会への報告・提言を行っています。企業戦略に影響する気候変動を含めた世の中の動向や法制度・規制変更等の外部要因の共有や、グループ各社の施策の進捗状況や今後のリスク・機会等の内部要因を踏まえて、戦略・施策等の検討を実施していきます。

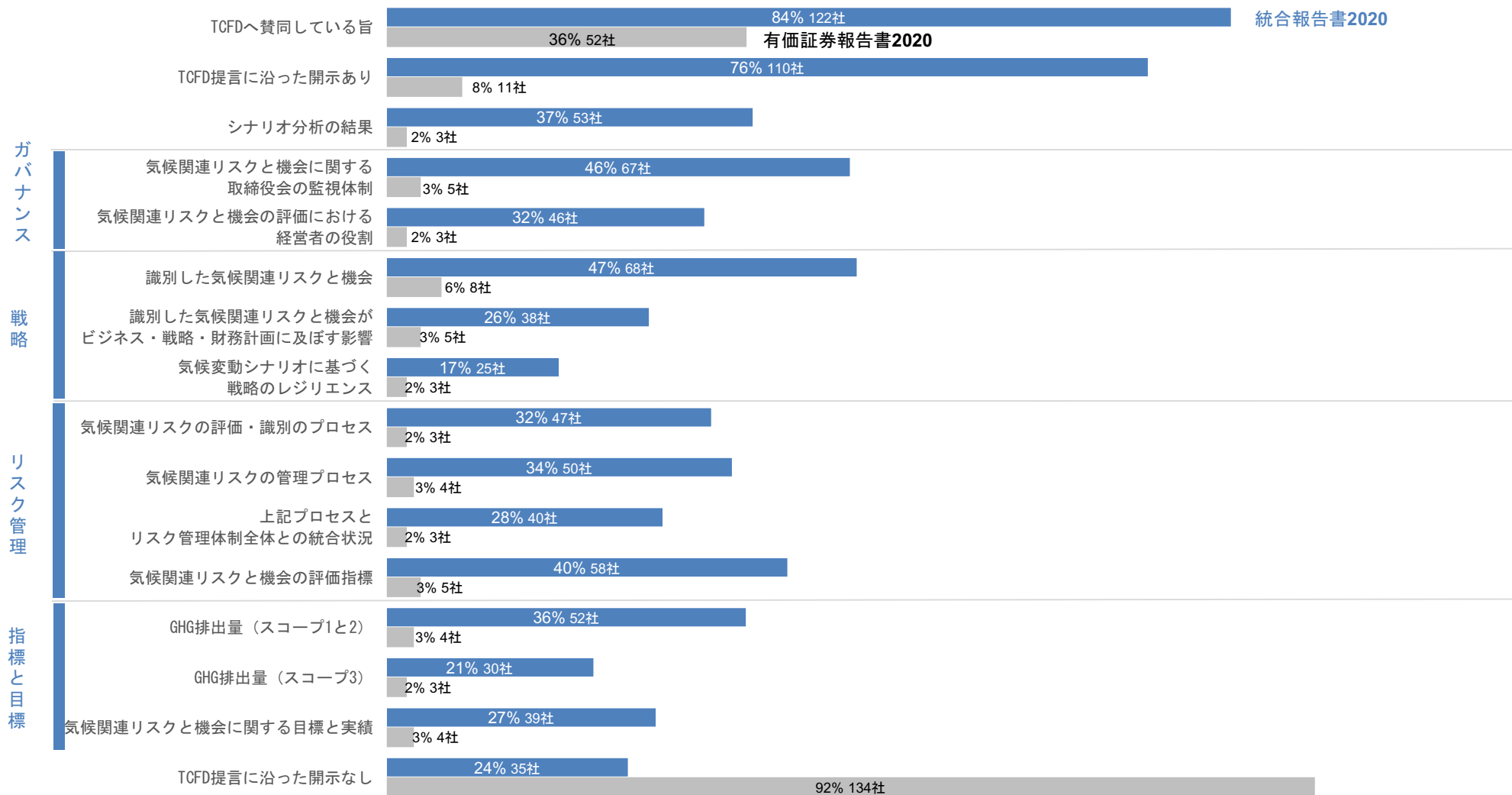
(2) <指標と目標>

・温室効果ガスの削減については、グループ全体の温室効果ガス削減目標「2030年までに2017年3月期比Scope 1+Scope 2を80%削減、Scope 3を35%削減(2050年までに2017年3月期比Scope 1+Scope 2を90%削減)」が、2019年9月にSBTイニシアチブにより「1.5℃目標」として認定されています。
・2030年までにグループの事業活動で消費する電力の100%(中間目標:2025年までに70%)を再生可能エネルギーから調達することを目標として、2018年7月にRE100に加盟しています。

- (1) リスク及び機会の内容に加えて、利益影響額を記載
- (2) TCFD提言の開示項目に沿って記載

[参考]TCFD提言に沿った開示の状況

- 日経225構成企業のうちTCFD賛同企業の多くは、任意開示(統合報告書)においてTCFD提言に沿った開示を記載しており、有価証券報告書で記載している企業は少ない



開示における重要性(マテリアリティ)①(有価証券報告書の開示の考え方)

- 「記述情報の開示に関する原則」(2019年3月)では、有価証券報告書の記述情報の開示における、一般的な重要性(マテリアリティ)の考え方を以下のとおり整理している

記述情報の開示に関する原則(抜粋)

I. 総論

1. 企業情報の開示における記述情報の役割

1-1. 記述情報は、財務情報を補完し、投資家による適切な投資判断を可能とする。また、記述情報が開示されることにより、投資家と企業との建設的な対話が促進され、企業の経営の質を高めることができる。このため、記述情報の開示は、企業が持続的に企業価値を向上させる観点からも重要である。

企業は、記述情報及びその開示のこのような機能を踏まえ、充実した開示をすることが期待される。

2. 記述情報の開示に共通する事項

【重要な情報の開示】

2-2. 記述情報の開示については、各企業において、重要性(マテリアリティ)という評価軸を持つことが求められる。

(考え方)

- 記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる。また、取締役会や経営会議における議論の適切な反映が重要である記述情報の役割を踏まえると、投資家の投資判断に重要か否かの判断に当たっては、経営者の視点による経営上の重要性も考慮した多角的な検討を行うことが重要と考えられる。
- 有価証券報告書においては、投資家の投資判断に重要な情報が過不足なく提供される必要があるが、投資家の投資判断における重要性は、企業の業態や企業が置かれた時々の経営環境等によって様々であると考えられる。
- このため、記述情報の開示に当たっては、各企業において、個々の課題、事象等が自らの企業価値や業績等に与える重要性(マテリアリティ)に応じて、各課題、事象等についての説明の順序、濃淡等を判断することが求められる。

開示における重要性(マテリアリティ)②(IASB・G5における検討)

- 民間基準設定5団体(G5)^(注1)は、公表したサステナビリティ関連財務開示のプロトタイプに国際会計基準審議会(IASB)の概念フレームワークを適用する際、調整が必要な差異の一つとして、「重要性」を特定

会計で用いられるIASBの概念フレームワーク

概念フレームワークの目的

一般目的財務報告^(注2)の目的及び利用者

一般目的財務報告の目的は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業の資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報の提供

有用な財務情報の質的特性(Qualitative characteristics)

■ 基本的な質的特性

- 忠実な表現 (Faithful representation)
- 目的適合性 (Relevance) と重要性 (Materiality)

■ 補強的な (Enhancing) 質的特性

- 比較可能性 (Comparability)
- 検証可能性 (Verifiability)
- 適時性 (Timeliness)
- 理解可能性 (Understandability)

有用な財務報告に対するコストの制約(The Cost Constraint)

G5が提案するサステナビリティ開示に適用する場合に調整が必要な事項

目的適合性

- サステナビリティ関連財務開示は、業界特有の指標に基づく
- 指標は、企業のパフォーマンス向上、ひいては企業価値の向上を可能にするビジネスモデルの手段を示す必要

重要性

- 時間軸
 - ✓ 多くの財務資本提供者は、短期・中期・長期の財務パフォーマンスに関心があるため、時間軸の適応が必要
- 企業価値
 - ✓ 企業価値に影響を与える可能性が高いと合理的に考えられるサステナビリティ課題を特定する必要
- 境界(以下の2つの側面を提示)
 - ✓ 報告主体である企業自身
 - ✓ 企業自身を超えて、企業の価値創造の能力に重大な影響を与える他の事業体やステークホルダーに起因・関連するリスク、機会、結果

(注1) CDP、CDSB(気候変動開示基準委員会)、GRI(グローバル・レポーティング・イニシアチブ)、IIRC(国際統合報告評議会)、SASB(サステナビリティ会計基準審議会)を指す

(注2) 財務報告とサステナビリティ関連財務開示を統合するため、「一般目的財務報告」を「企業価値報告」に置き換えることが提案されている

(出所) Reporting on enterprise value Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard (2020年12月)

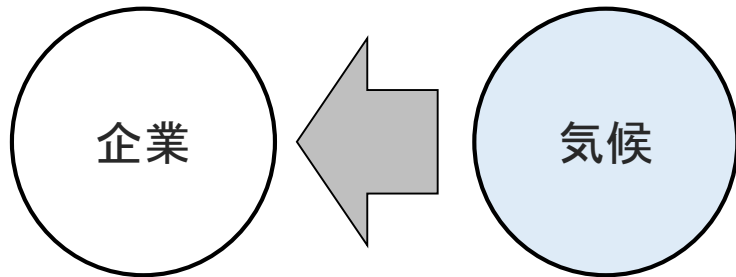
開示における重要性(マテリアリティ)③(シングルマテリアリティ・ダブルマテリアリティ)

- サステナビリティ開示における重要性(マテリアリティ)については、企業財務における重要性、環境及び社会における重要性、という考え方がある

財務における重要性

- 企業の発展、業績、財政状態等、投資者が意思決定するために必要な範囲の情報を報告(シングルマテリアリティ)
- 報告の主な対象者：
投資者などの財務諸表利用者

例：気候関連情報

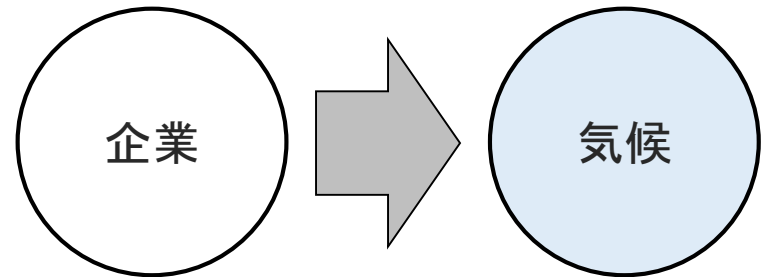


気候変動が企業に与える影響

環境及び社会における重要性

- 左記に加え、企業活動の影響を報告(ダブルマテリアリティ)
- 報告の主な対象者：
投資者に加え、消費者、市民社会、従業員等

例：気候関連情報



企業が気候変動に与える影響

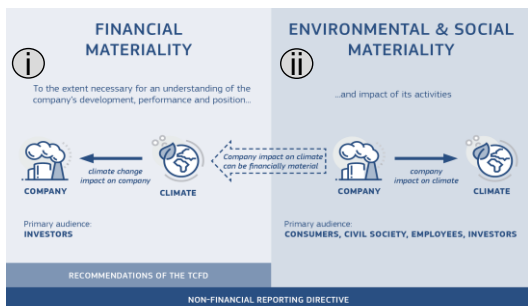
企業が気候変動に与える影響は財務的にも重要性がある可能性がある

開示における重要性(マテリアリティ)④(国際的な動向)

□ 国際的にマテリアリティに関連して様々な考えがあるが、ISSB基準は企業価値に焦点を当てた報告となる

欧州委員会

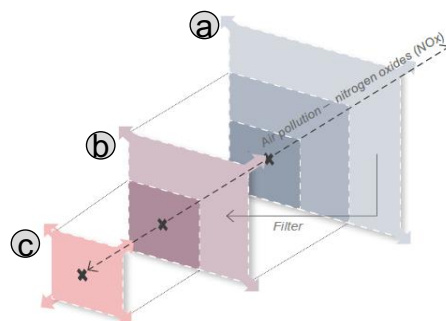
ダブルマテリアリティ



コンセプト

民間基準設定5団体(注)

ダイナミックマテリアリティ



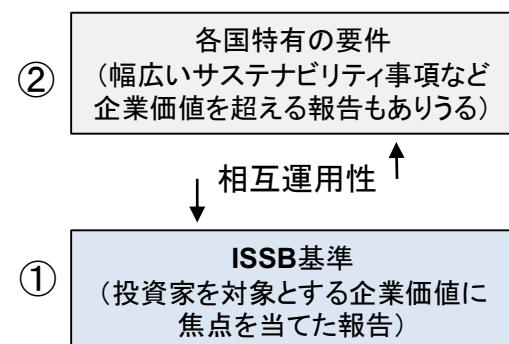
サステナビリティに関する項目は、時間の経過とともに企業価値に影響を与え、財務諸表にも取り込まれるもの

(例)炭素排出量の場合

- 社会が地球温暖化を意識するようになる場合には、人・環境・経済に与える影響の報告事項に入る
- 投資家が企業のネットゼロ移行を市場の価格付けに考慮し始めると、企業価値に与える影響の報告事項に入る
- 財務的な影響が純資産価値に反映されれば、財務諸表に反映される

IFRS財団・ISSB

ビルディングブロックアプローチ



投資家を対象とする企業価値に焦点を当てたサステナビリティ報告基準のベースラインをサステナビリティ基準設定主体(ISSB)が提供し、その上に各国が政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加するアプローチ

- 投資家を対象とする企業価値に焦点を当てた報告
- 各国の政策に基づいて開示事項を追加可

概要

投資家等の市場参加者の意思決定に有用な、企業の発展、業績、財政状態等に与える影響だけでなく、企業が環境や社会に与える影響についても報告するもの(非財務情報開示指令(NFRD)で採用)

(例)気候変動の場合

- 気候変動が企業に与える影響
- 企業が気候変動に与える影響

日本(IFRS対応方針協議会)から
IFRS財団へのコメントレター
(2020年11月)

- サステナビリティ報告における主要な報告対象者は、投資家を中心とする資本市場の参加者とすべき
- 重要性の範囲は、企業財務に与える影響を基本に考えるべき

(注)CDP、CDSB(気候変動開示基準委員会)、GRI(グローバル・レポーティング・イニシアチブ)、IIRC(国際統合報告評議会)、SASB(サステナビリティ会計基準審議会)を指す

(出所)欧州委員会「Guidelines on reporting climate-related information」(2019年6月)、「Reporting on enterprise value Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard」(2020年12月)、IFAC「Enhancing Corporate Reporting: Sustainability Building Blocks」(2021年5月)

I. 第1回会議での気候変動開示に関する意見

II. 気候変動対応に関する開示

A) 開示内容

B) 開示基準

C) 諸外国における開示制度の検討状況

D) その他の留意点

III. ご議論いただきたい事項

非財務情報の開示に係る国際的枠組み

□ 国際的には、様々な団体がサステナビリティを含む非財務情報の開示フレームワークを策定・公表している

	TCFD提言	SASBスタンダード	GRIスタンダード	国際統合報告 フレームワーク	CDSBフレームワーク
策定 主体	TCFD 金融安定理事会(FSB)の 下に設置された民間主導 のタスクフォース	SASB 米の民間非営利組織	GRI 蘭のNGO団体	IIRC 英の民間非営利組織	CDSB 企業や環境関連の8機関 で構成される国際コンソー シアム
概要	気候変動の影響が企業財務 にもたらすリスクと機会を 投資家等に報告するための 枠組み	サステナビリティ(ESG等) に係る課題が企業財務に もたらす影響を、投資家等 に報告するための枠組み	企業が経済、環境、社会に 与える影響を、投資家を含 むマルチステークホルダー に報告するための枠組み	企業の財務情報とサステ ナビリティを含む非財務情 報について、投資家等 に対し統合的に報告するた めの枠組み	気候変動を含む環境が企 業に与える影響を、投資家 等に報告するための枠組み
特徴	原則主義	細則主義	細則主義	原則主義	原則主義
報告 内容	・ガバナンス ・戦略 ・リスク管理 ・指標と目標	11のセクター、77の業種別 に開示項目及びKPIを設定 (例) ・温室効果ガス排出量 ・労働災害事故発生割合	経済、環境、社会それぞれ について開示項目及び KPIを設定 (例) ・排水の水質及び排出先 ・基本給と報酬総額の男女 比	・組織概要と外部環境 ・ガバナンス ・ビジネスモデル ・リスクと機会 ・戦略と資源配分 ・実績 ・見通し 等	・経営者の環境に関する方 針、戦略、目標 ・ガバナンス ・リスクと機会 ・環境影響の要因 ・パフォーマンスと比較分 析 ・見通し 等
公表	2017年	2018年	2000年	2013年	2015年

(注1) 2021年6月、SASBとIIRCが統合し、価値報告財団: Value Reporting Foundation(VRF)が設立された

(注2) 上記団体の他、英NGO団体であるCDPIは、企業が気候変動、水、森林に与える影響を情報収集するため、企業に質問票を送付しその回答に基づいて企業のスコアリング、及びその結果を公表している

(出所) 各種ホームページ等より金融庁作成

TCFD提言①(推奨される開示項目)

□ TCFD提言では、4つの柱(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)について、推奨される開示内容を提示

ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
気候関連のリスクと機会に係る当該組織のガバナンスを開示する	気候関連のリスクと機会がもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在及び潜在的な影響を開示する	気候関連リスクについて、当該組織がどのように識別、評価、及び管理しているかについて開示する	気候関連のリスクと機会を評価及び管理する際に用いる指標と目標について開示する
推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容
a) 気候関連のリスクと機会についての、当該組織取締役会による監視体制を説明する	a) 当該組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会を説明する	a) 当該組織が気候関連リスクを識別及び評価するプロセスを説明する	a) 当該組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標を開示する
b) 気候関連のリスクと機会を評価・管理する上での経営の役割を説明する	b) 気候関連のリスクと機会が当該組織のビジネス・戦略及び財務計画に及ぼす影響を説明する	b) 当該組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する	b) Scope1、Scope2 及び、当該組織に当てはまる場合は Scope3 の温室効果ガス(GHG)排出量と関連リスクについて説明する(注)
	c) 2°C或いはそれを下回る将来の異なる気候シナリオを考慮し、当該組織の戦略のレジリエンスを説明する	c) 当該組織が気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスが、当該組織の総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する	c) 当該組織が気候関連リスクと機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績を開示する

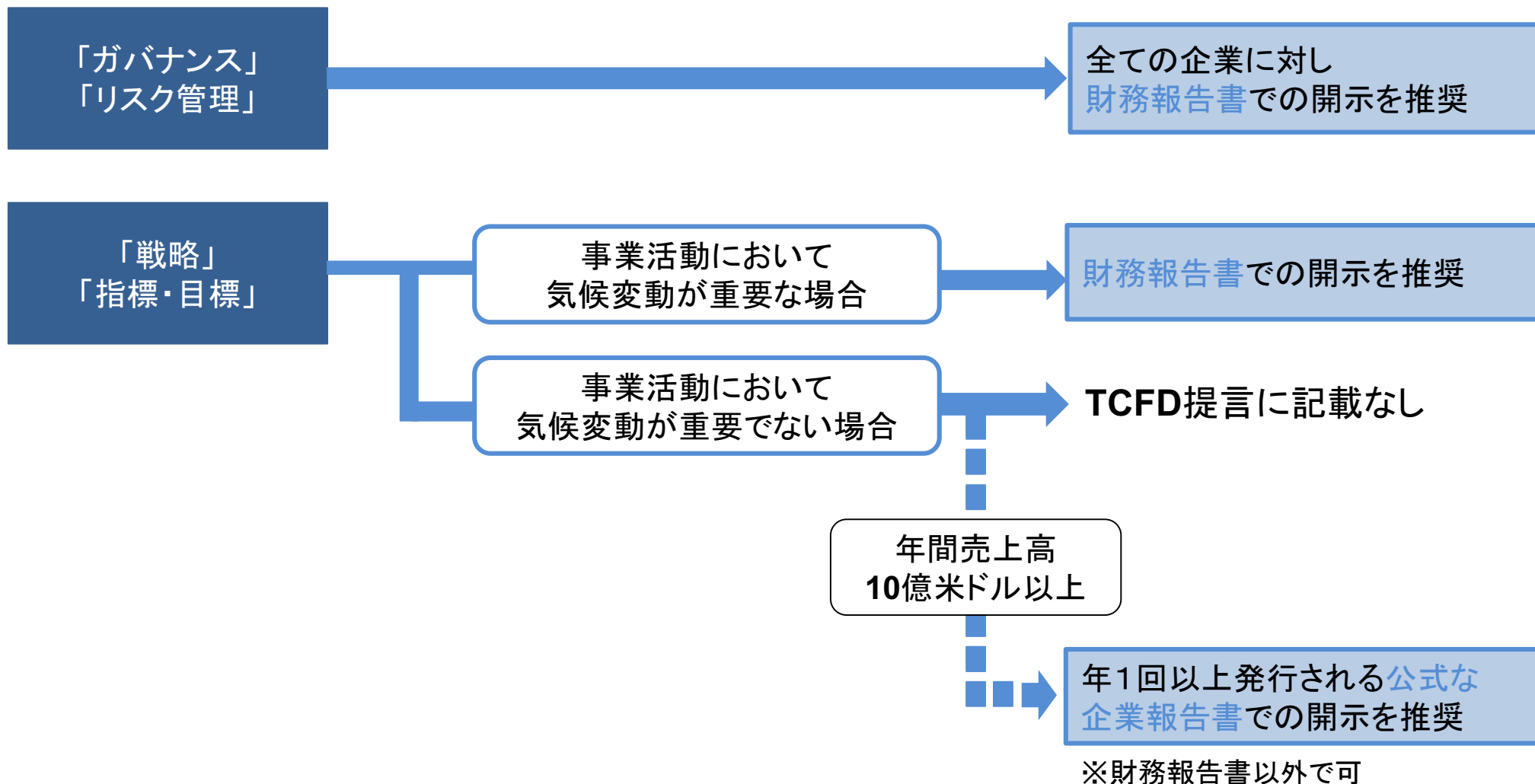
(注) Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

(参考) 青字は定量情報が求められる開示項目

(出所) TCFD最終報告書(日本語)等

TCFD提言②(推奨される開示媒体)

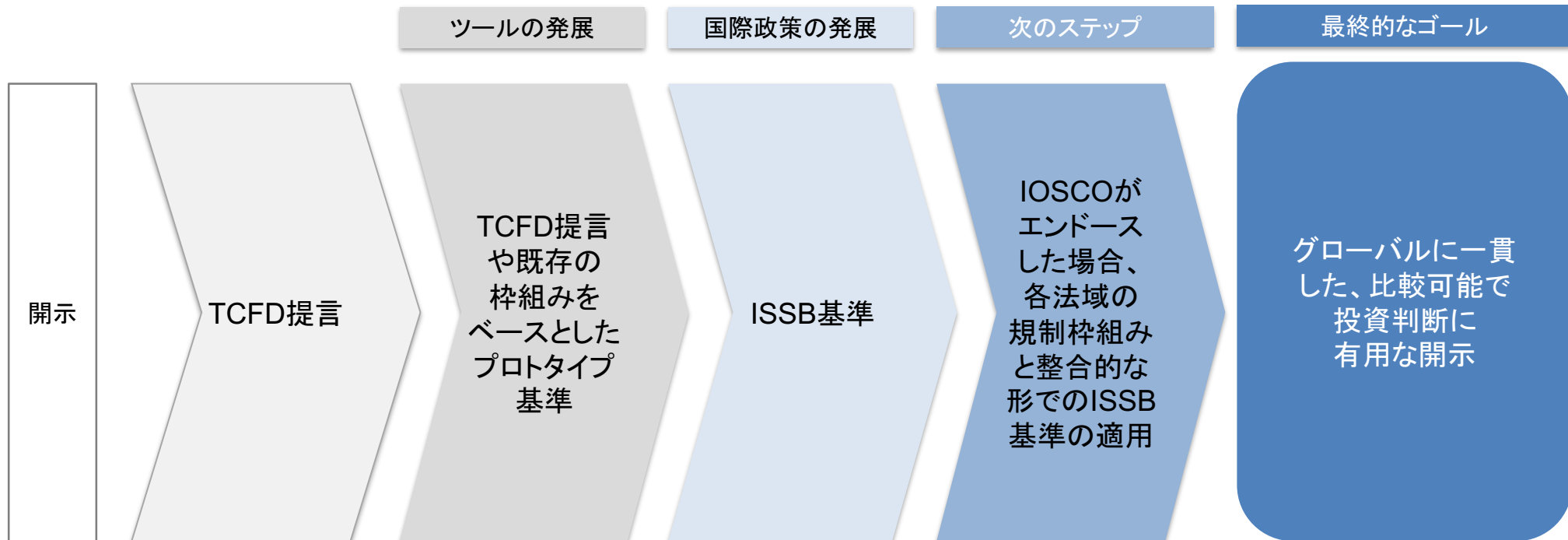
- TCFD提言では、「ガバナンス」と「リスク管理」については、全ての企業に対し財務報告書での開示を推奨
- 他方、「戦略」と「指標・目標」については、企業の重要性が高い場合は財務報告書での開示を推奨



TCFD提言③(TCFDとISSB基準との関係):FSBロードマップ

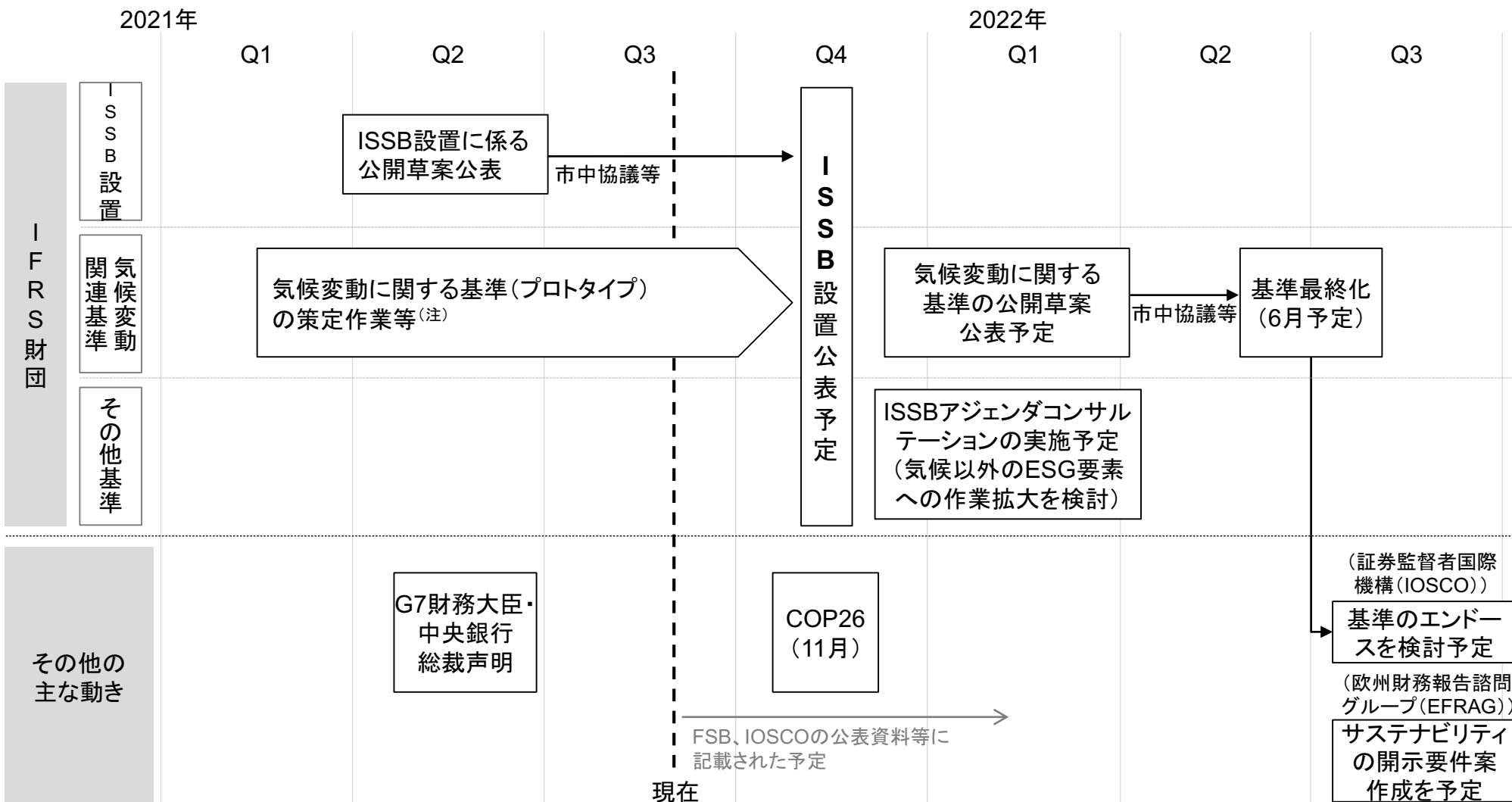
- FSBのロードマップでは、TCFD提言からIFRS財団のサステナビリティ報告基準(ISSB基準)に重点を移すこととされている

気候関連財務リスクに対応するFSBロードマップ(開示関連)



ISSB基準策定の動き①(今後のスケジュール)

- COP26に向けてサステナビリティ開示をめぐる動きが加速。来年夏にはIFRS財団の基準最終化の見込み(現時点以降の予定については、IOSCO「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」におけるスケジュール)



(注)IFRS財団の作業部会は、サステナビリティ報告に係る民間基準設定5団体が2020年12月に公表した基準をベースとして考慮。民間基準設定5団体は、CDP、CDSB(気候変動開示基準委員会)、GRI(グローバル・レポート・イニシアチブ)、IIRC(国際統合報告評議会)、SASB(サステナビリティ会計基準審議会)を指す
(出所)IOSCO「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」(2021年6月)等

ISSB基準策定の動き②(IFRS財団の定款変更)

- 2021年4月、国際会計基準(IFRS)の設定主体であるIFRS財団は、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体(ISSB)を設置やメンバー構成等を含めた定款改正案の市中協議を開始

1. 背景

- IFRS財団は、サステナビリティ報告に関する基準設定主体設置の提案を内容とする市中協議を2020年9月末～同年12月末まで実施。
- 市中協議の結果、グローバルなサステナビリティ報告基準に対するニーズ、当該領域においてIFRS財団が役割を果たすことへの幅広い支持を確認。
- 新たな基準設定主体の戦略的方向性として、以下を提示(2021年3月8日に公表したのと同じ)。

- 投資家の判断に重要な情報(企業価値)にフォーカス(investor focus for enterprise value)
- 当初は気候関連情報に関する報告基準の開発を優先
- TCFD等の既存の枠組み・作業等をベースとした基準開発
- ビルディングブロックアプローチを採用

国際的な首尾一貫性及び比較可能性を実現するため、ISSBがベースとなるサステナビリティ報告基準を設定し、そのベースの上に各国がそれぞれの政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加する方法。

2. スケジュール

- 市中協議期間は2021年7月29日まで
- 同年11月の国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)までにISSB設置の最終決定を予定

ISSB基準策定の動き③(日本の積極的な参画)

- 成長戦略には、サステナビリティ開示に係る国際基準の策定に積極的に参画する旨が盛り込まれている
成長戦略実行計画(2021年6月18日閣議決定)

第3章 グリーン分野の成長

3. カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み

(3) サステナビリティに関する開示の充実

コーポレートガバナンス・コード等を通じて、プライム市場(来年4月の東証の市場再編後、時価総額が大きく、より高いガバナンス水準を備える企業が上場する市場)上場企業等に対して、TCFD等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実に促す。また、国際基準の策定に日本として戦略的に参加する。

成長戦略フォローアップ(2021年6月18日閣議決定)

2. グリーン分野の成長

(3) カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み

iii) サステナビリティに関する開示の充実

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- 国際基準の策定に関して、国際会計基準(IFRS)財団における気候変動を含むサステナビリティについての比較可能で整合性の取れた開示の枠組みの策定の動きに、意見発信を含め日本として積極的に参画する。

ISSB基準策定の動き④ (IFRS財団への資金拠出に関するレター)

□ 2021年8月、日本からIFRS財団に、サステナビリティ基準の開発への貢献を表明するレターを发出

- 2021年8月31日、IFRS財団への資金拠出、及びIFRS財団アジア・オセアニアオフィスの活用を提案する旨、IFRS対応方針協議会(メンバー: 日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、東京証券取引所、日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、財務会計基準機構、金融庁、経済産業省、法務省)名でレターを发出
- 本レターについては、年金積立金管理運用独立行政法人、全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本投資顧問業協会、環境省も賛同

IFRS財団への日本からの資金拠出

- IFRS財団が設置予定のサステナビリティ基準設定主体(ISSB)におけるサステナビリティ基準の開発について、国際会計基準(IFRS)の開発と同様、人的及び技術的貢献を行いたい旨表明。
- ISSBの設立資金及び設立後数年分の運営のための資金(シード・キャピタル)とISSBの中長期的な運営のための資金の双方について、GDP比に応じた一定割合など、応分の負担に基づき継続的に拠出を行う意向を表明。また、金融庁からもISSBへの支援に関連する予算要求を行っている旨表明。
- 2021年7月に公表された、カナダによるIFRS財団への資金拠出の表明を歓迎^(注)。

IFRS財団アジア・オセアニアオフィスの活用

- アジア・オセアニア地域におけるサステナビリティ報告の拠点として活用すべく、IFRS財団アジア・オセアニアオフィス(2012年より東京に設置)のサステナビリティ基準に関する活動の支援をしていく旨表明。
- また、2022年9月に設置期限が到来する同オフィスについて、東京におけるオフィスの存続について前向きな検討を要望。

(注)2021年7月23日、カナダ政府はIFRS財団宛にレターを送付し、財務省・中央銀行・民間団体等を含む55を超える機関のサポートのもと、IFRS財団が設置予定のサステナビリティ基準設定主体(ISSB)のカナダへの誘致、及び運営に伴う初期費用の拠出等を行う用意がある旨表明している

[参考] 気候関連財務開示基準のプロトタイプ

- 2020年12月、国際的なサステナビリティ報告の枠組みを作成している民間基準設定5団体は、TCFD提言をベースに各団体が策定している枠組みの内容を取り入れた気候関連財務開示基準のプロトタイプを公表
- プロトタイプでは、企業における気候関連の財務的リスクと機会、企業の財務業績等に与える影響に関する情報の提供を目的としており、TCFD提言で推奨される開示内容を取り入れている

プロトタイプの構成

基礎		
目的		
スコープ(全ての気候変動リスクと機会が開示対象)		
気候関連財務開示		
ガバナンス		
戦略	戦略	ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の各項目において、以下2つを設定 ✓ 開示目的 ✓ 開示内容
	ビジネスモデル	
	見通し	
リスク管理		※「指標と目標」の開示内容は、付録Aにおいて指標が提示されている
指標と目標	オペレーション	
	リスク	
プロトタイプ 付録A:適用ガイダンス(「指標と目標」に適用)		
業界横断的及び業界別指標を提示		
プロトタイプ 付録B:定義(気候関連リスクと機会について)		

開示内容の例

ガバナンス

- 気候関連リスクと機会に関する取締役会の監視体制
- 当該リスクと機会を評価・管理する上での経営者の役割
- 当該リスクと機会に責任を持つ取締役の特定
- 気候関連戦略を統治・管理する取締役のスキル、能力
- 気候関連政策及び戦略実行における経営上の説明責任を確保する方法 等

戦略

- 短期・中期・長期にわたり、ビジネスモデル及び戦略に影響のある気候関連リスクと機会の説明
- 当該リスクと機会が企業のビジネスモデルと戦略に与える影響
- 当該リスクと機会が企業の意思決定(戦略立案や財務計画)に及ぼす影響の詳細
- 気候関連リスクと機会に対するレジリエンス(シナリオ分析含む)

リスク管理

- 気候関連リスクの識別、優先順位付け、評価プロセス
- 当該リスクのエクスポージャー、当該リスク管理のためのプロセス
- 当該リスクの測定方法
- 気候関連リスクの識別・評価・管理するプロセスが、企業の統合的リスク管理にどう統合されているか 等

指標と目標

- 気候関連リスクと機会の測定、管理に使用される指標
- 気候関連リスクと機会が企業の財務業績、財政状態に与える影響の評価を反映した指標
- 気候関連リスクの緩和・適応、又は機会の最大化のために経営者が設定した目標、進捗状況
- 使用する指標と目標の計算・推定手法 等

※GHG排出量(スコープ1~3)は、適用ガイダンス(付録A)に提示

(注)青字の部分は、TCFD提言で推奨される開示内容と整合的な部分を指す。

(出所)Reporting on enterprise value Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard(2020年12月)

I. 第1回会議での気候変動開示に関する意見

II. 気候変動対応に関する開示

A) 開示内容

B) 開示基準

C) 諸外国における開示制度の検討状況

D) その他の留意点

III. ご議論いただきたい事項

気候変動開示を巡る国際的な動き

□ 国内外で気候変動等に関する開示の充実に向けた取組みが進められている

国内外の開示に係る対応

日本



- 2021年6月、プライム市場の上場企業に対し、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実を求めるコーポレートガバナンス・コードの改訂を実施

米国



- 2021年3月、米証券取引委員会(SEC)は、気候変動開示に関する現行ルールを見直すための意見募集を実施(コメント期限:6月13日)

英国



- 2020年11月、英財務省は、TCFDに沿った開示の義務化に向けた今後5年間のロードマップを公表
- 2021年1月、ロンドン証券取引所プレミアム市場の上場企業に対し、コンプライ・オア・エクスプレインベースでTCFDに沿った開示を要求(同年6月、対象をスタンダード市場の上場企業にも拡大する市中協議を実施(コメント期限:9月10日。2022年1月1日以降開始する会計年度から適用開始予定))。2021年3月、上場企業及び大企業に対し、気候変動開示を義務付ける会社法改正に係る市中協議を実施(コメント期限:5月5日。2022年4月6日以降開始する会計年度から適用開始予定)

EU



- 2021年4月、欧州委員会(EC)は、上場企業及び大企業に対し、サステナビリティ情報の開示を要求する企業サステナビリティ報告指令(CSRD)案を公表(2023会計年度から適用開始予定)
(※)開示要件の詳細については、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が2022年半ばまでに基準を策定予定

IFRS
財団

- 2021年4月、IFRS財団は、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定する基準設定主体の設置に向けた市中協議を実施(コメント期限:7月29日)。同年11月のCOP26前に基準設定主体についての最終決定を行う予定

基準設定
主体

国際会議

G7首脳コミュニケ(2021年6月)抜粋

- 我々は、一貫した、市場参加者の意思決定に有用な情報を提供し、かつ、TCFDの枠組みに基づく義務的な気候関連財務開示へ、国内の規制枠組みに沿う形で向かうことを支持する

米国の動向(サステナビリティ開示を巡る状況の変化)

- 米国では、個別にサステナビリティ要素を例示した形で開示を求める規制はなく、SEC登録企業に対し、投資判断に影響を与える「重要な(material)情報」の開示を要請している
- 従来、発行体の負担増に繋がるとして、ESG開示の見直しには慎重であったが、バイデン政権下では、ESG開示の充実に取り組む動きが見られる

現行の規則(「重要な情報」を開示)



SECによる気候変動開示ルールの見直し作業

Regulation S-K	Commission Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change	(2021年3月5日6月) 意見募集の概要	現行の開示ルール見直しに関する15の質問事項を提示(主な事項以下の通り)
SEC(1977年) (2020年に一部改正)	SEC(2010年)	SEC ゲ ン ス ラ ー 委 員 長 の 発 言 (2021年7月)	<p>市中協議に寄せられたコメントのうち、4分の3が義務的な気候開示ルールに賛成。そのため、SECスタッフに対し、気候リスク開示の義務化に関するルールの提案を2021年末までに策定するよう指示。</p> <p>また、開示に関しては以下の点についてもSECスタッフに指示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候リスクをForm 10-K(年次報告書)で開示すべきかどうかの検討 ・ 投資家が投資判断の際に依存しているか、あるいは今後投資判断に資すると考える、気候リスクに関する様々な定性的・定量的情報の検討 ・ 温室効果ガス排出量のうち、企業がスコープ1・2を開示する方法、及びスコープ3の開示が必要かどうかに関する提言の策定 ・ 特定の業界に関する指標が必要かどうかの検討(銀行、保険、交通を例示) ・ ネットゼロへのコミットメントを満たすために、企業が使用可能なデータ・指標の検討 ・ TCFD提言など既存の枠組みの学習
<p>年次報告書における非財務情報開示</p> <p>投資判断に影響を与える「重要な(material)な情報」の開示を求める。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業の説明 ➢ 環境管理設備に対する重要な資本的支出の見積額含む ②法定手続 ③リスク要因 ④MD&A 	<p>年次報告書への気候変動リスク情報開示</p> <p>開示にあたり、企業が検討する必要があり得る気候変動関連の課題として以下を例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法規制の影響 ②国際的な取決め <ul style="list-style-type: none"> ➢ 京都議定書など ③規制やビジネストレンドの間接的な影響 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大量の温室効果ガスを排出する物への需要減など ④気候変動の物理的な影響 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 異常気象、海面上昇など 		

(出所)米証券取引委員会(SEC)ウェブサイト、「Public Input Welcomed on Climate Change Disclosures」(2021年3月)、「Prepared Remarks Before the Principles for Responsible Investment “Climate and Global Financial Markets” Webinar」(2021年7月)

英国の動向①(TCFD開示義務化のロードマップ)

- 2020年11月9日、英財務省は、TCFD提言に基づく開示の義務化に向けた今後5年間のロードマップを公表。英財務大臣は2025年までに完全義務化を目指す旨表明

対象企業	手段	適用時期と対象範囲			
		2021年	2022年	2023年	2024年-2025年
上場企業	上場規則改正	プレミアム市場 ^(注1) 上場企業	▶ プレミアム市場以外の上場企業にも対象範囲拡大		
英国登録企業	会社法改正	ただし、金融機関の大半は上場規則及び会社法改正の適用対象でもある	上場企業及び一定規模以上の英国登録企業	〔企業の対象範囲拡大について当局がレビューを実施〕	実際の開示例を踏まえた更なる制度の見直し
銀行 住宅金融組合 ^(注2) 保険会社	当局による 監督上の措置	監督対象である全金融機関	〔開示状況のレビュー〕	〔レビュー結果を踏まえ、更なる監督上の対応が必要な場合は市中協議を実施〕	
アセットマネジャー (生命保険・ FCA ^(注3) 規制下の 年金スキーム含む)	新ルール制定		資産運用残高又は資産価値が一定規模以上の企業	▶ 対象企業の範囲拡大	
職域年金基金	年金制度法改正		資産運用額が50億ポンド以上の年金基金	▶ 資産運用額が10億ポンド以上の年金基金	

(注1) ロンドン証券取引所の市場区分の一つ。プレミアム市場の他、スタンダード市場、グロース市場、新興市場が存在する

(注2) 1986年住宅金融組合法に基づいて設立される、住宅を担保とする貸付を主な業務とする預金取扱金融機関

(注3) Financial Conduct Authority(金融行為規制機構)

(出所)UK Government「Interim Report of the UK's Joint Government Regulator TCFD Taskforce」(2020年11月9日)を基に、金融庁作成

英国の動向②(上場規則に基づくTCFD開示)

- 2020年12月、英金融行為規制機構(FCA)は上場規則を改訂し、ロンドン証券取引所プレミアム市場の上場企業を対象に、コンプライ・オア・エクスプレインベースでTCFDに基づく開示を要求(2021年1月1日以降の会計年度から適用開始)
- 2021年6月には、対象をスタンダード市場の上場企業にも拡大する市中協議を実施(コメント期限:9月10日。2022年1月1日以降開始する会計年度から適用開始予定))

項目

開示が求められる事項

<p>開示項目・開示場所</p>	<p>■ TCFD提言で推奨される開示項目(注1)全てを年次財務報告書で開示しているか (9.8.6R(8)(a)) (14.3.27R(1))</p>	<p>No</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ TCFD提言に基づき開示しているが、一部又は全ての項目を年次財務報告書以外で開示している場合、以下の開示を要求(9.8.6R(8)(b)(i))/(14.3.27R(2)(a)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 年次財務報告書以外で開示している開示項目 ・ 当該開示書類の説明 ・ 当該開示書類で開示している理由(Explain) ■ 年次財務報告書あるいはそれ以外の開示書類でも、TCFD提言で推奨される開示項目の全てを開示していない場合、以下の開示を要求(9.8.6R(8)(b)(ii))/(14.3.27R(2)(b)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示していない項目 ・ 開示していない理由(Explain) ・ 将来開示を可能とするために取り得るプランやタイムフレーム <p>Yes</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 年次財務報告書の中でTCFD提言に基づき開示している場所 (R 9.8.6R(8)(c))/(14.3.27R(3))
<p>TCFD提言に関するガイダンスの考慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上場企業は、TCFD提言に関するガイダンス(注2)を考慮し開示しているか詳細に評価する必要(R 9.8.6B G)/(14.3.28 G) ■ 英FCAは、開示内容がTCFD提言と一致しているかどうか判断するにあたり、TCFD提言に関する各種ガイダンス等(注3)を考慮する旨明記 (R 9.8.6C G)/(14.3.29 G) 	
<p>開示内容がTCFD提言に沿っているかどうかの判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上場企業は、利用者が自社の気候関連の問題へのエクスポージャーと対処のアプローチを評価出来るよう、十分に詳細な開示となっているか、自己評価を実施する必要。評価に当たっては、(1)気候関連リスクと機会へのエクスポージャーの程度、(2)気候関連戦略の範囲と目的、の2つを考慮する必要(R 9.8.6D G)/(14.3.30 G) ■ 英FCAは通常、データ取得やモデリング、分析能力の課題に直面している場合を除き、上場企業に対し、TCFD提言で推奨される開示項目の開示を期待する旨明記 (R 9.8.6E G)/(14.3.31 G) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」のうちシナリオ分析を除く項目について 	

(注1) TCFD最終報告書(2017年6月公表)のセクションCの図4に記載されている提言(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)及び推奨される情報開示(11項目)を指す

(注2) TCFD付属書「気候関連財務情報開示に関する提言の実施に向けて(2017年6月公表)」の中に含まれる、全セクター・金融・非金融向けガイダンスを指す

(注3) TCFD付属書(2017年6月)、気候関連リスクと機会の開示におけるシナリオ分析の使用に関するTCFD技術的補足文書(2017年6月)、リスク管理の統合と開示に関するTCFDガイダンス(2020年10月)、シナリオ分析に関する非金融企業向けTCFDガイダンス(2020年10月)、指標・目標・移行プランに関するTCFDガイダンス(2021年6月)、ポートフォリオアライメント分析に関するTCFD技術的補足文書(2021年6月)を指す

(出所) Financial Conduct Authority "Proposals to enhance climate-related disclosures by listed issuers and clarification of existing disclosure obligations"(2020年12月21日公表)、"Enhancing climate-related disclosures by standard listed companies and seeking views on ESG topics in capital markets"(2021年6月22日公表)に基づき金融庁作成

英国の動向③(会社法改正案)

- 2021年3月、英ビジネス・エネルギー・産業戦略省(BEIS)は会社法及びLLP法改正に関する市中協議を実施。従業員500人以上の上場企業及び大規模企業等に対し、TCFD提言に基づく開示の義務化を求める案を提示(コメント期限5月5日)

会社法改正案の概要

- 対象企業
- ✓ 従業員500人以上の上場企業、銀行、保険会社^(注)
 - ✓ AIM市場(新興企業向け市場)に上場している従業員500人以上の英国登録企業
 - ✓ 上記に含まれない企業で、従業員500人以上かつ売上高5億ポンド以上の英国登録企業
 - ✓ 従業員500人以上かつ売上高5億ポンド以上のLLPs

- 開示媒体
- ✓ 年次報告書内の戦略報告書

- 開示内容
- ✓ TCFD提言の4つの柱(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)に沿った開示を要求
 - ※シナリオ分析は推奨するが要求しない旨記載

- 適用開始時期
- ✓ 2022年4月6日以降開始する会計年度

開示が求められる事項

TCFD提言の開示推奨項目		会社法改正案
ガバナンス	a) 取締役会の監視体制	<ul style="list-style-type: none"> • 気候変動から生じるリスクと機会を特定・管理するためのガバナンス体制に関する記載
	b) 経営者の役割	
戦略	a) 短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会	<ul style="list-style-type: none"> • 気候変動に関する影響に対応するため、ビジネスモデルと戦略がどう変化しうるか、及びこの変化に影響を及ぼす傾向や要素に関する記載 ※シナリオ分析(項目c)については開示を要求せず
	b) 気候関連のリスクと機会が当該組織のビジネス・戦略及び財務計画に及ぼす影響	
	c) シナリオ分析	
リスク管理	a) 気候関連リスクを識別及び評価するプロセス	<ul style="list-style-type: none"> • ビジネスに影響を与え得る主要なリスクと機会、及び企業が当該リスクと機会を管理する方法 • 気候変動に関するリスク管理方針、当該方針を実行するためのデューデリジェンスプロセス、及び成果
	b) 気候関連リスクを管理するプロセス	
	c) 気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスの総合的リスク管理における位置づけ	
指標と目標	a) 気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標	<ul style="list-style-type: none"> • 気候関連リスクと機会のエクスポージャーに関するKPI、及び当該KPIについて企業が設定した目標
	b) 温室効果ガス(GHG)排出量と関連リスク	
	c) 気候関連リスクと機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績	

(注) 社会的影響度の高い事業体(Public Interest Entities)を指す

(出所) Department for Business, Energy & Industrial Strategy "Consultation on requiring mandatory climate-related financial disclosures by publicly quoted companies, large private companies and Limited Liability Partnerships"(2021年3月24日公表)

EUの動向①(改訂サステナブルファイナンス戦略)

- 2021年7月、欧州委員会は「サステナブルな社会に向けたトランジション戦略」を公表。2018年に公表したアクションプランを、欧州グリーンディール(2019年12月公表)等を踏まえ、改訂したもの

4つの柱

6つの行動計画

主な取組内容



トランジション
活動への
ファイナンス

① トランジションファイナンスの促進のための既存のサステナブルファイナンスツールボックスの拡大

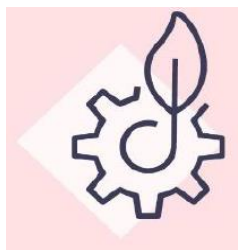
- ・ 温室効果ガスの排出削減に貢献する特定の経済活動(ガスを含むエネルギーセクター等)の資金調達を支援するための法整備の検討
- ・ EUタクソミーの枠組みの拡張(トランジションの取組みの捕捉、気候変動以外の環境目的のタクソミー策定等)



包括的なサステナブルファイナンス枠組みに向けた取組み

② 中小企業や消費者のための包括的なサステナブルファイナンス枠組みに向けた取組み

- ・ リテール向けグリーン貸付の奨励
- ・ 欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)による中小企業向け任意開示基準の策定
- ・ 気候・環境リスクに関する保険の適用範囲の拡大 等



持続可能性リスクに対する経済及び金融システムの強靭化

③ サステナビリティリスクに対する経済及び金融システムの強靭化

- ・ 財務報告基準によるサステナビリティリスクの補足
- ・ 信用格付けや銀行・保険の資本規制におけるESGリスクの組入れ
- ・ サステナビリティリスクに起因する潜在的なシステムリスクの監視及び対応の強化



国際的な
イニシアティブ

④ サステナビリティへの金融セクターの貢献向上

- ・ 科学的根拠に基づく目標設定、開示、金融機関による(持続可能性への)コミットメントのモニタリングの強化
- ・ 投資家の受託者責任及びスチュワードシップルールの明確化、
- ・ ESG格付けの信頼性、比較可能性の改善 等

⑤ EU金融システムの完全性の確保、及びサステナビリティへの秩序ある移行の監視

- ・ グリーンウォッシングリスクの監視と評価、及び当局の現在の監督権限や執行手段等のレビュー
- ・ サステナブル投資への資金の流れを計測するためのモニタリング枠組みや指標の構築 等

⑥ 国際的なサステナブルファイナンスのイニシアチブと基準の策定、及びEUパートナー国を支援

- ・ 国際フォーラムでの野心的な合意を推進(ダブルマテリアリティの主流化、タクソミーの共通目標・原則の合意など)
- ・ サステナブル・ファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム(IPSF)の活動の拡大
- ・ 中低所得国によるサステナブルファイナンスのアクセスの支援 等

EUの動向②(非財務報告指令(NFRD))

- EUでは、2014年に公表された非財務報告指令(NFRD)により非財務情報に関する開示がcomply or explainベースで義務付け。その後策定されたガイドライン(2017年)では、大規模企業に開示することが期待されるサステナビリティに関する項目を例示

非財務報告指令(NFRD)

対象	<ul style="list-style-type: none"> EU域内で株式や債券を発行する、大規模な公益性を有する企業。従業員500名以上の上場企業、銀行(非上場を含む)、保険会社等
開示媒体	<ul style="list-style-type: none"> 原則マネジメントレポート (別にレポートで公表し、その旨をマネジメントレポートに記載することも可)
開示内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業の経過、経営成績、期末の財政状態、事業活動の影響の理解に必要な範囲で、環境保護、社会的責任と従業員の処遇、人権の尊重、腐敗防止・贈収賄防止に関する方針、主要なリスク、非財務KPIなど(方針を持たない場合は要説明(Comply or Explain))

同指令に基づいて策定された非財務情報ガイドライン(Guidelines on non-financial information)で、下記のとおり、開示する際に考慮することが期待されるテーマ別のリストを具体化(法的拘束力はない)

ガイドライン	環境保護	<ul style="list-style-type: none"> 汚染防止・管理、エネルギーの使用による環境影響、直接及び間接の大気への排出物、自然資源の使用と保全及び関連する生物多様性の保全など
	社会的責任・従業員	<ul style="list-style-type: none"> ILO基本条約の実施、多様性問題(ジェンダーや雇用と職業の均等待遇等)、雇用問題(従業員への相談プロセス、雇用と労働条件等)、人材マネジメント、職場の衛生と安全など
	人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重に係るコミットメントの表明の実施、人権デューデリジェンス、プロセスや実施した人権侵害防止策に係る重要な開示(例えば、サプライチェーン上の事業契約での人権問題への取組み方法)など
	腐敗・贈収賄防止	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗・贈収賄防止やマネジメント方法、対策に係る体制など

EUの動向③(企業サステナビリティ報告指令(CSRD))

- 2021年4月21日、欧州委員会は、現行の非財務報告指令(NFRD)の改正案として、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)案を公表。開示要件の詳細は欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が今後策定する基準に基づく旨を提案



CSRD案の概要(2021年4月公表)

EFRAG基準の方向性(EFRAG報告書(2021年3月公表))

対象企業の拡大	現行	年間従業員数500人以上の上場企業等 ^(注1)
	改正案	全ての大企業 ^(注2) 及び上場企業 ^(注3) (中小企業含む)
より詳細な開示要件の導入	現行	環境、社会的責任と従業員の処遇、人権の尊重、汚職・贈収賄防止に関する方針、方針の実施結果、主要なリスクとその管理方法、非財務KPI
	改正案	上記に加え以下を追加で要求 <ul style="list-style-type: none"> ダブルマテリアリティに基づく情報(企業がサステナビリティ事項に与える影響と、サステナビリティが企業に与える情報) 無形資産 開示情報を特定するプロセスに関する情報 ※詳細はEFRAGが策定する基準にて規定
保証の導入	現行	無し
	改正案	当初は限定的保証から開始し、保証水準を徐々に厳格化する段階的アプローチを提案

報告目的	<p>ダブルマテリアリティの概念をベースとした目的を提示</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告企業が様々なステークホルダー(環境を含む)に与える重要なサステナビリティインパクト、及び報告企業自身の価値創造のために重要なサステナビリティのリスクと機会について、比較可能で信頼性の高い情報を提供
報告内容	<p>報告内容として以下を提示</p> <ul style="list-style-type: none"> 【分野】戦略・実行・パフォーマンス測定 【項目】全てのESG要素及び無形資産
基準の構造	<p>3つの報告レイヤーで構成</p> <ul style="list-style-type: none"> セクター共通の報告 セクター別の報告 企業固有の報告
基準策定	<p>段階的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> まずはセクター横断基準、優先順位の高いESGトピック(気候変動等)に関する基準等を策定

(注1) 社会的影響度の高い企業(Public Interest Entities)が対象

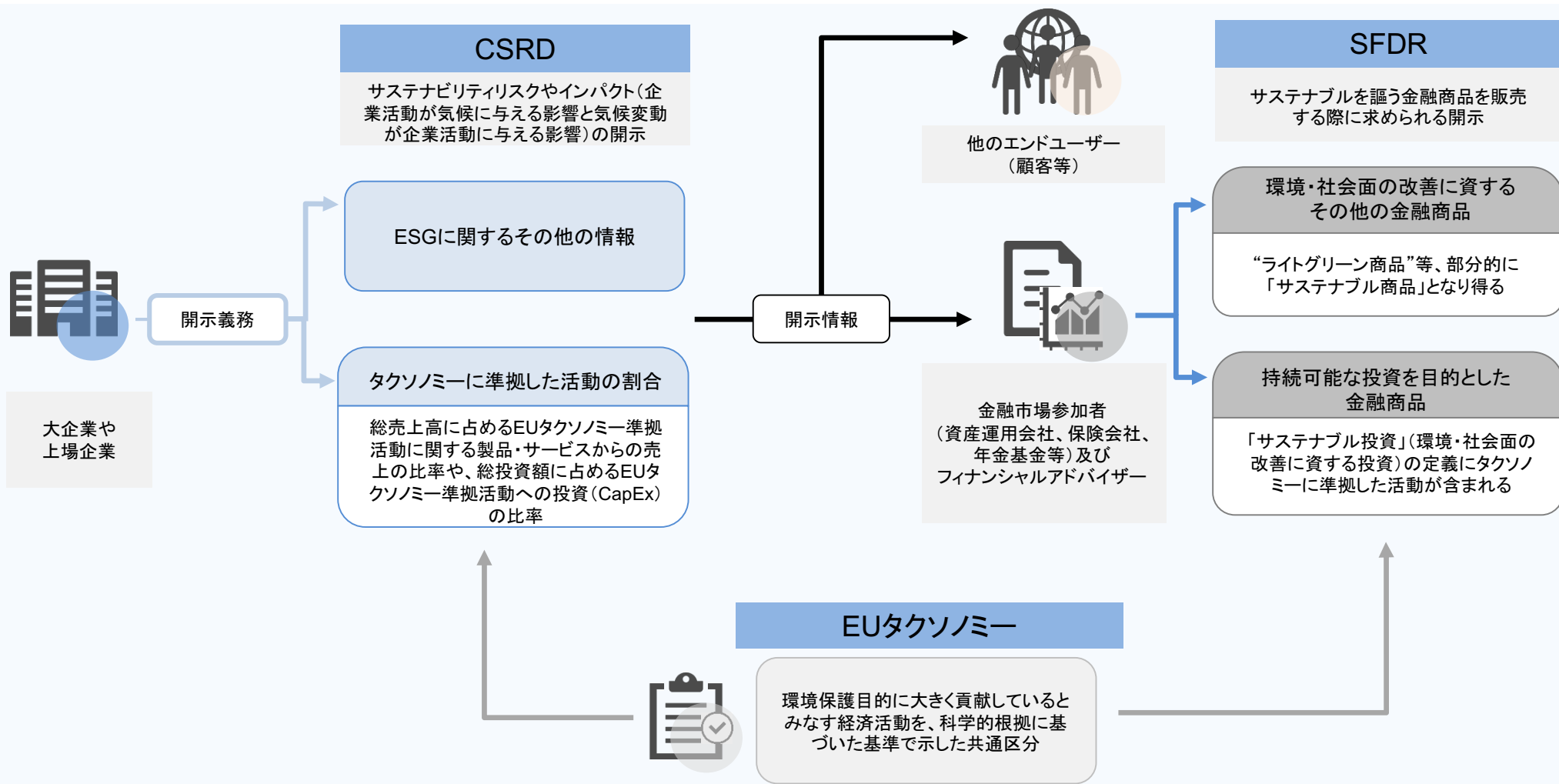
(注2) 大企業は、従業員250人以上、純資産2000万ユーロ、純売上高4000万ユーロのうち2つを満たすもの

(注3) 上場企業のうち、零細企業(a: 総資産残高35万ユーロ、b: 純売上高70万ユーロ、c: 従業員数10名のうち、2つ以上の条件を超えない企業)を除く

(出所) 欧州委員会ホームページ等

EUの動向④(サステナブルファイナンスパッケージ)

- 金融機関や事業会社等は、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)や金融機関等のサステナビリティ開示規制(SFDR)によって、EUタクソミー基準を満たす製品・サービスからの売上が総売上高に占める比率等の開示が必要となる



I. 第1回会議での気候変動開示に関する意見

II. 気候変動対応に関する開示

A) 開示内容

B) 開示基準

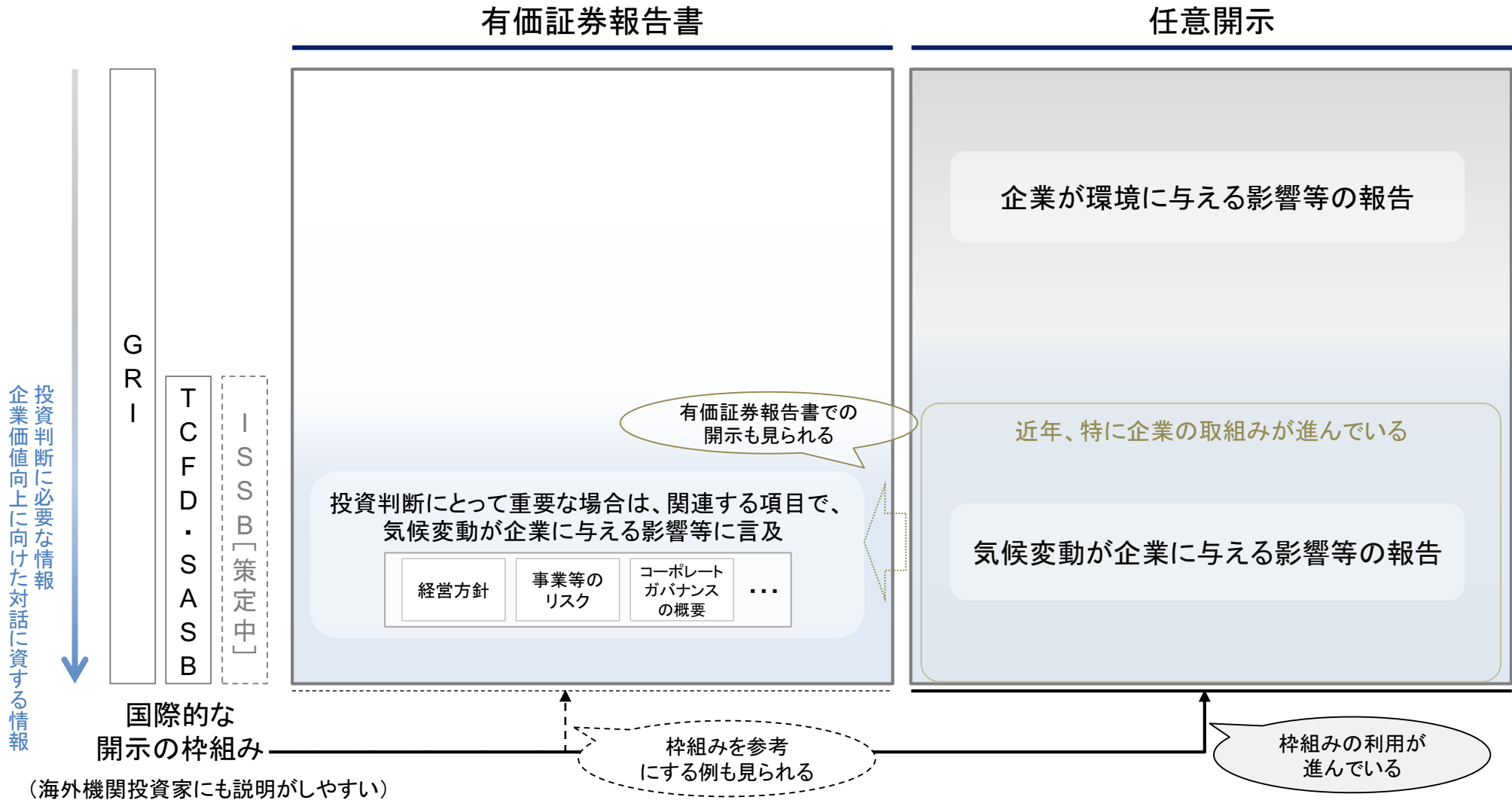
C) 諸外国における開示制度の検討状況

D) その他の留意点

III. ご議論いただきたい事項

開示媒体①(気候変動開示の状況)

□ 気候変動対応に関する開示は、任意開示で取組みが進んでいるが、有価証券報告書での開示も見られる



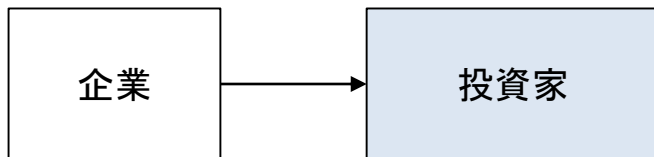
開示媒体②(有価証券報告書と任意報告の役割)

- 有価証券報告書と任意開示は、開示対象の違いにより、開示内容やその役割が異なっている

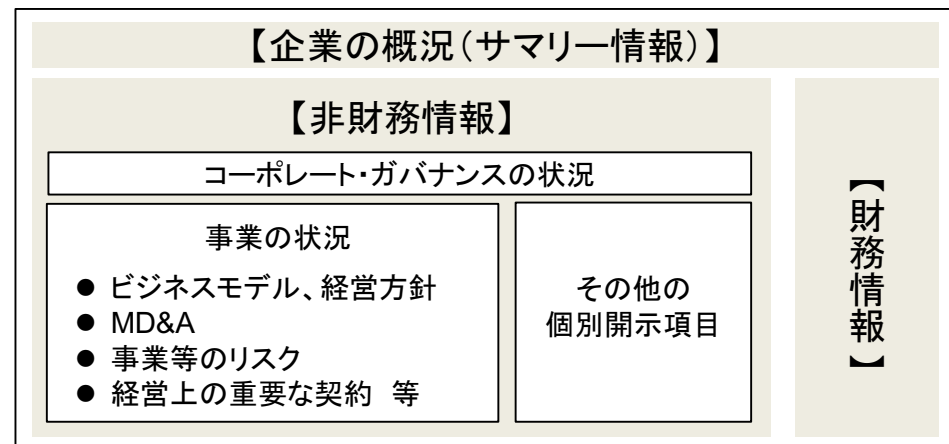
開示対象

開示内容

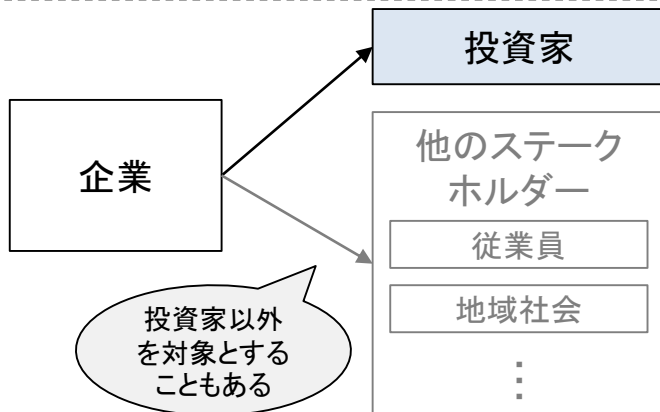
有価証券
報告書



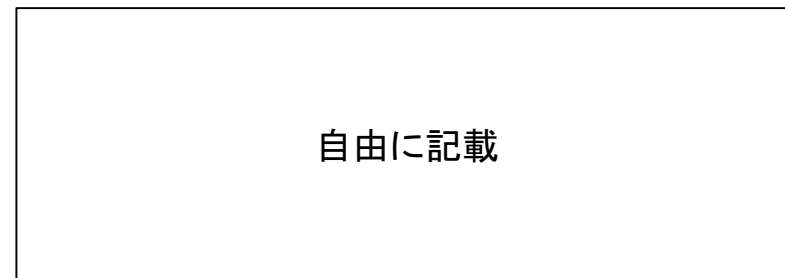
投資家の投資判断に必要とされる情報
企業と投資家との間の建設的な対話に資する情報



任意開示



企業の創意工夫を生かした情報



開示媒体③(開示媒体の発行数)

□ 有価証券報告書の提出企業数に比べ、任意開示を行っている企業数は少数

有価証券 報告書

上場企業



約3800社

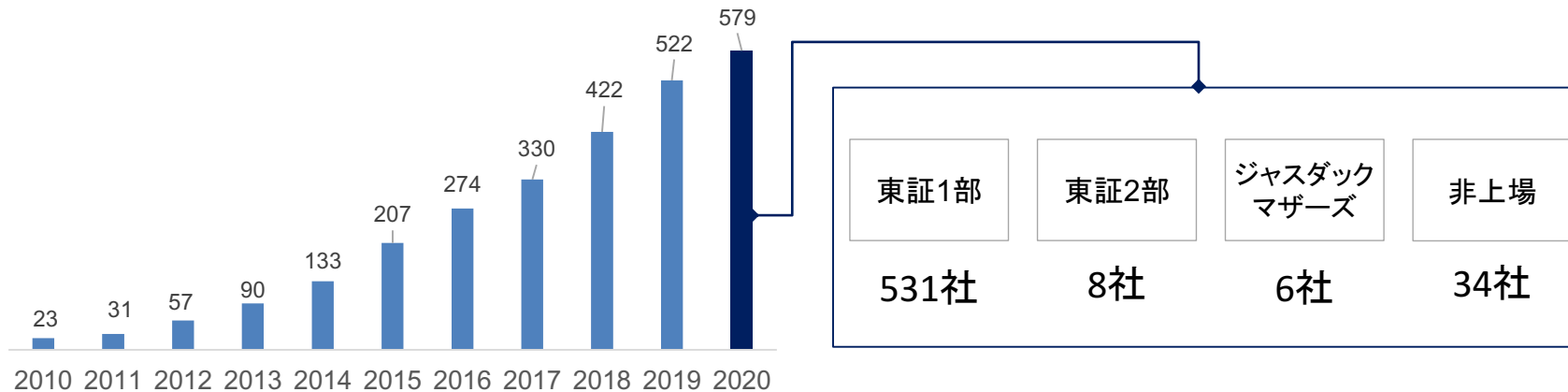
上場企業以外の 金商法開示企業

- 有価証券届出書提出企業
- 株主が1000人以上の企業 等

約480社

任意開示

自己表明型統合レポート^(注)の発行企業数



(注)企業価値レポート・ラボにおいて、編集方針等で、統合レポートであることや財務・非財務情報を包括的に記載している等の統合報告を意識したと思われる表現があるレポートを、「自己表明型統合レポート」としてカウント。調査対象は上場企業をベースとして、把握できる範囲で非上場企業やその他法人等も含めている

(出所)上場企業数は、東京証券取引所(東証の各市場の上場数は2021年8月31日時点)、上場企業以外の金商法開示企業数は、EOL(8月31日時点)、自己表明型統合レポートは、KPMG「日本企業の統合報告に関する調査2020」より金融庁作成

将来情報に関する記載と虚偽記載の責任

- 有価証券報告書における将来情報に関する記載については、金融庁より、提出後の事情の変化をもって虚偽記載の責任を問われるものではないと考えられるとの見解を公表

2019年1月の開示府令改正
パブリックコメントへの回答(抜粋)

提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性がある
と認識している主要なリスクについて、一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が
されていた場合、提出後に事情が変化したことをもって、虚偽記載の責任を問われるものでは
ないと考えられます

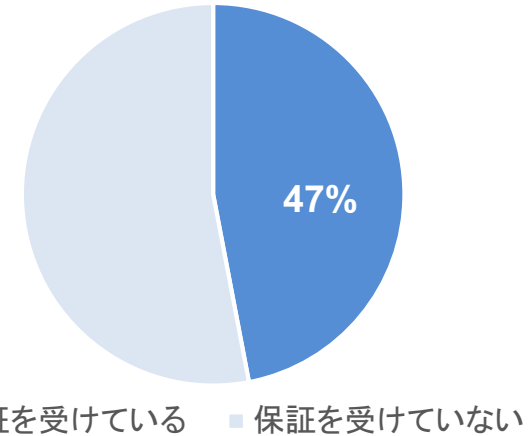
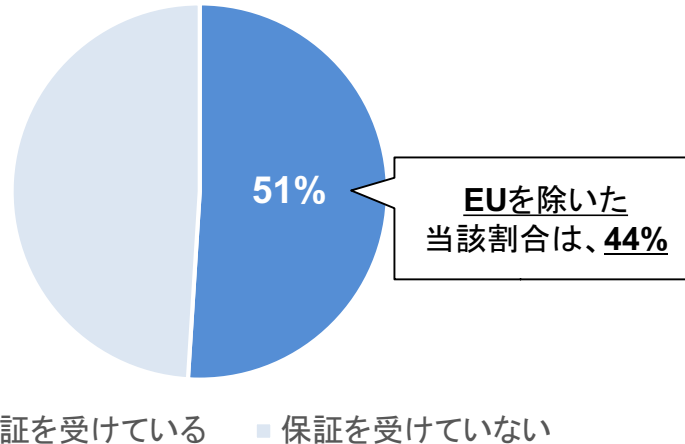
保証業務①(サステナビリティ情報への保証の状況)

□ ESG情報を開示している企業^(注1)のうち、世界では約51%、日本では約47%が保証を受けている

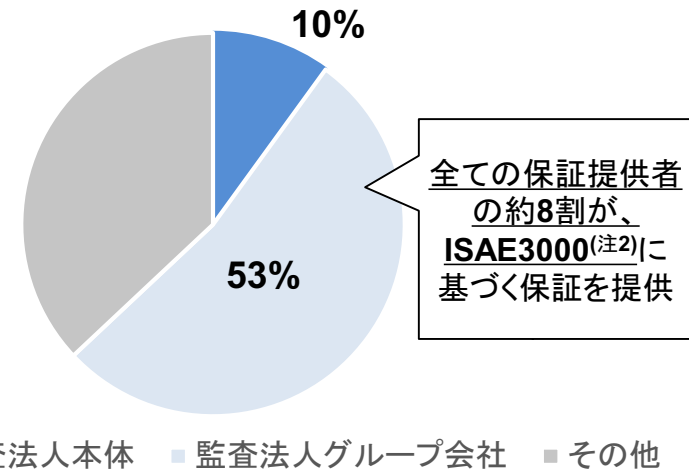
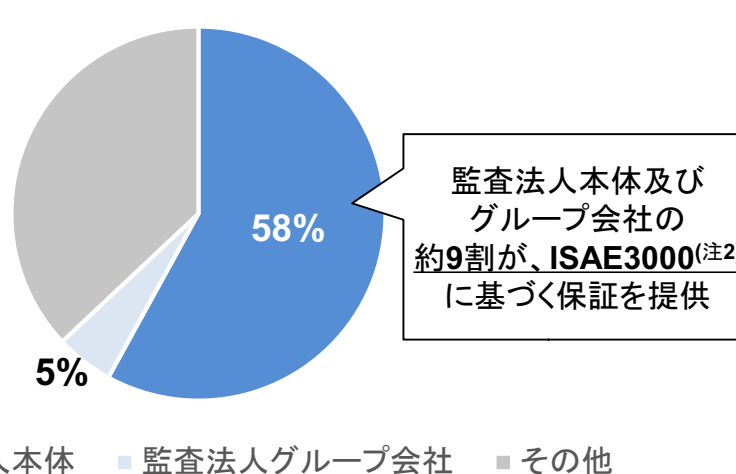
世界

日本

保証を受けているESG
開示情報の割合



上記ESG
開示情報に保証を提供
している組織の割合



(注1) 調査対象は、22ヶ国地域のそれぞれ時価総額トップ100(地域によってはトップ50)の企業

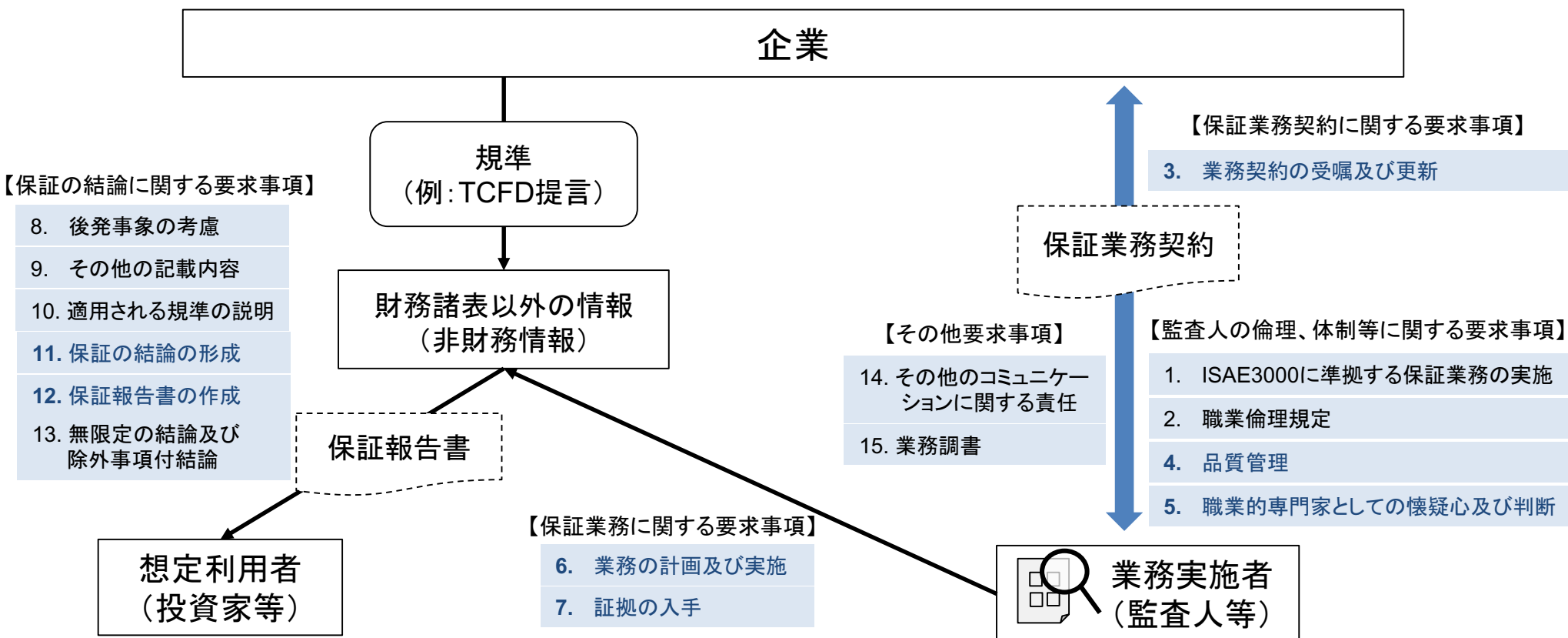
(注2) International Standard on Assurance Engagements 3000: 国際保証業務基準第3000号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」

(出所) 国際会計士連盟(IFAC)報告書「The State of Play in Sustainability Assurance」(2021年6月)

[参考]保証業務②(サステナビリティ情報の保証業務に関する基準)

- 国際監査基準を策定している国際監査・保証基準審議会 (IAASB) では、財務諸表以外の情報に対する保証業務の基準として、国際監査保証業務基準第3000号 (ISAE3000)^(注1)を策定している
- 近年のサステナビリティ情報への関心の高まりを受け、2021年3月、IAASBは、ISAE3000の保証業務への適用に関するガイダンス^(注2)を公表

企業の非財務情報に対する保証を、ISAE3000に基づいて提供する場合の要求事項



(注1) Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information (国際保証業務基準3000号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」)

(注2) IAASBが2017年10月より実施した「拡張された外部報告(EER)」プロジェクトにおいて策定された、ISAE3000の適用に関するガイダンスを指す。太線青字は、当該ガイダンスにおいて対応しているISAE3000の要求事項。このほか、ガイダンスでは定性的情報、及び将来情報に関するものが含まれる

(出所) 日本公認会計士協会「国際監査基準 (ISA) 等の翻訳完了について、ISAE3000」、IAASB本会合資料 (2020年12月)

- I. 第1回会議での気候変動開示に関する意見
- II. 気候変動対応に関する開示
 - A) 開示内容
 - B) 開示基準
 - C) 諸外国における開示制度の検討状況
 - D) その他の留意点
- III. ご議論いただきたい事項

開示における
重要性
(マテリアリティ)
の考え方

- 有価証券報告書の記述情報における「重要性」(マテリアリティ)については、一般的には、「投資家の投資判断にとって重要か否かについて判断すべき」と整理しているが、サステナビリティ開示についても、同様の考え方でよいか。また、「投資家の投資判断にとって重要か否か」は、企業価値への影響を考慮して判断するというアプローチ(注:P10参照)について、どのように考えるか。

開示充実
の方向性

- サステナビリティ開示に関して、以下のような御意見があるが、有価証券報告書における開示の検討にあたり、更にどのような点を踏まえる必要があるか。
 - (i) サステナビリティ開示の枠組みに関する国際的な検討状況を踏まえ、我が国企業の取組みが投資家に十分理解されるような開示とすることが求められる
 - (ii) 国際的な議論がまさに行われているところであり、まずは当面の対応の検討、将来的には来年夏に策定予定のISSB基準などを踏まえた検討が必要
 - (iii) 投資家、企業双方にとって意味のある開示となるよう、比較可能性を考慮する一方で、開示における優先度や企業の実務負担を十分踏まえる必要がある
 - (iv) 一部の上場企業における創意工夫を生かした任意開示を十分受け止められる枠組み(例えば、有価証券報告書において任意開示等を参照することより総覧性を確保するなど)が望ましい

開示充実
の方向性

- サステナビリティ開示に関して、気候変動開示に係るTCFDでは、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」という枠組みが示されているが、開示において特に優先度が高いと考えられる項目は何か。

海外当局の動向・
スケジュール

- 本年11月にCOP26が開催され、来年6月にはIFRS財団のサステナビリティ報告基準が最終化される見込みである中、各国当局がサステナビリティ開示に関する取組みが進んでいる。国内の検討もこうした国際的な動きと歩調を合わせたものとする必要があると考えられるが、今後のスケジュールを考える上で留意すべきことはあるか。

その他

- 上記の他、気候変動開示に関して、留意すべき事項はあるか。

金融審議会

ディスクロージャーワーキング・グループ

報告

—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—

令和4年6月13日

「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿

令和4年6月13日現在

座 委	長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科 教授
	員	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 執行役員 統括部長
		上田 亮子	株式会社日本投資環境研究所 主任研究員
		上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所 弁護士
		近江 静子	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社 インベストメント・スチュワードシップ統括責任者エグゼクティブ ディレクター
		神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
		清原 健	清原国際法律事務所 代表弁護士
		熊谷 五郎	みずほ証券株式会社グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長
		黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科 教授
		小林 いずみ	ANA ホールディングス株式会社 社外取締役
		佐々木 啓吾	住友化学株式会社 常務執行役員
		三瓶 裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表
		高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
		田代 桂子	株式会社大和証券グループ本社 取締役兼執行役副社長
		永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会） 世話人
		中野 貴之	法政大学キャリアデザイン学部 教授
		藤村 武宏	三菱商事株式会社 執行役員 監査部長
		松元 暢子	慶應義塾大学法学部 教授

オブザーバー 全国銀行協会 東京証券取引所 日本監査役協会
日本経済団体連合会 日本公認会計士協会 日本証券業協会
日本労働組合総連合会
財務省 財務省 経済産業省 日本銀行

(敬称略・五十音順)

目次

はじめに	1
I. サステナビリティに関する企業の取組みの開示	3
1. サステナビリティ全般に関する開示	3
(1) サステナビリティ開示を巡る状況	3
(2) 我が国におけるサステナビリティ開示の対応	4
(3) サステナビリティ開示に関する留意事項	9
2. 気候変動対応に関する開示	10
(1) 気候変動対応に関する開示を巡る状況	10
(2) 我が国における気候変動対応に関する開示の対応	11
3. 人的資本、多様性に関する開示	13
(1) 人的資本、多様性に関する開示を巡る状況	13
(2) 人的資本、多様性に関する開示の対応	14
4. 今後の課題	15
(1) サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割の明確化	15
(2) サステナビリティ情報に対する信頼性確保	16
(3) IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスのサポート	16
II. コーポレートガバナンスに関する開示	18
1. コーポレートガバナンス改革と情報開示に係るこれまでの取組み	18
2. 取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況	18
3. 監査の信頼性確保に関する開示	19
4. 政策保有株式等に関する開示	21
III. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング	23
1. 四半期開示	23
(1) 四半期開示を巡る状況	23
(2) 四半期開示に関する実証研究	24
(3) 四半期開示見直しの方向性（四半期決算短信への「一本化」）	25
(4) 「一本化」の具体化に向けた検討課題	26
2. 適時開示のあり方	27
3. 有価証券報告書の株主総会前提出	29
4. 重要情報の公表タイミング	30
IV. その他の開示に係る個別課題	31

1. 「重要な契約」の開示	31
(1) 「重要な契約」の開示を巡る状況	31
(2) 企業・株主間のガバナンスに関する合意	32
(3) 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意	33
(4) ローンと社債に付される財務上の特約	34
(5) その他の留意事項	36
2. 英文開示	36
3. 有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載事項の関係	37
おわりに	39

はじめに

企業情報の開示は、投資家の投資判断の基礎となる情報の提供を通じ、資本市場において効率的な資源配分が実現されるための基本的インフラであり、投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、また適時に分かりやすく提供することが求められる。

また、中長期的な企業価値にとって重要な課題を開示事項とすることを通じ、企業がそれらの課題について必要な検討と取組みを行うことが期待される。投資家は開示された企業の取組みを深く理解し、建設的な対話を通じて、企業価値の向上を促すことが期待される。

前回の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの審議では、財務情報のみならず、それを補完する記述情報が企業と投資家との対話の基盤として特に重要性を増しているとの問題意識の下、その在り方全体について検討を加え、報告を取りまとめた（2018年6月。以下「前回ワーキング・グループ報告」という。）。

その後、同報告を受け、制度改正が進められる¹とともに、金融庁により、「記述情報の開示の原則」が策定され、実務家や有識者の協力を得て「記述情報の開示の好事例集」が定期的に公表・更新されるなど、実務への浸透を図る継続的な取組みが進められてきた。

こうした中、企業と投資家との対話や開示実務の進展などにより、企業情報の開示、特に記述情報の開示の充実が進み、その有用性は着実に高まっている。

同時に、企業情報の開示を取り巻く経済社会情勢をみると、

- ・ 企業経営や投資家の投資判断におけるサステナビリティ²の重要性の急速な高まり
 - ・ 企業のコーポレートガバナンスに関する議論の進展
- など大きな変化が生じている。

さらに、「成長と分配の好循環」を柱とする「新しい資本主義」の実現に向けた議論も進んでいる。この議論では、現在の資本主義経済が抱える、持続可能性の欠如、中長期的投資の不足、気候変動問題の深刻化といった課題に対応し、資本市場の機能発揮を促すとの観点

¹ 経営方針、事業等のリスク、役員報酬、政策保有株式、監査役会等の活動状況等の開示の充実を図るため、内閣府令を改正（2019年1月公布）。

² サステナビリティの概念は、様々な主体において説明が行われている。コーポレートガバナンス・コードやステewardシップ・コードでは、サステナビリティの概念を、「ESG要素を含む中長期的な持続可能性」としている。国際的には、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の公開草案「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項案に関する結論の根拠」においては、「サステナビリティの概念は『持続可能な開発』と結び付けられることが多く、国連環境特別委員会のブルントラント報告書では、「将来の世代が自身のニーズを満たす能力を損なうことなしに、現在のニーズを満たす開発」と定義されているとしている。また、「サステナビリティ及び持続可能な開発という用語は、社会的コミュニティ及び共同体にわたり幅広く適用され、現在及び将来の世代に適用される。これらの用語は、正義、健康、福祉、維持及び地球の限界の認識に関する環境上の及び社会的な概念もカバーしている」とされている。さらに、欧州委員会の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）案では、環境、社会、従業員の事項、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止の事項、ガバナンスの事項とされている。

から、企業情報の開示のあり方の検討が求められている。

同時に、世界から人材・企業・資金を呼び込む「国際金融センター」実現に向けた取組みも進んでいる。国内外で気候変動対応に関する取組みが加速しており、海外からの投資を呼び込む上では、このような国際的な動きを踏まえた資本市場の一層の整備が求められる。

こうした課題認識の下、金融審議会では、2021年6月の金融担当大臣からの諮問を受けてディスクロージャーワーキング・グループ（以下「当ワーキング・グループ」という。）を設置し、

- I. サステナビリティに関する企業の取組みの開示
- II. コーポレートガバナンスに関する開示
- III. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング
- IV. その他の開示に係る個別課題

について、2021年9月から9回にわたり審議を行った。本報告は、当ワーキング・グループにおける検討の結果をとりまとめたものである。

I. サステナビリティに関する企業の取組みの開示

1. サステナビリティ全般に関する開示

(1) サステナビリティ開示を巡る状況

我が国では、2020年10月、政府として2050年のカーボンニュートラルを目指すことが宣言され、サステナビリティに関する取組みが企業経営の中心的な課題となるとともに、それらの取組みに対する投資家の関心が世界的に高まっている。

同時にサステナビリティ開示の基準策定やその活用の動きが急速に進んでいる。

まず、気候変動分野では、近年、金融安定理事会（FSB）の下に設置された気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）のフレームワークの活用が進んでいる。我が国では、TCFDの活用を促すため、2019年5月、経済界等の呼びかけにより、「TCFD コンソーシアム」が設置され、TCFDのフレームワークに沿った開示を行う上での疑問点や望ましい開示内容について、投資家と企業による双方向の議論が進められてきた。そうした結果、グローバルに事業を展開している日本企業を中心に、統合報告書やサステナビリティ報告書などの任意開示書類等におけるサステナビリティ開示が進展しており、我が国のTCFDの賛同機関数は世界の800機関となっている（本年4月15日時点）。

また、サステナビリティ開示全般としては、2021年3月、国際会計基準（IFRS）の設定主体であるIFRS財団がグローバルなサステナビリティ報告基準を設定する方針を公表した。同財団は2021年11月には基準設定主体となる国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立を公表³し、このISSBは本年3月、サステナビリティ開示基準（サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項及び気候関連開示）の公開草案を公表している（これらの基準は本年末までに最終化される予定）。

我が国においても、公益財団法人財務会計基準機構（FASF）が、2021年12月、サステナビリティ開示に関する国際的な意見発信等を行うサステナビリティ基準委員会（SSBJ）の設置を公表した。本年7月の正式な立上げに先立ち、本年1月、SSBJ設立準備委員会が設置され、サステナビリティ開示をめぐる議論の動向を踏まえた精力的な議論が行われている。

³ ISSBの設立に関連して、政府からIFRS財団への資金面での貢献として、令和3年度補正予算において約1.1億円の予算を計上、拠出した。

(2) 我が国におけるサステナビリティ開示の対応

このような国内外の状況を踏まえ、我が国においてもサステナビリティ開示に向けた検討を進めることが急務となっている。この検討に当たっては、

- (i) 我が国の企業情報の開示の主要項目としてサステナビリティ開示を位置付け、その内容について継続的な充実を図ること
- (ii) サステナビリティ開示の具体的内容の検討に当たっては、我が国の経済社会事情や国内企業の優れた取組み、投資家の声などを十分に踏まえること
- (iii) (i) 及び (ii) を踏まえてサステナビリティ開示に関する国際的な議論を主導し、開示における比較可能性を十分確保することが求められる。

こうした要請に応えるため、

- (i) 有価証券報告書において、サステナビリティ情報を一体的に提供する枠組みとして、独立した「記載欄」を創設すること
 - (ii) 我が国におけるサステナビリティ開示に関する情報集約や分析、国際的な意見発信、さらには具体的開示内容の検討を行うための体制整備を進めること
 - (iii) 有価証券報告書以外の任意開示等において、企業の創意工夫を生かしつつ、気候変動対応をはじめとするサステナビリティ開示の質と量の充実が進むよう企業を促すとともに、投資家も含め、サステナビリティ開示の適切な評価・分析、さらにはそれを活用した対話が進むよう促すこと
- といった取組みを並行して進めることが重要である⁴。

① 有価証券報告書における開示

一般に有価証券報告書での非財務情報の開示に当たっては、企業において、「重要性（マテリアリティ）」という評価軸を持つことが求められる。

具体的には、「記述情報の開示に関する原則」（2019年3月）において、

- ・ 記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる
- ・ 投資家の投資判断における重要性は、企業の業態や企業が置かれた時々の経営環境等によって様々であると考えられる
- ・ 記述情報の開示に当たっては、各企業において、個々の課題、事象等が自らの企業価値や業績等に与える重要性に応じて、各課題、事象等についての説明の順序、濃淡等を判断することが求められる

⁴ 企業や投資家における将来の実務的な準備のため、ロードマップを示すことが重要であるとの意見があった。

とされている⁵。

サステナビリティ情報の開示における「重要性」の考え方については、諸外国や国際的な基準設定主体で広く議論されている。この点に関して、ISSBの公開草案においては、サステナビリティ関連財務情報に関する「重要性」の定義は「財務報告に関する概念フレームワーク」で使用されている定義と整合性を取っている一方で、「重要性の判断は、一般目的財務諸表についての判断とは異なることとなる」とし、「企業価値は、短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性並びに企業のリスク・プロファイル、ファイナンスへの企業のアクセス及び資本コストに照らした当該キャッシュ・フローの価値についての予想を反映する」ものであるとした上で、投資家や融資者、債権者等による企業価値の評価に資する情報を開示する⁶こととしている。

「記述情報の開示に関する原則」は、現在は経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、事業等のリスクを中心に開示の考え方を整理したものとなっており、昨今の国際的な議論の進展を踏まえたものとする必要がある。そのため、今後、サステナビリティ開示の充実を進めるに当たっては、企業価値に関連した投資家の投資判断に必要な情報が開示されるよう、金融庁において、国際的な動向も踏まえつつ、「記述情報の開示に関する原則」を改訂すべきである。

その上で、企業においては、「記述情報の開示に関する原則」を踏まえて、自らが「重要性」をどのように評価しているのかが伝わる開示が必要となる⁷。

サステナビリティ開示の媒体については、欧米において法定の年次報告書の一部としてサステナビリティ情報を開示する議論が進んでいる⁸⁹。こうした中、企業が法

⁵ 「記述情報の開示に関する原則」（2019年3月19日）2-2

⁶ ISSBのサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項における「重要性」の判断における考慮事項の一例は以下のとおり。

- ・ 重要性がある情報には、①企業の将来キャッシュ・フローに影響を与えることが合理的に予想される場合は社会及び環境に対する企業の影響、②企業の将来キャッシュ・フローに影響を与える可能性は低いながらも潜在的な影響は大きいと考えられる事象、が含まれるがこれらに限定されない
- ・ 重要性は、その情報が持つ性質や影響度合いによって企業ごとに異なるため、重要性に関する定量的な閾値の設定や、特定の状況における重要性をあらかじめ定めない
- ・ 企業の状況における重要なサステナビリティリスクと機会を特定するため、経営者に対し重要性の判断を要求

⁷ ISSBのサステナビリティ開示基準の確定後、その考え方を踏まえることも考えられる。

⁸ 米国、欧州など諸外国において、サステナビリティの法定開示への取り込みに関する検討が進行中。詳細は、I 2（1）、3（1）を参照。

⁹ ISSBの公開草案においては、一般目的財務報告の一部としてサステナビリティ情報を報告することが求められている。なお、一般目的財務報告は、「主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関連する意思決定を行う際に有用な、報告企業に関する財務情報を提供するものであり、それらの意思決定には、以下に関する意思決定を伴う。(a)資本性及び負債性金融商品の購入、売却又は保有、(b)貸付金及び

定書類でサステナビリティに関する考え方や取組みを開示することは国際的な資本市場整備の観点からも最低限必要となってきたとの指摘がある。

また、我が国において、企業が重要なサステナビリティ情報を有価証券報告書において開示する事例もみられるが、【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【事業等のリスク】、【経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】といった項目に分散して記載されていたり、企業によって開示箇所が異なったりするといった事例がみられることから、明瞭性や比較可能性の確保が必要となっている。

これらを踏まえると、投資家に分かりやすく投資判断に必要な情報を提供する観点から、核となるサステナビリティ情報を有価証券報告書に記載することができるよう、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設すべきである。

「記載欄」において開示する内容について、国内外のサステナビリティ開示で広く利用されているTCFDのフレームワーク、ISSBの公開草案では、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素に基づく開示となっており、国際的な比較可能性の観点から、我が国においても同様の枠組みで開示することが適切と考えられる。

また、有価証券報告書提出会社は4,000社超存在する中、制度面の対応を進める際には、企業の業態や経営環境が異なることを踏まえるとともに、企業負担にも十分に配慮することが重要である。この点について、

- ・ TCFDのフレームワークでは、リスクの影響を評価する上で必要な背景情報であり、重要性の評価に必要となる「ガバナンス」と「リスク管理」はすべての企業が開示、「戦略」と「指標と目標」は重要性がある場合に開示が求められている
 - ・ TCFDの提言は、4つの構成要素と11の推奨開示項目で構成されているが、推奨開示項目の中には企業の開示負担が大きいものがある
- といったことを踏まえた対応が必要となる。

このため、「記載欄」には、国際的なフレームワークと統合的な「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素に基づく開示を行うこととし、

- ・ 企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、「ガバナンス」と「リスク管理」は全ての企業が開示する

他の形態の信用の供与又は決済、(c)企業の経済的資源の利用に影響を与える経営者の行動に対して投票を行うか又は他の方法で影響を与える権利の行使。一般目的財務報告には、企業の一般目的財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示が含まれるが、これらに限定されるものではない。」と定義しており、日本においては、有価証券報告書による報告が該当すると考えられる。

- ・ 「戦略」と「指標と目標」は、開示が望ましいものの、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示することとすべきである¹⁰。

なお、「戦略」と「指標と目標」について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、投資家にとって有用な情報である当該判断やその根拠を含めた開示を積極的に行うことが強く期待される。

「記載欄」の新設に当たっては、有価証券報告書の他の項目における開示や、任意開示書類における開示との棲み分けを考える必要がある。

有価証券報告書は、投資家の投資判断に必要な情報を提供する法令上の書類であり、虚偽記載には罰則等が定められている一方、任意開示書類は、投資家に限らず、様々なステークホルダーの幅広いニーズに応えるため、企業が任意で公表する書類である。この点を踏まえると、有価証券報告書の「記載欄」においては、投資家の投資判断に必要な核となるサステナビリティ情報を記載し、有価証券報告書の他の項目である【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【事業等のリスク】、【コーポレート・ガバナンスの状況等】等と適切に相互参照するとともに、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報を補完する詳細情報について、必要に応じて詳細情報を記載した任意開示書類を参照することが考えられる。

その上で、国際的な比較可能性の担保等の観点から、SSBJにおいて、ISSBが策定する基準を踏まえ、速やかに具体的開示内容を検討すべきである。

その後、当ワーキング・グループにおいて、当該具体的開示内容を有価証券報告書の「記載欄」へ追加する検討を行うことが考えられる。

なお、具体的開示内容を規定する場合は、

- ・ グローバルな投資家との対話が期待される市場区分に属する上場企業であるか
- ・ 様々な有価証券報告書提出会社がある中で、情報開示のニーズと比して、企業にとって過度な負担となる場合がないか

といった観点から、市場区分等に応じて段階的な対応を取るべきかといった点も併せて検討することが考えられる。

② 国内の体制整備（国際的な意見発信と開示の個別項目の検討）

国際的には民間の基準設定主体であるISSBがサステナビリティ開示基準の策定を進める中で、国内においても民間関係者を中心とした国際的な意見発信や国内の

¹⁰ 国際的な流れを踏まえると、「ガバナンス」と「リスク管理」だけでなく、「戦略」と「指標と目標」についても、全ての企業に開示の義務付けをすべきとの意見もあった。

開示項目を検討するための体制構築が急務となる。

こうした中、FASF が、2021 年 12 月、日本経済団体連合会の提言等を受け、SSBJ の設置を公表した。

SSBJ については、

- ・ 国内の開示実務や投資家の期待や意見を集約し、我が国からの国際的な意見発信の中心となること
 - ・ ISSB におけるサステナビリティ開示基準の策定動向を踏まえつつ、日本における具体的開示内容について実務面も含めた検討を行うこと
- などの重要な役割を果たすことが期待されている。

本年 1 月、サステナビリティ分野の幅広い有識者がメンバーとなり、まずは、SSBJ 設立準備委員会が設置され、ISSB の公開草案等について精力的な議論が行われている。今後、本年 7 月に正式に SSBJ が設立される予定である。

SSBJ については、こうした活動の定着に応じ、今後、我が国におけるサステナビリティ開示基準の策定において中心的な役割を果たすことが期待される。こうした点も視野に入れ、引き続き官民を挙げて、資金面・人材面の支援も含め、SSBJ の取組みを後押ししていくことが極めて重要である。

③ 任意開示の促進

我が国では、TCFD コンソーシアムの活動等を通じて、TCFD 賛同機関数が世界一となるほか、各企業の努力により充実した開示がみられるなど、企業の自主的なサステナビリティ開示の取組みが進んでいる。各企業が創意工夫を凝らした開示については、金融庁において「記述情報の開示の好事例集」としてとりまとめて公表しているが、その中には、以下のような開示事例がある。

- ・ サステナビリティへの取組みの全体像を経営の目線で記載
- ・ 気候変動リスクが自社のビジネスに与える影響の内容、財務影響度、緊急度及び対処方法を具体的に記載
- ・ 財務影響の前提要件について、対象期間、対象範囲、算定要件を具体的に記載

2021 年 6 月、再改訂されたコーポレートガバナンス・コード¹¹では、

- ・ 上場企業は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである
- ・ 人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略等との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである
- ・ プライム市場上場企業については、気候変動に関して TCFD またはそれと同等の

¹¹ 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」補充原則 3-1 ③

国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきであるとされている。

こうした動きを受け、上場企業におけるサステナビリティに関する取組みとその開示が急速に進んでいる¹²。今後、こうした動きを SSBJ の取組みに適切に反映させるとともに、引き続き開示の好事例を広げる取組みを進めていくことが重要である。

(3) サステナビリティ開示に関する留意事項

① 将来情報の記述と虚偽記載の責任

サステナビリティ情報は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項であり、将来情報を含むこととなる。有価証券報告書は、近年、経営方針や事業等のリスク等の記述情報の充実が図られており、これらの中で、将来情報の記載もみられてきている。前回ワーキング・グループ報告を踏まえた内閣府令改正の際には、将来情報の記載と虚偽記載の関係について、「一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされていた場合、提出後に事情が変化したことをもって虚偽記載の責任が問われるものではないと考えられる」ことを明らかにしている¹³。

サステナビリティ開示について、投資家の投資判断にとって有用な情報を提供する観点では¹⁴、事後に事情が変化した場合において虚偽記載の責任が問われることを懸念して企業の開示姿勢が委縮することは好ましくない。このため、上記の考え方について、実務への浸透を図るとともに、企業内容等開示ガイドライン等において、サステナビリティ開示における事例を想定して、更なる明確化を図ることを検討すべきである。

② 任意開示書類の参照

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」への記載については、任意開示書類に記載した詳細情報を参照することが考えられるが、その際の虚偽記載の責

¹² 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況（2021年12月末時点）」（2022年1月26日）によると、補充原則3-1③のコンプライア率は、プライム市場選別会社は66.70%、スタンダード市場選別会社は58.58%となっている。なお、プライム市場上場企業向けの原則及び補充原則は、新市場区分移行後（2022年4月4日以降）、最初に到来する定時株主総会後に提出するコーポレート・ガバナンス報告書から記載が求められる。

¹³ 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2019年1月）

¹⁴ 気候変動関連開示について、重要な指標が変動した場合の各シナリオにおける財務影響を、定量的に記載している企業が存在する。

任の考え方については整理が必要である。

金融商品取引法は有価証券報告書の記載内容に虚偽記載があった場合の責任を規定しているが、任意開示書類に、事実と異なる実績が記載されている等、明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該任意開示書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になり得る場合を除けば、参照先の任意開示書類に虚偽記載があったとしても、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、同法の罰則や課徴金が課されることにはならないと考えられる。

なお、有価証券報告書には、投資家の投資判断にとって重要な情報を記載することが求められており、企業による重要性に関する合理的な判断を尊重することになるが、投資家が真に必要とする情報については有価証券報告書に記載しなければならない¹⁵。今後、サステナビリティ情報などについて国際的な開示基準が策定される中で、有価証券報告書に何を記載し、何を参照するかについては、具体的に事例を積み重ねながら検討していくことが考えられる。

③ 法定開示と任意開示の公表時期

有価証券報告書で任意開示書類を参照することに関しては、現在の実務では、両書類の公表時期に差がある¹⁶ことに留意する必要がある。海外では、サステナビリティ情報を財務情報と併せて開示することが想定されていること¹⁷を踏まえると、日本においても将来的にはサステナビリティ情報が記載された書類の公表時期を揃えていくことが重要であり、実務的な検討や環境整備を行っていくことが考えられる。

2. 気候変動対応に関する開示

(1) 気候変動対応に関する開示を巡る状況

気候変動関連開示については、ISSBが、本年3月、国内外で広く利用されているTCFD

¹⁵ 有価証券報告書の「記載欄」に核となる情報を記載せずに、ほとんどの情報を任意開示書類の参照とするといったことが行われると、有価証券報告書に記載欄を設けた趣旨が没却されてしまうため、当局において、適切なエンフォースメントを行うことが重要との意見もあった。

¹⁶ 現在の実務では、有価証券報告書の提出後に統合報告書やサステナビリティ報告書等の任意開示書類を作成・開示しているケースが多い。

¹⁷ ISSBの公開草案において、「企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない、サステナビリティ関連財務開示は、財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない」とされている。

をベースにした気候関連開示基準の公開草案を公表した。当該公開草案では、TCFD のフレームワークの4つの構成要素を踏襲しつつ、TCFD の推奨開示項目から一部追加又は詳細化したものとなっており、業種別指標も示されている。

また、諸外国の当局でも、以下のとおり気候変動関連開示の議論が進展している。

- ・ 米国では、証券取引委員会（SEC）が、本年3月、気候関連開示を義務化する内容の規則案を公表し、市中協議を開始した。本年中に規則を最終化し、大規模早期提出会社は2023会計年度、早期提出会社、非早期提出会社は2024会計年度、小規模報告会社は2025年から適用予定である¹⁸。当該規則案では、温室効果ガス（GHG）排出量のScope 1・Scope 2¹⁹を開示、Scope 3については、重要な場合又は目標を設定している場合に開示を求めている²⁰。
- ・ 英国では、ビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）が、TCFD に沿った4つの構成要素に基づく開示を求める会社法改正を実施し、本年4月6日以降に開始する会計年度から適用されている。
- ・ 欧州では、欧州委員会が、2021年4月、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）案を公表し、サステナビリティ開示が必要な対象企業の拡大、詳細な開示要件、保証の導入が行われることとなっている。2021年4月時点の同指令案によれば、本年12月1日までにEU加盟国による国内法制化を行い、大企業は2023会計年度、上場中小企業は2026会計年度から適用予定である²¹。

（2）我が国における気候変動対応に関する開示の対応

日本は、TCFD 賛同機関数で世界をリードしており、多くの気候変動関連開示に係る実務や事例が積み上がっている。しかしながら、我が国独自の開示項目を早急に決めてし

¹⁸ 大規模早期提出会社は、事業年度末において、以下のすべての要件を満たす会社：①議決権付株式及び無議決権株式につき、直近第2四半期の最終営業日において、世界規模の時価総額が700百万ドル以上（関連会社以外が保有するものに限る）、②12ヶ月以上、証券取引所法第13条(a)又は第15条(d)に基づく開示義務の対象となっていること、③1回以上、証券取引所法第13条(a)又は第15条(d)に基づく年次報告書を提出していること、④小規模報告会社の特例の適用対象外であること。早期提出会社は、事業年度末において、以下のすべての要件を満たす会社：①議決権付株式及び無議決権株式につき、直近第2四半期の最終営業日において、世界規模の時価総額が75百万ドル以上700百万ドル未満（関連会社以外が保有するものに限る）、②大規模早期提出会社に適用される上記要件のうち、②③④を満たすもの。非早期提出会社は、大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない企業。小規模報告会社は、①浮動株時価総額が250百万ドル未満、あるいは②直近の事業年度の収益が100百万ドル未満かつ株式非公開、もしくは直近の事業年度の収益が100百万ドル未満で浮動株時価総額が700百万ドル未満の企業。

¹⁹ Scope 1：事業者自らによるGHGの直接排出、Scope 2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope 3：Scope 1・Scope 2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）。

²⁰ Scope 3の開示については、大規模早期提出会社は2024会計年度、早期提出会社と非早期提出会社は2025会計年度から適用予定。

²¹ EU理事会は、適用時期を1年後ろ倒しにすることを提案している。

まうのではなく、これまでの知見を基に国際的なルール形成を担い、国際的な比較可能性を確保することも重要である。

そこで、まずは、基準策定に向けた議論の途上にある ISSB の気候関連開示基準の策定に積極的に参画し、日本の意見が取り込まれた国際基準の実現を目指すことが望ましい。その後、本年中に最終化予定の ISSB の気候関連開示基準を踏まえ、SSBJにおいて迅速に具体的開示内容の検討に取り掛かることが期待される。

そのため、現時点においては、有価証券報告書に設けるサステナビリティ情報の「記載欄」において、企業が、業態や経営環境等を踏まえ、気候変動対応が重要であると判断する場合、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の枠で開示することとすべきである。

なお、「指標と目標」の枠で開示することが考えられる GHG 排出量に関しては、ISSB の気候関連開示基準案や米国 SEC の気候関連開示規則案において開示が求められるなど、国際的にも気候変動に関する指標として確立しつつある。また、2021 年の TCFD の公開協議によると、国際的に GHG 排出量は、多数の投資家が有用と考える気候変動に関する指標の 1 つとなっており、企業においても、他の指標と比較して、実際の開示や開示に向けた取組みが進んでいる指標となっている²²。こうした点を踏まえると、GHG 排出量は、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている。

こうした状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ²³、特に、Scope 1・Scope 2 の GHG 排出量について、企業において積極的に開示することが期待される²⁴。

なお、我が国においては、相当程度多い GHG を排出する企業は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、Scope 1・Scope 2 の GHG 排出量の公表が求められている²⁵。当該企業は、相当程度多い GHG を排出するため、投資家の投資判断や企業価値との関係で重要性を持つ可能性も高くなることを踏まえると、特にその重要性を適切に評価した上で、開示を検討することが期待される²⁶。また、その他の企業においても、重要性に基づいた適切な対応が期待される。

²² ISSB 公開草案「気候関連開示案に関する結論の根拠」P35 BC107

²³ 我が国には様々な有価証券報告書提出会社がある中で、情報開示のニーズと比して、企業にとって過度な負担となる場合を考慮する必要がある。

²⁴ 国際的な流れを踏まえると、GHG 排出量についても開示を義務付けるべきとの意見もあった。

²⁵ 地球温暖化対策の推進に関する法律は、国内事業所の GHG 排出を対象としている。

²⁶ 重要性がある場合には、Scope 3 の GHG 排出量の開示も投資家にとって有用であるとの意見もあった。

3. 人的資本、多様性に関する開示

(1) 人的資本、多様性に関する開示を巡る状況

「新しい資本主義」の実現に向けた議論の中では、人への投資の重要性が強調されている²⁷。具体的には、人件費を単にコストと捉えるのではなく、人的投資を資産と捉えた上で、人的投資が持続的な価値創造の基盤となることについて、企業と投資家で共通の認識をすることを目指している。また、未来を担う次世代の中間層の維持の観点からは、男女間賃金格差の是正にも取り組むこととしており、これらの点を含め、非財務情報の充実を図ることとしている。

人的資本、多様性に関する開示については、これまで以下の取組みが行われてきた。

- ・ 2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの再改訂により、経営戦略に関連する人的資本への投資や、多様性の確保に向けた方針とその実施状況の開示が盛り込まれた²⁸。
- ・ 金融分野以外の取組みとしては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）により、一定以上の労働者を常時雇用する事業主に対して、女性の活躍に関する情報公表を義務付けており、女性の管理職比率や男女別の育児休業取得率は、情報の公表項目の選択肢として位置付けられている。また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）の改正により、2023年4月から労働者を1,000人超常時雇用する事業主に対して、男性の育児休業等の取得状況の公表が義務付けられる。さらに、厚生労働省において、女性活躍推進法に基づく、男女間賃金格差そのものの開示を充実する制度の見直しについて検討が行われることとなっている。

一方で、国際的には、例えば、以下のような開示の議論が進んでいる²⁹³⁰。

- ・ 米国では、SECが、2020年11月、非財務情報に関する規則を改正し、年次報告書において人的資本に関する開示の義務付けを行った。これにより、企業は、事業を理解する上で重要な範囲で、人的資本についての説明や、企業が事業を運営する上で重視する人的資本の取組みや目標などの開示が求められている。

²⁷ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（2022年6月7日閣議決定）

²⁸ 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」補充原則2-4①、3-1③

²⁹ 欧州では、多様性の確保については、会社法あるいは商法体系において、方針の開示、ジェンダーの多様性、男女平等のための措置といった開示が求められている。また、男女別賃金に関する開示については、証券法以外の法体系において、一定の規模以上の企業について、一定の開示が求められている。

³⁰ 英国では、財務報告評議会（FRC）が、2020年1月、従業員の開示に関する報告書を公表し、TCFDの4つの構成要素をベースにした「ガバナンスと経営」、「ビジネスモデルと戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」に沿って、従業員の開示に対する投資家のニーズ、及び当該ニーズを満たすために企業に期待される開示内容を解説している（Financial Reporting Council LAB “Workforce-related corporate reporting Where to next?”（2020年1月））。

- ・ 国際標準化機構（ISO）は、2019年1月、ISO30414を策定し、人的資本の状況を示す指標を公表している。

こうした中、国内外の企業では、人的資本や多様性に関する戦略や方針、人材の育成・維持するための主要なプログラム、関連する指標の実績や目標をインプットとアウトカムに分けて開示するといった取組みが進んでいる。

（2）人的資本、多様性に関する開示の対応

人的資本や多様性については、長期的に企業価値に関連する情報として、近年、機関投資家においても着目されており、企業価値との関係を示す研究結果も存在している。現時点において、人的資本や多様性に関する情報がISSBによる国際的な基準策定の対象となるかは未定であるが、多くの国際的なサステナビリティ開示のフレームワーク³¹で開示項目となっている。また、米国では前述のSEC規則の改正が行われたこともあり、多様性に関する取組みを含めた人的資本の情報開示が進んでいる。

こうしたことを踏まえ、我が国においても、投資家の投資判断に必要な情報を提供する観点から、人的資本や多様性に関する情報について以下の対応をすべきである³²。

- （i）中長期的な企業価値向上における人材戦略の重要性を踏まえた「人材育成方針」（多様性の確保を含む）や「社内環境整備方針」について、有価証券報告書のサステナビリティ情報の「記載欄」の「戦略」の枠の開示項目とする³³
- （ii）それぞれの企業の事情に応じ、上記の「方針」と整合的に測定可能な指標（インプット、アウトカム等）の設定、その目標及び進捗状況について、同「記載欄」の「指標と目標」の枠の開示項目とする³⁴

³¹ 国際統合報告評議会（IIRC）では、人的資本を、価値の蓄積であり、ビジネスモデルへのインプットとなる6つの資本（財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本）のうちの1つとして捉えている。サステナビリティ会計基準審議会（SASB）では、人的資本に関する開示要求事項として、労働慣行、従業員の安全衛生、従業員エンゲージメント、ダイバーシティ&インクルージョンを挙げている。

³² 「人」に関連する事項として、特に欧州を中心に、企業における人権への取組み（いわゆる「人権デューデリジェンス」）の議論が進んでいる中で、人権の開示を進めることは重要との指摘があった。また、人権の開示はより一層難しい課題であり、今後考えていく必要があるとの指摘があった。

³³ 人的資本などについては、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素に基づく開示の実務が必ずしも定着していないとの指摘もある。そのため、一定期間、これらの構成要素に基づかない開示も許容すべきではないかという意見もあった。今後のISSBやSSBJにおける具体的な開示項目の検討を踏まえ、必要に応じ、将来的に有価証券報告書のサステナビリティ開示の「記載欄」のあり方を検討することも考えられる。

³⁴ 具体的にどのような指標を公表するかについては、まずは、企業の業態や経営環境等を踏まえて企業が判断することになるが、将来的には、比較可能性の観点から、指標についての検討をSSBJに委ねることも考えられる。

- (iii) 女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差³⁵について、中長期的な企業価値判断に必要な項目として、有価証券報告書の「従業員の状況」の中の開示項目とする

この際、上記 (iii) の多様性に関する指標については、企業負担等の観点から、他の法律の定義や枠組みに従ったものとすることに留意すべきである。

なお、女性活躍推進法、育児・介護休業法等其他の法律の枠組みで上記項目の公表を行っていない企業（現行制度を前提とすれば、女性管理職比率や男女別の育児休業取得率は女性活躍推進法に基づく公表項目として選択していない企業、男性の育児休業取得率は従業員 1,000 人以下の企業で任意の公表も行っていない企業等）についても、有価証券報告書で開示することが望ましい。開示する際には、投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべきであるが、最低限、提出会社及び連結会社において、女性活躍推進法、育児・介護休業法に基づく公表を行っている企業は有価証券報告書においても開示することとすべきである。

また、定量的な指標の開示にあたっては、投資家が適切に指標を理解することが重要であるため、企業が指標に関する説明を追記できるようにすることが考えられる。

4. 今後の課題

(1) サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割の明確化

SSBJ 設立準備委員会の活動を土台に、本年 7 月には SSBJ が設立される予定であるところ、SSBJ には、国際的な意見発信や我が国におけるサステナビリティ開示の具体的内容を検討するなどの重要な役割が期待されている。当ワーキング・グループにおいては、今後の SSBJ によるサステナビリティ開示の具体的内容についての検討成果などを踏まえ、SSBJ がその役割を一層積極的に果たせるよう、改めてその取扱いを議論する必要がある。

その際、企業会計基準やその設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）が法令上の枠組みの中で位置付けられていること³⁶を参考としつつ、SSBJ が策定するサステナビリティ開示の具体的内容や SSBJ 自身について、法令上の枠組みを含めて、どのように位置付けるかが論点となる。なお、仮に法令上の枠組みの中で SSBJ を位置付ける場合、公正・透明な組織運営や独立性が確保されているか、具体的開示内容の検討に際して適

³⁵ かつて有価証券報告書においては男女別給与が開示されていたが、「単体情報」から、「連結情報」に転換する中で、単体情報を可能な範囲で簡素化する観点から、1999 年 3 月期をもって廃止された。

³⁶ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（内閣府令）において、企業会計に係る基準設定主体を規定するとともに、当該基準設定主体が作成・公表した会計基準について金融庁長官が告示指定したものが「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当するとしている（同令第 1 条 3 項）。

切なデュー・プロセスがとられているか、といった点を含め検討が行われることが適当である。

(2) サステナビリティ情報に対する信頼性確保

サステナビリティ情報については、信頼性確保を求める投資家の声の高まりから、我が国では、企業が、監査法人等から任意で保証を受ける動きがみられる³⁷³⁸。

また、国際的にも、サステナビリティ情報に対する保証の議論が進んでいる。欧州では、2023年度から開始される CSRD に基づく報告には限定的保証を付け、徐々に保証水準を上げるアプローチを提案しているほか、米国では、SEC が本年3月に公表した気候関連開示を義務化する規則案の中で、Scope 1・Scope 2 の GHG 排出量について、小規模企業を除き、大規模早期提出会社では 2024 会計年度、早期提出会社、非早期提出会社では 2025 会計年度から限定的保証を付けることを提案している³⁹。また、国際監査・保証基準審議会（IAASB）においても、今後、サステナビリティ情報に関する保証業務の基準についての議論が行われることになっている。

サステナビリティ情報に対する保証の検討を進めるに当たっては、

- ・ 保証の前提となる開示基準が国際的に議論の途上であること
- ・ サステナビリティ関連情報の保証基準については、今後、具体的な議論が行われること⁴⁰
- ・ 保証に必要な知見・専門性、独立性等の観点から、適切な保証主体については様々な意見があること

を踏まえる必要がある。このため、当ワーキング・グループにおいて、前提となる開示基準の策定や国内外の動向を踏まえた上で、中期的に重要な課題として検討を進めていく必要がある。

(3) IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスのサポート

ISSB は、マルチロケーションアプローチを採用することとしており、米州、欧州でそれぞれ2拠点の設置が公表されているほか、東京にある IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスの ISSB 拠点としての活用も決定している。IFRS 財団アジア・オセアニア

³⁷ 国際会計士連盟（IFAC）報告書「The State of Play in Sustainability Assurance」（2021年6月）

³⁸ 任意で保証を受けたことを開示する企業を高く評価する一方、その場合には、保証範囲や保証方法等についても開示することが期待されるとの指摘があった。

³⁹ 米国 SEC は、大規模早期提出会社では 2026 会計年度、早期提出会社、非早期提出会社では 2027 会計年度から合理的保証とすることを提案している。

⁴⁰ サステナビリティに限定しない国際的な保証業務の基準として、ISAE3000、GHG 排出量に対する保証業務の基準として ISAE3410 がある。

オフィスについては、日本を含むアジア・オセアニア地域に開かれたオフィスであり、地域関係者へのアウトリーチの実施や、地域の課題を把握し基準設定に意見発信するなど、ISSBのアジア・オセアニア地域における拠点として機能することが期待される。加えて、マルチロケーションの特性を活かし、アジア・オセアニアオフィスがISSBの基準設定に積極的に関与していくことも考えられる。米州、欧州の拠点では、ISSBへのサポート体制が構築されているところ、日本もこれまで同様、IFRS財団による国際的な開示基準の策定に積極的に参画・貢献していくため、アジア・オセアニアオフィスの活動についても、日本の関係者が協力して物心両面でサポートしていくことが望まれる。

Ⅱ. コーポレートガバナンスに関する開示

1. コーポレートガバナンス改革と情報開示に係るこれまでの取組み

前回ワーキング・グループ報告以後のコーポレートガバナンス改革を巡る動向をみると、

- ・ 2019年12月、社外取締役1名の義務付け等を内容とする会社法の改正
- ・ 2020年3月、スチュワードシップ・コードの再改訂
- ・ 2021年6月、コーポレートガバナンス・コードの再改訂

など着実な進展がみられる。

さらに、本年4月からは、東京証券取引所における上場株式の市場区分が再編され、市場区分に応じたコーポレートガバナンス・コードの適用が行われるなど、ガバナンス向上に向けた枠組みの整備も進められている。

このような中、企業情報の開示においても、投資家と企業との間の中長期的な企業価値の向上に向けた対話に資するべく、コーポレートガバナンスに関する取組みの進展を適切に反映させることが求められる。

2. 取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況

取締役会の機能発揮に向けた取組みが進められる中、指名委員会・報酬委員会を設置する企業は年々増加しており、本年4月時点で、東京証券取引所プライム市場上場企業で約8割となっている⁴¹。

また、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード再改訂では、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会、報酬委員会を設置し、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきであるとされた⁴²。こうした中で、指名委員会・報酬委員会、さらには取締役会全体の機能発揮の状況への投資家の関心も大きく高まっている。

現在、取締役会や委員会等⁴³の活動状況に関する開示は、以下のとおりとなっている。

- ・ 有価証券報告書において、企業統治の体制の概要（構成、委員会等の設置目的、権限）、監査役会等の活動状況（「開催頻度」、「主な検討事項」、「個々の構成員の出席

⁴¹ 第27回スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議 東京証券取引所説明資料「改訂コーポレートガバナンス・コードに新たに盛り込まれた事項に関する上場会社の対応状況」（2022年5月16日）

⁴² 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」補充原則4-10①

⁴³ 法定の指名委員会、報酬委員会のほか、企業が任意に設置する委員会その他これに類するものを指す。

状況)、役員報酬等の額の決定過程の記載が求められている

- ・ コーポレート・ガバナンス報告書において、取締役会等の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等）の記載が「推奨」されている

このような中、

- ・ 取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況の開示については、コーポレート・ガバナンス報告書や任意開示書類において、一定の進展がみられること
- ・ 米国、英国、ドイツ、フランスなどにおいて、取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況が法定書類で詳細に開示されていること
- ・ 取締役会・委員会等の機能発揮の状況に対する投資家の関心の高まりがみられること

を踏まえ、取締役会、委員会等の活動状況の「記載欄」を有価証券報告書に設けるべきである。

そして、当該「記載欄」においては、個々の上場企業により取締役会と執行部門との関係や委員会等の役割や権限に幅があることに鑑み、監査役会等の活動状況の開示と同様、まずは、「開催頻度」、「主な検討事項」、「個々の構成員の出席状況」を記載項目とすべきである⁴⁴。

なお、これらの開示情報を補足し、これまでのコーポレート・ガバナンス報告書や任意開示書類における開示の進展を生かすとの観点から、上記の「記載欄」において、詳細な情報については、コーポレート・ガバナンス報告書や任意開示書類を参照することも有用と考えられる⁴⁶。

3. 監査の信頼性確保に関する開示

監査の信頼性確保に関する開示については、前回ワーキング・グループ報告以後の取り組みとして、

- (i) 監査役等の活動状況の開示
- (ii) 監査上の主要な検討事項（KAM）の導入
- (iii) 内部監査部門が取締役会や監査役会等に対して適切に直接報告を行う仕組み（デ

⁴⁴ 取締役会、委員会等の活動状況については、サステナビリティ情報の「記載欄」における「ガバナンス」などにも関連することが考えられる。そのため、両者が関連付けて記載される枠組みとすることが期待されるとの意見があった。

⁴⁵ 取締役会の活動状況に加えて、リスク管理体制の整備状況・運用状況やその監督の開示も重要との意見があった。

⁴⁶ 任意開示書類参照時の留意事項や法定開示と任意開示の公表時期の相違については、上記 I. 1. (3) ②③を参照。

デュアルレポーティングライン)の構築が進められている。

これらについては、具体的には、以下のような動きがある。

- (i) 監査役会等の活動状況の開示については、前回ワーキング・グループ報告を受け、現在、有価証券報告書において監査役等の活動状況に関する基本的事項(「開催頻度」、「主な検討事項」、「個々の構成員の出席状況」)の記載が求められており、開示が進展している。さらに、会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)論点整理(2021年11月)において、財務報告に係るガバナンスの強化の観点から、有価証券報告書に監査役等による報告書を求めることなどを通じた財務報告に係るガバナンスに対する監査役等の責任の明確化などについて、中長期的に検討すべきとされた⁴⁷。この点に関連して、我が国の有価証券報告書には監査役等の監査報告書は求められないが、会社法では、監査役等による監査報告書の作成及び株主への提供が義務付けられている。また、海外の事例をみると、英国のアニュアルレポートの中の監査委員会報告書では、監査委員長名で、その活動状況の詳細が開示されている。
- (ii) 2021年3月期決算から、監査報告書にKAMの記載が導入された。KAMについては、監査人が監査報告書に記載したものだけでなく、企業の監査役等の視点で検討を行った過程等を開示することで信頼性や有用性の向上に寄与すると考えられる。また、英国では、実務上、監査委員会報告書の中で監査委員会が重要と考えた事項として、KAMで挙げられている事項も開示されている。
- (iii) 内部監査部門による報告の仕組みについて、内部監査部門がCEO等のみの指揮命令下となっており、経営陣幹部による不正事案等が発生した際に独立した機能が十分に発揮されていない事例があるといった指摘がある。こうした指摘を背景に、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード再改訂においては、上場企業は、デュアルレポーティングラインを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携の確保が求められている⁴⁸。現状、任意で内部監査部門の連携体制を開示している企業もある一方、どのような連携体制を取っているか開示していない企業もある。

このような中、監査役会等における実質的な活動状況の開示を求め、投資家と監査役等との対話を促進させていくことが重要である。そのため、現在の有価証券報告書の枠組みの中で、

- (i) 監査役又は監査委員会・監査等委員会の委員長の視点による監査の状況の認識と監査役会等の活動状況等の説明

⁴⁷ 「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)論点整理—会計監査の更なる信頼性確保に向けて—」(2021年11月12日)IV. 1. P17

⁴⁸ 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」補充原則4-13③

(ii) KAM についての監査役等の検討内容

を開示することが望ましい。

さらに、内部監査体制の基本的な情報は投資家にとっても有用と考えられることから、有価証券報告書において、

(iii) デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明⁴⁹

を開示項目とすべきである。

4. 政策保有株式等に関する開示

政策保有株式（保有目的が純投資以外の上場株式）については、前回ワーキング・グループ報告を踏まえ、有価証券報告書における開示の拡充を図るため、2019年3月期から、開示対象となる銘柄数を増やしたほか、政策保有株式の保有方針、個別銘柄毎の保有目的・効果等の開示が求められている。

政策保有株式に関しては、一部の上場企業において抜本的な保有見直しの動きがみられ始めている一方、その開示については、なお投資家からみた好事例と実際の開示との乖離が大きいと指摘されている⁵⁰。

この点、2018年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードでは、政策保有株式に関し、

- ・ 保有の適否の検証内容
- ・ 議決権行使に関する具体的な基準の開示

を求めており⁵¹、これらを受けた議決権行使基準等の開示も始まりつつある。

政策保有株式については、その存在自体が、我が国の企業統治上の問題であるとの指摘もあるところ、投資家と投資先企業との対話において、政策保有株式の保有の正当性について建設的に議論するための情報が提供されることが望ましい。

このような状況を踏まえ、政策保有株式の発行会社と業務提携等を行っている場合の説明⁵²については、有価証券報告書の開示項目とすべきである⁵³。

また、政策保有株式の議決権行使の基準についても、例えば、「記述情報の開示の好事

⁴⁹ 内部監査の実効性についての説明が開示されるのであれば、取締役会の活動状況の開示において、取締役会の実効性についても開示されるのが望ましいとの意見があった。

⁵⁰ 前回ワーキング・グループ報告を踏まえて開示の拡充が図られた経営方針や事業等のリスク、役員報酬等については、「記述情報の開示の好事例集」が公表されている一方で、政策保有株式については、好事例集の公表に代えて、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」が公表されている。

⁵¹ 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」原則1-4

⁵² 有価証券報告書における重要な契約や関連当事者情報等とも関連付けて記載すべきであると考えられる。

⁵³ 開示対象となる業務提携については、その規模や中身など、将来的に一定の明確化が望まれるとの意見があった。

例集」等を通し、積極的な開示を促すべきである。

なお、本件に関し、一部の企業において、政策保有株式が「純投資目的」と整理され、政策保有株式としての開示が行われていないケースがあると指摘されている。今後、金融庁において、企業における「純投資目的」の保有株式について、

- ・ 純投資と政策保有の区別の考え方や両者の間の区分変更の動向
- ・ 両区分における銘柄別の保有期間

などの実態を調べ、適切な開示に向けた取組みを進めることが期待される。

Ⅲ. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

1. 四半期開示

(1) 四半期開示を巡る状況

四半期報告制度は、企業を取り巻く経営環境の変化が激しくなり、企業業績も短期間で大きく変化するようになる中、投資家に対し企業業績等に係る情報をより適時に開示するとともに、企業内において、より適時な情報把握によりの確な経営の検証を行う必要性があるとの認識のもと、2006年に法制化された（2008年4月から施行）⁵⁴。

四半期開示に関しては、前回ワーキング・グループ報告において、「引き続き、我が国における財務・非財務情報の開示の状況や適時な企業情報の開示の充分性、海外動向などを注視し、必要に応じてそのあり方を検討していく」こととされている。

その後の海外の状況をみると、米国は法令上の四半期開示を継続している。一方、欧州では法令上の四半期開示義務は廃止されており⁵⁵、各企業の判断により、任意で四半期開示を行う実務が定着している⁵⁶。また、ドイツではフランクフルト証券取引所のプライムスタンダード市場上場企業が取引所規則に基づく四半期開示を行っている。

一方、日本では、四半期決算短信の発表と併せて投資家への説明を充実させる動きが進展（決算説明会の動画配信、主な質疑応答のウェブサイトでの公開など）するとともに、四半期報告に虚偽記載の可能性がある場合に第三者委員会等を設けて開示内容を詳細に点検する実務がみられる。こうした中で、「新しい資本主義」をはじめ、中長期的な視点に立った企業経営と四半期開示の関係に関する議論が改めて高まっている。

当ワーキング・グループにおいては、こうした動きを踏まえ、四半期開示のあり方について、

- ・ 中長期的な視点に立った企業経営と四半期開示の関係
 - ・ 主要国の資本市場における四半期開示の状況
 - ・ 四半期開示と投資家に対する適時で正確な情報提供の関係
- などを含め、実証研究も参照しつつ、改めて点検を行った。

点検の中では、四半期開示見直しに関して、以下のような意見があった。

- ・ 金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信には重

⁵⁴ 金融審議会金融分科会第一部会「ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告」（2005年6月28日）P1

⁵⁵ 英国では2014年、フランスでは2015年に法令上の四半期開示義務が廃止されている。

⁵⁶ 財務諸表の開示ではなく、定性情報のみを開示する事例も存在する。

複がみられるため、両者を一本化してはどうか

- ・ 一本化する場合、開示内容や監査法人のレビュー、虚偽記載に対するエンフォースメント等の課題について、具体的な検討を進める必要がある
- ・ 四半期開示が新規上場を目指す会社の障壁となっているなどの事情があるなら、一部の市場について任意化することも一案

また、開示の頻度に関して、以下のような意見があった。

- ・ 四半期開示は中長期の経営戦略の進捗状況を確認する上で有用
- ・ 企業価値に影響がある事項は適時開示で対応しており、四半期開示が中長期的な企業価値の判断に有用か必ずしも明らかではない
- ・ 開示頻度を後退させることは、海外からの投資に水を差すほか、日本の資本市場の質の低下や、機関投資家と個人投資家との情報格差の拡大の懸念もあり、慎重な検討が必要ではないか

このほか、以下のような意見もあった⁵⁷。

- ・ 日本では企業が細かい業績予測を公表するので、アナリストは決算確認に終始しており、分析力が鍛えられていない。これが、アナリストが近視眼的と言われる背景ではないか
- ・ 非財務情報は財務情報を補完するものであって代替するものではない。そのため、非財務情報の充実は財務情報を後退させる理由にはなりにくい
- ・ 3月決算が多い日本企業が四半期開示を止めると、海外で一番重要な12月期に日本企業が情報発信しなくなり、日本の市場の地盤沈下につながるおそれがある

(2) 四半期開示に関する実証研究

四半期開示は、国内外で様々な観点から実証研究が行われており、現時点において、全体として以下のとおり整理される⁵⁸。

(i) 資本市場への影響

- ・ 四半期開示により、市場の効率性・流動性の向上、資本コストの低減効果が発現した
- ・ 半期決算発表（四半期開示を行わない）企業の株価は、四半期開示を行う米国の同業他社の利益情報に対して約2倍感応する一方、次期半期決算発表時にリタ

⁵⁷ IFRS 任意適用企業にとって、四半期報告の負担が大きく、維持すれば IFRS 任意適用の阻害になるとの指摘もあった。

⁵⁸ 第6回ディスクロージャーワーキング・グループ中野委員説明資料「四半期開示制度に関する実証研究のサーベイ」

ーン・リバーサルが生じる

(ii) 投資行動への影響

[短期主義支持]

- ・ 米国では、四半期開示強制により、投資の減少が拡大したほか、特許数等が減少した
- ・ EU では、四半期開示強制に伴い、四半期利益情報の開示を開始した企業は、短期主義的な行動を取る傾向があるが、充実した開示を行っている企業は、その行動は抑制される

[短期主義非支持]

- ・ 英国では、四半期開示強制・任意化により、企業の投資活動に影響を及ぼしたとする証拠はほとんど得られなかった
- ・ シンガポールでは、四半期開示強制により、投資の短期主義化を裏付ける証拠は得られなかった

[投資活動促進化を支持]⁵⁹

- ・ 日本では、四半期決算短信の開始後、企業の投資行動が促進されるとの考えと整合的な証拠を検出した

(iii) ベネフィットとコストを合わせた効果

- ・ シンガポールでは、四半期開示強制により、中小上場企業において、時価総額5%程度のコンプライアンス・コストの発生を市場が見込んだことを示唆する
- ・ その一方で、資本市場全体及び国の規制の観点からいえば、情報の非対称性の縮小や正の情報波及効果も観察されているので、同制度化が国全体としてコスト超過なのか、ベネフィット超過なのかは必ずしも明らかではない

このように、四半期開示については、経営の短期主義化につながる、経営の短期主義とは無関係である等、幅広い考え方が示されているが、これまでの実証研究をみる限り、四半期開示と短期主義との関係は必ずしも明確ではない。

(3) 四半期開示見直しの方向性（四半期決算短信への「一本化」）

金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信は、

⁵⁹ 検証結果が大きく三つに分かれている原因として、二つの要因が作用していると考えられる。第一に、研究により観察対象の制度・社会経済環境（米国、日本、EU等）及びサンプルが異なっている。第二に、検証仮説が複雑である。文献の多くは投資水準を目的変数としているが、四半期開示制度導入により経営の短期主義化が生じた場合のみならず、同制度導入により経営に対する規律付けが働き事前の過大投資が是正された場合も同じく「投資水準の低下」という同一の現象を観察しうるなど、当該検証は難しい面を内包している。

- ・ まず、取引所規則に基づく四半期決算短信の導入が進み
- ・ その後、経済界から、会計・監査の基準の統一等の観点から法制化の検討の要請があったほか
- ・ 法定の四半期開示制度が導入されていないため、四半期業績の虚偽記載について法的責任が問えないとの指摘もあったことから金融商品取引法に基づく四半期報告制度が導入された

との経緯がある。

足元の開示実務をみると、両者の間の内容面での重複や開示タイミングの近接が指摘されており、エンフォースメントなどを工夫することにより、両者の「一本化」を通じたコスト削減や開示の効率化が可能であると考えられる。

また、「一本化」については、四半期報告書に集約させる方法と四半期決算短信に集約させる方法とが考えられるが、

- ・ 開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、情報の有用性・適時性を低下させるおそれがあること
- ・ 投資家への積極的情報開示が行われている四半期決算短信に関しては、投資家に広く利用されていること。また、一部の企業においては、その発表と併せて充実した決算説明資料を公表し、さらには経営幹部によるアナリスト等との Q&A の模様などを公表する動きが進んでおり、こうした積極的な開示姿勢の後押しも重要であること
- ・ 「正確性の担保」という点からは、四半期報告書の形でなくても、代替的な手法（例えば、四半期決算短信を臨時報告書として開示することにより担保する方策等）により確保することも考えられるとの指摘があること

等を踏まえると、四半期決算短信への「一本化」とすることが適切と考えられる。

具体的には、上場企業についての法令上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切と考えられる。

（４）「一本化」の具体化に向けた検討課題

法令上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、四半期決算短信への一本化を進めるに当たっては、以下をはじめとする課題についての検討が必要であり、当ワー

キング・グループにおいて引き続き議論を深めていく⁶⁰⁶¹⁶²。

- ・ 全部又は一部の上場企業を対象とした四半期決算短信の義務付けの有無⁶³⁶⁴をどう考えるか
- ・ 四半期決算短信の開示内容については、従来、速報性の観点から簡素化されてきた経緯がある中、「一本化」に当たり、その内容をどう見直すか
- ・ 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントの手段をどう確保するか。この点に関し、四半期決算短信を金融商品取引法に基づく臨時報告書として開示することにより法令上のエンフォースメント手段を確保するとの対応策についてどう考えるか
- ・ 四半期決算短信に対する監査法人によるレビュー⁶⁵⁶⁶⁶⁷の必要性についてどう考えるか
- ・ 第1・第3四半期報告書の廃止後に上場企業が提出する「半期報告書」に対する監査法人の保証のあり方についてどう考えるか（「レビュー」、「中間監査」⁶⁸）

2. 適時開示のあり方

取引所における企業情報の開示の枠組みとしては、業務執行を決定する機関が、一定の事項を行うことを決定した場合や一定の事実が発生した場合等に開示を求める適時

⁶⁰ 今後の検討に当たっては、日本市場の情報開示が全体として後退することがないように、また、後退したという印象を持たれることもないように注意する必要があるとの意見があった。また、検討の際、内外の投資家へのアウトリーチを行うことが重要との意見があった。

⁶¹ 四半期開示は、年度の業績報告の途中経過を報告する趣旨であり、第1四半期・第3四半期のみならず第2四半期も四半期決算短信に一本化すべきであるとの意見もあった。

⁶² 企業の会計不正や虚偽記載に対する抑止力、海外投資家を含むステークホルダーからの開示に対する期待、海外の開示制度との比較等も含めて、全体最適の観点からの検討が必要であるとの意見があった。

⁶³ 開示負担軽減等の観点から、プライム市場上場企業を含め四半期開示を任意化すべきとの意見もあるとの指摘があった。

⁶⁴ 外国には「条件付」の事例も存在。例えば、シンガポール取引所（2020年2月に原則として四半期開示を任意化）では、監査人が直近の財務諸表に、不適正意見、限定意見を付したとき又は意見不表明としたとき、重要な不確実性ありとの意見を表明した場合、四半期開示義務が生じることとしている。

⁶⁵ 現行では、法令上、四半期報告書に対する監査法人によるレビューが求められており、四半期決算短信に対する監査法人によるレビューは求められていない。

⁶⁶ ドイツのフランクフルト証券取引所プライムスタンダード市場の四半期開示では、レビュー義務はない。

⁶⁷ 四半期レビューを廃止した場合、新しい会計基準が導入されるケースにおいて、企業だけでは対応ができないというものや中小の上場企業で内部管理や開示体制が脆弱なケースもみられるとの意見があった。

⁶⁸ 現在、非上場の有価証券報告書提出会社の半期報告書については中間監査が義務付けられている。

開示⁶⁹の枠組みがある。

投資判断にとって重要な情報の適時開示を求めるこうした枠組み（いわゆる timely disclosure）は主要国の取引所共通にみられるが、日本では取引所が開示すべき事項や重要性基準を定める細則主義を取っているのに対し、欧米では原則主義を取り、企業がより自主的に適時開示を行う事項を判断している⁷⁰。

こうした中、我が国の上場企業の中には過度に「間違いのない開示」を指向し、

- ・ 投資判断に重要と見込まれる情報でも「細則」に該当しない場合、開示に消極的
- ・ 経営環境が不透明で、「細則」への該当性が不明確な場合、開示に消極的

といった事例がみられるとの指摘がある。

例えば、2020年の新型コロナウイルス感染症拡大時には、決算発表時期の到来前に適時開示を行った日本企業は1割程度であった。その後、2020年度第1四半期決算においては半数以上の企業において相当な業績のインパクトが生じていた⁷¹。

また、ロシア・ウクライナ情勢について、事業活動や経営成績に及ぼす影響やリスクの説明に関する積極的な開示が要請されている中、これまでのところ日本企業の開示例は少数にとどまっている。

以上を踏まえると、投資家の投資判断上、よりタイムリーに企業の状況変化に関する情報が企業から開示されるよう、取引所において適時開示の促進を検討すべきである。その検討に当たっては、適時開示のエンフォースメントのあり方についても整理することが期待される⁷²。

投資家は、リスク情報等について前広な開示を求める傾向にあることから、情報の作成者と利用者との間に生じている「期待ギャップ」の解消にも取り組んでいくことが望まれる。

日本企業がより積極的に適時開示を行い、企業の取り巻く環境変化を踏まえた経営方針、収益への影響の可能性等を市場参加者に伝えることで、海外の機関投資家を含む幅広い資金を取り込むことができる環境を確立することができれば、必ずしも一律に四半期開示を求めなくても、投資家に充実した情報が提供されることになるとの指摘もある。

⁶⁹ 東京証券取引所の上場規則においては、四半期決算短信も適時開示の一部として位置付けられている。

⁷⁰ 東京証券取引所調べ

⁷¹ 3月期決算企業の第1四半期決算（2020年7月下旬～8月）においては、半数以上の企業が前年同四半期比で30%以上の減益となった旨を開示している。

⁷² 現行の適時開示制度は、基本的にインサイダー取引規制に倣った事項が定められているが、純粋な開示規制として、プリンシプルベースに切り替えて、株価に一定以上の影響を与える情報は速やかに開示することとするよう検討を行う必要があるとの意見や、現在の適時開示制度では、投資判断に影響を及ぼすとは思えない情報も開示しなくてはならないため、何をもって投資判断に影響するのかといった観点からしっかり議論すべきとの意見があった。

3. 有価証券報告書の株主総会前提出

我が国の上場企業における有価証券報告書の提出タイミングをみると、株主総会直後に提出されている例が多い⁷³。

この点について、前回ワーキング・グループ報告では、「株主総会前に有価証券報告書の提出を行っている企業においては、株主や投資家からの評価が高まるなどの効果が認識されており、このような認識の浸透等を通じて、有価証券報告書の株主総会前提出が拡大していくことが望ましい」とされた。

その後の状況をみると

- ・ 有価証券報告書の株主総会前提出の状況については、大きな変化はみられない
- ・ 金融庁、法務省、経済産業省等が連携し、事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化を図るための対応を取りまとめ、記載例を公表⁷⁴
- ・ 「投資家と企業の対話ガイドライン」を改訂し、「有価証券報告書を株主総会開催日の前に提出するなど、株主との建設的な対話の充実に向けた取組みの検討を行っているか」⁷⁵という点を対話が期待される事項に盛り込む

といった取組みが進められている。

また、中長期的な企業価値を判断する上でサステナビリティ情報の重要性が世界的に高まる中で、グローバルな経営を行う上場企業⁷⁶において、株主総会前にサステナビリティ情報を記載した有価証券報告書が提出されることは特に重要と指摘されている。

開示実務をみると、多くの上場企業において有価証券報告書の作成作業を株主総会前に概ね終了していると見込まれる。他方、有価証券報告書の提出と株主総会との間に十分な期間を置くためには、諸外国と同様、株主総会の開催を事業年度終了後の4～5ヶ月後とすることが必要と指摘されている⁷⁷。

こうした中、有価証券報告書の提出タイミングについては、それぞれの企業が置かれた状況や投資家との対話も踏まえつつ、例えば、まずは、必ずしも十分に早い時期でなくと

⁷³ 商事法務のアンケート（回答社数 1,749 社）によれば、有価証券報告書を株主総会前に提出していると回答した上場会社が 69 社だった一方、提出していないと回答した上場会社は 1,667 社であった（商事法務 2280 号（2021 年 12 月 5 日）P161）。

⁷⁴ 内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」（2018 年 12 月 28 日）

⁷⁵ 「投資家と企業の対話ガイドライン」4-1-3 前段

⁷⁶ 主要国の上場企業は、株主総会を事業年度終了後の 4～5 ヶ月後に開催し、その前に法定開示書類（米国の Form 10-K、欧州の年次報告書など）を開示することが一般的。

⁷⁷ 定時株主総会の基準日を事業年度終了から 1 ヶ月後又は 2 ヶ月後とすることで、株主総会を事業年度終了から 4 ヶ月後以内又は 5 ヶ月以内の開催とすることができ、またそのような基準日を定める事例もあるとの意見があった。

も株主総会前に有価証券報告書を提出するといった取組みが期待される⁷⁸⁷⁹⁸⁰。

4. 重要情報の公表タイミング

資本市場が価格発見機能を適切に発揮する上で、企業に関する情報がタイムリーに公表され、市場取引の中で評価されることが重要である。

この点、我が国では多くの上場企業による重要情報の公表タイミングは証券取引所の立会時間終了後（いわゆる「引け後」）の15時以降に集中していると指摘されており、前回ワーキング・グループ報告では、「重要な情報のより速やかな公表に向けた取組みが進められるべき」とされた⁸¹。

その後の状況をみると、開示タイミングを前倒しする取組みは必ずしも進んでいない一方、今後予定されている東京証券取引所の立会時間の30分延伸⁸²に伴い、開示タイミングが単純に30分後倒しされるリスクも指摘されている。

決算情報を含む重要情報の公表タイミングについては、社内手続きなどを了したタイミングで速やかに開示することが基本であり、このような開示を促す取組み⁸³を進めるべきである。

⁷⁸ 現状、多くの日本企業では「決算期を3月、株主総会を6月」としているが、将来的に企業グループ全体の決算期を12月に統一する動きが進めば、主要国の上場企業と同様、株主総会を4～5月に開催し、株主総会前に法定開示書類を提出する実務につながりやすいのではないかと指摘があった。

⁷⁹ 2019年12月の改正会社法のうち、株主総会資料の電子提供制度に関する規定が2022年9月に施行予定。これにより上場企業は、株主総会の3週間前の日又は招集通知を発送した日のいずれか早い日までに、事業報告等の株主総会資料を株主に電子提供することが義務付けられることとなるが、この電子提供に代えて、事業報告等の必要事項を盛り込んだ有価証券報告書をEDINETで提出する特例も認められている（会社法第325条の3第3項）。株主総会前の十分に早い時期に、この特例を利用しつつ有価証券報告書を提出することも考えられる。

⁸⁰ 「投資家と企業の対話ガイドライン」4-1-3後段では、「不測の事態が生じて株主へ正確に情報提供しつつ、決算・監査のための時間的余裕を確保できるよう、株主総会関連の日程の適切な設定を含め、株主総会の在り方について検討を行っているか」を対話が期待される事項としている。

⁸¹ 前回ワーキング・グループ報告P22

⁸² 東京証券取引所「現物市場の機能強化に向けたアクション・プログラム」（2021年10月27日）

⁸³ 例えば、各企業の判断で前場と後場の間（昼休み）中における開示を行うことなども考えられる。

IV. その他の開示に係る個別課題

1. 「重要な契約」の開示

(1) 「重要な契約」の開示を巡る状況

有価証券報告書では、企業が「重要な契約」を締結している場合、【経営上の重要な契約等】⁸⁴にその概要を記載することが求められている。また、借入金や社債等に付された財務上の特約（コベナンツ。財務制限条項等が含まれる）のうち、投資判断に重要な影響を及ぼすと認められるものについては、財務諸表への注記が求められている。

前回ワーキング・グループ報告において、我が国における「重要な契約」に関する開示は、同様の制度を有する諸外国⁸⁵と比較して不十分であると指摘された⁸⁶が、現時点においてもその状況は大きく変わっていない。

日本と諸外国との間で、法令上の規定に大きな差がないにもかかわらず、実際の開示状況に差が生じている背景としては、

- ・ 「投資判断にとって重要（material）な契約」が開示対象であることが、十分実務に浸透していない
- ・ 明示的に開示が求められていなければ開示不要との受止めの下、企業が開示に消極的になっている面がある

といった指摘がある。

こうした指摘を踏まえ、個別分野における「重要な契約」について、開示すべき契約⁸⁷の類型や求められる開示内容を具体的に明らかにすることで、適切な開示を促すことが考えられる。当ワーキング・グループでは、「個別分野」として、

- ・ 企業・株主間のガバナンスに関する合意
- ・ 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意
- ・ ローンと社債に付される財務上の特約

を取り上げ、検討を行った。

⁸⁴ 「経営上の重要な契約等」という開示項目名に関し、「経営上」という文言が含まれているがゆえに典型的な経営上の契約以外の契約の開示が十分にされてこなかったと考えられ、「経営上」という点に重きを置くものではないことを明確にするべきではないかとの意見もあった。

⁸⁵ 米国では、年次報告書（Form 10-K）及び臨時報告書（Form 8-K）において、通常の事業過程において締結したものではない重要な契約を開示し、その開示の際、契約書を添付することが求められている（Regulation S-K Item 601(b)(10)(ii)）。また、EUにおいても、年次報告書（Universal Registration Document）において、通常の事業過程で締結したものを除く、重要な契約又は重要な権利義務を生じさせる契約の開示が求められている。

⁸⁶ 前回ワーキング・グループ報告 P7

⁸⁷ 開示すべき契約について、書面の契約だけでなく、企業と株主との間の取決めについても開示の対象とすべきとの指摘もあり、引き続き実務を踏まえた検討を進める必要がある。

(2) 企業・株主間のガバナンスに関する合意

企業と株主間のガバナンスに関する合意は、一般に、当該企業のガバナンスや支配権への影響が大きく、投資判断に重要な影響を及ぼすことが見込まれ、適切な開示が求められる。

有識者へのヒアリング等によれば、企業と株主間のガバナンスに関する合意としては、以下の類型のものがみられる⁸⁸。

- (i) 株主が会社の役員の一部について、候補者を指名又は推薦する権利を有する旨の合意（役員候補者指名権等の合意）
- (ii) 株主による議決権行使に一定の制限や条件を付す内容の合意（議決権行使内容を拘束する合意）
- (iii) 提出会社による一定の行為（新株の発行、組織再編行為等）につき、株主の事前の承諾や協議等⁹⁰を条件とする内容の合意（事前承諾事項等に関する合意）

特に、上記（i）、（iii）は、株主平等原則との関係においても開示の必要性が高いと考えられる。

企業の開示状況をみると、株主側が大量保有報告書⁹¹（株主が大量保有者の場合）や海外の開示書類において合意内容等を開示しているにもかかわらず、企業側の開示において、

- ・ 当該合意の存在が示されていない事例
 - ・ 当該合意の存在はうかがえるが、その具体的内容が示されていない事例
- もみられる。

こうした状況を踏まえると、少なくとも前記3類型の合意を含む契約が企業と株主との間⁹²で締結されている場合、「重要な契約」として当該契約の内容等の開示が求められ

⁸⁸ 参考文献：田中亘ら編「会社・株主間契約の理論と実務」（2021年有斐閣）

⁸⁹ 各合意を含む企業・株主間の契約については、その内容や締結に至った経緯いかんによっては、株主平等原則、企業統治関連規定、株式譲渡自由の原則といった会社法の諸規定との関係でその効力に一定の制約が生じる場合があることに留意が必要である。企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意においても同様。

⁹⁰ 当該株主への事前の通知や当該株主との事前協議を条件とすることとどまる場合には、開示の必要性は低いのではないかと指摘があった。

⁹¹ 大量保有報告書においては、保有株券等に関する賃借契約、担保契約、売戻し契約、売り予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載することとされている（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第一号様式記載上の注意(14)）。

⁹² ガバナンスに関する合意のうち、議決権行使内容を拘束する合意については、株主間の合意であっても、会社支配に深く関わることから、投資者一般（とりわけ支配権の取得を目指す投資者）の意思決定に

ることを明確化すべきである⁹³。

その場合における開示内容としては、

- ・ 契約の概要（締結日、契約当事者、契約の主要項目、当該合意の具体的内容等⁹⁴）
- ・ 合意の目的
- ・ 当該契約の締結に関する社内ガバナンス（特に、取締役会における検討内容）
- ・ 企業のガバナンスに与える影響（影響を与えないと考える場合には、その理由）等を記載すべきことを明確化すべきである。

（3）企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意

企業と株主間の株主保有株式の処分や買増し等に関する合意は、その株式保有の規模や合意内容等に応じ、市場に影響を与え、投資判断に一定の影響を及ぼすことが見込まれることから、それを踏まえた適切な開示が求められる。

有識者へのヒアリング等によれば、企業と株主間の株主保有株式に関する合意としては、以下の類型のものがみられる⁹⁵。

- （i）企業の事前の承諾なく第三者への譲渡その他の処分を行うことを禁止する内容の合意（保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意）
- （ii）株主に対し、一定の出資割合を超えることとなる発行済株式の買増しを禁止する内容の合意（保有株式の買増しの禁止に関する合意）
- （iii）株主が出資比率に応じた株式引受権を有する内容の合意（株式の保有比率の維持の合意）
- （iv）契約解消時に保有株式の売渡を請求することができる内容の合意（契約解消時の保有株式の売渡請求の合意）

企業の開示状況をみると、ガバナンスに関する合意と同様、株主側が大量保有報告書等で開示しているにもかかわらず、企業側が開示していないケースがみられる。また、契約締結当初は株主保有株式に関する合意の存在が開示されず、企業と株主との間の紛争が顕在化した段階になって初めて当該合意の存在が開示される例もみられる。

大きな影響を与えると考えられ、透明性の確保の観点から開示対象とすべきであるとの指摘もあった。

⁹³ グループ内企業間の契約のうち、完全親子会社間の契約については、少数株主保護に配慮する必要がないため、当該契約にガバナンスに関する合意を含む場合でも開示を求める意義は乏しいと考えられる。企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意においても同様。

⁹⁴ 契約の「解除要件」や「契約期間」（毎年更新、10年固定その後見直し等）についても、記載項目とすべきとの意見があった。企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意についても同様。

⁹⁵ 参考文献：藤原総一郎ら編著「株主間契約・合弁契約の実務」（2021年中央経済社）

こうした状況を踏まえると、少なくとも前記4類型の合意を含む契約が企業と株主との間⁹⁶で締結されている場合、「重要な契約」として当該契約の内容等の開示が求められることを明確化すべきである。

その場合における開示内容としては、

- ・ 契約の概要（締結日、契約当事者、契約の主要項目、当該合意の具体的内容等）
 - ・ 合意の目的
 - ・ 当該契約の締結に関する社内ガバナンス（特に、取締役会における検討内容）
- 等を記載すべきことを明確化すべきである。

なお、具体的な開示内容については、株式保有の規模等に応じて開示の有用性が変わることも想定されることから、例えば、株式保有比率が一定水準以下の場合に開示内容を簡素化するなど、段階的な措置を検討することも考えられる。

（4）ローンと社債に付される財務上の特約

資本市場が、事業のリスク等に応じた資金配分を行い、金利等を通じた価格発見機能を発揮する上で、社債やローンの基本条件、特に財務上の特約が適切に開示されることは極めて重要と考えられる。

特に財務上の特約については、その抵触が他の債権者のキャッシュ・フローに影響を与え、経営陣の裁量を制限するとの観点からも開示の重要性が高い。また、抵触前段階から財務上の特約が適切に開示されることで、市場全体としての予測可能性が高まり、企業と投資家との円滑なコミュニケーションにも資すると考えられる。

財務上の特約に関する諸外国の開示状況は以下のとおりである。

- ・ 米国においては、非財務情報として臨時報告書（Form 8-K）での開示が求められている⁹⁷ことに加え、米国会計基準では、条項への抵触の蓋然性が高い場合に連結財務諸表で開示が求められている⁹⁸
- ・ 欧州・アジア諸国で適用されている国際会計基準においては、連結財務諸表の注記で財務制限条項の開示が求められ、その際の「重要性」は、抵触の蓋然性や抵触時

⁹⁶ 株主の譲渡・保有に関する合意は、株主間の合意であっても、株式の流動性に深く関わることから、投資者一般（とりわけ支配権の取得を目指す投資者）の意思決定に大きな影響を与えることになると考えられ、透明性の確保という観点からは開示対象とすべきであるとの指摘もあった。

⁹⁷ ローン契約の締結時及び条項の抵触時が臨時報告書の提出事由として定められている（Form 8-K 項目 1.01、項目 2.04）。

⁹⁸ Topic 210 Subtopic 470-10 長期負債の開示（財務制限条項・50-3、45-2）

の影響によって判断することとされており⁹⁹、その蓋然性が急速に高まる前の段階から財務制限条項を開示する例もみられる

一方、我が国における財務上の特約の開示を巡る状況は以下のとおりである。

- ・ 会計基準（日本基準）では「利害関係人が会社の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して適切な判断を行う上で必要と認めた場合」に開示することとされている
- ・ 国際会計基準を採用している一部の企業において積極的に財務制限条項を開示している例がみられるものの、特に日本基準採用企業においては財務制限条項の開示は一部にとどまっている¹⁰⁰
- ・ 2021年6月の金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告¹⁰¹においても、資本市場における社債とローンとの適正な投資条件の比較との観点から、我が国においても諸外国と同水準で融資の財務上の特約が開示されることが重要であるとの指摘に言及している

財務上の特約の開示については、上記のとおり企業間に相当の幅が生じており、将来的には財務情報における前広な開示実務の定着が期待されるが、まずは、特に重要性が高いと見込まれる財務上の特約について、財務情報を補完する非財務情報（「重要な契約」）として開示されることが適切と考えられる¹⁰²。

具体的には、例えば、

- ・ ローンの契約額や社債の発行額が、自社の純資産額の一定比率¹⁰³以上である場合に臨時報告書において開示
- ・ ローンの残高や社債の残高が、自社の純資産額の一定比率¹⁰⁴以上である場合に有価証券報告書において開示

することとし、この「一定比率」等については、投資家の声を反映しながら、実務を踏まえた具体的な検討を行うことが求められる。

また、有価証券報告書や臨時報告書における開示内容は、

⁹⁹ IFRS 実務記述書第2号「重要性の判断の行使」財務制限条項に関する情報 81、82、83

¹⁰⁰ 2020年11月時点で、TOPIX100構成銘柄のうち、国際会計基準又は米国会計基準を採用する企業53社中、財務上の特約を開示している企業は12社であった。他方、日本基準を採用している財務上の特約を開示している企業は1社のみであった。

¹⁰¹ 「金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告ーコロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けてー」（2021年6月18日）P29

¹⁰² 財務諸表の注記においても財務上の特約の記載が行われているケースでは、非財務情報の開示としては財務諸表の注記を参照することが考えられる。

¹⁰³ 例えば、臨時報告書の提出事由の中には、純資産額の一定比率以上の影響があることを基準としているものもある。

¹⁰⁴ 臨時報告書の提出に係る数値基準よりも高い数値基準を設定することが考えられる。

- ・ 融資借入契約又は社債等の概要
- ・ 財務上の特約の概要（トリガー基準、抵触時の効果、担保の内容等）

とし、これらについての重要な変更・解約や基準への抵触があった場合には、その内容を臨時報告書において開示することとすべきである。

（５）その他の留意事項

企業のガバナンスに関する合意や株主保有株式の処分・買増し等に関する合意、ローンと社債に付される財務上の特約を含む契約について、有価証券報告書等での開示対象等の明確化に当たっては、円滑な施行に向け、既契約の取り扱いなど、実務的な課題¹⁰⁵についても十分検討を行うべきである。

また、前述の合意を含む契約以外の「重要な契約」についても、投資家の投資判断に重要な情報を含む契約については、企業による適切な開示が求められる。そうした実務の定着に向け、「重要な契約」に関する開示については、例えば、「記述情報の開示の好事例集」等を通し、投資家にとって重要な情報が十分に開示されるよう促すべきである。

2. 英文開示

近年、我が国上場企業の英語による企業情報の開示（以下「英文開示」という。）は着実に進展しており、全市場時価総額ベースで約9割の企業が決算短信、株主総会招集通知の英文開示を実施又は実施予定となっている¹⁰⁶。

他方、有価証券報告書の英文開示については、海外機関投資家の約7割が一覧性を有する法定開示書類である有価証券報告書の英文開示は必要と回答しているものの¹⁰⁷、実施企業は少数にとどまっている。

こうした中、特に本年4月にスタートした東京証券取引所のプライム市場は、グローバルな投資家との建設的な対話を念頭に置いており、当該市場に上場する企業は、積極的に有価証券報告書の英文開示を行うことが期待される¹⁰⁸。

¹⁰⁵ 「重要な契約」について、会社の機微情報や守秘義務の取扱い、更に、既存契約か新規契約かを問わず、契約の位置付けや重要性、企業価値への影響といった観点について企業からの視点も重要であるとの意見もあった。

¹⁰⁶ 東京証券取引所「英文開示実施状況調査集計レポート」（2021年12月末時点）

¹⁰⁷ 東京証券取引所「英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果」（2021年8月30日）

¹⁰⁸ 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」補充原則3-1②において、「特にプライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべき」とされており、

同時に、有価証券報告書全体の英文開示には相当の作業等を要するとの指摘がある。この点については、まずは、【事業等のリスク】、【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】、【コーポレート・ガバナンスの概要】、【株式の保有状況】など利用ニーズの特に高い項目について、英文開示を行うことが重要である。また、新たに「記載欄」を設けるサステナビリティ情報についても英文開示が期待される。

現在、金融庁の提供する有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の英語サイトにおいて、英訳した有価証券報告書を自社ウェブサイト上に掲載している企業の一覧を公表しているが、これに加えて、有価証券報告書上で特に英文開示が求められる上記項目を英訳した企業についても一覧として公表し、海外投資家に対して情報発信するべきである。

加えて、EDINETにおいて、外部の翻訳ツールを利用しやすいよう改修を進める。また、中長期的には、法定開示書類の英訳に適した翻訳機能の精度向上に取り組むことも支援策として有効と考えられる¹⁰⁹。

3. 有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載事項の関係

コーポレートガバナンスに関する情報については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書において企業統治の体制、役員状況、役員報酬、政策保有株式などが開示され、取引所規則に基づくコーポレート・ガバナンス報告書においてコーポレートガバナンス・コードへの対応状況などが開示されている。両者の開示については、それぞれの特徴¹¹⁰があるものの、内容の重複が指摘されている¹¹¹¹¹²。

本報告では、有価証券報告書のコーポレートガバナンスに関する情報として、取締役会、委員会等の活動状況の「記載欄」を設けるべきとした（上記Ⅱ. 2参照）。

この項目は、コーポレート・ガバナンス報告書において「開示推奨項目」とされているが、両者の関係については、例えば、

今後、その対応状況が順次開示されることとなる。「開示書類のうち必要とされる情報」については、各企業において判断の上、開示を行い、投資家との対話の中で定まっていくものと考えられる。

¹⁰⁹ 英文にした情報については、企業がチェックを行いその内容に責任を持つことが重要との指摘があった。

¹¹⁰ 有価証券報告書については、法定開示書類としての記載情報の重要性や信頼性の高さのほか、企業価値創造プロセスを一覧的に掲載する書類である等が指摘され、他方でコーポレート・ガバナンス報告書については、記載情報の充実度や更新頻度、優れた検索機能、コーポレートガバナンス・コードの対応状況の開示媒体等が指摘されている。

¹¹¹ 役員略歴や個別の政策保有株式の情報等は、有価証券報告書のみで開示。

¹¹² 前回ワーキング・グループ報告では、今後の投資家と企業との間の対話等において、両書類の特色を踏まえ、望ましい情報提供のあり方についての意見交換や、それを踏まえた情報開示の工夫の積重ねが期待されていた。

- ・ 有価証券報告書では、提出前1年間の「基本的な活動状況」を記載することとした上で
- ・ コーポレート・ガバナンス報告書では、必要に応じ、時々企業の置かれた状況を踏まえ、より具体的な活動内容や有価証券報告書提出後の活動等について記載することを推奨する

などにより、有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の特徴やそれぞれの開示システムの利便性等を踏まえて整理することが考えられる。

おわりに

以上が、当ワーキング・グループにおける審議結果である。今後、本報告を踏まえ、サステナビリティやコーポレートガバナンスに関する開示などに関して、金融庁等において早急に制度整備等を行うことを期待する。

この制度整備は、これまで進展してきた企業の情報開示の姿勢を土台として、企業の未来への投資を適切に評価する魅力的な資本市場を構築するため、投資家が重視する中長期的な企業価値に関連する非財務情報の開示を制度面でも後押しし、企業と国内外の投資家との意思疎通を強化するものである。

また、企業の情報開示や投資家との対話に係る取組みが形式的なものに終始せず、実質的なものとなることが重要である。そのため、単に既存の開示制度に上乘せをするのではなく、情報の作成者、利用者双方の視点を踏まえ、適切かつ効率的な開示が行われる制度となることにも配慮した。

こうした企業情報の開示の環境整備や企業と投資家による建設的な対話等を通じて、中長期的な企業価値向上につながる資本市場が構築されることが望まれる。

また、サステナビリティ開示に関する企業や投資家の実務的準備に資するロードマップ、SSBJの役割の明確化、四半期決算短信への「一本化」の具体化に関する課題等については、当ワーキング・グループにおいて更なる検討を進める必要がある。

記述情報の開示に関する原則（別添）

—サステナビリティ情報の開示について—

サステナビリティ情報については、現在、国内外において、開示の基準策定やその活用の動きが急速に進んでいる状況であることから、サステナビリティ情報の開示における「重要性（マテリアリティ）」の考え方を含めて、今後、国内外の動向も踏まえつつ、本原則の改訂を行うことが考えられる。

〔法令上記載が求められている事項〕

サステナビリティに関する考え方及び取組の開示においては、「ガバナンス」と「リスク管理」は、すべての企業において開示が求められ、「戦略」と「指標及び目標」は、企業において重要性を判断して開示することが求められている。

○ サステナビリティに関する考え方及び取組

（考え方）

- サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するものである。（注1）
- 「ガバナンス」と「リスク管理」は、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、すべての企業が開示することが求められる。
- 「戦略」と「指標及び目標」は、開示が望ましいものの、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示することが求められる。

（望ましい開示に向けた取組み）

企業が、業態や経営環境等を踏まえ、重要であると判断した具体的なサステナビリティ情報について、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの構成要素に基づき開示することが求められている（注2）。一方、「戦略」と「指標及び目標」について、各企業が重要性を判断し

た上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待される。

また、国内における具体的開示内容の設定が行われていないサステナビリティ情報の記載に当たって、例えば、国際的に確立された開示の枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）又はそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載することが考えられる。

（注1）サステナビリティの概念は、様々な主体において説明が行われており、例えば、我が国のコーポレートガバナンス・コードやステュワードシップ・コードでは、「ESG要素を含む中長期的な持続可能性」としている（ほか、2022年6月13日公表の「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」注2参照）。

サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得ると考えられる。

（注2）2022年6月13日に公表された「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」においては、企業が、気候変動対応が重要であると判断する場合には、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであるとされ、温室効果ガス（GHG）排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope 1（事業者自らによる直接排出）・Scope 2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）のGHG排出量について、企業において積極的に開示することが期待されるとされた。

また、人的資本、多様性に関する開示に当たって、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差といった多様性に関する指標については、投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべきであるとされた。

第二号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

____財務(支)局長

【提出日】

____年 ____月 ____日

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(4)

【届出の対象とした募集(売出)金額】

(5)

【安定操作に関する事項】(6)

【縦覧に供する場所】(7)

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】(8)

種類	発行数	内容

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】(9)

区分	発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者 に対する割当			
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計(総発行株式)			

(2)【募集の条件】(10)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数 単位	申込期 間	申込証拠金 (円)	払込期 日

--	--	--	--	--	--

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

3 【株式の引受け】 (11)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
計	—		—

4 【新規発行新株予約権証券】 (12)

(1) 【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発	

行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	—		—

5 【新規発行社債(短期社債を除く。)】 (13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	

先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	

(新株予約権付社債に関する事項) (14)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6【社債の引受け及び社債管理の委託】 (15)

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額(円)	引受けの条件
計	—		

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件

7【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】(16)

振出日	
振出地	
発行価格(円)	
券面総額又は短期社債の総額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行限度額(円)	
発行限度額残高(円)	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	

8【新規発行カバードワラント】(17)

9【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】(18)

10【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】(19)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)

(2)【手取金の使途】(20)

11【会社設立の場合の特記事項】(21)

第2【売出要項】

1【売出有価証券】(22)

(1)【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

(2)【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

(新株予約権の内容等)

(3)【売出社債(売出短期社債を除く。)]

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

--	--	--	--

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) 【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額(円)	売出価額の総額(円)	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

(5) 【売出カバードワラント】

(6) 【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】

2 【売出しの条件】 (23)

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第3 【第三者割当の場合の特記事項】 (23—2)

- 1 【割当予定先の状況】 (23—3)
- 2 【株券等の譲渡制限】 (23—4)
- 3 【発行条件に関する事項】 (23—5)
- 4 【大規模な第三者割当に関する事項】 (23—6)
- 5 【第三者割当後の大株主の状況】 (23—7)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
計	—				

- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 (23—8)
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 (23—9)
- 8 【その他参考になる事項】 (23—10)

第4 【その他の記載事項】 (24)

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

- 1 【主要な経営指標等の推移】 (25)
- 2 【沿革】 (26)
- 3 【事業の内容】 (27)
- 4 【関係会社の状況】 (28)
- 5 【従業員の状況】 (29)

第2【事業の状況】

- 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(30)
- 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】(30—2)
- 3【事業等のリスク】(31)
- 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(32)
- 5【経営上の重要な契約等】(33)
- 6【研究開発活動】(34)

第3【設備の状況】

- 1【設備投資等の概要】(35)
- 2【主要な設備の状況】(36)
- 3【設備の新設、除却等の計画】(37)

第4【提出会社の状況】

- 1【株式等の状況】
 - (1)【株式の総数等】(38)
 - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
計	

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計		—	—

(2)【新株予約権等の状況】

- ①【ストックオプション制度の内容】(39)
- ②【ライツプランの内容】(40)
- ③【その他の新株予約権等の状況】(41)

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】(42)

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(円)	資本金残高(円)	資本準備金増減額(円)	資本準備金残高(円)

(4)【所有者別状況】(43)

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	金融商 品取引 業者	その 他の 法人	外国法人等		個人 その 他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)									—
所有株式 数(単元)									
所有株式 数の割合 (%)								100	—

(5) 【大株主の状況】 (44)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計	—		

(6) 【議決権の状況】 (45)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式(自己株式等)		—	
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)		—	
完全議決権株式(その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏 名又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)

計	—				
---	---	--	--	--	--

(7) 【役員・従業員株式所有制度の内容】 (46)

2 【自己株式の取得等の状況】 (47)

【株式の種類等】 _____ (48)

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 (49)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(年 月 日)での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～ 年 月 日)		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(2) 【取締役会決議による取得の状況】 (50)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(年 月 日)での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
最近事業年度前における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (年 月 日～ 年 月 日)		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 (51)

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 (52)

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				

()				
保有自己株式数		—		—

3【配当政策】(53)

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】(54)

(2)【役員 of 状況】(55)

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
計					

(3)【監査の状況】(56)

(4)【役員 of 報酬等】(57)

(5)【株式 of 保有状況】(58)

第5【経理 of 状況】(59)

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】(60)

①【連結貸借対照表】(61)

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】(62)

③【連結株主資本等変動計算書】(63)

④【連結キャッシュ・フロー計算書】(64)

⑤【連結附属明細表】(65)

(2)【その他】(66)

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】(67)

①【貸借対照表】(68)

②【損益計算書】(69)

③【株主資本等変動計算書】(70)

④【キャッシュ・フロー計算書】(71)

⑤【附属明細表】(72)

(2)【主な資産及び負債の内容】(73)

(3)【その他】(74)

第6【提出会社の株式事務 of 概要】(75)

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日

株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】(76)

2【その他の参考情報】(77)

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】(78)

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(79)

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 期(自 年 月 日 至 年 月 日)
年 月 日___財務(支)局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 年 月 日 至 年
月 日) 年 月 日___財務(支)局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(年 月 日)までに、臨時
報告書を 年 月 日に___財務(支)局長に提出

④【訂正報告書】

訂正報告書(上記 年 月 日の訂正報告書)を 年 月 日に___財務
(支)局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(80)

- (1)【会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所】
- (2)【企業の概況】
- (3)【事業の状況】
- (4)【設備の状況】
- (5)【保証会社の状況】
- (6)【経理の状況】

第2【保証会社以外の会社の情報】(81)

- 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
- 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
- 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3【指数等の情報】(82)

- 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
- 2【当該指数等の推移】

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】(83)

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】
- 3【株主資本等変動計算書】
- 4【キャッシュ・フロー計算書】

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】(84)

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】
- 3【株主資本等変動計算書】
- 4【キャッシュ・フロー計算書】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 「第一部 証券情報」に係る記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書(以下この様式において「届出書」という。)の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d cの規定により本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一

定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。

- e 「第二部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- f 「第二部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- g 「第四部 特別情報」のうち、「第1 最近の財務諸表」に掲げる事項にあつては提出会社が継続開示会社である場合、「第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあつては当該保証会社及び連動子会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。
- h この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項又は第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- i 届出の対象とした募集が定義府令第9条第1号に定める株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘に該当する場合には、当該勧誘に係る株券の処分は当該株券の発行として記載すること。
- j 提出会社が持分会社である場合における「第二部 企業情報」に掲げる事項は、(25)から(77)までに準じて記載すること。
- k 「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(2) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

会社設立の場合にあつては、発起人全員の氏名を記載すること。

(4) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類

届出書により届出の対象とした募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。

(5) 届出の対象とした募集(売出)金額

届出の対象とした募集又は売出しごとに発行価額の総額又は売出価額の総額を記

載すること。

なお、届出の対象とした募集(売出)有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。

「発行価格」若しくは「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) 安定操作に関する事項

令第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項を記載すること。

(7) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(8) 新規発行株式

a 新規発行株式の種類ごとに、「種類」、「発行数」及び「内容」を記載すること。

b 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

c 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。)であるときは、同法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(b) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。(d)及び(e)において同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)

(d) 提出者の株券の売買(令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。)について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合は

その旨)

(e) 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

e 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

f 会社が新規発行株式と異なる種類の株式についての定めを定款に定めている場合には、欄外にその旨を記載すること。この場合において、新規発行株式と当該異なる種類の株式の単元株式数又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。

g 振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。

h 届出書に係る新規発行株式の募集と同時に準備金の資本組入れ等による新規株式の発行が行われる場合には、その旨を注記すること。

i 届出書の対象とした募集が定義府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘である場合には、その旨を欄外に記載すること。

(9) 募集の方法

a 株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集するものとその他のものに区分しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。

なお、一般募集の場合であって株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

b 一部払込発行の場合には、払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。

c 「発行価格」若しくは「資本組入額」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」又は「資本組入額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

(10) 募集の条件

a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、1株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。

なお、算式表示の場合において、最低発行価額(取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が一定の価額を下回るときには当該一定の価額を1株の発行価額とすることを定めている場合における当該価額)が定められているときには、その旨及びその金額を記載すること。また、取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が最低発行価額を下回る場合において当該新株の発行を中止すること等を定めているときは、その旨を付記すること。最低発行価額を記載しない

で届出書を提出するときには、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること((12)又は(14)において新株予約権証券の新株予約権又は新株予約権付社債の新株予約権の行使により発行する株式の発行価格を算式表示する場合においても同じ。)

b 「資本組入額」の欄には、1株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。

なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。

c 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の株式の割当てを受ける権利の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。

d 「発行価格」又は「資本組入額」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

e 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。

(11) 株式の引受け

a 元引受契約(株主割当の場合の失権株を引き受けるものを含む。)を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

b 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。

なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料等は当該算式に基づいて記載すること。

c 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

d この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。)又は子法人等(法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。)とする金融商品取引業者を主幹事会社(金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。)とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(12) 新規発行新株予約権証券

a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式の種類ごとに区分して記載すること。

- b 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
- c 「発行価格」の欄には、新株予約権1個の発行価格を記載すること。
また、「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- d 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- e 「割当日」の欄には、会社法第238条第1項第4号に規定する割当日(同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行う場合は、同法第278条第1項第3号に掲げる当該新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日)を記載すること。
- f 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。
また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。
なお、振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。
- g 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を欄外に記載すること。
- h 「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄は、新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でない場合には設けることを要しない。
- i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)d(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。
- j 「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、(8)b及びdに準じて記載すること。
- k 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の欄には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格及び資本組入額を記載すること。
なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。
- l 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」又は「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- m 「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄には、会社法第236条第1項第7号に規定する事項を記載すること。
- n 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

と。

- o 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。
- p 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下この様式において「基本方針」という。)を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防衛策)の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
- q 「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券をいう。以下qにおいて同じ。)の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。
 - (a) 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
 - (b) 「引受けの条件」の欄には、引受けの態様、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等を記載すること。
なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等は当該算式に基づいて記載すること。
 - (c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権(法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下(c)において同じ。)の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。
 - (d) 「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受新株予約権数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。
 - (e) この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該新株予約権証券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。
 - (f) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等(法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下(f)において同じ。)に係る引受人の株券等保有割合(同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下(f)において同じ。)が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日(日曜日及び令第14条の5

に規定する休日の日数は、算入しない。)前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

(13) 新規発行社債

- a 「銘柄」の欄には、「第何回無担保社債(担保提供禁止特約付)」、「第何回無担保社債(担保提供限定特約付)」、「第何回無担保社債(社債間限定同順位特約付)」のように記載すること。
- b 当該新規発行社債が振替社債である場合には、「記名・無記名の別」の欄への記載を要しない。
- c 「発行価格」の欄には、券面額100円についての発行価額を記載すること。
- d 「振替機関」の欄には、振替機関を定めている場合の当該振替機関の名称及び住所を記載すること。
- e 「募集の方法」の欄には、株主優先募入及び打切発行(社債の応募額が発行価額の総額に達しなくとも当該社債が成立する旨社債申込証に記載した場合における発行をいう。)等の募集方法の概要について記載すること。
- f 「利息支払の方法」の欄には、利息の計算期間、支払場所等を記載すること。利息の支払場所を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- g 「償還の方法」の欄には、償還金額、償還の方法(買入消却、任意償還、減債基金等)を記載すること。
- h 「担保の保証」の欄には、保証が付されている場合に、その内容及び条件等を記載すること。
- i 「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- j 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
- k 「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限とその他の条項(純資産額維持、利益維持、担付切替等)に分けて、その内容を記載すること。

また、当該発行に係る社債についての保証会社に関して財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。

- l 当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該発行に係る社債の申込期間中に、金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(14) 新株予約権付社債に関する事項

(12)a、g、h、i、j、k、l、m、n、o及びpに準じて記載すること。

(15) 社債の引受け及び社債管理の委託

- a 短期社債については、記載を要しない。
- b 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。
- c 社債管理者が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の社債管理者を記載すること。
- d 「引受けの条件」の欄には、買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等を記載すること。
- e 社債管理補助者を設置する場合には、「社債管理者の名称」の欄に社債管理補助者の氏名又は名称及び社債管理補助者である旨を記載すること。
- f 「委託の条件」の欄には、社債管理者に支払う手数料等を記載すること。
- g 「引受人の氏名又は名称及び住所」、「引受金額及び引受けの条件」、「社債管理者の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。
- h この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該社債券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の商号又は名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(16) 新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債

- a 「発行価格」の欄には、券面額100円又は短期社債の金額100円についての発行価額を記載すること。
- b 「券面総額又は短期社債の総額」の欄には、当該発行に係るコマーシャル・ペーパーの券面額の合計又は短期社債の発行総額を記載すること。
- c 取締役会決議等でコマーシャル・ペーパー又は短期社債の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄には当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。
- d 「支払期日」の欄には、当該コマーシャル・ペーパー又は短期社債の償還期限を

記載すること。

e 「バックアップラインの設定内容」の欄には、当該金融機関から借入れができる短期借入枠の金額、条件等を記載すること。

f 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に保証が付されている場合には、「保証者の概要」の欄に保証者の資本金の額及び事業の内容を記載し、「保証の内容」の欄に保証の内容及び条件等を記載すること。

g 当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を、当該信用格付業者が当該情報を公表する日から当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の振出日までの期間中に入手するための方法

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

(17) 新規発行カバードワラント

a 届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、(13)1に準じて記載すること。

b 当該カバードワラントの発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。

c a及びbに掲げる事項以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。

(18) 新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券

a 届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、(13)1に準じて記載すること。

b 当該預託証券及び有価証券信託受益証券に表示される権利に係る有価証券の内容について具体的に記載すること。

c 当該預託証券及び有価証券信託受益証券の発行の仕組みについて、明瞭に記載すること。

d aからcまでに掲げる事項以外の事項で、当該預託証券及び有価証券信託受益証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載すること。

(19) 新規発行による手取金の額

a 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「払込金額の総額」は届出書提出日現在における見込額を記載し、その旨を注記すること。

b 「発行諸費用の概算額」の欄には、会社が負担すべき発行諸費用の総額を記載すること。

(20) 手取金の使途

a 提出者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。

b 当該手取金を事業の買収に充てる場合には、その事業の内容及び財産について概要を説明すること。

(21) 会社設立の場合の特記事項

会社設立に際し、次の事項を特別に定款に記載した場合には、その内容等について説明すること。

a 発起人が受ける特別利益

特別利益を受ける発起人の氏名及び特別利益の内容を記載すること。

b 会社設立後に譲り受けることを約した財産

譲渡人の氏名並びに譲り受けることを約した財産の内容及び価格を記載すること。

c 会社の負担に帰すべき設立費用及び発起人の報酬

設立費用及び報酬の額を記載すること。

(22) 売出有価証券

a 「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、「売出価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

b 売出しに係る株式、新株予約権証券、社債又はコマーシャル・ペーパーの所有者が2人以上ある場合には、「売出株式」、「売出新株予約権証券」、「売出社債(売出短期社債を除く。)」又は「売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債」について所有者別に記載すること。

c 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(8) dに準じて記載すること。

d 「売出新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、(12)に準じて記載すること。

e 売出社債(売出短期社債を除く。)に保証が付されている場合には、その内容及び条件等を欄外に記載すること。

f 「売出社債(売出短期社債を除く。)」の「新株予約権付社債に関する事項」は、(1

4)に準じて記載すること。

g 売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーの申込期間中に、金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーに関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

h 振替機関を定めている場合には、当該振替機関の名称及び住所を欄外に記載すること。

(23) 売出しの条件

a 「売出価格」の欄には、株式については1株の売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円又は振替社債の金額100円についての売出価額を、電子記録移転権利(法第2条第2項第3号に掲げる権利に該当するものに限る。)については1単位の売出価額を記載すること。

b 「売出しの委託契約の内容」の欄には、売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等について記載すること。

なお、算式表示の場合には、委託手数料の額は当該算式に基づいて記載すること。

c 株式受渡期日その他売出しの手續上必要な事項を欄外に記載すること。

d 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

e 「売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。

f 「売出価格」又は「申込受付場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(23-2) 第三者割当の場合の特記事項

第三者割当(第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。以下この様式において同じ。)の方法により、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券(以下この様式において「株券等」という。)の募集又は売出しを行う場合に記載すること。な

お、一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる株券等の募集又は売出しのうち、その発行の態様から、当該株券等を特定の株主が取得するものと考えられるもの(例えば、特定の株主のみが当該株券等の募集又は売出しに応じることになると考えられる発行価格その他の条件を設定しようとするもの)を行う場合には、当該募集又は売出しを第三者割当の方法により行うものとみなして記載すること。

(23—3) 割当予定先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先(第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。)ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。

また、割当予定先が特定引受人(会社法第206条の2第1項又は第244条の2第1項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。)に該当する場合であって、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、hに定めるところにより記載すること。

a 割当予定先の概要 次の(a)から(d)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

(a) 個人 氏名、住所及び職業の内容

(b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書(当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。)の提出日

(c) 有価証券報告書提出会社以外の法人 名称、本店の所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先(割当予定先が非居住者の場合に限る。)、代表者の役職及び氏名、資本金、事業の内容並びに主たる出資者及びその出資比率

(d) 有価証券報告書提出会社及び有価証券報告書提出会社以外の法人以外の団体 名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先(割当予定先が非居住者の場合に限る。)、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組合員又はこれに類する者(以下(d)及びbにおいて「業務執行組合員等」という。)に関する事項((a)から(d)までに掲げる当該業務執行組合員等の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項とする。)

なお、割当予定先又は業務執行組合員等が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村(第21条第2項に規定する市町村をいう。(28)b及び(44)cにおいて同じ。)までを記載しても差し支えない。

b 提出者と割当予定先との間の関係 提出者と割当予定先との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が組合その他の団体であって、その業務執行組合員等と提出者との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その具体的な内容を併せて記載すること。

c 割当予定先の選定理由 割当予定先を選定した理由及び経緯を具体的に記載すること。

- d 割り当てようとする株式の数 この届出書に係る第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式の数を記載すること。
- e 株券等の保有方針 この届出書に係る第三者割当に係る株券等について、割当予定先による保有方針を確認した場合は、その内容を記載すること。
- f 払込みに要する資金等の状況 割当予定先がこの届出書に係る第三者割当に対する払込みに要する資金又は財産を保有することを確認した結果及びその確認の方法を具体的に記載すること。
- g 割当予定先の実態 割当予定先の株券等について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者が存在する場合には、その旨及びこれらの権限の内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下gにおいて「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて確認した結果並びにその確認方法を具体的に記載すること。
- h 特定引受人に関する事項 次の(a)から(c)までに定める事項を記載すること。
 - (a) 特定引受人(その子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)を含む。)がその引き受けた募集株式又は募集新株予約権に係る交付株式(同法第244条の2第2項に規定する交付株式をいう。以下hにおいて同じ。)の株主となった場合に有することとなる議決権の数(募集新株予約権である場合には、当該交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数とする。)
 - (b) (a)の募集株式又は募集新株予約権に係る交付株式に係る議決権の数(募集新株予約権である場合には、当該交付株式に係る最も多い議決権の数とする。)
 - (c) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数又は当該特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の議決権の数

(23—4) 株券等の譲渡制限

この届出書に係る第三者割当に係る株券等についてその譲渡を制限する場合には、その旨及びその内容を記載すること。

(23—5) 発行条件に関する事項

- a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方を具体的に記載すること。
- b この届出書に係る第三者割当による有価証券の発行(以下bにおいて「当該発行」という。)が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行(以下bにおいて「有利発行」という。)に該当するものと判断した場合には、その理由及び判断の過程並びに当該発行を有利発行により行う理由を具体的に記載すること。また、当該発行が有利発行に該当しないものと判断した場合には、その理由及び判断の過程を具体的に記載すること。なお、当該発行に係る適法性に関して監査役が表明する意見又は当該判断の参考にした第三者による評価があればその内容を記載すること。

(23—6) 大規模な第三者割当に関する事項

この届出書に係る第三者割当により次に掲げる場合のいずれかに該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が届出日後のいずれか一日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、届出日又はその前日のいずれか一日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

- a 第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数(当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権(社債に付されているものを含む。以下a及び(23—7)aにおいて「株式等」という。))に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下(23—6)及び(23—7)において「割当議決権数」という。)(この届出書に係る株券等の募集又は売出しと並行して行われており、又はこの届出書の提出日前6月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数(当該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあつては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあつては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下aにおいて「加算議決権数」という。)を含む。)を提出者の総株主の議決権(「第二部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(6) 議決権の状況」の「① 発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。b及び(23—7)cにおいて同じ。)の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合
- b 割当予定先が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に支配株主(提出者の親会社又は提出者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主(自己の計算において所有する議決権の数と次の(a)及び(b)に掲げる者が所有する議決権の数を合計した数が提出者の総株主の議決権の100分の50を超える者に限る。)をいう。)となる者が生じる場合
- (a) その者の近親者(二親等内の親族をいう。(b)において同じ。)
- (b) その者及びその近親者が当該総株主の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人その他の団体(以下(b)において「法人等」という。)並びに当該法人等の子会社
- c この届出書に係る第三者割当により特定引受人となる者が生じる場合(bに掲げる場合を除く。)

(23—7) 第三者割当後の大株主の状況

- a この届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合(当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下(23—7)において同じ。)における大株主の状況について、(44)b及びcに準じて記載すること。
- b 割当予定先が大株主となる場合について、「割当後の所有株式数」は、当該割当予定先の割当議決権数に係る株式の数を所有株式数に加算した数を記載すること。
- c 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」

に係る議決権の数を総株主の議決権の数に割当議決権数を加えた数で除して算出した割合(小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁までの割合)を記載すること。

(23—8) 大規模な第三者割当の必要性

- a この届出書に係る第三者割当が(23—6)に規定する場合における第三者割当(以下(23—8)において「大規模な第三者割当」という。)に該当する場合には、当該大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容(社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下aにおいて同じ。))を置く株式会社において、当該社外取締役の意見が取締役会の判断と異なる場合には、その意見を含む。)について、具体的に記載すること。
- b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程(経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取、株主総会決議における株主の意思の確認その他の大規模な第三者割当に関する取締役会の判断の妥当性を担保する措置を講じる場合は、その旨及び内容を含む。)を具体的に記載すること。

(23—9) 株式併合等の予定の有無及び内容

提出者の株式に係る議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為が予定されている場合には、当該行為の目的、予定時期、方法及び手続、当該行為後の株主の状況、株主に交付される対価その他当該行為に関する内容を具体的に記載すること。

(23—10) その他参考になる事項

自己株式(会社法第113条第4項に規定する自己株式をいう。以下同じ。)又は自己新株予約権(同法第255条第1項に規定する自己新株予約権をいう。以下同じ。)の売出しにより第三者割当を行う場合には、当該売出しによる手取金の使途について、(20)に準じて記載すること。

(24) その他の記載事項

- a 工場、製品等の写真、図面その他特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書の記載箇所を示すこと。
- b 当該届出に係る有価証券(当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。)が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。))に表示されるものに限る。(31)cにおいて「電子記録移転有価証券表示権利等」という。)である場合(cに掲げる場合を除く。)には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意(5)c、(17)c、(30)及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。
- c 当該届出に係る有価証券が電子記録移転権利(法第2条第2項第3号に掲げる権利に該当するものに限る。)である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「第一部 証券情報」及び「第二部 発行者情報」の「第1組合等の状況」に記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

ただし、これらの事項をこの様式の他の項目に記載する場合には、記載を要しない。

(25) 主要な経営指標等の推移

- a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。)の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準(連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度(第四号の三様式記載上の注意(18)hの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意(18)iの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。)については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(32)d又はeの規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

- (a) 売上高
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額
- (d) 包括利益金額
- (e) 純資産額
- (f) 総資産額
- (g) 1株当たり純資産額(連結財務諸表規則第44条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)
- (h) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)
- (i) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)
- (j) 自己資本比率(純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)
- (k) 自己資本利益率(親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。)
- (l) 株価収益率(連結決算日における株価(当該株価がない場合には連結決算日前

直近の日における株価)を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)

- (m) 営業活動によるキャッシュ・フロー
 - (n) 投資活動によるキャッシュ・フロー
 - (o) 財務活動によるキャッシュ・フロー
 - (p) 現金及び現金同等物の期末残高
 - (q) 従業員数
- b 提出会社の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては、10事業年度。fにおいて同じ。)に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (a) 売上高
 - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
 - (c) 当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (d) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額(財務諸表等規則第8条の9の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。)(連結財務諸表を作成している場合を除く。)
 - (e) 資本金
 - (f) 発行済株式総数
 - (g) 純資産額
 - (h) 総資産額
 - (i) 1株当たり純資産額(財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)
 - (j) 1株当たり配当額(会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当(同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。)をいう。以下同じ。)
 - (k) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)
 - (l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)
 - (m) 自己資本比率(純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)
 - (n) 自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。)
 - (o) 株価収益率(貸借対照表日における株価(当該株価がない場合には、貸借対照表日前直近の日における株価)を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)
 - (p) 配当性向(1株当たり配当額を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)
 - (q) 営業活動によるキャッシュ・フロー(連結財務諸表を作成している場合を除く。)
 - (r) 投資活動によるキャッシュ・フロー(連結財務諸表を作成している場合を除く。)

く。)

(s) 財務活動によるキャッシュ・フロー(連結財務諸表を作成している場合を除く。)

(t) 現金及び現金同等物の期末残高(連結財務諸表を作成している場合を除く。)

(u) 従業員数

c a(1)及びb(o)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

d 「5 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(q)及びb(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

e b(j)に掲げる1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

f 最近5年間の株主総利回り((a)及び(b)に掲げる値を合計したものを提出会社の6事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては11事業年度)前の事業年度の末日における株価(当該株価がない場合には当該事業年度の末日直近の日における株価)でそれぞれ除した割合又はこれに類する他の方法により算定した割合をいう。)の推移について、提出会社が選択する株価指数(金融商品取引所に上場されている株券の価格に基づいて算出した数値(多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものに限る。))又はこれに類する数値をいう。)における最近5年間の総利回りと比較して記載すること。ただし、相互会社にあつては、記載を要しない。

なお、類する他の方法により算定した割合を用いる場合には、算定方法の概要を併せて記載し、最近5事業年度の間株式の併合又は株式の分割が行われた場合には、当該株式の併合又は株式の分割による影響を考慮して記載すること。

(a) 提出会社の最近5事業年度の各事業年度の末日における株価(当該株価がない場合には当該事業年度の末日直近の日における株価。株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を、その他の銘柄で気配相場がある場合には当該気配相場を用いること。)

(b) 提出会社の5事業年度前の事業年度から(a)の各事業年度の末日に係る事業年度までの1株当たり配当額の累計額

g 提出会社の株価の推移について、次のとおり記載すること。ただし、相互会社にあつては、記載を要しない。

(a) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価を記載すること。

(b) 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。

なお、二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。

(c) 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その

旨を注記すること。

なお、二以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。

- (d) その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

(26) 沿革

提出会社の設立日(設立登記日とする。)から届出書提出日までの間につき、創立経緯、商号の変更及び企業集団に係る重要な事項(合併、事業内容の変更、主要な関係会社の設立・買収、上場等)について簡潔に記載すること。

(27) 事業の内容

- a 届出書提出日の最近日(以下「最近日」という。)現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報(指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。)との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

- b 提出会社と提出会社の関連当事者(提出会社の関係会社を除く。)との間に継続的で緊密な事業上の関係がある場合には、当該事業の内容、当該関連当事者の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等に含めて示すこと。
- c 提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当する場合には、その旨及びその内容を具体的に記載すること。

(28) 関係会社の状況

- a 最近連結会計年度に係る提出会社の関係会社(非連結子会社、持分法を適用していない関連会社を除く。以下(28)において同じ。)について、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容(例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。)を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。

なお、連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度に係る提出会社の親会社、関連会社及びその他の関係会社の状況について、これに準じて記載すること。

- b 住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報に記載された名称を記載することで差し支えない。
- c 関係会社の議決権に対する提出会社の所有割合については、提出会社の他の子会

社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。

- d 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、子会社又は関連会社として判定された会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。
- e 関係会社が親会社又はその他の関係会社である場合には、提出会社の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。
- f 関係会社の住所等が「関連当事者との取引」の項において記載されている場合には、その旨を明記することによって、その記載を省略することができる。
- g それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。
 - (a) 最近日現在において特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨
 - (b) 最近日現在において届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨
 - (c) 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況(負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。(d)において同じ。))にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
 - (d) 連結財務諸表を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
- h 最近連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の割合が100分の10を超える場合には、その旨及び当該連結子会社の最近連結会計年度における売上高、経常利益金額(又は経常損失金額)、当期純利益金額(又は当期純損失金額)、純資産額及び総資産額(以下hにおいて「主要な損益情報等」という。)を記載すること。

ただし、当該連結子会社が届出書若しくは有価証券報告書を提出している場合又は最近連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)の割合が100分の90を超える場合には、当該理由を明記することによって、主要な損益情報等の記載を省略することができる。

(29) 従業員の状況

- a 最近日現在の連結会社における従業員数(就業人員数をいう。以下(29)において同じ。)をセグメント情報に関連付けて記載すること。

また、提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与(賞与を含む。)を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

- b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの1年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従

業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

- c 最近日までの1年間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。
- d 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理職に占める女性労働者の割合(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年厚生労働省令第162号。e及びfにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。)第19条第1項第1号ホに掲げる事項をいう。以下dにおいて同じ。)に記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。e及びfにおいて「女性活躍推進法」という。)の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。
- e 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第2項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。)第71条の4各号に掲げるいずれかの割合をいう。)に記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。
 - (a) 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第2号ハに掲げる事項をいう。)について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合
 - (b) 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況(育児・介護休業法施行規則第71条の4各号に掲げるいずれかの割合をいう。)について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の規定による公表をしない場合
- f 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の差異(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項第1号リに掲げる事項であって同条第2項の規定により公表しなければならないものをいう。)に記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異(同号リに掲げる事項をいう。)について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。
- g 連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものに係るdからfまでに規定する事項については、「第二部 企業情報」の「第7 提出会社の参考情報」の「2 その他の参考情報」に記載することができる。この場合においては、その箇所を参照する

旨を記載すること。

(30) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- a 最近日現在における連結会社(連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下(30)、(30—2)、(31)a、(33)a、(37)及び(56)d(f)において同じ。)の経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。記載に当たっては、連結会社の経営環境(例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等)についての経営者の認識の説明を含め、(27)aの規定により記載した事業の内容と関連付けて記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載すること。
- b 最近日現在における連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載すること。

(30—2) サステナビリティに関する考え方及び取組

最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

- a ガバナンス(サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。)及びリスク管理(サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。)について記載すること。
- b 戦略(短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。cにおいて同じ。)並びに指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。cにおいて同じ。)のうち、重要なものについて記載すること。
- c bの規定にかかわらず、人的資本(人材の多様性を含む。)に関する戦略並びに指標及び目標について、次のとおり記載すること。
 - (a) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針(例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等)を戦略において記載すること。
 - (b) (a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。

(31) 事業等のリスク

- a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下a及び(32)において「経営成績等」という。)の状況に重要な影響を与える可能性があることと認識している主要なリスク(連結会社の経営成績等の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役

員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。以下aにおいて同じ。)について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載すること。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載すること。

- b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下bにおいて「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 提出者が発行者である有価証券(当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。)が電子記録移転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意(26)cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

(32) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

- a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の(a)から(d)までに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次の(e)から(g)までに掲げる事項を含めて記載すること。

(a) 最近連結会計年度及び(61)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。)又は中間連結貸借対照表(指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間(以下この様式において「最近連結会計年度等」という。)における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況(四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、(64)ただし書の規定により四半期連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合に限る。)について、前年同期(前年同四半期連結累計期間又

は前中間連結会計期間を除く。)と比較して、その概要を記載すること。

(b) 最近連結会計年度及び(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。

i 生産、受注及び販売の実績(前年同期(前中間連結会計期間を除く。)と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。)

また、生産、受注及び販売の実績に著しい変動があつた場合には、その内容

ii 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変動があつた場合、その他生産、受注、販売等に関して特記すべき事項がある場合には、セグメント情報に関連付けた内容

(c) (61)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合において、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間における生産、受注及び販売の実績について著しい変動があつたときには、その内容を記載すること。

(d) 主要な販売先がある場合には、最近2連結会計年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

(e) 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容(例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析)を(30)aの規定により記載した経営方針・経営戦略等の内容のほか、届出書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。なお、経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(f) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報の記載に当たっては、資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な用途を含む資金需要の動向についての経営者の認識を含めて記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(g) 連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「第5 経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」の注記において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(68)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。)又は中間貸借対照表を掲げた場合にあつては当

該中間貸借対照表に係る中間会計期間(以下この様式において「最近事業年度等」という。)における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、aに準じて記載すること。

- c 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項(当該差異の概算額等)を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度(当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。)の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第11号)附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法(eにおいて「米国基準」という。)により連結財務諸表を作成した提出会社(dにおいて「米国基準適用会社」という。)が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

- d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。)を(60)aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

- e 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により連結財務諸表を作成

した場合には連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。)を(60)aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

(33) 経営上の重要な契約等

- a 連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度(連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下(33)において同じ。)の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。
- b 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- c 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
- d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社(以下d及び(67)eにおいて「株式交換完全子会社等」という。)の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社(以下d及び(67)eにおいて「株式交換完全親会社等」という。)の株式の数その他の財産(株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当

該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社(株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)の資本金・事業の内容等について記載すること。

- e 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社(吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(34) 研究開発活動

最近連結会計年度等(連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等。(35)及び(59)hにおいて同じ。)における研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(35) 設備投資等の概要

最近連結会計年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額をセグメント情報に関連付けて概括的に説明すること。この場合において、有形固定資産のほか、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額をセグメント情報に関連付けて記載すること。

(36) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末((61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在)における主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下aにおいて同じ。)について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名(提出会社の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(61)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、主要な設備に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

(a) 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その

内容

(b) 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末((68)ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在)における主要な設備(賃借しているものを含む。)について、aに準じて記載すること。

また、(68)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間において、主要な設備に関し、aに準じて記載すること。

c 主要な設備のうちに、連結会社以外の者(連結財務諸表を作成していない場合は他の者。以下cにおいて同じ。)から賃借している設備若しくは連結会社以外の者へ賃貸している設備がある場合又は生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合(生産能力に100分の10以上の影響を及ぼす場合をいう。)には、その内容を記載すること。

(37) 設備の新設、除却等の計画

最近日現在において連結会社に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容(例えば、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額(総額及び既支払額)、資金調達方法(増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。)、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等)を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(38) 株式の総数等

a 「発行可能株式総数」の欄には、届出書提出日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。

会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

b 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。ただし、「新規発行株式」の「内容」の欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に

掲げる事項を欄外に記載すること。

- (a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容
 - (b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容(当該取決めがない場合はその旨)
 - (c) 提出者の株券の売買(令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。)に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容(当該取決めがない場合はその旨)
 - (d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容
 - (e) その他投資者の保護を図るため必要な事項
- f 会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式(以下「二以上の種類の株式」という。)を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。
- g 「発行数」の欄には、最近日現在の発行数を記載すること。
- h 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。
- i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること(「1 株式等の状況」の「(3) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。)
- j 相互会社にあつては、記載を要しない(「1 株式等の状況」の「(4) 所有者別状況」から「(7) 役員・従業員株式所有制度の内容」までにおいて同じ。)

(39) ストックオプション制度の内容

- a 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日並びに付与対象者の区分及び人数を決議ごとに記載し、当該決議がされていない場合には、該当ない旨を記載すること。
- b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、最近事業年度の末日における当該新株予約権に係る次に掲げる事項を記載すること。

なお、当該決議により新株予約権証券を付与している場合には、届出書提出日の属する月の前月末現在における当該事項を併せて記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

- (a) 新株予約権の数

- (b) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
- (c) 新株予約権の行使時の払込金額
- (d) 新株予約権の行使期間
- (e) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (f) 新株予約権の行使の条件
- (g) 新株予約権の譲渡に関する事項
- (h) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(会社法第236条第1項第8号に規定する事項をいう。)
- (i) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額

c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号。(41)cにおいて「商法等改正整備法」という。)第19条第1項の規定により新株予約権とみなされる新株の引受権又はあらかじめ定めた価額をもって会社からその株式を取得できる権利を付与している場合には、bに準じて記載すること。

d 会社法第236条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、同一内容の新株予約権ごとに記載すること。

e aからdまでにより記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」のうちストック・オプションに係る注記において記載した場合には、「① ストックオプション制度の内容」にその旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。

(40) ライツプランの内容

a 基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防衛策)の一環として、新株予約権を発行している場合には、当該新株予約権の発行に係る決議年月日及び付与対象者のほか、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における(39)b(a)から(i)までに掲げる事項並びに取得条項に関する事項及び信託の設定の状況を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

b aに掲げるもののほか、(39)c及びdに準じて記載すること。

(41) その他の新株予約権等の状況

a 「(2) 新株予約権等の状況」の「① ストックオプション制度の内容」及び「② ライツプランの内容」に記載した新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議年月日のほか、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る(39)b(a)から(i)までに掲げる事項及び新株予約権のうち自己新株予約権の数を決議ごとに記載し、未

発行の場合には、該当ない旨を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

- b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
- c 商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券((42)bにおいて「旧転換社債等」という。)を発行している場合には、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高並びに新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。
- d 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(38)e(a)から(e)までに掲げる事項を記載すること。
- e aからdまでに掲げるもののほか、(39)dに準じて記載すること。

(42) 発行済株式総数、資本金等の推移

- a 最近5年間(この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、最後に増減があった日)における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。
- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態(有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等)、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

- c 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、a及びbにおいて「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、「基金等」とは、基金及び保険業法第56条に規定する基金償却積立金をいう。

(43) 所有者別状況

a 最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日(1年を1事業年度とする会社にあつては、6箇月を1事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日)現在のものによることができる。

また、その発行する株券等を、社債等振替法に基づき、振替機関が取り扱うことに同意した会社((44)cにおいて「振替に係る同意会社」という。)にあつては、株式の状況全体について、直近の総株主通知(同法第151条第1項の規定による通知をいう。)の基準とする日現在のものにより記載することができる。

会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。

b 「所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

c 「外国法人等」の欄には、外国の法令に基づいて設立された法人等個人以外及び外国国籍を有する個人に区分して記載すること。

d 「単元未満株式の状況」の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(44) 大株主の状況

a 最近日現在の「大株主の状況」について記載すること。

b 「所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

c 大株主は所有株式数の多い順(提出会社を除く。)に10名程度について記載し、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。

d 最近事業年度の末日後最近日までの間において、主要株主の異動があつた場合には、その旨を注記すること。

e 会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第27条の30の7の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合(法第27条の30の11第4項の規定により送付したとみなされる場合を含む。)であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であつて実質所有状況の確認ができな

いときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

(45) 議決権の状況

a 最近日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式(単元未満株式を除く。eにおいて同じ。)の総数及び内容を記載すること。

c 「議決権制限株式(自己株式等)」の欄には、議決権制限株式(単元未満株式を除く。d及びeにおいて同じ。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「自己保有株式」という。)及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しない株式(以下この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「相互保有株式」という。)について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

d 「議決権制限株式(その他)」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

e 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「完全議決権株式」という。)のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

f 「完全議決権株式(その他)」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

h 「他人名義所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

(46) 役員・従業員株式所有制度の内容

a 提出会社の役員、使用人その他の従業員(定義府令第16条第1項第7号の2イ(1)に規定する対象従業員を含む。)又はこれらの者を対象とする持株会(以下(46)において「役員・従業員持株会」という。)に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度(以下(46)において「役員・従業員株式所有制度」という。)を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

(a) 当該役員・従業員株式所有制度の概要(例えば、役員・従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容)

(b) 役員・従業員持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額

(c) 当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

b 提出会社が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。

(47) 自己株式の取得等の状況

最近事業年度及び最近事業年度の末日の翌日から届出書提出日までの期間(この様式において「最近期間」という。)における自己株式の取得等の状況について、自己株式の取得の事由及び株式の種類ごとに記載すること。なお、株主総会決議又は取締役会決議による自己株式を取得することができる期間(この様式において「取得期間」という。)又はその一部が最近事業年度又は最近期間に含まれる場合には、最近事業年度又は最近期間において当該株主総会決議又は取締役会決議による自己株式の取得が行われていないときであっても記載すること。

(48) 株式の種類等

自己株式の取得の事由及び当該取得に係る株式の種類を記載すること。なお、取得の事由については、会社法第155条各号に掲げる場合のいずれに該当するものかを記載すればよいこととする。

(49) 株主総会決議による取得の状況

a 「株主総会での決議状況」の欄には、株主総会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数(この様式において「授権株式数」という。)及び価額の総額(以下(49)において「授権株式総額」という。)を記載すること。なお、当該株主総会において自己株式の取得に関し取得期間、授権株式数及び授権株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

b 「残存授権株式の総数及び価額の総額」の欄には、授権株式数から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数(c及びdにおいて「残存授権株式数」という。)並びに授権株式総額から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額(c及びdにおいて「残存授権株式総額」という。)を記載すること。

c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数を授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額を授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。

d 「提出日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額を授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。

e 欄外には、会社法第465条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

(50) 取締役会決議による取得の状況

a 「取締役会での決議状況」の欄には、取締役会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数(以下(50)において「決議株式数」という。)及び価額の総額(以下(50)において「決議株式総額」という。)を記載すること。なお、当該取締役会において自己株式の取得に関し取得期間、決議株式数及び決議株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

b 「残存決議株式の総数及び価額の総額」の欄には、決議株式数から最近事業年度

及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数(c及びdにおいて「残存決議株式数」という。)並びに決議株式総額から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額(c及びdにおいて「残存決議株式総額」という。)を記載すること。

c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数を決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。

d 「提出日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総数を減じた額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。

e 欄外には、会社法第465条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

(51) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

自己株式の取得が、株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものについて、その内容を(49)に準じて記載すること。

(52) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

a 取得自己株式の処理状況について、「引き受ける者の募集(会社法第199条第1項の規定による募集をいう。)を行った取得自己株式」、「消却の処分を行った取得自己株式」及び「合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」に分けて記載すること。

なお、それ以外の方法により処理を行った場合は、その内容について「その他」の欄に分かりやすく記載すること。

b 自己株式の保有状況について、最近事業年度末日現在及び届出書提出日現在の保有自己株式数について記載すること。

(53) 配当政策

a 配当政策については、配当(相互会社にあつては、契約者配当)の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の用途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産である場合にはその内容を記載し、当該場合において当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えているときは、その内容についても記載すること。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めた場合には、その旨を記載すること。

b 最近事業年度に会社法第453条に規定する剰余金の配当(以下「剰余金の配当」という。)をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。

c 届出書提出日の属する事業年度開始の日から届出書提出日までの間に剰余金の配

当について株主総会又は取締役会の決議があった場合には、その旨、決議年月日並びに当該剰余金の配当による配当金の総額及び1株当たりの額を注記すること。

d 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。

(54) コーポレート・ガバナンスの概要

a 提出会社が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券(法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。)を発行する者(以下(54)から(58)までにおいて「上場会社等」という。)である場合には、提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載した上で、提出会社の企業統治の体制(企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。)の概要(設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名(当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役(社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下a及び(57)bにおいて同じ。))に該当する会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。))又は社外監査役(社外役員に該当する同条第16号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。))に該当する者についてはその旨の記載を含む。)の記載を含む。)及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、提出会社の企業統治に関するその他の事項(例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役(業務執行取締役等(会社法第2条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。))であるものを除く。bにおいて同じ。)、会計参与、監査役若しくは会計監査人との間で同法第427条第1項に規定する契約(bにおいて「責任限定契約」という。)を締結した場合、役員等(同法第423条第1項に規定する役員等をいう。以下aにおいて同じ。))との間で補償契約(同法第430条の2第1項に規定する補償契約をいう。以下a及びbにおいて同じ。)を締結した場合又は役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約(同法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下a及びbにおいて同じ。)を締結した場合には、締結した契約の内容の概要(当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容を含み、補償契約を締結した場合には会社法施行規則第121条第3号の3及び第3号の4に掲げる事項を含み、役員等賠償責任保険契約を締結した場合には填補の対象とされる保険事故の概要及び被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合を含む。)を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

b 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、提出会社の企業統治に関する事項(例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、役員報酬の内容(社内取締役と社外取締役に区分した内容))について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、責任限定契約、補償契約又は役員等賠償責任保険契約を締結した場合には、締結した契約の内容の概要(当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容を含み、補償契約を締結した場合には会社法施行規則第121条第3号の3及び第3号の4に掲げる事項を含み、役員等賠償責任保険契約を締結した場合には填補の対象とされる保険事故の概要及び被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合を含む。)を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

- c 提出会社が基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項を記載すること。
- d 提出会社の企業統治に関する事項に代えて連結会社の企業統治に関する事項について記載することができる。その場合には、その旨を記載すること。
- e 定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容を記載すること。
- f 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由を記載すること。
- g 会社が種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている場合又は議決権の有無若しくはその内容に差異がある場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。
- h 会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主(当該取引の当事者である株主を除く。)の利益が害されることを防止するための措置(例えば、いわゆる特別委員会の設置等)をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載すること。
- i 最近事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等)を記載すること。ただし、企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもののうち、指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当するもの以外のものについては、記載を省略することができる。

(55) 役員の状況

- a 役員の男女別人数を欄外に記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。
- b 「略歴」の欄には、届出書提出日現在における役員の主要略歴(例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任後の主要職歴、他の主要な会社の代表取締役に就

任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職)を記載すること。

c 「所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

なお、会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

d 会社設立の場合にあつては、発起人について役員に準じて記載すること。この場合、「所有株式数」の欄には、引受予定株式数を記載すること。

e 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を注記すること。

f 相互会社の場合にあつては、「所有株式数」の欄の記載を要しない。

g 会計参与設置会社であつて会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に当該会計参与の名称を、「略歴」欄に当該会計参与の簡単な沿革を記載すること。

h 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。

i 役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合には、その旨を欄外に注記すること。

j 提出会社が上場会社等である場合には、次のとおり記載すること。

(a) 社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、社外取締役及び社外監査役の員数並びに各社外取締役及び社外監査役につき、提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

当該社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割、当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容(これらの基準又は方針がない場合には、その旨)並びに当該社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会による監査、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会による監査をいう。(56)において同じ。)及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(b) 社外取締役又は社外監査役を選任していない場合には、その旨並びにそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由を具体的に記載すること。

k 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(56) 監査の状況

a 監査役監査の状況について、次のとおり記載すること。

(a) 監査役監査の組織、人員(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。)及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- (b) 最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会(監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう。b及びdにおいて同じ。)の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)を記載すること。
- b 提出会社が上場会社等である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。
 - (a) 内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - (b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - (c) 内部監査の実効性を確保するための取組(内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。cにおいて同じ。)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。
 - (a) 内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - (b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - (c) 内部監査の実効性を確保するための取組について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 会計監査の状況について、次のとおり記載すること。
 - (a) 提出会社の監査公認会計士等(第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。)が監査法人である場合には、当該監査法人に係る次に掲げる事項を記載すること。
 - i 当該監査法人の名称
 - ii 提出会社の財務書類について連続して監査関連業務(公認会計士法第24条の3第3項に規定する監査関連業務をいう。)を行っている場合におけるその期間((b)において「継続監査期間」という。)
 - iii 業務を執行した公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)の氏名
 - iv 監査業務に係る補助者の構成
 - (b) 提出会社の監査公認会計士等が公認会計士である場合には、当該公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成及び監査証明の審査体制について記載すること。また、業務を執行した公認会計士の継続監査期間が7会計期間を超える場合にあつては、当該継続監査期間を記載すること。
 - (c) 提出会社が(a)又は(b)の規定により記載した監査公認会計士等を選定した理由について、提出会社が監査公認会計士等を選定するに当たって考慮するもの

としている方針(会社法施行規則第126条第4号に掲げる事項を含む。)を含めて具体的に記載すること。なお、提出会社が最近事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社であり、かつ、当該監査公認会計士等が会計監査人と同一の者である場合において、同令第126条第5号又は第6号に掲げる事項を事業報告に含めた、又は含めるべきときには、当該事項の内容を記載した上で、当該監査公認会計士等を選定した理由を記載すること。

- (d) 最近2連結会計年度等(連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度等)において監査公認会計士等の異動(第19条第2項第9号の4に規定する異動をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。)があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項(同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要)も記載すること。
- (e) 提出会社の監査役及び監査役会が提出会社の監査公認会計士等又は会計監査人の評価を行った場合には、その旨及びその内容を記載すること。
- (f) 監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。
 - i 最近2連結会計年度(連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度。以下この様式において同じ。)において、提出会社及び提出会社の連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務(公認会計士法第2条第1項に規定する業務をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。)に基づく報酬とそれ以外の業務(以下i、ii及び第二号の五様式において「非監査業務」という。)に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
 - ii 最近2連結会計年度において、提出会社及び提出会社の連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等と同一のネットワーク(共通の名称を用いるなどして2以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。))を含めて構成される組織をいう。)に属する者に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること(ただし、iの規定により記載する報酬の内容及び連結会社の監査報酬等の内容として重要性の乏しい報酬の内容を除く。)。この場合において、非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
 - iii i及びiiの規定により記載する報酬の内容及び、最近2連結会計年度において、連結会社の監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬がある場合には、その内容について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - iv 提出会社が監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。
 - v 提出会社が最近事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役又は監査役会が同法第399条第1項の同

意をした理由を記載すること。

(57) 役員報酬等

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の役員(取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下(57)において同じ。)の報酬等(報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの(最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。)をいう。以下(57)において同じ。)について、次のとおり記載すること。

a 届出書提出日現在における提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を記載すること。なお、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

提出会社の役員報酬等に、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の提出会社又は当該提出会社の関係会社の業績を示す指標を基礎として算定される報酬等(以下(57)において「業績連動報酬」という。)が含まれる場合において、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。また、当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めている場合には、当該方針の内容を記載すること。また、会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めている場合には、会社法施行規則第121条第6号イからハまでに掲げる事項を記載すること。

提出会社が指名委員会等設置会社以外の会社である場合において、役員報酬等に関する株主総会の決議があるときは、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容(当該決議が二以上の役員についての定めである場合には、当該定めに係る役員の数を含む。)を記載すること。この場合において、当該株主総会の決議がないときは、提出会社の役員報酬等について定款に定めている事項の内容及び当該事項を設けた日を記載すること。

b 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)、監査等委員(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、執行役及び社外役員(以下bにおいて「役員区分」という。)ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別(例えば、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等(会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下bにおいて同じ。))及び退職慰労金等の区分をいう。以下bにおいて同じ。)の総額及び対象となる役員数を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等(主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下bにおいて「連結報酬等」という。)の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること(ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。))。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載すること。

提出会社の役員の報酬等に業績連動報酬が含まれる場合には、最近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

- c 提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲を記載すること。また、株式会社が最近事業年度の末日において取締役会設置会社(指名委員会等設置会社を除く。)である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が最近事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨、委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位並びに担当、委任された権限の内容、委任の理由及び当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合における当該措置の内容を記載すること。提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会(提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものをいう。以下cにおいて「委員会等」という。)が存在する場合には、その手続の概要を記載すること。また、最近事業年度の提出会社の役員の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会(指名委員会等設置会社にあつては報酬委員会)及び委員会等の活動内容を記載すること。

(58) 株式の保有状況

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。

- a 提出会社の最近事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券(財務諸表等規則第32条第1項第1号に掲げる投資有価証券及びこれに準ずる有価証券をいい、提出会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。)に該当する株式(提出会社が信託財産として保有する株式を除く。以下(58)において「投資株式」という。)のうち保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方を記載すること。
- b 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株券に係る株式に限ることができる。以下bにおいて同じ。)について、提出会社の保有方針及び保有の合理性を検証する方法を記載すること。また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容を記載すること。
- c 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を非上場株式(法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当する株券及び外国の金融商品取引所(令第2条の12の3第4号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。))に上場されている株券その他これに準ずる有価証券に係る株式以外の株式をいう。d及びeにおいて同じ。)とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

- (a) 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

- (b) 最近事業年度における株式数がその前事業年度における株式数から変動した銘柄について、株式数が増加した銘柄数、株式数の増加に係る取得価額の合計額及び増加の理由並びに株式数が減少した銘柄数及び株式数の減少に係る売却価額の合計額
- d 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(非上場株式を除く。以下dにおいて「特定投資株式」という。)及び純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限(以下dにおいて「議決権行使権限」という。)を有する株式(提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下dにおいて「みなし保有株式」という。)のうち、最近事業年度及びその前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による貸借対照表計上額(みなし保有株式にあっては、当該株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下dにおいて同じ。)が提出会社の資本金額(財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額)の100分の1を超えるもの(当該株式の銘柄数の合計が60に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の60銘柄(みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあっては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式にあっては貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄。ただし、特定投資株式が50銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、60から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数)に該当するもの)について、特定投資株式及びみなし保有株式に区分して、銘柄ごとに次に掲げる事項を具体的に記載すること。この場合において、特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数(みなし保有株式にあっては、議決権行使権限の対象となる株式数をいう。以下dにおいて同じ。)及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。
- (a) 銘柄
 - (b) 株式数
 - (c) 貸借対照表計上額
 - (d) 保有目的(みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容)
 - (e) 保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要
 - (f) 提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果(定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法)
 - (g) 株式数が増加した理由(最近事業年度における株式数がその前事業年度における株式数より増加した銘柄に限る。)
 - (h) 当該株式の発行者による提出会社の株式の保有の有無
- e 保有目的が純投資目的である投資株式を非上場株式とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに次の(a)及び(b)に掲げる事項を記載すること。また、最近事業年度

中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの又は純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがある場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載すること。

(a) 提出会社の最近事業年度及びその前事業年度における銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

(b) 提出会社の最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計額

f 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額(以下fにおいて「投資株式計上額」という。)が最も大きい会社(以下fにおいて「最大保有会社」といい、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券(連結財務諸表規則第30条第1項第1号に規定する投資有価証券(連結財務諸表規則第30条第2項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。)をいう。)に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社)について、会社ごとに区分して、bからeまでに準じて記載すること。この場合、dにおける資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社(提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。)について、dに規定する「大きい順の60銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。

(59) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより、又はこれらに準じて連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表(e及びfにおいて「連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

b 指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表若しくは中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

d 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

e 提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。

f 連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備(例えば、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置)を行っ

ている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

また、連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が修正国際基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備(例えば、修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置)を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

g 連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

h 最近連結会計年度等において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。

i 財務諸表等規則第1条の2に規定する特例財務諸表提出会社が、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること。

(60) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合(この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。)には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表(連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度連結財務諸表」という。)について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書の規定により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)、四半期連結キャッシュ・フロー計算書並びに持分変動計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。)又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)、中間連結株主資本等変動計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準によ

り中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表(指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(65)において同じ。)等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項まで、第24条の4の7第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(61) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表((60)aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表)を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。))。以下(61)において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができるとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近連結会計年度の次の連結会計年度(以下(61)及び(66)bにおいて「次の連結会計年度」という。)における最初の四半期連結会計期間(以下(61)において「第1四半期連結会計期間」という。)終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間(以下(61)において「第2四半期連結会計期

間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間

b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間(以下(61)において「第3四半期連結会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間

c 次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書((60)aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書)を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下(62)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(63) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書((60)aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算

書)を掲げること。

ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(64) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書((60)aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書)を掲げること。

ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。)の四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。)を、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(65) 連結附属明細表

最近連結会計年度の連結附属明細表を示すこと。

なお、指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成し、かつ、連結附属明細表に相当する情報を他の箇所に記載したときには記載を要しない。

(66) その他

a 最近連結会計年度終了後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。

b 次の(a)から(e)までに掲げる場合に依り、当該(a)から(b)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((61)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の連結会計年度開始後3箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((61)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社

が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表(特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(c) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((61)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後9箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(d) 半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合((61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(e) 次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の経営成績の概要(連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間(当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。)に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a) 売上高

(b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額をいう。)

(c) 親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第77条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。)

(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。)

(e) 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額(連結財務諸表規則第64条の規定により記載しなければならない税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額をいう。)

(f) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額(連結財務諸表規則第65条第4項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を

いう。)

(g) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額をいう。)

d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下dにおいて同じ。)に係るc(d)に掲げる項目の金額(各四半期連結累計期間に係るc(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e 企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

(67) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下aにおいて同じ。)については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2事業年度財務諸表」という。)について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(68)ただし書、(69)aただし書、(70)ただし書及び(71)ただし書の規定により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。)を掲げる場合には、(68)、(69)a、(70)及び(71)の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b 指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合((59)dに該当する場合に限る。)には、(67)(bを除く。)から(72)までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(67)(aただし書及びbを除く。)から(72)までに準じて記載すること。

c 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表(指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(72)及び(73)において同じ。)等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー

報告書及び中間監査報告書は、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項まで、第24条の4の7第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

- e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社(当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。)の最近2事業年度に係る財務諸表(連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。)を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

- f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること(当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。)

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(68) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表((67)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表)を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社(特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。)において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。))。以下(68)において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

- a 最近事業年度の次の事業年度(以下(68)並びに(74)b及びcにおいて「次の事業年度」という。)における最初の四半期会計期間(以下(68)において「第1四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期

会計期間の次の四半期会計期間(以下(68)において「第2四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間

当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間(cにおいて「第3四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。

(69) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書((67)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書)を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下(69)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

b 最近2事業年度の製造原価又は売上原価について、製造原価明細書又は売上原価明細書を掲げて比較すること。

なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。

ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報を注記している場合にあつては、製造原価明細書を掲げることがを要しない。

(70) 株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書((67)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書)を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(71) キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書((67)aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書)を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間(当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。)の四半期キャッシュ・フロー計算書(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。)を、また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(72) 附属明細表

最近事業年度の附属明細表を示すこと。

(73) 主な資産及び負債の内容

(68)の規定により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。

ただし、連結財務諸表を作成している場合又は附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

a 流動資産のうち、現金及び預金については、現金と預金に区分し、預金についてはその主な内訳を記載すること。

b 流動資産のうち、受取手形及び売掛金については、主な相手先(金額の多い順に上位5社程度をいう。)別の金額を示すこと。

ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先(金額の多い順に上位3社程度をいう。)別の金額を示すこと。

また、受取手形についてはその期日別内訳を、売掛金についてはその滞留状況を記載すること。

c 流動資産のうち、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品等棚卸資産に属する科目については、主な内訳を記載すること。

d 流動負債のうち、支払手形及び買掛金については、主な相手先(金額の多い順に上位5社程度をいう。)別の金額を示すこと。

ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先(金額の多い順に上位3社程度をいう。)別の金額を示すこと。

また、支払手形についてはその期日別内訳を記載すること。

e aからdまでの記載に係る資産及び負債以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目の主な内容又は内訳を記載すること。

(74) その他

- a 最近事業年度終了後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。
- b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(66)bに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。
- (a) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((68)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後3箇月の経営成績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- (b) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((68)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。))を除く。) 当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要(四半期財務諸表(特定事業会社の場合には、中間財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- (c) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((68)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後9箇月の経営成績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- (d) 半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合((68)ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要(中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- (e) 次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の経営成績の概要(財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)
- c 6箇月を1事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の経営成績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、(66)bに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。
- d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期累計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期

間、最近事業年度の順に記載すること。

- (a) 売上高
- (b) 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額をいう。)
- (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。)
- (d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。)
- (e) 税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額(財務諸表等規則第95条の4の規定により表示しなければならない税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額をいう。)
- (f) 当期純利益金額又は当期純損失金額(財務諸表等規則第95条の5第2項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)
- (g) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額をいう。)

e dに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額(各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、各四半期会計期間の順に記載すること。

f 提出会社の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

(75) 提出会社の株式事務の概要

- a 株式事務の概要は、届出書提出日現在で記載すること。
- b 株主総会に出席する権利を有する株主を確定するため又は配当を受ける優先出資者を確定するための基準日(会社法第124条第1項又は優先出資法第26条において準用する会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。)を設けている場合には、当該基準日を「基準日」の欄に記載すること。
なお、基準日後に株式を取得した者の全部又は一部に議決権行使を認める場合には、その旨及びその理由を記載すること。
- c 剰余金の配当を受ける株主を確定するための基準日を設けている場合には、「剰余金の配当の基準日」の欄に記載すること。
- d 定款で株主に株式の割当てを受ける権利を与えている場合、株式の譲渡制限を行っている場合、その他株式事務に関し投資者に示すことが特に必要であると思われるものがある場合には、別に欄を設けて記載しても差支えない。
- e 6箇月を1事業年度とする会社にあつては、「事業年度」、「定時株主総会」及び「基準日」の各欄は、2事業年度分について記載すること。
- f 定款で単元未満株主の権利を制限している場合には、その内容を欄外に注記する

こと。

g 定款で株主提案権の行使期間について株主総会の日の8週間前を下回る期間と定めた場合には、その旨を欄外に注記すること。

h 株式が振替株式(社債等振替法第128条第1項に規定する振替株式をいう。)である場合にあっては、株券の種類及び株式の名義書換えの欄の記載を要しない。

i 相互会社にあっては、記載を要しない。

(76) 提出会社の親会社等の情報

法第24条の7第1項に規定する親会社等の会社名等及び当該親会社等がない場合にはその旨を記載すること。

(77) その他の参考情報

a 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

b 臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。

(78) 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)

当該届出が売出しに係るものである場合に、保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)について、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債の総額、償還額、提出会社の最近事業年度末日の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

(79) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a 当該届出に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。

b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

c 「③ 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

d 「④ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

(80) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a 当該届出に係る社債が保証の対象となっており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

b 「(2) 企業の概況」から「(6) 経理の状況」までの事項については、本様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(81) 保証会社以外の会社の情報

当該届出に係る有価証券に関し、連動子会社(第19条第3項に規定する連動子会社をいう。以下同じ。)その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社(例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受ける者、有価証券信託受益証券にあつては受託者)の企業情報について記載すること。

a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。

b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第三部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。

c 連動子会社については、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書又は最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、連結キャッシュ・フロー又はキャッシュ・フローの状況を記載すること。

(82) 指数等の情報

当該届出に係る有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。

b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の届出書提出日の直近5年間の年別最高・最低値及び直近6箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

(83) 最近の財務諸表

最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の貸借対照表、損益計算書(製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。)、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、第二部に掲げたもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を含む。)以外のもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)を第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(84) 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類

保証会社及び連動子会社について提出会社に準じて記載すること。

(85) 指定国際会計基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であつて、指定国際会計基準に従い最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、届出書に記載すべき事項(当該修正後の連結財務諸表を除く。)のうち、当該修正に関

連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

(86) 修正国際基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、届出書に記載すべき事項(当該修正後の連結財務諸表を除く。)のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

(87) 読替え

a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。

b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。

(88) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目の中に「医療事業等の状況」として、次に掲げる事項について、重要性の乏しいものを除き、施設ごと(病院、診療所、介護老人保健施設等ごと)に記載すること。ただし、施設ごとに区分できない事業については、事業区分ごとに、本様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

(a) 最近日現在の診療科目

(b) 最近日現在の病床数(一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床及び結核病床の内訳についても記載すること。)又は入所定員及び通所定員数等

(c) 最近日現在の従業員数(医師、歯科医師、看護師、薬剤師、その他の医療従事者、事務員等の内訳についても記載すること。)

(d) 最近事業年度の総診療患者数、1日平均外来患者数、1日平均入院患者数等の診療の実績

(e) 最近事業年度の診療収入合計金額及びその内訳(社会保険診療、労働保険診療、健康診査及び自由診療等に区分して記載すること。)

(f) 最近事業年度の救急医療等確保事業の実績(前年同期と比較して記載すること。)

(g) 最近事業年度の収益と経費の割合(総収入金額及び総経費金額についても記載すること。また、経費については、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等の内訳も記載すること。)

(89) 学校法人等の特例

a 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目の中に「事業の概要」として、次に掲げる事項について、重要性の乏し

いものを除き、学校法人等の活動ごとに記載すること。

- (a) 最近日現在の当該学校法人等が運営する学校、専修学校及び各種学校(以下「学校等」という。)の種類及びその数
 - (b) 最近日現在における学校等の収容定員及び在籍者数(大学にあつては学部ごと、大学院にあつては研究科ごと、短期大学及び高等専門学校にあつては学科ごとに記載すること。また、高等学校については収容定員に代えて募集定員を記載すること。)
 - (c) 最近日現在における教員数(大学院及び大学にあつては教授、准教授及び専任教員、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等にあつては教員とその他職員に分けて記載すること。)と教員以外の職員数を記載し、教員については常勤と非常勤とに分けた人数も記載すること。
 - (d) 最近事業年度において補助金の交付を受けた場合には、交付を受けた補助金の合計額とその内訳(経常費補助金、施設・設備等の整備に対する補助金及びそれ以外の補助金)を記載すること。それ以外の補助金については、交付を受けた金額の多いもの上位5件について、当該補助金の名称及びこれに係る申請内容(教育研究課題等の名称及びその概要)を分かりやすく記載すること。
- b 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目において、当該学校法人等の基本金(学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)第29条に規定する基本金をいう。)について同令第30条第1項各号に掲げる各金額ごとに、前会計年度末残高、会計年度中の変動額(増減)及び当会計年度末残高並びに対象資産及びその組み入れ目的などを具体的に記載すること。当該記載に当たっては投資者に誤解を生じさせることとならないように特に注意しなければならない。
- c 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第5 経理の状況」の記載に当たっては、平成19年9月30日前に終了する連結会計年度又は事業年度に係る連結財務諸表又は財務諸表について、記載しないことができる。
- d 提出者が、学校法人等である場合には、「第四部 特別情報」の「第1 最近の財務諸表」の記載に当たっては、平成19年9月30日前に終了する事業年度に係る財務諸表について、記載しないことができる。

記述情報の 開示の 好事例集 2022

CONTENTS

はじめに ～「記述情報の開示の好事例集」の構成・使い方～

○ 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示例

1. 「環境（気候変動関連等）」の開示例
2. 「社会（人的資本、多様性等）」の開示例

○ 有価証券報告書の事業の状況に関する開示例

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例
4. 「事業等のリスク」の開示例
5. 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」の開示例

金融庁

2023年1月31日

はじめに ～「記述情報の開示の好事例集」の構成・使い方～

- 本事例集は、投資家・アナリスト及び企業の皆様による開示の好事例に関する勉強会を開催し、そこで御議論いただいた開示例を取りまとめたものです。
- 本事例集では、2023年1月31日に公布されました改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下、改正内閣府令）において、新たに求められている有価証券報告書の記載項目（サステナビリティ情報に関する開示等）に関し、今後の開示の参考となる事例も掲載しています。
- 本事例集では、
 - ・ 目次において、好事例として取り上げた企業の一覧を掲載しております。今般、改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる開示例を明示するため、以下の分類に沿った色の丸を付しております。

（改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる事例等）

●：サステナビリティに関する考え方及び取組（全般※（気候変動関連等））

●：サステナビリティに関する考え方及び取組（人的資本関連）

●：従業員の状況（女性管理職比率、男性育児休業取得率及び男女間賃金格差）

※全般に該当する開示例とは、サステナビリティ情報について、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の開示を行っている事例のこと（制度の詳細は、【参考1】及び【参考2】をご参照ください）

●：上記(改正内閣府令に関する事例)以外の好事例

- ・ 開示例において、好事例として着目したポイントを青色の枠で囲った上、青色のボックスにコメントしています。このうち、改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる開示例につきましては、上記の分類に沿った色の枠で囲っています。
- 本事例集では、開示の好事例に関する勉強会における有用な情報を共有する観点から、「投資家・アナリストの主なコメント」及び「好事例として取り上げた企業の主な取組み」を掲載しています。

はじめに ～「記述情報の開示の好事例集」の構成・使い方～（続き）

- 開示例は、必要に応じて、文章や図表の抜粋・省略やレイアウトの変更を行っています。全体像については、対象開示資料と該当ページを記載していますので、EDINET又は各社ウェブサイトでの検索の上、ご確認ください。
- 本事例集では、より好事例の裾野を広げていく観点から新たな企業を積極的に取り上げています。
- 本事例集は、随時項目の追加を行う予定です。

【参考：好事例集に出てくる主な用語】※掲載順

- ISSB（国際サステナビリティ基準委員会）
- SSBJ（サステナビリティ基準委員会）
- TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）
- IEA（国際エネルギー機関）
- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）
- SBT（科学に基づく目標設定）
- SBTi（科学に基づく目標設定イニシアチブ）
- GHG（温室効果ガス）
- ISO 30414（人的資本に関する情報開示のガイドライン）
- KGI（重要目標達成指標）
- TSR（株主総利回り）
- ROIC（投下資本利益率）
- WACC（加重平均資本コスト）

！ 最新版は金融庁ウェブサイトに掲載しています。 <https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>

！ 開示の好事例としての公表をもって、開示例の記載内容に誤りが含まれていないことを保証するものではありません。

目次 (1/4)

○有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示例

1. 「環境（気候変動関連等）」の開示例	(番号)
● 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	1-1～1-3
●● カゴメ株式会社	1-4～1-5
● S O M P Oホールディングス株式会社	1-6～1-7
● J. フロント リテイリング株式会社	1-8～1-9
●● セイコーエプソン株式会社	1-10～1-11
● 株式会社リコー	1-12～1-13
● 不二製油グループ本社株式会社	1-14
● 株式会社 丸井グループ	1-15
● 株式会社高島屋	1-16～1-17
● 株式会社中国銀行	1-18～1-20
● 株式会社滋賀銀行	1-21～1-22
● 双日株式会社	1-23～1-24
● 大東建託株式会社	1-25
● 株式会社サンゲツ	1-26
● コスモエネルギーホールディングス株式会社	1-27
● イリソ電子工業株式会社	1-28～1-29
● A Z - C O M丸和ホールディングス株式会社	1-30～1-31
● 豊田合成株式会社	1-32
● 東急不動産ホールディングス株式会社	1-33
● 三機工業株式会社	1-34
● 株式会社ヤマダホールディングス	1-35
● 味の素株式会社	1-36

(改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる事例等)

●：サステナビリティに関する考え方及び取組（全般（気候変動関連等））

●：サステナビリティに関する考え方及び取組（人的資本関連）

●：従業員の状況（女性管理職比率、男性育児休業取得率及び男女間賃金格差）

●：上記（改正内閣府令に関する事例）以外の好事例

目次 (2/4)

○有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示例

	(番号)
●● 株式会社 丸井グループ 経営 人材 多様性	2-1~2-3
●●● 双日株式会社 経営 人材 多様性 DX	2-4~2-7
●●● カゴメ株式会社 経営 人材 多様性	2-8~2-11
●● 三井物産株式会社 経営 人材 多様性	2-12~2-13
●●● 株式会社サンゲツ 経営 人材 多様性 SDGs	2-14~2-17
● J. フロント リテイリング株式会社 経営 多様性	2-18
●● オムロン株式会社 経営 人材 多様性	2-19~2-21
●● アンリツ株式会社 経営 人材 多様性	2-22
● 豊田合成株式会社 人材 多様性	2-23
● 東急株式会社 人材 多様性	2-24
● 株式会社リコー 人材 多様性	2-25
● 帝人株式会社 人材 多様性	2-26
● 株式会社ひろぎんホールディングス 人材 多様性	2-27
● 株式会社村田製作所 経営 人材 多様性	2-28
● 株式会社高島屋 経営 人材 多様性	2-29
● 株式会社キッツ 経営 人材 多様性 SDGs	2-30
● コスモエネルギーホールディングス株式会社 経営	2-31
● 不二製油グループ本社株式会社 経営 人材 多様性	2-32~2-33
● 旭化成株式会社 人材 DX	2-34

(改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる事例等)

- : サステナビリティに関する考え方及び取組 (全般 (気候変動関連等))
- : サステナビリティに関する考え方及び取組 (人的資本関連)
- : 従業員の状況 (女性管理職比率、男性育児休業取得率及び男女間賃金格差)
- : 上記 (改正内閣府令に関する事例) 以外の好事例

(特に好事例として注目した項目)

- 経営 : サステナビリティ経営、マテリアリティに関する開示
- 人材 : 人的資本への投資、働き方に関する開示
- 多様性 : 女性活躍、ダイバーシティの推進に関する開示
- SDGs : SDGsと事業との関連性に関する開示
- DX : デジタルトランスフォーメーションに関する開示

目次 (3/4)

○有価証券報告書の事業の状況に関する開示例

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

(番号)

- キリンホールディングス株式会社 3-1~3-2
- オムロン株式会社 3-3~3-6
- カゴメ株式会社 3-7~3-8
- 日本瓦斯株式会社 3-9
- 東洋紡株式会社 3-10~3-11
- 株式会社キッツ 3-12
- 長瀬産業株式会社 3-13
- 横河電機株式会社 3-14
- ENECHANGE株式会社 3-15

4. 「事業等のリスク」の開示例

- 株式会社明電舎 4-1~4-3
- J. フロント リテイリング株式会社 4-4~4-5
- 帝人株式会社 4-6~4-7
- コニカミノルタ株式会社 4-8~4-9
- オムロン株式会社 4-10~4-12
- 住友ベークライト株式会社 4-13~4-14
- ヤマハ株式会社 4-15
- テクノプロ・ホールディングス株式会社 4-16
- アイサンテクノロジー株式会社 4-17

(改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる事例等)

● : サステナビリティに関する考え方及び取組 (全般 (気候変動関連等))

● : サステナビリティに関する考え方及び取組 (人的資本関連)

● : 従業員の状況 (女性管理職比率、男性育児休業取得率及び男女間賃金格差)

● : 上記 (改正内閣府令に関する事例) 以外の好事例

目次 (4/4)

○有価証券報告書の事業の状況に関する開示例

5. 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」の開示例

(1) 「経営成績、キャッシュ・フロー等の分析」	(番号)
● カゴメ株式会社	5-1～5-2
● 味の素株式会社	5-3～5-4
● 大和ハウス工業株式会社	5-5～5-6
● ダイドーグループホールディングス株式会社	5-7
● 株式会社メンバーズ	5-8
(2) 「重要な会計上の見積り」	
● 株式会社 丸井グループ	5-9
● 長瀬産業株式会社	5-10
● 三井化学株式会社	5-11

(改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる事例等)

●：サステナビリティに関する考え方及び取組（全般（気候変動関連等））

●：サステナビリティに関する考え方及び取組（人的資本関連）

●：従業員の状況（女性管理職比率、男性育児休業取得率及び男女間賃金格差）

●：上記（改正内閣府令に関する事例）以外の好事例

【参考1】改正内閣府令の概要及び新たに求められる記載項目の参考となる開示例

改正後の有価証券報告書(主な項目)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等(充実)

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等
 - コーポレート・ガバナンスの概要(充実)
 - 役員の状況
 - 監査の状況等(充実)

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

改正後、新たに求められる記載項目(主な項目)

従業員の状況

既存項目に加え、以下の開示を求める

- 「女性管理職比率」
- 「男性育児休業取得率」
- 「男女間賃金格差」

サステナビリティに関する考え方及び取組

- サステナビリティ情報の記載欄を新設し、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の開示を求める
 - ✓ 「戦略」及び「指標及び目標」については、各企業が重要性を踏まえて開示を判断
 - ✓ 人的資本について、「人材育成方針」や「社内環境整備方針」及び当該方針に関する指標の内容や当該指標による目標・実績を開示

コーポレート・ガバナンスの概要

- 既存項目に加え、「取締役会、指名委員会及び報酬委員会等の活動状況」の開示を求める

監査の状況

- 既存項目に加え、「内部監査の実効性を確保するための取組(デュアルレポーティングを含む)」の開示を求める

参考となる開示例の番号※

※開示例の右上にある番号となります。目次の番号を参照ください。

2-6、2-7、2-9、
2-12、2-15、2-16、
2-22、2-24～27

2-1、2-6、2-12、
2-24

2-3

1-1～4、1-6～9、
1-11～36

2-1、2-2、2-6～13、
2-15、2-17、2-21、
2-23、2-34

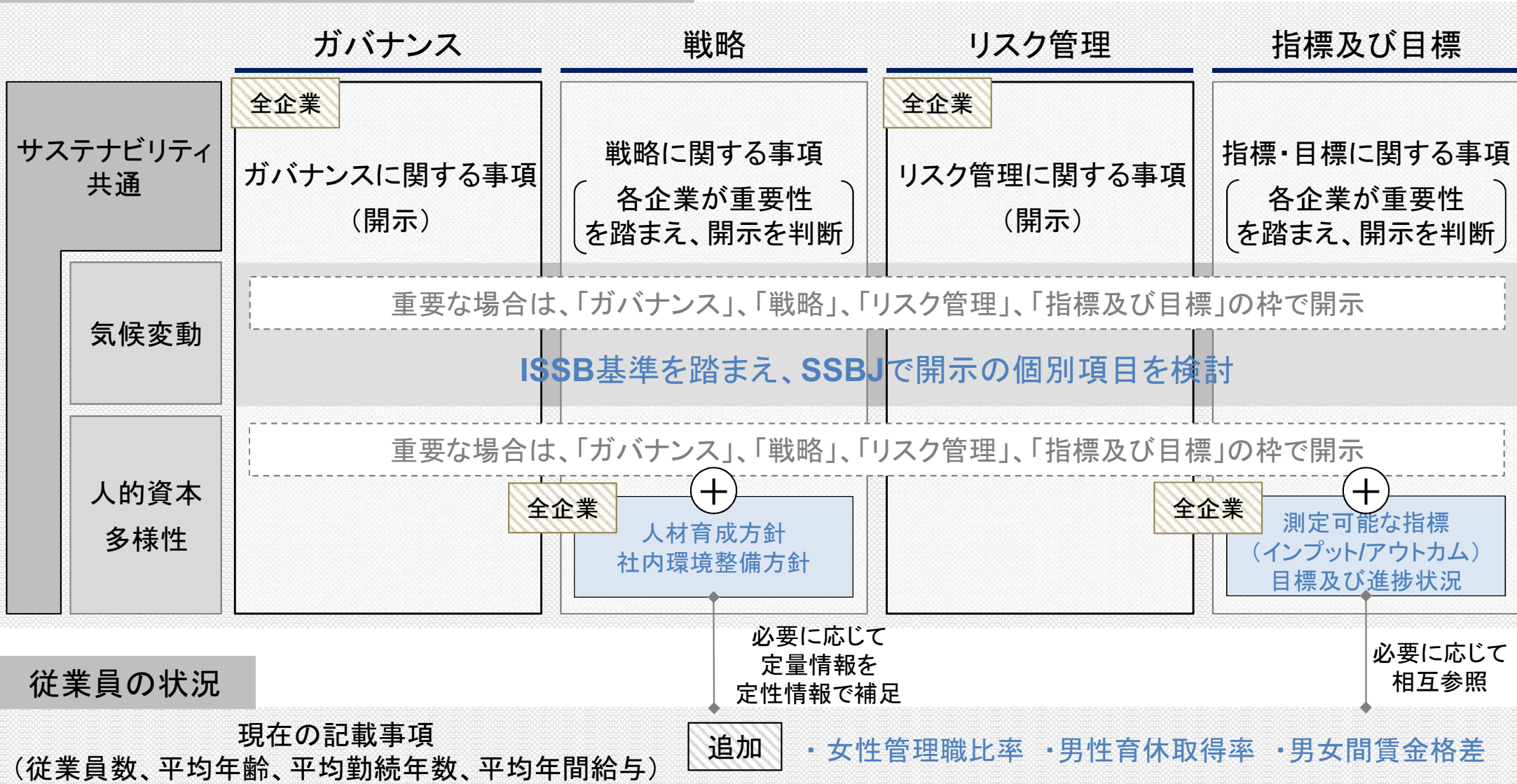
今後、更新予定の
好事例集において掲載

【参考2】サステナビリティ開示の概観

第7回ディスクロージャーワーキング・グループ(2021年度)
事務局説明資料(一部加工) (2022年3月24日開催)

□ 有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」と「従業員の状況」に以下の事項を記載

サステナビリティに関する考え方及び取組[新設]



記述情報の開示の好事例集2022 金融庁 2023年 1月31日

「サステナビリティ情報」

投資家・アナリスト[※]の主なコメント：全般

○ 個別開示例における評価ポイント以外の投資家・アナリストからの主なコメントは以下のとおり

- 企業価値の向上にどのような影響を与えるのかという観点からの開示は有用
- サステナビリティ情報の開示について、より分かりやすく、魅力的に伝えることを意識することが差別化に繋がり有用
- ISSBIにより今後開発されるサステナビリティ情報の開示基準に留意し、投資家の意思決定に影響を与えるような情報は何かという視点を持ち、開示を行うことは有用
- 気候変動を企業活動に密接なエネルギー問題としてとらえることは、企業の気候変動に関する課題に対し、重大性を持つことに繋がるため有用
- 中期経営計画との整合性を意識した開示を行うとともに、そのレビューを行うことは有用
- 企業において、企業価値向上のためのストーリーを組み立て、ストーリーに該当する項目を中心に開示を充実させていくことはマテリアリティの考え方として有用
- TCFD提言[※]の4つの枠組み(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)がある中で、ガバナンスは重要であるところ、ガバナンスの項目で記載されている内容が実効的に機能しているということは、戦略、リスク管理、指標と目標が統合性を持って説明できることであり、開示もそうした観点で行われることが有用

※TCFD提言の内容については次項参照

【参考】TCFD提言（推奨される開示項目）

第2回ディスクロージャーワーキング・グループ（2021年度）
事務局説明資料（2021年10月1日開催）

□ TCFD提言では、4つの柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）について、推奨される開示内容を提示

ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
気候関連のリスクと機会に係る当該組織のガバナンスを開示する	気候関連のリスクと機会がもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在及び潜在的な影響を開示する	気候関連リスクについて、当該組織がどのように識別、評価、及び管理しているかについて開示する	気候関連のリスクと機会を評価及び管理する際に用いる指標と目標について開示する
推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容
a) 気候関連のリスクと機会についての、当該組織取締役会による監視体制を説明する	a) 当該組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会を説明する	a) 当該組織が気候関連リスクを識別及び評価するプロセスを説明する	a) 当該組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標を開示する
b) 気候関連のリスクと機会を評価・管理する上での経営の役割を説明する	b) 気候関連のリスクと機会が当該組織のビジネス・戦略及び財務計画に及ぼす影響を説明する	b) 当該組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する	b) Scope1、Scope2 及び、当該組織に当てはまる場合は Scope3 の温室効果ガス（GHG）排出量と関連リスクについて説明する（注）
	c) 2°C 或いはそれを下回る将来の異なる気候シナリオを考慮し、当該組織の戦略のレジリエンスを説明する	c) 当該組織が気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスが、当該組織の総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する	c) 当該組織が気候関連リスクと機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績を開示する


（注）Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）


（参考）青字は定量情報が求められる開示項目

（出所）TCFD最終報告書（日本語）等

記述情報の開示の好事例集2022 金融庁 2023年1月31日
有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示
1. 「環境（気候変動関連等）」の開示例

(改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる部分等)

 : サステナビリティに関する考え方及び取組（全般（気候変動関連等））

 : 上記（改正内閣府令に関する事例）以外で好事例として着目したポイント

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：気候変動関連等

- TCFD提言の4つの枠組み(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)に沿った開示は、引き続き有用
- TCFD提言に沿った開示を行うにあたり、財務情報とのコネクティビティを意識し、財務的な要素を含めた開示を行うことは有用
- リスク・機会に関する開示について、一覧表で、定量的な情報を含めた開示を行うことは有用
- トランジションやロードマップといった時間軸を持った開示を行うことは、海外の気候変動に関する開示でも重視されており有用
- サステナビリティ情報に関する定量情報について、前提や仮定を含め開示することは有用
- 実績値を開示することは、引き続き有用

好事例として取り上げた企業^{*}の主な取組み①（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）

【開示の充実化に当たっての課題】

- 気候変動関連のリスク・機会分析について、開示を推進しているチーム以外の経営幹部や、関連部署にもアプローチをして、協力を得ていく必要があった。
- 気候変動関連のリスク・機会に関する数値算出が手探りであった中、法定開示書類である有価証券報告書に数値を開示することに対し、経営幹部や関連部署の関心・感度が高かったため、経営幹部等からの意見・質問等への対応が必要であった。



【対応策とその効果】

- 一人ひとりの関係者にしっかりとグローバル社会での動向を含めて背景を理解してもらうため、情報共有を実施した。
- 経営幹部とも議論を幾度も重ねること。特に数値を開示するにあたっては、多くのディスカッションを行うこと、アドバイスをもらうことを重ね、戦略数値を具体化し、全体のコンセンサスを図った。
- 開示に向けた取組みと新中期経営計画の検討を併せて進めたことで目標が明確化され、その後の進捗のモニタリングが可能となった。

好事例として取り上げた企業の主な取組み②（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）

【開示の充実化に当たっての課題】

- 気候変動関連のリスク・機会に関するシナリオ分析にあたっては、想定するシナリオや期間について、どのような定義とするか検討をする必要があった。



【対応策とその効果】

- 気候変動のリスク・機会のシナリオ分析において主に着眼したシナリオとして、移行シナリオはIEAのネットゼロのシナリオ、物理シナリオはIPCC第6次報告書に基づき、設定を行った。
- シナリオ分析の期間（短期・中期・長期）について、短期は中期経営計画の期間、中期はSBTの中期目標年、長期はSBTiが定めるネットゼロの目標年に基づき、設定を行った。
- 根拠のあるシナリオや期間に基づき定義設定を行ったことで、その後の事業への影響等の具体的な分析において、経営幹部や関連部署との議論を円滑に行うことができた。

【参考】開示の充実に向けた取組み（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ提供資料）

○法定開示書類である有報への定量的情報開示にあたっての振り返り

リスク・機会に関する
シナリオ分析

財務上の影響等、定量的な情報の具体的な記載、
シナリオ分析における期間等の定義をどのように行ったか

主に着眼したシナリオ

移行
シナリオ

IEA NZE
2050

- 2050年までに90%以上の再エネ導入
- カーボンプライシング導入進む
- 物理影響はFY2021の水準を維持

物理
シナリオ

SSP5-8.5

- IPCC 6次レポートに基づく
- 4°C上昇で異常気象が現状の8倍になる。
- 異常気象に基づくファシリティや輸送への影響が急増する。

【リスク】

評判低下リスク

異常気象による災害リスク増加

カーボンプライシングによるコスト増加

【機会】

サステナビリティ関連オファリング創出ニーズ
増加

サステナブル社会実現のための
コンサルティングサービスの増加

レジリエントなクラウドサービス
へのニーズ増加

想定した期間

短期: ~2025年度まで

- 中期経営計画と同期間
における目標を設定

中期: ~2030年度まで

- SBT認定の中期目標
を設定済

長期: ~2050年度まで

SBTi Net-Zero基準に基づき新たに目標を設定
(NTTDATA Carbon-neutral Vision 2050目標リファイン)

好事例として取り上げた企業の主な取組み③（カゴメ株式会社）

【開示の充実化に当たっての課題】

- 環境保全に関する取組みは以前から社内で進めていたが、目標や方針及びマテリアリティが設定されておらず、開示の方向性や、優先順位も明確ではなかった。



【対応策とその効果】

- 環境取組みの推進にあたり、目標や方針を策定する必要性を認識し、温室効果ガスの削減目標、水及び生物多様性のカゴメグループ方針を策定した。また、環境に関するマテリアリティも設定し、その際には、環境を担当する部門も一緒に検討を行った。
- 目標や方針に関しては、経営層からの承認を得たことで、社内への情報発信がしやすくなった。
- 目標や方針及びマテリアリティが定まったことで、社内での環境に対する意識や、取組みが加速したと感じている。

好事例として取り上げた企業の主な取り組み④（セイコーエプソン株式会社）

【開示の充実化に当たっての課題】

- 任意開示書類と比較すると、法定開示書類である有価証券報告書では、これまでミスリードを防ぐという観点からも保守的な開示を行ってきた経緯があり、気候変動関連のテーマを新たに取り上げることに對して、ハードルが高い印象があった。
- シナリオ分析において、気候変動によるリスク等の財務影響を、どのように定義して算出するかという点に課題があった。



【対応策とその効果】

- まずは任意報告書での開示を準備期間として進め、その後、有価証券報告書まで開示対象を広げた。段階的に開示を進めることで、定量情報の開示を含め、社内での反対意見は特段なかった。
- 財務影響の算出基準に明確なものがないため、まずは自社で算出した情報を外部に開示し、資本市場との対話を行う中で、そこでの指摘を踏まえ、開示内容の見直しを含め、継続的に改善を行っていくことを基本的な方針としている。
- TCFD賛同の前から広報IR部を中心にTCFDに関する情報を社内で共有・啓蒙していたこと、また、長期ビジョンの中で環境への貢献を重要テーマとして位置付けていることが、見えない後押しになった。

好事例として取り上げた企業の主な取組み⑤（その他参考となる取組み）

【体制整備について】

- 経営幹部が委員長となる気候変動に関する委員会を立ち上げ、経営幹部や事業部門を巻き込むことで、気候変動に関する開示の充実に向けた取組みを全社的に推進できた。
- シナリオ分析により判明したリスク・機会の財務影響度の定量化作業にあたっては、関連する部門と作業を分担している。財務影響に関する作業であるから財務部門が中心に作業をするという体制ではなく、分業体制としている。

【開示の工夫について】

- 担当役員のメッセージについては、サステナビリティに関する担当役員が、サステナビリティの考えを自分の声として発信することで、サステナビリティ課題への本気度が伝わると考えている。
- 開示内容に関しては、戦略やリスクの内容を分かりやすく記載し、詳細をウェブサイトに記載することとしており、有価証券報告書にウェブサイトのURLを掲載している。

● 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（1/3）有価証券報告書（2022年3月期） P25-28

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(重要なリスク)

(1) 気候変動に関するリスク

[当社グループにおける取り組み・体制等]

(1)

(中略)

・ガバナンス（気候変動マネジメント体制）

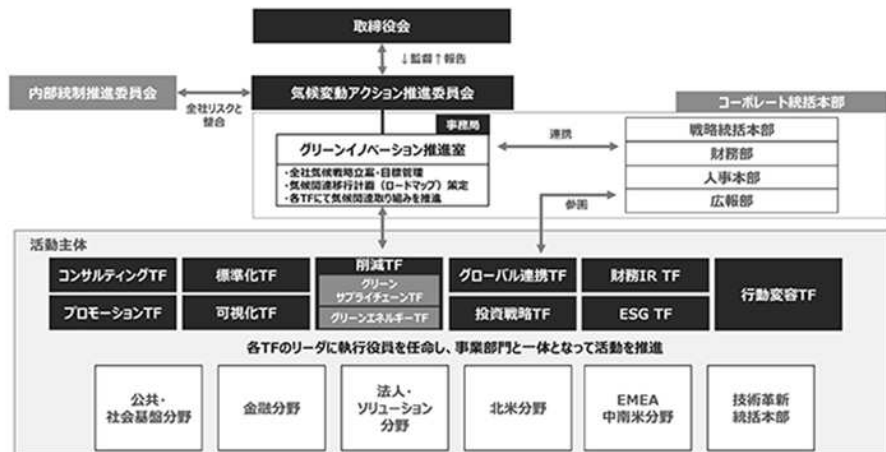
2021年度は、内部統制推進委員会での全社リスクマネジメントにおいても、「気候変動」を重要リスクとして位置づけました。さらに、気候関連リスク・機会については、TCFDのフレームワークに沿った分析・評価を実施し、より長期の気候関連リスク・機会についての対策検討を進めました。

気候変動に関する当社グループの取り組みを主導するため、2020年11月に気候変動アクション推進委員会を設置しました。また、2021年10月1日付で「グリーンイノベーション推進室」をグリーン専任組織として新設し、気候変動アクション推進委員会をリードしながら、当社グループ全体の取り組みを推進しています。

気候変動アクション推進委員会では、委員長である代表取締役副社長執行役員が、気候変動に関する取り組みの最高責任を負っています。2021年10月時点では、気候変動アクション推進委員会内に11のタスクフォースを設置し、各タスクフォースでは、執行役員等がリーダーとして全社横断で関係者を含めた取り組みを推進しています。

気候変動アクション推進委員会が協議した内容は取締役会へ報告され、取締役会は重要な経営・事業戦略として議論、方針の決定に加え、気候変動問題への実行計画等について監督を行っています。2022年度には、役員や社員の報酬と連動した気候変動関連のKPIも設定し、目標達成に対する社員や経営層の関与の深化を図っています。

FY2022 気候変動マネジメント体制



・戦略（気候関連リスク及び機会に関する戦略）

当社グループは、以下「気候変動シナリオ分析の概要」記載のとおり気候変動シナリオの分析を行い、気候変動に関するリスクと機会による影響を把握して、その結果を中期経営計画(2022年度～2025年度)に取り込むことにより、サステナブルな社会の実現に向け、企業・業界の枠を超えた革新的なサービスの提供をより一層推し進める戦略を遂行しています。

また、当社グループでは、事業活動に関わるあらゆるリスクを的確に把握し対応するため、全社的な視点でリスクマネジメントを統括・推進する役員を置くとともに、各部門とグループ会社にてCRO・リスクマネジメント推進責任者を配置しています。年2回内部統制推進委員会を実施し、リスク低減に関する施策を討議するとともに、有効性に対する評価等を行い、その結果を取締役に報告しています。

半期に一度最高責任者の代表取締役副社長執行役員が気候変動アクション推進委員長及び環境保護推進委員長として、各々の会議体を通じ、全社リスクマネジメントの中で気候変動および環境全般に関するリスク管理を行っています。また、リスクの内容と顕在化した際の影響、及びリスクへの対応策に関しては表1（気候関連のリスク）をご参照ください。

(2)

＜気候変動シナリオ分析の概要＞

当社グループでは、気候変動に関する事業影響を把握し、気候関連リスク・機会に対する当社戦略のレジリエンスを評価することを目的として、シナリオ分析を実施しています。2021年度は、パリ協定を踏まえて低炭素経済に移行する1.5℃シナリオと、現状予想される以上に気候変動対策が実施されない4℃シナリオを中心に分析を行いました。

1.5℃シナリオでは、カーボンプライシングが導入されるなどの気候変動対策が強化される一方、気候変動の物理的な影響は報告時点（2022年3月末）レベルにとどまり、それ以上の深刻な影響は発生しないと仮定しました。4℃シナリオでは、気候対策は報告年レベルである一方、異常気象の激化等の気候変動の物理的な影響が生じると仮定しています。

その結果、当社グループでは、1.5℃シナリオによる持続可能な社会では、社会の移行に伴うリスクと機会の両方が影響しますが、それ以外のシナリオによる社会では、リスクの影響が大きくなる可能性が高いことが分かりました。各シナリオによるリスク・機会は、それぞれの影響度・発生可能性等を考慮し、事業戦略へ反映させています。

※気候変動シナリオの詳細は、サステナビリティレポートをご参照ください。

NTTデータ サステナビリティレポート2021 Databook : <https://www.nttdata.com/jp/ja/sustainability/report/>

[リスクの内容と顕在化した際の影響] 及び [リスクへの対応策]

・リスクと機会

当社グループは、シナリオ分析に基づき、気候関連リスク・機会による事業への影響を評価し、その結果を気候変動戦略として事業戦略に反映することで、気候関連リスクへの対応を進め、また気候関連の機会実現を図っています。

気候関連リスク・機会に関しては短期・中期・長期の時間軸を考慮し、財務的影響への影響度を高・中高・中・低の4段階、発生可能性をほぼ確実・非常に高い・高い・低い、の4段階で評価しています。気候関連リスク・機会の評価は「表1（気候関連のリスク）」及び「表2（気候関連機会）」のとおりです。

※各評価項目の詳細は「表1（気候関連のリスク）」及び「表2（気候関連機会）」の注記参照

- (1) ガバナンス体制について、各機関・組織の関係や「気候変動アクション推進委員会」の役割等を端的に記載
- (2) シナリオ分析の概要を記載するとともに、詳細情報の参照先としてサステナビリティレポートの掲載箇所を記載

● 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（2/3）有価証券報告書（2022年3月期） P25-28

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

表1（気候関連のリスク）

項目	カテゴリー	期間※1	影響度※2	発生可能性	リスクの内容と顕在化した際の影響	財務上の影響（想定）	リスクへの対応策	対策費投資額※4
「気候変動」評価が低いことによる評判低下リスク	移行リスク・評判	短期	高	ほぼ確実	気候変動への対応が遅れることで、海外ESG投資家や国内金融機関からの評価が下がる。仮に海外投資家と国内金融機関からの評価が下がり、株価時価総額が1%下落した場合の株価影響額として試算	株価時価総額（期末時点） ▲340億円	NTTデータグループのサプライチェーンを通じた脱炭素や、お客様・社会のグリーン化の対応加速に向けた専任組織としてグリーンイノベーション推進室※3を設置し、気候変動アクション推進委員会による活動を推進。グリーンイノベーション推進室による活動費・イノベーション投資額（2022年度～2025年度累計）を計上	50億円
異常気象による災害リスク増加	物理的リスク・急性	短期	中高	ほぼ確実	IPCC第6次報告書の地域毎リスクが高い場所にも拠点があり、ハザードマップ等から様々な対策を講じて、事業継続性を確保している仮に、台風により、首都圏を中心とする主要なデータセンターの通信等が5日間ダウンした場合の売上影響額を試算	売上影響 ▲130億円	データセンタ・オフィス・通信等のBCPを最大限高めている。事業継続性のためのデータセンタ、リモートアクセス・メンテナンス環境等の増強・更改費用（2022年度～2025年度累計）計上	80億円
カーボンプライシングによるコスト増加	移行リスク・規制	長期	中高	ほぼ確実	グローバル社会で2050年までのネットゼロ対応が社会的コンセンサスとなり、企業へも法令等による対応要請が高まる。2022年度～2040年度までの残存排出量に対し、国際エネルギー機関IEAネットゼロシナリオのカーボンプライスを掛けてコスト影響額を試算 ※2022年度～2040年度累計 700億円	営業利益影響 ▲70億円 ※4	省エネによる炭素排出削減、再エネ導入による自社サプライチェーンの脱炭素化を推進。省エネ対応・再エネ導入等への投資額（2022年度～2025年度累計）を計上	50億円

表2（気候関連機会）

項目	カテゴリー	期間※1	影響度※2	発生可能性	機会の内容と影響	財務上の影響（想定）	機会実現の対応策	投資額※4
サステナビリティ関連オフリング創出ニーズ増加	製品・サービス	短期	高	非常に高い	お客様の脱炭素の取り組みが加速し、各種産業におけるサステナビリティ関連ビジネスの拡大および、技術革新によるデジタル技術適用の機会増加を想定。2025年度のサステナビリティ関連の新規オフリング創出による売上高を影響額として試算	2025年度 売上影響 +2,000億円	社会全体や各企業における気候変動の適応と緩和等に貢献する技術開発やサステナビリティ関連オフリングの創出に向けた投資額を計上	320億円
サステナブルな社会実現のためのコンサルティングサービス増加	製品・サービス	短期	中高	非常に高い	各種産業におけるサステナビリティ関連ビジネスの拡大に伴い、コンサルティングサービスの機会増加を想定。当社全体のコンサルティング売上高のうち、サステナビリティ関連のビジネスが占める割合を想定し影響額を試算	2025年度 売上影響 +200億円	サステナビリティ関連のコンサルティング人材創出・育成投資や関連する環境整備等コンサルティング強化施策に関連する投資を計上	40億円
レジリエントなクラウドへのニーズ増加	製品・サービス	短期	高	非常に高い	台風や局地的豪雨等の異常気象の増加に加え、脱炭素化要請の高まりから共同利用・機器集約による省エネや再生可能エネルギー導入等が進み、レジリエントかつ脱炭素に貢献するクラウドへの移行ニーズが増加すると想定。当社全体のクラウド関連売上の増分を影響額として試算	2025年度 売上影響 +1,500億円	クラウド関連の技術開発やグローバルデリバリー強化などのクラウド関連投資額を計上	190億円

・ リスク・機会の項目ごとに期間、影響度、発生可能性、影響額試算に当たっての前提、財務上の影響、対応策等を定量的な情報を含めて具体的に記載

● 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（3/3）有価証券報告書（2022年3月期） P25-28

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

※1 期間の定義は以下のとおりです。

評価内容	期間	備考
短期	～2025年度まで	2022年度に2025年度までの短期目標・削減計画を設定・策定済
中期	～2030年度まで	SBT認定の2030年までの中期目標を設定済
長期	～2050年度まで	NTTDATA Carbon-neutral Vision2050として長期目標を設定済

※2 影響度の定義は以下のとおりです。

評価内容	影響金額
高	売上高1000億以上、営業利益100億円以上、または株価影響100億以上
中高	売上高100億円以上～1000億円未満、営業利益10億円以上～100億円未満 または株価影響10億円以上～100億円未満
中	売上高10億円以上～100億円未満、営業利益1億円以上～10億円未満、 または株価影響1億円以上～10億円未満
低	売上高10億円未満、営業利益1億円未満、または株価影響1億円未満

※3 2022年7月よりサステナビリティ経営推進部として、取り組み範囲を拡大し、グローバル一体での気候変動対応を推進

※4 2022年度～2025年度の累計額

・資本配備

新中期経営計画期間（2022年度～2025年度）における気候関連の対策費・投資額の予定は、「表1（気候関連のリスク）」及び「表2（気候関連機会）」の「対策費・投資額」のとおりです。（以下再掲）

項目		対策費・投資額
リスク1	「気候変動」評価が低いことによる評判低下リスク	50億円
リスク2	異常気象による災害リスク増加	80億円
リスク3	カーボンプライシングによるコスト増加	50億円
機会1	サステナビリティ関連オフリング創出ニーズ増加	320億円
機会2	サステナブルな社会実現のためのコンサルティングサービス増加	40億円
機会3	レジリエントなクラウドへのニーズ増加	190億円
気候関連投資予定総額		約730億円

・ シナリオ分析における期間及び影響度の定義を具体的に記載

●● カゴメ株式会社（1/2）有価証券報告書（2021年12月期） P34-36

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(3)

③ 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への対応

ガバナンス (1)

カゴメグループは事業の最大のリスクを原料調達途絶と考慮しています。地球温暖化による異常気象は、原料産地に大きな被害を及ぼします。このリスクを回避すべく、温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化防止への取り組みを加速するため、2018年の取締役会で決議したCO2の中長期削減目標を2021年に見直しました。

代表取締役社長は、ISO14001に則ったカゴメ環境マネジメントシステムにおいて、トップマネジメントとして気候変動を含む当社の全ての環境活動を統括しています。社長は、環境に関する方針を掲げ、年2回のマネジメントレビューを通して環境マネジメントシステムの有効性を評価し、その改善を指示する責任と権限を有しています。

戦略

気候変動の顕在化は農作物を原料とする当社にとって大きなリスクになるとともに、長年蓄積された技術を活用することで機会にもなり得ます。下記はカゴメグループにおけるリスクとその対応策及び機会の一例です。

<カゴメグループのリスク対応策及び機会の一例>

	リスク項目	対応策や機会
短期・中期的	■ 異常気象、気象パターンの変化 ■ 水ストレスによる生産量減少	■ 気候変動に対応できる野菜品種の獲得・販売 ■ 最小の水で生産できるトマト栽培システムの開発と利用
長期的	■ 炭素価格上昇 ■ 生活者の行動変化 ■ 生物多様性の損失	■ CO2排出削減目標の引き上げと達成に向けた取り組み ■ 環境配慮商品や認証品の積極的な開発 ■ 生きもの共生する農業の提案と普及

※ 詳細については、Webサイトをご覧ください。
<https://www.kagome.co.jp/company/csr/environment/activity/globalwarming/>
 これらの気候変動のリスクと機会は、事業活動そのもののリスクや機会であるため、その他のリスクとともに事業計画に組み込まれています。

リスク管理 (2)

当社はリスク管理の統括機関として「リスクマネジメント統括委員会」を設置し、代表取締役社長を議長として、リスクの対応方針や課題について、優先度を選別・評価し迅速な意思決定を図っています。特定した気候変動に関するリスク及び機会は環境マネジメント3ヶ年計画※の中で課題化し、全社で取り組んでいます。

※ カゴメ環境マネジメント計画の課題とKPIについては、ホームページをご覧ください。
<https://www.kagome.co.jp/company/csr/environment/plan/>

指標と目標

当社は、2050年までに当社グループの温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目標として、2030年に向けた温室効果ガス排出量の削減目標を策定し、SBT (Science Based Targets) イニシアチブ※の認証を取得しました。当社グループのScope 1およびScope 2の温室効果ガス排出量の削減目標について、「1.5℃目標」に見直しています。

※ 企業の温室効果ガス排出削減目標が、パリ協定が定める水準と整合していることを認定する国際的イニシアチブ

項目	目標（2020年対比）	2020年度 実績(t)
Scope 1 及びScope 2	2030年度までに2020年度の温室効果ガスの排出量を42%削減（1.5℃目標）	143,524
Scope 3	2030年度までに2020年度の温室効果ガスの排出量を13%削減	1,315,239

(2021年度実績は、第三者検証後にCSRサイトにて公開)

Scope 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）
 Scope 2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
 Scope 3：Scope 1、Scope 2 以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

④ 水の保全

当社は、商品の原料となる作物の栽培に水を使い、加工工程でも多くの水を使用しています。活動する地域の水資源を守るため、「カゴメグループ 水の方針」を制定し、それぞれの地域に合った対策を進めています。水リスクを把握するために行った調査では、米国の干ばつやオーストラリアの大雨・干ばつのリスクが分かり、オーストラリアでは大雨のリスクが高い時期をずらしてトマトの栽培を行うなどのリスク回避を行っています。干ばつの対策としては、冬に工場で使用した水をダムに溜め、春に近隣農家に提供し、水の再利用に努めています。また、生産量当たりの水の取水量を前年度比1%削減することを目標としており、2021年度の国内工場では、生産量当たりの取水量を前年度比1%削減しました。このような取り組みが評価され、2021年度は、国際的影響力のある環境非営利団体CDPの水資源管理に関する企業調査「CDPウォーターセキュリティ2021」にて、初めて最高位のAリストに選定されました。



- カゴメグループの水の方針**
1. カゴメグループおよび主要サプライヤーでの水リスクを把握します
 2. 地域の水資源を守るため、取水量の削減に努め、水を大切に使用します
 3. 使用した水は、きれいにして地域に還します
 4. 水リスクの高い事業所においては、その地域に合った水の対策を推進します



- (1) 戦略やリスク管理の概要を記載するとともに、各詳細情報の参照先としてWebサイトの掲載箇所を記載
- (2) GHG排出量（Scope1~3）の目標と実績を定量的に記載
- (3) 「水の保全」をマテリアリティ項目と定め、その取組みを定量的な情報も含めて記載

● カゴメ株式会社（2/2）有価証券報告書（2021年12月期） P34-36

(1) 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

⑤ 環境負荷低減の取り組み —プラスチックに関する取り組み—

プラスチックの使用による環境負荷の低減を目指して、2020年に「カゴメ プラスチック方針」を制定しました。具体的な目標として、2030年までに、紙容器飲料に添付している石油由来素材のストローの使用を無くし、資源循環可能な素材（植物由来素材や紙素材）へ置き換えることとしています。また、飲料ペットボトルにおいて、2030年までに、樹脂使用量全体の50%以上をリサイクル素材または植物由来素材とします。

このほか、工場でのリサイクルの推進や全国事業所の環境美化活動に継続して取り組んでいます。

プラスチック方針（要約）	課題	これまでの具体的な活動
1 過剰なプラスチックの使用をなくし、使用量の削減を推進する	容器のプラスチック使用量削減	ケチャップチューブ容器の軽量化 PETボトル容器の軽量化
2 リサイクル素材や植物由来素材への置き換えを進める		
紙容器：2030年までに、石油由来素材ストローの使用をゼロに	ストロー・キャップへの植物由来素材使用	紙容器ストローへ植物由来素材5%配合 紙容器キャップの100%植物由来素材化 紙容器に紙ストロー採用
PETボトル：2030年までに、50%以上をリサイクル/植物由来素材に	ボトルtoボトルリサイクル	トマトジュース265gリサイクルPETボトル化
3 工場のゼロエミッションを継続	ゼロエミッションの継続	分別基準にもとづいたリサイクルの徹底
4 全国事業所の環境美化活動を継続して実施	地域の環境保全活動の推進	事業所ごとの河川や海での美化活動を計画

(2)

⑥ 生物多様性の保全

カゴメグループ生物多様性方針

当社は創業以来、農業によってもたらされる「自然の恵み」を活かした事業活動を行ってきました。この事業活動を将来にわたり持続的に進めていくために、事業における様々な場面で生物多様性の向上に努めていくことを「カゴメグループ生物多様性方針」で定め、活動を行っています。詳細はホームページをご覧ください。

カゴメグループ 生物多様性方針（項目のみの抜粋）

サプライチェーンでの保全	社内外のパートナーとの協働
① 遺伝資源の維持と利用	⑧ 社内外への浸透
② 農業の環境負荷低減	⑨ 社外との対話
③ 農地と周辺の生態系保全	⑩ 情報公開
④ 調達品の環境負荷低減	⑪ 社会貢献
⑤ 輸送時の配慮	⑫ 根本原因への対応
⑥ 工場環境負荷低減	
⑦ 製品・サービスへの配慮	

事例1 外来種のハチを使用しない受粉

当社の生鮮トマトは大型温室で栽培されていますが、多くの大型温室ではトマトの受粉にハチを使用します。外来種のセイヨウオオマルハナバチが、特定外来生物の候補に挙がっているため、当社が直接管理する大型温室では、2004年から在来種のクロマルハナバチに切り替えました。当初このハチの繁殖技術はまだ確立されておらず、トマトの品質や経済性への影響も不透明でしたが、当社が技術確立を後押しし、今は日本の生鮮トマト栽培の全量をクロマルハナバチで賄えるまでに技術が確立されています。



在来種のクロマルハナバチ

事例2 遺伝資源の維持と活用

イノベーション本部は、民間企業では世界有数の約7,500種のトマト遺伝資源を有しています。様々な遺伝的特徴を持ったトマトの種子を収集し、交配を重ねて新たな有用品種を生み出しています。種子は一定の温度、湿度で保管していますが、年数が経つと発芽率が落ちるため順次更新し、貴重な遺伝資源を絶やすことなく維持しています。



イノベーション本部の種子庫

事例3 農薬と肥料の使用方法への配慮

国内の加工用トマトの栽培において、環境に配慮した使用農薬を厳選して「カゴメ使用農薬指針」を設定し、使用を推奨しています。また、作付け予定の畑の土壌を必要に応じて事前分析し、施肥設計の指導や生育診断を行い、最適な肥料の使用量を決定することで、土壌への過剰な肥料の使用を抑制しています。

(3) 担当役員メッセージ



取締役専務執行役員
橋本 隆

当社は、これまでも社会課題の解決による持続的な成長を「ありたい姿」として掲げてきました。新型コロナウイルス感染症による日常生活の変化や異常気象の頻発によって、SDGsやサステナビリティへの関心が高まっており、第3次中期経営計画においては、社会課題解決と事業成長の両立が、一層重要になってきていると感じています。特に自然環境への取り組みは、「畑を第一の工場」として農業と共存し、農産物を調達して加工・販売する当社にとって優先度の高い課題であり、サプライチェーン全体で取り組んでいます。農業においては、気候変動に対応する品種開発やスマート農業への取り組みを進めており、国内・海外の工場では、グリーン電力化によるCO2排出削減や製法見直しによる水使用量削減などの具体的な課題に取り組んでいます。食品企業共通の課題である容器包装におけるプラスチック使用量の削減・資源循環可能な素材化やフードロスの削減も含めた環境負荷低減課題に、この4年間でさらにスピードを上げて取り組み、社会に貢献し、ステークホルダーの皆様の期待や要求に応えられるものにしていきます。

- (1) 環境負荷低減の取組みとしてプラスチックに関する取組みを端的に記載
- (2) 生物多様性の保全に対する取組みを端的に記載
- (3) 環境負荷低減に関して認識している課題や今後の取組みに関する担当役員のメッセージを記載

● SOMPOホールディングス株式会社（1/2）有価証券報告書（2022年3月期） P30-35

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

イ. シナリオ分析

a. 物理的リスク

当社グループの損害保険事業は、台風や洪水、高潮などを含む自然災害の激甚化や発生頻度の上昇に伴う想定以上の保険金の支払いによる財務的影響を受ける可能性があります。リスクの定量的な把握に向けては、2018年以降、大学等の研究機関と連携することで科学的知見を踏まえた取組みを進めており、「アンサンブル気候予測データベース：d4PDF^{※1} (database for Policy Decision making for Future climate change)」などの気象・気候ビッグデータを用いた大規模分析によって、台風や洪水、海面水位の変化の影響を受ける高潮の平均的な傾向変化や極端災害の発生傾向について、平均気温が2℃または4℃上昇した気候下での長期的な影響や、事業戦略に活用する観点から5～10年後の中期的な影響を把握するための取組みを進めております。

また、当社グループは、UNEP FI（国連環境計画・金融イニシアティブ）のTCFD保険ワーキンググループに参画し、同ワーキンググループが2021年1月に公表したガイダンスに基づく簡易な定量分析ツール^{※2}を用いた台風に関する影響度の試算を行っております。気候変動リスクへの金融監督上の対応を検討するNGFS（気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク）が検討を行っているシナリオ分析の枠組みも活用して、引き続き分析を進めてまいります。

＜試算結果＞	
台風の発生頻度	約▲30%～+30%
1台風あたりの損害額	約+10%～+50%

また、米国ハリケーンや洪水など含む海外の自然災害に関しては、外部のリスクモデル会社や研究機関との提携を通じて気候変動による影響分析を進めており、自社独自のシナリオを構築し、海外自然災害リスクモデルへ適用する取組みを進めております。

※1 文部科学省の気候変動リスク情報創生プログラムにて開発されたアンサンブル気候予測データベースです。多数の実験例（アンサンブル）を活用することで、台風や集中豪雨などの極端現象の将来変化を確率的にかつ高精度に評価し、気候変化による自然災害がもたらす未来社会への影響についても確度の高い結論を導くことができます。

※2 IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：国連気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書のRCP8.5シナリオに基づき、2050年と現在の間の台風の発生頻度や風速の変化を捉え、頻度や損害額の変化を算出するモデル。

なお、損害保険契約や再保険契約は短期契約が中心であり、激甚な気象災害の発生傾向を踏まえた保険引受条件や再保険方針の見直しによって、保険金支払いが想定以上となるリスクの抑制が可能です。また、グローバルな地理的分散や短期・中期の気候予測に基づく定量化、長期的なシナリオ分析による重大リスクの特定・評価などの多角的なアプローチにより、物理的リスクに対するレジリエンスの確保を図っております。

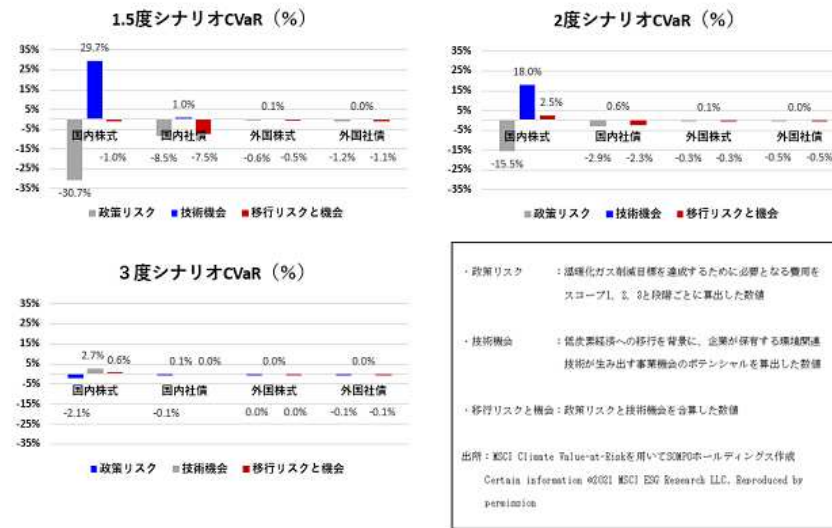
b. 移行リスク

移行リスクによる当社グループの保有資産（国内株式、国内社債、外国株式、外国社債）への影響については、今世紀末までの気温上昇を産業革命前から1.5度、2度、3度未満に抑えるシナリオを前提に、MSCI社が提供する気候バリューアットリスク（CVaR:Climate Value-at-Risk）^{※3}を用いて、低炭素な世界経済への移行が企業に及ぼす「政策リスク」と気候変動の緩和や適応に向けた取組みによる「技術機会」が及ぼす影響を分析しました。

※3 MSCI Climate Value-at-Risk

- ・気候変動に伴う政策の変化や災害による企業価値への影響を測定する手法の一つ。
- ・気候関連のリスクと機会から生じるコストと利益の将来価値を現在価値に割り引いたものであり、当社資産運用ポートフォリオにおける各銘柄の保有時価ウェイトを考慮し、2021年3月末時点における影響度を算出。

＜SOMPOホールディングス 気温上昇シナリオ別 移行リスクと機会のCVaR分析結果＞



（補足）本レポートには、MSCI Inc.、その関連会社、情報提供者（以下「MSCI関係者」）から提供された情報（以下「情報」）が含まれており、スコアの算出、格付け、内部使用にのみ使用されている場合があります。いかなる形態でも複製/再販したり、金融商品や指数の基礎または構成要素として使用することはできません。MSCI関係者は、本サイトに掲載されているデータまたは情報の正確性および完全性を保証するものではなく、商品性および特定目的への適合性を含め、すべての明示または黙示の保証を明示的に否認します。MSCI関係者は、本サイトのデータまたは本情報に関連する誤りや脱落、あるいは直接的、間接的、仕様の（利益損失を含む）な損害について、たとえその可能性を通知されていたとしても、いかなる責任も負うものではありません。

以上のとおり、政策リスクの影響は技術機会によって相殺されるため全体的な影響は限定的ですが、シナリオ別では、1.5度シナリオ下での政策リスクと技術機会の影響が最も大きく、また、保有資産別では、国内株式への影響が最も大きくなってまいります。

■ シナリオ分析を「1.5℃」「2℃」「3℃」の3つのシナリオについて実施し、測定手法や保有資産に与える影響を具体的に記載

● SOMP Oホールディングス株式会社（2/2）有価証券報告書（2022年3月期） P30-35

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(中略)

③ リスク管理

当社は、グループの経営理念・パーパスおよび経営計画における目指す姿の実現に向けて、その達成確度を高めるためにリスクアペタイトフレームワークを構築し、「取るリスク」、「回避するリスク」を明確にしております。自然災害リスクについても、リスクアペタイトを明確化するとともに、自然災害が発生した場合に想定される保険金支払を気象学等の科学的知見や当社商品特性を踏まえて定量的に把握したうえで、財務健全性や収益性、利益安定性への影響、再保険マーケットの動向等をふまえて、再保険方針およびグループ全体のリスク保有戦略を策定し、管理しております。

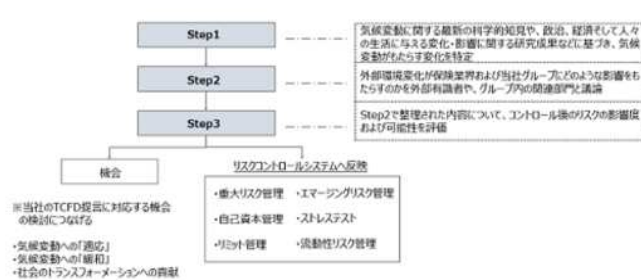
気候変動リスクは、戦略的リスク経営（ERM）のリスクコントロールシステムの重大リスク管理、自己資本管理、ストレステスト、リミット管理、流動性リスク管理の枠組みにおいて、多角的なアプローチでコントロールしております。詳細は、「(1) 主要なリスクの管理体制・枠組み」をご参照ください。

ア. 気候変動リスクフレームワーク（気候変動リスクの特定、評価および管理）

自然災害リスクを含む気候変動リスクに関しては、気候変動が保険事業以外を含めた当社グループの事業の様々な面に影響を及ぼすこと、その影響が長期にわたり、不確実性が高いことを踏まえて、既存のリスクコントロールシステムを補完し、長期的な気候変動が様々な波及経路を通じて当社グループに影響を及ぼすシナリオを深く考察してリスクを特定・評価および管理するための気候変動リスクフレームワークを構築しております。

気候変動リスクフレームワークでは、気候変動の複雑な影響を捕捉するために、以下の3ステップで評価を行い、「② 気候関連のリスクと機会への対応（戦略）」で述べたリスクと機会を整理しております。

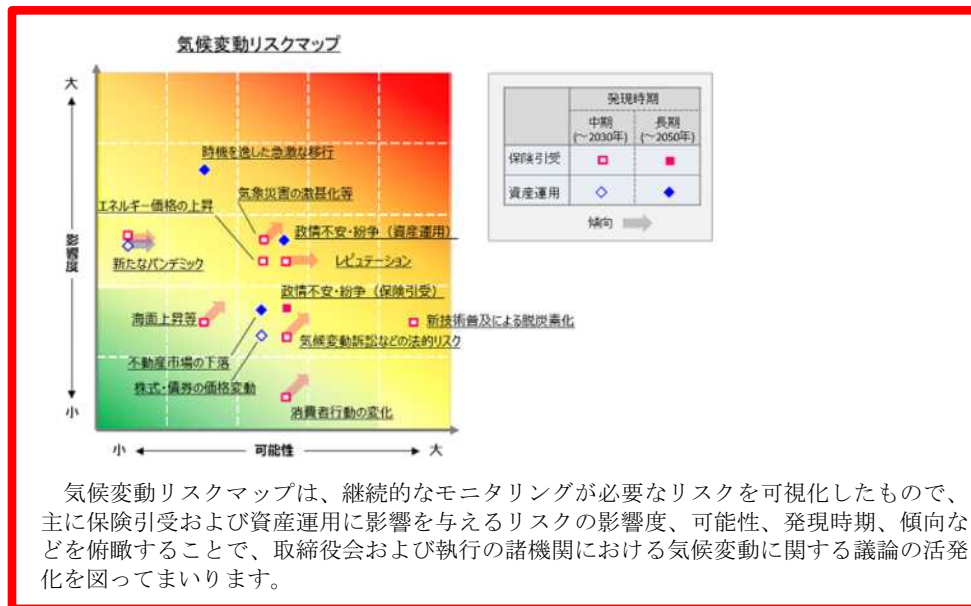
気候変動リスクフレームワーク



2022年は、探索的評価と位置づけて、IPCC、世界経済フォーラムなど外部機関の研究成果を踏まえて、起こり得る政策的移行パターン（下表）を想定したリスク評価を行い、気候変動リスクマップとして可視化しました。

A. 緩やかに移行	温暖化の進行により広い地域が熱波に襲われ、深刻な食糧危機や水不足が発生。甚大な自然災害の頻発から死亡率も上昇。政治的不安定から地域紛争、テロ拡散、難民の増大。
B. 直ちに大幅な移行	脱炭素政策の急激な推進によって化石燃料価格が高騰し、産業空洞化や急激なインフレ等からG7諸国の経済に大きな悪影響を及ぼす。
C. 各国が異なるスピードで移行	各国・地域が異なるスピードで政策的・技術的移行を進めるため、地政学的・経済的な摩擦や各国間の格差が拡大。

(2)



気候変動リスクマップは、継続的なモニタリングが必要なリスクを可視化したもので、主に保険引受および資産運用に影響を与えるリスクの影響度、可能性、発現時期、傾向などを俯瞰することで、取締役会および執行の諸機関における気候変動に関する議論の活発化を図ってまいります。

イ. 既存のリスク管理フレームワークとの統合

気候変動リスクフレームワークで捉えたリスクの認識は、重大リスクの「主な想定シナリオ」に反映して管理を行い、また、気候変動との間で相互に影響を与える事象である「生物多様性の喪失」はエマージングリスクとして調査研究を行っております。（下表）気候変動に関連する重大リスク等と主な想定シナリオ

重大リスク・エマージングリスク	気候変動に関連する主な想定シナリオ
気候変動リスク（物理的リスク）	台風・ハリケーンの激甚化または頻度増加による火災保険等の保険金支払い、再保険コストの増大。
気候変動リスク（移行リスク）	脱炭素に向けた政策・法規制の強化、技術革新の進展による株式・債券の価格変動など。
事業中断リスク	想定シナリオを超える大規模自然災害等の発生に伴う重要業務停止の長期化、人命被害など。
パンデミック	森林減少や永久凍土の融解による重大な新興感染症パンデミックの発生増加。
生物多様性リスク	気候変動に伴う生態系の破壊などにより生物多様性が毀損。農作物の生育などに悪影響が及ぶ。

また、気候変動リスクフレームワークを通じて得られた知見を、既存のリスクコントロールシステムの枠組みである自己資本管理、ストレステスト、リミット管理、流動性リスク管理に反映させていく事で、リスク管理全体の高度化を図ってまいります。

(1) リスクの特定、評価及び管理の方法を端的に記載
 (2) リスクに影響度と発生可能性の観点で整理し、「気候変動リスクマップ」として平易に記載

● J. フロント リテイリング株式会社（1/2）有価証券報告書（2022年2月期） P39-42

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(c) 関連するシナリオに基づくリスク・機会および財務影響とそれに対する戦略・レジリエンス

JFRグループは、網羅的に抽出・特定した気候関連リスク・機会の中から、「自社にとっての影響度および発生可能性」と、「ステークホルダーにとっての影響度」の2つの評価基準に基づき、その重要性を評価しました。

また、当社グループは、特に重要性が高いと評価した気候関連リスク・機会について、2030年度を想定した1.5℃/2℃未満シナリオ、および4℃シナリオの2つのシナリオにおける財務影響を定量、定性の両側面から試算し、それぞれの対応策を策定しました。（表8）

なお、定性的財務影響については、矢印の傾きによって3段階で表示しています。

表8 JFRグループにとって特に重要な気候関連リスク・機会、および財務影響

	JFRグループにとって特に重要な気候関連リスク・機会	財務影響		対応策
		1.5℃/2℃未満シナリオ	4℃シナリオ	
		↑		: JFRグループの事業および財務への影響が非常に大きくなることが想定される
		↗		: JFRグループの事業および財務への影響がやや大きくなることが想定される
		→		: JFRグループの事業および財務への影響が軽微であることが想定される
リスク	・炭素税等、温室効果ガス排出を抑制する政策導入・規制強化によるエネルギーコストの増加	約11億円 ^{※1} のコスト増	約6億円 ^{※1} のコスト増	・店舗・事業所における省エネルギーや再生可能エネルギーへの切り換えによるScope1・2温室効果ガス排出量削減
	・グリーン電力証書の購入等による温室効果ガス排出削減コストの増加	↗	→	・店舗・事業所における最新の高効率機器の導入によるエネルギー使用量の削減
	・再生可能エネルギー由来電力使用量の増加による再生可能エネルギー調達コストの増加	約7億円 ^{※2} のコスト増	約2億円 ^{※2} のコスト増	・自社施設への再生可能エネルギー設備投資等、創エネルギーシステムの導入による再生可能エネルギーの自家消費
	・気候変動に起因する自然災害による店舗・事業所の損害、休業による収益の減少	約52億円 ^{※3} の減収	約103億円 ^{※3} の減収	・BCP整備による店舗・事業所のレジリエンス強化
	・気候変動に起因する感染症リスク（新型コロナウイルス感染症等）の増加による店舗での販売機会の喪失	↗	↑	・中期経営計画で策定した「リアル&デジタル戦略」の推進による販売チャネルの多様化
機会	・最新のエネルギー高効率機器導入によるエネルギー調達コストの減少	↗	→	・店舗・事業所における最新の高効率機器の導入によるエネルギー使用量の削減
	・環境価値の高い店舗や事業所への転換に伴う環境意識の高いテナントの出店による収益の拡大	約10億円 ^{※4} の増収	—	・省エネや再生可能エネルギーへの切り換えによる、店舗・事業所の環境認証取得
	・お取引先様との協働によるシェアリング、アップサイクル製品の需要増への対応による収益の拡大	↑	↗	・お取引先様との協働によるシェアリング、アップサイクル等のサーキュラー型ビジネスモデルへの転換
	・リユース製品・リサイクル製品等、お客様からの環境配慮型製品・サービスの需要増への対応による収益の拡大	↑	↗	・お取引先様やお客様との協働による3Rの高度化や、環境配慮製品・サービスの取扱い拡大
	・気候変動に起因する感染症リスク（新型コロナウイルス感染症等）の増加への対応による新たな成長機会の獲得	↑	↗	・中期経営計画で策定した「リアル&デジタル戦略」の推進による販売チャネルの多様化

(2030年度時点を想定した定量的財務影響の算出根拠)

- ※1 2030年度時点のJFRグループScope1・2温室効果ガス排出量に対して、1t-CO₂あたりの炭素税価格を乗じて試算
- ※2 2030年度時点のJFRグループ電気使用量に対し、通常の電気料金と比較した1kWhあたりの再生可能エネルギー由来電気料金の価格高を乗じて試算
- ※3 過去の自然災害に伴う休業等による売上損失額に対して、洪水発生頻度を乗じて試算
- ※4 2030年度時点のJFRグループの不動産収入利益に対して、環境認証取得ビルの新規成約賃料変動率を乗じて試算

■ リスク・機会の項目ごとに各シナリオにおける財務影響の金額、程度及び算出根拠を具体的に記載

● J. フロント リテイリング株式会社（2/2）有価証券報告書（2022年2月期） P39-42

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

当社グループは、最重要マテリアリティである「脱炭素社会の実現」に向け、当社グループの事業活動について、上記シナリオを前提に気候変動がもたらす影響を分析し、その対応策を検討し、当社グループの戦略レジリエンス（強靭性）を検証しています。

そのため、事業戦略や中期経営計画において、マイナスのリスクに対しては適切な回避策を策定する一方、プラスの機会に対しては、マーケット変化へ積極的に対応する等、新たな成長機会の獲得を目指します。

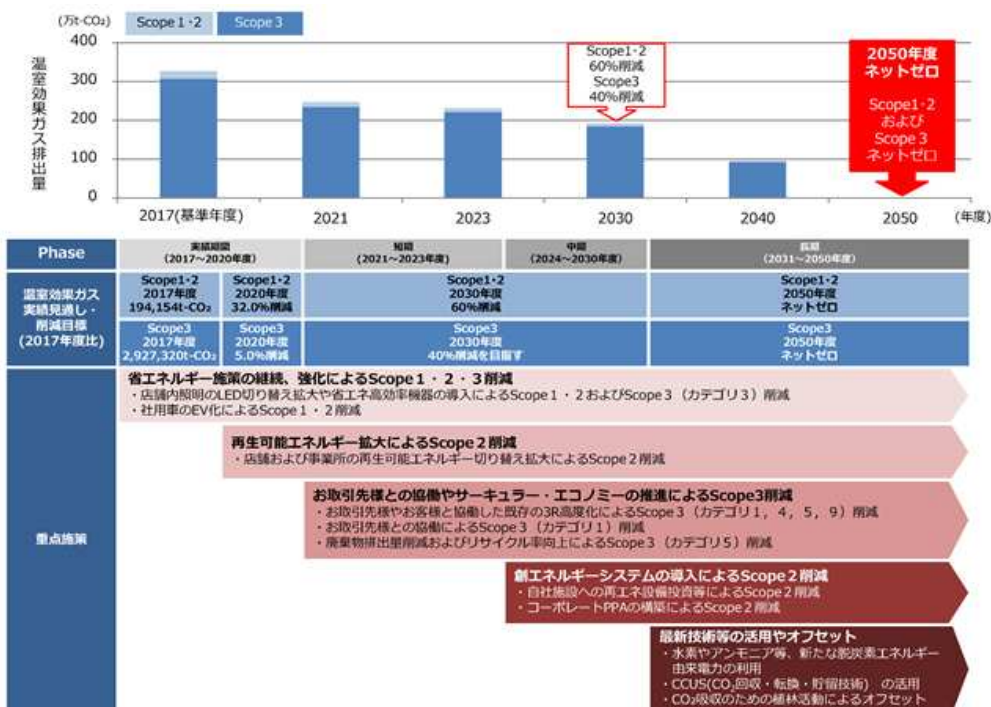
・ JFRグループ 2050年度ネットゼロ移行計画

JFRグループは、2050年度ネットゼロの実現に向けて、1. 5℃/2℃未満シナリオおよび4℃シナリオのいずれのシナリオ下においても、中長期視点から高い戦略レジリエンスを強化していく必要があると考えています。

そのため、当社グループは、2050年度ネットゼロ実現に向けた移行計画を策定しました。

（図4）同計画では、事業戦略において、マイナスのリスクに対しては適切な回避策を策定する一方、プラスの機会に対しては、マーケット変化へ積極的に対応する等、新たな成長機会の獲得を目指すため、短期・中期・長期的視点から、具体的取り組みを明確化しています。

図4 2050年度 ネットゼロ移行計画*



※2022年5月末時点の計画であり、今後の事業戦略に応じて修正する可能性があります。

■ ネットゼロ実現に向けた移行計画を時系列で図示しながら平易に記載

● セイコーエプソン株式会社（1/2）有価証券報告書（2022年3月期） P22-25

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

③気候変動への取り組みとTCFD

気候変動が社会に与える影響は大きく、エプソンとしても取り組むべき重要な社会課題だと捉えています。パリ協定の目指す脱炭素社会（世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする）の実現に向け、エプソンは2030年に「1.5℃シナリオに沿った総排出量削減」の目標達成を目指しています。また、「Epson 25 Renewed」の公表に合わせ「環境ビジョン2050」を改定し、その目標として掲げる2050年の「カーボンマイナス」「地下資源（※13）消費ゼロ」に向け、脱炭素と資源循環に取り組むとともに、環境負荷低減を実現する商品・サービスの提供、環境技術の開発を推進しています。

エプソンは2019年10月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明して以降、株主・投資家をはじめとする幅広いステークホルダーとの良好なコミュニケーションがとれるように、TCFDのフレームワークに基づき、情報開示（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）を進めています。2021年には財務影響度をエプソンとして初めて定量的に開示することにしました。さらに、2022年はTCFD提言の改訂を受けて、GHG排出量の削減を目的とした具体的な取り組み実績などの開示を強化しました。

※13 原油、金属などの枯渇性資源

■ シナリオ分析の結果

TCFDのフレームワークに基づいて、シナリオ分析を実施し、気候関連リスク・機会がエプソンの戦略に与える財務影響度を定量的に評価しました。その結果、脱炭素社会へ急速に進んだ1.5℃シナリオの場合、市場の変化・政策・法規制による操業コスト増加の移行リスクはあるものの、インクジェット技術・紙再生技術に基づく商品・サービスの強化により財務影響へのインパクトは限定的と予想しています。

エプソンは、2021-30年までの10年間で約1,000億円（2021-25年は約250億円、2026-30年は約750億円）を投入し、脱炭素・資源循環・環境技術開発への取り組みを加速します。また、気候関連リスクへの解決は、私たちが設定したマテリアリティである「循環型経済の牽引」「産業構造の革新」に合致し、エプソンの強みである低環境負荷（消費電力・廃棄物など）の商品・サービスで、事業拡大の機会につながります。この機会の拡大は、お客様のもとでの環境負荷低減や気候変動の抑制に貢献するものです。

こうした評価結果から、エプソンは社会にとっても自社にとっても合理的であるパリ協定の目指す脱炭素社会の実現に向け、認識したリスクに対処しながら、機会を最大化するための取り組みを継続的に進めています。

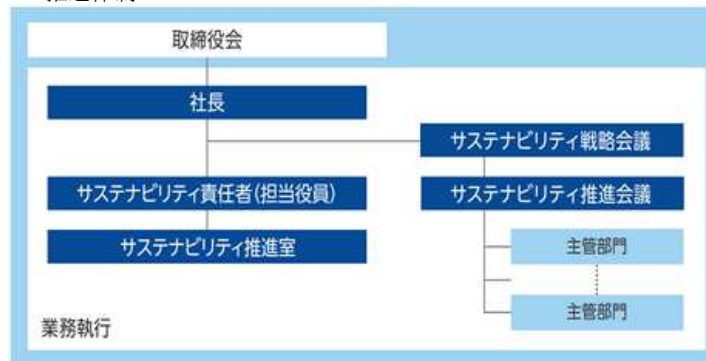
なお、世界が現状を上回る対策をとらずに温暖化が進んだ4℃シナリオの場合でも、異常気象にともなう災害の激甚化による国内外の拠点に対する物理リスクの影響は、小さいことが確認されています。

a. ガバナンス

気候変動に係る重要事項は、社長の諮問機関としてグループ全体のサステナビリティ活動の中長期戦略を策定・実践状況のレビューを行う「サステナビリティ戦略会議」で議論のうえ、定期的に（年に1回以上）取締役会に報告することで、取締役会の監督が適切に図られる体制をとっています。

また、気候関連問題に対する最高責任と権限を有する代表取締役社長は、サステナビリティ推進室長（取締役専務執行役員）を気候関連問題の責任者に任命し、サステナビリティ推進室長は、TCFDを含む気候変動に関する取り組みを管理・推進しています。

■ 推進体制



b. 戦略

エプソンは、「循環型経済の牽引」「産業構造の革新」をマテリアリティとして設定しています。これを達成するために、エプソンの技術の源泉である「省・小・精の技術」を基盤に、イノベーションを起こし、さらなる温室効果ガス（GHG）排出量削減に取り組んでいます。さらに、ビジネスモデルの進化や、気候変動に対するレジリエンスの強化を図るため、「環境ビジョン2050」の実現に向け、2021年に環境戦略定例会の新設および下部組織として各分科会を整備し、取り組みを推進しています。

レジリエンス強化	2021年度取り組み実績	
ビジネスモデルの進化	●お客様に長く使っていただき、廃棄物を減らせる環境に配慮した商品・サービスへのビジネスモデル転換（サブスクリプションサービスなどの拡大）について検討を開始	
環境戦略定例会の推進	●脱炭素	●国内拠点の再生可能エネルギー100%置き換え完了。海外拠点切り替え検討。設備更新による省エネ
	●資源循環	●地下資源消費ゼロに向けた資源循環指標の導入検討。再生材導入商品・再生機の販売開始
	●お客様のもとでの環境負荷軽減	●既存技術（他社製品）からの自社環境負荷低減商品・サービスへの置き換えによる削減貢献量拡大
	●環境技術開発	●シリコン素材再利用を含むスクラップ金属のリサイクル技術開発。ドライファイバーテクノロジー応用梱包資材テーマ選定

■ 気候関連のリスク・機会に関するシナリオ分析

エプソンは、気候関連のリスク・機会の重要性評価に向け、「移行リスク」「物理リスク」「機会」の区分でシナリオ特定と評価を実施し、7つの評価項目を選定しました。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）と国際エネルギー機関（IEA）が提示する気温上昇1.5℃に相当するシナリオと社内外の情報に基づき、事業インパクトと財務影響度を評価しました。

■ シナリオ分析の結果について、概要を端的に記載

● セイコーエプソン株式会社（2/2）有価証券報告書（2022年3月期） P22-25

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(1)

(2)

■ 1.5°Cシナリオにおける気候関連リスク・機会
シナリオ分析に基づいた気候関連リスク・機会の評価結果は以下のとおりです。

区分	評価項目	顕在時期	事業インパクト	財務影響度
移行リスク	市場の変化・政策・法規制 ペーパー需要	短期	インパクト <ul style="list-style-type: none"> 気候変動とペーパー需要の変化に関する強い関連性は見出せないが、印刷・情報紙の需要は減少傾向にあると想定する。COVID-19によるトレンド変化（分散化によるオフィス印刷の縮小など）によりペーパーレス化がさらに進んだ場合においても、インクジェット技術・紙再生技術に基づく商品・サービスの強化（印刷コスト低減、環境負荷低減、印刷の快適性向上、紙情報の有用性訴求）により財務影響へのインパクトは限定的と予想される。 	小
	(環境ビジョン2050の取り組み) <ul style="list-style-type: none"> 脱炭素 資源循環 環境技術開発 	短期	インパクト <ul style="list-style-type: none"> 世界的に共通した社会課題である「気候変動」と「資源枯渇」に対し、商品・サービスやサプライチェーンの「脱炭素」と「資源循環」における先進的な取り組みが求められる。 飛躍的な環境負荷低減につながる環境技術開発により、科学的かつ具体的なソリューションが求められる。 リスクへの対応 <ul style="list-style-type: none"> 脱炭素 <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー活用・設備の省エネ 温室効果ガス除去 サプライヤーエンゲージメント 脱炭素ロジスティクス 資源循環 <ul style="list-style-type: none"> 資源の有効活用 生産ロス極小化 商品の長期使用 環境技術開発 <ul style="list-style-type: none"> ドライファイバーテクノロジー応用 天然由来素材(脱プラ) 原料リサイクル(金属、紙) CO₂吸収技術 	2030年までに合計約1,000億円を投入
物理リスク	急性 洪水による事業拠点の被災	長期 (21世紀末)	インパクト <ul style="list-style-type: none"> 36 拠点(国内 17、海外 19)を対象に2022年度最新リスクを評価した結果、洪水(河川氾濫)、高潮、渇水によるエプソンに将来的な操業リスクの変化は限定的 サプライチェーンに関する短期気候変動リスクについては、BCP(事業継続計画)で対応 	小
	慢性 海面上昇による事業拠点の被災			
慢性 渇水による操業への影響				
機会	商品・サービス (環境ビジョン2050の取り組み) <ul style="list-style-type: none"> お客様のもとの環境負荷低減 	短期	想定シナリオ <ul style="list-style-type: none"> 炭素税導入、電気料金高騰、廃棄物処分コストの上昇、過剰生産・資源削減などにより、環境に配慮した商品・サービスへのニーズが高まる。 事業機会 <ul style="list-style-type: none"> 「Epson 25 Renewed」における成長領域として、①環境負荷低減・生産性向上・印刷コスト低減を実現するインクジェット技術によるオフィスプリンティング、商業・産業プリンティング、プリントヘッド外販、②環境負荷低減を実現する新生産装置の拡充による生産システムの提供、により売上収益成長CAGR(年平均成長率)15%を見込む。 	大 2025年度までに成長領域CAGR15%見込
	環境ビジネス	短期	想定シナリオ <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策分野や廃棄物処理・資源有効活用分野の市場成長が見込まれる。 サーキュラーエコノミー(循環型経済)へのシフトにより、再生プラスチック、高機能バイオ素材、バイオプラスチック、金属リサイクルの市場成長が見込まれる。 事業機会 <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策やサーキュラーエコノミーへのシフトに対する有効なソリューションとして、紙再生を含むドライファイバーテクノロジー応用、天然由来素材(脱プラ)開発、原料リサイクル(金属再生、紙循環)などの技術確立を通じ、アップサイクル(高機能化)、脱プラ化(梱包材、成形材)、高付加価値新規素材の創出などにより売上収益を獲得 	中

顕在時期：短期：10年以内 中期：10年～50年 長期：50年超
財務影響度：小：10億円以内 中：10億円～100億円 大：100億円超

エプソンは、脱炭素、資源循環、環境技術開発、お客様のもとの環境負荷低減に向けた取り組みを進めています。2021年度の取り組み実績は以下のとおりです。

区分	評価項目	2021年度取り組み実績	2021年度定量実績
移行リスク	市場の変化・政策・法規制 ペーパー需要	●オフィス・ホームプリンティングは数量・売上収益とも伸長、インクも売上前期並・安定化しており、エプソンがターゲットとしているマーケットでのペーパー需要変動による財務影響は限定的	—
	脱炭素	●国内拠点(※14)の使用電力を100%再生可能エネルギーへ置き換え	33.2億円 (内訳) ●投資:10.6億円 ●費用:12.6億円 ●人件費:10.0億円
	資源循環	●不要な金属を、金属粉末製品の原料として資源化する新工場建設への投資を決定(エプソンアトミックス)	
	環境技術開発	●ドライファイバーテクノロジーを活用した梱包資材の試作ライン投資および環境関連・材料開発の人員増強	
物理リスク	急性 洪水による事業拠点の被災	●36 拠点(国内 17、海外 19)を対象にIPCC 第6次評価報告書に基づき最新リスクを評価 - 洪水(河川氾濫)、高潮、渇水によるエプソンへの将来的な操業リスクの変化は限定的であることを確認。豊科事業所(※15)における低階層の設備浸水リスクに対しBCP施策(設備更新時の移設)で対応	—
	慢性 海面上昇による事業拠点の被災		
	慢性 渇水による操業への影響		
機会	商品・サービス お客様のもとの環境負荷軽減	●「Epson 25 Renewed」における成長領域(オフィスプリンティング、商業・産業プリンティング、プリントヘッド外販、生産システム)への取り組みを推進	2020年度→21年度 売上収益 CAGR+ 22%
	環境ビジネス	●環境ビジネス分科会を設置し、環境技術開発を通じたビジネス拡大に向けた具体化の検討を開始	—

※14 一部販売拠点などの賃借物件は除く ※15 国内拠点で長期的洪水リスク(21世紀末)を有する主要拠点

(1) リスク・機会の項目ごとに事業へのインパクトや財務影響の程度を具体的に記載

(2) 前年度の取組みの実績を定量的な情報も含めて記載

● 株式会社リコー（1/2）有価証券報告書（2022年3月期） P26-28、P32

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

気候変動リスク認識と対応

<シナリオ分析の実施と結果>

当連結会計年度は、シナリオ分析により各リスクにおける財務影響と緊急度について再評価を行いました。「サプライヤーへの炭素税・排出量取引制度の適用」においては排出権取引がグローバルで制度化され、日本でもカーボンプライシング導入の動きを勘案して緊急度の評価を変更しました。年々増加する自然災害については、自社拠点を含むサプライチェーンにおいてどのようなリスクの影響があるか再評価した上で、特に国内における水害リスクへ対処すべくリスクの高い主要生産拠点を優先し具体的な対策への投資を決定しました。

自然災害リスクは、先送りにすると当社にとって大きな事業インパクトが発生しかねない喫緊の課題であり、気候変動に伴う感染症リスクに関しても緊急度は高くはありませんが、一度発生すると大きな財務損失を招くことから、今後も継続的にBCPの強化を図っていきます。また気候変動に対する緩和・適応への積極的な対応は、将来の財務効果を生み出す大きな可能性があることが再確認できました。

気候変動のリスクと当社における対応

移行リスク：2℃/1.5℃シナリオ*1に基づいて分析 物理リスク：4℃シナリオ*2に基づいて分析

当社グループへの影響		影響 *3	緊急度 *3	当社における対応
移行リスク	<p>サプライヤーへの炭素税・排出量取引制度の適用</p> <p>GHG排出量の多い素材系サプライヤーを中心にカーボンプライシング（炭素税・排出量取引）が適用され原材料への価格転嫁が進み調達コストが上昇</p>	2	3	<ul style="list-style-type: none"> 再生機販売・再生材の活用による新規投入資源量の削減 サプライヤーにおける脱炭素活動を積極的に支援し、調達コスト上昇のリスクに対処
移行リスク	<p>脱炭素社会への消費行動の急速な変化</p> <p>1.5℃目標、RE100達成の前倒し要求に、省エネ・再エネ投資、再エネ電力切替え等施策前倒しの追加費用が発生</p>	1	3	<ul style="list-style-type: none"> SBT1.5℃目標に資する省エネ 再エネ施策の積極展開（再エネ証書の戦略的活用やPPAモデルの導入等） サステナビリティ・リンク・ローンによる資金調達
物理リスク	<p>自然災害の急激な増加</p> <p>気候変動により異常気象の激甚化が進み、サプライチェーンの寸断等で生産停止</p> <p>販売機会の損失拡大</p>	3	5	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンのリスク対処 国内拠点のリスク対応強化
物理リスク	<p>感染症の地域性流行</p> <p>部品供給の寸断等で生産計画への影響が発生</p> <p>生産工場の稼働率低下による在庫不足</p> <p>対面販売が困難となり販売機会が減少</p>	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 感染症BCP対策の強化 業務・商談のIT化、生産拠点の分散化/プロセスの自動化、部品・製品在庫積み増し
物理リスク	<p>森林資源の減少</p> <p>温暖化により山火事、害虫等の森林被害が増え、紙の原材料の安定供給が悪化、紙の調達コストが上昇</p>	1	2	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した剥離紙レスラベルによる原紙利用の削減 森林保全活動の推進

*1 2℃/1.5℃シナリオ：2100年までの平均気温上昇が2℃未満に抑えられている世界

*2 4℃シナリオ：2100年までの平均気温上昇が4℃上昇する世界

*3 影響度・緊急度は32頁「リスクレベル」をご参照ください

(参照)

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

影響度*1		×	緊急度 本格化度合い、発生確率が50%を超える	
1	利益影響額：10億円以下		1	30年以内
2	利益影響額：～200億円	2	10年以内	
3	利益影響額：～500億円	3	5年以内	
4	利益影響額：～1,000億円	4	3年以内	
5	利益影響額：1,000億円より大きい	5	1年以内	

*1 風評被害および商取引における影響を考慮

■ 各リスク項目の影響及び緊急度を5段階に細分化し、それぞれの評価の基準と併せて記載

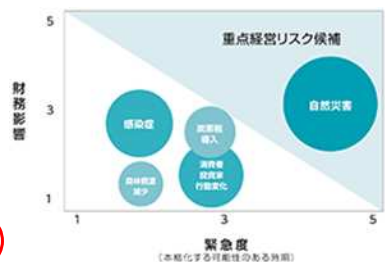
● 株式会社リコー（2/2）有価証券報告書（2022年3月期） P26-28、P32

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

気候変動リスクのモニタリング

気候変動リスクは、毎年ESG委員会において経営レベルでリスク評価を行い監督及び必要な対策への投資などを決定しています。

リスク評価においては、財務影響と緊急度の2軸で対策投資の優先順位づけを行っています。「自然災害リスク」に関しては、緊急度が高く財務影響も中程度であるため全社の重点経営リスクとして管理しています。当年度は、重要な国内における生産・開発拠点にて水害対策投資を実施しました。



(1)

財務を生み出す気候変動における機会

当社グループにとって気候変動は、事業リスクのみならず、自社製品・サービスの提供価値及び企業価値を高める機会につながると認識しています。気候変動に取り組むことは、省エネ技術、サービス等を活かしたお客様の脱炭素化を支援する製品やソリューションの提供、感染症対策につながるソリューションの販売拡大、環境・エネルギー分野における事業拡大、新規事業創出等の機会をもたらし、現時点で環境配慮型のオフィス機器、感染症対策ソリューション、環境エネルギー事業は1兆円規模の売上に貢献しています。

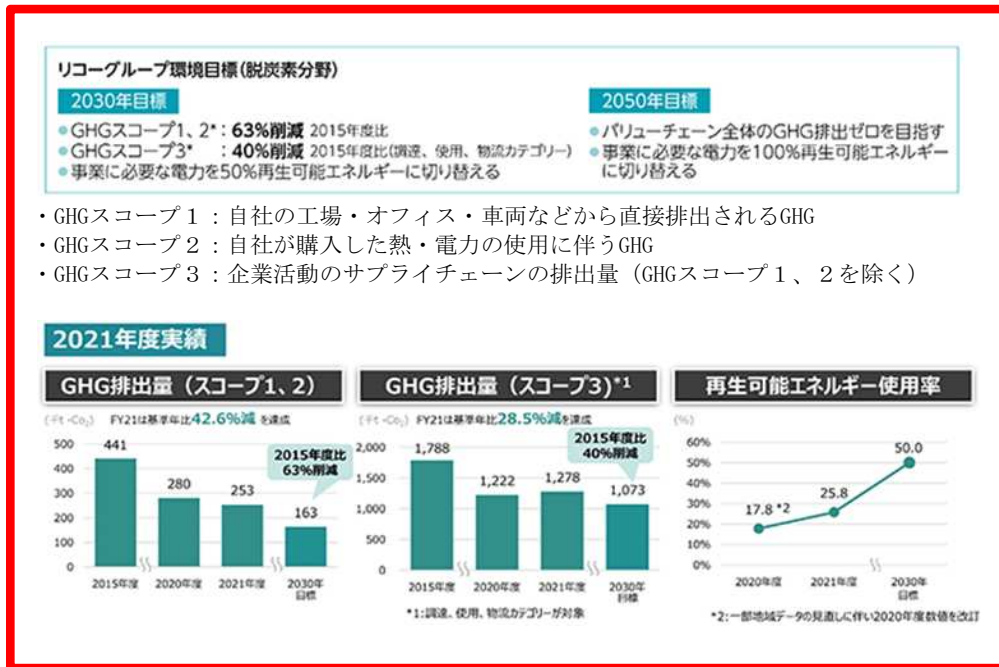
気候変動に対する機会

貢献領域	2021年度実績の概要
気候変動「緩和への貢献」	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素貢献（環境ラベル認定）製品の売上 約9,300億円 ESG対応を伴う商談の売上 約200億円 製品再生・部品再生事業関連の売上 約300億円 省エネ・創エネ関連事業の売上 約200億円 新規事業による貢献（環境に配慮した剥離紙レスラベルの販売、PLAiRの販売など）
気候変動「適応への貢献」	<ul style="list-style-type: none"> 新しい働き方を支援するソリューション（スクラムパッケージおよびスクラムアセット *1・WTA*2）の売上 約900億円 新規事業による貢献（エネルギーハーベスト *3商品の販売など）

*1 スクラムアセット：日本で販売する中堅企業向けの課題適応型ソリューションモデル
 *2 WTA (Work Together Anywhere)：欧州で販売するパッケージ型ソリューション
 *3 エネルギーハーベスト：周辺環境に存在する光や熱、振動から発電する環境発電
 (注) 最新の「気候変動に対する機会」詳細情報については後日開示予定のTCFDレポート2022をご参照ください。
<https://jp.ricoh.com/environment/management/tcfd>

(中略)

(2)



- (1) 気候変動による機会に伴う売上への影響額の実績を記載
- (2) GHG排出量 (Scope1~3) の実績と目標を定量的に記載

● 不二製油グループ本社株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P20-21

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

気候変動リスク・機会及び財務インパクトの影響度評価

リスク・機会	財務インパクト	2050年頃における財務インパクトの評価									
		1.5℃シナリオ			4℃シナリオ			発現時期	影響期間	影響度*	
		リスクまたは機会の内容	発現時期	影響期間	リスクまたは機会の内容	発現時期	影響期間				影響度*
移行リスク	政策・法規制	1. 環境規制対応コストの増加リスク	炭素税導入によるコストの増加	世界中で気候変動対応の環境規制が厳格化され、グループ会社所在国における炭素税や、排出量取引制度等の導入、また再生可能エネルギーへの置換や環境投資や既存資産の減損によるコストの増加	5年以内	10年以上	約42億円*	環境規制は1.5℃シナリオ程厳格化されており、炭素税額は大きくないものの、当社のグループ会社所在国における炭素税導入によるコストの増加。	10年以内	10年以上	約5億円*
	移行リスク	2. サプライヤーの森林破壊や緑地消失に関するリスク	エンゲージメント対応強化に伴うコストの増加、主要顧客との取引停止等による売上の減少	・当社主要原料サプライヤーの気候変動への悪影響防止を図るエンゲージメント対応強化コストの増加 ・社会の高いサステナビリティ意識の中、当社のサプライヤーが気候変動への悪影響を及ぼした際の当社グループの評判低下による主要顧客との取引停止による売上減少	5年以内	10年以上	中	1.5℃シナリオに比べ、社会のサステナビリティ意識が高まらず、気候変動への許容度が高いことから、当社グループの独自のエンゲージメント強化に伴うコストの増加は限定的。	11年後以降	10年以上	小
急性	3. 異常気象による自然災害の激化リスク	風水害が及ぼすグループ会社の損失	風水害の頻度や威力増大により、ハリケーンや台風被害が多い米連邦エリア、日本のグループ会社の風水害被害や操業停止。	11年後以降	10年以上	中	1.5℃シナリオを上回る風水害の頻度や威力増大により、グループ会社のより甚大な風水害被害や操業停止。	10年以内	10年以上	大	
	急性	4. 世界的な主要原料の価格高騰、不足懸念リスク	主要原料における調達可能量減少による売上の減少	以下要因により、主要原料の収穫量減少、供給量不足が発生し、一部の製品の生産への支障と売上減少。 ・異常気象や自然災害による影響 ・世界の人口増による需要増加 ・森林の開発制限強化など農法変化による、世界の人口増に見合う耕地面積の増大不足	10年以内	10年以上	小	以下要因により、主要原料の甚大な収穫量減少、供給量不足が発生し、大部分の製品の生産への大きな支障と、売上の大幅減少。 ・1.5℃シナリオを上回る異常気象や自然災害による影響 ・主要原料の栽培適地移動と、面積減少 ・世界の人口増による需要増加	11年後以降	10年以上	中
機会	市場	5. PBF (Plant-Based Food 植物性食品) 市場の拡大機会	植物性たん白質（肉代替・乳製品代替等）市場における売上の増加	以下の機会を捉えた製品の競争力強化による売上の大幅増加 ・ミレニアル世代・Z世代やベジタリアンを中心に、植物性たん白質の消費の活発化と世界の市場の大幅拡大 ・中低所得国を中心に畜肉や乳製品の需要量が増加する一方、気候変動が畜産業に悪影響を与え、世界の畜肉や乳製品の供給量不足を補う植物性たん白質の需要が増加。日本、米国、欧州では動物性たん白質への高依存からの移行、サブサハラアフリカや南アジアではたん白質不足により、植物性たん白質の需要が拡大。	5年以内	10年以上	中	以下の機会を捉えた製品の競争力強化による売上の大幅増加 ・1.5℃シナリオと異なりサステナビリティ重視の消費行動は拡大しないが、中低所得国を中心に畜肉や乳製品の需要量が増加する。一方、1.5℃シナリオを上回る気候変動が畜産業に悪影響を与え、世界の畜肉や乳製品の供給量不足を補う植物性たん白質の需要が増加。日本、米国、欧州では動物性たん白質への高い依存からの移行、サブサハラアフリカや南アジアでは人口増に伴うたん白質不足により、植物性たん白質の需要が拡大。	11年後以降	10年以上	小

リスク・機会	財務インパクト	2050年頃における財務インパクトの評価									
		1.5℃シナリオ			4℃シナリオ			発現時期	影響期間	影響度*	
		リスクまたは機会の内容	発現時期	影響期間	リスクまたは機会の内容	発現時期	影響期間				影響度*
機会	レジリエンス	6. 気候変動が惹起する新たな健康問題に関する機会	免疫改善、高栄養・高たん白、低糖質などの消費者ニーズの高まりによる売上の増加	・世界的な気候変動により、感染症や熱中症拡大など発生地域・国が拡大。新たな健康問題が惹起され、人々の健康意識がさらに向上。 ・世界各国で急増が見込まれる肥満、糖尿病、認知症などの生活習慣病に対し、それらの予防食品等への需要拡大。 ・1.5℃シナリオとは異なり、社会においてSDGsの価値観浸透により、全世代において「One Health」*の概念が強まり、地球と人間の健康をベースとした製品需要が増加。	10年以内	10年以上	中	以下の機会を捉えた当社グループが展開する各事業や、拡大に注力するPBF製品において研究開発を進めている新規・既存技術の活用による売上増加。 ・世界的な気候変動により、感染症や熱中症拡大など発生地域・国が拡大。新たな健康問題が惹起され、人々の健康意識がさらに向上。 ・世界各国で急増が見込まれる肥満、糖尿病、認知症などの生活習慣病に対し、それらの予防食品等への需要拡大。 ・1.5℃シナリオとは異なり、社会においてSDGsの価値観浸透により、全世代において「One Health」*の概念が強まり、地球と人間の健康をベースとした製品需要が増加。	10年以内	10年以上	中
		7. 気候変動が惹起する新たな健康問題に関する機会	免疫改善、高栄養・高たん白、低糖質などの消費者ニーズの高まりによる売上の増加	・世界的な気候変動により、感染症や熱中症拡大など発生地域・国が拡大。新たな健康問題が惹起され、人々の健康意識がさらに向上。 ・世界各国で急増が見込まれる肥満、糖尿病、認知症などの生活習慣病に対し、それらの予防食品等への需要拡大。 ・1.5℃シナリオとは異なり、社会においてSDGsの価値観浸透により、全世代において「One Health」*の概念が強まり、地球と人間の健康をベースとした製品需要が増加。	10年以内	10年以上	中	以下の機会を捉えた当社グループが展開する各事業や、拡大に注力するPBF製品において研究開発を進めている新規・既存技術の活用による売上増加。 ・世界的な気候変動により、感染症や熱中症拡大など発生地域・国が拡大。新たな健康問題が惹起され、人々の健康意識がさらに向上。 ・世界各国で急増が見込まれる肥満、糖尿病、認知症などの生活習慣病に対し、それらの予防食品等への需要拡大。 ・1.5℃シナリオとは異なり、社会においてSDGsの価値観浸透により、全世代において「One Health」*の概念が強まり、地球と人間の健康をベースとした製品需要が増加。	10年以内	10年以上	中

*1 影響度

大：「利益への影響額が100億円以上となる可能性がある」

中：「利益への影響額が20億円以上～100億円未満となる可能性がある」

小：「利益への影響額が20億円未満となる可能性がある」

上記、大・中・小の影響度は、当社グループにおける現在のポートフォリオ、財務状況、業績等に基づき、ある条件下の試算により予測される2050年頃の財務インパクトについて言及したものです。財務インパクトの評価はこの影響度を基準として行っておりますが、変動する場合があります。

*2 「環境規制対応コストの増加リスク」における財務インパクト「炭素税導入によるコストの増加」の影響度は、2030年頃を想定したものであり、「IEA」、「IPCC」等による各国炭素税見込額と当社グループのCO2排出見込量より算出。

*3 「One Health」：生態系の健康、そして動物の健康を守ることが、人の健康を守ることでもあるという事実を認識し、人、動物、生態系、3つの健康を1つと考え、守っていこうという概念。

■ リスク・機会の項目ごとに各シナリオにおける発現時期、影響期間、影響度を具体的に記載

● 株式会社 丸井グループ (1/1) 有価証券報告書 (2022年3月期) P20-21

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(1)

(財務影響の分析・算定)

事業への財務的影響については、気候変動シナリオ等に基づき分析し2050年までの期間内に想定される利益への影響額として項目別に算定しています。リスクについては、物理的リスクとして、気温上昇が1.5℃以下に抑制されたとしても急性的に台風・豪雨等での水害が発生しうると予測しています。店舗の営業休止による不動産賃貸収入等への影響(約19億円)および建物被害(約30億円)を算定。移行リスクとしては、将来のエネルギー関連費用の増加を予測し、再生可能エネルギーの調達コストの増加(約8億円)および炭素税導入による増税(約22億円)を算定しています。機会については、環境意識が高い消費者へのライフスタイル提案による店舗収益への影響(約19億円)およびカード会員の増加による長期的収益(約26億円)、環境配慮に取り組む企業への投資によるリターン(約9億円)を算定。カード会員の再生可能エネルギー電力の利用によりリカーリングが増加しゴールドカード会員化につながることで長期的収益(約20億円)、電力小売事業への参入による調達コストの削減(約3億円)および炭素税の非課税(約22億円)を算定しています。今後もさまざまな動向を踏まえ定期的に分析し、評価の見直しと情報開示の充実を進めていきます。

(前提要件)

対象期間	2020年～2050年
対象範囲	丸井グループの全事業
算定要件	気候変動シナリオ (IPCC・IEA等) に基づき分析
	項目別に対象期間内に想定される利益影響額を算定
	リスクは事象が発生した際の影響額で算定
	機会は原則、長期的な収益 (LTV) で算定
	公共事業等のインフラ強化やテクノロジーの進化等は考慮しない

(気候変動によるリスクおよび機会) (2)

	世の中の変化	丸井グループのリスク	リスクの内容	利益影響額
物理的リスク	台風・豪雨等による水害 ※1	店舗の営業休止	営業休止による不動産賃貸収入等への影響	約19億円
			浸水による建物被害(電源設備等の復旧)	約30億円
		システムセンターの停止	システムダウンによるグループ全体の営業活動休止	対応済 ※2
移行リスク	再エネ需要の増加	再エネ価格の上昇	再エネ調達によるエネルギーコストの増加	約8億円(年間)
	政府の環境規制の強化	炭素税の導入	炭素税による増税	約22億円(年間)

	世の中の変化	丸井グループの機会	機会の内容	利益影響額
機会	環境意識の向上・ライフスタイルの変化	サステナブルなライフスタイルの提案	環境配慮に取り組むテナント導入等による収益	約19億円 ※3
			サステナブル志向の高いカード会員の増加	約26億円 ※4
			環境配慮に取り組む企業への投資によるリターン	約9億円
		一般家庭の再エネ需要への対応	カード会員の再エネ電力利用による収益	約20億円 ※5
	電力調達の多様化	電力小売事業への参入	電力の直接仕入れによる中間コストの削減	約3億円(年間)
	政府の環境規制の強化	炭素税の導入	温室効果ガス排出量ゼロの達成による炭素税非課税	約22億円(年間)

- ※ 1 ハザードマップに基づき影響が最も大きい河川(荒川)の氾濫を想定(流域の2店舗に3カ月の影響)
- ※ 2 バックアップセンター設置済みのため利益影響は無いと想定
- ※ 3 不動産賃貸収入の増加およびクレジットカード利用の増加
- ※ 4 クレジットカードの新規入会や利用による収益を算定
- ※ 5 リカーリング等でのゴールドカード会員の増加による収益を算定

- (1) 財務影響の前提要件について、対象期間、対象範囲、算定要件を具体的に記載
- (2) リスク・機会の項目ごとに利益影響額を定量的に記載

● 株式会社高島屋（1/2）有価証券報告書（2022年2月期） P19-21

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

b) 戦略（気候関連シナリオ分析）

①短期・中期・長期のリスク・機会の詳細

当社は、将来の気候変動が事業活動に与えるリスクと機会、財務影響を把握するため、従業員選抜型ワークショップを開催し、TCFDが提唱するフレームワークに則り、シナリオ分析の手法を用いて、2050年時点における外部環境変化を予測し、分析を実施しました。気候変動に伴う自然環境の変化や資源の枯渇等は、長期間にわたり当社の事業活動に大きな影響を与えるため、百貨店のみならずグループ事業全体において、従来型のビジネスから、地球資源を再生・修復するビジネスへと変革していくことが必要であると認識しています。当社が目指す将来社会を見据え、環境・社会領域におけるESG重点課題10項目は、2030年時点の達成目標（中長期）や、年度毎の数値目標（ロードマップ）を設定し、PDCAサイクルにて進捗管理を行っています。

②リスク・機会が事業・戦略・財務計画に及ぼす影響の内容・程度

TCFDが推奨する気候変動関連リスクを移行リスク・物理的リスクの2つのカテゴリーに分類し、当社の事業活動に甚大な影響を及ぼす可能性がある主要なリスク項目を特定しました。また、「2℃以下シナリオを含む、様々な気候変動関連シナリオに基づく検討」を行うため、当社は、IPCCやIEA等のシナリオを参考に、事業活動や財務に及ぼす影響を分析し、持続可能な成長に向け、その対応策を検討・推進しています。当社のシナリオ分析は、パリ協定の目標である「2℃未満」と、CO2排出量削減が不十分な「4℃」の2つのシナリオを想定し、TCFDが推奨する典型的な気候関連リスクと機会を参考に分析を行いました。

想定シナリオ	
2℃未満シナリオ	気候変動対応の厳しい法規制施行による事業運営コストの増加 エネルギーコストや商品価格の高騰に伴う、商品調達リスクの拡大 消費者の環境意識の高まりによる新たなマーケット獲得
4℃シナリオ	自然災害の多発・激甚化に伴う店舗被災、サプライチェーンの断絶など、営業機会の損失 エネルギー価格の高騰や資源不足に伴う商品調達リスクの拡大 環境負荷を前提としたビジネスモデルから脱却できない企業に対する市場からの淘汰

高島屋グループのリスク・機会の概要と事業及び財務への影響

リスク・機会の分類	高島屋グループ 気候変動関連リスク・機会の概要	事業及び財務への影響	
		+2℃未満	+4℃
リスク	市場と技術 * 再生可能エネルギーへの転換に伴う調達コスト増加 * 環境マーケット需要の獲得遅れに伴う競争力低下	○ 大きい	▲ 大きくなる
	移行リスク 評判 * 環境課題への対応遅れに伴うステークホルダーからの信用失墜 ブランド価値の毀損、組織会員離反	◎ 非常に大きい	▲ 非常に大きくなる
	政策と法 * 炭素税の導入、プラスチック循環促進法への対応など、規制強化に伴う事業運営コストの増加	○	→ 軽微
	物理的リスク * 大規模自然災害の発生に伴う店舗閉鎖や、サプライチェーン断絶に伴う営業機会損失	◎	▲
機会	エネルギー源 * 省エネ推進に伴う電力使用コスト削減 * 災害に備えた事業活動のレジリエンス確保	○	▲
	市場 * ESG経営の推進によるステークホルダーからの共感獲得、企業価値向上 * 高まる環境意識に対応した商品・サービスの提供によるマーケット獲得	○	▲

(2)

③シナリオに基づくリスク・機会及び財務影響とそれに対する戦略・レジリエンス

2030年時点を想定した2つのシナリオにおける事業及び財務への影響に関し、規制強化に伴う炭素税の導入や、再生可能エネルギー由来の電力調達コストが財務に影響を及ぼすものと考え、2℃未満シナリオにおける財務影響を試算しています。

当社への財務影響

2030年時点を想定した財務影響		
炭素税導入	約△25億円	※EUの炭素税価格（約11千円/t-CO2）を基準に、当社2019年時点のCO2排出量（約230,516t）より算出
再エネ由来の電力調達	約△16億円	※現状の調達電気との料金格差（約4円/kwh）に、当社2019年時点の電力使用量（約392,824mwh）より算出

当社は、気候変動関連リスクに対する事業活動や財務に与える影響などを踏まえ、持続可能な社会の実現に貢献することを目指し、社会課題解決と事業成長の両立を図る「グループESG経営」を推進しています。その一環として、2019年、事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギー由来の電力で調達することを目指す国際的イニシアチブ「RE100」に参加し、「2050年までに事業活動で使用する電力の100%を再生可能エネルギーに転換すること」を目標とし、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進しています。また、店舗ごとに設備を省エネ効率の高い機器へと順次更新すると共に、既存照明をLED照明へ変更することにより、使用電力及びCO2の削減に努めています。国内百貨店では2011年～2019年までで、15万4千台のLED照明を導入し、約10,000tのCO2排出量削減を図りました。

さらに当社は、グループ総合戦略「まちづくり」（以下、まちづくり戦略）を通じ、「街のアンカーとして役割発揮」「館の魅力最大化」に取り組み、環境に配慮した商品やサービス、店舗施設の提供など、新しい価値を提案する次世代商業施設づくりを推進し、新たなマーケット獲得に取り組んでいます。グループ経営においても、これまで百貨店に集中していた経営資源をグループ内で有効活用し、既存事業の収益強化と将来の成長に向け事業規模の拡大や新規事業の開発を進めるなど、気候変動関連リスクの抑制に努めると共に、マーケット変化に積極的に対応し、新たなビジネス機会獲得に取り組んで参ります。

(1) リスク・機会の項目ごとに各シナリオにおける事業及び財務への影響の程度を記載

(2) 2℃未満シナリオにおける炭素税導入や再生可能エネルギー由来の電力調達コストの財務影響を算出方法も含めて具体的に記載

● 株式会社高島屋（2/2）有価証券報告書（2022年2月期） P19-21

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

c) リスク管理とリスクに対する取り組み

①気候関連リスクの特定・評価プロセスの詳細、重要性の決定方法

当社は、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある気候関連リスクとして、「気候変動」や「自然災害（地震・台風・洪水等）」、「ESG経営への取り組みの遅れ」、「サプライチェーンの破綻」等を事業等のリスクとして特定しています。これらのリスクに適切に対応するため、当社は、社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」及び「高島屋グループリスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するCSR領域への取り組み状況等をグループ横断的に検証しています。

「高島屋グループリスクマネジメント委員会」では、「グループの成長戦略の実行を阻害する事象」又は「事業活動継続と持続的成長を阻害する事象」を重要リスクであると定義し、気候変動に伴う重要リスクを特定、最終的に取締役会へ報告しています。

②重要な気候関連リスクの管理プロセスの詳細、優先順位付けの方法

気候関連リスクと機会は、当社の事業活動に大きな影響を及ぼすため、「高島屋グループ環境・社会貢献部会」や「高島屋グループCSR委員会」において、グループESG経営重点課題で掲げた環境課題に対し、年度計画に基づく取り組み内容や進捗状況を確認し、取締役会へ報告しています。

「高島屋グループリスクマネジメント委員会」で特定した気候関連リスクは、「発生頻度・可能性」・「事業への影響度」を評価基準にリスクマップを策定し、その重要性を評価しました。

当社は、リスク管理体制を含む内部統制システムの整備に取り組み、気候関連リスクの予防・極小化に向け、グループ横断的に統制を図ると共に、新たなビジネスへのチャレンジ等、事業戦略上発生するリスクに対しては、リターンとのバランスを考慮しながら的確にコントロールするなど、グループ全体のリスクマネジメント体制の確立に取り組んでいます。

③全社リスク管理への仕組みの統合状況

気候変動関連リスクは、当社の事業活動に甚大な影響を及ぼす可能性があり、当社は、「高島屋グループCSR委員会」及び「高島屋グループリスクマネジメント委員会」を通じ、リスク発生時の対応やリスク管理体制の強化に努めています。リスクに対する取り組みとして、脱炭素社会の実現に向けた「RE100」や「EV100」の推進、廃棄プラスチックや食品ロスの削減、循環型ビジネスの構築等に取り組むと共に、自然災害の激甚化に伴う営業機会損失を最小限に抑制するため、店舗や施設のレジリエンスを高める設備投資や、EC事業・グループ経営の強化等に取り組んでいます。

d) 指標と目標

①気候関連リスク・機会の管理に用いる指標

当社は、気候関連リスク・機会を管理するための指標として、Scope 1・2・3温室効果ガス排出量、及び事業活動で使用する電力に占める再生可能エネルギー比率を指標として定めています。

(1)

②温室効果ガス排出量（Scope 1・2・3）

百貨店事業を中核に位置付ける当社は、環境負荷を前提とした現行のビジネスモデルをリスクと捉え、環境課題の解決に向けて取り組んでいます。2019年、事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギー由来の電力で調達することを目指す国際的イニシアチブ「RE100」に参加し、脱炭素化推進に取り組んでいます。当社の2020年度Scope 1・2温室効果ガス排出量は、約17.9万t-CO₂、国内百貨店におけるScope 3温室効果ガス排出量は、約249.6万t-CO₂排出しています。

●温室効果ガス排出量

			2017	2018	2019	2020
温室効果ガス排出量	CO ₂ ※2	SCOPE1 排出量 (t)	32,966	12,153	24,953	21,055
		SCOPE2 排出量 (t)	108,672	119,468	205,563	178,090
		SCOPE1・2 排出量 (t)	141,638	131,621	230,516	199,145
	国内 百貨店	SCOPE3 排出量 (t)	3,381,936	3,449,427	3,382,417	2,495,547
フロン類排出量※3	連結 (海外除く)	(CO ₂ -t)	960	1,353	1,552	1,609

※2 CO₂排出量(SCOPE 1・2)ならびにフロン類排出量は2018年までは国内百貨店(株式会社高島屋・分社含む)の数値となっています。
2019年度より国内外グループ会社も含めた連結ベースで算出しています。
※3 店内で使用している冷凍・冷蔵庫のフロン充填量を、フロン排出抑制法に基づき、CO₂換算した数値です。
2018年までは国内百貨店(株式会社高島屋・分社含む)の数値です。

(2)

③気候関連リスク・機会の管理に用いる目標及び実績

当社は、「RE100」に参加後、2020年にグループ会社の東神開発株式会社様が運営する玉川エリア7施設、流山エリア1施設を再生可能エネルギー由来の電力に転換し、2021年度では、NAGAREYAMAおたかの森アゼリアテラスや、高島屋大宮店、日本橋三丁目スクエア、流山TXグランドアベニュー等に再生可能エネルギー由来の電力を導入・転換いたしました。当社は、「2030年度にScope1・2温室効果ガス排出量30%以上削減」、「2050年度までにScope1・2温室効果ガス排出量ゼロ」を目標として設定し、毎年度の数値目標を設定したロードマップに基づき、脱炭素社会の実現に向け、取り組んでいます。当社は、2019年度Scope1・2温室効果ガス排出量を基準に、中長期の温室効果ガス排出量削減目標とRE達成目標を設定し、脱炭素化を推進しています。

Scope1・2	単位	2019年度	2025年度	2030年度	2050年度
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	230,516	208,961	161,361	0
削減量(19年度比)		—	△21,555	△69,155	△230,516
温室効果ガス削減目標		—	△9.4%	△30%以上	△100%
RE達成率	%	0%	8.6%	30%以上	100%

(1) GHG排出量（Scope1~3）の推移状況を定量的に記載
(2) 中長期のGHG排出量削減目標を定量的に記載

● 株式会社中国銀行（1/3）有価証券報告書（2022年3月期） P13-16

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(6) 気候変動への対応とTCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）

提言への取組状況

当行グループでは、気候変動への対応を重要課題と捉え、地域のリーディングバンクとして気候変動問題に対して先導的に取組みをおこない、地域・お客さまの持続的な成長を支援するため、2021年5月にTCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）に対する賛同を表明しました。

1. ガバナンス

気候変動への取組姿勢

当行グループでは、経営理念や経営ビジョンのもと、ちゅうぎんSDGs宣言で「地域経済・社会」「高齢化」「金融サービス」「ダイバーシティ」「環境保全」の5つの重点課題を定めています。「環境保全」では、脱炭素や気候変動を特に重要性の高い課題と認識し、これまでの気候変動に関する取組みをより一層推進するとともに、TCFD提言に沿った情報開示の充実を図っています。

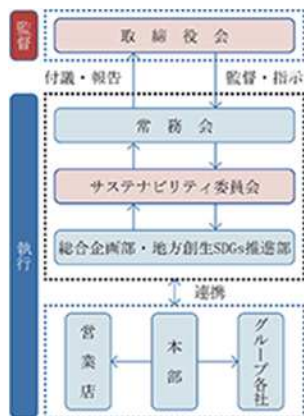
監督体制

当行グループのサステナビリティ経営への取組強化を目的として、2022年4月に「CSR委員会」「人権・同和問題研修委員会」を統合し、「サステナビリティ委員会」を新設しました。サステナビリティ委員会では、サステナビリティ課題の特定や見直しをはじめとして、気候変動や生物多様性などの「環境問題」やダイバーシティや労働環境、人権などの「社会問題」に関する施策・方針、取組状況などについて審議・議論をおこなっています。

気候変動に関する重要事項等については、サステナビリティ委員会および常務会での審議・議論を経て、取締役会へ付議・報告をおこなっています（年1回以上）。取締役会による審議結果は、経営戦略やリスク管理・評価に反映させる体制としています。

取締役会は、気候変動関連の議案（目標設定や取組みの進捗状況等）について監督の役割を担っています。

サステナビリティ委員会では、気候変動を含む環境課題や社会課題に対する施策や方針などのサステナビリティに関する事項について年4回の頻度で審議・議論を深めています。同委員会は、頭取を委員長として、経営、リスク管理、営業部門をはじめとした部署の担当役員、部長、グループ各社社長などのメンバーで構成しています。



【サステナビリティ委員会】
 構成メンバー / 委員長：頭取
 委員：会長、専務、常務
 総合企画部長、地方創生SDGs推進部長
 オブザーバー：関連部部長、グループ各社社長
 監査：監査等委員
 開催頻度 / 年4回
 議題 / サステナビリティ課題の特定・見直し
 地方創生・SDGsの施策、方針、取組状況(TCFD対応含)

2. 戦略

気候変動に関する経営戦略

社会課題・環境課題を経営上のサステナビリティ課題として認識し、「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」の永続的な好循環を創り出すことを目指し、2022年4月に「ちゅうぎんグループサステナビリティ基本方針」を制定しました。中でも、気候変動は当行グループおよびステークホルダーにおける重要課題であり、グループ経営理念や経営ビジョンにもとづきサステナビリティ経営の戦略の一つとして取組みを強化していきます。

リスクと機会

気候変動に関する経営戦略策定やリスク管理強化には、気候変動関連のリスクと機会を評価し、お取引先ならびに当行への影響を把握することが重要な視点と考えます。

気候変動による影響の把握は、シナリオ分析により行います。気温上昇を2℃未満に抑える「2℃シナリオ※1」、低炭素化が進まない「4℃シナリオ※2」を用い、「移行リスク」「物理的リスク」「機会」を把握します。

- ※1 2℃シナリオ・・・厳しい気候変動に対する対策をとれば、世界平均気温が産業革命時期比で0.9～2.3℃上昇に抑えられるシナリオ
- ※2 4℃シナリオ・・・現状を上回る温暖化対策をとらなければ、世界平均気温が産業革命時期比で3.2～5.4℃上昇することが想定されるシナリオ

(シナリオ定義)

区分	内容	
気候	「2℃シナリオ」：気温上昇を2℃未満に抑える	「4℃シナリオ」：低炭素化が進まない
環境	・エネルギー供給は再生可能エネルギーにシフト	・エネルギーは依然として化石燃料に依存 ・異常気象の発生頻度が増加し、災害規模も拡大
時間軸	「短期（5年程度）」「中期（10年程度）」「長期（30年程度）」	

(リスクと機会)

区分	想定される影響(時間軸)
移行リスク	・気候変動に対応した規制や税制等が変更になり、お客さまの事業環境にネガティブな影響が及ぶことによる信用リスクの発生(中期～長期) ・脱炭素関連技術の進歩、市場動向の変化が起こり、お客さまの事業環境にネガティブな影響が及ぶことによる信用リスクの発生(中期～長期)
物理的リスク	・お客さまの営業拠点が自然災害で被災し、事業が停滞することによる信用リスクの発生(短期～長期) ・自然災害に起因して不動産担保の価値が毀損することによる信用リスクの発生(短期～長期) ・当行拠点が自然災害で被災することによるオペレーショナルリスクの発生(短期～長期)
機会	・お客さまや地域社会の気候変動対策、脱炭素社会への移行を支援するための投資やその他のビジネス機会の増加(短期～長期) ・省資源、省エネルギー化による事業コスト低下(短期～長期) ・サステナビリティを重視したビジネスモデルによる企業価値の向上(短期～長期)

■ ガバナンス体制について、各機関・組織の関係やサステナビリティ委員会の役割等を具体的に記載

● 株式会社中国銀行（2/3）有価証券報告書（2022年3月期） P13-16

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

炭素関連資産

「石油・ガス・石炭」「電力ユーティリティー」セクターの当行貸出金等に占める割合は、「2.3%」となっています。

なお、2021年TCFD改訂付属書にもとづく炭素関連資産（※）の割合は、「31.9%」となっています。

（※）炭素関連資産は、「石油・ガス・石炭」「電力ユーティリティー」「運輸」「素材・建築物」「農業・食糧・林業製品」セクターと再定義され、当行では日銀業種分類をベースにお取引先の主たる事業に該当する業種を対象セクターと見做し集計。

ビジネス機会への取組み

気候変動対応をビジネス機会として捉え、お客さまの脱炭素への移行やSDGs/ESGの取組支援として、関連する各種サービスや商品の提供や商品開発を積極的におこなっています。中長期的な目線でのお取引先や地域のお客さまの課題やニーズを理解し、気候変動対応や脱炭素社会への移行の支援をおこなうことで、投融資をはじめとしたソリューションの提供などのビジネス機会の創出・拡大に取り組んでいます。

シナリオ分析

気候変動リスクが当行財務に及ぼす影響を把握すること、分析結果を今後の気候変動への対応や脱炭素社会への移行に向け、お取引先との対話（エンゲージメント）を強化することを目的として、「移行リスク」「物理的リスク」についてシナリオ分析をおこなっています。

なお、今回のシナリオ分析は、現時点で得られる限定的な情報やデータをもとに、分析対象を絞り所要の仮定条件を設定して計算したものです。今回得られた分析結果を慎重に解釈し、お取引先との対話（エンゲージメント）を通じ、今後はより多くの情報と関連データを入手して分析手法の改良を図ることで、適切な開示に反映させることに努めていきます。

● 移行リスク

気候変動リスクと当行のエクスポージャーの2つの観点から分析をおこなうセクターを選定し、IEA（国際エネルギー機関）のシナリオにもとづき、選定したセクターにおいて脱炭素社会への移行に伴う影響額を分析しました。

脱炭素社会への移行に向け、改めて事業構造転換を進めることの重要性を認識しました。中長期的な目線でお取引先との対話（エンゲージメント）をより一層強化し、投融資に係る戦略への反映を検討しています。

セクター	「電力」および「自動車・同部品」
セクター選定方法	気候変動リスクの影響度と当行のエクスポージャーの2つの観点からセクターを選定 (1) 「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）最終報告書」などの情報を参考に、気候変動の影響を受けやすいとされるセクターに、当行のエクスポージャーを加味して抽出 (2) 地域の基幹産業として影響が大きいなど、気候変動に関するお客さまとの対話（エンゲージメント）を今後深めていく必要があるセクターを選定
シナリオ	IEA（※）「World Energy Outlook 2021」のSDS（持続可能な開発）シナリオ（2℃シナリオ）等 （※） International Energy Agency：国際エネルギー機関
分析方法	・ 選定したセクターに対して、事業に与えるインパクト評価（定性分析）を実施 ・ 定性分析結果を踏まえ、シナリオに基づき炭素税などコスト等を反映した将来の業績変化を予想し、与信コストへの影響を推計
分析結果（影響）	2050年までの与信コスト増加額：累計180億円

● 物理的リスク

当行の主要営業基盤である岡山県などにおいては、「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」などによる大規模な洪水被害を経験しており、2050年までに水災等発生に伴い想定される被害の影響額を分析しました。

物理的リスクに関する分析結果は、2050年までの与信コスト増加額合計が最大60億円となりました。単年度では相応の影響が生じる可能性はありますが、1年あたりでは2億円程度となり、影響は限定的であると評価しました。

分析対象	水災被害による影響	
分析内容	【分析内容①】 当行不動産担保（建物）が、洪水などの浸水被害で損壊することによる担保価値毀損の影響	【分析内容②】 与信取引のある事業先（本社）が、洪水などの浸水被害を受けることで発生する逸失利益の影響
シナリオ	IPCC（※） RCP8.5シナリオ（4℃シナリオ） （※） Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル	
分析方法	当行不動産担保（建物）および与信取引のある事業先（本社）の所在地の浸水深に基づき影響を推計	
分析結果（影響）	2050年までの与信コスト増加額合計：最大60億円	

- シナリオ分析の結果について、与信コストに与える影響額を含めて端的に記載

● 株式会社中国銀行（3/3） 有価証券報告書（2022年3月期） P13-16

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

3. リスク管理

当行では、統合的なリスク管理として、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」を管理しています。気候変動に伴うリスクについては、「信用リスク」「オペレーショナル・リスク」など当行が定めるリスクカテゴリーごとに影響を把握し、サステナビリティ委員会にて定期的にリスクの識別・評価をおこない、管理する体制としています。

気候変動に伴うリスクを「将来の不確実性を高める要素」と捉え、統合的なリスク管理など既存のリスク管理プロセスへの反映を検討しています。

2021年4月に「責任ある投融資に向けた取組方針」を定め、環境や社会に対し負の影響を与える可能性がある投融資については慎重に判断し、その影響を低減・回避するよう努めるものとしており、加えて特定の業種・セクター（兵器製造、石炭火力発電所の新設、違法伐採や人権侵害の恐れのあるパーム油農園開発・森林伐採事業）に対する投融資は十分に留意した対応をおこなっています。

気候変動に関するシナリオ分析結果を踏まえ、気候変動への対応や脱炭素社会への移行に向け、お客さまとの対話（エンゲージメント）を強化します。お客さまごとの課題やニーズを深く理解しソリューションを提供することで、ビジネス機会の創出や管理の強化によるリスク低減に取り組んでいきます。

4. 指標と目標

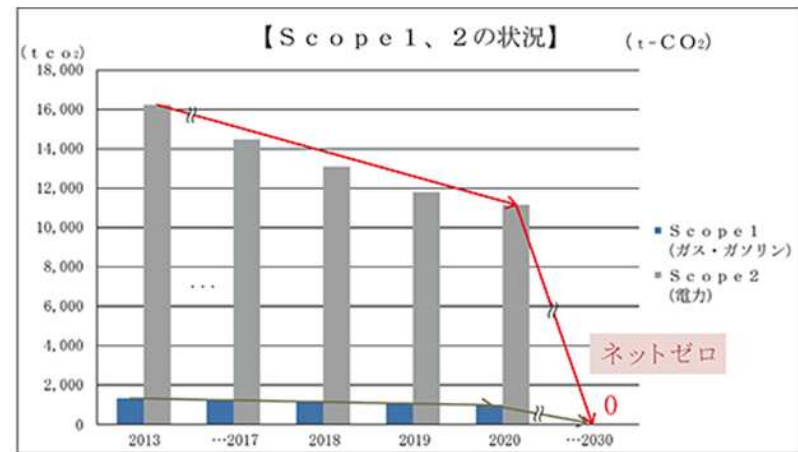
CO₂排出量の削減目標

カーボンニュートラルの達成を目指し、当行のエネルギー使用に伴うCO₂排出量に関する新たな削減目標を設定しました。

引き続き使用エネルギー量の削減をおこなうとともに、今後はクリーンエネルギーへの切替えなどによる対応を進めていくことで目標達成に向けて意欲的に取り組んでいきます。

CO₂排出量の削減目標 「2030年度末までにScope 1、2のネットゼロを達成」

当行のScope 1、2のCO₂排出量推移は次のグラフのとおりです。
Scope 3（Scope 1、2以外の間接排出）については、今後の開示に向けた検討を進めています。



	2013	2017	2018	2019	2020	2020・2013対比
Scope 1	1,319	1,238	1,178	1,105	993	△24.7%
Scope 2	16,209	14,452	13,073	11,782	11,135	△31.3%
Scope 1、2計	17,528	15,690	14,251	12,887	12,128	△30.8%

- ・ Scope 1とは、燃料消費を通じた自行の直接排出量（ガス、ガソリン、軽油など）
- ・ Scope 2とは、他社から供給された間接排出量（電気、熱などの使用）
- ・ Scope 3とは、事業者の活動に関連する他社の排出（Scope 1、2以外）

■ CO2排出量（Scope1~2）の推移状況を定量的に記載

● 株式会社滋賀銀行（1/2）有価証券報告書（2022年3月期） P12-14

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(3) 気候変動への取り組み

異常気象による被害が増大するなど、気候変動をはじめとする地球環境の変化は、経済活動のみならず私たちの日常生活に大きな影響を及ぼしつつあり、人類共通の大きなリスクとなっております。こうした中、各国の政府や企業では化石燃料依存型社会・経済構造を見直し、脱炭素社会へ移行しようとする動きが加速しております。

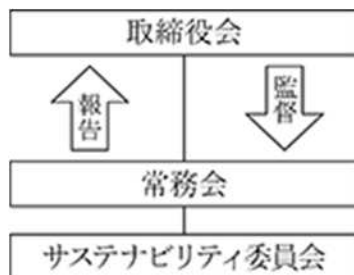
当行は、2004年4月にスタートした中期経営計画より温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、2007年4月には「地球環境との共存共栄」を掲げたCSR憲章（経営理念）を制定するなど、気候変動の原因となる地球温暖化への対応を重要な経営課題の一つと認識してまいりました。2020年10月に改定した環境方針では「気候危機への対応」として重要性を再認識し、金融の役割を通じて「経済と環境の好循環」を確立することで、持続可能な社会を創出するよう努めております。また、地方銀行で初めて商品化したサステナビリティ・リンク・ローンなど、ESGファイナンスで実績を挙げております。

さらに、当行は2018年7月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明し、株主・投資家をはじめとする幅広いステークホルダーの皆さまとのエンゲージメントにつなげることを目的として、2019年度版統合報告書からTCFD提言に基づく情報開示を実施しております。今後も情報開示の充実に努め、地域社会の脱炭素に向けた取り組みを牽引してまいります。

①ガバナンス（気候関連リスク及び機会に関するガバナンス）

上記の通り、当行では気候変動を含む環境・社会課題を経営上の重要事項として捉え、取締役会において議論し、経営戦略やリスク管理に反映しております。具体的な対応や取り組みは、取締役頭取を委員長として設置したサステナビリティ委員会で協議し、委員会での議論の内容は、少なくとも年1回の頻度で取締役会に報告されます。取締役会は、GHG排出削減の状況など、報告された内容に対し適切に監督する態勢を構築しております。

サステナビリティ委員会は、常勤役員、全部長、関連会社社長をメンバーとして年3回開催しております。委員会では、当行が優先して取り組む重要課題（マテリアリティ）の特定、サステナビリティビジョンの策定、サステナビリティ方針に基づく各部施策の検討、ISO14001に基づく環境目標の設定、TCFD提言に基づくシナリオ分析など、中長期的なESG課題への対応方針や取組計画等を審議し、重要な事項については経営会議（常務会）や取締役会へ内容を報告しております。



②戦略

気候変動を含むリスク及び機会への対応を進めるため、「地域経済の創造」「地球環境の持続性」「多様な人材の育成」の3分野をマテリアリティとして特定し、持続可能な社会を目指す「サステナビリティビジョン（長期ビジョン）」を策定しております。

また、2020年10月には地域社会の持続可能性を重視した「サステナビリティ方針」を制定し、総合企画部内にサステナブル戦略室を設置するとともに、営業統轄部内にESGファイナンスの専門チームを発足させ、脱炭素社会の実現に向けてサステナブル・ファイナンス等を強化していく態勢の充実に努めております。

当行では、短期（5年）、中期（10年）、長期（30年）の時間軸で気候変動に伴うリスク（移行リスク・物理的リスク）と機会を1.5℃シナリオ及び4℃シナリオを前提に評価しております。認識した気候変動リスク及び機会については、CO2排出量削減に関する取り組みを進めているほか、投融资に係る戦略への反映を検討しております。

リスク・機会の種類		事業へのインパクト	顕在時期
移行リスク	政策・規制 市場 技術	1.5℃シナリオの達成に向けた脱炭素政策や規制への対応、又は低炭素志向への市場の変化等が投融资先の事業や業績へ及ぼす影響が当行の与信コストに及ぼす影響	中期～長期
	政策	国際的な気候変動対応の高まりを受けた規制導入や変更	短期
	評判	気候変動への対応や情報開示が不足した場合の風評悪化	短期
物理的リスク	急性リスク	洪水等の自然災害の増加が投融资先の事業や業績に及ぼす影響が当行の与信コストに及ぼす影響 洪水等の自然災害により当行資産が毀損するリスク	短期～中期～長期
	慢性リスク	感染症や熱中症の増加が投融资先の事業や業績に及ぼす影響が当行の与信コストに及ぼす影響	短期～中期～長期
機会	商品・サービス	低炭素製品やサービスの開発に係る企業の資金需要の増加	短期～中期～長期
	資源効率化・エネルギー源	脱炭素社会への移行に向けた取り組みによる企業のコスト低減や移行に係る資金需要の増加	短期～中期～長期
	評判	地域の脱炭素化に貢献する金融機関として社会的評価が高まることによるビジネス機会の増加	中期～長期

■ リスク・機会の項目ごとに事業へのインパクトや顕在化する時期を端的に記載

● 株式会社滋賀銀行（2/2）有価証券報告書（2022年3月期） P12-14

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

TCFD 提言における開示を推奨している炭素関連資産のうち、エネルギー及びユーティリティーセクター（電力、除く再エネ）向け与信が当行貸出金に占める割合は、2022年3月末時点で2.36%となっております。

今後は、他の炭素関連資産も含めた状況について把握するよう検討を進めてまいります。

シナリオ分析では、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）や国際エネルギー機関（IEA）等が公表している複数のシナリオを参照の上、パリ協定や2021年11月の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）における合意内容等を踏まえ、2つのシナリオ分析を実施いたしました。与信コストの増加については、中長期的な取り組みにより低減を図ることが可能であることから、影響は限定的と考えられます。

<分析プロセス>

- ・セクター毎のリスク（移行リスク、物理的リスク）と機会を分析
- ・移行リスクのシナリオ分析対象セクターを決定
- ・移行リスク、物理的リスクともに分析対象に応じたシナリオを設定し、与信コストへの影響を分析

<移行リスク>	内容等
シナリオ	IEAによる「ネットゼロ排出量シナリオ（1.5℃シナリオ）」
対象セクター	① 電力ユーティリティ ② 石油・石炭・ガス
対象期間	2021年3月末を基準として2050年まで
指標	与信関連費用（与信コスト） ※債務者区分判定に基づく与信コスト
分析結果	2050年までの累計で 50億～100億円 程度の与信コスト増加

<物理的リスク>	内容等
シナリオ	IPCCの「RCP8.5 シナリオ」（4℃シナリオ） 2050年までに「100年に1度規模の洪水が発生」
対象地域	①滋賀県全域 ②京都府全域
対象先	事業性融資先（大企業を除く）
指標	与信関連費用（与信コスト） ①与信取引先の営業停止による売上減少を踏まえた債務者区分の悪化 ②担保毀損
分析結果	およそ40億円程度の与信コスト増加

③リスク管理

当行は、気候変動に起因する移行リスク及び物理的リスクが、地球環境のみならず、地域経済や当行の事業運営、戦略、財務計画に重大な影響を与えることを認識しております。

当行のリスク管理においては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、風評リスクなどを総合的に評価しておりますが、今後も定期的にシナリオ分析を実施し、さまざまな前提条件のもとで気候変動が地域経済に及ぼす影響を把握し評価するとともに、統合的リスク管理の枠組みにおいて、そのリスクを管理する体制の構築に努めてまいります。（当行のリスク管理体制の概要については、2「事業等のリスク」に記載しております。）

また、認識したリスクに対しては、サステナビリティ方針において「脱炭素社会の実現」掲げるだけでなく、ステークホルダーとのエンゲージメントを強化し、地域やお取引先の脱炭素に向けた取り組みを支援してまいります。

(2)

④指標と目標

地域やお取引先の持続可能な発展に向けた挑戦指標を次のように定めております。

Sustainable Development推進投融资 実行額累計	挑戦指標	2022年3月末
中期指標（2024年3月期末）	7,000億円	5,028億円
長期指標（2030年3月期末）	1兆円	

環境負荷低減の目標を次のように定めております。（Scope1, Scope2 基準）

温室効果ガス排出量削減（2013年度比較）	挑戦指標	2022年3月末
中期指標（2024年3月期末）	50%削減	42.08%削減
長期指標（2030年3月期末）	75%削減	
2050年指標：滋賀県が提唱する“しがCO2ネットゼロ”※の達成		—

※滋賀県における二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする取り組み。滋賀県が中心となり、県民、事業者等多様な主体と連携して取り組みを推進しております。当行グループの基準年及び2022年3月期における温室効果ガス排出量は次の通りであります。

2013年度（基準年）：9,245t

2022年3月期：5,354t

なお、Scope3については計測方法を検討し、開示に向けた議論を行っております。

- (1) シナリオ分析の結果について、与信コストに与える影響額を含めて端的に記載
- (2) 融資額及びGHG排出量を指標として設定し、実績と目標を定量的に記載

● 双日株式会社（1/2）有価証券報告書（2022年3月期） P18-20

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

● TCFDのフレームワークに沿った取り組み

- ガバナンス
社長（CEO）が委員長を務める「サステナビリティ委員会」を年に4回以上開催しています。また、サステナビリティ委員会にて検討・協議された方針や課題などは、経営会議及び取締役会へ付議又は報告され、取締役会は このプロセスを定期的に監督し、必要に応じて対応の指示を行っています。
- リスク管理
サステナビリティ委員会において、当社グループが行う各事業におけるCO2排出リスクを評価・特定しています。加えて、投融資審議会での審議過程において、個別事業のリスクの確認を行うと共に、こうした会議体における議論の内容は各営業本部にも共有しています。また、毎年実施するステークホルダーダイアログにおいても気候変動関連の「リスク」と「機会」が当社事業に与える影響について討議・確認しています。
- 戦略
将来への「リスク」、「機会」については、年代毎に技術動向や世の中の動きを見立て、当社としての考え方や対応方法を整理しています。これらの見立ては現時点の将来見通しに基づいたもので、刻々と変わる社会動向や技術革新など外部状況の変化に合わせて柔軟に対応していきます。

○ 事業別CO2排出量の計測・把握
当社は、自社が排出するCO2（Scope1/2）削減を脱炭素社会実現に向けた責務と考えています。また、脱炭素社会の実現には、自社の排出に加えて、サプライチェーン上のCO2（Scope3）までを含めた取り組みが必要であると考え、当社にとって有意なセグメントからサプライチェーン上のCO2（Scope3）の計測・把握を始めています。なお、Scope3については、サプライチェーン上のCO2排出量の多い箇所を将来的に排出削減ストレスが掛かる可能性が高い「リスク」と捉えると同時に、サプライチェーン全体での削減貢献による新たな事業創出の「機会」であるとも捉えて取り組みを進めており、今後、こうしたCO2の削減貢献量をScope4として開示していきます。

＜サプライチェーン上でのCO2排出量が多い当社の事業とその削減貢献策＞

本部	リスク		機会
	サプライチェーン上で一般的にCO2排出の多いとされる事業 Scope1+2+3	うち、サプライチェーン上の当社の事業 (Scope1/2)	削減貢献の可能性のある分野
自動車本部	・運輸、自動車製造	・トレーディング、ディーラー	・バイオ燃料の販売
航空産業・交通プロジェクト本部	・航空機の運航 ・船舶の運航	・ビジネスジェット ・パーツアウト ・船舶運航管理	・電気/水素利用車、機体の開発・販売
インフラ・ヘルスケア本部	・石油ガスによる発電	・石油ガスによる発電	・再生エネルギー ・トランジション期間を支えるガス火力発電
金属・資源・リサイクル本部	・一般炭による発電 ・高炉製鉄 ・非鉄金属・ニッケルの精錬 ・セメント原料製造	・発電用途の一般炭権益 ・原料炭権益 ・非鉄金属・ニッケルトレード ・セメントトレード	・省エネサービス ・電炉 ・水素還元 ・CCS・カーボンクレジット創出 ・EV関連 ・CO2等を原料とした製造
化学本部	・化学品製造	・化学品製造 ・化学品輸送 ・化学品トレード	・バイオケミカル ・使用電源の再エネ化
生活産業・アグリビジネス本部	・製紙 ・農林水産品生産 ・農林水産品加工	・製紙 ・農林水産品生産 ・農林水産品加工 ・肥育 ・飼料製造	・紙リサイクル ・森林吸収・カーボンクレジット創出 ・廃熱利用 ・植物肉
リテール・コンシューマーサービス本部	・不動産建設 ・不動産運営	・不動産運営	・省エネビル、ZEB・ZEH

(2)

○ 当社が考える脱炭素ロードマップ
脱炭素社会の実現に向けて「必要な技術」や「社会ニーズ」を年代毎に想定し、当社の「リスク」と「機会」を整理しています。

- 2020年代から増加している再生エネルギーやサーキュラービジネスは恒常的に拡大し、将来的には余剰再エネ電力を使用したグリーン水素の活用が見込まれます。
- ただし、脱炭素社会への移行には、再生エネルギー普及時の不安定さを下支えするトランジション期間が必要と考えています。
- 当社は、トランジション事業として、高効率のガス火力発電や省エネサービス事業を推進することで、脱炭素社会への移行を事業機会につなげていきます。
- なお、技術動向は刻々と変わるため、随時見直しを行い、当社の「対応の方向性」を定期的に更新していきます。

＜脱炭素ロードマップ＞



(1) サプライチェーン上のCO2排出量が多い事業と削減貢献策を端的に記載
(2) 脱炭素に向けたロードマップを時系列で図示しながら平易に記載

● 双日株式会社（2/2）有価証券報告書（2022年3月期） P18-20

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

○ シナリオ分析の実施

外部調査、内部分析も踏まえ、「リスク」と「機会」が、当社グループの事業活動、経営戦略、財務計画に対する影響がより大きいと考えられる事業分野について順次シナリオ分析を行い財務への影響を分析しています。なお、今後、物理的リスクについても分析を行っていきます。

＜シナリオ分析＞

	リスク	機会
石炭権益事業	<ul style="list-style-type: none"> 分析手法 ネットゼロシナリオを含む2050年までの複数のシナリオを前提として、需要と価格見通しを想定し、当社保有資産価値を分析 財務影響 最も厳格なネットゼロシナリオが現実化した場合でも、一般炭権益は2030年までにゼロ化すべく対応中で影響ない見通し。原料炭権益も代替技術の開発動向を注視しながら2050年までのゼロ化方針で対応中であり、一部保有資産の劣化懸念の影響は限定的 	<p>当社グループが分析するいずれのシナリオにおいても、再生可能エネルギーの需給増加が見込まれています。当社グループは、脱炭素への移行を事業機会として捉え、再生可能エネルギーに注力しております。また、脱炭素社会実現に向けて不可欠なサーキュラーエコノミーにおいても取り組みをさらに強化します。</p>
発電事業	<ul style="list-style-type: none"> 分析手法 2050年までの複数のシナリオを前提として、炭素価格と需要変動の影響及び当社保有資産のコスト競争力を分析 財務影響 炭素価格や需要変動の影響を受ける発電所は限られており、また、影響を受ける発電所も、財務インパクトとしての資産劣化の影響は想定されない 	

・ 指標と目標

既存事業と、今後新たに取り組む新規事業に分け、対応方針・目標を設定しました。既存事業はScope別に削減目標を策定、また、新規事業は脱炭素社会への移行を「機会」と捉え、積極的に推進し、ネットゼロまでの考え方を個別に整理していきます。

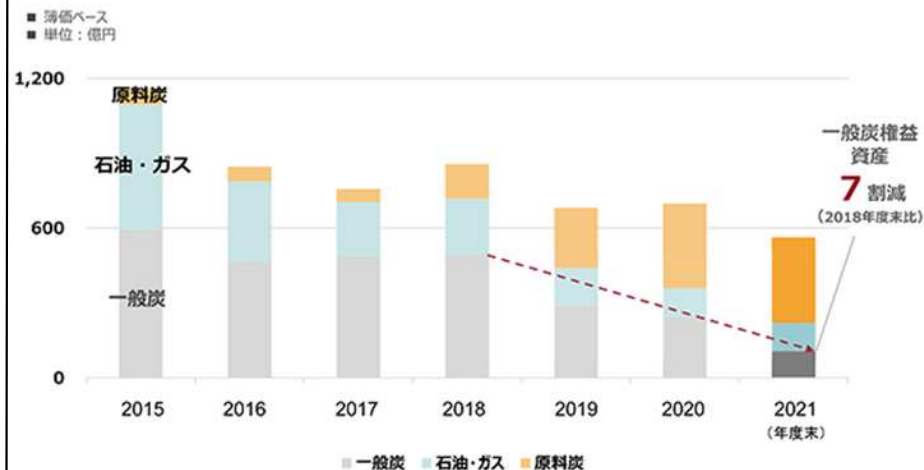
上記技術動向、並びに上記「リスク」と「機会」の精査を踏まえて、2021年3月に公表した「脱炭素方針」とその進捗は以下のとおりです。

＜脱炭素方針と進捗状況＞

	＜目標＞	＜進捗＞
既存事業	<p>Scope 1/2 2030年までに6割削減、2050年までにネットゼロのうち、Scope2は2030年までにネットゼロ*1 また、石炭火力発電は、現在保有なし、今後も保有しない</p> <p>Scope 3 <資源権益事業の目標> 一般炭権益：2025年までに半分以上、2030年までにゼロ** 石油権益：2030年までにゼロ 原料炭権益：2050年までにゼロ</p>	<p>2030年までの目標達成に向け、主要排出グループ会社と対応策、及び実施時期を確認すると共に、一部、再生エネルギーの導入を開始</p> <p>一般炭権益については、2025年までに半分以上にする目標は前倒し達成済み 加えて、双日グループのScope3の全体感の定性把握を実施すると共に、特にCO₂排出量及び当社事業への影響が大きいと考えられる「発電セクター」を皮切りに、定量値の測定を開始</p>
新規事業	<p>新規事業別に脱炭素までの考え方を整理し、2050年までにネットゼロを目指す</p>	
脱炭素社会への貢献	<p>■「機会」と捉え、関連事業の拡大、諸施策の推進 ■社会へのCO₂削減貢献量(Scope4)を計測し、事業を実施</p>	<p>再生可能エネルギー事業や省エネ事業など、発電セクターのScope4を計測開始</p>

*1 2019年度を基準年として、単体及び連結子会社が対象。
証券などによるオフセットを含む取り組みを加速するために、インターナルカーボンプライスの導入を検討しています。
*2 2018年度末を基準とした権益資産の簿価ベース。

＜権益資産推移＞



なお、上記目標は、現時点の将来見通しに基づいたものであり、社会動向や技術革新の状況の変化によって柔軟に見直しを行います。

■ 脱炭素の方針や進捗状況を端的に記載するとともに、権益資産の推移状況についても記載

● 大東建託株式会社（1/1） 有価証券報告書（2022年3月期） P13-14

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(4) 気候変動への取組みとTCFDへの対応

当社グループは、環境への取組みを、企業価値を高めるための取組みとして捉え、この考えを軸に、環境経営戦略「DAITO 環境ビジョン2050」を策定しました（2020年）。さらに、当社グループが特に重点的に取り組むべき課題として「7つのマテリアリティ（重要課題）」を設定し（2021年）、その一つとして「事業活動による気候危機への対応」を掲げています。今後、当社グループの持続的な成長のためには、環境経営と成長戦略の一体化は不可欠であると考えています。経営資源や蓄積したノウハウなど、グループ全体の強みを活かしながら、環境課題の解決と利益創出の両立を目指します。

また、当社は、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に賛同し、気候変動が事業に与える「リスク」と「機会」の把握に努めるとともに、環境報告書や統合報告書などにおいて透明性の高い情報開示を行っています。

<組織体制（ガバナンス）>

当社グループが特に重点的に取り組むべき課題「7つのマテリアリティ」の推進に向け、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ執行企画会議」を設置し、課題解決に向けた具体的な取組みの協議、推進を行っています。ここで協議した内容は、定期的に取締役会へ報告を行い、進捗管理をしています。同時に、取締役（環境経営プロジェクト担当）を委員長とした環境経営プロジェクト委員会を設置し、グループ会社も含めた環境経営体制を構築しています。定期的な全体会議を通して、現状の把握と課題解決に向けた議論を行い、グループ全体の環境に関する取組みを推進しています。

<事業戦略>

（事業のリスクと機会）

当社グループが特に重要だと考えている環境課題は、「7つのマテリアリティ」にも設定している「気候危機（気候変動）」です。

気候危機は当社グループの事業活動に対して、さまざまな「リスク」と「機会」をもたらす可能性があり、企業としてそれらに対応していくことが重要であると考えています。

具体的には、風水害の増加による工事費用の増加や太陽光発電設備の損害増加、炭素税の導入による費用の増加等のリスクが考えられます。一方、消費者の環境意識の向上に対応した商品・サービスの提供やそれらへの投資は、当社グループの企業価値を高める機会であると捉えています。

今後、当社グループが長期的に存続・成長していくために、これらの「リスク」と「機会」を見極め、企業としての強み（経営資源・専門性など）を活かしながら環境課題の解決と利益創出を両立していきます。

（財務的影響の分析・算定）

事業への財務的影響については、気候変動シナリオ等（2℃未満シナリオ、4℃シナリオ）に基づき分析し、短期・中期・長期の事業への影響を評価の上、財務的影響について算定しています。

リスクについては、移行リスクとして、将来のエネルギー関連費用の増加を予測し、長期的に、炭素税導入による操業コスト増加（約12.7億円）および炭素税導入に伴う材料コスト増によるオーナー様需要減少（約64.2億円）、EV化による充電スタンド設置費用増加（約1.1億円）、再生可能エネルギーの購入費用（30.6億円）、ZEH市場の拡大によるZEH以外の住宅に対する需要低下（約8,800億円）等を算定しています。

物理的リスクとして、気温上昇が2℃未満に抑制されたとしても急性的に台風・豪雨等での水害が発生しうると予測しています。長期的に、工事中の風水害の増加（約1.2億円）およびオーナー様のコスト増による需要減少（約11.7億円）、労働時間の制限とそれに伴う完成遅延の増加（約4.2億円）、空調費用の増加（約10.1億円）、建設コストの増加（約2.2億円）等を算定しています。

機会については、再生可能エネルギー販売量増加による収益（約43億円）、ZEH市場拡大による収益（約8,800億円）等を算定しています。今後も様々な動向を踏まえ定期的に分析し、評価の見直しと情報開示の充実を進めていきます。

（前提要件）

対象期間：2020年～2040年代後半（短期：2023～2025年頃、中期：2030年代前半、長期：2040年代後半）

対象範囲：大東建託グループ

算定要件：気候変動シナリオ（SDS・NPS・STEPS・CPS・RTS等）に基づき分析

項目別に対象期間内に想定される利益影響額を算定

リスクは事象が発生した際の影響額で算定

公共事業等のインフラの強化やテクノロジーの進化等は考慮しない

（気候変動によるリスクおよび機会）

		2℃未満シナリオ			4℃シナリオ			
		短期	中期	長期	短期	中期	長期	
移行リスク	政策/法的	炭素税導入に伴う操業コスト増	-5.7	-9.1	-12.7	0.0	0.0	0.0
		炭素税導入に伴う材料コスト増によるオーナー需要減少	2.5	6.2	12.7	0.0	0.0	0.0
	技術	EV化による充電スタンド設置費用増加	-28.9	-65.8	-64.2	0.0	0.0	0.0
		再生可能エネルギーの購入費用	1.4	5.2	19.3	0.0	0.0	0.0
		グリーン電力証書購入費	-1.0	-1.6	-1.1	0.0	0.0	0.0
		卒FITによる電力証書費用削減額	-0.9	-1.4	-0.7	0.0	0.0	0.0
市場	パネル・パワーコン変換器購入費	0.0	0.1	0.7	0.0	0.0	0.0	
	売電益	0.0	-9.5	-30.6	0.0	0.0	0.0	
	ZEH市場の拡大による収益への影響	0.0	0.0	43.0	0.0	0.0	0.0	
物理的リスク	急性	需要低下分	-5,720.0	-8,800.0	-8,800.0	0.0	0.0	0.0
		ZEH取組み分	5,720.0	8,800.0	8,800.0	0.0	0.0	0.0
	慢性	工事中の風水害の増加	0.0	-0.4	-1.2	0.0	-0.6	-1.8
		太陽光発電設備の損害増加	0.0	-0.3	-0.7	0.0	-0.4	-1.1
		風水害による影響	0.0	-7.6	-11.7	0.0	-10.8	-32.5
		オーナー様のコスト増による需要減少	0.0	-2.1	-4.2	0.0	-4.7	-18.6
慢性	気温上昇による影響	0.0	-6.8	-10.1	0.0	-15.1	-20.2	
	労働時間の制限とそれに伴う完工遅延の増加	0.0	-2.1	-4.2	0.0	-4.7	-18.6	
	空調費用の増加	0.0	-6.8	-10.1	0.0	-15.1	-20.2	
	建設コストの増加	0.0	2.2	2.2	0.0	2.2	2.2	
	木材価格の高騰による影響	-0.4	-0.9	-2.2	-1.1	-2.2	-5.4	

- リスク・機会の項目ごとに各シナリオにおける財務影響額を短期・中期・長期に分けて定量的に記載

● 株式会社サンゲツ（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P16-17

(1) 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

4) 指標と目標

当社では、中期経営計画（2020-2022）〔D.C.2022〕において、事業活動（Scope1&2）における環境負荷の低減に向けた定量目標を設け、取り組みを進めています。目標と2021年度（速報値）までの進捗は、以下の通りです。

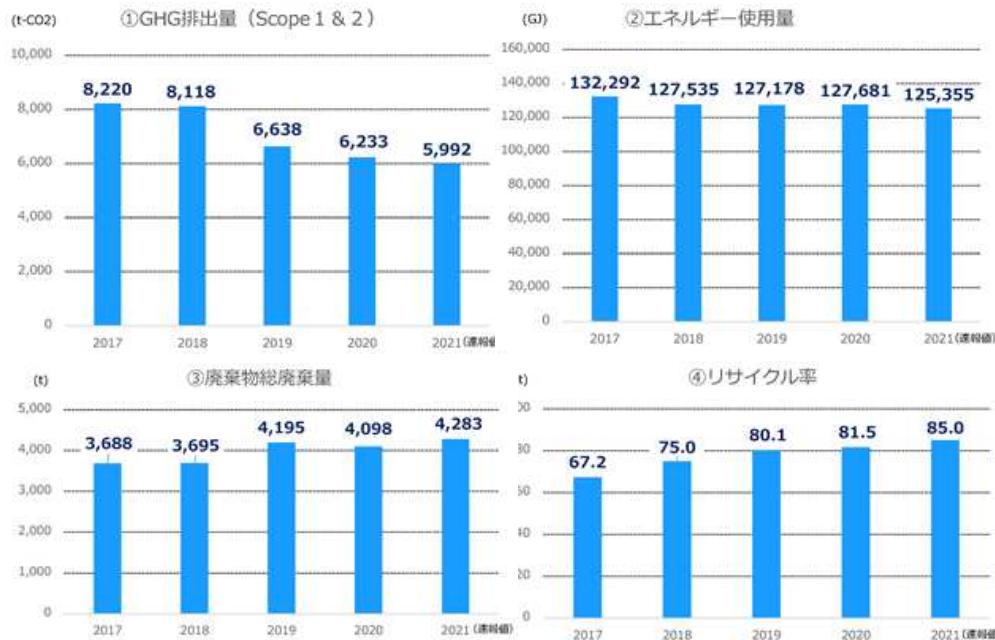
①環境負荷低減に向けた定量目標

2023年3月期目標

- ・GHG排出量（Scope 1 & 2）：カーボンニュートラル（2031年3月期目標）
- ・エネルギー使用量：4.0% 削減（2018年度比）
- ・廃棄物総廃棄量：4.0% 削減（2018年度比）
- ・リサイクル率：83.0% 以上

②上記目標における進捗状況（単体）

	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (速報値)
GHG排出量（Scope 1 & 2）	t-CO2	8,220	8,118	6,638	6,233	5,992
エネルギー使用量	GJ	132,292	127,535	127,178	127,681	125,355
廃棄物総廃棄量	t	3,688	3,695	4,195	4,098	4,283
リサイクル率	t	67.2	75.0	80.1	81.5	85.0



(2)

③今後の取り組み

2030年度の当社単体でのカーボンニュートラル実現に向けて、設備更新などでの「省エネ」、太陽光発電設備導入による「創エネ」、再生エネルギー調達による「再エネ」、植林・電力証書・排出権などでの「オフセット」などを計画的に実行してまいります。

GHG排出量カーボンニュートラルに向けた計画値



- (1) 定量目標としてGHG排出量に加え、エネルギー使用量、廃棄物総廃棄量、リサイクル率を設定し、それぞれの推移状況を定量的に記載
- (2) カーボンニュートラルに向けた各年度のGHG排出量の計画値を図示しながら平易に記載

● コスモエネルギーホールディングス株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P23-25

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

《気候変動への取り組み》

・ TCF Dへの賛同表明

当社グループは気候変動関連情報の開示検討に伴い、2020年12月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に賛同を表明し、TCFDコンソーシアムに参画いたしました。



・ 2050年カーボンネットゼロに向けたロードマップの開示

株主・投資家をはじめ幅広いステークホルダーとの円滑なコミュニケーションを目指し、TCFDのフレームワークに基づき、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の推奨開示項目ごとに、気候変動に対する考え方や情報の整理を行いました。今後、当社グループとして気候変動対策を加速させるために、継続的に取り組み及び開示のレベルアップを図っていきます。また、2021年5月の「カーボンネットゼロ宣言（グループ事業から排出する温室効果ガス（GHG（注））を2050年までにネットゼロにする）」の実現に向けた取り組みと工程をとりまとめたロードマップを、TCFDにおけるシナリオ分析や、外部環境・内部環境の分析等を基に策定しました。当社グループは、Oil & Newとカーボンニュートラル社会の形成を2つの大きな柱として、「2050年カーボンネットゼロ」への取り組みを進めてまいります。エネルギーの安定供給の責任を果たしつつ、石油分野以外の事業を拡大すると共に、2050年までにGHG排出をネットゼロにすることを目指します。脱炭素燃料への転換やネガティブエミッション技術等、以下6つを重点取組テーマとし、カーボンネットゼロに取り組んでまいります。

カーボンネットゼロに向けた重点取組テーマ

1 直接削減

- 低炭素燃料（LNG、バイオ燃料等）、脱炭素燃料（水素、アンモニア等）への燃料転換や再エネの導入、省エネ等によりスコープ1+スコープ2排出量を削減
- 当社グループが運営する直営全SSへ実質再エネ導入

2 ネガティブエミッション技術の活用

- 当社グループが利権を有する油田等でのCO2-EORの可能性検討
また、主要な装置におけるCO2回収とその活用（CCS/CCUS）の可能性を検討

3 再生可能エネルギー事業の拡大

- 2030年に陸上、洋上風力で合計150万kW超の設備容量を目指す
- 当社グループが有する技術やネットワーク、アセットを活用した地熱・太陽光・バイオマス発電事業の検討

6 カーボクレジットの活用

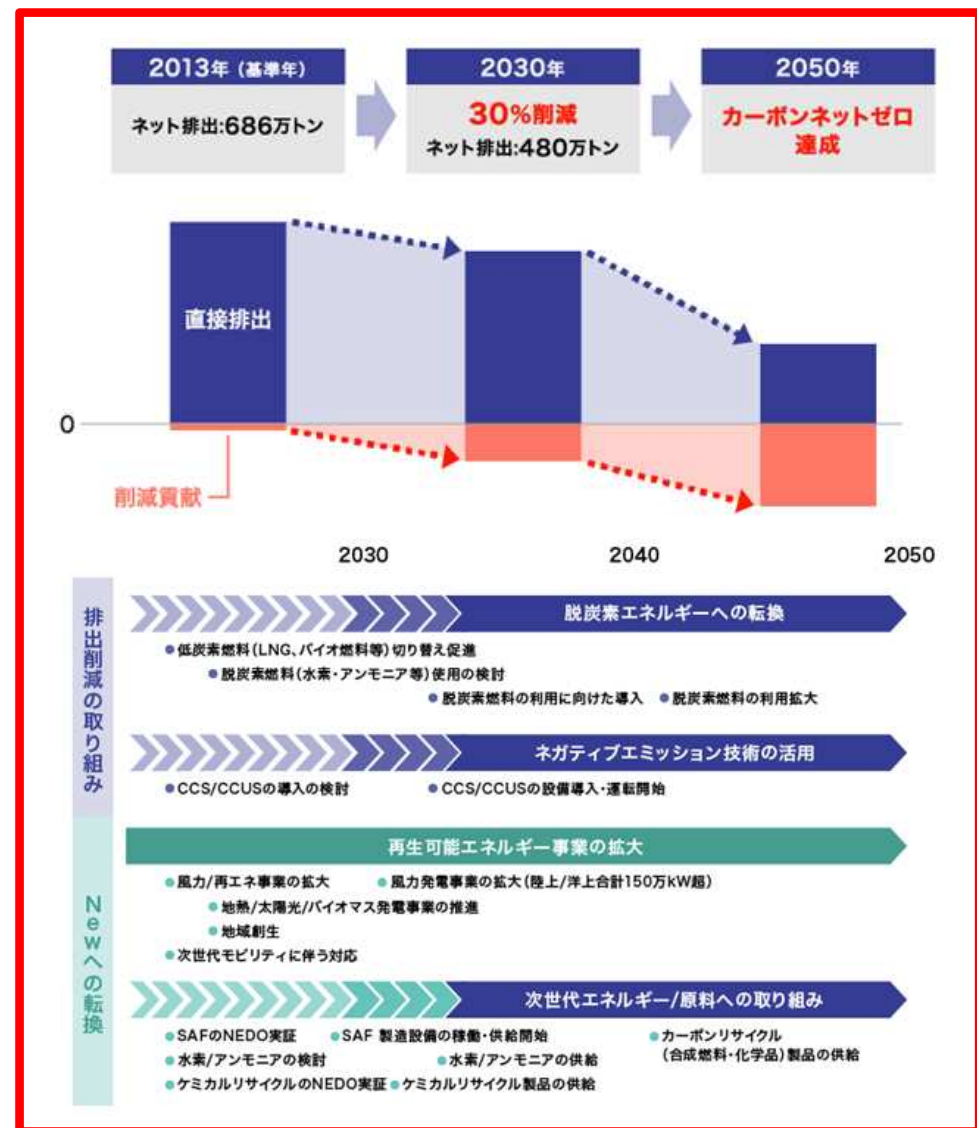
- 削減出来ない残余排出分を、ネガティブエミッション技術の活用や、再生可能エネルギー事業の展開等による削減貢献分やカーボクレジット等でまかない、2030年30%削減（2013年度比）2050年ネットゼロを目指す

5 次世代エネルギー/原料への取り組み

- SAFサプライチェーン構築に向けた事業開発を一層加速させ、2025年までにSAF燃料製造設備の稼働、供給開始を目指す
- カーボンリサイクル（合成燃料・化学品）製品の供給を検討
- 水素・アンモニアの供給を検討
- ケミカルリサイクルの検討

4 モビリティサービスの取り組み

- SSへのEV用急速充電器の設置、コスモMyカーリースでのEV供給、EVカーシェアの提供等の事業を更に拡大
- 地域創生への貢献



■ ネットゼロ実現に向けたロードマップを時系列で図示しながら平易に記載

（注）GHG：Greenhouse Gasの略称。当社グループはスコープ1及びスコープ2を対象としています。

● イリソ電子工業株式会社（1/2）有価証券報告書（2022年3月期） P13-16

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

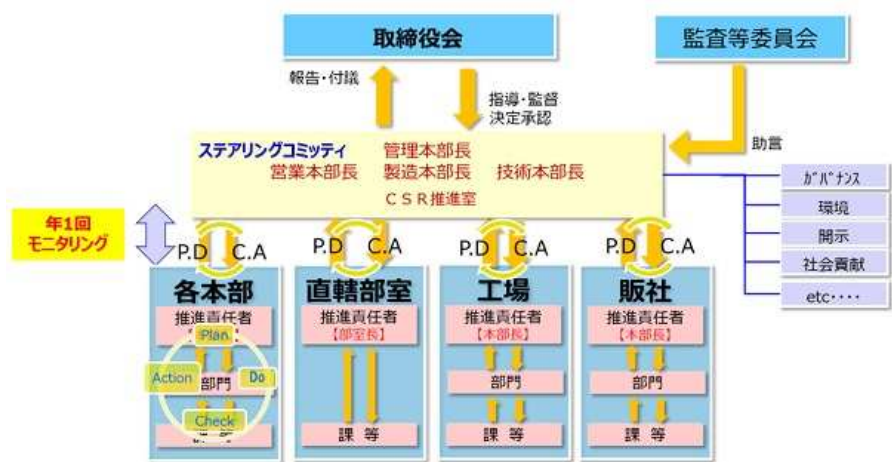
⑥TCFD提言に沿った情報開示

TCFD提言はすべての企業に対し、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの項目に基づいて開示することを推奨しています。当社はこの提言の4つの開示項目に沿って、情報開示を行います。

a. ガバナンス

- ・取締役会の指導・監督の下、ステアリングコミッティを組織し、取締役管理本部長を長として各本部の本部長メンバーを中心にリスクマネジメント全体を統括します。
- ・各本部長が各部門と連携して中長期の気候変動の影響による事業へのリスク、機会の検証を年4回行い、必要な対策を講じます。
- ・結果はステアリングコミッティの報告を経て、重大な影響の恐れのある事案については2回/年に取締役会へ報告・付議します。
- ・監査等委員会はステアリングコミッティに対し、適宜助言を行います。

〈ガバナンス及びリスク管理体制図〉



b. 戦略

(a) 事業戦略

当社は事業において気候変動が及ぼすリスクと機会について検討を行いました。リスクと機会は、政策や規制等、社会的要求の変化等によって生じる“移行”リスク・機会と、異常気象の激甚化等によって生じる“物理”リスクを特定しています。

シナリオ分析では、IEA（国際エネルギー機関）等が公表する「科学的根拠を有するシナリオ」を用いて、事業にどのような影響を及ぼすか検討しました。今回実施したシナリオ分析は、イリソグループにおける製品及びサービスの購入、開発、製造、販売、廃棄までのサプライチェーン全体を対象とし、4℃シナリオ、1.5℃シナリオの2つのシナリオを用いて、2030年時点における影響を考察・検討いたしました。

当社グループでは、2030年に電力由来によるCO2排出量を“ゼロ”、2050年にはカーボンニュートラルを目標としています。今回外部のシナリオを用い当社グループにおける事業インパクトを算出いたしました。その分析の結果、当社は自社事業におけるCO2排出量の削減と共にCO2排出に貢献するxEV車に事業を注力する事でCO2排出量削減に貢献できると考えています。

(2)

(b)各シナリオにおける事業インパクト、財務的影響

・4℃シナリオ

4℃シナリオでは、気候変動対策が現状から進展せず、地球平均気温が産業革命以前と比較して21世紀末ごろに約4℃上昇するとしています。異常気象の激甚化や海面上昇等、物理的なリスクが大きくなる一方、企業活動や消費活動に対する締め付けは現状より強化されないとされています。

この4℃シナリオにおける事業インパクトは、気温上昇等による操業地域で働く社員について、健康リスクとなり対応コストが増加するほか、異常気象の激甚化によるサプライチェーンの混乱により仕入が遅延または停止により事業継続が困難となると認識しています。

長期ビジョンである2030年3月期に売上高1,000億円を達成する前提での2030年3月期の利益影響額は約6億円の減少と試算しています。

・1.5℃シナリオ

1.5℃シナリオでは、カーボンニュートラル実現を目指した取り組みが活発化し、地球平均気温が産業革命以前と比較して21世紀末ごろに約1.5℃の上昇に抑えられるとしています。物理的なリスクの高まりは抑制される一方で、税制や法規制という形で企業活動や消費活動に対する締め付けが強まるとされています。

この1.5℃シナリオにおける事業インパクトは、カーボンニュートラル実現を目指した取り組みが活発化し、炭素税の導入や排出権取引の拡大により追加費用が発生する一方で、脱炭素社会に向け再生エネルギーやxEV車の増加等、低炭素技術の需要が拡大する事で当社製品の機会が増えると認識しています。

長期ビジョンである2030年3月期に売上高1,000億円を達成する前提での2030年3月期の利益影響額は約11億円の増加と試算しています。

(1) ガバナンス体制について、各機関・組織の関係や取組みを端的に記載
 (2) 各シナリオにおける事業インパクト及び利益影響額を端的に記載

● イリソ電子工業株式会社（2/2）有価証券報告書（2022年3月期） P13-16

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

・ リスク項目と事業インパクトの分析

大分類	リスク項目			事業インパクト			
	中分類	小分類	時間軸	指標	考察：リスク	考察：機会	影響度
移行	政策・規制	炭素価格（炭素税）	中期～長期	収益支出	当社グループは、多種コネクタの製造・開発・販売を主要な内容とした事業活動をしており、グローバルに事業を展開しています。そのため、炭素税が導入された場合、輸送費用の増加が重大な財務影響を受けるリスクがあります。追加的費用を製品に付すと、製品の価格競争力が低下し、売上が減少する可能性があります。一方、当社の運用コストに組み入れると、間接費の増加につながります。	早期から低炭素技術への投資・設備を採用することで、エネルギーコスト削減だけでなく、炭素税が導入された場合に操業コスト増加のリスクを回避することが可能。炭素価格の反映を最小限に抑えることで、市場における価格優位性を高めることに期待できます。	大
		排出権取引	短期～長期	収益支出	当社が拠点を有するEUや中国・韓国では、排出量取引制度が導入されています。国際社会の脱炭素化の流れから、排出量取引制度導入が拡大することが予測され、設備導入等の対応費用が発生する可能性があります。また、削減義務を達成することができなかった場合、排出枠の購入による費用負担のリスクがあります。	-	大
		GHG排出規制への対応	短期～長期	収益支出	GHG排出削減規制が強化されることで、対応費用としての間接費が増加するリスクがあります。当社は、積極的に生産拠点をグローバル化を推進しているため、事業所を抱える日本以外の地域での環境政策についても対応が不可欠となります。また、削減義務を達成することができなかった場合、罰金や排出枠の購入による追加的費用負担のリスクがあります。	GHG排出規制や低炭素社会実現の動きから、電動化・省エネルギー化やそれに関する技術の需要が拡大すると見込まれます。当社は、車載分野で使用されるコネクタで培った技術を、工作・産業用機械、スマートグリッド、通信機器、医療機器などのインダストリアル市場や情報通信、OA、映像機器などのコンシューマー機器市場に幅広く参入しています。そのため、低炭素技術を成長領域として事業展開することで、収益増加の可能性がります。	大
	市場	エネルギーコストの変化	中期～長期	収益支出	脱炭素が進み、再生エネルギーの利用が進み、エネルギー価格が高騰した場合、自社の製造工場においてコネクタの製造を行っているため、操業コストが増加する可能性があります。	-	大
		顧客行動変化	中期～長期	収益支出	顧客からの再生可能エネルギー利用やカーボンニュートラル対応等といった要求に対応できない場合、取引中止など、ビジネスチャンスを喪失し売上げが低減する可能性があります。	自動車業界のサプライチェーン全体で、排出量を削減する動きがあるため、サステナブル企業、製品と認知されることによって、売上の増加につながる可能性があります。	大
物理	急性	異常気象の激甚化（台風、豪雨、土砂、高潮等）	短期	収益支出	当社グループでは、グローバルに製造・販売地域を有しているため、サプライチェーンの混乱にて仕入が遅延または停止した場合、事業継続が困難となる。事業活動が停滞することで、売上の減少や対応費用の増加等により財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	異常気象により災害が多発した場合、復興・救済のためのロボットの需要が増加し、現場で普及する可能性があります。当社のコネクタは産業用ロボットにも利用されているため、需要が増加し、売上げが増加する可能性があります。	大
	慢性	平均気温の上昇	中期～長期	収益支出	気温上昇等による操業地域で働く社員について、健康リスクとなります。従業員の体調悪化し生産性が低下するのを防ぐため、冷房費用が増加し、追加費用となります。	-	中

■ リスク・機会項目ごとに事業への影響や時間軸、影響度を端的に記載

● A Z - COM丸和ホールディングス株式会社※（1/2） 有価証券報告書（2022年3月期） P16-18

※2022年3月期当時の社名は、株式会社丸和運輸機関。その後、社名変更

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(1)

(2)

T C F D 提言に沿った情報開示

①ガバナンス

当社は気候変動に係る対応を経営上の重要課題と認識し、サステナビリティ委員会を中心とするガバナンス体制を構築するとともに、取締役会による監督を行っております。

《取締役会による監督体制》

取締役会は、気候変動に関するリスクと機会に係る課題について、毎年一回、サステナビリティ委員会より取組状況や目標の達成状況の報告を受け、モニタリングします。また、新たに設定した対応策や目標を監督します。

《気候変動に係る経営者の役割》

気候変動に係る事項は、代表取締役社長が統括します。また、代表取締役社長はサステナビリティ委員会の委員長として気候変動が事業に与える影響について評価し、対応策の立案及び目標の設定を行い、達成状況の管理を統括します。

《サステナビリティ委員会》

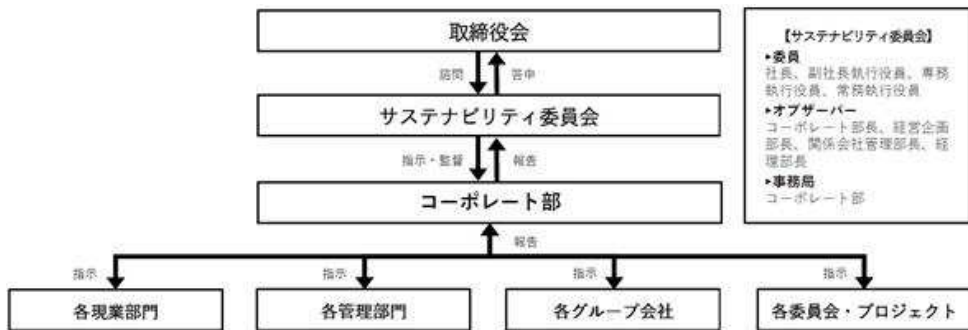
サステナビリティ委員会は、気候変動に係る事項を含むマテリアリティ（重要課題）の特定やESG・DXへの対応を含むサステナビリティ戦略及び中期経営計画の策定について審議し、取締役会に答申します。

サステナビリティ委員会の委員長は代表取締役社長が務め、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、及び副社長執行役員が指名した者において構成され、気候変動が事業に与える影響について、毎年一回評価を行い、識別したリスクの最小化と機会の獲得に向けた方針を示し、対応策の検討・立案及び目標の設定を行います。また、目標の達成状況を審議し、毎年一回、取締役会に報告し、監督を受けています。

《気候変動に係る所管部署》

コーポレート部は、サステナビリティ委員会の事務局を担当するとともに、気候変動を含むサステナビリティ戦略に係る企画・立案及び管理を行い、全社的な気候変動に係る対応の推進を担い、気候変動に係る事項を含むサステナビリティ戦略を検討・立案し、サステナビリティ委員会に提言します。

当社グループの気候変動に係るガバナンス体制図は、以下のとおりです。



②戦略

事業活動に影響を与えると想定される気候変動リスク・機会について特定し、財務インパクトの評価を実施し、その評価結果を踏まえ、特に影響の大きいリスクの軽減ないし機会の獲得に向けた対応策を検討しております。

区分	種類	想定される気候変動リスク・機会	事業活動への影響	時間軸	評価
移行 リスク	政策・法規制	GHG排出／削減に関する法規制の強化	炭素税や新たな税制（カーボンプライシング）導入によるコストの増大	中期	大
			非ガス規制等の導入による事業活動の制限 協力会社（備車）の減少	中期	中
	技術	GHG排出／削減に配慮した設備投資・消耗品の購買	低炭素車両の導入（EV／FCV）、付帯設備の投資（機器・土地）、排ガス抑制装置の増設	中期	大
			太陽光発電設備等の導入に伴う設備投資の増加	中期	中
	市場	顧客・消費者ニーズの変化	気候変動に係る顧客の取引先選定基準への未適合による取引停止（売上・利益の喪失）	長期	大
		インフラ整備の不足・遅延	充電・水素ステーション等のインフラ整備不足による低炭素車両（EV／FCV）による事業範囲の制限	中期	大
評判	地政学的リスクによる燃料価格の高騰	燃料（ガソリン・電気等）価格の高騰によるコストの増大	短期	中	
	情報開示不足による企業価値の毀損	気候変動対策・GHG排出量等の情報開示不足による株価低迷・企業価値の毀損	中期	大	
物理 リスク	急性	激甚災害の発生	被災エリアの物流網（トラック・鉄道・船舶等）の寸断、センター機能不全、従業員の死傷等による事業停止	長期	中
		平均気温の上昇	遮熱装置・空気循環・冷房設備等の設置による新規センター開設時の建設コストの増大	短期	中
	慢性	気象パターンの変化	気象災害（風水害・雪害等）による従業員の死傷、交通網の遮断、事故の多発等	中期	中
機会	資源効率化	輸送手段の多様化	環境負荷の低い輸送手段による新たな事業機会の創出（鉄道コンテナ、RORO船、航空貨物、連結トラック、ドローン輸送等）	長期	大
		製造・流通プロセスの効率化	拠点集約やサプライチェーンの垂直統合による物流効率化による新たな事業機会の創出（SIPスマート物流、シェアリングストック、共同物流、客貨混載）	長期	大
	製品・サービス	新たなサービスの開発	災害時の車両提供、サプライチェーン復旧支援、災害備蓄品の輸送・保管、BCP策定支援等のリスク対応商品の開発	中期	中

- (1) ガバナンス体制について、経営者や各機関・組織の役割を具体的に記載
- (2) リスク・機会の項目ごとに事業活動への影響、時間軸及び評価を端的に記載

● A Z - COM丸和ホールディングス株式会社（2/2）有価証券報告書（2022年3月期） P16-18

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

③リスク管理

気候変動に係るリスクの管理は、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会にて識別・評価し、定期的に取り締役に報告しております。

《気候変動に係るリスクを識別・評価するプロセス》

気候変動を含むサステナビリティ戦略の推進を所管するコーポレート部にて、社内との関係部署及びグループ会社に係るリスク及び機会の特定を指示し、リスクを識別し、サステナビリティ委員会に報告します。

サステナビリティ委員会は、識別された気候変動に係るリスクについて気候関連リスクの潜在的な大きさと範囲を評価し、重要度に応じて対応策を検討したうえで、目標を設定し、取締役会に報告します。

取締役会は、気候変動に係るリスクについて、対応策や設定した目標を監督します。

《気候変動に係るリスクを管理するプロセス》

コーポレート部は、気候変動を含むサステナビリティ戦略の企画・立案及び管理を行い、全社的な気候変動に係るリスクへの対応を推進するとともに、取組状況をサステナビリティ委員会に報告します。また、識別した気候変動に係るリスクについて、リスク管理規程に基づきリスク管理委員会に報告します。

サステナビリティ委員会は、識別・評価したリスクの最小化に向けた方針を示し、コーポレート部を通じて社内との関係部署及びグループ会社に対応を指示します。また、対応策の取組状況や設定した目標の進捗状況について、取締役会に報告します。

《組織全体のリスク管理への統合プロセス》

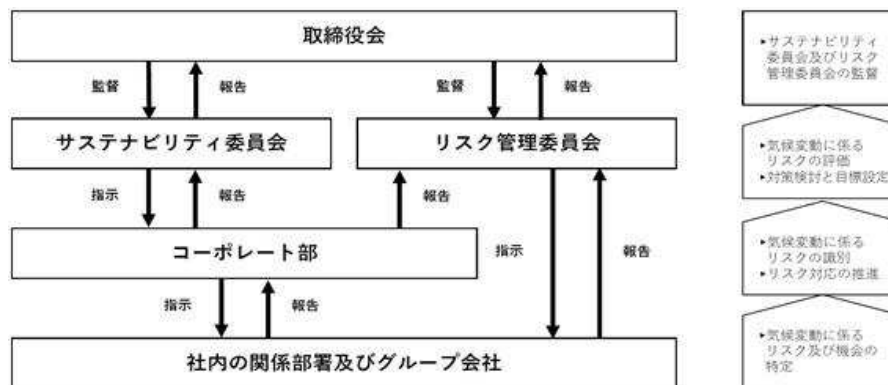
定期的開催されるリスク管理委員会にて、各リスク所管部署からの報告内容を評価し、全社リスクの把握と適切な対応を審議し、取締役会に報告します。

気候変動に係るリスクについてはコーポレート部を所管部署と定めて報告を受け、組織全体のリスク管理の観点から適切な対応を決定します。

取締役会は、リスク管理委員会から気候変動に係るリスクを含む統合したリスク管理の状況と対応について報告を受け、監督を行います。

機関・組織	機能・役割
取締役会	・気候変動に係るリスクの管理状況についてサステナビリティ委員会及びリスク管理委員会より報告を受け、監督する。
サステナビリティ委員会	・気候変動に係るリスクを評価し、対応策を検討し、目標を設定する。 ・識別されたリスクの最小化に向けた方針を設定し、対応を指示する。 ・対応策の取組状況や設定した目標の進捗状況を取締役に報告する。
リスク管理委員会	・組織全体のリスク管理の観点から対応を決定し、取締役会に報告する。
コーポレート部	・社内との関係部署及びグループ会社に気候変動に係るリスクの特定を指示する。 ・リスクを識別し、全社的な気候変動に係るリスクへの対応を推進する。 ・識別したリスクをサステナビリティ委員会及びリスク管理委員会へ報告する。

当社グループの気候変動に係るリスク管理プロセス図は、以下のとおりです。



④指標と目標

気候関連リスク・機会を管理するための指標として温室効果ガス（Scope 1・2・3）排出量を指標と定め、中長期的な温室効果ガス排出量削減目標を設定し、目標達成に向けて取り組んでおります。

項目	基準年	2020年度実績	目標年	目標値
Scope1・2	2020年度	40,805 t-CO2	2030年	25%削減
			2050年	75%削減
Scope3	2020年度	133,541 t-CO2	2030年	25%削減
			2050年	75%削減

※現在の目標値はパリ協定の WB2°C目標に則っていますが今後は SBTイニシアチブの基準（1.5°C目標）を含め目標値の見直しを検討してまいります。

※2035年度迄にScope3カテゴリ1に該当する主要なサプライヤーに対し、自主削減目標を設定するよう支援します。

・ リスク管理のプロセスについて、各機関・組織の役割を具体的に記載

● 豊田合成株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P19

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

ウ) 生物多様性の保全に向けた自然共生社会の構築への取り組み

当社は、生物多様性の保全に向けた自然共生活動の構築への取り組みとして、雇用の創出・社会貢献活動による地域社会との共生をマテリアリティ（重要課題）の1つとして掲げ、活動を推進しています。

a. ガバナンス

生物多様性の保全に向けた自然共生社会の構築を、環境活動の長期目標となる「TG2050環境チャレンジ」の柱の一つに掲げ、顧客やサプライヤーとの連携も含めて当社グループ全体で取り組みを進めています。

事業活動の生物多様性への影響や自然共生の保全活動に関する中長期目標の設定などを、カーボンニュートラル・環境委員会で審議し、事業活動へ反映しています。その結果は取締役会、経営会議等へ定期的に報告します。

b. 戦略

当社は「TG2050環境チャレンジ」に基づき、これまでも自然共生活動に取り組んできました。昨今の社会的な要請の高まりを受け「命の源である水で活動をつなぐ」をスローガンに、里山整備、ビオトープの整備、河川保全、海のエリアでは干潟の保全などを進めています。2050年までに工場面積と同等の緑地面積の保全を行う「みどりのノーネットロス」という目標を設定して取り組んでいます。

<リスクと機会>

影響する項目	リスク	機会	対応
自然資本の減少	<ul style="list-style-type: none"> 原材料の調達難や価格高騰による収益悪化と生産支障 水質悪化による製品品質の悪化 	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護活動を通じた人材や原材料の確保による事業継続 里山整備、河川保全を通じた良質の水資源確保による持続可能な生産および企業価値の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 軽量化の製品開発の推進 原材料のリサイクル技術開発 植物由来のバイオ材やリサイクル材の活用拡大

c. リスク管理

「ア）気候変動への取り組みとTCFDへの対応 c. リスク管理」に記載しています。

d. 指標・目標

当社の環境活動は、長期計画である「TG2050環境チャレンジ」として、2050年に「みどりのノーネットロス」の目標を掲げています。また、中期目標である「2030年マイルストーン」としてみどり復元面積23.0ha(2019年度比)、更に5年ごとに「環境取り組みプラン」を策定し、毎年の会社目標へ落とし込んで活動を推進しています。



(図4) みどりのノーネットロス目標



(図5) みどりのノーネットロス実現に向けた活動

< 中長期目標 >

項目	2025年目標 第7次環境取組みプラン	2030年目標 マイルストーン	2050年目標 TG2050環境チャレンジ
緑のノーネットロス (緑の復元)	14.0ha 以上	23.0ha 以上	59.0ha (工場の面積分)

■ 「生物多様性の保全」をマテリアリティ項目と定め、その取り組みを、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標・目標」の項目ごとに端的に記載

● 東急不動産ホールディングス株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P23

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

③ 気候変動リスク

当社グループでは1998年に定めた環境ビジョンに基づき、事業活動を通じて、継続的に環境課題への取り組みを推進しており、中でも気候変動については重要な課題であると認識しています。気候変動における移行リスクと物理リスクは、当社グループの事業への影響を及ぼす可能性があります。移行リスクとしては、炭素税など法規制の厳格化といった政策動向の変化、低炭素社会に対応できない企業に対する需要低下やレピュテーション悪化、物理リスクとしては、地球温暖化による降雪量減少によるスキー場運営事業への影響や、異常気象の激甚化による建物被害や工事期間の延長によるコスト増などが想定され、事業へ悪影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクについては、当社のグループサステナビリティ推進部を主管部署とし、事業部門と協働してグループ横断的に取り組んでいます。取り組みの内容についてはサステナビリティ委員会で審議・協議し、必要に応じて取締役会に報告しています。

当社は「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言」に2019年より賛同し、その取り組みについて議論する「TCFDコンソーシアム」にも参加しております。気候変動の事業へのリスクと機会については、都市・リゾート・住宅・再生可能エネルギーの主要事業において、「1.5℃」「3℃」「4℃」の複数シナリオについて検証を実施し、経営戦略に反映しております。またTCFD提言に基づき、「ガバナンス」・「戦略」・「リスク管理」・「指標と目標」に分類した開示も実施いたしました。（詳細は <https://tokyu-fudosan-hd-csr.disclosure.site/ja/themes/54> をご参照ください）

種別	1.5℃	3℃	4℃
●移行リスク 政策・法規制 市場・評判	<p>【リスク・機会と財務影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期では炭素価格やZEV対応コストによる大きな財務影響が生じるが、長期ではZEV化が完了し、懐疑性を確保することにより、賃料収入が増加、再生エネルギーニーズが拡大。 	<p>【リスク・機会と財務影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期ではZEV化が比較的遅く、1.5℃シナリオに比べて影響度は悪いが、長期でもZEV化の影響が顕著。 テレワーク普及により、テナントオフィス需要が縮小。 再生エネルギーは一定のニーズ拡大。 	<p>【リスク・機会と財務影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候上昇により、建設コスト、運営時の空調費が増加。 テレワーク普及により、テナントオフィス需要が縮小。 気候上昇により、高層住宅に対するニーズが増大。 再生エネルギーは政策支援が弱く、市場動向は不透明。
●機会 エネルギー源 製品・サービス 市場	<p>【戦略】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生エネルギーの需要増に対応して事業を拡大。リゾート事業では地域の自然エネルギーを活用。 各事業とも、1.5℃シナリオと同様の差別化を推進。 テレワーク普及を見越して、サテライトオフィスを展開。 	<p>【戦略】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生エネルギーの需要増に対応して事業を拡大。リゾート事業では地域の自然エネルギーを活用。 各事業とも、1.5℃シナリオと同様の差別化を推進。 テレワーク普及を見越して、サテライトオフィスを展開。 	<p>【戦略】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生エネルギーニーズの動向に対応して事業を拡大。 各事業とも、気候上昇の緩和策を定め、3℃シナリオと同様の差別化を推進。 リゾート事業では、ワーケーションなど新しいリゾート生活スタイルを提案。
●物理リスク 急性 慢性 ●機会 レジリエンス	<p>【リスク・機会と財務影響】</p> <p>短期では異常気象による自然災害が徐々に増加するが、影響度は悪い。</p> <p>【戦略】</p> <p>建物の立地選定、およびテナント・居住者との連携によるBCP・ICP対応強化により差別化。</p>	<p>【リスク・機会と財務影響】</p> <p>1.5℃シナリオに比べて、気候変動の進捗が速く、影響度が拡大。</p> <p>【戦略】</p> <p>各事業とも、1.5℃シナリオと同様の差別化を推進。</p> <p>リゾート事業では、高層ビル・スキー場への集中投資、耐震性の高い窓を用いたゴルフ場管理により、統合施設と差別化。</p>	<p>【リスク・機会と財務影響】</p> <p>長期では3℃シナリオに比べて、海面上昇の影響が増加、自然災害による施設の損傷が増進。</p> <p>【戦略】</p> <p>各事業とも、3℃シナリオと同様の差別化を推進。</p> <p>再生エネルギーでは、蓄電池導入による発電効率維持、気候変動に対応した施設の選定。</p>

さらに、「GROUP VISION 2030」では「環境経営」を全社方針に位置付けております。気候変動に関する目標として、当社グループの強みである再生可能エネルギー事業によるCO2削減量が、自社のCO2排出量を上回るという、当社グループ独自のカーボンマイナスの実現を目指します。また、当社グループは2021年5月に国内デベロッパー初となるSBT認定1.5℃水準を取得しました。パリ協定で努力目標とされる高水準の1.5℃目標でのCO2削減を目指し、2030年度には2019年度比で46.2%のCO2削減、更に2050年度にはCO2排出量ネットゼロを示すネットゼロエミッションの達成を目標としております。

■ シナリオ分析を「1.5℃」「3℃」「4℃」の3つのシナリオについて実施し、その内容を端的に記載するとともに、詳細情報の参照先としてWebサイトの掲載箇所を記載

● 三機工業株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P15-16

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(1)

■ リスクと機会

分類	想定される事象	影響度		時間軸	当社グループに対する リスク・機会の考察	対応策
		2℃未満 シナリオ	4℃未満 シナリオ			
移行リスク	<ul style="list-style-type: none"> カーボンプライシングによる建設コスト増 CO₂排出規制による事業への制限 気候変動に関する情報開示要求の高まり 	大	小	中・長	<ul style="list-style-type: none"> サプライヤーのカーボンニュートラル技術導入要求が増え、建設コストが高騰する カーボンニュートラル実現のためのグリーン電力切替やグリーン電力証書などの環境価値購入コストが増加する 開示情報不足による企業評価や企業ブランドの低下 	<ul style="list-style-type: none"> 電子調達システム、集中購買による調達力強化 自社のカーボンニュートラルを進める設備投資の実施 サプライチェーン排出量削減活動の推進 積極的な情報開示活動の推進
物理リスク	<ul style="list-style-type: none"> 気温上昇による労働条件への影響度増加 異常気象の深刻化、増加 	小	大	中・長	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症等の労働災害リスクが増大する 異常気象による、工事中断、遅延リスク 資機材の調達遅延が発生する 	<ul style="list-style-type: none"> 施工中の労災やトラブルを防止する技術の向上 施工現場でのロボットによる代替技術の開発により、労働環境向上を推進 実効的なBCPを維持するためBCMSの構築、運用 DXによる品質、生産性向上と労働時間抑制の両立 経営トップ主導「スマイルプロジェクト(働き方改革)」の継続 BIMの活用促進
機会	<ul style="list-style-type: none"> 市場・製品・サービスの増加 省エネ、再エネ関連需要の増加 	大	中	短・中・長	<ul style="list-style-type: none"> 省エネニーズが高まり、ZEB案件や省エネ案件の需要が増加する 再生可能エネルギー事業の需要が増加する 	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素社会実現に向けた新技術開発の促進 客先省エネ提案によるCO₂削減量と環境保全活動への寄付を組合せた制度である「SANKI YOU エコ貢献ポイント」制度の強化 オープンイノベーションの推進（異業種・大学・ベンチャー連携） 再生可能エネルギー発電など創エネルギー関連事業の展開 脱炭素技術（省エネルギー・創エネルギー等）他、次世代に向けた成長投資 自動化、省人化市場のさらなる開拓 BIMの活用促進
	レジリエンス(回復性)	大	大	中・長	<ul style="list-style-type: none"> リニューアブル需要増大 レジリエンス対応サービスの需要増大 	<ul style="list-style-type: none"> ビルICTトータルインテグレーション事業の強化 LCE事業（ストックビジネス）の推進 構内情報通信インフラ事業拡大 コンサルティングサービスメニューの拡充 省エネ技術と顧客ニーズに迅速に対応する体制強化

＜リスク管理＞

当社グループでは、事業に係るリスクを統括するリスク管理委員会においてリスクを洗い出し分類したうえで、所管する分科会、コントロールの内容などを定め、影響度や頻度等を可能な限り計量化して評価し、それらの優先順位や対応方針を策定・実施し、定期的に見直しを行っております。

気候関連のリスクに関しては、気候変動リスク分科会において、評価やコントロールを検討し、リスク管理委員会に報告しております。決定された施策に関しては、評価したリスクの重要性に応じてサステナビリティ委員会、経営会議、取締役会に上程され、審議・決定し、サステナビリティ推進会議と連携し、グループ全部門へ展開されております。中期経営計画の施策として取り上げられたものは、各部門の執行計画に組み込み、進捗を管理しております。

＜指標と目標＞

－ SANKIカーボンニュートラル宣言 －

三機工業グループは、世界が直面する気候変動問題に真摯に取り組み、グループ自らの温室効果ガス排出量（Scope1, 2）においては2030年までに、サプライチェーンを含む温室効果ガス排出量（Scope1, 2, 3）においては2050年までにカーボンニュートラルを目指します。

(2)

■ 当社グループサプライチェーン排出量

Scope・Category	該当する活動	排出量 (ton-co ₂)		増減率 (%)
		2020年度	2021年度	
Scope1 直接排出	所有または支配する事業からの直接排出量	1,658	1,722	+4%
Scope2 エネルギー起源の間接排出	購入した電気・熱の使用に伴う間接排出量	6,403	6,127	▲4%
Scope1, 2 計		8,061	7,849	▲3%
Scope3 その他の間接排出		6,161,990	5,005,392	▲19%
Category 1	購入した製品・サービス	344,460	345,217	
Category 2	資本財	7,419	5,518	
Category 3	Scope1, 2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	1,006	1,336	
Category 4	輸送、配送(上流)	819	1,123	
Category 5	事業から出る廃棄物	1,481	1,744	
Category 6	出張	332	401	
Category 7	雇用者の通勤	658	965	
Category 11	販売した製品の使用	5,800,139	4,643,385	
Category 12	販売した製品の廃棄	1,483	1,381	
Category 13	リース資産(下流)	4,193	4,322	
Scope1, 2, 3 計		6,170,051	5,013,241	▲19%

* カテゴリ8～10、14～15は該当なし

(1) リスク・機会の項目ごとに影響度、時間軸、事業への影響、対応策を端的に記載

(2) GHG排出量（Scope1～3）の実績を記載するとともに、Scope3はカテゴリーごとの内訳も記載

● 株式会社ヤマダホールディングス（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P15-16

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

〔気候変動への取り組みとTCFD〕

①気候変動への対応について

当社グループでは、「暮らしまるごと」をコンセプトに、お客様の生活基盤を支える多様な家電製品や住宅設備、家具・インテリア用品を取り扱っています。これらの製品は、日本国内だけでなく世界各地で製造・加工され、それぞれの地域における様々な資源が使用されています。このため、気候変動への対応や自然環境の保全は、当社グループの持続的な成長においても重要なテーマであると考えています。

当社グループではこれまで、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に基づく開示に向けて、グループ全体の現状把握、ガバナンス体制の整備、リスク管理、戦略および指標と目標に関する検討を進めてまいりました。今後も気候変動に伴うリスクを適切に管理すると共に、脱炭素社会に向けた様々な変化を持続的な成長につながるビジネスチャンスととらえ、気候変動に対応する取り組みを積極的に進めて参ります。

（TCFDに基づく気候関連情報および指標と目標についての詳細は今後ホームページにて開示してまいります）

区分	主な取り組み
自社グループにおける 温室効果ガスの削減 （スコープ1及び2）	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生エネルギー電力の購入 ● 既存の自社太陽光発電電量売却後のPPA ● ヤマダエネルギープラントにより発電される電力の自社消費 ● 営業車のEV化等
お客様の使用時等における 温室効果ガスの削減 （スコープ3）	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ家電製品の普及促進 ● 新築注文住宅におけるZEH搭載 ● 新築注文住宅における太陽光パネル設置

②ガバナンスについて

当社グループでは、環境・社会課題に関する方針・施策の審議と目標の進捗確認および取締役会への答申等を行う場として、「ESG・サステナビリティ推進委員会」を設置し、ヤマダホールディングス代表取締役を委員長に、各事業本部長、各事業責任者（デンキ・住建・金融・環境・その他）・サステナビリティ推進室長が委員を務め、重要事項についての意思決定を行っています。ESG・サステナビリティ推進委員会の配下にある「グループCSR分科会」「労働環境改善分科会」「CS向上推進分科会」「環境対策分科会」の4つの分科会は、個別活動の内容について議論し、活動の進捗や目標の確認を行っています。また、気候変動関連情報の拡充を見据え、スコープ1、2、3におけるCO2排出量の現状分析と目標設定に対する進捗管理を行うプロジェクトチームが稼働しています。

ESG・サステナビリティ推進体制図



③CO2 スコープ1, 2, 3排出量（2020年度）

スコープ	算定方法	排出量 t-CO2	比率
スコープ1 燃料の燃焼に伴う排出	燃料使用量に原単位を乗じて算出	54,317	0.204%
スコープ2 電力使用に伴う排出	電力使用量に原単位を乗じて算出	257,443	0.965%
スコープ3 上記以外の排出	以下のカテゴリ1～15参照	26,370,549	98.832%
スコープ1, 2, 3の合計		26,682,309	100.000%
1	原材料の調達	部材ごとの調達総額に原単位を乗じて算出	4,910,896 18.405%
2	資本財・生産設備の増設	設備等投資総額に原単位を乗じて算出	20,809 0.078%
3	燃料・エネルギー関連の活動	スコープ1,2に含まれない燃料・電力使用量に原単位を乗じて算出	45,561 0.171%
4	調達物流・自社が荷主となる委託物流	特定荷主義務範囲の特定に時間を要するため今回は対象外	対象外
5	事業から発生する廃棄物	廃棄物発生量に原単位を乗じて算出	206,099 0.772%
6	従業員の出張	旅費総額に原単位を乗じて算出	1,633 0.006%
7	従業員の通勤	支給総額に原単位を乗じて算出	3,814 0.014%
8	自社が賃借しているリース資産の稼働	スコープ1,2に含むため対象外	対象外
9	自社が荷主となる出荷輸送	特定荷主義務範囲の特定に時間を要するため今回は対象外	対象外
10	中間製品の加工	中間製品販売無しのため対象外	対象外
11	使用者による製品の使用	製品の年間エネルギー消費量、耐用年数、販売量に原単位を乗じて算出	20,906,986 78.355%
12	使用者による製品の廃棄処理	製品総重量に原単位を乗じて算出	272,614 1.022%
13	他社に賃貸リース資産	リース資産を非所有のため対象外	対象外
14	フランチャイズ加盟店のスコープ1,2の排出量	フランチャイズ加盟店の総延べ床面積にヤマダデンキ店舗の相当り排出量を乗じて算出	2,137 0.008%
15	株式投資・債権投資	算出に影響を与える程度の投資目的での株式を所持していないため対象外	対象外

■ CO2排出量（Scope1~3）の算定方法と実績を記載するとともに、Scope3はカテゴリごとの内訳も記載

● 味の素株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P24、P27

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

当社グループは、マクロの環境変化や、影響の大きさ（大・中・小）、発現の蓋然性や時期（高・中・低）などを総合的に勘案して、組織横断的な管理が必要なグループ全体のリスクを特定しており、その内容は以下のとおりです。

当社グループではこのような経営及び事業リスクを最小化するとともに、これらを機会として活かすための様々な対応及び仕組み作りを行っておりますが、以下はすべてのリスクを網羅したものではなく、現時点では予見出来ない又は重要と見なされていないリスクの影響を将来的に受ける可能性があります

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(中略)




マテリアリティ項目	①関連する機会とリスク（○機会 ●リスク）	②味の素グループの主要な取り組み
気候変動への適応とその緩和	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動による原材料の調達リスクの増大・生産活動の停滞 ●脱炭素への取り組み遅延、排出権取引制度の導入や炭素税の負担増加による生産コスト上昇 ●メタンなどのCO₂以外のGHG削減への取り組み遅延による生産コスト上昇 ○再生可能エネルギーの導入により、炭素税の導入後あるいは課税強化後のコスト競争力確保 ●1.5℃目標基準に則しない企業活動に対する企業価値毀損・企業イメージ低下 ●気候変動への対応遅れと事業影響の開示不足による企業価値毀損・企業イメージ低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品ライフサイクル全体でのカーボンニュートラルに向けた長期的な取り組み ・生産時・輸送時のエネルギー削減の取り組み ・再生可能エネルギーへのシフト ・TCFDに対応した情報開示（シナリオ分析等）
資源循環型社会実現への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○循環型サプライチェーンを実現するためのトレーサビリティシステムの活用 ○化学メーカー等との連携によるリサイクル素材の開発 ●欧州等で進むプラスチック廃棄物規制やタクソノミーへの対応遅延による事業機会損失 ●廃棄物削減、リサイクルへの取り組み遅延による企業価値毀損・企業イメージ低下 ○サステナビリティに関する取り組み加速による企業価値の向上 ○人口増加に伴う需要の高まり（動物原料フリー、培養肉など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装の3R推進（プラスチック廃棄物の削減等） ・環境対応型包装資材（単層材/生分解性プラスチック/植物由来原料/認証紙）の使用 ・生分解性が高いアミノ酸系洗浄剤の供給 ・環境ラベルの普及 ・製品パッケージを活用したプラスチック廃棄削減訴求
フードロスの低減	<ul style="list-style-type: none"> ●食資源の枯渇による原材料調達不全 ○製造工程での歩留まり向上、返品・製品廃棄の削減の取り組みによるコスト削減 ●フードロス半減に向けた取り組み遅延による企業価値毀損・企業イメージ低下、及び食資源の枯渇の助長 	<ul style="list-style-type: none"> ・原料をムダなく活かすモノづくりの実践 ・デジタルを活用したSCMの高度化・効率化 ・賞味期限延長等による返品・製品廃棄の削減 ・お客様の使用時のロス削減 ・美味しく残さず食べ切る「食エコ」提案

■ 「フードロスの低減」をマテリアリティ項目と定め、関連するリスク・機会及び主な取組みを端的に記載


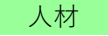
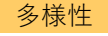


記述情報の開示の好事例集2022 金融庁 2023年1月31日
有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示

2. 「社会（人的資本、多様性等）」の開示例

(改正内閣府令で新たに求められている記載項目の参考となる部分等)

-  : サステナビリティに関する考え方及び取組（人的資本関連）
-  : 従業員の状況（女性管理職比率、男性育児休業取得率及び男女間賃金格差）
-  : 上記（改正内閣府令に関する事例）以外で好事例として着目したポイント

(特に好事例として注目した項目)

-  経営 : サステナビリティ経営、マテリアリティに関する開示
-  人材 : 人的資本への投資、働き方に関する開示
-  多様性 : 女性活躍、ダイバーシティの推進に関する開示
-  SDGs : SDGsと事業との関連性に関する開示
-  DX : デジタルトランスフォーメーションに関する開示

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：人的資本、多様性 等

- 人的資本可視化指針で示されている2つの類型である、独自性（自社固有の戦略や、ビジネスモデルに沿った取組み・指標・目標を開示しているか）と比較可能性（標準的指標で開示されているか）の観点を適宜使い分け、又は、併せた開示は有用
- KPIの目標設定にあたり、なぜその目標設定を行ったのかが、企業理念、文化及び戦略と紐づいて説明されることは有用
- マテリアリティをどう考えているのかについて、比較可能性がある形で標準化していくことは有用
- グローバル展開をする企業は、サステナビリティ情報の開示において、例えば、人権に関する地政学リスク等、ロケーションについて着目することも有用
- 独自指標を数値化する場合、定義を明確にし、定量的な値とともに開示することは有用
- 過去実績を示したうえで、長期時系列での変化を開示することは有用
- 背景にあるロジックや、前提、仮定の考え方を開示することは有用
- 人的資本の開示にあたり、経営戦略をはじめとする全体戦略と人材戦略がどう結びついているかを開示することは有用

好事例として取り上げた企業の主な取組み①（株式会社 丸井グループ）

【開示の充実化に当たっての課題】

- 法定開示項目が定められている有価証券報告書において、人的資本に関する定量情報、特に人的資本経営のストーリーに合わせて、どのように盛り込むかについては苦労があった。



【対応策とその効果】

- ストーリー性を損なわないよう、自社の決算説明会の動画を何度も見返すとともに、決算説明を行った役員と関係のある部門に説明内容がどういうニュアンスであったかを確認することにより、担当者がストーリーをしっかりと理解した上で、開示する定量情報を選定することができた。
- この他、開示する定量情報の選定にあたっては、ISO 30414で示されている項目も参考とした。

好事例として取り上げた企業の主な取組み②（株式会社 丸井グループ）

【開示の充実化に当たっての課題】

- 人的資本に関する定量情報の開示にあたっては、開示担当部門以外の部門からの情報収集や、収集した情報をどのように開示するかについて、検討の必要があった。



【対応策とその効果】

- 経営陣が投資家との共創を通じて企業価値を向上していきたいという姿勢であることに加え、従前より、統合報告書などの開示情報の作成を部署横断で担ってきたという経緯があることで、開示担当部門以外の部門においても、失敗を恐れず開示できる情報は積極的に開示していくという開示に対する前向きなリテラシーを醸成できていたことが円滑な情報収集に繋がった。
- その上で、収集した人的資本に関する定量情報について、有価証券報告書で最終的に何を開示するかの判断は、開示担当部門に任せるという適切な権限委譲ができていたことが円滑な開示に繋がった。

好事例として取り上げた企業の主な取組み③（双日株式会社）

【開示の充実化に当たっての課題】

- 事業が多岐に渡っている場合、幅広い社会課題の全てにコストをかけて対応するのは、リソースがいくらあっても足りない。
- 選定した社会課題について、自社の事業の中で、どこに社会課題が生じる可能性があるのかを特定することに苦労した。



【対応策とその効果】

- 事業の成長に密接に関係する社会課題を特定することが大事と考え、成長と同心円化できる課題に優先的に取り組んでいる。また、優先的に取り組むべき課題への対応を長期ビジョンに盛り込んでいる。
- 社会課題の一つとして、「サプライチェーンを含めた人権尊重」を取り上げているところ、まずは全体観の把握を行った。具体的には、世の中で一般的な人権課題の全体観と、自社サプライチェーンの全体観を掛け合わせた表を作成し、サプライチェーン上の人権課題が生じる可能性があるところを把握した。
- その際、納得感が出るよう、英国のNGO「ビジネスと人権のリソースセンター」の国や業界ごとの糾弾件数のデータを整理・分析することで、感覚値ではなく、客観的なデータを示すことが可能となった。

●● 株式会社 丸井グループ (1/3) 有価証券報告書 (2022年3月期) P11-16

経営

人材

多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

■ 人的資本経営の取り組み

当社グループでは「人の成長＝企業の成長」という理念のもと、継続的な企業価値向上をめざし、2005年より17年間にわたり企業文化の変革に取り組んできました。企業文化の変革に向けて、「企業理念」「対話の文化」「働き方改革」「多様性の推進」「手挙げの文化」「グループ間職種変更異動」「パフォーマンスとバリューの二軸評価」「Well-being」等の施策を同時進行で進めてきました。

<企業文化変革のための取り組み>

1) 企業理念

当社グループの人的資本経営は「人の成長＝企業の成長」という経営理念が根本となっています。この理念について、働く理由や会社に入って成し遂げたいことなどを対話の場を設けて話し合うことで、会社のパーパスと個人のパーパスのすり合わせを行い、10年以上で4,500名以上の社員が参加しました。その結果、理念を共有できない人が退職したことで一時的に退職率は上がりましたが、その後、退職率（定年退職者を除く）は約3%前後の低水準で定着しています。また、入社3年以内の離職率は約11%と世の中の平均を大きく下回る水準で推移しており、会社と個人との「選び選ばれる関係」の基盤が構築されています。

2) 対話の文化

かつての一方通行から、双方向のコミュニケーションを通じた「対話の文化」が醸成されてきました。「1. 安全な場宣言から始める」「2. 特に目的を定めない」「3. 結論を求めない」「4. 傾聴する」「5. 人の発言を受けて発言する」「6. 人の意見を否定しない」「7. 間隔を置いて熟成させる」の7つの目安に沿って、会議やミーティングは必ず対話を交えて行われています。

3) 働き方改革

働きやすい環境の実現のみならず、仕事の本質を「時間の提供」から「価値の創出」と考える企業文化の転換をめざしています。社員によるプロジェクト活動の結果、2008年3月期には月間11時間だった1人当たり残業時間は、2022年3月期には約4.5時間まで大幅に減少しました。

4) 多様性の推進

2014年から「男女」「年代」「個人」の3つの多様性を掲げ、組織改革を推進しています。「男女」の多様性については、2014年3月期から女性活躍推進のプロジェクトをスタートし、「女性イキイキ指数」という独自のKPIを掲げて取り組みを進めた結果、2022年3月期には男性社員の育休取得率が4年連続で100%を達成し、さらに女性の上位職志向も64%まで向上しました。2022年3月期からは新たに「男性の産休取得」と「男女の性別役割分担の見直し」を目標に掲げ、より本質的な取り組みにも着手しています。

◇女性イキイキ指数（抜粋）

	14年3月期	22年3月期	26年3月期
女性リーダー比率	20	32	40
女性の上位職志向	41	64	75
男性の育休取得率100%の維持	14	100	100
男性の産休取得率(8週以内)	—	51	80
「男性は仕事、女性は家事育児」という性別役割分担意識を見直すことに、共感する人の割合	—	48	50
家庭における男性の家事・育児の分担割合	—	35	35

(%)

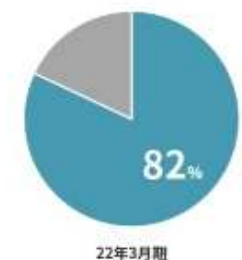
5) 手挙げの文化

10年以上にわたり、社員が自ら手を挙げて参画する「手挙げの文化」づくりを進めてきました。手挙げの文化の目的は、社員一人ひとりの自主性を促し、自律的な組織をつくり、イノベーションを創出する企業になることです。「公認プロジェクト・イニシアティブ」「中期経営推進会議」など、幅広い手挙げの機会を設け、2022年3月期には、自ら手を挙げて参画した社員の割合は約8割に達しました。

◇手挙げて参画できる取り組み



◇自ら手を挙げて参画する社員率



- 人的資本経営の取組みについて、離職率、1人当たり残業時間、育休取得率等の定量的な情報を含めて具体的に記載するとともに、多様性の推進については、「女性イキイキ指数」という独自のKPIを掲げた取組みについても具体的に記載

● 株式会社 丸井グループ (2/3) 有価証券報告書 (2022年3月期) P11-16 人材

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

6) グループ間職種変更異動

社員の手挙げに基づいて、当社グループ内の様々な事業を跨ぐ「グループ間職種変更異動」を2013年から本格的に推進し、2022年3月期までに、全グループ社員の約77%が職種変更を経験しています。2016年実施のアンケートでは、約86%が「異動後に成長を実感した」と回答しており、個人の中の多様性とレジリエンス力が育まれています。今後は、共創投資先を中心に他企業への出向にも広げ、より変化に強い人材の育成を進めます。



7) パフォーマンスとバリューの二軸評価

人事評価制度においては、業績に基づく評価だけでなく、バリューに関わる上司、同僚、部下からの360度評価を実施することで、「人の成長」という企業理念の実現をめざします。

8) Well-being

当社グループでは、一人ひとりがやりがいを持ってイキイキと仕事に取り組める活力のある組織をめざして、2016年からWell-beingに取り組んできました。CWO（チーフウェルビーイングオフィサー）で取締役執行役員の小島玲子氏を中心となり、「幹部向けのレジリエンスプログラム」や社員の手挙げによる「Well-being推進プロジェクト」を通して、組織の中での一人ひとりのしあわせを実現していきます。

<ガバナンス>

経営戦略と人材戦略の連動を図るため、2022年4月から取締役会の諮問機関として、人材戦略委員会を新設しました。委員長にはCHRO（チーフヒューマンリソースオフィサー）で専務執行役員の石井友夫氏が就任し、委員には社外取締役の岡島悦子氏が就任しました。人材戦略委員会は戦略検討委員会と連携し、人材戦略を取締役に提言する役割を果たします。

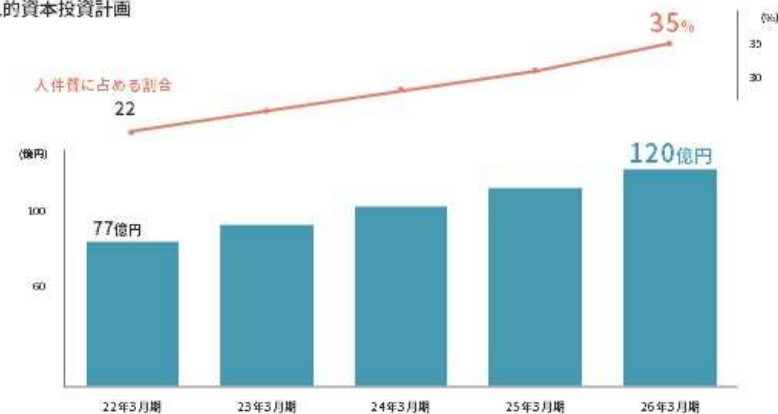
<新たな成長に向けた「人的資本投資」>

2022年3月期において、経営管理上の費用を見直し、これまで人材投資としていた教育・研修費に加え、単年度の損益項目の中で中長期的に企業価値向上につながる項目として、研究開発費に含めていた新規事業に係る人件費や共創チームの人件費、さらにグループ間職種変更異動した社員の1年目の人件費などを「人的資本投資」として再定義しています。この再定義による2022年3月期の人的資本投資は77億円となりました。これを2026年3月期に120億円まで拡大することで、持続的な企業価値の向上をめざします。

◇人的資本投資の内訳(22年3月期)



◇人的資本投資計画



- 「人的資本投資」を定義付けし、その実績の内訳や今後の計画を定量的に記載

● 株式会社 丸井グループ (3/3) 有価証券報告書 (2022年3月期) P11-16 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(参考) 人的資本に関する指標

1) 企業理念						
	単位	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期
平均勤続年数	年	15.6	16.5	17.4	18.4	19.2
	女					
	男	23.3	23.7	24.0	24.4	25.0
	計	19.6	20.3	20.8	21.6	22.3
社員離職率	%	3.1	3.6	5.7	2.6	2.9
	定年退職者除く					
	計	4.2	5.5	7.7	4.9	4.8
3) 働き方改革						
	単位	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期
社員一人当たり営業利益	万円	645	757	802	307	700
4) 多様性の推進						
	単位	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期
平均年齢	歳	40.4	41.3	41.9	42.9	43.7
	女					
	男	46.7	47.3	47.7	48.2	48.8
	計	43.0	43.9	44.4	45.3	46.0
障がい者雇用率	%	2.39	2.53	2.55	2.63	2.87
新卒採用者数に占める女性の比率	%	60.8	58.5	60.3	66.0	75.5
女性社員比率	%	44	44	45	44	45
女性リーダー数	人	643	654	657	668	694
意思決定層に占める女性の割合	%	40	47	49	52	58
意思決定層に占める女性の割合	%	11	13	13	15	17
	管理部門除く	10	12	11	12	14
執行役員に占める女性の割合	%	-	-	-	22	24
女性の上位職志向	%	67	69	67	70	64
育児休暇取得者数	人	296	248	263	229	283
	女					
	男	62	63	54	45	43
育児休暇取得率	%	100	100	100	100	100
	女					
	男	84	100	100	100	100
男性の産休取得率(産後9週以内)	%	-	-	-	36	51
男性の育児1か月以上取得率	%	-	-	-	9	2
育児休暇復帰率	%	90	69	79	87	81
	女					
	男	100	100	100	98	98
妊娠・育児のための 短時間勤務者数	人	484	496	481	483	419
	女					
	男	0	2	3	5	2
	計	484	498	484	488	421
「男性は仕事、女性は家事育児」という性別役割分業意識を 見直すことに、共感する人の割合	%	-	-	-	37	48
家庭における 男性の家事・育児の分担割合	%	-	-	-	30	35
LGBTQ研修累計受講者数	人	1,767	3,674	4,442	4,802	4,872
	社員					
	テナントさま	251	647	911	1,276	1,276
ユニバーサルマナー検定3級 累計受講者数	人	2,787	3,952	4,596	5,028	5,081
	社員					
	テナントさま	131	299	489	519	519
5) 手塚の文化						
	単位	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期
自ら手を挙げ参加する社員数	人	2,978	3,573	3,814	4,058	4,072
自ら手を挙げ参加する社員率	%	50	62	69	79	82
6) グループ間職種変更奨励						
	単位	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期
グループ会社間転職者数	人	514	460	352	287	268
グループ会社間転職者数累計		2,210	2,541	2,626	2,799	2,973
グループ会社間異動率	%	43	52	61	69	77

B) Well-being						
	単位	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期
職業性疾病発生率(OIFR)	社員	-	0	0	0	0
<新たな成長に向けた「人的資本投資」>						
	単位	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期
新卒採用者数	人	31	38	35	35	37
	女					
	男	20	27	23	18	12
	計	51	65	58	53	49
採用コスト	百万円	69	62	96	94	103
採用コスト	女	58	87	114	131	143
IT資格所有STEM人材	人	183	235	272	283	289
	男					
	計	241	322	386	414	432
人的資本投資	百万円	-	-	-	-	7,700
	人材への投資額	725	1,046	1,210	1,018	1,011
その他						
	単位	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期
社員数	人	5,548	5,326	5,130	4,855	4,654
	女	2,466	2,340	2,297	2,140	2,062
	男	3,082	2,986	2,833	2,715	2,572
	20代以下	646	560	522	461	425
	30代	1,311	1,183	1,097	938	834
	40代	1,949	1,801	1,697	1,552	1,461
	50代	1,598	1,710	1,754	1,830	1,880
	60代以上	44	72	60	74	54
平均請時雇用者数 (パートタイム雇用者数)	人	1,325	1,207	1,095	1,068	1,091
	女					
	男	317	313	358	399	439
	計	1,642	1,520	1,453	1,487	1,530
社員の給与および手当の総額	百万円	31,537	30,869	29,484	26,497	27,568
社員の平均報酬(中央値)	万円	449	472	465	484	483
	女	-	-	352	359	352
	男	-	-	444	443	438
管理職の平均給与 (基本給のみ)	万円	-	-	757	749	752
	女					
	男	-	-	790	791	791
執行役員の平均給与(役付)	百万円	-	-	-	-	-
	女					
	男	-	-	-	-	47
執行役員の平均給与	百万円	-	-	-	-	28
	女					
	男	-	-	-	-	28
組合加入社員比率	%	94	94	95	93	93
労働災害による負傷者数	社員	61	78	72	55	55
労働災害による死亡者数	社員	0	0	0	0	0
休業災害発生率(LTIFR)	社員	-	0.83	0.94	0.91	0.55

■ 非管理職・管理職のそれぞれにおける男女別の平均給与等、人的資本に関する各種指標の実績を詳細に記載

● 双日株式会社（1/4） 有価証券報告書（2022年3月期） P21-26 経営

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

● 「サステナビリティ チャレンジ」 “サプライチェーンを含めた人権尊重” に向けた取り組み

当社グループは、グローバルに事業を展開する総合商社として、多岐に亘る業界のサプライチェーンに関わっています。そのため、サプライチェーン上の人権尊重に努めるべく、環境・人権リスクの把握及び低減を図っています。

取り組みにあたっては、「国際人権章典」及び国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」を支持し、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」のフレームワークに沿って推進しています。

＜「ビジネスと人権に関する国連指導原則」が定める人権対応のフレームワーク＞



・ 当社取り組みの全体観

前中期経営計画において、一般的な環境・人権リスクの高い「高リスク事業分野」における、グループの該当状況を特定し、各事業現場での対応状況を確認しました。「中期経営計画2023」では、この土台をより強固なものにしつつ、さらに当社グループ方針の周知・課題認識の徹底を図ります。



・ 方針の策定・周知

当社グループは、「国連グローバル・コンパクト」の10の原則などを踏まえて、「双日グループ サプライチェーンCSR行動指針※」を策定しています。サプライヤーやグループ会社に対して、当社方針の周知を行うと共に、以下に掲げる項目の理解と実践を求めています。

双日グループ サプライチェーンCSR行動指針

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| 1. 従業員の人権尊重 | 6. 法令遵守・詐欺防止の徹底 |
| 2. 従業員の強制・児童労働を防止、労働時間・最低賃金の確保 | 7. 製品・サービスの品質・安全性確保 |
| 3. 雇用における差別禁止 | 8. 環境保全、環境汚染の予防 |
| 4. 従業員の結社の自由、団体交渉権を尊重 | 9. これらの情報の適時・適切な開示 |
| 5. 従業員への安全労働衛生確保 | |

本方針への重大な違反が報告された場合の対応

サプライヤーや取引先等の関連するステークホルダーに改善対応を求めます。改善がなされない場合、取引を見直します。

※双日グループ サプライチェーンCSR行動指針、人権方針、環境方針の詳細は、当社Webサイトをご参照ください。 <https://www.sojitz.com/jp/csr/relatedpolicies/>

グループ内においては、「人権尊重が経営の最重要課題の1つである」という認識を徹底するため、各社から「人権尊重への理解と事業現場への認識徹底」を行う旨の確認書を取得しています。また、サステナビリティ推進室がこれらのグループ各社の責任者との直接対話を通じ、方針や取り組みの周知及び現場意見の聴取を行っています。

- サプライチェーンを含めた人権尊重に向けた取り組みについて、全体像やグループの行動指針等を具体的に記載するとともに、詳細情報の参照先としてWebサイトの掲載箇所を記載

● 双日株式会社（2/4）有価証券報告書（2022年3月期） P21-26 経営

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

・ リスク評価

当社グループの事業は多岐に亘り、川上から川下までサプライチェーンに広く関わっています。英国NGO「ビジネスと人権リソースセンター」が保有する環境・人権リスクの発生事例データベースをもとに、当社グループの事業の中でも特にリスクが高い事業分野を特定すると共に、サプライチェーン全体において一般的にどの位置で環境・人権リスクが発生しやすいか、分析・確認をしています。



サプライチェーン上の環境・社会リスクに対する当社グループの該当状況

リスクの高い事業分野	代表的なサプライチェーン				
	利益・森林開発	権益採掘・原材料栽培	原料・部品製造・加工	卸	小売・サービス
石油・天然ガス	土地収用	環境汚染	○	○	○
鉱物	土地収用、森林破壊	環境汚染	○	○	○
木材	森林破壊	労働問題	○	○	○
パーム油	土地収用、森林破壊	労働問題	○	○	○
砂糖	土地収用、森林破壊	労働問題	○	○	○
繊維	○	労働問題、排水汚染	労働問題、排水汚染	○	過剰廃棄物
化学品	○	○	大気、排水汚染	○	○
食品	○	○	○	○	労働問題
通信	○	○	○	○	情報漏洩

上記で特定した高リスク事業分野に対し、以下のPDCAによる確認を行う体制を構築しました。

- ①グループ内、取引先を対象とする網羅的なアンケートの実施
- ②グループ会社各社へのヒアリングを通じたモニタリング
- ③現地実査を含む人権デューデリジェンスの実施

・ 改善・救済／実績開示

特定した高リスク事業分野については、当社グループ会社のみならずサプライチェーンにおける対応について問題がないことを確認しました。その上で、外部専門家の意見も聴取し、さらに強化・改善すべき事項の洗い出しを行っています。これら高リスク事業分野において、PDCAサイクルを通じた継続的な改善を進め、適時・適切な開示を行います。

■ リスクが高い事業分野を特定し、サプライチェーン全体のどの位置で環境・人権リスクが発生しやすいかについて分析した結果を図示しながら具体的に記載

●● 双日株式会社（3/4） 有価証券報告書（2022年3月期） P21-26 人材 多様性 DX

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

2) 組織や人材の変革に向けた取り組み

● 人材戦略に関する基本方針

当社グループでは、2030年の目指す姿として「事業や人材を創造し続ける総合商社」を掲げています。多様性と自律性を備えた個の成長が、企業の価値創造の源泉であると考え、人材戦略を支える3つの柱として「多様性を活かす」、「挑戦を促す」、「成長を実感できる」を据えています。「多様性を競争力に」をテーマに、社員の多様なバックグラウンドを活かし、多角的な視点からマーケットニーズを発掘すると共に、Hassojitizプロジェクト（後述）をはじめとする「挑戦」の機会を設け、所属本部外での海外トレーニーなど新たな経験を積み、「成長」を実感できるサイクルを繰り返すことで、社員の成長が当社の成長へとつながる仕組みづくりを推進しています。

＜当社の成長に向けた人材戦略＞



当社では、人事施策の浸透度を定量的に効果測定しながら当社の人づくりを実行するため、2021年6月に以下のとおり「人材KPI」を設定しました。外部環境や人事施策の浸透状況に応じて柔軟な見直しができるよう動的KPIとし、場合によっては具体的施策の見直しなども踏まえながら、モニタリングする体制を整えています。

＜人材KPI（動的）と2021年度の実績＞

Input/Output (人的資本拡充/活用)				Outcome 価値創造	
カテゴリ	KPI	(KPI進捗)	(目標値)		
女性活躍	女性総合職 海外・国内出向 経験割合	19%	34% 6pt	40% (2023年度)	女性社員比率 50%程度 (2030年度) 女性役員比率 20%程度 (2030年度)
デジタル 人材	デジタル基礎 研修修了者	0%	2021年 12月より 展開開始	100% (2023年度)	デジタルエキスパート比率 25%程度 (2030年度)
外国人 人材	海外グループ会社 CxO	40%	40%	50% (2025年度)	
挑戦	チャレンジ指数	51%	2022年 7月 集計 予定	70% (2023年度)	挑戦指数 ・本人希望 90%以上維持 成長・貢献実感指数 90%以上維持
成長実感	〇設定したチャレンジ目標 に対する上場評価				
健康経営	二次健診受診率	20%	49%	70% (2023年度)	
育児休暇	育児休暇取得率 〇 内は男性取得率	68% (56%)	87% (83%)	100% (2023年度)	

多様性と自律性を備える「個」の集団

事業経営できる力
発想・起業できる力
巻き込み・やりきり力

2030年 事業や人材を創造し続ける総合商社

社員を支える 職場環境の実現

- 人的資本や多様性に関する指標について、カテゴリごとにKPIを設定し、その目標と実績を定量的に記載

●● 双日株式会社（4/4）有価証券報告書（2022年3月期） P21-26 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

〔人事施策の柱①「多様性を活かす」〕

当社では、人材の多様性を、変化の激しい市場環境に対応し、常に迅速に事業創造できる組織の力へと変えるため、女性、外国人、様々な経験を持つキャリア採用者など、多様な人材の採用、起用を積極的かつ継続的に行いつつ、それぞれの特性や能力を最大限活かせる職場環境の整備や管理職層の教育などの取り組みを進めてきました。これら多様な社員から、新たな着想や意見を多面的かつ効果的に取り込むことで、双日の価値創造につなげる環境づくりを目指しています。

○ 女性活躍推進

当社では、ダイバーシティマネジメントの専任組織を設け、人事部とも協調しながら、各種施策を実施しています。2030年代に女性社員比率50%程度を目指し、中長期の視点で、当たり前前に女性が活躍する環境づくりを進めています。将来的に組織の意思決定に関わる女性社員を増やしていくために、各世代層のパイプライン形成と経験の蓄積、キャリア意識の醸成に注力しており、女性総合職の海外・国内出向経験割合を2023年度に40%とするKPIを設定するほか、女性課長職比率などについても、目標を設定しています。

2021年度には以下の取り組みを実施しました。

- 一 積極的な女性総合職の新卒採用及び中途採用の継続
- 一 女性管理職の登用促進
- 一 若手女性総合職の海外・国内出向経験割合の向上
- 一 30歳前後の女性総合職を対象とした経営陣によるメンタープログラムの実施
- 一 管理職層を対象にしたエグゼクティブプログラムなど外部研修への派遣

■女性活躍関連目標と進捗



女性活躍の目標に掲げる女性総合職の新卒採用比率は2018年度以降継続して30%以上を維持（2022年4月入社的女性総合職比率は44%）しており、昨今では女性の中途採用も強化しています。加えて、積極的な女性の管理職登用を進めた結果、2022年4月時点で女性課長職比率は10.5%となり、2023年度の目標を前倒しで達成しました。また、ライフイベント前に海外トレーニーや海外駐在を経験できるようキャリアの早回しを積極的に進めており、女性総合職の海外・国内出向経験割合は34%まで向上しています。加えて、内部昇格および社外からの人材獲得により、女性の執行役員数は2022年6月現在で2名となっています。

このほか、当社は女性がキャリアを止めることなく活躍できる環境を整えることが重要であると考え、早期復職支援や柔軟な働き方の推進による仕事と育児の両立支援にも取り組んでいます。2022年4月には、男性社員の育児参加の促進を念頭に育児制度の改定を行いました。男性が積極的に育児参加することで、職場全体が育児への理解を深めると共に、育児を応援する職場環境の醸成にもつながると考え、管理職を含む全社員を対象に新たな育児制度の説明会を実施しました。人材KPIとして育児休暇取得率100%を設定し、性別に関わらず活躍できる職場、組織、会社を目指し、業務効率化やチームマネジメント力の強化にも取り組んでいます。また、多様な属性・価値観を持つ社員の個を活かし、組織の成果につなげるダイバーシティマネジメントの重要性を伝える施策として、部長研修ではアンコンシャスバイアスをテーマとした研修を行ったほか、全部課長向けにeラーニングでイクボス研修を実施し、「双日イクボス宣言」への賛同を確認しています。

これらの様々な女性活躍推進の取り組みにより、2022年3月には、女性活躍推進に優れた上場企業を表彰する「なでしこ銘柄」に6年連続6回目の選定をされました。

（ご参考）

■ 双日、なでしこ銘柄に6年連続で選定（2022年3月）

<https://www.sojitz.com/jp/news/2022/03/20220323.php>

■ 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画（2021年度～2023年度）」

<https://www.sojitz.com/jp/csr/employee/pdf/kodo2021.pdf>

- 女性活躍の推進に向けた取組みについて、中長期の段階的なKPIを設定し、その目標と実績の定量的な情報を含めて具体的に記載

● カゴメ株式会社（1/4）有価証券報告書（2021年12月期） P37-40 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

＜多様性の尊重／人的資本の拡充＞

持続的な成長を実現するためには、多様な知と知の組み合わせによる新たな価値創造が不可欠です。そのために、自律的にキャリアを構築できる人材づくりと、多様な視点を活かし機能させる組織風土の醸成を進めます。



① ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）

経営戦略上の位置付け

カゴメにおけるダイバーシティ推進は、持続的に成長できる強い企業になるための経営戦略の一つです。従業員それぞれの多様な考え方や経験を活かすことで、新しい価値創出を目指します。

第3次中期経営計画における、ダイバーシティの取り組み

2014年から開始した「働き方の改革」は、個人の事情や制約があっても「働きやすい」環境づくりを目標とし、各種人事制度・施策の導入や、各組織でのマネジメントにより、様々な改善に取り組み、「働きやすさ」は大幅に向上しました。

第3次中期経営計画においては、ダイバーシティ&インクルージョンのステージを一段上げ、心理的安全性の確立やプロジェクト型の成長機会の提供などを通じ、多様な考え方やバックグラウンドを持つ人材を活かす環境づくりに取り組むことで、イノベーションが生まれやすい素地を整備します。



ダイバーシティ&インクルージョンの取り組み

2022年度重点活動(テーマ)	
■	多様な考え方、バックグラウンドを持つ人材を活かす土台として、「本音で意見が言い合える」心理的安全性の高い職場づくりに向けた取り組みを強化する。
■	多様な考え方、バックグラウンドを持つ人材が活躍できる環境づくりに向け、ダイバーシティ&インクルージョン推進領域を拡充。特に「SOGI※」「障がい者活躍」領域の取り組みを強化する。
※SOGI：Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字。性的指向及び性自認という概念を表す言葉	

具体的な取り組み
心理的安全性の浸透

- 職場風土に与える影響が大きく、チームづくりの要となる管理職のマインド・スキル向上のための施策の展開
- ダイバーシティ&インクルージョン推進の目的理解と心理的安全性を浸透させるための活動体として「ダイバーシティ委員会」を位置づけ、ボトムアップ活動を推進
ダイバーシティ&インクルージョン推進領域の拡充
- SOGIや障がい者に対する理解啓発(ソフト)と制度・環境整備(ハード)を両輪とする取り組みの推進
- ダイバーシティ委員会内に有志サークル・コミュニティを立ち上げ、重点テーマに関わる最新動向研究や委員会活動アイデアを発表



ダイバーシティDAY2021の様子。2021年度のテーマは「多様性を活かす風土づくり」とし、グーグル合同会社執行役員人事本部長の谷本美穂氏の特別講演とトークセッションを実施しました。

■ ダイバーシティ&インクルージョンについて、経営戦略上の位置付けや取り組みを具体的に記載

●●● カゴメ株式会社（2/4）有価証券報告書（2021年12月期） P37-40 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(1)

女性活躍の推進

カゴメは2040年までに、社員から役員まで各職位の女性比率を50%にすることを長期ビジョンに掲げ、女性活躍の推進に取り組んでいます。

女性比率50%はイノベーションを生み出すために多様な集団となるための指標の一つです。これにより、多様な人材にとって働きがいがあり、多様性が活かされる組織になることで、イノベーションを創出し、持続的な成長を実現していきます。

女性活躍推進法 行動計画(2022年3月までの目標値)

目標1	総合職新卒採用における女性割合を60%以上にする。	▶	58% (2021年4月入社者)
目標2	2010年度前後(9~11年度前)採用女性の継続就業割合を男性比1.0以上にする。	▶	1.0 (2010~2012年入社者)
目標3	2017~2019年採用女性の3年後継続就業割合を男性比1.0以上にする。	▶	1.0 (2年後経過時点)
目標4	管理職(課長級以上)に占める女性割合を12%以上にする。	▶	8.4% (2021年11月1日時点)

(2)

② 人権への配慮

カゴメグループ行動規範の一つ「人権の尊重」

カゴメ「行動規範」には3つの柱があり、その一つが「人権の尊重」です。

「人権の尊重」には、カゴメグループ従業員の日頃の行動の軸となることが3点示されています。

カゴメグループ 行動規範(「人権の尊重」を抜粋)

個人の尊重	差別の禁止	ハラスメントへの取り組み
個人とそのプライバシーを尊重し、従業員を持つ多彩な能力と多様性を最も価値のある資産として認め合います。	職場においては、すべての人を公正・公平に処遇します。人権の侵害となる、あらゆる不当な差別を絶対に許しません。	社内外を問わずあらゆるハラスメントを生まない、許さない風土を作り出します。見て見ぬふりは致しません。

人権の尊重を実行する取り組み

1. 原材料・サプライチェーン

安心・安全な原材料の調達のもと、ビジネスパートナーである調達先とともに持続可能な社会の実現に貢献するために「CSR調達方針」、及び国内外の調達先に対しての具体的事項である「カゴメサプライヤーCSR行動指針」を制定しました。これらをもとに、人権へ配慮した調達活動を推進しています。

参考リンク：<https://www.kagome.co.jp/company/csr/supplier/>

2. 職場におけるハラスメント

ハラスメントは、防止のための仕組みがあっても、防止する意識が下がれば減らない根深い問題です。当社は誰もがハラスメントを行う可能性があることを自覚して相手を思いやって行動し、相談しやすく見て見ぬふりをしない風土を作るために、ハラスメントに対して毅然とした対応を行います。

参考リンク：<https://www.kagome.co.jp/company/csr/management/compliance.html>

対策

方針：	「行動規範」「ハラスメント撲滅実施細則」の制定・トップメッセージ
教育：	「ハラスメント撲滅実施細則」と「事例集」の読み合わせ
モニタリング：	ハラスメント実態調査
報告・相談：	内部通報制度
公正な処分：	懲戒処分及び報告

(3)

③ 人的資本の拡充

自律的にキャリアを構築できる人材づくり

経営戦略の実現のためには、当社で働く一人ひとりが「強い個人」となるために、社員が自律的にキャリアを構築できる仕組みづくりが不可欠です。「強い個人」とは、人材市場において高い価値を身に付けた人であり、そのような人材を育て、その層を厚くすることは、人的資本を拡充することにつながります。また従業員が「カゴメで働いてよかった」と実感できる、そして、優秀な人材を惹き付けられる魅力的な企業となるための仕組みの拡充を進めています。

自律的なキャリア構築を支援する主な制度

自己申告制度 (全従業員が対象 年1回)	中長期のキャリアプランや能力開発の取り組みを上司・部下間で共有し、人材育成に活用する制度。当人のキャリア形成のために、自己申告の内容に対する会社(事業所長・直属上長)のコメントをもとに、直属上長と面談を実施
キャリア異動希望制度・社内公募制度(希望者のみ)	自分から手を挙げることによって希望する仕事に就けるチャンスを増やす制度
カフェテリア型教育・研修	各従業員のニーズに合った能力開発支援型の教育・研修
キャリア研修・キャリアカウンセリング	自らのキャリアを自律的に構築する機会の提供 人材育成担当・キャリアアドバイザーによるキャリアカウンセリング

- (1) 女性活躍の推進に関する目標と実績を定量的に記載
- (2) 人権の尊重に関する行動規範や取組みを端的に記載するとともに、詳細情報の参照先としてWebサイトの掲載箇所を記載
- (3) 人的資本の拡充に対する考え方やキャリア構築を支援する制度を端的に記載

●● カゴメ株式会社（3/4） 有価証券報告書（2021年12月期） P37-40 経営 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

人材育成担当とは

人的資本の向上につながる「個人の人材価値」を上げる支援のため、カゴメでは、「人材育成担当」という職責があり、社員のキャリア自律をサポートする役割を担っています。従業員一人ひとりと向き合い目指したいキャリア像や将来やりたい仕事を聞き、それに基づいたアドバイスを行うことで、本人による課題解決へとつなげていきます。2021年度は610名の面談を実施しました。また、人材育成担当は、経営へのブリッジの役割も担っています。現場の声を拾い上げ、現場の人事課題を明らかにして経営に伝えることで、社員の考えや事業を考慮した適所適材の配置を実現しています。



人事部人材育成担当 大澤 博明

採用の多様化

多様な価値観を持つ人材がお互いを尊敬しつつ、十分に意見を戦わせることからインベーションは生まれるという考え方のもと、女性活躍はもちろん、中途採用においても広く門戸を開き、人材基盤の強化を図っています。2020年には中途採用の方法を刷新し、Webサイト上でのキャリア登録制を導入しており、現在、約2,600名の方に登録していただいています。今後も総採用数の2～3割が中途採用者であるという割合を確保し、中核人材に育成していきます。

TOPICS 自律的なキャリア形成につなげる、多様な経験の場の提供

第3次中期経営計画での人材戦略の一つである「キャリア自律につながる、主体的に学ぶ場の強化」の施策として実施された異業種交流研修に参加しました。

経営理論をもとに5社合同で課題に取り組み、自社の常識にとらわれずに何度もディスカッションを繰り返す中で、カゴメの強みや課題について客観的に考えることができました。

参加企業のメンバーとは今後も議論の機会を設け、学んだことを持ち帰り、組織の強化に活かしていきたいと思っています。



グローバルコンシューマー事業部 柴田 紗希

カゴメ健康経営宣言

2017年には「カゴメ健康7ヶ条」を制定し、「カゴメ健康経営宣言」を行いました。2020年12月には、(株)日本政策投資銀行が行う「DBJ健康経営（ヘルスマネジメント）格付」において、最高ランクの格付を取得しました。さらに、2021年3月には、経済産業省及び日本健康会議主催の「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」に認定されました。



内容	2019	2020	2021
健康診断に関する状況			
受診率(%)	100	100	100
特定保健指導実施率(%)	72.0	84.8	88.7
ストレスチェックに関する状況			
受診率(%)	95.7	93.3	92.0
高ストレス者比率(%)	7.4	7.6	8.3
喫煙率の推移(%)	20.8	19.5	16.2

健康経営推進体制

2016年にカゴメアックス(株)に専任組織を設置し、事業所全てに産業医を選任、保健師とともに、健康管理を推進しています。また、2018年には、「健康推進委員会」が発足し、事業所独自で主体的に健康増進活動を行っています。

産業保健体制

国内の全事業所に健康管理担当窓口を設け、産業保健スタッフ（産業医、保健師）が連携しながら、従業員への面談などを実施し、フィジカルヘルス、メンタルヘルスの両面で不調者の早期発見、保健指導などを行っています。

健康管理・健康増進施策に関する状況

「カゴメ健康7ヶ条」に基づき健康施策を推進しているほか、カゴメ健康保険組合とも連携して、独自健診である「カゴメけんしん」などを毎年実施しています。

従業員の健康リテラシーの向上

従業員一人ひとりの心身の健康を保つためには、カゴメ従業員の健康状態の見える化と共有、正しい知識習得が必要と考え、2017年から「カゴメ健康レポート」を発刊するとともに、従業員向けの研修などを実施しています。

参考リンク：

<https://www.kagome.co.jp/company/about/philosophy/healthandproductivity/>

④ 健康経営の推進

当社は、企業が健全であるためには、従業員一人ひとりが心身ともに健康であることが重要だと考え、積極的に従業員の健康管理に取り組んでいます。

参考リンク：

<https://www.kagome.co.jp/company/about/philosophy/healthandproductivity/>



- (1) 人的資本の拡充に関する取組みを具体的に記載
- (2) 健康経営に関する取組みについて、特定健康保険指導実施率や高ストレス者比率等の推移状況等の定量的な情報を含めて具体的に記載

● カゴメ株式会社（4/4）有価証券報告書（2021年12月期） P37-40 経営 人材

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

担当役員メッセージ



常務執行役員
CH0(人事最高責任者)
有沢 正人

第3次中期経営計画では、既存領域において新たな価値を創造し、成長ドライバーとなる新たな事業の育成や探索を加速させます。この経営戦略を実行するためには、従業員が働きがいを感じることによって自発的に行動し、変化に対応しながら新たな挑戦を続けることが重要です。また、経営戦略と人事戦略を連動させることにより、多様な個人が活躍する人材ポートフォリオを構築し、一人ひとりが個性を活かして活躍することで、組織を活性化することが必要となります。第2次中期経営計画期間中においては、働きやすさの整備、中途採用の拡大、働きがいの見える化、従業員の自律的なキャリア形成を可能とする制度などを整備してきましたが、まだ目指す姿とのギャップがあります。具体的な課題としては、エンゲージメントサーベイの導入によって浮彫りとなった「挑戦する風土」への展開、心理的安全性の浸透、公正な差がつく評価の仕組み構築、シニアの職務開発などが挙げられます。第3次中期経営計画においては、「働きがいの向上」を重点課題とし、働き方（働きやすさ、多様な経験機会の提供）、人材開発（評価報酬、配置登用、能力開発）、多様な人的集団（採用、能力発揮）の3つの切り口から課題を設計し、価値創造につながる制度、仕組み、風土の醸成をスピーディーに進めることにより「人的資本の拡充」に努めます。

私は、人件費はコストではなく価値創造につながる投資であると考えています。長期的な成長を見据え、経営戦略をいかに実行するかという観点から、人材戦略を実行していきます。

- 人材戦略に関して認識している課題や今後の取組みに関する担当役員のメッセージを具体的に記載

●● 三井物産株式会社（1/2）有価証券報告書（2022年3月期） P25-27 経営 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(4)人材戦略（ダイバーシティ&インクルージョン）

①基本的な考え方

当社グループでは、多様なバックグラウンドを持つ人材がグローバルで活躍しています。採用地や性別によらず、社員一人ひとりがお互いを認め合い、刺激を受け合いながら能力を最大限に発揮し、ビジネスに新たな価値をもたらすことを目指しており、特に以下の観点を重視し、ダイバーシティ経営を推進しています。

(1)多様性を力にする組織づくり

多様な個の「違い」を力に変える組織風土や働き方により、一人ひとりが活躍できる環境づくり

(2)多様な人材の活躍促進

採用地や性別等に関係なく、多様なバックグラウンドのプロ人材の活躍を推進している。特に、国内においては女性の活躍推進に注力する一方、女性活躍が相対的に進んでいる海外拠点では、それぞれの拠点で採用された人材の活躍推進に注力している

(3)弛まぬ「挑戦と創造」

「多様性を力に」を当社グローバルで共通のValuesのひとつとして、持続的な競争力の源泉と位置づけ、事業活動における先見性に繋げ、変革を生み続ける

②ダイバーシティ経営推進体制

当社では、ダイバーシティ経営の推進にあたり、経営会議の諮問委員会としてダイバーシティ推進委員会を設置しています。委員会は人事管掌役員（CHRO）を委員長とし、人事総務部長、経営企画部長に加え、委員長が別途指名する委員から構成されています。当連結会計年度は「別途指名する委員」として、海外現地法人役員（現地採用Executive Vice President）や事業本部長を含む5名（内、女性3名、外国籍1名）が指名され、計8名の多様なバックグラウンドを有するメンバーで推進しました。

当連結会計年度においてダイバーシティ委員会は、以下の通り3回開催され、各委員会の出席率は全て100%でした。委員会においては、当社における女性活躍推進、また、海外の現地法人・各拠点で採用された社員の活躍推進に向けた指標管理やアクションプランのモニタリングを行いました。また、「多様性を力にする組織」の実現に向けたMitsui Engagement Survey（当社及び当社グループ社員を対象としたEngagementに関するアンケート、以下「MES」）の結果概要を確認し、全社施策の討議を行いました。なお、MESの概要は「⑥社員エンゲージメント」をご参照ください。各委員会の議事録はイントラネットを通じて当社社員、並びに現地法人社員に広く公開しています。

（2022年3月期ダイバーシティ推進委員会概要）

日程	主要なテーマ
第1回 2021年6月16日	年間活動計画、各指標の確認、女性活躍推進（経営会議メンバーによるスポンサーシップ）
第2回 2021年11月19日	多様な人材（海外拠点の採用社員・本社に於ける女性社員）の活躍推進に向けた施策協議、改正育児・介護休業法の対応、D&I Week 2021総括
第3回 2022年2月8日	D&I推進に向けた委員による講演と討議、年間アクションプランと指標のモニタリング、Mitsui Engagement Survey結果確認

(2)

③女性の活躍推進

当社グループの使命である「挑戦と創造」を強化し、イノベーションを通じたビジネスの推進には多様性が不可欠です。さまざまな事業領域において多くの女性が活躍していますが、当社（単体）における女性社員の活躍推進をさらに加速する必要があります。この為、2025年3月期までに女性管理職比率10%を達成することを目標として掲げています。同目標を達成する中で管理職以上の女性の活躍を後押しすべく、2020年からWomen Leadership Initiativeプログラムを通じたライン長候補の育成を強化しています。加えて、2021年からは経営会議メンバーがスポンサーとなり1年間かけてシニアリーダー候補の女性社員に対しキャリアに関する助言や指導を行い、ストレッチアサイメント（一段目線の高いチャレンジとなる業務機会の提供）に繋げるSponsorship Programを実施しています。当連結会計年度に当社（単体）へ入社した担当職社員172名（新卒・キャリア採用合計）の内、女性は58名（33.7%）となります。

（当社（単体）における女性管理職数・比率推移）

	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	目標 (2025年3月末)
女性管理職数（名）	234	250	267	-
管理職比率（%）	7.0%	7.5%	8.0%	10.0%

（2022年3月期の当社（単体）採用人員数）

	男性（名）	女性（名）	女性比率
新卒入社	71	43	37.7%
キャリア入社	42	13	23.6%
配偶者転勤による再雇用入社	0	2	100%
キャリア入社（元当社社員）	1	0	-
	114	58	33.7%

(3)

④男性社員による育児目的休暇の取得

2022年3月期は、当社（単体）における男性社員の育児休業等、育児目的休暇の取得率は54.3%となりました（前期比+8.7%）。

（男性社員による育児休業等、育児目的休暇の取得率）

	2021年3月期	2022年3月期
男性育児休業取得者数（名）	82	102
取得比率（%）	45.6%	54.3%

- (1) ダイバーシティ経営の推進にあたって設置した委員会の活動内容を具体的に記載
- (2) 女性活躍の推進について、女性管理職比率の推移状況や採用した担当職社員別の女性比率等の定量的な情報を含めて具体的に記載
- (3) 男性社員の育児休業取得率の推移状況を記載

● 三井物産株式会社（2/2）有価証券報告書（2022年3月期） P25-27 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

⑤海外拠点における人材の活躍

各国、地域に根を深く張ったビジネスを展開していくため、当社グループの海外拠点（現地法人・支社支店・事務所）において人材の活躍推進に力を入れています。2018年より、変革を積極的に推し進める先導者を育成することを目的としたChange Leader Program (CLP) を実施しています。世界各国から選抜された社員が、経営幹部との対話やリーダーシップなどをテーマにした集中討議を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響で2020年はオンラインでChange Leader Business Meetupを開催し、日本を含む世界各国の次世代リーダー候補が参加し、中期経営計画2023で定めたStrategic Focusをテーマにグループで討議し新規事業の提案を行いました。今後は、日本を含む他国拠点での勤務経験を提供し、グループでの適材適所の配置・活躍を加速していきます。また、三井物産人材開発(株)では、当社グループの海外拠点だけではなく、グループ各社で働く世界中の社員を対象とした教育・研修の企画運営の提供も行っています。

⑥多様なキャリアの提供

当社の多様なプロ人材が自らの強みを発揮し、その成果と貢献が適切に評価され、誰もが成長を実感しながら自ら果敢にキャリアを切り開くことにより、「個」の成長と会社の成長がつながる正のスパイラルを実現することを目指して中期経営計画期間において人事制度の一部を改定しました。具体的には、①事業経営者インセンティブプランや、関係会社の主要ポジションのサクセッションマネジメント（後継者育成）強化、②所定の任用・昇格要件や年齢に関わらず、適任者が上位ポジションでより大きな役割・職務にチャレンジできるキャリアチャレンジ制度、③従業員向け株式報酬制度が挙げられます。また、2023年3月期からは、複線型人事制度であるExpertバンドを導入し、従来のラインマネージャーを前提とした職群に加えて、高度な専門性を蓄えた人材のためのキャリアパスを備えることにしました。また、HR Strategy Meetingとして社長と人事管掌役員（CHRO）、人事総務部長、各事業本部長・コーポレート各部部长は、重要ポジションのサクセッション管理を議論するための会議をそれぞれ年に一回行っています。この会議では、バックグラウンドの多様な任用候補者（女性、海外拠点で採用された社員など）の活躍状況と育成方針が確認されています。

⑦社員エンゲージメント

社員一人ひとりの意欲を高め、組織としての力につなげていくことを企図し、2018年からMitsui Engagement Survey (MES) を実施しています。3回目となる2021年には当社（単体）・海外現地法人に加え国内外の主要な連結子会社22社が参加し、総勢約13,000名の社員による調査を実行しました。調査では「社員エンゲージメント」と「社員を活かす環境」の二軸が測定され、各現場に於いてよりよい組織づくりに向け活用されていると共に、「多様性を力に」する為の重要な経営データとして経営会議や取締役会にも報告し、人事戦略の策定に活用されています。なお、MES2021の結果は、「社員エンゲージメント」が71%（前年比+1%）、「社員を活かす環境」が69%（前年比横ばい）でした。

- 人材戦略について、海外拠点における人材の活躍、多様なキャリアの提供及び社員エンゲージメントの観点から、実施している取組み、社内制度、サーベイの実施結果等を具体的に記載

● 株式会社サンゲツ（1/4）有価証券報告書（2022年3月期） P13-14、P17-20

経営 人材 多様性 SDGs

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

2. ESG課題に関するマテリアリティ

当社グループは、社会的要請や当該業界の重要テーマを踏まえ、社会及び長期投資家にとっての重要度と当社事業の持続的成長への影響からマテリアリティを特定しました。これらのテーマは、長期ビジョンの実現に向けた重要項目でもあり、事業計画と連動しながらPDCAサイクルを回していきます。

1) マテリアリティの特定プロセス

以下のプロセスにより、マテリアリティを特定しています。



2) 長期ビジョンとマテリアリティテーマ

抽出したマテリアリティは、社会及び長期投資家にとっての重要度と当社事業の持続的成長への影響からマッピングを行うとともに、長期ビジョンや関連するSDGsと紐づけています。



ESG項目	マテリアリティ(重要課題)	長期ビジョン			関連SDGs
		Inclusive	Sustainable	Enjoyable	
Environment	事業活動における環境負荷(GHG、エネルギー、廃棄物)		●		13, 14, 15, 17, 25
	サプライチェーンの環境負荷(GHG、廃棄物)		●		
	ロングライフ商品の開発		●		
	見本帳リサイクル		●		
Social	製品安全性	●	●	●	1, 2, 3, 4, 5, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 25
	品質安定性	●	●	●	
	調達面での供給安定性	●	●	●	
	受注・在庫・出荷・配送面での供給安定性	●	●	●	
	コミュニティへの参画	●			
	個人情報、データセキュリティ	●	●	●	
	施工力(職人)の確保	●	●	●	
	楽しさあふれるデザインの創造と知的財産の保護			●	
	デザインするよるごびの提供			●	
	サービスと価格の適切なバランス	●	●	●	
Human Capital	社員の健康と能力開発	●	●	●	3, 4, 5, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 25
	社員エンゲージメントの向上	●	●	●	
	従業員のダイバーシティ・インクルージョン	●	●	●	
	現場遂行力の維持・強化	●	●	●	
Governance	独立性・客観性・透明性のあるコーポレートガバナンス	●	●	●	1, 2, 3, 4, 5, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 25
	コンプライアンスの徹底による実力強化	●	●	●	

ESG課題に関するマテリアリティの特定プロセスを記載するとともに、「社会及び長期投資家にとっての重要度」と「自社事業の持続的成長」の観点で整理したマテリアリティの重要性を图示しながら平易に記載

●● 株式会社サンゲツ（2/4）有価証券報告書（2022年3月期） P13-14、P17-20 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

（中略）

4. 人的資本、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に向けた取り組み
 当社グループは、ブランドステートメント“Joy of Design”のもと、さまざまな空間創造を通じた“デザインするよろこび”の提供を目指しています。豊かな感性が重要な価値を持つ「デザイン」を経営の軸とする当社にとっては、社員一人ひとりが自らの個性を多様性として活かし、互いに尊重しあいながら成長することが、事業における強い原動力となります。この力を最大限に生み出すために、ダイバーシティ&インクルージョンや健康経営といった施策を通じ、社員が自らの仕事に誇りを持って生き生きと働き、社会に新たな価値を提供する企業を目指しております。人的資源やダイバーシティ&インクルージョンに関しては、下記の方針を掲げ、それぞれについて具体的な取り組みを行っています

1) ダイバーシティ&インクルージョン

■サンゲツグループダイバーシティ基本方針

サンゲツグループを取り巻く国内外の外部環境の変化がますます激しくなる中で、強固な事業基盤を築き持続的な発展に繋げていくためには、多様化する需要分野・地域・お客さまに対し、多様な機能や商品、深い専門性をもったサービスの提供が不可欠です。

サンゲツグループは、性別・年齢・国籍・人種・宗教・障がいの有無・性自認及び性的指向等にかかわらず、従業員一人ひとりの個性を多様性として活かし、挑戦・革新し続ける風土の醸成や仕組みの充実を推進します。

背景や感性、価値観などの違いによる新たな視点や発想を、豊かな創造性につなげる「ダイバーシティ・マネジメント」を経営の中核に据え、多様化する市場の要請を捉えながら、成長実現に向けた重要施策として取り組んでいます。

■具体的な取り組み

①女性活躍支援

戦略的な人事制度改革の実践にあたり、女性活躍推進法に基づく自主行動計画を実行しています。女性社員が自身の強みを活かして活躍できる組織及びそれを支援する制度づくりを目的とし、人事部内にダイバーシティ&インクルージョン推進担当を配置し、目標達成に向け各種施策を展開しています。性別にかかわらず、社員の知見・経験や専門性を組織に活かすことを目指し、2021年度から3年間の行動計画に沿ってダイバーシティ&インクルージョンを推進しています。

女性活躍推進法に基づく行動計画

目的	女性社員が長く働き続け、自身の強みを活かし、活躍できる組織及びそれを応援する風土の実現
計画期間	2021年4月1日～2024年3月31日までの3年間
目標①（定量）	管理職層に占める女性割合2022年度までに20%とする
目標②（定量）	正社員の有給休暇取得率を75%以上とする
目標③（定性）	社員全体の長時間労働是正

実施策

キャリア形成支援	<ul style="list-style-type: none"> 女性社員及び上司に対するキャリア形成支援と支援スキル向上研修の導入 多様なキャリア選択が可能な人事制度検討
男女格差の解消	<ul style="list-style-type: none"> 男性育児休暇制度の整備と取得啓蒙
働き方改革の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク勤務等、柔軟な働き方に関わる制度の再整備と拡充及び積極活用の促進 業務効率化のためのDX推進

(2)

②多様な人材の活躍支援

当社では、従業員の多様性を活かすことで、一人ひとりの意欲や能力を最大限発揮することを目指し、新たな価値創造を組織にもたらすべく、経営戦略の一環としてさまざまな取り組みを行っています。多様な人材の活躍を支援するための施策として、柔軟な働き方を実現する各種制度をはじめ、退職した社員の再雇用や正社員登用を促進する「ジョブリターン制度」や障がい者雇用の推進、性自認及び性的指向等を問わず働きやすい職場づくりなどを進めています。また、ヘルプライン（相談・通報制度）にて各種相談を受け付けています。

③LGBTQに関する取り組み

サンゲツグループ人権方針、サンゲツグループダイバーシティ基本方針を掲げ、性別、年齢、国籍、人種、宗教、障がいの有無、性自認及び性的指向などにかかわらず、従業員一人ひとりの個性を多様性として活かし、挑戦・革新し続ける風土の醸成や仕組みの充実を推進することを社内外へ周知しています。こうした考えから、LGBTQを積極的に支援するためのヘルプラインの設置やALLYステッカー掲示による意志表明支援などに取り組んでいます。

※ALLY（アライ）：LGBTQを積極的に支援し、行動する人のこと。

サンゲツALLYステッカー



- (1) 女性活躍の推進に向けた行動計画や実施策を端的に記載
- (2) 多様な人材の活躍を支援するための施策やLGBTQに関する取り組みを端的に記載

● 株式会社サンゲツ（3/4） 有価証券報告書（2022年3月期） P13-14、P17-20 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

■実績（単体）

当社では、中期経営計画（2020-2022）〔D.C.2022〕において、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に向けた定量目標を設け、取り組みを進めています。目標と2021年度までの進捗は、以下の通りです。

〔ダイバーシティ&インクルージョンの推進に向けた定量目標〕

2023年3月期目標

- ①女性管理職比率：20.0%以上
- ②障がい者雇用率：4.0%以上

〔上記目標における進捗状況〕

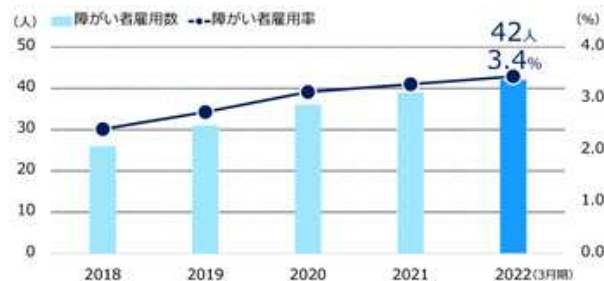
①女性管理職比率

女性が自身の強みを活かして活躍できる組織と制度づくりを進めた結果、女性管理職比率は17.9%となっています。



②障がい者雇用率推移

障がいを持つ方の雇用率は、法定雇用率2.3%を越え3.4%となっています。



- 女性管理職比率及び障がい者雇用率の推移状況を図示しながら定量的に記載

株式会社サンゲツ（4/4）有価証券報告書（2022年3月期） P13-14、P17-20 **人材** **多様性**

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

2) 人材育成

■人材育成方針

- 自己変革に挑戦する社員を尊重し、成長・活躍・自己実現の場を提供する。
- ・社員の人生設計・成長を促進する教育機会を提供する
 - ・昇格昇進の拡大と早期化により現場での経験を積ませ、将来の管理職、経営層の育成を行う
 - ・計画的に多様な仕事を体験させ、活力を生み出す人材配置を行う

■具体的な取り組み

①「変革」と「組織強化」の土台としての制度運用

当社グループでは、人事制度や研修制度等を通じ、当社の将来を担う社員の育成に努めています。人事制度においては、社員が経営を担う事業基盤の整備として、「社員のモチベーション向上」「経営の健全性の実現」「社員の安心感の維持向上」を目指した制度を運用しつつ、変化の激しい時代に対応する、柔軟かつ強靱な組織構築に向けた、新人事制度改革を進めました。2022年4月に運用をスタートした新人事制度は、職能型と職務型のハイブリッド型とするとともに、プロフェッショナル人材創出を目指したプロ系コースを新設するなど、社員のモチベーションとエンゲージメントの向上を目指した仕組みとなっています。研修制度においても、新型コロナウイルス感染症の影響で対面での開催が難しい中で、オンラインを活用し、年齢や役職に応じたキャリア研修・階層別研修を実施したほか、社長と社員が会社の課題や展望について直接語り合う「社長対話集会」を実施し、社員のスキル向上とコミュニケーションの醸成に努めました。

②働き方の多様性

社員が生き生きと働ける「働きがい」のある職場を目指し、さまざまな労務管理の改善強化策を実施しています。フレックスタイムやテレワークなどの柔軟な勤務制度をはじめ、「Google Workspace※」などICT技術の活用、ベビーシッター費用の助成、民間保育所との業務提携など、社員のワークライフバランスを推進するための取り組みを多面的に行っています。

※Googleが提供するクラウドコンピューティングで、生産性向上のためのグループウェアツール。

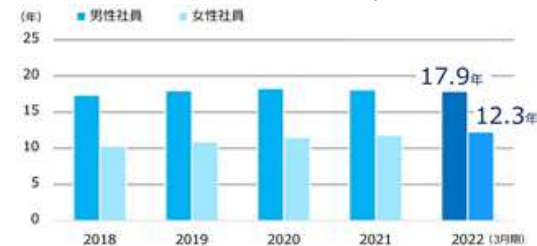


■実績（単体）

多様な人材がモチベーション高く働くことを目指した、人材育成に関連する実績推移は以下の通りです。

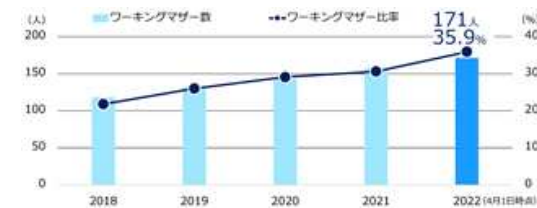
①平均勤続年数

社員一人ひとりが意欲を持って仕事にチャレンジできる、働きがいのある会社を目指しています。その結果を示す指標の一つとして、平均勤続年数は男女ともに安定した推移を示しています。



②ワーキングマザー比率

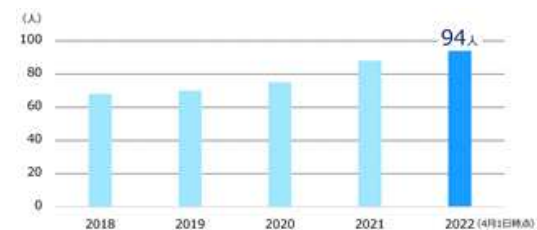
子育て期間中の社員が継続して就業できる制度や環境づくりを推進しています。女性社員におけるワーキングマザー比率は、年々増加しています。なお、2022年より、ワーキングマザーの定義を「子のいる女性社員全員」から、「18歳未満の子のいる女性社員」へと変更しています。



※ワーキングマザー比率：ワーキングマザー人数÷女性正社員人数

③育児短時間勤務利用者数

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備の一環である「育児短時間勤務」の利用者数は年々増加しています。



- 人材育成や働き方の多様性に関する指標として、平均勤続年数、ワーキングマザー比率、育児短時間勤務利用者数の推移状況を図示しながら定量的に記載

● J. フロント リテイリング株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年2月期） P31-32 経営 多様性

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

①JFRグループが目指すサステナビリティ経営

JFRグループは、2021年度からスタートした中期経営計画において、サステナビリティ経営の考え方を明確にし、グループビジョンである“くらしの「あたらしい幸せ」を發明する。”ことのゴールとして「Well-Being Life（心身ともに豊かなくらし）」を掲げました。

新型コロナウイルスの感染拡大により世界が一変し、社会構造や消費構造が変わろうとしており、小売業に求める価値も変化しつつあります。不透明感が増す中、サステナビリティへの取り組みを推進し、グループビジョンを実現していくために、私たちは、コロナ禍を経たこれからの新しい豊かさ、安心、幸福につながるモデルについて、熟慮し、論議を重ねました。その結果、私たちが目指すべきグループビジョンのゴールは、すべての人の「Well-Being Life（心身ともに豊かなくらし）」の実現との結論に至りました。（図1）

当社グループが考える「Well-Being Life」とは、従来の物質的豊かさ、経済的豊かさに加え、精神的豊かさ（知的、文化的豊かさ）、身体的豊かさ、社会的豊かさ、そしてそれらを取り巻く環境の豊かさを実現した「心身ともに豊かなくらし」です。JFRグループは、世界中、日本中の文化に根差すモノ・コトと消費者をつなぎ、「美」「健康」「高質」「カルチャー」「信頼」と「持続可能性」「つくる人とつかう人をつなぐ能力」を掛け合わせた視点で提案することで、ステークホルダーの皆様の「Well-Being Life」を実現していきます。

図1 サステナビリティ経営の全体像



サステナビリティ経営とは、社会課題の解決と企業成長を両立する経営です。当社グループのサステナビリティ経営は、価値創造ストーリー＝「社会的課題の解決と同時に、経済価値と社会価値をどう両立させるのか」を突き詰めて、CSVを実現していくフェーズに入りました。当社グループが取り組む重要課題である7つのマテリアリティ（表1）をベースにした価値創造ストーリーを描き、実践し、お客様、従業員、お取引先様などすべてのステークホルダーの「Well-Being Life（心身ともに豊かなくらし）」を実現していきます。

当社グループは、今後もサステナビリティへの取り組みを推進し、日本政府の掲げる「脱炭素社会の実現」に企業として貢献するとともに、事業の成長を通してひとつでも多くの社会課題を解決することに取り組んでいきます。

(2)

表1 JFRグループが取り組む7つのマテリアリティ

マテリアリティ	2030年度KGI	JFRグループの持続可能な社会の実現に向けたコミットメント
脱炭素社会の実現	脱炭素社会をリードし次世代へつなぐ地球環境の創造	私たちは、かけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐため再生可能エネルギーの調達拡大や、省エネルギーの徹底等に全社一丸となって取り組み、脱炭素社会の実現に貢献します
サーキュラー・エコノミーの推進	サーキュラー・エコノミーの推進による未来に向けたサステナブルな地球環境と企業成長の実現	私たちは、お取引先様やお客様との協働により、新たな環境価値を生み出すための革新的なビジネスモデルを創造し、サーキュラー・エコノミーにおける競争優位性を獲得します
サプライチェーン全体のマネジメント	お取引先様とともに創造するサステナブルなサプライチェーンの実現	私たちは、お取引先様とサステナビリティに対する考え方を共有し、共に社会的責任を果たすことを通じて、サプライチェーン全体で持続可能な未来の社会づくりに貢献します。
	お取引先様とともに創造するサプライチェーン全体での脱炭素化の実現	私たちは、お取引先様とともに、環境に配慮した製品やサービスの調達等に取り組むと同時に、再生可能エネルギー化、省エネルギー化に取り組み、サプライチェーン全体での脱炭素社会の実現に貢献します。
	お取引先様とともにサプライチェーンで働く人々の人権と健康を守るWell-Beingの実現	私たちは、お取引先様とともに、サプライチェーンで働く人々の人権が守られ、健康に働き続けることができる職場環境づくりを実現します。
地域社会との共生	地域の皆様とともに店舗を拠点とした人々が集う豊かな未来に向けた街づくりの実現	私たちは、地域のコミュニティ、行政、NGO・NPOとともに、店舗を拠点として、地域資産をいかした持続可能な街づくりに貢献します。また、地域の魅力を発掘・発信することで、街に集う人々にワクワクするあたらしい体験を提供します。
お客様の健康・安全・安心なくらしの実現	未来に向けたお客様の心と身体を満たすWell-Beingなくらしの実現	私たちは、お客様の心身ともに健康なくらし、安心なくらしに寄り添う高質で心地よい商品やサービスを提供することにより、お客様それぞれの自分らしいWell-Beingと心豊かなワクワクする未来を提案します。
	未来を見据え安全・安心でレジリエントな店づくりの実現	私たちは、防災や感染症リスク、BCP(事業継続)に対応し、店舗のレジリエンスを高めます。また、それと同時にデジタルを活用したオペレーションを構築することで、安全・安心に配慮した新しい顧客接点を創造し、社会の期待に応える店づくりを推進します。
ダイバーシティ&インクルージョンの推進	すべての人々がより互いの多様性を認め個性を柔軟に発揮できるダイバーシティに富んだ社会の実現	私たちは、多様性と柔軟性をキーワードにステークホルダーすべての人がダイバーシティの本質である異なる個性や視点を大切に、多様な能力を発揮できる企業をつくります。また、多様な個性や能力が相互に影響し、機能し合うこと（インクルージョン）により、イノベーションを生み出し、多様なお客様の期待に応え事業の成長を目指します。
ワーク・ライフ・インテグレーションの実現	多様性と柔軟性を実現する未来に向けた新しい働き方による従業員とその家族のWell-Beingの実現	私たちは、ニューノーマル時代の新しい働き方として、多様性と柔軟性をキーワードにした働き方を促進し、同時に心身健康を保ちます。これにより、従業員と家族のWell-Beingを実現し、組織の生産性向上につなげます。

- (1) サステナビリティ経営に対する考え方を図表を交えて具体的に記載
- (2) マテリアリティの項目ごとにKGIとコミットメントを端的に記載

● オムロン株式会社（1/3）有価証券報告書（2022年3月期） P15-18、P23、P27-28

経営

人材

多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

④サステナビリティ経営の実践

サステナビリティ課題への取組みも大きく進化させてきました。

VG2020では、事業戦略とサステナビリティ重要課題の双方を同様に重要と位置付けて企業価値向上に取り組みました。2017年度にスタートした中期経営計画においてはサステナビリティ目標を組み込み、取締役の中期業績連動報酬に、第三者機関の調査に基づくサステナビリティ評価の採用などを実施してきました。また、全社でのサステナビリティマネジメント構造を構築し、取締役会の監視・監督の下、執行部門においてサステナビリティ課題への取組みを推進しました。具体的には、制御機器事業において、モノづくり現場のデジタルトランスフォーメーション（DX）化を加速するソフトウェア拡充するなど革新アプリ累計247件の創出、ヘルスケア事業においては、血圧計の累計販売台数3億台の実現やグローバルでの遠隔診療サービス拡充など、事業を通じて社会的課題の解決を行ってきました。

また、VG2020期間および2021年度を通じて海外重要ポジション現地化比率は2011年度の31%から2021年度は80%へ、障がい者雇用率は2014年度の2.4%から2021年度は3.1%となり、2022年3月の国内の法定雇用率2.3%を大きく上回る水準での障がい者雇用を実現しております。温室効果ガス排出量削減への取組みにおいては、オムロンの省エネ技術を自社のサイトに徹底的に取り入れ2016年度比で排出量を当初目標の4%削減を上回る50%削減を実現するなど、サステナビリティ課題への対応を確実に進化させることができました。

<VG2020期間および2021年度での主なサステナビリティ課題への取組み成果>



(注) 1 RBA：Responsible Business Allianceの略。電子業界を中心とするグローバルなCSRアライアンス。RBAに準拠したセルフチェックを実施。
2 Boost5：心身の健康状態を把握するための重点テーマ5項目（運動・睡眠・メンタルヘルス・食事・タバコ）を選定し、指標化したもの。

なお、2021年度に設定した注力ドメインのサステナビリティ目標、およびその他のサステナビリティ目標は以下のとおりです。

<事業を通じて解決するサステナビリティ課題の目標と実績（2021年度）>

サステナビリティ重要課題		2021年度目標	2021年度実績
制御機器事業	労働力不足や、高度化・多様化するモノづくりへの対応	・i-Automation ¹ を具現化するアプリケーション創出、制御技術確立、新商品創出	・革新アプリ創出：77件/年 ・モノづくり現場のDX化を加速するソフトウェア拡充
ヘルスケア事業	高血圧由来の脳・心血管疾患の発症増加	・遠隔診療サービスを創出し、新しい高血圧治療のあり方を社会に提案 ・グローバルでの家庭血圧測定普及を加速し、血圧計の累計販売台数3億台を実現	・グローバルに遠隔診療サービス拡充 ・血圧計累計販売台数3億台実現
	全世界で増加する呼吸器疾患	・遠隔診療など、呼吸器疾患サービス事業創出のための関連素材を拡充	・製薬会社との共同開発進行中
社会システム事業	CO ₂ 排出増による地球温暖化	・太陽光システム：累計出荷容量：10.7GW ・蓄電池システム：累計出荷容量：900MWh	・太陽光システム：10.8GW ・蓄電池システム：900MWh

■ サステナビリティ課題への主な取組みについて、定量的な情報を含めて具体的に記載

● オムロン株式会社（2/3）有価証券報告書（2022年3月期） P15-18、P23、P27-28 経営 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(1)

＜ステークホルダーの期待に応えるサステナビリティ課題の目標と実績（2021年度）＞

サステナビリティ重要課題	2021年度目標	2021年度実績	
人財マネジメント 人財アトラクションと育成	企業理念実践に向けTOGA ¹⁾ の発展的継続	・取組みの進化によって共感・共鳴を拡大	
	海外重要ポジションに占める現地化比率： 4分の3（75%）	・現地化比率：80%	
	エンゲージメントサーベイ実施によるPDCA加速	・VOICE ²⁾ より230件の改善計画立案	
ダイバーシティ& インクルージョン	女性管理職比率：8%（グループ国内）	・女性管理職比率：8%達成（123名、前年比+21名）	
	障がい者雇用における法定雇用率以上の雇用人数拡大（国内）	・（国内）障がい者雇用率：3.1%（法定雇用率2.3%）	
従業員の健康	（国内）健康経営浸透度の向上、Boost5の3項目達成度：80% （海外）OMCX ³⁾ 毎に設定する健康経営/Boost5目標の達成	・（国内）3項目達成度：49.4%（前年比+4.1P） ・（海外）OMCX：各エリア目標達成	
労働安全衛生	OSH国際規格認証取得生産拠点数： 生産高の80%を占める拠点での取得維持	・OSH取得カバー率：87%	
	推進人財の統括配置：全対象サイト	・人財配置全対象サイト達成（推進人財配置230名）	
人権の尊重と 労働慣行	人権デューデリジェンスのマネジメントシステム化、委託先・派遣会社社員の人権リスク管理プロセスの運用対象拡大	・構内サプライヤー（計96社）に対して、人権リスク管理を先行実施	
	リスク分析/是正実施の生産拠点数：全生産拠点	・全生産拠点 ⁴⁾ で大きなリスクは無いことを確認	
ものづくり・環境	製品安全・品質	新規開発品の製品安全アセスメント実施率、製品安全アセスメントの進化	
	サプライチェーン マネジメント	重要仕入先について新基準のRBAスコアで85点以上の維持・向上	
	温室効果ガス 排出量の削減	再利用率可能な樹脂成形材料の廃棄量： 15%削減（2019年度比）	・成型樹脂廃棄量：16.7%
		環境貢献量＞生産拠点のCO ₂ 排出量	・環境貢献量：881＞生産拠点のCO ₂ 排出量：109（kt-CO ₂ ）
	化学物質の適正な 管理と削減	温室効果ガス排出量総量削減： 47%削減（2016年度比、1.5℃シナリオで設定）	・温室効果ガス排出量削減：50%
		電子体温計と電子血圧計等の普及による水銀削減： 65t/年	・水銀削減：66t/年
リスクマネジメント	揮発性有機化合物(VOC)の使用量の把握	・VOC使用量の把握完了	
	誠実で公正な 事業活動	・OGR ⁵⁾ の浸透とアップデート完了	
情報セキュリティ・ 個人情報保護	オムロングループのグローバル全拠点浸透	・世界標準に則した中計策定完了	
	情報セキュリティ 高度化についての 中長期計画策定と実行 着手	・世界標準に則した中計策定完了	

- (注) 1 TOGA：the OMRON Global Awardsの略で、2012年にスタートした、企業理念実践の物語をグローバル全社で共有しオムロンの強みの源泉である企業理念を全社員に実践させ、共感と共鳴の輪の拡大を促す取組み。
TOGAについての詳細や事例については弊社HPをご参照ください。
<https://www.omron.com/jp/ja/about/corporate/vision/initiative/#fourth>
- 2 VOICE：社員エンゲージメントサーベイ
- 3 OMCX：エリア本社
- 4 当社グループの生産高80%以上を占める生産拠点（軽微な生産は除く）
- 5 OCR：オムロングループルール
- 6 以下のサステナビリティ目標に対する2021年度の実績は、第三者機関による限定的保証業務を受け、今年度発行の統合レポートに掲載する予定です。
・海外重要ポジションに占める現地化比率
・女性管理職比率
・障がい者雇用率
- 7 以下のサステナビリティ目標に対する2021年度の実績は、オムロンコーポレートサイトに掲載し、ビューローベリタスジャパン株式会社による限定的保証業務により第三者保証等を実施中であり、2022年6月中に完了する見込みです。
・温室効果ガス排出量（Scope 1・2、およびScope 3カテゴリ 1, 2, 3, 6, 7）
・環境貢献量
- 8 上記限定的保証業務は、いずれも国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準（ISAE）3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠した業務です。

(2)

これらの取組みの結果、オムロンは社外から高い評価を得ています。VG2020期間および2021年度を通じ、財務価値に加え、サステナビリティ課題への取組みを強化することで、オムロンは、DJSIワールドをはじめ世界標準のさまざまなインデックスへ組み入れや表彰を受けています。

＜第三者評価の推移＞

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
Dow Jones Sustainability Indices	DJSI-AP	DJSI-World	DJSI-World	DJSI-World	DJSI-World	DJSI-World
S&P Global Sustainability Award	-	-	-	-	Gold Class	Silver Class
CDP (気候変動)	B	B	B	A-	A-	A-
EcoVadis	-	-	SILVER	GOLD	PLATINUM	GOLD

(中略)

- (1) サステナビリティ重要課題に関する目標と実績を端的に記載するとともに、詳細情報の参照先としてWebサイトの掲載箇所を記載
- (2) サステナビリティに関する第三者評価の状況を記載

● オムロン株式会社（3/3）有価証券報告書（2022年3月期） P15-18、P23、P27-28 経営 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(1)

・人が活きるオートメーション
 オムロンは、人と機械の関係性によって、オートメーションを代替、協働、融和の3種類に分類しています。
 「代替」は、機械が人の作業を担うオートメーションであり、いわゆる機械による自動化というレベルです。その次の段階の「協働」は、機械が人と共に働くオートメーションです。人と一緒に作業ができる協調ロボットの出現により、この協働のオートメーションが、今後進化していきます。そして、「融和」では機械が人の可能性や人間らしさを引き出し、機械が人に合わせ、自律化を促します。オムロンは、これら様々なオートメーションを最適に組み合わせる事で人の能力を最大限発揮させるオートメーションを、「人が活きるオートメーション」と定義し、その活用によって社会的課題を解決していきます。

＜人が活きるオートメーションとオートメーションの拡張＞



⑥長期ビジョン「SF2030」の前提となるサステナビリティ重要課題
 長期ビジョン「SF2030」およびSF 1st Stageは、サステナビリティ重要課題との完全統合を図って設定しました。サステナビリティ重要課題の特定に向けた検討においては、長期ビジョン「SF2030」の方向性を検討した段階で、企業理念と存在意義、2030年とさらにその先の社会からのバックキャスティング、環境や社会の持続可能性に貢献するための企業への要請の3つの観点から抽出した課題に対して、社内での議論および外部有識者との対話による示唆を踏まえて、経営レベルで議論を重ねた結果、最終的に長期ビジョン「SF2030」においては以下の5つのサステナビリティ重要課題を決定しました。
 (i) 事業を通じた社会的課題の解決
 事業を通じた社会的課題の解決により、社会価値を創出するとともにオムロンの持続的な成長を牽引する
 (ii) ソーシャルニーズ創造力の最大化
 オムロンの持続的成長のために競争力となるビジネスモデルの進化と新たな事業創出の取組みの拡大
 (iii) 価値創造にチャレンジする多様な人財づくり
 オムロンの持続的成長の源泉となるオムロンで働く多様な人財の能力やスキルを引き出す人財マネジメントの進化

(iv) 脱炭素・環境負荷低減の実現
 気候変動を「機会」と「リスク」の二側面から捉えた企業としての社会的責任の実践と更なる競争優位性の構築
 (v) バリューチェーンにおける人権の尊重
 企業の社会的責任として、自社のみならずバリューチェーンで働く人々の人権の尊重に対する影響力の発揮

(2)

(中略)

①ダイバーシティ&インクルージョンの加速
 ダイバーシティ&インクルージョンの加速では、成長意欲ある人財への積極的な投資を従来比3倍強の3年累計60億円まで拡大することや、すでに管理職には導入されているジョブ型人事制度を順次一般社員まで拡大することに加え、社会的課題解決の成果を分かちあうための取組み・制度として、企業理念実践の場であり、社会課題解決事例への共感の場であるTOGAのさらなる進化や、新たにグローバルの全ての管理職を対象にした業績連動株式報酬制度を導入により強化するなどの人事施策を加速いたします。
 これらの施策の推進により、付加価値額を人件費で割って算出する人的創造性を、2024年度では2021年度比で7%向上させます。この指標は一人ひとりの能力発揮による価値創造の成果指標であり、重要な戦略目標と位置付けています。
 その他のダイバーシティ&インクルージョンの取組みは以下の通りです。

＜ダイバーシティ&インクルージョン加速に向けた人財施策の進化＞

	人財施策の進化	成果指標	2024年度 目標
多様な人を 惹きつける 情熱と能力を 解放し イノベーションを 創造する 共創と成果を 共有する仕組み	価値創造をリードする専門人財のグローバルでの採用	人財ポートフォリオ 充足率	人的創造性* (2021年度比) +7%向上 <small>*人件費あたり 付加価値額</small>
	グローバル重要ポジションの現地化推進	80%以上	
	次世代リーダーの育成による女性活躍の推進	グローバル女性管理職比率 18%以上	
	キャリア・雇用形態・働き方の多様な選択肢の拡充	VOICE SEI (iii) 70%以上	
	成長意欲のある人財への投資	人財開発投資 3年累計額60億円	
	役割責任・スペシャリティを定めるジョブ型人事制度	ジョブ型人事制度 導入率	
	成長と挑戦を後押しする“応援文化”の醸成	VOICE&360°FB 該当スコア	
社会的課題解決の成果を分かち合う取組み・制度	・TOGAの進化 ・グローバル視野への中期 連動株式報酬制度導入		

(注) VOICE SEI:社員エンゲージメントサーベイにおけるSustainable Engagement Index

(1) 人的資本の活用に対する考え方を端的に記載
 (2) ダイバーシティ&インクルージョンの取組みを定量的な情報を含めて具体的に記載

●● アンリツ株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P13 経営 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(1)

③ サステナビリティ推進活動、ダイバーシティ推進等

国際社会のサステナビリティ課題は、2015年9月、国連総会において全会一致で「持続可能な開発目標（SDGs）」として定められました。当社は、温室効果ガスの排出削減計画をSBT（Science Based Targets）イニシアチブに提出し、2019年12月には、この計画に掲げた目標が気候変動に関する政府間パネルIPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）の気候科学に基づく削減シナリオに整合しているとして、この計画を承認いただきました。これには再生可能エネルギー（以下、「再エネ」といいます。）電力証書の購入も計画しておりましたが、当社グループの事業遂行に必要な電力を自前でも発電していく取組みがSDGsの目指す姿に適うものと考え、再エネ自家発電（PGRE：Private Generation of Renewable Energy）を重視することにしました。そこで、2020年4月に「Anritsu Climate Change Action PGRE 30（以下、「PGRE 30」といいます。）」を策定し、温室効果ガス削減に向けて果敢に挑むこととしました。PGRE 30は、一部の子会社を除いた2018年度の当社グループの電力使用量を基準に、再エネの一つである太陽光自家発電比率を、2018年度の0.8%から2030年頃を目途に30%程度にまで高めていく野心的な目標となります。主要拠点である神奈川県厚木市、福島県郡山市、米国カリフォルニア州Morgan Hillの3地区に自社消費用の太陽光発電設備を導入・増設し、PGRE 30に取り組むことで、SDGsの目標7のターゲット7.2に掲げる「2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再エネの割合を大幅に拡大させる」という目標達成に貢献してまいります。なお、当社は、2021年6月30日付で気候関連財務情報タスクフォース（TCFD）の提言への賛同を表明しました。サステナビリティレポート2021では、当社の事業活動において影響度の大きいリスクや機会について2℃シナリオと4℃シナリオ別に分析するなど、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」などTCFDのフレームワークに準じた開示を行っています。今後も気候変動への取り組みとTCFD提言に基づく情報開示に努めてまいります。

当社グループは、誠実な企業活動を通じてグローバルな社会の要請に対応し、社会課題の解決に貢献してこそ企業価値の向上が実現されると考えています。その基本的な考え方を定めた「サステナビリティ方針」には、国連で採択されたSDGsアジェンダの5つのP、すなわち、People、Planet、Prosperity、Peace、Partnershipの要素が包含されています。当社グループは、「安全・安心で豊かな社会の発展への貢献」、「人と地球にやさしい未来づくりへの貢献」、「人権の尊重と健康で働きがいのある職場づくりの励行」、「公正で誠実な活動の実践と経営の透明性の維持向上」、「ステークホルダーとの強固なパートナーシップの構築」を目標に据え、「誠と和と意欲」をもってグローバル社会のサステナビリティ及び世界共通目標SDGsに貢献することを通じて、企業価値向上を目指してまいります。

(2)

当社グループにおける従業員の採用においては、技術職、事務職を問わず、外国籍人材のほかジェンダー平等に配慮した人材の採用を進めており、国内においては女性の積極採用、教育研修プログラムの改善等により女性社員の比率、女性幹部職の人数が徐々に高まっています。仕事と育児等の両立支援については、出産の前後や育児における休暇・休業・職場復帰制度、時短勤務制度等の諸制度を設けるなど、働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組んでいます。加えて、従業員向けの自己啓発プログラムについては、自らの価値観・強み・ライフスタイルに基づき、「学びたいとき、学べるときに、学びやすい方法で、自ら学ぶ」をコンセプトに、自らが学ぶテーマを内発的に設定し、自己向上を図ることを目指すものとして刷新されています。諸制度の利用を希望する者が、性の別を問わず、共に安心して仕事と育児等の両立が図れるように、ダイバーシティ推進を総合的に所管する部門が中心となって、すべての従業員に対し、関連する情報の提供・周知、意識啓発等を行い、理解促進に努めています。自覚しにくいアンコンシャス・バイアスに対する気づきを行動変化につなげていく趣旨のeラーニングも採り入れました。これらの取組みにより、最近の傾向として、男性従業員による育児休暇制度の利用が進んでいます。また、当社は、働き方の改革“ライフワークバランス”の推進に向け、就業時間管理の徹底、会議の時間短縮・効率化の推進等を通じた長時間労働の削減にも努めており、これは従業員の健康を守るとともに、育児、介護等を行いやすくすること、ひいては生産性を向上させてイノベーションを起こし、企業価値の向上につながるものと考えております。

なお、当連結会計年度末時点におけるグローバルにみた女性の活躍状況は以下のとおりです。

■ 幹部職に占める女性の割合（女性幹部職数÷全幹部職数）（単位：％）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
日本	1.3	1.0	1.1	1.8	2.3	2.8
米州	24.7	23.0	20.2	18.3	17.9	21.6
EMEA ※	19.7	22.1	23.5	21.6	24.2	20.3
アジア他	21.7	21.6	24.1	23.4	24.0	23.7
グローバル連結	10.2	9.9	10.5	10.4	10.8	10.9

※ EMEA (Europe, Middle East and Africa): 欧州・中近東・アフリカ地域

当社グループは、皆様とともに進歩と進化へ向けて歩み続けていきたいという強い思いを込めて、2021年度からブランド・ステートメントを「Advancing beyond」に刷新し、皆様に発信しています。さらなる高みを目指すとともに、お客様のビジョン実現を通じ社会のサステナビリティに貢献したいという姿勢を示しています。今後とも経営資源を最大限に活かして安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献し、企業価値の向上に努めてまいります。

- (1) サステナビリティに関する基本的な方針を企業価値向上の観点から踏まえて具体的に記載
- (2) ジェンダー平等に関する取組みについて、エリア別の幹部職に占める女性割合の推移状況を含めて記載

● 豊田合成株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P19-20 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

②社会の分野（S）

従業員向けにエンゲージメントサーベイを実施し、従業員の本音を聞き取り会社施策や職場の改善につなげる活動を推進しています。また従業員の健康も重要な経営課題と捉え、健康意識や知識を行動に変え職場単位の健康づくりに注力するなど健康的で働きやすい職場環境づくりを進めました。これらの取り組みは社会的にも高い評価をいただき2022年3月 経済産業省と東京証券取引所により「健康経営銘柄2022」に初めて選定されました。

多様な人材が活躍できる風土と仕組みづくり

ア) 人材戦略

現在の自動車業界は、CASEやカーボンニュートラルなど、大きな構造変化と社会課題に直面しています。

当社が継続的に成長するために、コアとする自動車部品事業においては、新技術・製品開発などを通じて、社会課題の解決につながる新たな価値を創造し、お客様である自動車メーカーに対して積極的に提案していきたくと考えています。また、新規事業領域においてもマーケットを自ら開拓して、エンドユーザーに魅力的な製品やサービスをお届けすることが必要と考えています。

当社はこれまで、お客様である自動車メーカーのニーズに応えるべく、技術開発や品質・コスト・納期の継続的な改善とグローバルな供給網の構築に取り組み、成長を続けて来ました。これからは従来の取り組みに加え、新たな価値やサービスの提供に取り組んでいきます。

大きな環境変化の中で当社のさらなる成長を支える人材の育成は最重要のテーマです。これまでも当社が大切にしてきた価値観「TG Spirit」と仕事の進め方の基本である「PDCAサイクル、問題解決手法」は、誠実に真摯に仕事を進める上で当社の強みであり、今後も浸透と徹底を図っていきます。さらには、将来のあるべき姿に向けて自ら解決すべき課題を設定し、シナリオと実行計画を描き実現することができる能力の強化に努めています。従業員一人ひとりの意識転換と能力開発を図るとともに、組織全体として風通しの良い、明るく前向きな風土を築く活動に取り組んでいます。

人材戦略の3つの柱

1. 人材育成の促進

- ①グローバル経営幹部候補の育成
- ②部・室長が組織のビジョンを明確に示す「マネジメント宣言活動」
- ③未来のあるべき姿からバックキャストで考える「ビジョン構築型問題解決研修」
- ④若手社員を対象とした「3年後立ちプラン」、「海外育成志向」
- ⑤DX推進を担う「デジタル人材育成」
- ⑥製造現場の技能を高める「保全技能伝承道場」、「金型技能伝承道場」

2. 多様な人材の活躍

- ①女性管理職の育成を促進する「チャレンジプログラム」
- ②積極的な「キャリア採用」と採用時の受け入れ研修
- ③シニア社員による一層の活躍促進のための「65歳定年制」
- ④障がい者雇用

3. いきいきと働きやすい風土づくり

- ①電子決裁やテレワークの促進など、ITを活用した「働き方改革」
- ②「エンゲージメントサーベイ」による組織課題の明確化と対策実行
- ③社内管理職・監督者を対象とした「ハラスメント防止研修」
- ④育児や介護と仕事を両立できる各拠点活動
- ⑤記念体育館「エントリオ」とスポーツクラブ活動
- ⑥健康経営

区分	項目	2021年度実績	2025年度目標
1 人材育成の促進	幹部人材を対象とした研修の受講者数	54名	65名
	海外出向経験者比率（管理職、専技職）	22.7%	25% 以上
	DX 人材の育成人数	94名	270名
2 多様な人材の活躍	女性管理職の人数	30名	40名
	中途採用者の管理職比率	31.0%	30% 以上
	ローカル幹部比率（海外関係会社の副社長以上）	28.3%	40% 以上
3 いきいきと働きやすい風土づくり	障がい者雇用	2.78%	法定雇用率達成（国内グループ全体）
	平均残業時間	12.3H/月・人	10.0H/月・人以下
	年休取得率*	97.3%	90% 以上
	エンゲージメントサーベイ結果	56%（肯定的評価）	65% 以上

※ 2021年度（管理職除く）

（表2）2025年度の重点項目の目標値

- 人材戦略の重点項目を端的に記載するとともに、関連する指標の実績と目標を記載

● 東急株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P21 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

（5）人材戦略

中期3か年経営計画の人材戦略について、変革のための原動力として従業員の“個”の最大化を支援することにより、企業価値の最大化を図ることを目指しております。

人材戦略のひとつの要素であるダイバーシティマネジメント（多様性を生かす組織づくり）については、劇的に変化する社会環境や経営状況、従業員の多様化において必須のものと認識し、制度・風土・マインドの3つの観点から各種取り組みを進めております。具体的には、制度面では働く時間や場所の柔軟化（フレックスタイム制・在宅勤務等）、風土面では管理職のマネジメントセミナーやダイバーシティに関するトピックの定期的な社内配信、マインド面ではメンター制度や連結子会社含めた女性向けキャリアセミナーなどを実施しております。また、経営層のコミットメントに関しては、2017年度、経営トップからの「東急株式会社（連結）ダイバーシティマネジメント宣言」発表によりその姿勢を明確にしております。

同じく人材戦略の要素である健康経営については、2016年にCHO（最高健康責任者）を設置、健康宣言を制定し、従業員の心身の健康管理はもとより、沿線のお客さまの健康づくりにも積極的に取り組んでおります。また、CHOのリーダーシップのもと、東急病院とも連携し、従業員およびその家族に対してメンタルヘルス対策、がん対策、生活習慣・運動対策を講じ、安心・安全の更なる構築や労働生産性の向上に努めております。

その他、上司部下間での1 on 1 ミーティングの強化や社内副業制度・社外複業ガイドラインの整備、自ら学びたい内容を学習できる選択型研修へのシフト等、全社的な人材育成や自律的なキャリア構築支援のためのさまざまな取り組みを実施しております。

こうした取り組みの結果、「女性活躍推進」に優れた企業として「なでしこ銘柄」に10年連続（2012～2021年度）、「健康経営の推進」に優れた企業として「健康経営銘柄」に7年連続（2014～2020年度）で選定、またLGBTへの取り組みに優れた企業として、PRIDE指標2021「ゴールド」を受賞するなど、社外からさまざまな評価をいただいております。

今後も、従業員の誰もが当社で働くことに価値と誇りを感じ、成長の機会や自分らしい人生を歩めるよう、エンプロイーエクスペリエンス（従業員としての経験価値）を高めるような取り組みを行うとともに、従業員の成長を会社へ還元していく意識改革を推進してまいります。

○主な指標（目標および実績）

	2023年度目標 (2020年度策定)	2021年度実績
従業員エンゲージメント	A	BB
管理職に占める女性比率	10%以上	8.9%
男性育児休業取得率	100%	88.9%
教育制度利用率	30%以上	23.5%
喫煙者率	22.0%以下	23.0%
肥満者率	35.0%以下	32.5%
運動習慣率	50.0%以上	46.2%

<人材戦略における各種取り組み> <https://tokyu.disclosure.site/ja/285/>

- 女性管理職比率や男性育児休業取得率等に加え、健康経営に関する指標として、喫煙者率、肥満者率、運動習慣率の目標と実績を記載するとともに、詳細情報の参照先としてWebサイトの掲載箇所を記載

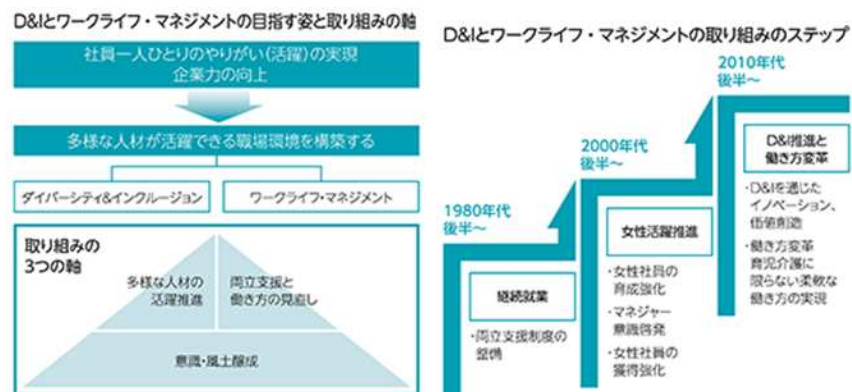
● 株式会社リコー（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P30 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(6) ダイバーシティ&インクルージョンとワークライフ・マネジメント

デジタルサービスの会社への変革に不可欠なイノベーションは、多様な人材が個々の能力を活かし、協働することで創出されます。それには、多様な人材が活躍でき、社員それぞれが自身のパフォーマンスを最大化できる環境が必要となります。この実現のために、「ダイバーシティ&インクルージョン（以下D&I）」と「ワークライフ・マネジメント」を経営戦略の1つと位置づけて取り組みを進めています。

Global D&I Statement
 リコーグループでは、世界中すべての人びとのユニークな才能、経験、知見を集集し、新たなイノベーション創出に取り組みます



その中でも、女性活躍は重点取り組みの1つであり、ESG目標を設定しています。2022年度末までに日本での女性管理職比率を7%以上に、国内・海外あわせたグローバルでの比率を16.5%以上に引き上げることを目指しています。

(2021年度の新たな取り組み・外部評価)

- ・女性や若手社員のタレントマネジメント
- ・グローバルD&Iポリシー発行
- ・内閣府「地方創生テレワークアワード(地方創生大臣賞)」受賞

	正社員女性比率	女性管理職比率	女性上級管理職比率 ^{※1}
グローバル ^{※2}	29.3%	15.6%	9.9%
日本 ^{※3}	18.2%	6.3%	3.4%
(株)リコー	16.3%	6.0%	3.6%

(注) 正社員女性比率：2022年3月末時点
 女性管理職比率及び女性上級管理職比率：2022年4月1日時点

※1 上級管理職はライン部長相当職以上
 ※2 グローバルは国内外全グループ会社
 ※3 日本はリコー含む日本国内グループ会社

当社では、多様な人材が自律的にキャリアを築き、活躍できる組織風土醸成に取り組んでいます。新規事業創出を目的とした共創プログラム「TRIBUS（トライバス）」の展開もその1つです。現在は日本のみでの取り組みとなりますが、社員の誰もが、やりたいこと、社会に価値を届けたいことをビジネスとして実現できるプログラムで、社外のスタートアップ企業も参加しています。多くの社員が、副業制度を利用して社内起業家や外部スタートアップ企業の支援に取り組む等、自分自身の知識や経験、本業との兼ね合いで捻出できる頻度や時間等にあった形でこの活動に参加しています。また、これまでに事業化アイデアとして採択された社内起業家チームのリーダーには、職務経験が浅い人や豊富な人、自分の専門性とは異なる分野に挑戦した人等が含まれ、さまざまな人材が活躍する場が広がっています。

■ 女性比率に関する指標をグローバルと日本国内（グループ・単体）に分けて定量的に記載

● 帝人株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P21-22 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

i) 人材多様性の推進

帝人グループは、多様な人材を活用することが創造性を高め、イノベーションを促進すると考え、2000年より女性の活躍の推進などに積極的に取り組んできました。事業のグローバル化に伴い、日本を中心とした取り組みを世界に広げ、役員層の多様性推進のためのKPIを設定しているほか、日本だけでなく、グローバルの各地域それぞれの課題状況に応じた地域戦略とKPIを設置し、その達成に向けて施策を実行しています。なお、日本ではその活動が評価され、5年連続「なでしこ銘柄」に選定されています。

また、事業ポートフォリオの変革に合わせた人材の獲得や、新鮮なアイデアや価値観を取り入れて、組織を活性化させるため等の理由から中途採用者を積極的に活用しています。入社時は経験・スキル等の適正な評価に基づき処遇を決定し、入社後は他の社員と同様に業績や能力伸長・組織貢献等を総合評価することで、中途採用者がハンデなく働ける人事制度を採用しています。

		2019年 10月*6	2020年 4月	2021年 4月	2022年 4月	マイルストーン 2023年4月	2031年 4月	
役員*1ダイバーシティ	・ 女性役員数	3	4	4	5	6以上	10以上	
	・ 非日本人役員数	3	5	5	4	6以上	12以上	
女性活躍 重点目標*2	日本*3	・ 管理職数	117	127	143	162	174	300以上
	米国		・ 上級管理職数*4	2	2	2	3	4
	欧州	・ グローバルコア人材数*5	0	1	1	3	3	10
	中国	・ 上級管理職数*4	-	4*6	4	7	9	12
	ASEAN	・ 上級管理職数*4	-	5*6	5	7	5以上	8以上

*1 取締役、監査役、グループ執行役員・理事 *2 地域別の課題に応じて設定 *3 国内グループ主要4社：帝人㈱、帝人ファーマ㈱、帝人フロンティア㈱、インフォコム㈱ *4 グループ会社社長を含む上級管理職 *5 すでに相当数存在する管理職からグループ執行役員候補として選抜・認定された人材 *6 KPI設定時のデータ（中国・ASEANについては2020年8月基準でKPI設定）

- 女性役員数、非日本人役員数、エリア別の女性管理職数等の推移と目標を記載

● 株式会社ひろぎんホールディングス（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P11-12 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

④新たな構造改革による効率的な業務運営体制の構築

当社グループでは、これまでも効率的な業務運営体制の構築に向け、各種業務プロセスの抜本的な見直しを進めており、業務及び経費削減の効果は表れてきております。今後は、当社が中心となり、当社グループ内に点在する共通事務等の集約を進めるとともに、業務のデジタル化を積極的に進め、筋肉質な収益構造への変革を進めてまいります。

こうした取組みを持続的に発展させていくために、当社グループでは、多様な人材が活躍できるダイバーシティ&インクルージョンの実現に向け、多様性確保に向けた以下の目標を設定するとともに、その取組みを進めております。

(女性活躍関連目標)

項目	2022年4月1日現在	目標設定	
		2023年度目標	2030年度目標
女性管理職 ^{※1} 比率	6%	7%程度	10%程度
女性マネジメント職 ^{※2} 比率	16%	20%程度	25%程度
女性マネジメント職 ^{※2} 候補比率	32%	35%程度	40%程度
女性新入社員比率	45%	50%程度	50%程度
女性社員比率	39%	—	45%程度

(※1) 管理職は労働基準法上の「管理監督者」及び同等の権限を有する者の合計

(※2) マネジメント職は管理職及び管理職の一つ手前の職位者の合計

(障害者雇用関連目標)

障害者雇用率については、民間企業に求められる法定雇用率を超える2.6%以上を目標に掲げ、積極的に雇用しております。

また、各従事者の専門性向上に資する人材育成に注力することにより、組織の活性化を図っております。こうした取組みを通じて、当社グループの持続的成長を実現するとともに、金融は勿論、非金融分野を含めたあらゆるニーズにお応えできる〈地域総合サービスグループ〉として、ステークホルダーの未来をひろげていきたいと考えております。

- 女性活躍関連目標について、実績に加え、目標を短期目標と長期目標に分けて記載

● 株式会社村田製作所（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P22-23 経営 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

「企業活動全体での社会課題への取り組み」

・ E（環境）S（社会）G（ガバナンス）領域に対して9つのマテリアリティを設定しております。

・ 地球環境、地域社会への負荷の最小化を通じた社会価値の向上を目指します。具体的には以下の中長期目標を設定し、取り組みを進めております。なお、2021年度を最終年度とする中期構想2021の実績につきましては、当社ウェブサイト

(https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/way_of_thinking/activities) にて公表しております。

重点領域	重点課題	長期目標	中期目標 (2022年度～2024年度)
環境	気候変動対策の強化	2050年度目標： 再生可能エネルギー導入比率：100%	温室効果ガス排出量（Scope 1 + 2）： 2019年度比20%減 再生可能エネルギー導入比率：25%
		2030年度目標： 温室効果ガス排出量（Scope 1+2）： 2019年度比46%減 温室効果ガス排出量（Scope 3）： 2019年度比27.5%減 再生可能エネルギー導入比率：50%	
	持続可能な資源利用	2050年度目標： 持続可能な資源 ^{※1} 利用率：100% 循環資源化率 ^{※2} ：100%	持続可能な資源利用率：1% ^{※3} 循環資源化率：5% ^{※3}
公害防止と化学物質管理	2030年度目標： 重大な環境インシデント件数：0件 VOC排出量：2021年度排出量以下 洗浄用途化学品への特定VOC含有を廃止していること。	重大な環境インシデント件数：0件 VOC排出量：2021年度排出量以下 洗浄用途化学品への特定VOC含有を廃止していること。	

重点領域	重点課題	長期目標	中期目標 (2022年度～2024年度)
社会	安全・安心な職場と健康経営	2030年度目標： 死亡重大災害がなく、従業員が怪我をせず、事故もなく、いきいきと働いている職場にすること。 死亡重大災害：0件 労働災害千人率：1.0未満 発火事故件数：0件 主観的健康観：80% (内、非常に健康と回答20%)	死亡重大災害：0件 労働災害千人率：1.35未満 発火事故件数：2019-2021年度平均比30%減 主観的健康観：80% (内、非常に健康と回答14%)
	人権と多様性の尊重	2030年度目標： 海外間接部門従業員 ^{※4} の他拠点での勤務経験比率：10% 女性管理職比率：10%（本社）	海外間接部門従業員の他拠点での勤務経験比率：7% 人権マネジメントシステムに沿ったPDCAサイクルを各事業所で展開していること。
	地域社会との共生	2030年度目標： 地域の皆様とのコミュニケーションを大切に、地域課題の解決につながる貢献活動を推進すること。	地域の皆様とのコミュニケーションを大切に、地域課題の解決につながる貢献活動を推進すること。
ガバナンス	公正な商取引	2030年度目標： ＜独占禁止法＞ 法令・社内規定・手続きをグローバルで浸透・徹底していること。 ＜贈収賄＞ すべての関係会社において、各国法令に対応した贈収賄マネジメントシステムを確立し、贈収賄・汚職の発生件数ゼロを維持していること。	＜独占禁止法＞ 法令・社内規定・手続きをグローバルで浸透・徹底していること。 ＜贈収賄＞ 腐敗指数の高い地域において贈収賄マネジメントシステムが機能し、本社への報告体制を構築していること。
	事業継続の取り組み（BCM）	2030年度目標： 災害が発生した際に、非被災拠点が迅速に連携して、当社グループ全体としての事業継続を図れるような全社的なBCM ^{※5} を構築していること。 各事業所・工場が定期的に訓練等を通じてBCMの有効性の検証・改善を行うなど、自律的なBCM活動を実践していること。 甚大な被害が想定される南海トラフ地震に対する対策を実施していること。	国内事業所・工場において必要項目を充足したBCPを整備していること。 海外事業所・工場において、当地で想定される災害に対応したBCPを策定すること。
	情報セキュリティ	2030年度目標： 重大な影響が生じ得ると判断される事案数：0件 従業員教育実施率 ^{※6} ：100%	重大な影響が生じ得ると判断される事案数：0件 従業員教育実施率：100%

※1：持続可能な資源：リサイクルスキームを構築するなどにより、将来にわたって持続的に利用できる「枯渇リスクの低い資源」
 ※2：循環資源化率：当社のoutput（排出物）が循環資源としてリサイクルに回されている割合
 ※3：2024年度の目標値は現状からの改善幅を示しています
 ※4：日本から海外への出向者を除いた、海外ローカルスタッフ対象
 ※5：BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、事前対策の実施、取り組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。
 ※6：実施率＝実施拠点数／全拠点数

■ ESGの各項目における重点課題の目標を長期目標と中期目標に分けて記載するとともに、詳細情報の参照先としてWebサイトの掲載箇所を記載

● 株式会社高島屋（1/1）有価証券報告書（2022年2月期） P15-16 経営 人材 多様性

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

{グループESG経営概念図}



{重点課題とKPI}

【重点課題】	【KPI】	【数値目標】					【取り組みのポイント】
		2021	2022	2023	2030	2050	
E 環境	1 商業化推進 RE100 → RE（再生エネルギー）割合	1.8%	5.5%	8.6%	30%以上	100%	再生可能エネルギー転換 使用量の削減
	2 商業化推進 EV100 → 電力使用量当量ガス排出量削減率（19年比）	-3.0%	-5.6%	-10.5%	-35%	-100%	
	3 循環型ビジネス → EV車両割合（19年比）	0.3%	0.3%	3.1%	100%		EV車両への交換 従業員台数の減量化・削減 EV充電設備
	4 商業プラスチック削減 → 再生プラスチック使用率（販売が可能な販売店別）	-17%	-17%	-52%	-115%		環境配慮型商品拡充 販路拡大プラットフォーム構築
	5 食品ロス削減 → 再生プラスチック使用率（販売が可能な販売店別）	97%	98%	99%	100%		プラスチック削減削減 食品容器の生分解性・非プラスチック ・100%リサイクル利用 など
S 社会	6 ダイバーシティ推進 → 多岐多様な人材採用率（販売が可能な販売店別）	-3.6%	-24.8%	-26.3%	-30%		二次加工の削減 外部機材活用 販売方法の見直し など
	7 働き方改革推進 → 女性管理職比率	31.3%	33.3%	35.4%	40%以上		同一人取の機会均等な公正な人事運営 ジェンダー平等 外国人の受け入れの積極化・外国人の生活費の削減
	8 働き方改革推進 → 障がい者雇用率、外国人従業員数	-	-	-	-		
	9 施設・サービスのユニバーサル化 → 有給休暇取得率	55%	65%	80%	100%		有給休暇取得率向上 （従業員一人ひとりの意識向上） （19年比・2021）
	10 社会貢献活動の推進 → 社員貢献率	1.7億円	3.9億円	4.7億円	6.6億円		ボランティア活動による社会性向上 多岐多様な方法での社会貢献活動 従業員意識向上
G ガバナンス	10 社会貢献活動の推進 → 独立支援制度取得状況	-	-	-	-		
	10 社会貢献活動の推進 → 有資格者比率	10.1%	11.7%	14.5%	20%		業務のユニバーサル化 ユニバーサルなおもてなしの提供
10 社会貢献活動の推進 → 地域との連携（RFP・BID）	-	-	-	-		行政との連携など有事の際迅速な対応 「良い過す」ためのコミュニティ提供	
10 社会貢献活動の推進 → ボランティア参加取得日数	-	-	-	-		参加率の向上 文化活動推進	
		・経営統制	・内部統制システム	・想定されるリスクと対応策	・プライバシーポリシー/ディスクロージャーポリシー		

■ ESGの重点課題ごとのKPIについて、段階的な目標を定量的に記載

● 株式会社キッツ（1/1）有価証券報告書（2021年12月期） P12-13 経営 人材 多様性 SDGs

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

3) サステナビリティ経営への取り組み

長期経営ビジョンでは、サステナビリティ経営を経営戦略の中核に据えています。2021年12月には、取締役会で決議のうえ、全社サステナビリティ推進委員会を設立しました。サステナビリティ経営重点テーマやKPI（重要業績評価指標）をグループ全体で共有し、目標達成に向けた進捗管理を行い、グループ全社員が一丸となって事業を通じた社会課題の解決に取り組むとともに、企業として非財務情報のパフォーマンス向上及び積極的な情報開示に努めてまいります。

■ サステナビリティ基本方針とサステナビリティスローガン

サステナビリティ経営の拠り所となるサステナビリティ基本方針を新たに策定し、2021年12月の取締役会で決議いたしました。サステナビリティスローガンは、変化の激しい世の中において変わること及び守ることの重要性を意識し実践していくための社員の道しるべです。

● サステナビリティ基本方針

キッツグループは、企業理念である「キッツ宣言」の実現に向けて

1. 事業を通じた社会課題の解決に取り組み、企業価値と社会価値の向上を図る
2. 効率的で、公正かつ透明性の高い企業経営を実現し、社会から信頼される企業となる
3. あらゆるステークホルダーとの対話により、強固な信頼関係を構築する

● サステナビリティスローガン

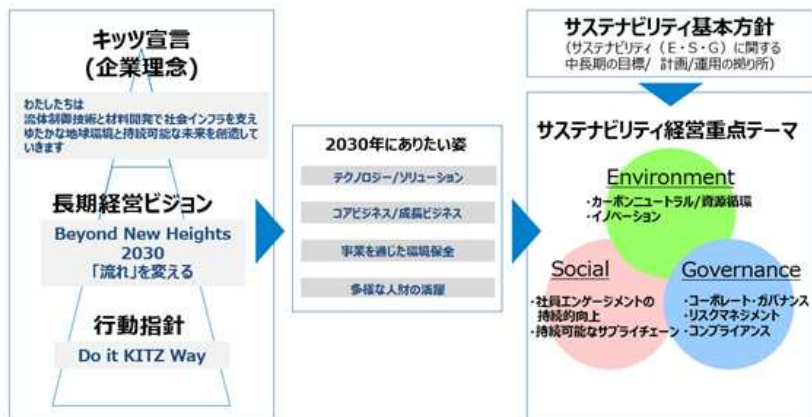
つくる未来 のこす未来 Create the Future/Preserve the Future

つくる未来

キッツグループは、「誠実」に行動し、そして「変革」を恐れずチャレンジし、地球と人にやさしい循環型社会の実現を目指して、新しい未来を創造します。

のこす未来

キッツグループは、限りある地球資源と人の暮らしを守り続け、私たちが次の世代にのこすことのできる社会の実現に努めます。



● サステナビリティ経営重点テーマ

	サステナビリティ経営重点テーマ	社会課題	具体的取り組み	2030年度定量目標	SDGsとの関わり
環境 (E)	カーボンニュートラル 資源循環	・脱炭素社会への移行 ・資源の枯渇 ・廃棄物の増加	環境長期ビジョン「トリプルゼロ」実現に向けた取り組み ①CO2ゼロ ②環境負荷ゼロ ・ウォーターニュートラル（節水、循環、涵養の推進） ・ゼロエミッション（3Rの推進、鋳物砂再生利用の推進他） ③リスクゼロ ・環境事故ゼロ（環境汚染） ・労働災害ゼロ（重大事故、休業度数率） ・火災事故ゼロ（火災、爆発事故）	CO2削減率 △90% 廃棄物埋立処分率1.0%未満 水資源排出量 △100%※1 (2013年度比) ※1 バルブ等の製造に係る工程水を対象とする。	6 気候変動 7 清潔なエネルギー 9 産業と資源効率 11 持続可能な都市とコミュニティ 12 ついば資源 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナーシップで目標を達成しよう
	イノベーション	・イノベーションによる経済成長 ・脱炭素社会への移行 ・水資源の枯渇	脱炭素/水素社会を支える流体制御技術の開発 環境負荷低減に貢献する材料や製品の開発 限りある水や流体に関する社会課題を解決する取り組み		13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナーシップで目標を達成しよう
社会 (S)	社員エンゲージメントの持続的向上	・生産年齢人口の減少 ・人権尊重 ・多様な人材の活躍 ・働きやすい制度、環境 ・働きがいのある風土	企業理念・長期ビジョンの浸透化 D&Iの推進とコラボレーション文化の醸成 グローバル経営を支える人財育成と制度改革 社員がいきいきと働く職場環境の実現	社員エンゲージメントスコア※1 「働きがい」56pt 「働きやすさ」55pt 女性管理職比率20%※2 総実労働時間 1,870時間 男性育休取得率100% ※1 2024年度目標 ※2 部門長職に就いている社員	5 性別平等 8 働きがい 10 人や国の不平等をなくそう
	持続可能なサプライチェーンの構築	・自社を取り巻くサプライチェーンにおける責任	CSR調達の重視 安定的な原材料や部品調達システムの構築		
ガバナンス (G)	コーポレート・ガバナンス リスクマネジメント コンプライアンス	・持続可能な企業経営 ・企業の不正、不祥事	経営意思決定の更なる透明性向上 リスク低減と機会創出双方に着目したリスクマネジメント サステナビリティ経営に資するグローバル・コンプライアンス		16 平和と公正

■ サステナビリティ経営の重点テーマごとに、社会課題、具体的な取り組み、定量目標、SDGsとの関連を端的に記載

● コスモエネルギーホールディングス株式会社（1/1） 有価証券報告書（2022年3月期） P16-17、P52 経営

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(1)

《その他の重点施策》

（サステナブル経営の推進について）

当社グループは、第6次連結中期経営計画における重点施策の一つとして、「地球と人間と社会の調和と共生を図り、無限に広がる未来に向けての持続的発展をめざす」というグループ理念と、このグループ理念の原点に改めて向き合い整理した当社グループのサステナビリティの基本的な考え方に基づき、ESGを重視し持続的な企業成長と企業価値向上を図るサステナブル経営を推進しております。

具体的な取り組みとしては、サステナビリティ戦略会議（注）の新設（会議体の再編成）、サステナビリティ方針類の整備、特定した最重要マテリアリティのKPIの設定とモニタリング、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）提言への対応等を行ってきました。今後は、経営層・従業員のリテラシー向上、当社として取り組むべきESG施策の充実を進めていきます。

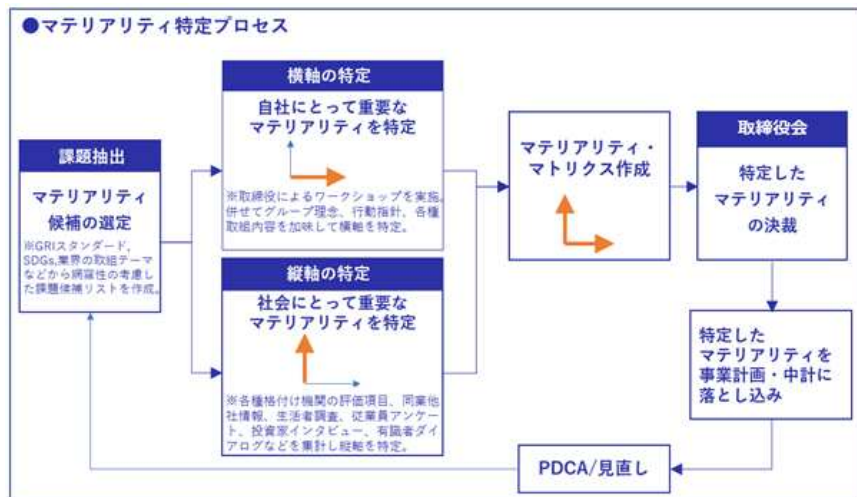
顧客・株主・地域住民・従業員等すべてのステークホルダーを含む社会の持続的発展に、サステナブル経営によって貢献してまいります。

（注）サステナビリティ戦略会議：社長執行役員が議長となり、執行役員、中核事業会社の社長及び企画部門長をメンバー、監査等委員をオブザーバーとして開催し、サステナブル経営の様々な議題を討議する会議体

(2)

・マテリアリティについて

サステナブル経営推進の一環として、以下のプロセスで特定した当社グループと社会の持続的な発展と中長期的な企業価値に影響を与える重要なESG課題を、最重要マテリアリティと定義しました。



(1)

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

（中略）

・サステナビリティ戦略会議

グループ理念を具現化するために、サステナビリティ及び内部統制に関する活動を統括する組織体制として、サステナビリティ戦略会議及びサステナビリティコミッティを設置しています。サステナビリティ戦略会議は、社長執行役員を含む主要な執行役員、中核事業会社3社の社長・企画部門の部長に加え、オブザーバーとして社外取締役及び監査等委員である取締役により構成され、安全、リスク管理、人権、環境等のサステナビリティ活動の方針の審議、実績のモニタリング・評価を実施し、重要なものを取締役会に報告することにより一層の重点的かつ積極的な取り組みを進めております。2021年度はサステナビリティ戦略会議を8回開催し、20件の議題を討議、そのうち取締役会へ11件を審議・付議報告しました。

また、中核事業会社（コスモ石油㈱、コスモ石油マーケティング㈱、コスモエネルギー開発㈱）及び準中核事業会社（丸善石油化学㈱）に、それぞれの機能に応じた委員会を設置し、当社のサステナビリティ戦略会議と連携をとることによりグループ会社全体の統制を図っています。

(1) サステナビリティ経営の推進に関する取組みの一つとして、サステナビリティ戦略会議の設置について記載するとともに、「コーポレート・ガバナンスの概要」にその活動内容を記載

(2) マテリアリティの特定プロセスを図示しながら平易に記載

● 不二製油グループ本社株式会社（1/2）有価証券報告書（2022年3月期） P16-18 経営

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(2) 不二製油グループの重要なリスク（2022年度版）
（ESGマテリアリティ）

(1)

・2022年度 ESGマテリアリティマップ

		● 価値創造 ● 安全・品質・環境 ● 経営基盤		
不二製油グループが社会に与える影響度	極めて高い	●健康と栄養 ●生物多様性	●サステナブルな食資源の創造 ●サステナブル調達※1 ●製品の安全性と品質 ●気候変動	
	非常に高い	●コミュニティとの共生	●労働安全衛生 ●水資源 ●サーキュラーエコノミー ●DE&I※2 ●GRC※3	
	高い	●製品包装とプラスチック ●アニマルウェルフェア	●人材育成	
		高い	非常に高い	極めて高い
社会課題が不二製油グループに与える影響度				

※1：人権の尊重、森林や生物多様性の保全と再生も重要な観点として包含されています。
 ※2：ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン
 ※3：ガバナンス・リスク・コンプライアンス
 GRCにはコーポレートガバナンスと内部統制の観点が含まれますが、サステナビリティ委員会においては内部統制に関わる項目をモニタリングしていきます。コーポレートガバナンスは取締役会にてモニタリングしていきます。

・2022年度 ESGマテリアリティ

(2)

	ESGマテリアリティ (11)	取り組みテーマ (22)	管掌
価値創造	サステナブルな食資源の創造	植物性タンパク資源の創造	CTO
	健康と栄養	高齢者の心身の健康課題の解消	CTO
		糖質低減	CTO
		トランス脂肪酸の低減	CSO
	サステナブル調達	パーム油のサステナブル調達	CSO
		カカオのサステナブル調達	CSO
大豆のサステナブル調達		CSO	
シアカーネルのサステナブル調達		CSO	
安全・品質・環境	製品の安全性と品質	製品安全と品質の徹底	ESG担当役員
	労働安全衛生	労働安全衛生の推進	ESG担当役員
	気候変動	CO ₂ の排出削減	ESG担当役員
		環境に配慮したもののづくり	CTO
	水資源	水使用量の削減	ESG担当役員
	サーキュラーエコノミー	廃棄物の削減	ESG担当役員
		フードロスの削減とアップサイクル	CTO
生物多様性	生物多様性の保全と再生	ESG担当役員	
経営基盤	DE&I※1	DE&Iの実践※2	グローバル人事グループ総括担当
		リスクマネジメントシステム	ESG担当役員
	GRC※3	情報セキュリティマネジメント	CFO
		コンプライアンスの強化	法務・総務部門長
		グループガバナンスの向上	CSO
		コーポレートガバナンスの向上※4	CSO

※1：ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン
 ※2：公正な機会提供や評価とインクルーシブなマネジメントによる多様な人材の活用
 ※3：ガバナンス・リスク・コンプライアンス
 ※4：コーポレートガバナンスは取締役会にてモニタリング

- (1) 自社グループが社会に与える影響度と社会課題が自社グループに与える影響度の観点で整理したマテリアリティの重要性を図示しながら平易に記載
- (2) ESGマテリアリティの取り組みテーマごとに責任者を明確化して記載

● 不二製油グループ本社株式会社（2/2）有価証券報告書（2022年3月期） P16-18 経営 人材 多様性

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

（全社重要リスク）

① リスクの特定

グループ各社でリスクマップを作成し各社におけるオペレーショナルリスクを特定すると同時に、経営会議にて戦略上のリスク/財務リスクを決定しております。また、ESGマテリアリティのうち「社会課題が不二製油グループに与える影響度」が大きいと認識している項目と合わせリスクを網羅的に把握した上で、特に重要なリスクを取締役会において決定しております。

② リスクの対応とモニタリング

経営会議を全社リスクマネジメント機関と位置付け、上記で決定された重要なリスクについて、各リスクの担当役員を決定し、対応策を定めています。また、担当役員による対応策の進捗報告、及び全社重要リスクの見直し・選定を実施します。これらはリスク管理を管掌するESG担当役員により管理され、定期的を取締役会へ報告を行います。取締役会はモニタリング機関として経営会議からの報告内容について確認・指示を行います。また、グループ全体への影響拡大が懸念されるリスクやエマージングリスクへの対応方針を中心に協議を行い、対応指針を経営会議に示します。

全社重要リスクの特定と対応
経営会議（全社リスクマネジメント機関）



③ 2021年度のモニタリング結果

2021年度に決定された12項目の重要リスクは、各管掌役員のもと対応策を進め、個別の進捗や課題状況を適宜取締役会にも報告しながらリスク低減を図りました。また、各リスクの担当役員から2021年度の対応進捗状況及びその対応等について取締役会に報告し、顕在化したリスクの発生原因、対応策につきその妥当性、適時性等を確認する予定としております。

そのうえで当社グループにおいて管理すべき重要なリスクとして以下の12項目を選定し、各リスクについては担当役員を定めて対応計画を策定しております。また、対応状況は取締役会に報告し、モニタリングを実施する体制を構築しております。

リスク項目	全社重要リスク	リスク対応の方向性	担当役員	
1	原料相場の変動リスク	主要原料の価格変動のリスク	・拠点間の相互補充（融通）を含めた全社レベルでの原料バランスの管理体制構築 ・原料購買・ヘッジに関する全社ポリシーに基づく適切なヘッジ取引管理	人事 E S G C S T O 総務 総務
2	財務・税務に関するリスク	為替・金利変動や国際的な課税のリスク	・デリバティブの活用による変動リスクヘッジの実施、GCM（グローバル・キャッシュ・マネジメント）による流動性リスク低減 ・国際税務上のリスク回避や適正な納税のための管理体制構築	
3	法規制やコンプライアンスに関するリスク	各国の法制度に対するコンプライアンス違反リスク	・法務部門のグローバルな管理体制の強化 ・全社単位でのコンプライアンス管理の徹底	
4	グループ会社の経営リスク	事業計画の進捗遅れによるのれんや固定資産の減損リスクや各種規制・ルールの変更により事業内容が影響を受けるリスク	・グループ横断的支援体制による事業の推進とマネジメント強化 ・海外事業会社の経営を担える人材の育成と登用 ・投資撤退基準による投資案件の管理徹底と資産効率の向上 ・グループ会社所在地の規制およびルール変更の動向把握と早期対応	
5	食品の安全性に関するリスク	重大な安全・品質上の問題による多額のコスト負担発生や顧客の信用を失うリスク	・グローバル品質管理基準の導入や安全標準の策定 ・急速なグローバル展開を技術サポートできる体制 ・違反発生時の初動対応の手順化とグローバル支援体制の整備、保険活用によるリスク低減	
6-1	サプライチェーンに関するリスク	主要原料（パーム、カカオ、大豆等）を確保できなくなるリスクや、サプライチェーンにおいて環境・人権問題が発生するリスク	・サプライヤーや同業他社・NGOとの協調関係継続、自社プログラム推進によるサプライソースの強化 ・調達方針の制定によるサプライチェーン上での環境・人権リスクの予防・低減	
6-2		各国の規制、社会動向の変化により既存原料や製法の使用が制限されるリスク	・原料油脂の多様化によるリスク分散 ・化学触媒や溶剤処理を用いない油脂・たん白加工技術の開発	
7	災害・事故、感染症に関するリスク	自然災害、工場での事故、感染症により操業・出荷停止、サプライチェーン分断や人的・物的被害等が発生するリスク	・自然災害発生時に備えた、グループ間の相互補充体制を組み込んだBCPの策定 ・危機発生時の対応マニュアルの整備、保険によるリスク移転 ・全社単位での危険予知活動の定着化や事故リスクの高いグループ会社における安全管理活動のさらなる強化 ・感染症の拡大に備えた、従業員の安全、事業活動の継続、サプライチェーン安定化を組み込んだ感染症BCPの策定	
8	情報システム・セキュリティに関するリスク	ITガバナンス・セキュリティの不全による情報漏洩や損害発生リスク	・外部の専門家を活用した情報セキュリティ対策の強化 ・情報管理意識向上のための教育・啓蒙活動の実施	
9	人材の確保・育成に関するリスク	グローバル経営体制を支える人材や多様な価値観に対応したイノベーションを生み出す人材が不足するリスク、工場の稼働に必要な人員を確保できないリスク	・グローバルな人材開発・活用プログラムの整備 ・DE&Iの推進やシニア人材の活用 ・各グループ会社の工場の人材確保のための環境整備	
10-1	ビジネスの転換・変革に関するリスク	市場環境の変化に応じたビジネスの拡大や転換ができないリスク	・市場が求めるトレンドを的確に捉えた商品開発や事業戦略の推進体制構築 ・将来の事業環境変化を想定した事業ポートフォリオの見直しや、生産拠点の全体最適化	
10-2		市場のニーズに対応した新規事業、競争力のある製品、技術の開発が遅れるリスク	・グローバル・ローカルのニーズに応じた製品開発が行える組織体制構築、限られた人的資源を活かすための研究テーマの選択と集中	
10-3		デジタル化の遅れによりグローバルなデータ共有ができず適切な経営判断を遂げるリスク	・ERPパッケージ導入によるグローバル生産管理・在庫管理・生産依頼などの実用化	
11-1	環境・人権に関するリスク	環境問題への対応不備・遅れにより事業活動が制限を受けるリスク	・自社による環境数値目標（環境ビジョン2030）の策定と遵守 ・TCFDの提言に基づくシナリオ分析による気候変動への対応と情報開示推進 ・生物多様性への取り組み推進 ・フードロス削減等の資源循環への取り組み推進	
11-2		人権問題への対応不備・遅れにより事業活動が制限を受けるリスク	・国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠した「不二製油グループ人権方針」（2017年策定）に基づく人権尊重の推進 ・人権デュー・ディリジェンスの実施、その結果に基づく課題解決の取り組み強化と適切な情報開示 ・当社グループ従業員を対象とした、人権問題に関するさまざまな社会課題に配慮した「人権ガイドライン」の策定・推進	
12-1	事業展開国のカントリーリスク	政治・経済・社会的混乱による事業活動の制限、一時的な業務停止、サプライチェーン分断リスク	・グループ本社による、事業ポートフォリオの見直し ・グループ会社におけるリスクマネジメント-POCA活動の推進	
12-2		戦争・テロ・騒動・誘拐・ストライキ等により従業員が死傷するリスク	・グループ会社所在地の情報収集、外部コンサルタント起用、従業員への海外安全教育の強化	

■ サプライチェーンに関するリスクや環境・人権に関するリスクについて、責任者を明確化して記載

旭化成株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P22-23 人材 DX

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

■ Digital(デジタルトランスフォーメーション)

当社グループが持つ多様な無形資産を活用し、ビジネスモデルを変革し価値創造をリードするものとして、デジタル技術の活用を積極的に推進しています。推進にあたっては、全体ロードマップを策定し、2021年度までを現場に密着し実課題をデジタル技術で解決する「デジタル導入期」ないし、事業軸・地域軸・職域等に横断を刺しデジタルを展開する「デジタル展開期」として、デジタルトランスフォーメーション(以下、DX)推進の基礎固めを進めてきました。2022年度からは無形資産の価値化など新しいビジネスモデル新事業を創造「デジタル創造期」として、さらに推進し、グループ会社全体、全社員がデジタルを活用するのが当たり前になる「デジタルノーマル期」を目指していきます。これまでの取り組みにより、当社は経済産業省が東京証券取引所と共同で選定する「DX銘柄2021」「DX銘柄2022」に2年連続で選出され、IPA 独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) が発刊する「DX白書2021」にもその取り組みが掲載されました。

(DXビジョンの策定)

DXの推進をさらに加速するために、2021年度に「Asahi Kasei DX Vision 2030」を策定しました。「私たち旭化成はデジタルの力で境界を越えて繋がり、“すこやかなくらし”と“笑顔のあふれる地球の未来”を共に創ります」という当社グループが2030年にDXを通じて実現していく世界を表現し、社内外に示しました。

(DX推進体制の強化)

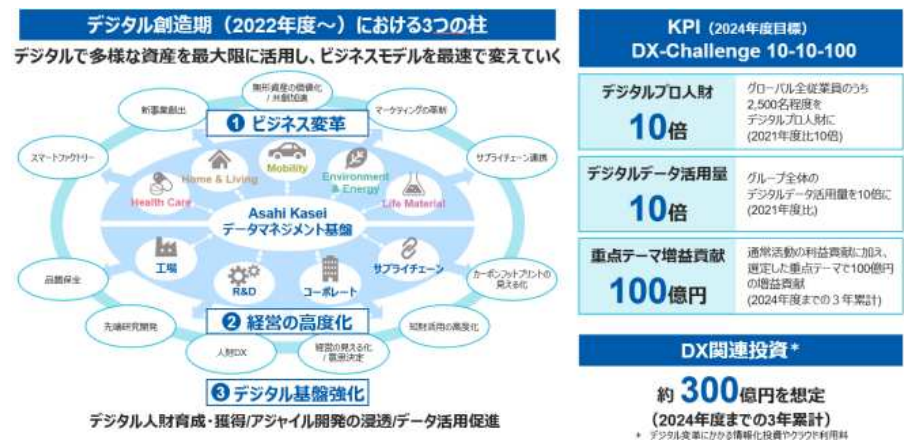
グループ全体でDXを加速していくために、推進体制の強化に取り組んできました。2021年4月にはデジタル共創本部を設置し、営業・マーケティング、研究開発、製造・生産の各機能におけるDX推進、IT基盤・サイバーセキュリティ関連などの各機能を集約し、社内外とのデジタル分野における共創・連携体制を整えました。このような共創・連携を進めるべく、デジタル共創ラボ「CoCo-CAFE」を開設し、社内外のデジタル関連人材の交流を促進し、DX基盤の強化とビジネス創出を目指しています。また、各事業部門のトップとデジタル共創本部の連携体制(リレーションシップマネージャー制度)を整え、各事業における課題・重点テーマ等を共有し、具体的な取り組みを進めています。

(人材の育成・獲得)

デジタル人材の育成・獲得も積極的に実施しています。グループ全従業員がデジタルリテラシーを身につけ、全社員がデジタル活用のマインドセットで働く「4万人デジタル人材化」の施策を進め、DX人材の基盤を固めるとともに、事業責任者をDXリーダーに育成する等、各事業部でDXを自律的に推進できる人材の育成を行っています。また、育成プログラムの実施や採用を通じて、高度なデジタル技術とデータを活用し、事業の課題解決や、新しい価値・ビジネスモデルを創出できるデジタルプロフェッショナル人材の育成・獲得を進めてきました。2021年度末にデジタルプロフェッショナル人材230名を育成・獲得するという目標は予定どおり達成しました。

(デジタル創造期における3つの柱)

2022年度からは「デジタル創造期」と位置付け、旭化成グループの「多様なデータ」を有するデータマネジメント基盤をベースとして、ビジネス変革・経営の高度化、デジタル基盤強化の3つの柱で推進していきます(下図参照)。ビジネス変革では、無形資産の価値化/共創の加速、マーケティングの革新、サプライチェーン連携、新事業創出、スマートファクトリー等に取り組んでいきます。経営の高度化では、経営の見える化/意思決定への活用、知的財産活用の高度化、人材を活かすための活用、先端研究開発、品質保全、カーボンフットプリントの見える化等に取り組んでいきます。デジタル基盤の強化では、デジタル人材の育成・獲得の加速、デザイン思考等を活用したアジャイル開発のグループ全体への浸透、データ活用促進等を進めていきます。また、DXの進捗を測るKPI(2024年度目標)として「DX-Challenge 10-10-100」を定めました。具体的には、デジタルプロフェッショナル人材を2021年比で10倍(グローバル全従業員のうち2,500名程度)、グループ全体のデジタルデータ活用量を2021年比で10倍、そして通常活動のDX活用による利益貢献に加え、選定した重点テーマで100億円の増益貢献(2024年度までの3年累計)を目指します。デジタルで多様な資産を最大限に活用し、ビジネスモデルを最速で変えていきます。



■ DXへの対応として、推進体制の強化、人材の育成・獲得等の取組み、新たに設定したKPI等について、定量的な情報を含めて具体的に記載

記述情報の開示の好事例集2022 金融庁 2023年1月31日

有価証券報告書の事業の状況に関する開示例

投資家・アナリストの主なコメント：全般

○ 個別開示例における評価ポイント以外の投資家・アナリストからの主なコメントは以下のとおり

- いくつかのパターンはありえるが、経営方針等とMD&Aとの記載分けについて、以下の整理ができるのではないかと
 - ✓ 事業ポートフォリオが多岐にわたる企業は、経営方針等において、事業ポートフォリオをどのようにマネジメントしていくのか等、全体の方針・戦略を記載し、MD&Aにおいて、個々の事業の方針・戦略及び実績のふり返りやセグメント別の分析を記載
 - ✓ 事業ポートフォリオが比較的シンプルな企業は、経営方針等において、全体の方針・戦略に加え、個々の事業方針・戦略を記載し、MD&Aにおいて、実績のふり返りやセグメント別の分析を記載
- 事業環境の変化に対し、企業としてどのように柔軟に対応していくのかといった観点（レジリエンス）からの開示は有用
- 事業方針やリスク等に変更がない場合においても、事業環境等を踏まえ、なぜ変更がないのかについての説明があることは有用
- 複数事業を営む企業においては、なぜ複数事業を営む必要があるのかを経営方針等に記載し、その上でMD&Aにおいて補足的にセグメント単位の財務分析等を行うことは有用
- 知的財産＝無形資産という認識のもと、知的財産を事業に活かし、企業の成長性を高めるという観点から、事業等のリスクだけでなく、経営方針等やMD&Aにおいても開示することは有用

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- 経営方針等の中で、例えば、対象となる顧客のセグメントや、競合との差異・優位性等、顧客と競合に関する具体的な開示をすることは、戦略・ストーリーの説得力が増すため有用
- 非財務指標の設定について、過去からの変化を、その理由とともに比較できる形で示すことは有用
- キャッシュの原資と用途について、優先順位を示しながら開示することは、財務戦略や経営方針等の意図が明らかになるため有用
- 長期ビジョンからのドリルダウン(全体像⇒定量情報を含めた詳細情報といった流れでの説明)による記載は、分かりやすく有用
- 非財務情報について、財務情報との関連性を示すことは有用
- 株主還元という観点から、TSRについて継続的に開示することは有用

好事例として取り上げた企業の主な取組み（キリンホールディングス株式会社）

【開示の充実化に当たっての課題】

- 新型コロナウイルス感染症による影響や地政学リスクにより将来の不確実性が高まる中、これまで以上に財務目標を開示することには、社内から慎重な意見があった。
- 非財務目標の開示について、企業価値向上への繋がりが分かりづらい状況という課題が社内であった。
- 企業価値向上のため、これから成長させたい分野であるが、現状では、相対的に規模が小さく、企業価値向上への繋がりが伝わりづらい事業領域についてまで開示することに社内から慎重な意見があった。



【対応策とその効果】

- 企業価値向上に繋がる説明のための財務目標を積極的に開示し、仮に事業環境の変化を受け、目標値に修正が必要な場合には、その理由を対外的に説明する方針で進めることについて、資本市場の情報開示ではこうした方針が求められていることを理解してもらうことで社内を説得し、開示を行うことができた。
- 開示を担当している部門より、投資家等の意見を社内関係者にインプットすることで、投資家等が求めている非財務指標の企業価値向上への繋がりが分かりやすい開示を行うことができた。
- 自社の重要な取組みを資本市場において評価してもらうためには実態の開示が重要であることから、投資家との対話等を通じて、資本市場における自社の評価の状況を整理し、まだ評価をされていない重要な取組みが評価されやすくなるような開示の必要性を説明することで社内を説得し、開示を行うことができた。

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

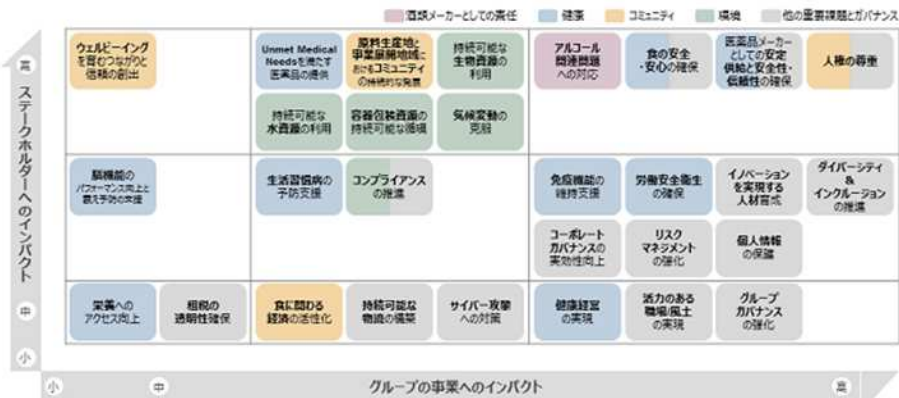
● キリンホールディングス株式会社 (1/2) 有価証券報告書 (2021年12月期) P13、P16-18

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

持続的成長のための経営諸課題「グループ・マテリアリティ・マトリックス：GMM」

キリングループは、社会とともに、持続的に存続・発展していく上での重要テーマを、「持続的成長のための経営諸課題（グループ・マテリアリティ・マトリックス：GMM）」に整理しており、事業へのインパクトとステークホルダーへのインパクトの2つの観点から評価しています。GMMは時間の経過とともに変化していくものと捉え、中期経営計画策定(3年)ごとに再評価し、改訂しています。

2022年中期経営計画の策定に合わせ、新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする環境変化やステークホルダーからの期待を踏まえて、GMMの粒度を細分化して重要性を再評価することにより、社会的要請への適合度を高めました。



※各象限内の重要性に差異はありません。



2. 非財務目標

Before			After		
項目	テーマ	非財務指標	項目	テーマ	非財務指標 / 2024年目標水準 / 経済的価値への繋がり
CSV コミットメント	環境	CSVコミットメント 約20のコミットメント、 約40の成果指標	環境	GHG排出削減率 対2019年 Scope 1+2 排出削減率	23% (2030年50%) 省エネ効果による炭素税 導入時の費用削減
	資源	PETボトル用樹脂のリサイクル樹脂使用率	資源	PETボトル用樹脂のリサイクル樹脂使用率	38% (2027年50%) 低炭素化による利益創出、 PET原料安定調達
	水資源	企業ブランド価値 インターブランドスコア	水資源	水ストレスが高い製造拠点における 用水使用効率 ライオン(東京) (用水使用効率 = 用水使用量 ÷ 生産量)	3.0 kL/kL 以下 (2025年 2.4kL/kL以下) 製造コスト削減、 洪水による製造リスク低減
従業員 エンゲージメント	健康	従業員 エンゲージメント エンゲージメントスコア	健康	「免疫機能の維持支援」達成度 ①日本国内のプラズマ製薬施設認知率 ②プラズマ製薬施設の継続就業人数	①45% ②190万人 (2027年①50%) 売上収益、 事業利益拡大
	環境	「免疫・脳機能・腸内環境領域における新価値創造」達成度 および 「医療域との協働推進」達成度	環境	「免疫・脳機能・腸内環境領域における新価値創造」達成度 および 「医療域との協働推進」達成度	非開示*1 夫実業ニーズの充足による 利益創出 新たな健康価値創出による 利益創出
	従業員	従業員エンゲージメントスコア	従業員	従業員エンゲージメントスコア	75% 価値創出による利益創出、 生産性向上
従業員 エンゲージメント	多様性	「多様性向上」達成度*2 ①日本国内 女性経営者比率 ②日本国内 キャリア採用比率	多様性	「多様性向上」達成度*2 ①日本国内 女性経営者比率 ②日本国内 キャリア採用比率	①15% ②30% 価値創出による利益創出、 生産性向上
	労働安全衛生	休業災害回数率*3 (日本: 0.40)	労働安全衛生	休業災害回数率*3 (日本: 0.40)	0.95 (日本: 0.40) 労働環境改善による意欲 向上、 生産性向上

- (1) 持続的成長のための経営課題を事業へのインパクト及びステークホルダーへのインパクトの観点から評価し、図示しながら平易に記載
- (2) 財務目標を企業価値向上の観点も踏まえて具体的に記載するとともに、非財務目標については、より直接的に経済的価値に繋がる指標に変更し、その内容を具体的に記載

(1)

(2)

(中略)

(重要成果指標)

2022年中計の財務指標について、平準化EPSの成長による株主価値向上を目指すと共に、成長投資を優先的に実施する3カ年の財務指標としてROICの採用を継続します。非財務目標については、CSVを経営の根幹にすえる当社にふさわしいものとして、より直接的に経済的価値に繋がる指標に変更しました。項目としては、環境、健康、従業員にフォーカスをあて、それぞれ事業の成長に繋がる指標を設定しています。引き続き、社会課題の解決を通じて企業価値向上を目指していきます。

1. 財務目標※1

- ・ ROIC※2 2024年度 10%以上
- ・ 平準化EPS※3 3年平均成長率 11%以上

※1 財務指標の達成度評価にあたっては、在外子会社等の財務諸表項目の換算における各年度の為替変動による影響等を除く。各事業の重要成果指標には事業利益、ROAを使用。

※2 ROIC=利払前税引後利益 / (有利子負債の期首期末平均+資本合計の期首期末平均)

※3 平準化EPS=平準化当期利益 / 期中平均株式数
平準化当期利益=親会社の所有者に帰属する当期利益±税金等調整後その他の営業収益・費用等

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

● キリンホールディングス株式会社 (2/2) 有価証券報告書 (2021年12月期) P13、P16-18

(1) 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

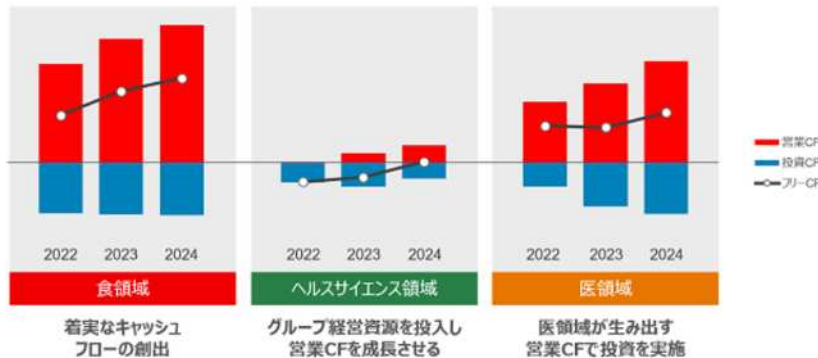
(財務方針)

中計3年間で創出する営業キャッシュ・フローの総額は約7,000億円を想定しています。資金使途として最も優先順位の高い配当金については、平準化EPSに対する配当性向40%以上を継続し、約2,300億円を予定しています。2019年中計では、設備投資計画を約3,100億円としましたが、2022年中計では基盤投資・成長投資に区分した上で、合計約4,000億円に増額しました。通常の設備投資に加え、3領域の新たな成長に向けた投資枠として区分し、ウェイトを高めることで企業価値向上に繋げます。

オーガニック成長に加え規模の拡大を目指すべく、M&A投資の機会についても探索します。特に、規模の拡大を目指すヘルスサイエンス領域においては、国内外で幅広く機会を検討していきます。なお、M&A投資を行う際の原資は、バランスシートのスリム化やポートフォリオマネジメントによるノンコア事業の売却で賄うことを基本とします。



M&Aを除く事業領域ごとのキャッシュ・フロー計画として、食領域では、投資額を一定水準に抑えた上で、利益成長による営業キャッシュ・フローの最大化を目指します。ヘルスサイエンス領域では、中長期的な営業キャッシュ・フロー最大化に向けた設備投資を行うとともに、2024年度のフリー・キャッシュ・フローの黒字化を目指します。医領域については、グローバル戦略品の成長により営業キャッシュ・フローが順調に拡大する計画ですが、グローバル・スペシャリティファーマとしての持続的成長に必要な生産・営業基盤をグローバルレベルで整えるべく、必要な設備投資を進めていきます。



(2)

キャッシュ・フロー計画に加え、2022年中計ではバランスシートマネジメントを重視します。2021年に導入したグローバルキャッシュマネジメントシステムを通じて、国内外のグループ会社が保有するキャッシュの一元管理による運転資金の最適化や、SCM※4の効率化によるキャッシュ・コンバージョン・サイクルの改善などにより、中計3年間で約1,000億円規模のキャッシュを創出します。

また、事業ポートフォリオについては、取締役会での継続的な議論により、ノンコアと判断した事業の売却を検討していきます。

これら、バランスシートマネジメント、ポートフォリオマネジメントにより創出したキャッシュは、将来の成長ドライバーを獲得するためのM&A投資に優先して振り向けます。一方、自己株式の取得を中心とする追加的株主還元については、投資機会や、キャッシュイン/アウトのバランスを考慮しながら機動的に判断していきます。

※4 サプライ・チェーン・マネジメント (Supply Chain Management) の略。原材料の調達、工場での生産、商品の需給・物流の供給連鎖を効率よく構築し管理することを指す。

財務戦略骨子

	ROIC (資本効率)	平準化EPS (株主価値)	事業利益額・率 (収益成長)
BS・PF* マネジメントによるキャッシュ創出 ● 1,000億円以上の資産圧縮 (グローバルCMS**の導入、SCM効率化によるCCC***改善) ● ノンコア事業の売却	✓		
成長ドライバー獲得への規律ある投資 ● ヘルスサイエンスを中心とした成長投資の加速 ● ROICを基準とした投資効率を重視	✓	✓	✓
機動的な株主還元施策 ● 成長投資を優先するも、自己株式取得は機動的に実施		✓	

* BS = バランスシート PF = ポートフォリオ
 ** Cash Management System
 *** Cash Conversion Cycle

- (1) 成長投資や株主還元の方針及び事業領域ごとのキャッシュ・フロー計画を企業価値向上の観点も踏まえて具体的に記載
- (2) 財務戦略と財務目標の関係を図示しながら平易に記載

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

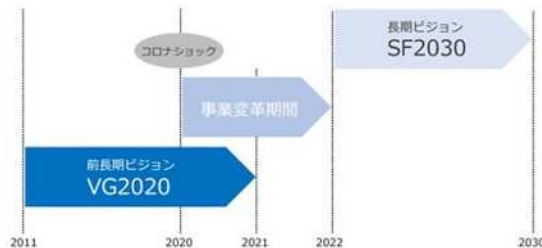
● オムロン株式会社（1/4） 有価証券報告書（2022年3月期） P14-16、P18-19、P22、P24-25

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(2) 長期ビジョン「Value Generation 2020」の総括（2011年度～2020年度）

当社グループは、2011年度から2020年度まで、10ヶ年の長期ビジョン「Value Generation 2020」（以下、VG2020）を掲げ、「①収益力の向上」、「②自走的成長の実現」、「③変化対応力の発揮」、「④サステナビリティ経営の実践」を行いました。また、2020年度に発生した新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ次期長期ビジョンの開始を遅らせ、2020年度と2021年度の2年間は、ニューノーマル時代における持続的な成長を実現するための事業変革を加速させる、次の長期ビジョン（2022～2030年度）に向けての期間としました。

<2020～2021年度の位置づけ>



2011年度から2021年度までの期間の成果は次の通りです。

①収益力の向上

ROICを基準としたポートフォリオマネジメントを徹底し、車載事業の売却や低収益事業の収束を実行し、事業ポートフォリオを利益率とシェアが高い制御機器事業とヘルスケア事業に絞り込み経営資源を集中させてきました。その結果、売上高に占める両事業の構成比を2011年度の54%から2021年度は74%と大きく引き上げました。稼ぐ力の向上を表す指標としてこだわってきた売上総利益率は、2021年度36.8%から2021年度45.5%へと、8.7ポイント向上させました。また、ROICは、2011年度の4.8%から2021年度は9.6%と、4.8ポイント向上させました。営業利益は、2011年度の401億円から2021年度は893億円と、年率8.3%伸ばし、過去最高を達成しました。営業利益率は、2011年度の6.5%から2021年度は11.7%と、5.2ポイント向上させました。オムロンの収益力は、この11年間で着実に高まりました。

<セグメント別売上構成比率の変化・収益関連指標の推移>

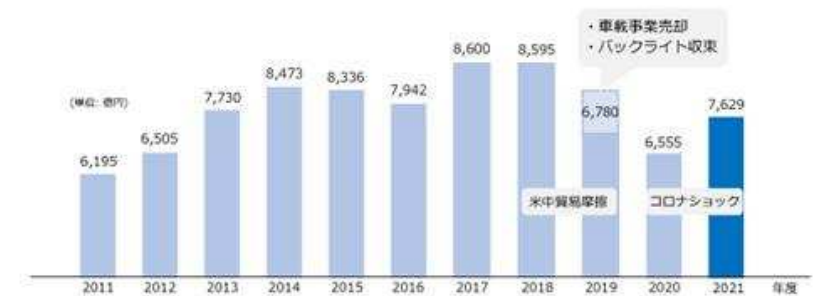


②自走的成長の実現

VG2020のゴールとして掲げた「売上高1兆円」に向けて、2017年度まではほぼ計画通りに成長を続けてきました。しかし、2018年度の後半以降、米中貿易摩擦やコロナショックによる経済環境の変化などの影響を受け、売上減少に転じました。また、事業ポートフォリオの最適化のために行った、車載部品事業の売却やバックライト事業の収束も売上減少の要因となりました。

2021年度は前年から売上が大きく回復したものの、1兆円の目標は未達に終わりました。事業環境の変化など、逆風を跳ね返す「自走的成長の実現」はまだ道半ばです。

<売上高の推移>



③変化対応力の発揮

VG2020期間および2021年度では、グローバルな事業拡大を支える統合リスクマネジメントに取り組み、変化対応力を向上させてきました。また、生産性の更なる向上と変化に強いレジリエントな体質の構築を目的に、生産拠点やサプライチェーンの最適化に取り組んできました。制御機器事業ではM&Aによる新規事業の獲得に加え、顧客のグローバル展開への対応を目的に、2011年度は4カ所だった生産拠点を2021年度8カ所へ増加させました。ヘルスケア事業でも、M&Aを活用して生産拠点を2011年度の3カ所から2021年度5カ所に増加させました。これにより主要市場である米州と欧州の需要変動に迅速に対応することができるようになりました。一方、電子部品事業においては、小規模な生産拠点を統廃合することで、生産性を向上させました。

2021年度にはサプライチェーンの混乱が顕在化しましたが、VG2020期間で再編した生産拠点で増産対応を行うとともに、機動的な設計変更や代替部材の調達により部材の確保を行いました。これらの変化対応力を発揮した結果、コロナ禍においても、2年連続で営業利益成長を実現いたしました。

- 長期ビジョンの総括として、収益力、成長性、変化対応力等の観点から具体的に記載

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

● オムロン株式会社 (2/4) 有価証券報告書 (2022年3月期) P14-16、P18-19、P22、P24-25

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

④サステナビリティ経営の実践

サステナビリティ課題への取組みも大きく進化させてきました。

VG2020では、事業戦略とサステナビリティ重要課題の双方を同様に重要と位置付けて企業価値向上に取り組みました。2017年度にスタートした中期経営計画においてはサステナビリティ目標を組み込み、取締役の中期業績連動報酬に、第三者機関の調査に基づくサステナビリティ評価の採用などを実施してきました。また、全社でのサステナビリティマネジメント構築を構築し、取締役会の監視・監督の下、執行部門においてサステナビリティ課題への取組みを推進しました。具体的には、制御機器事業において、モノづくり現場のデジタルトランスフォーメーション (DX) 化を加速するソフトウェア拡充するなど革新アプリ累計247件の創出、ヘルスケア事業においては、血圧計の累計販売台数3億台の実現やグローバルでの遠隔診療サービス拡充など、事業を通じて社会的課題の解決を行ってきました。

また、VG2020期間および2021年度を通じて海外重要ポジション現地化比率は2011年度の31%から2021年度は80%へ、障がい者雇用率は2014年度の2.4%から2021年度は3.1%となり、2022年3月の国内の法定雇用率2.3%を大きく上回る水準での障がい者雇用を実現しております。温室効果ガス排出量削減への取組みにおいては、オムロンの省エネ技術を自社のサイトに徹底的に取り入れ2016年度比で排出量を当初目標の4%削減を上回る50%削減を実現するなど、サステナビリティ課題への対応を確実に進化させることができました。

<VG2020期間および2021年度での主なサステナビリティ課題への取組み成果>



(注) 1 RBA: Responsible Business Allianceの略。電子業界を中心とするグローバルなCSRアライアンス。RBAに準拠したセルフチェックを実施。
2 Boost5: 心身の健康状態を把握するための重点テーマ5項目(運動・睡眠・メンタルヘルス・食事・タバコ)を選定し、指標化したもの。

なお、2021年度に設定した注力ドメインのサステナビリティ目標、およびその他のサステナビリティ目標は以下のとおりです。

<事業を通じて解決するサステナビリティ課題の目標と実績 (2021年度) >

サステナビリティ重要課題	2021年度目標	2021年度実績
制御機器事業	労働力不足や、高度化・多様化するモノづくりへの対応	・i-Automation ¹ を具現化するアプリケーション創出、制御技術確立、新商品創出 ・革新アプリ創出: 77件/年 ・モノづくり現場のDX化を加速するソフトウェア拡充
ヘルスケア事業	高血圧由来の脳・心血管疾患の発症増加	・遠隔診療サービスを創出し、新しい高血圧治療のあり方を社会に提案 ・グローバルでの家庭血圧測定普及を加速し、血圧計の累計販売台数3億台を実現
	全世界で増加する呼吸器疾患	・遠隔診療など、呼吸器疾患サービス事業創出のための関連商材を拡充 ・製薬会社との共同開発進行中
社会システム事業	CO ₂ 排出増による地球温暖化	・太陽光システム: 累計出荷容量: 10.7GW ・蓄電池システム: 累計出荷容量: 900MWh ・太陽光システム: 10.8GW ・蓄電池システム: 900MWh

(中略)

■ 長期ビジョンの総括として、主な取組み(サステナビリティ経営の実践)について、定量的な情報を含めて具体的に記載

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

● オムロン株式会社 (3/4) 有価証券報告書 (2022年3月期) P14-16、P18-19、P22、P24-25

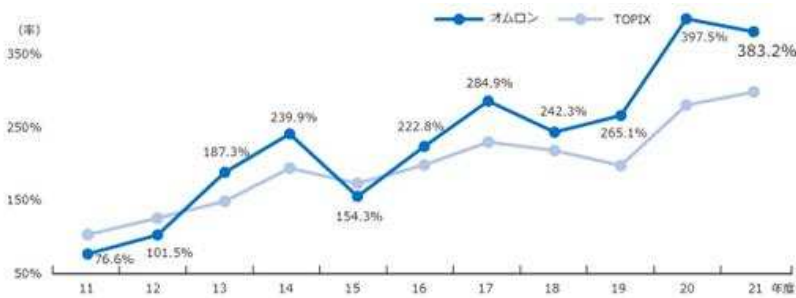
【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(2)

⑤2011年度から2021年度における企業価値向上

以上のVG2020期間および事業変革期と位置付けた2021年度の11年間を通じた取組みにより、オムロンの企業価値は、企業価値の創造を表す指標の一つである「株主総利回り (TSR)」が約4倍となるなど、大幅に向上しました。

<TSRの推移>



⑥次期長期ビジョンに向けた課題

①から⑤で述べたように、2011年度から2021年度においては、企業価値を向上させる大きな成果を上げましたが、同時に課題も出てきています。それは、「変化対応力のさらなる向上」、「自走的成長の実現」、そして「企業運営の進化」です。

特に、部材調達に関しては大きな課題が残ったと認識しています。また、直近においては、ロシアによるウクライナへの侵攻など国際情勢がさらに不透明なものになっており、これまで以上に変化を察知する力の向上や、供給力の向上を含むバリューチェーンの再構築が重要になってきています。

また、不確実性の高い事業環境下でも自走的な成長を実現するためには、今後拡大する事業機会において、新たな価値創造による成長とM&Aによる非連続な成長がともに必要となります。

加えて、その成長を支える企業運営も同時に進化させなければなりません。DX基盤の構築やダイバーシティ&インクルージョンの推進などをさらに進化させる事が重要です。このような振り返りを踏まえ、長期ビジョンを作成しました。

(中略)

(3) 長期ビジョン「Shaping The Future 2030」 (2022~2030年度)

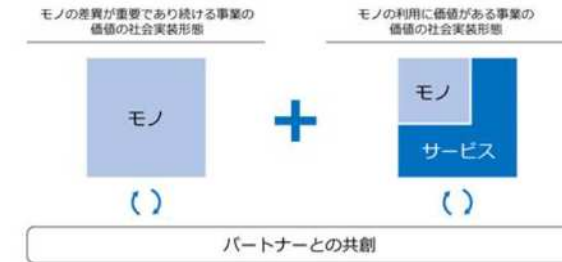
(中略)

⑤オムロンの進化の方向性

・ビジネスモデルの進化

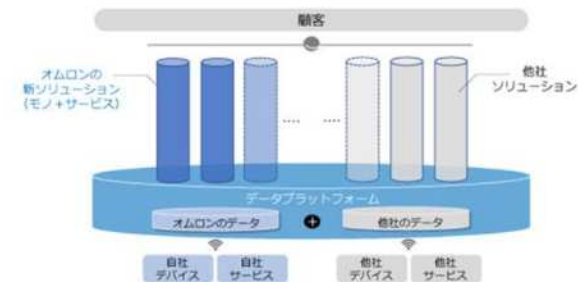
これらの社会価値の創出に向けて、私たちは価値のつくり方そのものも進化させていきます。それは、コンボを中心としたモノだけでなく、モノと社会が抱える本質的価値を解決するサービスの組み合わせによる新たな価値の実現です。社会や市場の転換期において、本質価値を捉え直した場合、価値の実装形態はモノだけに留まりません。例えば、制御機器事業のi-BELTにおけるコンサルティングサービス、運用支援サービス、改善サービスなどです。

<“モノ”から“モノ+サービス”へ>



また、自社のリソースにこだわらずパートナーとの共創により、実行スピードと実現可能性を高めていきます。この、モノ+サービスでの価値の実現、また、パートナーとの共創には、そのベースとなるデータプラットフォームの構築が重要になると考えています。自社のデバイスやサービスから生成されるデータとパートナーのデータとの連携によるデータプラットフォームを構築し、そのデータの利活用により、モノ+サービスによる新たなソリューションを開発していきます。本コンセプトのもと、中長期でグループ全体の事業構造を転換し、モノだけでなく、リカーリング型サービスモデルも加えた収益構造に転換していきます。

<データを基軸としたパートナーとの共創による価値創造>



- (1) TSR (株主総利回り) の推移状況や今後に向けた課題を端的に記載
 (2) ビジネスモデルの進化の方向性を価値創造の観点も踏まえて端的に記載

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

● オムロン株式会社（4/4）有価証券報告書（2022年3月期） P14-16、P18-19、P22、P24-25

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(4) 中期経営計画「SF 1st Stage」（2022年度～2024年度）

(中略)

(i) 事業のトランスフォーメーション

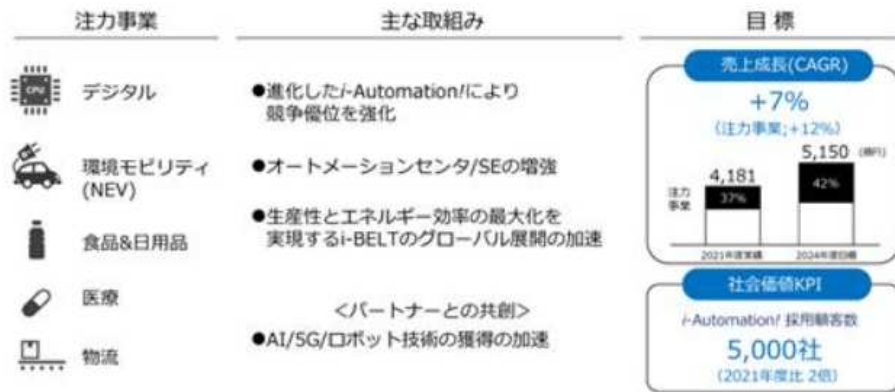
・ 4 コア事業の進化

長期ビジョン「SF2030」で掲げている4つのドメインで、3つの社会的課題の解決に向けて、事業の進化と成長を通じて社会価値を創出していきます。4つのドメインを担う4コア事業では、それぞれ以下の取組みを行います。

IAB（制御機器事業）

制御機器事業は、SF 1st Stageも引き続き、グループの成長をリードするコア事業です。持続可能な社会への移行に伴い、モノづくりが変化するデジタルや環境モビリティ、食品・日用品に加え医療、物流業界といった成長業界を注力事業と設定し、フォーカスしていきます。主な取組みは、オムロンの強みであるi-Automation!を進化させ、社内のリソースを増強しパートナーとの共創も強化することです。

注力事業を中心に年率7%の売上成長を実現します。具体的には、3年間で売上を2021年度の4,181億円から2024年度5,150億円へと1,000億円拡大させます。さらにKPIとして、i-Automation!採用顧客数を新たに設定しました。2024年度は、2021年度比2倍の5,000社を目指します。

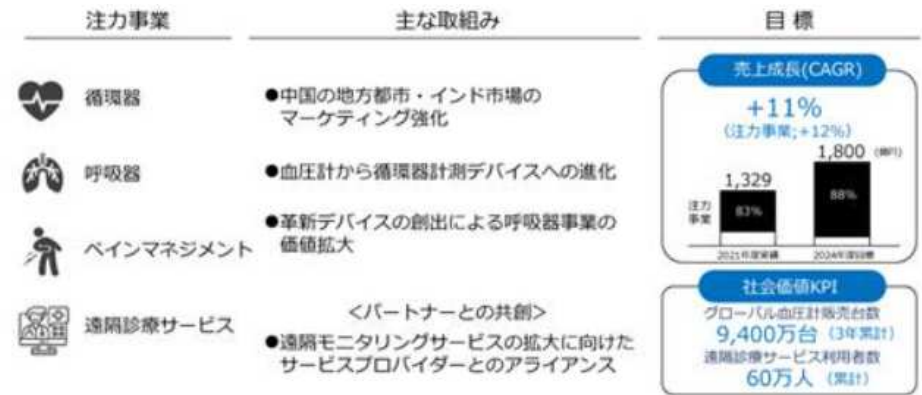


(注) 売上成長 (CAGR) の2021年度累積は、制御機器事業の一部商品を電子部品事業に組み替えて表示しています。

HCB（ヘルスケア事業）

ヘルスケア事業においては、循環器、呼吸器、ペインマネジメント、そして遠隔診療サービスを注力事業に設定しました。まず、成長ポテンシャルの高い中国やインドのマーケティングを強化します。そして、血圧計を循環器計測デバイスへ進化させます。さらに、革新デバイスの創出による、呼吸器事業の価値拡大にも取り組んでまいります。そして、遠隔診療サービスのさらなる拡大に向けて、グローバルの有力なサービスプロバイダーとのアライアンスなど、パートナーとの共創を加速してまいります。

注力事業を中心に年率10%の売上成長を実現し、3年間で売上を2021年度の1,329億円から2024年度1,800億円へと拡大させます。血圧計の販売台数も今後3年で累計9,400万台と大幅拡大を見込んでいます。遠隔診療サービスも、2024年度までに60万人の利用者獲得を目指します。



(以下略)

- 中期経営計画について、各事業における今後の主な取組みや目標を定量的な情報も含めて具体的に記載

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

● カゴメ株式会社（1/2）有価証券報告書（2021年12月期） P10-12、P23-26

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(1) トップメッセージ



2021年度の市場環境と業績に対する評価

2021年度は、新型コロナウイルスの感染状況により、肉食、中食、外食のバランスが目まぐるしく変化する見通しにくい市場環境が続きました。また、外出の制限やリモートワークの定着により、都心から郊外へと商品が購入・消費される場所も大きく変化しました。

こうした状況は、食品メーカーである当社のビジネスにも大きな影響をもたらしました。商品の販売動向が刻々と変化する中で、営業部門とSCM・生産・調達部門が密に連携し、サプライチェーンのコントロールに奔走した1年であったと思います。一方で、お客様の健康意識が高まったことで、免疫力を高める効果が期待できる食材として緑黄色野菜が注目され、当社の基幹商品である野菜飲料の需要が拡大するといった追い風もありました。国際事業においては、外食向けの商品構成比が高いこともあり、ロックダウンの影響を如実に受けることになりましたが、2021年度の後半は、日本より早いタイミングで外食需要が持ち直したこともあり、収益は回復傾向となりました。

非常に難しい経営環境でしたが、2021年度の業績は売上収益1,896億円（前年度比+3.6%）、事業利益141億円（前年度比+4.0%）となり、前年度対比で増収増益という結果で着地することができました。需要動向が見通しにくい中、販売量の変動に臨機応変に対応し食品メーカーとしての供給責任を果たすとともに、消費行動の変化に合わせた新しい販売先の開拓に取り組むなど、一つひとつの粘り強い活動が、こうした結果につながったのだと思います。諦めない姿勢を貫いた従業員やご協力いただいた取引先の皆様に感謝するとともに、この経験値は、第3次中期経営計画における新たな価値提供を実現する基盤になると確信しています。

第1次、第2次中期経営計画の振り返り

第1次中期経営計画がスタートした2016年当時、当社の利益水準は著しく低下し、危機的な状況にありました。そのため、第1次、第2次中期経営計画を通じて当社が最も注力したのが収益構造の改革です。様々な施策により、第2次中期経営計画の最終年度である2021年の事業利益は、2015年度対比で約2倍に拡大し、いわゆる利益体質の企業へと転換することができたと思っています。一方で、成長の部分に目を向けると、2017年をピークに鈍化していることは明らかです。つまり現状の当社の課題は、利益を上げる力は付いたが成長する力が足りない企業となってしまったことにあります。これは、既存事業を深化させ、その効率性を高める活動と、成長に向けて新たな事業を探索する活動のバランスを欠いたこと、また事業投資における「確度」の検証が不十分であったことに起因しています。

2022年度から始まる第3次中期経営計画は、こうした振り返りを踏まえ、成長に軸足をおいた戦略となっています。2016年に掲げた「2025年のありたい姿」の実現に向けた集大成の経営計画となりますので、設定した目標達成に集中し、必要な投資や費用投下を強化していきます。

成長に軸足をおいた第3次中期経営計画

カゴメは「食と健康」を事業ドメインとしています。この領域がこれからの社会において、非常に有望であることはご存知の通りかと思います。多くの企業が「食と健康」にフォーカスした新たな施策を次々と打ち出し、異業種からの参入も相次いでいます。大変厳しい競争環境に置かれていることは間違いありませんが、その中でも、「お客様に選んでいただける企業としてあり続け、その結果、持続的な成長を成し遂げていきたい」という思いが、第3次中期経営計画の根幹となっています。

第3次中期経営計画の基本戦略は、以下の4つのアクションを推進するとともに、それぞれを有機的に連携させることで持続的成長の実現を目指すというものです。

(2)

(中略)

自己資本比率*を意識し、積極的な成長投資を行う

第3次中期経営計画のゴールである2025年に、「食を通じて社会課題の解決に取り組み、持続的に成長できる強い企業になる」「トマトの会社から野菜の会社になる」という2つの目標の実現を目指すことに変わりはありません。但し、その目標の達成度をより分かりやすくするため、KGI (Key Goal Indicator : 重要目標達成指標) とKPI (Key Performance Indicator : 重要業績評価指標) を今回設定しています。

「持続的に成長できる強い企業」のKGIは、「4年間の平均売上成長率2%以上で毎年トップラインを成長させる、かつ、2025年の事業利益率7%以上」を達成するというものです。また、「野菜の会社」のKGIは2025年の収益目標の達成とし、KPIとして野菜摂取に貢献できる事業領域の2021年比の売上収益増分額を設定しています。具体的には、野菜飲料、惣菜・加工用、野菜スープ、植物性食品の4つの事業領域の売上収益増分を達成し、成長の柱に育成できているかが指標となります。

このKGI・KPIを達成する上での前提条件として、特に重視しているのは、自己資本比率*50%以上を堅持するということです。詳細はCFO/CROメッセージで解説していますが、健全な自己資本比率*を保ち、現在の信用等级付シングルAを維持しながら、インオーガニックの成長規模に合わせた投資を実行していきます。自己資本比率*50%以上を堅持し、年率2%のオーガニック成長が実現できれば、借入可能額と合わせて、当社がターゲットにするインオーガニック成長投資の原資は確保できるという試算になっています。また、投下した資本で効率的に成長しているかという視点は重要となりますので、2021年からは資本効率を高めるためにROICを重要指標とし、その向上を目指した様々な施策に取り組んでいます。

※親会社所有者帰属持分比率

- (1) トップメッセージにおいて、中期経営計画の振り返りとして実現した内容や認識した課題等を端的に記載
- (2) KGIとKPIについて、その考え方や達成に向けて特に重視している指標等を具体的に記載

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

● カゴメ株式会社（2/2）有価証券報告書（2021年12月期） P10-12、P23-26

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(6) 中期経営計画

2022年度から始まる第3次中期経営計画は、2025年の目標達成に向けた総仕上げの4年間となります。第2次中期経営計画を振り返り、課題を認識した上で、第3次中期経営計画を策定しています。



① 第2次中期経営計画の振り返りと課題認識

a. 第2次中期経営計画の振り返り

(中略)

b. 第3次中期経営計画での注力ポイント・位置づけ

2025年の目標達成に向けた最後の4年間における注力ポイント

Point①	Point②	Point③	Point④	Point⑤
中長期的な「成長」に軸足をおりたりソース配分	野菜摂取推進のさらなる取り組みと成果の創出	挑戦を促す企業文化の構築と、成長を支える人材の育成	長期的視点でのサステナビリティの取り組み	DXのさらなる加速

c. 2025年のありたい姿・ビジョンの実現

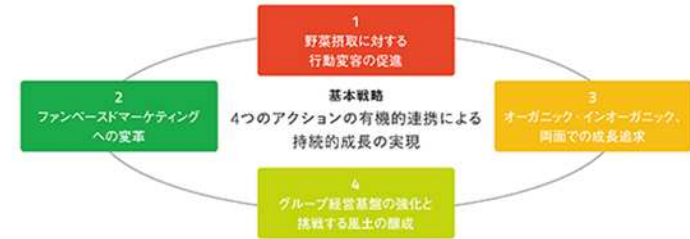
食を通じて社会課題の解決に取り組み、持続的に成長できる強い企業になる	トマトの会社から野菜の会社に		
KGI	KGI	KPI	
4年間の平均売上成長2%以上	2025年中期定量目標の達成	生活者接点の多点化と商品の多様化に取り組み、野菜摂取に貢献できる事業領域を拡張し、成長の柱に育成できている。	

野菜摂取に貢献する注力分野（数字は2021年度実績対比）

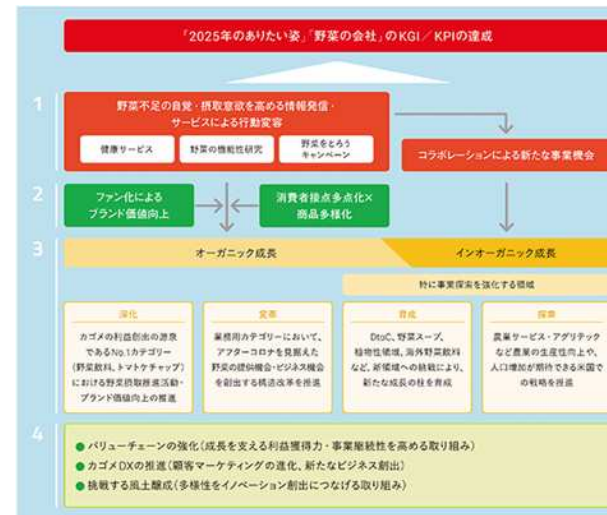
- コアである飲料事業の成長 売上収益+70億円
- 惣菜・加工用ビジネスの拡大 売上収益+20億円
- 野菜スープ事業の拡大 売上収益+35億円
- 植物性への領域拡張 売上収益+10億

② 第3次中期経営計画 全体像

2025年のありたい姿、ビジョンの達成に向けて、2022年から2025年までの4ヶ年を第3次中期経営計画として位置付けています。基本戦略は「4つのアクションの有機的連携による持続的成長の実現」と定め、4つのアクションを実行していきます。



第3次中期経営計画 成長戦略概略図



< 定量計画 >

第3次中期経営計画においては、基本戦略に基づき、4つのアクションを実行します。定量計画は、オーガニック成長を対象としています。インオーガニックによる成長は現時点では定量計画には含んでいませんが、売上収益の増分として300～500億円を想定しています。



■ 中期経営計画の注力ポイントや位置付け、成長戦略の概略等を定量的な情報も含めて具体的に記載

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

● 日本瓦斯株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P9-10

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

（1）経営の基本方針

当社は経営理念として、①地域社会に対する貢献、②企業の持続的成長を目指す、③人的資源の尊重を掲げております。

（2）経営環境及び経営方針・戦略等

地球温暖化、天災の発生増加や激甚化、ロシアによるウクライナ侵攻等を踏まえた社会情勢は、上流から下流までの一貫して安定したエネルギー供給が当然のものではなくなったことを明らかにしました。また、メタバースの仮想空間テクノロジーやNFT（※1）、スマートコントラクト（※2）等の技術の進化、コロナが後押ししたデジタルの急速な浸透は、事業の在り方を従来の中央監視型モデルから地域分散型モデルへと大きくシフトさせております。

このように大きく変化する経営環境のもと、当社は、「エネルギーソリューション」へとビジネスを進化させます。これからの地域社会に最も必要なのは再生可能エネルギーや、今後急増が予想される電気自動車(EV)の利用を前提としながら、災害時でもエネルギーを自立的に供給できるレジリエントな分散型のエネルギーシステムの構築です。従来のガスや電気を仕入れて販売するという事業モデルを刷新し、電気とガスをセットでお客さまにご提供することを前提に太陽光発電設備、蓄電池としてのEV等の分散型エネルギー源設備(DER)を提供して各家庭のスマートハウス化を推進し、その上で、広く地域社会に対して最適なエネルギー利用を提案することを目指します（“NICIGAS 3.0”）。このビジネスモデルの実現は、カーボンニュートラルやTCFD、SDGs等の社会課題に対応しながら当社の企業価値を中長期的に向上させる一番の近道でもと考えております。

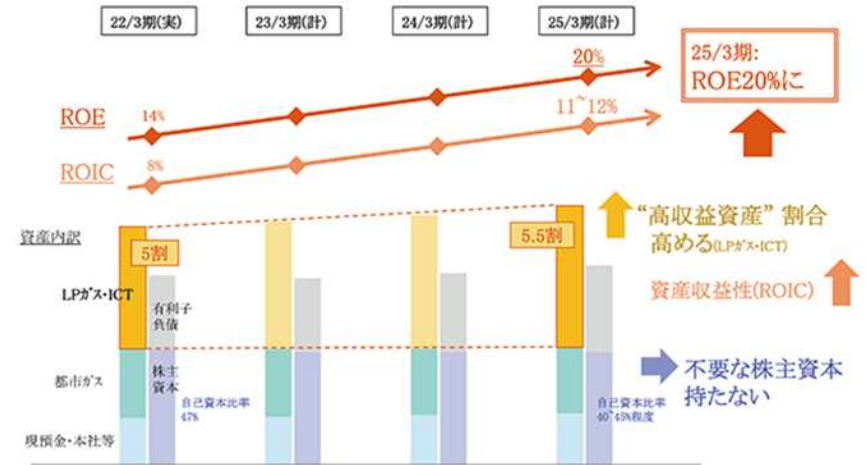
エネルギーソリューションに向けた第一歩として、今年2月に「でが割007」をリリースしました。この商品は、非化石電源の活用によりCO₂排出量を実質ゼロとし、EVユーザーに蓄電のメリットがある電気の新料金メニューです。加えて、太陽光発電設備や蓄電池、ハイブリッド給湯器のご家庭のお客さまへの提供も開始しております。当社は、エネルギーのラストワンマイルを担う企業として、エネルギーソリューションの実現を通じ、他社とのパートナーシップによる共創で新たな形で地域社会に貢献し、中長期的に企業価値を向上してまいります。

※1 非代替性トークン（Non Fungible Token）のこと。アート等のデジタルデータをブロックチェーン上にのせることで、本データが偽造できない鑑定書や所有証明書の機能を持つ。これによりデジタルデータが資産的価値を持つことができるようになり、売買市場の形成につながっている。

※2 ブロックチェーン上で契約を自動的に実行する仕組み。イーサリアム等多くの仮想通貨で実装されている。

（3）資本政策

当社はROEを財務上の最重要KPIと設定し、これを高めることを経営の重要課題としております。なぜならROEが株主の皆さまにとっての投資利回りであり、経営にとってはお預かりした株主資本をどれくらいの効率で増やせたかを表す指標と認識しているからです。当社は、25/3期にROE20%を達成する計画です。



ROE向上に向け、バランスシートのコントロールを重視しております。資産（の運用）サイドでは、規模を大きく増やさず、その内容を、Cashを生まない資産である現預金や本社等から、LPガスやICT等の「高収益資産」に入れ替え、資産の収益性/ROICを高めております。また資産を使わない事業では電気事業に注力し、人的リソースの配分を高めて事業を強化し、ガスと電気のセット率を高めております。これらの施策を通じ、ROICを切り上げてまいります。資本の調達サイドでは、適正自己資本比率を設定し、この水準を超える株主資本（不要な資本）を株主の皆さまからお預かりせず適切に借入を活用することで、ROICの向上をダイレクトにROEにつなげる計画です。

還元については、20/3期以降、総還元性向ほぼ100%の水準を続けております。これは、積極的な投資を行いながらも不要な資産を売却、資産を圧縮して資産全体の規模を抑えているため、株主資本を積み増す必要がないからです。また還元の方法については、配当の割合を高める方針です。

- 資本政策に関して、最も重要なKPIとして設定したROEの向上に向けた考え方をROICとの関係も含めて具体的に記載

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

● 東洋紡株式会社（1/2）有価証券報告書（2022年3月期） P15-17、P19-20

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(1)

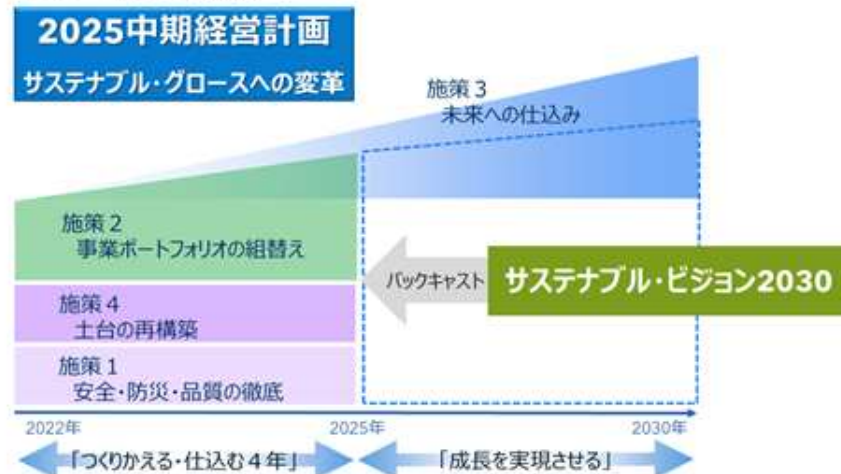
(4) 2025中期経営計画（2022～2025年度）

2025中期経営計画（2022～2025年度）は、「サステナブル・ビジョン2030」で掲げる目標達成に向けた通過点として、この4年間で「つくりかえる・仕込む4年」と位置づけ、「4つの施策」を経営方針とし「サステナブル・グロース」への変革を図ります。

＜「サステナブル・ビジョン2030」と「2025中期経営計画」の位置づけ＞



＜基本方針と4つの施策＞



①施策1：安全・防災・品質の徹底

「信頼の回復」を最優先課題とし、当社グループ一丸となって取り組みます。防災に関しては「安全を全てに優先する組織風土：ゼロ災」を目指したマスタープランを着実に実行します。品質保証体制については、品質マネジメントシステムを再構築するとともに、コンプライアンス教育の強化・徹底など、組織風土改革と品質文化づくりに注力します。さらに、リスクマネジメント体制の強化として、リスクの把握、未然防止・早期発見、適切な対応を取るため「リスクマネジメント委員会」を設置・運用していきます。

(2)

②施策2：事業ポートフォリオの組替え

「収益性」と「成長性」の二軸で各事業を「重点拡大事業」「安定収益事業」「要改善事業」「新規育成事業」に層別し、各々の位置づけに応じた事業運営を行います。「安定収益事業」と「要改善事業」の位置づけについては、ハードルレートに加えて、定性情報も含めて見極め、対策を検討します。

「要改善事業」に位置づけられる「衣料繊維事業」「エアバッグ用基布事業」「医薬品製造受託事業」は、正常化に向けた対策を講じていきます。衣料繊維事業は、すでに進めていますリソース集約を計画通り実行します。エアバッグ用基布事業は、2022年度にインドラマ社との合弁会社の原糸工場を立ち上げ、医薬品製造受託事業は、GMP対応のための製造設備の更新などを進めることで、事業の正常化を図ります。

＜施策2 | 事業ポートフォリオの組替え：事業層別の考え方＞

「収益性」「成長性」の2軸で各事業を4象限に評価・層別

- 収益性：使用資本利益率（ROCE）＝営業利益÷使用資本 ※ハードルレート6.5%目安
- 成長性：年平均成長率（CAGR） ※ハードルレート4.5%目安



- (1) 経営ビジョンの実現に向けた中期経営計画の位置付けや各施策の時間軸等を図示しながら平易に記載
- (2) 事業ポートフォリオの組替えについて、収益性と成長性の観点で評価し、平易に記載

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

● 東洋紡株式会社（2/2）有価証券報告書（2022年3月期） P15-17、P19-20

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(2)

(1)

「重点拡大事業」に位置付けられるフィルム事業、ライフサイエンス事業は、優位性があり市場の拡大が見込める事業であり、引き続き積極的な投資を実施していきます。また、「環境・機能材」分野は、従来「安定収益事業」に位置付けてきましたが、各商材の持つ潜在力やソリューションビジネスとしての有用性を再評価した結果、この分野を事業ポートフォリオの「第三の柱」とすべく、積極拡大を図ることとしました。具体的には、今後設立計画を公表した三菱商事株式会社との合弁会社での取り組みを通じて、新たな成長領域・分野での事業機会創出に挑戦していく方針です。

<施策2 | 事業ポートフォリオの組替え：3分野で積極拡大策>



i) フィルム事業

- 環境配慮製品へのシフトを加速し、グリーン化（バイオマス、リサイクル、減容化）比率を2030年度60%、2050年度100%をめざします。
- 米国のバイオ化学ベンチャー企業であるアネロテック社（Anellotech Inc.）とともに、環境負荷の少ない効率的な使用済みプラスチックの再資源化技術開発を株式会社アールプラスジャパンの一員として進めます。世界で共通となっているプラスチック問題の解決に貢献すべく、回収プラスチックの選別処理、モノマー製造、ポリマー製造、包装容器製造、商社、飲料・食品メーカーなど業界を超えた連携により、2027年の実用化をめざしていきます。
- 透明蒸着フィルム“エコシールド”は、優れたバリア性により食品の保存期間を延ばし、フードロス削減に貢献します。現在は、包装用フィルム事業は国内中心の販売ですが、インドネシアの工場を本格稼働し、グローバルな需要にも対応していきます。
- IT（情報技術）、モビリティ（電動化）市場成長に伴い、セラミックコンデンサ用離型フィルムの市場は成長を続けています。当社は、優れた平滑性を実現する製膜技術、製膜からコーティングまで一貫製造できる強みを生かして販売量を増やしていきます。さらには、2024年度に、ハイエンド向けフィルムをインラインコートで製造する設備を導入します。これは、帝人株式会社から譲り受けたフィルム事業との統合シナジーの一つです。

(中略)

⑤財務目標

(中略)

サステナブルな成長のための投資を増やすため、設備投資は前回の中期経営計画に対し約2倍の2,400億円（4年間合計）を計画しています。そのうち、1,150億円をフィルムの製膜・加工ライン、ダイアライザー貫生産工場、バイオ新棟などの成長投資に充てる予定です。また、事業を維持するための投資、基幹システムの新鋭化など「つくりかえる投資」に920億円、安全・防災・品質対応、自家発電など、「安全・防災・環境投資」に330億円を投じる計画です。

設備投資を増やすことで、外部からの資金調達が増えます。キャッシュアウトは設備投資以外に配当140億円（4年間合計）を予定しています。

<設備投資>



<資本政策 キャッシュフローアロケーション（2022~2025年度）>

◇安全・防災・環境対応を最優先とし、同時に成長事業へ積極投資

◇財務管理：D/Eレシオ1.2倍未満、Net Debt/EBITDA倍率4倍台の範囲で外部調達



(1) 事業ポートフォリオの組替えとして、積極拡大を図る事業の内容等を端的に記載

(2) 財務目標について、設備投資や資本政策の内容を定量的な情報も含めて具体的に記載

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

● 株式会社キッツ（1/1）有価証券報告書（2021年12月期） P10-11

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(2) 経営戦略等

2022年2月、長期経営ビジョン「Beyond New Heights 2030『流れ』を変える」を公表しました。目まぐるしく変化する社会環境の中で、「キッツ宣言」の実現に向けて2030年にありたい姿を掲げたものです。

当社グループは、これまであらゆる産業分野、とりわけ建築設備分野や石油化学・一般化学分野を中心に暮らしや産業を支え、ゆたかな社会づくりに貢献してまいりました。それらのコアビジネスの基盤を強化するとともに、エネルギー利用の効率化のために欠かせない「デジタル化」、カーボンニュートラルの実現に向けた「脱炭素化」をキーワードとして、リスクを恐れず成長ビジネスへの参入を加速し、ビジネス領域をシフトさせる両利きの経営を目指します。

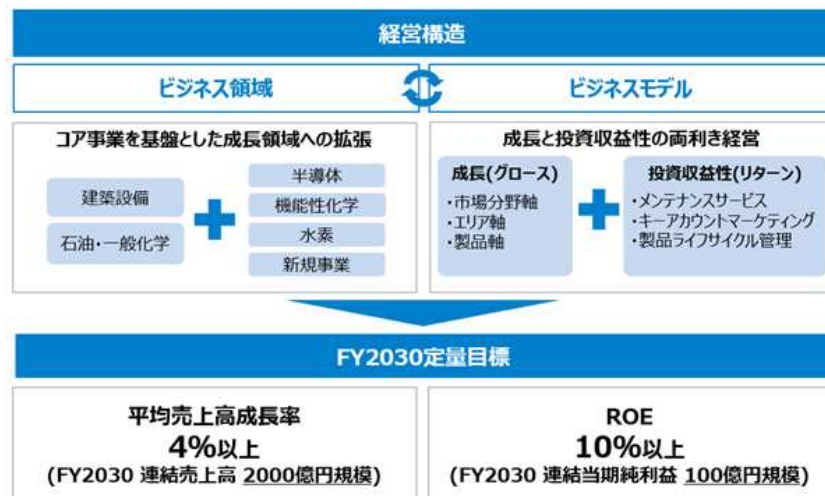
これを達成するために、2024年度を最終年度とする「第1期中期経営計画2024」を合わせて策定しました。

① 2030年にありたい姿

1) 目指す経営構造と定量目標

2030年に向けて、定量目標としては、平均売上高成長率4%以上・ROE10%以上を目標に、2030年度には連結売上高2,000億円規模、親会社に帰属する当期純利益100億円規模を達成する会社を目指します。

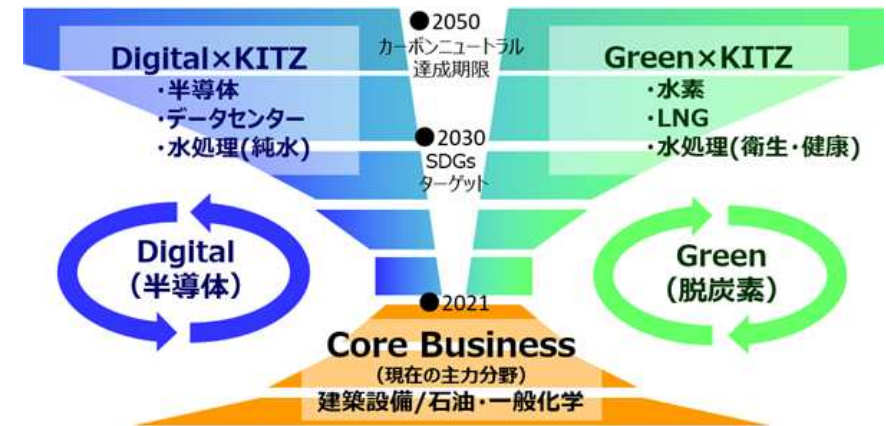
その定量目標を達成するために、コア事業を基盤とした成長領域へビジネス領域を拡張させるとともに、成長と投資収益性を重視した両利き経営の経営構造を目指します。



2) ビジネス領域

コア事業と成長分野で収益をあげられる両利きの経営を目指す

- デジタル化・脱炭素化を背景とした成長分野・地域への積極的リソースの投入
- 投下資本収益性 (ROIC) を重視した事業展開



- 長期経営ビジョンにおいて目指す経営構造について、成長と投資収益性を重視した両利き経営の考え方や定量目標等を端的に記載

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

● 長瀬産業株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P14

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(1)

企業風土の変革 - “ありたい姿”に向けたマインドセット

「質の追求」を実現するためには、経済価値と社会価値を両輪で追求していくことが必要と考え、財務情報に加え非財務情報のKPIを設定し、両KPI達成に向け徹底したモニタリングを行います。また効率性の追求に向け、コア業務の生産性の改善を図り、また事業戦略によるROICの向上、財務戦略によるWACCの低減を行い、ROICスプレッドの改善を図ります。ROICがWACCを上回る状態を常態化させ、企業価値の向上を目指します。加えて、変革を推進する人財の強化が必要と考えており、社員と会社のエンゲージメントを向上させ、双方の持続的な成長と発展を実現します。

(効率性の追求)



※1：親会社株主に帰属する当期純利益/投下資本期中平均*100
 ※2：WACC構成する株主資本コストは、CAPMをベースとした当社独自の計算方法によるもの

(エンゲージメントの向上)



(2)

【取組み状況】

2021年度は、事業全体として業績が好調に推移したことによる運転資本の積み上がりにより投下資本は増加しましたが、運転資本については適正化に向けた在庫管理の徹底を実施し、また市況の高騰、高付加価値商材の販売等による利益率の改善、加えて政策保有株式の売却を推進したこと等により、ROICは5.3%となりました。また運転資本の増加に伴う資金需要を受け負債による資金調達を行ったこと、加えて株主資本の適正化に向け、株主還元方針に沿って増配および自己株式の取得を継続的に行った結果として、WACCが5.5%まで低減しました。なお有利子負債が増加したこと等により、Net DEレシオは0.3倍となりました。

2021年度は、半導体などサプライチェーン上でのモノ不足、物流網の混乱など厳しい市場環境が続く中、NAGASEの強みである広域なネットワーク、技術知見ならびに課題解決力・人財を活かしビジネスを維持・拡大させ、また需給バランスの崩れによる市況高騰等もあり業績は伸長しましたが、効率性の観点において課題認識しており、「質の追求」をすべく、引き続きACE 2.0のもと推進していきます。

(政策保有株式の売却実績)

	2019年度	2020年度	中期経営計画 ACE 2.0	
			2021年度	(2021年度~2025年度)
売却銘柄数	7銘柄	5銘柄	49銘柄	5年累計
売却価格の合計額	104億円	62億円	78億円	300億円の売却を予定

ROICについては、事業毎に定量化・可視化を進めモニタリングができる体制を構築し、定期的なモニタリングを開始しました。

またコア業務の生産性の改善に向け、シェアードサービス会社である長瀬ビジネスエキスパート(株)においてBPR (Business Process Reengineering) を行い、業務効率化を図りました。加えてBIツール (Business Intelligence tools) やCRM (Customer Relationship Management) 等を活用した間接業務ならびに営業・販売活動の効率化を促進しました。

変革を推進する人財の強化については、社員と会社のエンゲージメントを向上させるべく、現状把握と向上施策の策定を目的に従業員エンゲージメントサーベイを実施しました。現状の課題を認識し、エンゲージメントの向上に向けた施策を全社・各組織で開始しました。

- (1) ROE、ROIC、WACCの相互の関係性を企業価値向上の観点も含めて端的に記載
- (2) 資本政策の取組みについて、政策保有株式の売却実績を含めて具体的に記載

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

● 横河電機株式会社（1/1）有価証券報告書（2022年3月期） P13-14

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(3) 経営環境

当社グループは、1915年の創立以来、計測、制御、情報の技術を軸に、最先端の製品やソリューションを産業界に提供し、社会の発展に貢献し続けています。また、社会課題・お客様のニーズを捉え、その主要製品・サービスの内容を変化させてきており、2021年度のセグメント別売上高比率は制御事業約93%、計測事業約5%、航機その他事業約2%となっています。

主力事業の制御事業では、石油、ガス、化学、電力、鉄鋼、紙パルプ、医薬品、食品などの多様な業種展開により日本国内で高いシェアを有しています。さらに、日本での多様な業種展開により得られた知見やノウハウのもと、ダウンストリームを中心に、中東、ロシア、中国、アセアンなどの資源国や新興国で高いシェアを有しています。なお、2021年度の海外売上高比率は約71%となっています。現地に根付いたグローバルな事業展開を始めてからの約60年で、競合他社に比べ偏りがない地域構成を実現してきており、世界中で4万件以上のプロジェクトを手掛けてきた豊富な納入実績があることも特徴です。豊富な納入実績を活用することで、お客様の既設のプラント設備の生産性向上につながる運用や、保守の効率化に向けたソリューションの比重を高め、あらゆる外部環境の変化にも耐えられるレジリエンス（変化に柔軟に対応できる適応力・回復力）を高めてきています。

今後10年間における事業環境のメガトレンドは、Politics（政治）、Economy（経済）、Society（社会）、Technology（技術）の観点で、大きく変化していくと想定しています。Politicsでは、自国主義や法規制の強まり、Economyでは、資源の枯渇や、食料・水の不足、Societyでは、高齢化、都市化や気候変動、Technologyでは、AI、IoT、5G、バイオテクノロジーの進歩など、さまざまな変化が予想されます。2019年度第4四半期から全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、ワクチン接種の進行に伴い徐々にその影響が低下する傾向にありますが、局面的なロックダウンなどによるサプライチェーン混乱など経済活動への影響が懸念されており一進一退の状況にあります。さらに、ロシア・ウクライナ情勢の深刻化は、エネルギー需給のひっ迫、資源・原材料価格高騰などを顕在化させています。政治、経済、社会活動の課題が浮き彫りになる中、さらにパラダイムシフトが加速すると考えています。このような中で、当社グループのお客様は、プロセスの変革、持続可能な未来を意識したビジネスモデルへのシフトを進めており、かつ、安全安心、セキュリティなどの観点から人の介在を減らすことの重要性も認識されています。主力事業の制御事業におけるProcess Automation 業界では、既存製品の市場が成熟し、ハードウェアのコモディティ化が進んでいると同時に、MES（Manufacturing execution system）やセキュリティ関連のソフトウェア、センサの市場は成長し、サブスクリプションなど新しいビジネスモデルの普及が進んでいます。また、当社グループの成長の糧であるオイル&ガスなどのハイドロカーボン系エネルギーの需要はその社会的役割・位置づけからも急激に失われないと考えられますが、エネルギー活用の多様化、環境規制対応などへの世界的な再生可能エネルギー活用、デジタルトランスフォーメーション（DX）への世界的な要求も高まってきています。

(中略)

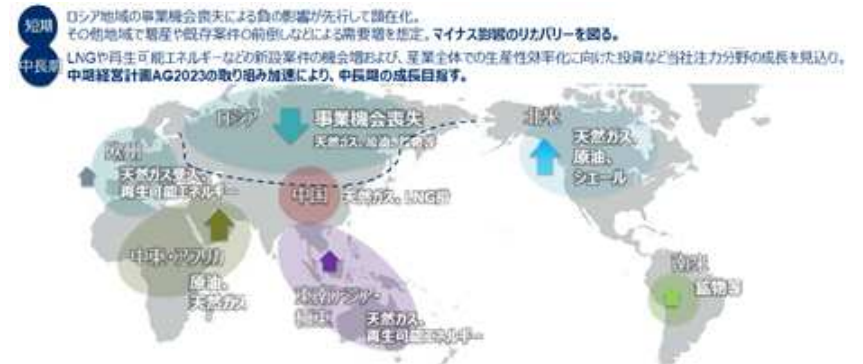


SDGsと整合した「Three Goals」



世界で進む「System of Systems」の流れ

<ご参考：ロシア・ウクライナ情勢に関する補足説明>



ロシア・ウクライナ情勢の影響を受け、各地域でエネルギーの代替供給に向けた動きが進み、新たな需要創出が見込まれます。短期的には増産のための既存設備の増強、進行中案件の前倒しなどの需要増が想定され、当社グループとしてお客様のご要望に全力で応え、エネルギーや資源供給の安定化に貢献すると同時に、ロシア地域で失われる事業機会をリカバリーしていきます。ただし、新設の案件については一般に計画段階で数年かかる場合が多く、当社グループの事業機会としては来年度以降を見据えています。

- 経営環境について、ロシア・ウクライナ情勢の影響によるリスクや機会の観点も含めて具体的に記載

3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

● ENECHANGE 株式会社 (1/1) 有価証券報告書 (2021年12月期) P22-24

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、長期においてはフリーキャッシュ・フローの最大化による企業価値の向上、そして中期においてはフリーキャッシュ・フローの源泉となる売上高の成長が重要であるとの考えのもと、売上高を重要な経営指標と位置付けております。そのために、売上高を「顧客数」×「ARPU」と定義し、2事業それぞれにおいて、高い売上高成長率とともに安定した経営基盤を構築するためにストック型の収益を重視する事業展開を行い、積極的な成長投資を通じた「顧客数の最大化」と「継続的なサービスラインナップの拡充による顧客提供価値の増大によるARPUの向上」に取り組んでまいります。なお、高い売上高成長率継続の目安として、毎年30%以上の売上高成長を達成し、2027年までに売上高100億円を目指す方針です。



「エネルギープラットフォーム事業」においては、「顧客数」を当社プラットフォームを通じた家庭・法人ユーザーのユーザー数とし、「ARPU」をユーザーあたりの売上高としております。家庭・法人ユーザーともに切替件数はこれまで堅調な拡大を続けており、今後も市場の堅調な切替需要と当社のプラットフォームとしての競争力を背景として、継続的な成長を見込んでおります。ユーザー数の推移は、以下のとおりです。

年度	家庭向けユーザー数 (件)	法人向けユーザー数換算値 (件) (注1)	ユーザー数合計 (件) (注1)	ARPU (円) (注2)
2017年12月期末	9,447	30,597	40,044	6,476
2018年12月期末	37,114	62,759	99,873	5,208
2019年12月期末	58,179	106,137	164,316	3,814
2020年12月期末	98,963	144,252	243,215	4,067
2021年12月期末	158,555	229,159	387,714	5,714

2018年12月期から2019年12月期にかけて、ストック型収益重視の経営方針へと変更し、大半の電力・ガス会社から受領する報酬を、切替時の一時報酬から、ストック型の報酬 (ユーザーが電力・ガス会社に対して支払う毎月の電力・ガス代に、あらかじめ定められた料率を乗じた金額を、切替以降、電力・ガス小売供給契約が継続する限り、毎月継続的に受領する報酬体系) へと契約内容を変更いたしました。これにより、分母となるユーザー数が増加したため、ARPUはそれ以前と比較すると低くなったものの、2021年12月期末においては、競争環境の高まりによる一時報酬単価の上昇等の要因により、ARPUが上昇しております (なお、一部の電力・ガス会社とは引き続き一時報酬での報酬体系での契約となっております)。

また、ユーザー数の拡大を目的としたプロモーション活動やパートナーシップの拡大において、LTV/CAC (注3) を重視してユーザー獲得活動を推進してまいります。2021年においては、自社チャネル強化に向けたデジタルマーケティングの強化等によりLTV/CACは下落しているものの、健全性の目安とされる3.0倍以上を維持しています。LTV/CACの推移は以下のとおりです。

	第7期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
LTV/CAC (倍)	5.3	4.9	4.3	3.5

「エネルギーデータ事業」においては、「顧客数」をエネルギーデータ事業において展開するサービスを導入している企業数とし、「ARPU」を当該顧客あたりの売上高としております。当社グループが提供するサービスへのニーズの高まりにより、電力・ガス会社を中心とした顧客数はこれまで順調に伸びており、今後は電力データの自由化に伴う新サービスの導入に伴い、電力・ガス会社以外の対象顧客の拡大を見込んでおります。顧客数の推移は、以下のとおりです。

年度	顧客数 (社数)	ARPU (千円) (注2)
2017年12月期末	7	27,534
2018年12月期末	15	32,026
2019年12月期末	25	23,466
2020年12月期末	32	22,626
2021年12月期末	50	16,052

(中略)

- (注) 1. 一般家庭ユーザーの電力容量は平均的に4キロワットとみられているため、法人ユーザーの累計切替件数に加えて、法人ユーザーの総獲得容量から割り戻した一般家庭ユーザー相当への換算値を併記しており、エネルギープラットフォーム事業における累計切替件数の算出に当たっては、当該換算値と家庭ユーザーの累計切替件数の合計値を用いております。
2. エネルギープラットフォーム事業においては、ARPUを「セグメント売上高を、該当する期間末時点でのユーザー数 (家庭向けユーザー数と、法人向けユーザー数の一般家庭換算値との合計値) で除した上で、それまでの月額平均値を12か月分に年換算した数値」としており、季節性による月変動は考慮されておりません。エネルギーデータ事業においては、ARPUを「セグメント売上高を、該当する期間末時点での顧客件数 (当社のサービスを導入しており1か月以上継続した取引実績もしくは契約締結して売上が計上された企業数。解約を加味した上で、重複分は控除。) で除した上で、それまでの月額平均値を12か月分に年換算した数値」としております。
3. LTV (Lifetime Valueの略で顧客生涯価値) とCAC (Customer Acquisition Costの略で顧客獲得単価) の比率で、マーケティング活動の投資効率性を表しております。
4. 企業の営業活動によって毎期、経常的・反復的に生じる収益を指します。

- (1) 重要な経営指標の考え方を企業価値向上の観点も踏まえて具体的に記載
 (2) 財務情報に加え、その理解の参考となる指標 (「顧客数」、「ARPU」、「LTV (顧客生涯価値) /CAC (顧客獲得単価)」等) を各指標の定義や前提も含めて具体的に記載

4. 「事業等のリスク」の開示例

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：事業等のリスク

- リスクを全て見通すことはできないため、見直しを行うことが重要。その際、リスクの見直しを定期的に行うこと、見直しの体制やプロセス、変更されたリスクが分かるような記載及び変更となった理由が示されることは有用
- リスク及びその対応策を明確に開示することは、社内において、リスク及びその対応策の認識向上にも資するため有用
- 投資家の判断に重大な影響を及ぼす可能性という観点から、影響度の大きさに優先順位を付けて開示をすることは有用

好事例として取り上げた企業の主な取組み（株式会社明電舎）

【開示の充実化に当たっての課題】

- 開示の充実化の第一歩として、重要な事業リスクを改めて整理し開示するにあたり、開示する重要リスク項目数の絞り込み、開示優先順位の妥当性等について、どのような判断基準で行うのかといった議論があった。



【対応策】

- 開示する重要な事業リスク項目の絞り込みについては、まず自社のリスクへの考えを理解してもらうため、大括りのリスク分類でなく経営層の考える「リスク事象」を数多く開示することを心がけた。
- 開示優先順位の妥当性については、各リスク事象を「影響度」と「発生可能性」をベースとしつつ、「ブランド毀損可能性」等の考慮要素を点数化し順位を付けをした。ただし、重要な事業リスクについては、世間的な注目度や喫緊性にも着目しつつ開示したものであり、順位に拘わりすぎないようにした。

4. 「事業等のリスク」の開示例

● 株式会社明電舎（1/3）有価証券報告書（2022年3月期） P16-18、P22

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

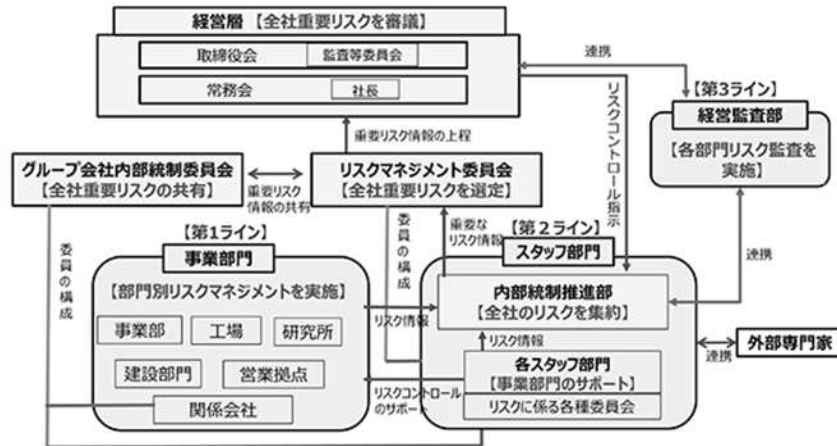
(1) リスクマネジメントの体制

当社グループでは、下図のとおりスリーラインモデルによるリスクマネジメント体制を構築しております。工場や関係会社を含む事業部門（第1ライン）では、リスク統制自己評価制度（Control Self-Assessment = CSA）を導入し、各部門が自らのリスクの抽出、評価、コントロールを実施しており、スタッフ部門（第2ライン）は第1ラインのリスクコントロールをサポートしております。更に内部監査部門（第3ライン）は定期的な監査の実施により、第1ラインのCSAのサイクルや第2ラインのサポートが有効に機能しているかを検証します。この内部監査によるCSAの状況が随時、常務会・取締役会及び主要な当社経営層に報告されております。

また、リスクマネジメントを統括する内部統制推進部がCSAによるリスク情報と第2ラインの管轄するリスク情報を集約して、経営層が審議すべき全社重要リスクを取りまとめ、リスクマネジメント委員会の審議を経て経営層に上程することにより、経営層が全社重要リスクの審議と決定に関与する仕組みになっております。

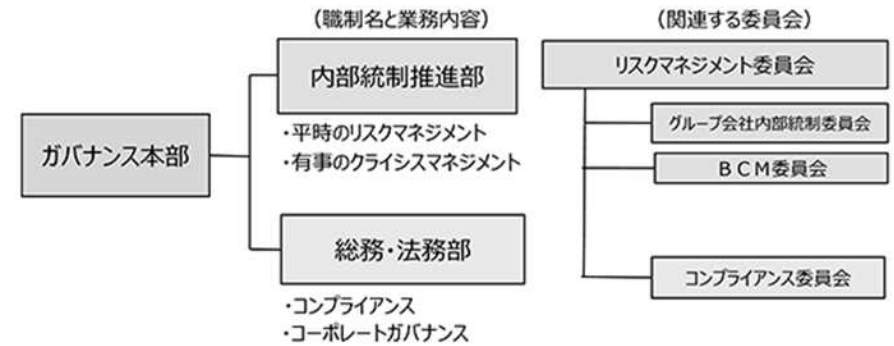
更にグループガバナンスを向上させるため、グループ会社内部統制委員会を年2回開催し、各社のCSAの状況報告を受けるとともに当社グループ全体の重要リスク情報を共有しております。

明電グループ リスクマネジメント体制



リスクマネジメントに関連する部署として、内部統制推進部は平時のリスクマネジメントに加えて有事の発生に対応するためのBCM委員会を管掌しており、リスクが発現した場合に備えるBCP（事業継続計画）を策定し、グループ全体への浸透を推進しております。またリスクマネジメントの重要な位置づけとしてコンプライアンスを司る総務・法務部をガバナンス本部内に集約しております。

リスクマネジメント関連組織図



なお、上記体制図及び組織図に示す「リスクマネジメント委員会」と「グループ会社内部統制委員会」は、管理部門全般を管掌する取締役兼専務執行役員がそれぞれの委員長として統括しております。

(注) BCM = Business Continuity Management（事業継続マネジメント）
BCP = Business Continuity Plan（事業継続計画）

- リスクマネジメント体制について、スリーラインモデル（3つの防衛線）に基づく各部門の役割や関係を図示しながら具体的に記載

● 株式会社明電舎 (2/3) 有価証券報告書 (2022年3月期) P16-18、P22

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(1)

(2) リスクマネジメント体制の運用

第1ラインのCSAはすべての部門において各年度末にリスクやそのコントロールの見直しが行われ、その結果を踏まえた翌年度のリスクマネジメント確認表が作成されます。なお、リスクの抽出にあたっては、網羅性を確保する観点から120項目にわたるリスク事例表を参考にしており、各部門で抽出された重要なリスクは「影響度」と「発生可能性」の二軸で評価されております。

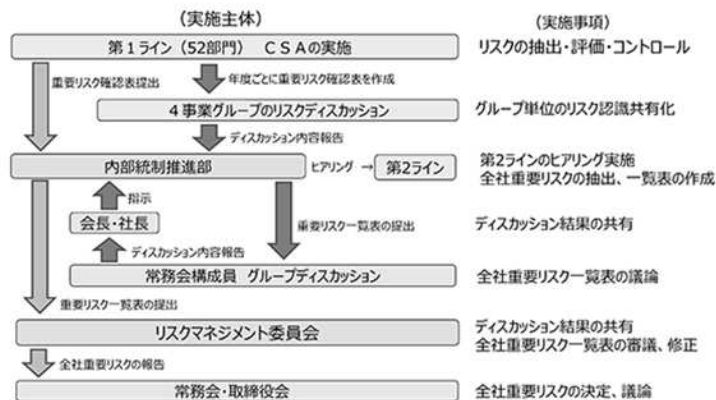
リスクマップを利用したリスク評価



第1ラインのCSAによる各部門の重要リスク情報は、事業グループ単位のリスクディスカッションを経て内部統制推進部に集約され、内部統制推進部は第1ラインのリスク情報と第2ラインのリスクコントロール状況を加味し、全社的に認識すべき重要リスクの一覧表を作成します。

この重要リスク一覧表は、常務会構成員によるグループディスカッション及び会長、社長の指示を経てリスクマネジメント委員会の議題として提出されます。スタッフ部門長によって構成されるリスクマネジメント委員会は年2回開催されており、重要リスク一覧表をベースに事業リスクの評価とコントロール方法が審議されます。その結果は常務会、取締役会に報告され、経営層はそれらのリスクマネジメントについて議論する仕組みとなっております。

全社重要リスク決定までのプロセス (2021年度実施例)



(2)

(3) 重要な事業リスク

上記の経営層による議論の結果、当社グループは、本有価証券報告書に記載している事業のうち、投資者の判断に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク事象は下記のとおりと考えております。重要なリスク事象を抽出にあたっては、発生可能性よりも影響度の大きさを優先しておりますが、必ずしも重大な影響を及ぼすと判断できないものにつきましても積極的な情報開示の観点から記載しております。これらのリスクの内容とシナリオ及び対応策については、適宜取りまとめて下記(4)「重要な事業リスクの内容と対応策」に記載しております。

順位 項番	リスク事象	リスク評価				前年との 評価比較	
		影響度	発生 可能性	顕在化に 至る速度	対応策の 有効性		ブランド毀損 可能性
1	環境規制・気候変動	大	高	普通	有効	高	→
2	調達管理の不備	大	高	やや速い	やや有効	やや高	↗
3	労務管理の不備	大	中	普通	やや有効	高	↗
4	労働災害の発生	大	中	非常に速い	やや有効	やや高	↗
5	品質の低下	大	高	速い	やや有効	普通	↘
6	社内情報管理の不備	大	中	非常に速い	有効	やや高	↗
7	パンデミックの発生	大	高	やや速い	有効	普通	↘
8	市場環境変化への認識・対応不足	大	高	普通	有効	普通	↘
9	自然災害の発生	大	中	非常に速い	やや有効	普通	↘
10	人財の不足	大	高	やや遅い	やや有効	普通	↘
11	品質偽装・検査不正	大	低	速い	やや有効	高	↗
12	サイバー対策の不備	大	中	非常に速い	有効	普通	↘
13	独禁法違反・贈収賄	大	低	非常に速い	有効	高	→
14	財務報告に係る虚偽記載	大	低	やや速い	やや有効	高	→
15	建設業法違反	大	低	やや速い	やや有効	高	→
16	世界経済・政治・社会情勢の変化	大	低	非常に速い	普通	やや高	↗
17	海外関係会社の統制不全	大	低	非常に速い	やや有効	やや高	→
18	顧客対応力の低下	大	低	非常に速い	普通	普通	↘
19	国内関係会社の統制不全	大	低	やや遅い	やや有効	やや高	↗
20	投資の失敗	大	低	やや速い	普通	普通	↘

(注) リスク評価は一般的評価ではなく、当社グループにおける多様なリスク事象を独自に評価したものです。

- (1) リスクの評価方法や重要な事業リスク決定までのプロセスを図示しながら具体的に記載
- (2) 重要な事業リスクについて、それぞれの影響度や発生可能性に加え、顕在化に至る速度、対応策の有効性、ブランド毀損可能性、前年との評価比較についても記載

● 株式会社明電舎（3/3） 有価証券報告書（2022年3月期） P16-18、P22

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(中略)

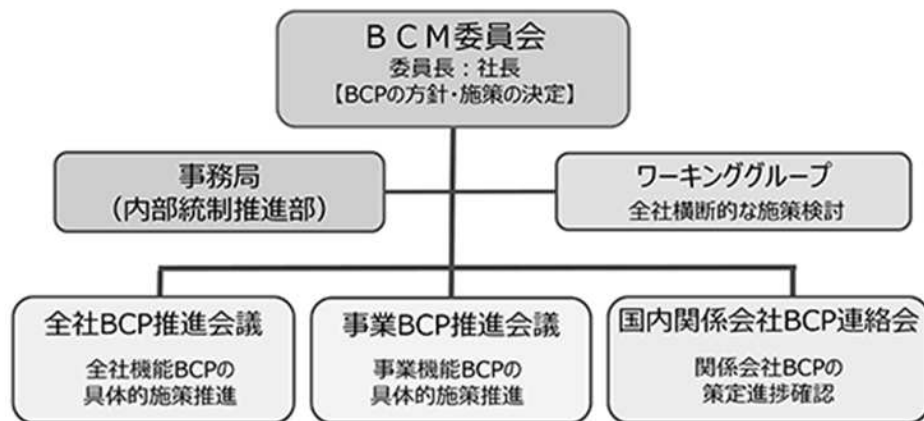
(5) 危機管理（クライシスマネジメント）の体制

当社グループでは災害が現実発生した場合に備えるため、事業継続計画（BCP）基本方針書を制定しており、その基本的な方針を次のとおりとしております。

- ① 災害時には、全従業員・家族・お客様の安全確保を最優先して対応する。
- ② 社会インフラを支える企業としての社会的責任に鑑み、災害からの早期復旧・復興に貢献する。
- ③ お客様及び当事業への影響を最小限に留める。

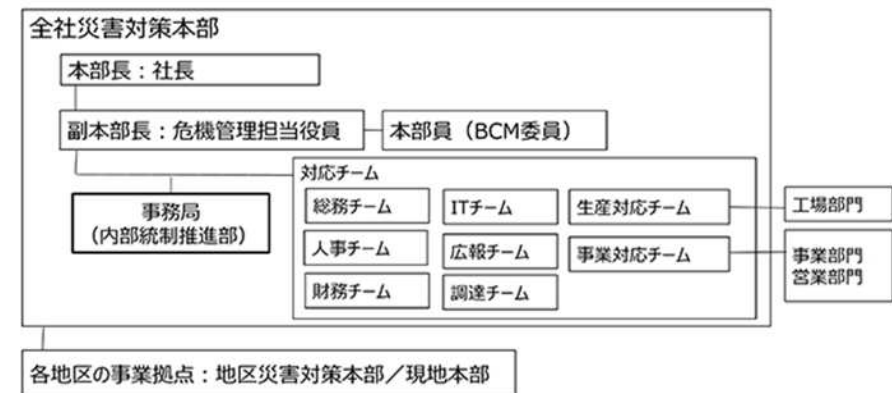
また、災害に対する事業継続についての方針・施策を審議・決定する機関として、常務会構成員による、社長を委員長とするBCM委員会を設置しております。BCM委員会は年2回開催されており、委員会に属する推進会議や連絡会の場を通じてBCPの策定や維持・更新、対策の実施や点検・改善、取組みを浸透させるための教育・訓練を推進しております。

明電グループBCP推進体制



災害が現実発生した場合には、社長を本部長とする全社災害対策本部が設置され、災害発生時の初動フェーズから復旧フェーズに至るまでチームごとに分担を決めて対応する仕組みになっております。

災害発生時の体制



- 危機管理における基本的な方針や災害発生時の体制等を図示しながら端的に記載

● J. フロント リテイリング株式会社 (1/2) 有価証券報告書 (2022年2月期) P17-19、P21

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

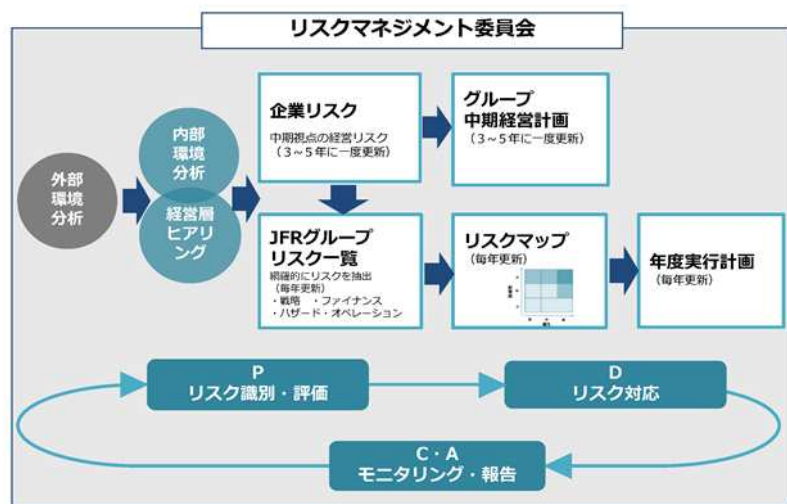
(1)

(2) リスクマネジメントプロセス

当社グループでは、下記のプロセスにより、リスクマネジメントを推進しています。具体的には、外部・内部環境分析や、取締役、経営層および実務責任者の認識をもとに当社グループにとって重要度の高いリスクの抜け漏れが生じないように努めています。

中期的に当社のグループ経営において極めて重要度が高いものは、「企業リスク」と位置づけ「グループ中期経営計画」の起点としています。

また、「企業リスク」を受けて識別した年度リスクを「JFRグループリスク一覧」にまとめ、「リスクマップ」を用いて評価を行い、優先度をつけて対応策を実行しています。「企業リスク」「JFRグループリスク一覧」は、半年に一度の頻度で、リスクを取り巻く環境変化と対応策の進捗についてモニタリングを行い、リスクマネジメント委員会で論議後、その内容を取締役に報告しています。



(2)

下図は当社グループが、中長期にわたりJFRグループの成長・存続を左右する最重要のリスクと位置づけている「企業リスク」です。

その中でも「1. サステナビリティ経営の高度化」「2. 既存の事業モデルの衰退」「3. 加速度を増すデジタル化への対応」「4. ポストコロナにおける消費行動の変化」は、当社のグループ経営に及ぼす影響が極めて大きいため、中期経営計画において最優先で対応すべきリスクと位置づけています。

影響が極めて大きく、最優先で対応しているリスク



上記リスク以外の「企業リスク」

	外部環境への対応	内部環境への対応 (企業として取り組まなければならないこと)
競争優位の獲得、 新たな価値創造	I. 新しい市場の開拓に係るリスク	
	5 都市の分散化 (都市と地方のリバランス)	7 顧客の変化、特に 少子高齢化・長寿命化
	6 加速する所得の二極化	8 外国人市場の不透明さ
	II. 新しい顧客体験の提供 (新しいビジネスモデルの構築)に係るリスク	
	9 業態を超えた再編 M&Aの加速	
収益基盤の再構築	III. 大きな危機が常態化する中でのレジリエンス向上に係るリスク	
	10 頻発する自然災害・疫病	14 ニューノーマル時代の働き方、人材・組織改革の進展
	11 情報セキュリティの重要性向上	12 資金調達マネジメントの重要性の向上
	IV. 抜本的な組織・構造改革によるレジリエンス向上に係るリスク	
	13 顧客変化に対応できるコスト構造の必要性	

■ : 戦略リスク ■ : ハザードリスク ■ : ファイナンスリスク

- (1) リスクマネジメントにおいて、極めて重要度の高いリスクを「企業リスク」と位置付け、中期経営計画の起点となる考え方や評価プロセスを平易に記載
- (2) リスクの全体像として、中期経営計画において最優先で対応しているリスクを上位に位置付けるとともに、その他のリスク項目については、外部環境や内部環境への対応、価値創造や成長基盤の再構築等の観点で分類して記載

4. 「事業等のリスク」の開示例

● J. フロント リテイリング株式会社 (2/2) 有価証券報告書 (2022年2月期) P17-19、P21

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(3) 直近の環境変化とリスク認識

当社グループの経営にとって未曾有の打撃をもたらしている新型コロナウイルス感染症は、足許ではオミクロン株亜種への置き換わりが進み、新規感染者数は依然として高い水準を維持しています。今後も断続的に拡大する蓋然性は高く、予断を許さない状況です。

ただし、これまでの感染対策の経験や、3回目のワクチン接種の進展、および経口治療薬の普及等により、感染拡大の影響は徐々に小さくなっていくと考えております。

その一方で、ロシアのウクライナ侵攻は、当社グループに様々な影響を与えています。この侵攻を起因とした燃料価格や穀物価格の高騰が、その他の商品にも波及し、世界的な物価高をひき起こしています。この物価高への対応として、米国では既に政策金利の引上げを開始しており、欧州でも金利引上げに向けて準備を進めていますが、金利の引上げ幅やスピード次第で、景気後退や株価下落を招く可能性を有しています。

一方、我が国では、景気回復に向け低金利を継続しており、これが急激な円安の一因となっています。この円安は物価高に拍車をかけ、消費者心理を確実に冷やしていき、さらに世界的な株安となった場合には、我が国の株価も追随し、より一層の消費停滞につながっていくなど、当社グループの業績にも大きな影響を与えます。

また、上記以外にも、鉱物資源や半導体不足による納品遅延や価格の高騰、ロシア上空の航路迂回に伴う輸送費の引上げや入荷日の遅延など、様々な面で影響を受けています。

このように、本年度も先行き不透明、かつ極めて厳しい経営環境の中で事業活動を強いられることとなります。

新型コロナウイルス感染症の影響は、消費者の価値観や消費行動、小売業に求めるものなどの変化をさらに加速させています。リモートワークの定着や人々の生活スタイル、さらには都市のあり方も大きく変わってきており、当社グループの中核事業である百貨店事業・SC事業は、新しい事業モデルへの進化が不可欠な状況です。

その対応策の一つとして、「リアル×デジタル戦略」を推進しています。リアルではラグジュアリーやアート、時計などの領域に重点投資しつつ、デジタルではオンライン活用ビジネスの拡大を進めることでリアルと融合した多様なチャネルを整備し、真に価値のある商品を適時・適切に提供していきます。

また、コロナ禍で改めて認識したのは、サステナブルな取り組みでなければ支持されないということです。コロナ禍によって、生活者の「持続可能な地域や社会」への意識が高まっており、多くの企業もそれに合わせる形で自社の存在意義を再定義しようとしています。幸いにも、当社グループは、300年、400年前から続いている、「先義後利」「諸悪莫作、衆善奉行」という、サステナビリティ経営につながる社是を有しており、今後も持続的な成長に向けて着実に歩みを進めてまいります。

上記の環境変化を踏まえて更新した「企業リスク」は、有価証券報告書提出日現在において、皆様の投資等の判断に影響を与える可能性があるリスクと認識しており、当社グループのリスク定義（企業経営の目標達成に影響を与える不確実性であり、プラスとマイナスの両面がある）に則し、リスク認識および対応策を次頁以降に記載いたします。

(中略)

(2)

2 既存の事業モデルの衰退			
影響度	非常に大	将来の見通し	↑
当社のリスク認識	<p>当社グループの各事業は、対面型のビジネスモデルが中心です。対面型のビジネスはコロナ禍で大きな制約を受けました。新型コロナウイルス感染症は見えない脅威から共生するものへと変化していますが、この間に生じた消費者、お取引先様などの変化はニューノーマル（新常态）となるものも多く従来の事業モデルのままでは既存事業の衰退は避けられません。</p> <p>特に当社グループの主力である小売店舗の場の価値や役割は加速度を増して変化しており、事業モデルの変革が欠かせないと考えています。</p>		
マイナス面	・大型店舗型小売業の業績低迷によるグループ全体の活力の低下		
プラス面	・大型店舗型小売業の事業モデルの抜本的な変革による再成長		
対応策	<p>既存事業モデルの衰退につながる環境変化に対し、当社グループでは2つの方向で取り組みを進めています。</p> <p>一つは顧客接点のデジタル化です。場所・時間の制約のないデジタルにおいて顧客と販売員がつながり店舗と同様の付加価値サービスを提供することにより、従来の対面型ビジネスの弱みの克服に努めています。また、デジタルでの接点を通じて得られる購買にとどまらない行動データを分析することにより、マーケティングの精度向上につなげています。</p> <p>さらに、自由な時に自由に買物したいという顧客ニーズに応えるため、オンラインでのUX（体験価値）を向上させ、OMO（リアル店舗とオンラインの融合）を強化しています。</p> <p>もう一つは、店舗の役割の見直しです。都心・準都心の大型店舗では、物を販売する以外にリアルな体験や新たな物との出会い、人とのつながりなど様々な価値を提供することが可能です。当期は、D2C(クリエイター・生産者と消費者の直接取引)ブランドを集積した売場を開発しました。好立地な場所の強みを活かして様々な情報を発信するメディア機能、価値の高いモノ・コトを紹介するギャラリー機能、エンタテインメント機能、ソリューション機能なども継続して強化しており、店舗の魅力化と収益の多元化の実現に努めています。</p> <p>中心となる小売機能においてもマーケットの細分化が進む中、お取引先様と提携し、多様な消費者ニーズを満たす新たな売場開発に取り組んでいます。これらの変革を環境変化に劣らないスピードで推進することで、既存事業の再成長への道筋を確かなものとしていきます。</p>		

- (1) リスク認識について、新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ情勢の影響等、直近の環境変化の状況を踏まえて具体的に記載
- (2) 当社の経営に特に重要な影響を与えている「既存の事業モデルの衰退」というリスクを認識し、影響度、将来の見通し、リスク認識、マイナス面・プラス面の影響、対応策について表形式で平易に記載

4. 「事業等のリスク」の開示例

● 帝人株式会社（1/2） 有価証券報告書（2022年3月期） P24-31

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(1)

当社は、株主価値を高めるとともに、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様へ価値を提供し、持続可能な事業活動を行う使命のもと、その実現を脅かすあらゆるリスク（不確実性）を統合的かつ効率的に把握・評価・管理し、グループ経営に活かす組織的・体系的アプローチを行っています。当社の持続的成長にかかわるあらゆるリスクに対処するために、経営戦略・経営計画策定、戦略的なアクション、個別投資プロジェクトの決定等に伴う「経営戦略リスク」と、業務運営に悪影響をもたらす様々な有害事象である「業務運営リスク」を対象とするTRM（トータル・リスク・マネジメント）体制を構築し、リスクの統合管理を行っています。

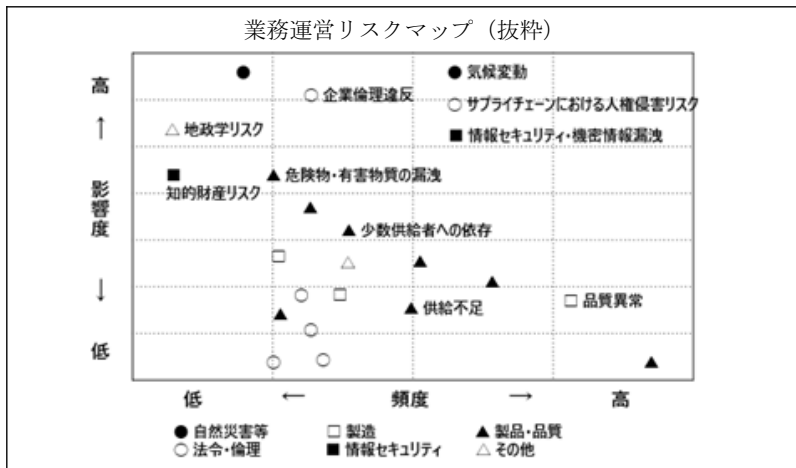
2003年度からCEOを委員長とする「TRMコミティー」を取締役会のもとに設置しています。取締役会は、TRMコミティーから提案されるTRM基本方針、TRM年次計画等の審議・決定を行うとともに、重要なリスクを管理し、事業継続のための体制を整備します。また、監査役は、取締役会がTRMに関する適切な方針決定、監視・監督を行っているか否かについて監査します。「経営戦略リスク」の評価についてはCEOが直接担当し、取締役会等における重要な経営判断材料として提供します。「業務運営リスク」についてはCSR管掌が担当し、海外を含むグループ全体の業務運営リスクの管理を行います。各事業グループ、グループ会社等が行う個別のリスク管理を全社横断的に把握・確認し、統一的な対応指針を策定するなど、グループ全体のリスク管理体制を強化しています。また、マクロ環境動向については、帝人グループへの影響としてのリスクと機会の両面について、マテリアリティと関連づけて捉えています。

(中略)

(1) 事業運営リスクの抽出・分析と対応方針

事業運営リスクは、「影響度」と「頻度」の観点から最新のリスクを抽出・分析し、下記4項目のグループ横断的リスクを「グループ重大リスク」と位置づけ、対応方針を策定しています。

- ① 気候変動リスク
- ② 人権侵害リスク
- ③ 情報セキュリティリスク
- ④ 地政学リスク



(中略)

(2)

【業務運営リスク：グループ重大リスクへの具体的取り組み】

リスク項目	リスク概要	関連するマテリアリティ*	対応策	頻度	影響度
気候変動リスク	・気候変動に伴う制度変更等に対応できない場合、事業継続に支障をきたす可能性があります。 ・気候変動に伴う自然災害の発生 例えば、マテリアル事業においては自然災害による物流の混乱、サプライチェーンへの影響、エネルギートランジションによる原料高騰等が想定されます。	A	気候変動を起因とする各事業における関連リスクを網羅的・体系的に把握し管理するものとし、各事業の気候変動リスク棚卸しとリスク管理PDCAの深化を図ります。 また、具体的な事業への影響が経営戦略リスクに相当するものについては、経営戦略リスクへの対応策として取り組みます。	中～高	大
サプライチェーンの人権侵害リスク	・サプライチェーン上に存在する人権問題に適切に対応できない場合、事業継続に支障をきたす可能性があります。	E	取引先による法令遵守にとどまらずソフトロー対応状況までを、当社の一貫した方針・ガイドラインの下に把握し管理するものとし、取引先のコンプライアンス管理を強化します。	中～高	大

(中略)

【業務運営リスク：グループ重大リスク以外の主なリスクへの具体的取り組み】

リスク項目	リスク概要	関連するマテリアリティ*	対応策	頻度	影響度
危険物・有害物質漏洩・爆発火災等リスク	・当社グループの生産活動において化学プラントを多く保有しており、それらを取り扱う中で意図せず危険物・有害物質の漏洩や、爆発火災を起こす可能性があります。	E	当社グループ内で「特別防災工場」を指定し、プロセス安全管理を導入するとともに、エンジニアリング組織と連携して防災管理体制を構築します。	中	大
供給リスク	・当社グループとサプライチェーンを取り巻く様々な供給に関するリスクとしては、災害時の事業継続に係るもの、労働・人権に係るもの、環境影響に係るもの、不正・腐敗に係るものなどが想定されます	E	経営レベルのBCP・緊急対応体制を見直すと共に、サプライチェーンを俯瞰した顧客起点のBCP整備を行います。またグリーパンスシステムを整備し、CSR調達対象の拡大と調達先の監査を進めます。	低	大

(中略)

*マテリアリティ A：気候変動の緩和と適応、B：サーキュラーエコノミーの実現、C：人と地域社会の安心・安全の確保、D：人々の健康で快適な暮らしの実現、E：持続可能な経営基盤のさらなる強化

- (1) リスクマネジメントの方法について、事業リスクを「経営戦略リスク」と「業務運営リスク」に分類する考え方を含めて具体的に記載
- (2) 各リスク項目をグループ重大リスクとそれ以外に分け、リスクの概要、対応策、関連するマテリアリティ等を記載

● 帝人株式会社 (2/2) 有価証券報告書 (2022年3月期) P24-31

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

[経営戦略リスク：全般的リスクと基本的対応方針]

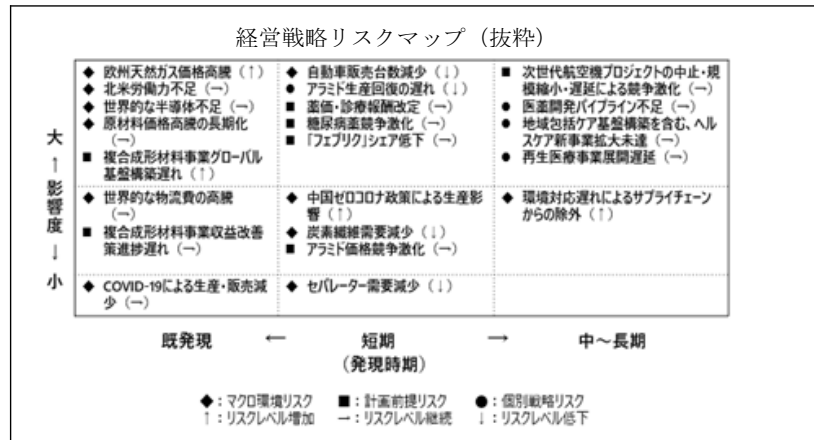
(1)

リスク項目	リスク概要	基本的対応方針
①マクロ環境リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・各国・地域の景気動向や経済状況、主要な供給先である自動車・航空機市場の動向による販売量の変動 ・原材料価格変動によるコスト変動 ・外貨建て取引の財務諸表への反映および海外連結子会社の財務諸表の円換算等が必要となる為替レートの変動 (対米ドル1円の円高の場合、営業利益で約3億円/年の減益影響) ・金利の変動による支払利息の変動 	例えばCOVID-19による自動車や航空機市場における影響など、業績や財政状態に大きく影響を及ぼす可能性のあるものを中心に抽出し、アセスメントを実施しています。 原材料価格は適正在庫水準の確保、長期契約による購入価格安定化や適切な販売価格政策、為替レートは為替予約取引等の活用や海外投資に対する現地通貨建てでの資金調達、金利については負債の長期・金利固定化を通じ、リスク低減を図っています。
②-4)資金調達・財務健全性リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・経営環境の著しい悪化等で生じる収益性の低下等による、保有する固定資産についての減損損失の発生 ・将来の課税所得の予測・仮定が変更されることで繰延税金資産の一部または全部が回収できないと判断された場合の繰延税金資産の減額 	資金調達に際しては、短中期的な大規模資金需要や自己資本毀損リスクも踏まえ、財務健全性に配慮した最適資金調達を検討します。定期的に「ネット有利子負債/EBITDA」「自己資本比率」「D/Eレシオ」等をモニタリングするとともに、減損懸念資産や繰延税金資産の継続的なモニタリングを通じて自己資本毀損リスク規模を把握しています。また、運転資本管理、政策保有株式縮減等による資産圧縮を徹底しています。

(2) 経営戦略リスクの抽出・分析と対応方針
 経営戦略リスクは下記カテゴリでリスクを分類し、基本的な対応策を設定しています。また、事業戦略における既発現のリスクを含む具体的かつ最新のリスクについて、経営戦略リスクマップを用いて、「影響度」と「発現時期」および「リスクの増減傾向」の観点から分析し、緊急度や影響度に応じた対応方針を設定の上、速やかに対策に着手しています。

<リスク分類>

- ①マクロ環境リスク
- ②計画前提リスク
 - 1) 制度変化リスク
 - 2) 市場・競合環境変動リスク
 - 3) 資源投入リスク
 - 4) 資金調達・財務健全性リスク
- ③個別戦略リスク



[短期的な経営戦略リスクへの対応方針]

- ①地政学的リスク、インフレーションの高進、COVID-19が事業に与える影響を引き続きモニタリングし、経営環境の悪化に適時に対応する。
- ②事業計画の進捗状況について、環境変化を含めた定期的なモニタリングを行い、計画との乖離が発生した際に、早急に対応策のアクションを実行する。
- ③事業創出・拡大に向け計画・実行しているプロジェクトについては、事業環境の変化を考慮し、個別課題に関する具体的なアクションプランを重点的にフォローする。

[中長期的な経営戦略リスクへの対応方針]

- ①現中期経営計画の実行段階における変化に応じた施策の見直しを確実に行う。
- ②リスクの一方にあるビジネス機会を逃さないよう既存事業の成長、企業再編や新事業獲得機会を追求する。また、長期ビジョン達成に向けたStrategic Focus領域 (将来の収益源育成) やProfitable Growth (利益ある成長) 領域への戦略投資において、中長期的に発生するリスクを考慮しながら競争優位性の再検証と具体的な戦略/施策の立案・再検証を行う。
- ③不測の事態を想定した対応策の準備は常に継続する。

(2)

(中略)

[経営戦略リスク：事業戦略上の主要リスク (経営戦略リスクマップにおける影響度「大」) への対応]

事業	リスク分類	リスク概要	関連するマテリアリティ*	対応策	時期	影響度	リスクレベル増減傾向
マテリアル							
アラミ	①マクロ環境	・欧州天然ガス価格の更なる高騰による収益悪化	A~C	設備改善、省力化等を通じたコストダウンを推進するとともに、適切な価格政策によりリスク低減を図ります。	既発現	大	↑
	③個別戦略	・生産回復の遅れ、在庫不足による販売数量減	A~C	生産量の回復プログラムを着実に実施し、長期安定的な生産・供給を図ります。	短～中期	大	↓

(中略)

*マテリアリティ A: 気候変動の緩和と適応、B: サーキュラーエコノミーの実現、C: 人と地域社会の安心・安全の確保、D: 人々の健康で快適な暮らしの実現、E: 持続可能な経営基盤のさらなる強化

- (1) 経営戦略リスクを影響度、発現時期及びリスクの増減傾向の観点で評価した結果を記載するとともに、対応方針を短期と中長期に分けて端的に記載
- (2) 各リスク項目を全般的リスクと事業戦略上の主要リスクに分け、関連するマテリアリティやリスクレベルの増減傾向等を記載

● コニカミノルタ株式会社 (1/2) 有価証券報告書 (2022年3月期) P22-23、P31、P36

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

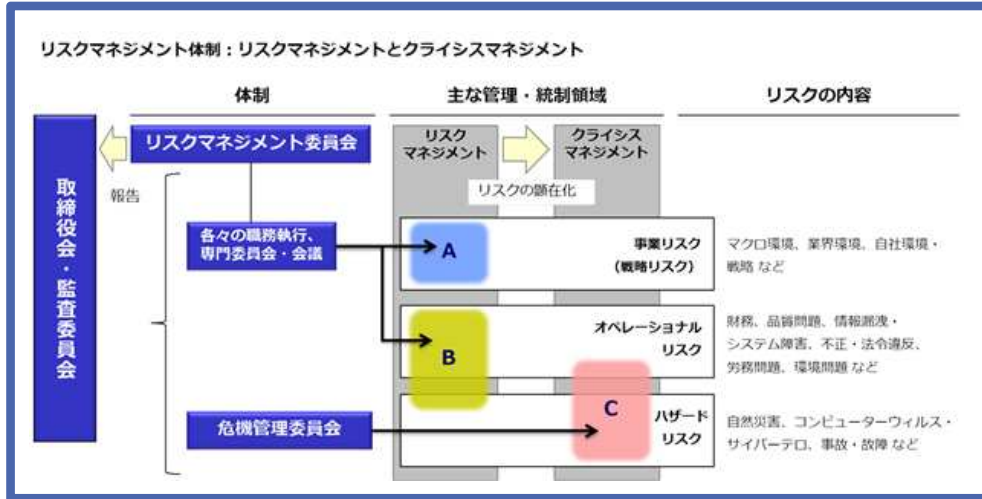
(1) 当社のリスクマネジメント体制

当社は、当社グループの事業活動に関する諸種のリスク管理を所管するリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント委員会規則に従い、取締役会で任命された執行役及び執行役員が以下のリスク管理体制の構築と運用にあっております。

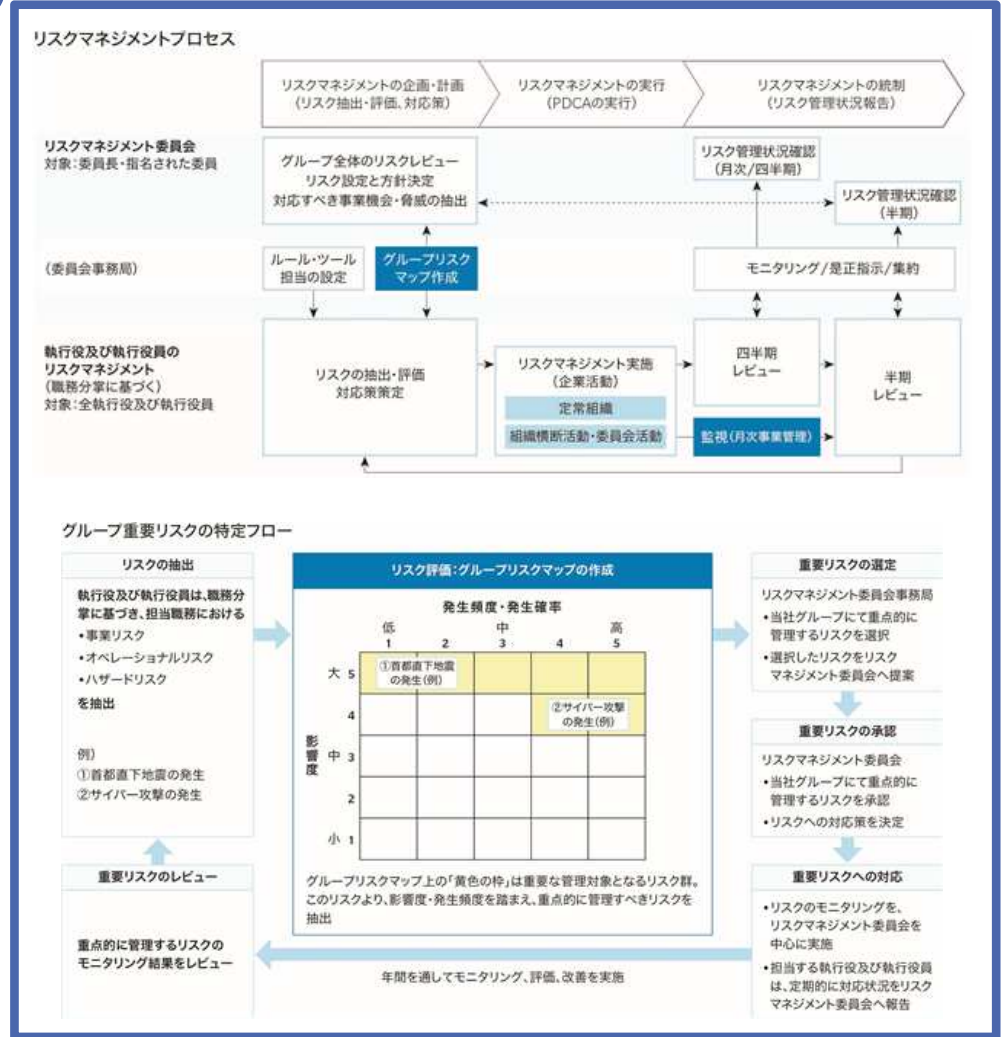
当社グループの事業活動に関する事業リスク及びオペレーションリスクについては、執行役及び執行役員の職務分掌に基づき各執行役及び執行役員が、それぞれの担当職務ごとに管理することとし、リスクマネジメント委員会はそれを支援しております。また、リスクマネジメント委員会は、グループ経営上重要なリスクの抽出・評価・見直しの実施、対応策の策定、管理状況の確認を定期的に行っております。

(中略)

(1)



(2)



(中略)

- (1) リスクマネジメント体制について、クライシスマネジメントの観点も含めて平易に記載
- (2) リスクマネジメントプロセスや重要リスクの特定フローを図示しながら平易に記載

4. 「事業等のリスク」の開示例

● コニカミノルタ株式会社（2/2）有価証券報告書（2022年3月期） P22-23、P31、P36

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

②事業活動に関するリスク

7) グローバルサプライチェーン

発生可能性：高 発生する可能性のある時期：1年以内 影響度：大

●リスク

当社グループの生産、販売活動の多くの部分は日本国外で行われており、サプライチェーンもグローバルに展開しております。各国・各地域の物流上の問題が当社グループのグローバルサプライチェーン全体に波及し、供給遅延により当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループは中国・ASEANでの生産が多く、その拠点からグローバルに供給を行っております。欧米を中心とした新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における経済活動優先策により輸出物量は増加しており、各国・各港でコンテナ船のスペース不足、輸送コンテナ不足が発生、長期化しています。さらに各国港湾における新型コロナウイルス感染症拡大の影響により不定期に荷役作業が停滞し、輸送遅延が発生、継続しており、影響の拡大リスクがあります。

製品の到着地である欧米各港では、輸入物流増加により港湾の作業が追い付かず、コンテナ船の到着遅延が慢性化しております。また、各港でコンテナヤードの混雑が発生しており、当社グループ販売拠点の倉庫への入荷も遅延が発生しております。今後、更なる輸出入物量の増加、並びに、米国西海岸労使交渉決裂によるストライキが発生すると、これまで以上に国際輸送リードタイムが長期化する可能性があります。結果、販社拠点での在庫不足が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、ウクライナ情勢により、欧州向け航空輸送サービス減少の懸念があり、長期化した場合、航空便を利用した緊急出荷に影響するリスクがあります。さらに中国のゼロコロナ政策による活動制限、特に上海市での影響から、港湾、空港での混雑により輸出物流が滞り、販売拠点への供給に大きなリスクがあります。

●対応策

当社グループの主力事業であるデジタルワークプレイス事業、プロフェッショナルプリント事業では、物流実態に応じた販売拠点の在庫見直しシミュレーションを適宜実施しております。将来の在庫見直しに応じて、各地域への供給量の振り分け、物流ルートを柔軟に変更するなど、販売への影響を回避しております。

また、物流上の問題に対しては、従来取引があるフォワーダーに加えて、各地域のフォワーディング会社と新規の取引を開始し、船のスペース、輸送用コンテナの確保に努めております。また、欧州ではギリシア、北米ではカナダ、メキシコの港を荷揚げ地として新規に設定することにより、輸送リードタイムの短縮を図ると共に、米国西海岸労使交渉決裂によるストライキリスクを最小化しております。

ウクライナ情勢の影響の回避策として、欧州向けの航空貨物用スペースの一部をチャーターしており、定期的に航空輸送できる体制を構築しております。

また、上海市における活動制限の影響を受けた港湾課題についても、フォワーディング会社の拡大、上海以外の輸出港の利用、生産拠点からの貨物の優先付けを行い、物流上のリスク回避に努めております。

当社グループでは、必要なものを必要な時に必要なだけ必要なところへ供給できる、柔軟な物流体制を構築し、引き続き、顧客の満足度向上に努めてまいります。

(2) ③その他のリスク

(中略)

7) 知的財産

発生可能性：低 発生する可能性のある時期：特定時期なし 影響度：小

●リスク

当社グループは、製品やサービスの開発の中で多くの技術あるいはノウハウを蓄積し、それらを保護するための知的財産権の取得に努めております。しかしながら、一部の地域・国では、知的財産権を保護する制度やその適正な運用が不十分な場合があり、第三者が当社グループの知的財産権を使用して類似製品を製造、販売することを防止できない可能性があります。

また、当社グループでは他社の権利を侵害しないように製品等の開発を進めておりますが、見解の相違等により他社の知的財産権を侵害しているとされ、製品等の開発や販売に支障をきたす可能性や多額の損害賠償責任を負う可能性があります。さらに、現在当社グループがライセンスを受けている第三者の知的財産権の使用が将来差し止められる、あるいは不当な条件に変更される可能性があります。

●機会

当社グループの事業、製品、サービス等により提供される顧客価値の源泉となる独自のビジネスモデル、技術、データ等の知的財産について、特許権等の知的財産権の取得、不正競争防止法によるノウハウ・データの保護要件を満たす管理等、その特性に応じた適切な保護・活用を行うことにより、知的財産を当社グループの持続的な競争優位性の維持、成長のドライバーとしております。なお、各国の産業構造や事業ライフサイクルに鑑み、当社グループで事業継続するよりも他社で事業強化又は事業強化した方がよい場合については、当該事業に関連する特許権等の知的財産権を他社に譲渡又はライセンスすることにより、産業界全体への貢献及び当社グループの収益向上を図っております。

さらに、知的財産による社会貢献にも積極的に取り組み、世界知的所有権機関（WIPO）が運営する持続可能な社会の実現を目指す技術移転のための国際的なプラットフォーム「WIPO GREEN」にパートナー企業として参画し、環境技術関連特許群をWIPO GREENに登録することでSDGsの推進に知的財産面から貢献しております。

また、2020年4月には、新型コロナウイルス感染症の対策支援に向けた企業及び大学間の知的財産面でのプロジェクト「COVID対策支援宣言」に発起人として参画し、新型コロナウイルス感染症の診断、予防、治療等を目的とする行為について、特許権等の権利行使を一定期間行わないことを宣言しました。かかるプロジェクトを通じて新型コロナウイルス感染症のまん延終結へ向けた社会全体の取り組みを知的財産面から支援しております。

●対応策

当社グループは、技術等を保護する知的財産権（例えば特許権）を適切に取得・執行することが困難な国・地域においては、商標権等に基づいて、行政機関と協力し模倣品の押収や輸入差し止めを行う、運業者と連携し模倣品取扱業者の電子商取引（EC）サイトへの出店差し止めを行うなど、様々な方法により類似製品の流通阻止に努めております。

また、他社の知的財産権に関しては、製品開発の各フェーズにおいて入念な調査・確認を実施し、他社の知的財産権を侵害していないことを商品化の要件としております。万一、見解の相違等により他社から知的財産権の侵害を指摘された場合やライセンス条件の変更等に備え、非侵害の主張やライセンス条件等の交渉・訴訟対応を行うための専門人財を社内知的財産部門に配置するとともに、経験豊富な国内外の弁護士と連携し、事案の内容に応じて適切に対応する体制を整えております。

これらのリスク対応に加え、知的財産が他社参入障壁の有効なツールであるとの認識に基づき、当社グループの事業成長及び事業ポートフォリオ転換を知的財産面から推進するため、各事業の特性や事業ポートフォリオ上の位置付けに対応して事業ごとに知財戦略を構築し、戦略に沿った知財投資及び知財活動を実行しております。また、これらの知財戦略構築や知財活動の実効性を高めるため、知財人財育成のための戦略と施策を策定・実行し、専門知識・スキルとビジネスセンスを兼ね備えた知財プロ人財の育成に努めております。

(1) 近年関心が高まっているグローバルサプライチェーンに関するリスクを認識し、想定されるリスクや対応策を具体的に記載

(2) 知的財産に関するリスクについて、リスクのみではなく、競争優位性の維持や社会貢献等の機会の観点も含めて具体的に記載

4. 「事業等のリスク」の開示例

● オムロン株式会社 (1/3) 有価証券報告書 (2022年3月期) P33、P36、P38-39、P45

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(3) 経営、事業を取り巻くリスクとその分析

当社グループでは、長期ビジョン「SF2030」において、「新たな社会・経済システムへの移行」に伴い生じる社会的課題を解決するため、社会的課題に影響を与える因子を踏まえ、「事業のトランスフォーメーション」と「企業運営・組織能力のトランスフォーメーション」に取り組んでおり、これらを遂行する中で対処すべき重要な要素を、リスクと捉えています。

当社グループは、主要なリスクに対して年1回以上定期的に、リスクへの対策の妥当性・十分性および顕在化しているリスク事案の内容を総合的に分析して、リスクのランクを設定しています。リスクのうち、当社グループを運営する上で、グループの存続を危うくするか、重大な社会的責任が生じうるリスクおよび重要なグループ目標の実現を阻害するリスクを「グループ重要リスク」に位置付け、そのうち最重要であるリスクをSランク、重要であるリスクをAランクと設定し、対策の実行状況やリスク状況の変化をモニタリングしています。

現時点で当社グループが設定するS・Aランクは以下のとおりで、以下の「グループ重要リスク」に対して適切な対策が講じられない場合、重大な社会的責任が生じたり、事業戦略の失敗につながり、結果的に企業価値が喪失する可能性があります。

<p><Sランク></p> <ul style="list-style-type: none"> 製品の安定供給 * 事業継続 (新型コロナウイルス感染症、自然災害) 地政学 * サステナビリティ課題 (気候変動) * サステナビリティ課題 (人権) * ITシステム・情報セキュリティ 品質 グローバルコンプライアンス 	<p><Aランク></p> <ul style="list-style-type: none"> 会計・税務 人財・労務 M&A・投資 知的財産 新興国における事業展開 * <p>*…昨年度と比較して重要性が上がったテーマ</p>
--	--

<事業等のリスクの全体像>



■ 各リスク項目を重要度に応じて分類した結果を、昨年度と比較して重要性が上がったテーマを含めて記載

4. 「事業等のリスク」の開示例

● オムロン株式会社 (2/3) 有価証券報告書 (2022年3月期) P33、P36、P38-39、P45

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(4) グループ重要リスクへの対応

(中略)

③ S 地政学リスク

外部環境とリスクシナリオ

地政学リスクとして、米中をはじめとする二国間関係やロシア・ウクライナ情勢を巡る多国間関係など、国際関係は変化が増えています。

そのような中、各国の経済安全保障政策が強化され、最先端技術の国外への流出を阻止するための法規制や制裁・法規制の対象となった企業との輸出入取引や資金決済が停止となる可能性があります。また、各国で保護主義的な関税政策が行われた場合、価格競争力が低下する可能性があります。

また、戦争・紛争が発生した場合には、該当地域における長期事業停止や事業撤退等、その他、企業活動を行う上で予期しない政策および法規制等の変更に直面するリスクがあります。

これらの情勢変化や政策に適切に対応できない場合、法的紛争や行政罰、さらにブランドに対する社会的信頼の喪失につながる可能性があります。

当社グループの事業と対策

当社グループは、中国・アジアをはじめとして海外にも生産拠点をもち、各国の営業拠点等を通じて製品をグローバルの顧客に供給しています。

長期ビジョン「SF2030」においても、中国やインド市場への強化など、更なるグローバル展開を加速します。

また、AI・IoT・ロボット等の最先端技術による新規事業の創造や社会システム事業における公共輸送や交通安全といった社会インフラに関する事業を進めています。

その中で、上記リスクシナリオに対して適切かつ十分な対策が取られなかった場合、長期ビジョン「SF2030」目標の実現、当社グループの経営成績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

地政学リスクに対しては、グローバルで政治・経済情勢や法規制の動向を定期的にモニタリングし、エリア毎の事業環境の変化や業績影響を定期的に把握しています。また最適な生産、研究開発、知的財産管理の在り方や、法規制の変化を捉えて各事業への影響を早期に分析・洞察する体制等の検討を行っています。近年影響が高まっている各国の輸出規制については、グローバルリスクマネジメント・法務本部が輸出管理全社委員会を運営し、適正な安全保障取引管理を実行しています。

2021年度においては、外部の専門家による政策動向や法規制調査の実施、ロシア・ウクライナ情勢への対応、執行会議への定期的な議論・報告や取締役会においても重点テーマとして取り上げ議論を行いました。

長期ビジョン「SF2030」においては、不確実性の高い地政学リスクに先行して対応するため、各国の情勢分析の強化等の取組みを進めます。

【主な取組み】

- ・主要国の関税引上げや安全保障貿易管理に基づく輸出規制、新興技術等に対する取引制限等の政策に対する分析と評価
- ・取引形態やサプライチェーンの見直し
- ・製品を複数拠点で並行して生産する体制の構築

(中略)

④-2 S サステナビリティ課題(人権)

外部環境とリスクシナリオ

SDGsへの関心の高まりから、人権に対して十分配慮された商品やサービスを選択・購入する消費行動が広がっています。また、生命の安全や健康配慮など人権に配慮した活動は、働く人々のパフォーマンス向上にもつながります。

一方で、主に開発途上国での強制労働、児童労働、低賃金や未払い、長時間労働、安全や衛生が不十分な労働環境などの問題に対し、自社だけではなくバリューチェーンを通じて企業が一定の責任を果たすことが社会全体から求められており、人権関連法規制の制定が各国で加速しています。また、AIなど新興技術の普及が進む中、新興技術にかかる倫理的問題が社会課題となっています。

このような人権課題への対応はグローバルで社会課題を解決する企業にとって、ビジネスライセンスとなっています。

バリューチェーン上の人権課題に対し、適切な対応が取られていない場合、顧客との取引の停止や行政罰、また、ブランドに対する社会的信頼の喪失につながる可能性があります。また、AI等の新興技術を活用する上で法規制への対応が不十分であることなどにより、開発テーマの停止や、レピュテーションリスクが発生する可能性があります。

当社グループの事業と対策

当社グループは、グローバルに事業拠点をもち、取引するサプライヤーも多国にわたっています。また、長期ビジョン「SF2030」では、AI・IoT・ロボット等の最先端技術を活用した事業に積極的に取り組んでいくため、AI倫理等の人権課題が発生する可能性があります。

その中で、上記リスクシナリオに対して適切かつ十分な対策が取られなかった場合、長期ビジョン「SF2030」目標の実現、当社グループの経営成績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

人権リスクに対して、2021年度において、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)」の内容に沿った「オムロン人権方針」を制定しました。バリューチェーンを俯瞰した責任体制としては、社長から権限委譲されたグローバル人財総務本部長、グローバル購買・品質・物流本部長、各事業部門長がそれぞれ責任を持って人権尊重への対応を推進します。人権尊重へのコミットメントを果たす上で重要な事項については、取締役会で決定し、決定された事項の執行状況を社長が取締役に報告し、取締役会が監視・監督します。

また、人権関連法規制の対応としては、「英国現代奴隷法への声明」を表明しており、当社グループの人権取組みの公表を行っております。

なお、これまでも自社生産拠点および重要サプライヤーを対象にしたRBAリスク評価の実施、サプライヤーへのサステナブル調達ガイドラインに基づく適切な管理を求めること等により人権リスクへの対応を行ってまいりましたが、長期ビジョン「SF2030」では、対象をバリューチェーン全体に広げ、人権デューデリジェンスの実施やグローバルにおけるバリューチェーンの人権救済メカニズムの構築に向けて、サステナビリティ推進室を中心とした全社横断プロジェクトを組成し、グローバルでの人権ガバナンス体制の確立を目指していきます。(取組の詳細は「第2事業の状況1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(4) SF 1st Stage中期経営計画(iii) サステナビリティへの取組み強化参照)

また、「テクノロジーの倫理的な活用」を重要な人権課題と設定し、AI・ロボティクス・IoTなどのテクノロジーが人権に与える影響を理解し、テクノロジーの適切な活用を推進していきます。

【主な取組み】

- ・「オムロン人権方針」の策定
- ・英国現代奴隷法対応公表
- ・内部通報制度をグローバルで運用
- ・RBAアセスメントツールを活用したリスク評価
- ・サプライヤーに対するサステナブル調達ガイドラインの提示、遵守状況確認

- ・近年関心が高まっている課題(地政学リスク、サステナビリティ課題(人権))を認識し、想定されるリスクや対応策を具体的に記載

4. 「事業等のリスク」の開示例

● オムロン株式会社 (3/3) 有価証券報告書 (2022年3月期) P33、P36、P38-39、P45

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

⑤ S ITシステム・情報セキュリティ

外部環境とリスクシナリオ

社会のデジタル化が進む中、企業においてもDXとデータの利活用による生産性の向上や社会課題の解決が期待されています。

一方で、サイバー攻撃の脅威が急速に高まっており、その対策が脆弱であった場合、個人情報・秘密情報の漏えいや、サーバダウンなどによる事業停止を引き起こす可能性があります。

また、プライバシー保護の要請や各国の政策により、グローバルで個人情報・データ保護法規制の制改定や運用の強化が行われる中、事業運営において違反が発生した場合には、社会からの信頼を喪失し、事業が行えなくなったり、多額の罰金が課されたりする可能性があります。共創等による技術開発において情報管理が不十分であった場合、不正な持ち出しや漏えいにより事業競争力が失われる可能性があります。

当社グループの事業と対策

当社グループでは、グローバルで様々なシステムを構築・運用しております。現在はオムロン全社の最重要プロジェクトの一つとしてデータドリブンな企業運営への進化を可能とする経営システムの構築を目的とした「コーポレートシステムプロジェクト (以下 CSPJ)」を推進しています。CSPJは、IT基盤の刷新のみならず、業務プロセスの標準化や将来的なデータ活用までも視野に入れた取り組みです。

また、当社グループでは、事業上重要な情報および、事業の過程で入手した個人情報や、取引先の秘密情報などを保有しています。長期ビジョン「SF2030」においては、例えば、ヘルスケア事業におけるグローバルの遠隔診療サービス展開でのデータの活用をはじめとして、「モノとサービス」を組み合わせ合わせたビジネスモデルを進化の中で、データプラットフォームの構築を推進していきます。

その中で、上記リスクシナリオに対して適切かつ十分な対策が取られなかった場合、長期ビジョン「SF2030」目標の実現、当社グループの経営成績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

ITシステム・情報セキュリティリスクに対しては、CFOを統括役員とするサイバーセキュリティ統合会議を開催し、グローバル標準のサイバーセキュリティフレームワークに基づき、セキュリティレベルを評価し、課題に対応しています。また、情報セキュリティおよび個人情報保護に関するグループルールを整備し、情報の重要度ランクに応じた取得から利用、廃棄に至る管理策を定めるとともに、インシデント発生時の円滑かつ迅速に対応可能な体制を構築し、運用しています。

2021年度においては、PCの不審な挙動を監視する対策を強化するなど、ゼロトラストモデル(注1)への移行を進めました。また、2022年4月1日に施行された改正個人情報保護法への対応として、プライバシーポリシーやルール・各種手順の見直し、および全社員教育を実施しました。

引続き、サイバー攻撃に対する危機管理体制の強化や各国個人情報・データ保護規制の変化に迅速に対応するグローバル体制の再構築を進めます。

[主な取り組み]

・ NIST-CSF (注2) に基づく対策の評価とゼロトラストモデルへの移行

(社内アプリ認証強化・異常の検知・分析運用の開始・インターネット通信の制限強化)

・ 情報セキュリティルールに基づく情報の取扱いの徹底

(利用、保管、廃棄、事故発生時の対処の運用など)

・ 個人情報・データ保護法規制の把握と情報セキュリティルールの改正を含む個人の権利を保護するための対応実施

・ 情報リテラシー向上のための社員教育

・ サイバーアタック訓練の実施

・ Webサイトの脆弱性診断

(注1) ゼロトラストモデル：人もネットワークもデバイスも信用しない「決して信頼せず、必ず確認せよ」というコンセプトを基本としたセキュリティ・モデル。

(注2) NIST-CSF：米国国立標準研究所 (NIST) が2014年に発行したサイバーセキュリティフレームワーク (CSF)。汎用的かつ体系的なフレームワークで、米国だけでなく世界各国が準拠を進めている。

(2)

(中略)

① A 知的財産

外部環境とリスクシナリオ

社会課題を解決する手段として、カーボンニュートラルやデジタル社会の実現が求められる中、オープンイノベーションを推進し、国際競争力の源泉となる知的財産・無形資産の活用が期待されています。

一方で、AI・IoT・ロボットなどの開発競争が激しい分野の研究を進める中で、第三者から知的財産権の侵害に対する主張を受け、事業の停止や巨額の損害賠償請求、和解のための解決金、知的財産権を使用するためのロイヤリティの支払が発生する可能性があります。

さらに、アライアンス先を含む第三者による当社の知的財産権の不正使用や侵害、またノウハウの流出を適切に防ぐことが出来なかった場合、競争力を喪失する可能性があります。

その他、ブランド管理については、第三者が当社グループのブランド名を不当に使用し、当社商品と類似した商品を製造・販売することにより損害を受ける可能性があります。

当社グループの事業と対策

当社グループは、近未来デザインを起点としたソーシャルニーズの創造のため、知財ポリシーを定め、知財戦略を実行しています。長期ビジョン「SF2030」において、「慢性疾患の予防医療支援」、「1次・3次産業の自動化」、「カーボンニュートラルを実現するエネルギーソリューション」、「製造現場の高度化」といった新規事業創造を目指しており、その中で、他社と差異化できる技術について戦略的に特許化を行います。

また、モノ視点からコト視点への事業変化によって発明者の裾野が拡大していることから、技術者のみならず企画部門やプロダクトマネージャも対象に、顧客課題・社会課題を解決するコトビジネスの発明創出も推進しています。

その中で、上記リスクシナリオに対して適切かつ十分な対策が取られなかった場合、長期ビジョン「SF2030」目標の実現、当社グループの経営成績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産リスクに対しては、知財センタが中心となり、社内の全技術者向けの知財教育の実施や、研究開発および設計にあたって第三者の知的財産権の調査を実施しています。また、既存製品に関しても、当社グループ製品と第三者が保有する知的財産権、および第三者の製品と当社グループが保有する知的財産権との関係について分析・評価を実施しています。

一方、近年海外にて増加している、第三者による当社グループのブランド名の不当使用に対しては、定期的に模倣品摘発活動を市場やECサイトなどで実施しています。さらに、悪意を持った当社グループのブランド名と類似した商標権の取得を阻止する対応も行っています。

[主な取り組み]

・ 第三者が保有する知的財産権への侵害調査

・ 当社グループ製品への第三者による知的財産権侵害の分析・評価

・ 模倣品のモニタリング

・ 類似した商標権の取得の阻止

(1) ITシステム・情報セキュリティに関するリスクについて、サイバー攻撃への対応や個人情報保護に関する取り組み等を具体的に記載

(2) 知的財産に関するリスクについて、第三者が保有する知的財産権の調査や模倣品のモニタリング等の取り組みを具体的に記載

4. 「事業等のリスク」の開示例

● 住友ベークライト株式会社 (1/2) 有価証券報告書 (2022年3月期) P15-16

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(1) 当社グループのリスクマネジメント体制
 当社グループのリスクマネジメント体制は次のとおりであります。

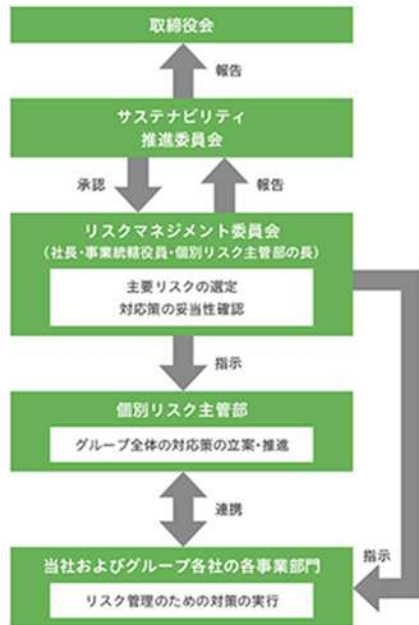
[サステナビリティ推進委員会]
 グループのサステナビリティ活動を継続的かつ全社的に行う母体として設置しています。下部委員会であるリスクマネジメント委員会の方針・計画・実績・外部公表する項目および数値について承認し、これらを取締役に報告しています。

[リスクマネジメント委員会]
 当社グループの経営成績等に重要な影響を与える主要リスクの選定、主要リスクの対応策の妥当性確認、追加検討すべき対策についての指示などを個別リスク主管部、各事業部門に対して行っています。リスクマネジメント委員会の委員は、社長、事業統轄役員、個別リスク主管部の長で構成されています。2021年度は4回開催されました

[個別リスク主管部]
 総務本部・人事本部・経理企画本部・生産技術本部・研究開発本部・情報システム部・調達本部などの個別リスク主管部は、所管するリスクについて、当社グループの各事業部門と連携を取りながら、当社グループ全体の対応策を立案・推進しています

[各事業部門]
 当社グループの営業部門、工場、研究開発部門などの各事業部門は、本来業務の一部として、自部門、自社の業務遂行上のリスクを適切に管理するためにさまざまな対策を講じています。

● リスクマネジメント体制

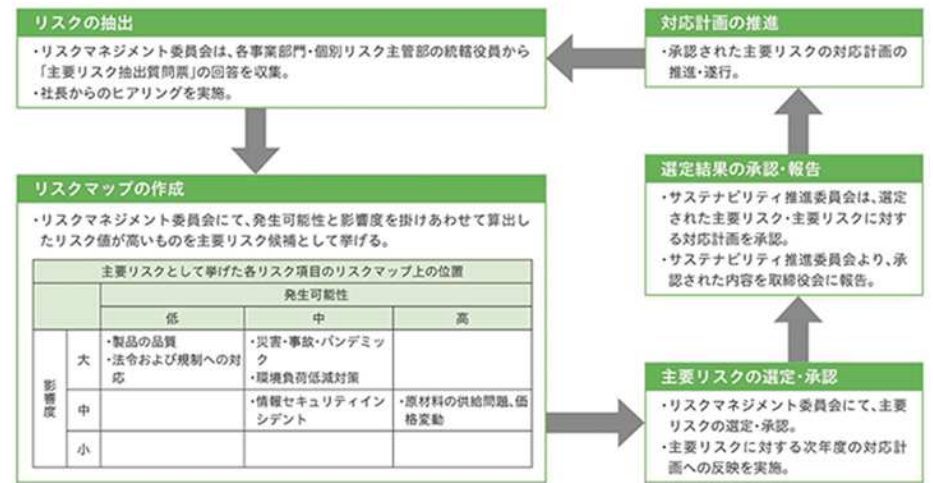


なお、上記のほか、当社グループは、「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおり企業統治体制を整え、リスクマネジメントを含む内部統制システムを整備・運用しております。

当社グループにおける主要リスクの選定・承認は年1回実施しており、そのプロセスは次のとおりです。

- ・リスクマネジメント委員会は、各事業部門・個別リスク主管部の統轄役員から「主要リスク抽出質問票」（リスクの内容と当該リスクが顕在化した場合の影響、発生可能性、影響度、現状とっている主な対応について、事業部門・個別リスク主管部としての評価を記入）の回答を収集。また、社長からのヒアリングを実施。
- ・「主要リスク抽出質問票」で抽出されたリスクについて、影響度と発生可能性を掛けあわせて算出したリスク値が高いものを主要リスク候補として、リスクマネジメント委員会にてリスクマップの作成、主要リスクの選定・承認、主要リスクに対する次年度の対応計画への反映を実施。
- ・サステナビリティ推進委員会は、選定された主要リスクおよび主要リスクに対する対応計画を承認し、取締役会に報告。

● 主要リスクの選定・承認フロー



■ リスクマネジメントの体制について、各部門の役割や関係、主要リスクの選定プロセス等を図示しながら平易に記載

4. 「事業等のリスク」の開示例

● 住友ベークライト株式会社 (2/2) 有価証券報告書 (2022年3月期) P15-16

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

■ 発生可能性のレベル選択の目安

レベル	発生可能性のレベル選択の目安
1) 発生可能性-低	100年に1回程度～10年に1回程度
2) 発生可能性-中	数年に1回程度～年に1回程度
3) 発生可能性-高	年に複数回以上

■ 影響度のレベル選択の目安

レベル	影響度のレベル選択の目安 (下記の複数当てはまる場合は、一番影響度のレベルが高いものを選択)			
	金銭的影響	人命	評判(レピュテーション)	稼働への影響
1) 影響度-小	～5,000万円	・ 医師の手当てが必要な傷病者が発生	・ 日常の管理で解決する	・ 1拠点に限り数日程度の稼働に影響
2) 影響度-中	5,000万円～10億円	・ 入院が必要な傷病者が発生	・ マスメディア・WEB媒体に(悪い意味で)小さく取り上げられる ・ 一部の取引先や消費者の信用を失う	・ 1拠点に限り数週間の稼働に影響 ・ 複数拠点で数日程度の稼働に影響
3) 影響度-大	10億円～	・ 死亡者が1名以上発生 ・ 傷病者が多数発生	・ マスメディアやWEB媒体に(悪い意味で)大々的に取り上げられる ・ 取引先や消費者の信用を著しく失う	・ 1拠点に限り数ヶ月以上稼働に影響 ・ 複数拠点で数週間の稼働に影響

- リスクの発生可能性及び影響度について、それぞれの定義を定量面及び定性面（「人命」、「評判」等）の観点から具体的に記載

4. 「事業等のリスク」の開示例

● ヤマハ株式会社 (1/1) 有価証券報告書 (2022年3月期) P23、P25、P34

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

主要なリスクに関する詳細は以下の通りです。

《当社のリスク認識の（中期経営計画の方針・重点テーマとの関連性）の表記について》
 関連する重点テーマを色と番号で示しております。「方針」及び「重点テーマ」の詳細は「1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

新たな社会で持続的な成長力を高めるための「方針」と実現に向けた「重点テーマ」

方針	1. 事業基盤をより強くする	2. サステナビリティを価値の源泉に	3. ともに働く仲間の活力最大化
重点テーマ	① 顧客とともに繋がる	① 地球と社会の未来を支える 【環境】 パリ्यूチェーンを築く	① 働きがい高める
	② 新たな価値を創出する	② 快適なくらしへの貢献で 【社会】 ブランド・競争力を向上する	② 人権尊重とDE&Iを推進する
	③ 柔軟さと強固さを備え持つ	③ 音楽文化の普及・発展 【文化】 により市場を拡大する	③ 風通しがよく、皆が挑戦する 組織風土を醸成する

(中略)

リスク分類	リスク項目	当社のリスク認識
外部環境リスク	サイバー攻撃	<p>(リスクの説明) 当社グループの事業活動においては、情報システムの利用とその重要性が増大しています。サイバー攻撃やコンピュータウイルスへの感染等による情報セキュリティ事故が発生した場合、当社グループの情報システムの破壊やデータ改ざんだけでなく、当社グループの社会的信用やブランド価値の毀損による経済的損失等により、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>(リスク対策) 「グループIT規程」においてIT管理の基本方針等を定め、情報セキュリティ部会が現状の管理体制の把握、ウェブサイトの脆弱性の特定・改善指導等により、外部からの不正なITネットワークへの侵入によるデータ破壊や、ウイルス感染を予防するためのセキュリティ管理体制の維持・向上を図っています。</p>

(中略)

リスク分類	リスク項目	当社のリスク認識
経営基盤に係る業務プロセスリスク	知的財産	<p>(リスクの説明) 当社グループは、独自技術についての特許等の知的財産権、業務遂行上取得したノウハウを保有しておりますがその一部は、特定地域では法的制限のため知的財産権による完全な保護が不可能、または限定的にしか保護されない状況にあります。第三者が当社グループの知的財産権を利用することを効果的に防止できない可能性があります。その結果、当該第三者の製造した類似品、模倣品が市場に出回ることにより当社グループ製品の販売に支障をきたす可能性があります。また、予期せず当社グループの製品が第三者から第三者の知的財産権を侵害しているとされる場合があり、その結果、これを利用した当社グループ製品が販売できなくなる可能性があります。</p> <p>(リスク対策) 「グループ知的財産規程」において知的財産管理の基本方針等を定め、当社グループに帰属する知的財産については、保護対象となる知的財産権のリスト化、独自技術の権利化や不正使用発見時の対応ルール等の整備や運用を進めています。第三者の知的財産権の侵害については、研修実施による従業員の意識啓蒙、業務プロセスにおける事前確認の導入・整備等を進めています。</p>

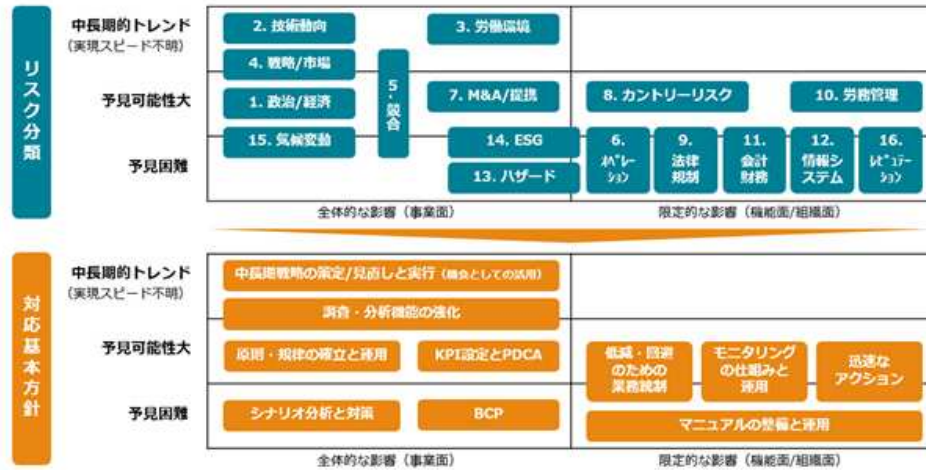
■ それぞれのリスク項目について、中期経営計画の方針・重点テーマとの関連性を平易に記載

4. 「事業等のリスク」の開示例

● テクノプロ・ホールディングス株式会社（1/1）有価証券報告書（2021年6月期） P17

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

当社グループでは、全社リスク管理（Enterprise Risk Management、ERM）体制として、戦略や事業目的の達成に影響を及ぼす可能性のある事象（プラス・マイナス双方を含む。）をリスクと認識し、組織全体として適切に管理する仕組み・プロセスを構築しています。当社グループの受容できるリスク量への考え方（リスク選好）を明確化したうえで、網羅的にリスクを識別し、影響度、予見可能性、発生確率等の観点からリスクの定性・定量的な評価を行い、回避、低減、移転、受容等の観点から対策を検討しています。



以下、各リスクカテゴリーに応じて重要性が高いと考えるリスクを記載いたしますが、予見可能性や発生確率が低い事項も含まれます。当社株式に関する投資判断は、これらの記載事項を十分検討したうえで行われる必要があると考えています。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日時点において入手可能な情報に基づき、当社グループが合理的であると判断したものです。また、当社グループに発生しうるリスク及び投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは、これらに限られるものではありません。

- リスクを影響度、予見可能性、発生確率等の観点で評価し、その結果を図示しながら平易に記載

● アイサンテクノロジー株式会社 (1/1) 有価証券報告書 (2022年3月期) P18

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

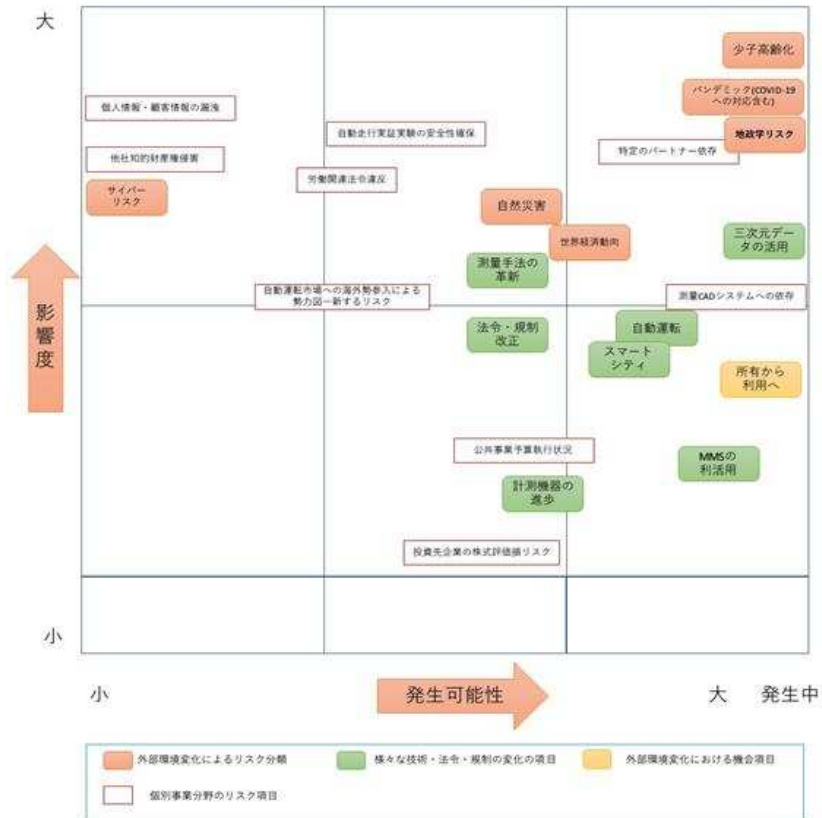
(2) 事業等のリスク

当社グループでは、財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性がある主要なリスクとして、以下で記載しておりますが、これらのリスクは必ずしも全てのリスクを網羅したのではなく、想定していないリスクや重要性が低いと考えられる他のリスクの影響を将来的に受ける可能性もあります。

また、当社は、リスクを「収益や損失に影響を与える不確実性」と捉えております。リスクを単に「脅威」として捉えるだけでなく、「機会」としてのプラスの側面からも捉えたうえで、リスクマネジメントを行っております。現在、認識している課題、リスクは「1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等－(6) 経営環境及び優先的に対処すべき課題」で示した内容とともに以下「事業リスクのヒートマップ(影響度・発生可能性)」の通りであり、事業リスクを個々に経営への影響度と発生頻度から分布したものとなります。

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

事業リスクのヒートマップ(影響度と発生可能性)



■ 事業リスクのヒートマップについて、各リスク項目を「外部環境変化」や「様々な技術・法令・規制の変化」等、リスクの性質ごとに色分けして平易に記載

記述情報の開示の好事例集2022 金融庁 2023年1月31日

5. 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：MD&A

(経営成績・キャッシュ・フロー等の分析)

- MD&Aは、投資家として非常に重要であり、経営方針等で示されている戦略や施策が当初の想定通りに進んでいるか(想定通りではない場合、その理由)、経営目標を達成できそうか等を確認することに活用
- 長期経営計画や中期経営計画に対する毎年の進捗状況をMD&A等で開示することは有用
- 指標等の予想と実績の開示に加え、予想と実績が乖離した場合には、その理由を記載することは有用
- 指標を変更したことに関し、指標の考え方や、変更理由を具体的に記載することは、対話のための土台となることから有用
- ROICツリーにより、個々の要素と全体の繋がりを体系的に示すことは有用。更に言えば、ROICツリーにおいて、個々の要素の貢献度の軽重や、定量情報等が記載されると、より有用
- 企業価値向上に繋がるドライバーについて、重要な部分を示し、それを経営層がどう考えているかの説明は有用

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：MD&A


(重要な会計上の見積り)

- 減損に関する開示について、例えば、減損をしていないが兆候が見られたものや、営業活動から生ずる損益がマイナスとなったもの等についても幅広く開示することは、自社の減損リスクをしっかりと把握していることが分かり有用

記述情報の開示の好事例集2022 金融庁 2023年1月31日

5. 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」

（1）「経営成績、キャッシュ・フロー等の分析」の開示例

 : 好事例として着目したポイント

● カゴメ株式会社 (1/2) 有価証券報告書 (2021年12月期) P48-49、P57-59

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ※ 一部抜粋

(1)

(1) CFO/CROメッセージ



カゴメの事業成長を支えるための財務経理基盤の構築

① CFOとして

企業が中長期的に成長していくために、売上の成長は必須です。第3次中期経営計画は、この売上の成長に軸足を置いています。具体的には、既存事業を中心とするオーガニックな成長に加え、M&Aなどのインオーガニックな成長を目標として掲げています。2021年度には、インオーガニックな成長のための必要資金として、自己株式の取得を行いました。成長のための投資に対する調達手段として有効に活用していきます。

一方、第3次中期経営計画期間において、利益率の改善は大きく見込んでいません。これは、売上成長を確実に成し遂げるために必要な投資や費用の拠出を積極的に行うためです。

こうした事業成長を、各部門とともに確実に達成することがCFOである私の役割ですが、そのためには、健全な財務基盤と適切な財務経理ガバナンスの構築が大切です。

まず、財務基盤です。コロナ禍を経験し、私たちは健全な財務基盤の重要性を改めて強く意識しました。想定していない状況下でも事業を安定的に進めることができる財務構造を堅持する。これはカゴメの財務構造の基本だと考えています。特にインオーガニックな成長のためには多額の資金が必要となりますが、現在の財務構造から大きく変える計画はありません。

次に、適切な財務経理ガバナンスです。これは、品質と並びカゴメの事業の礎となります。財務経理ガバナンスとは、端的に言えば、常に適切な会計処理を行う体制やルールを作り、それを実行すること、また、万が一誤謬などによりそれが損なわれてしまった場合でも、速やかにその事実が認識され、適切な対応ができる体制や仕組みです。この点において、企業理念の一つである「開かれた企業」は非常に重要な意味を持ちます。ステークホルダーに対して良いことも悪いことも、タイムリーに分かりやすく発信するという企業風土は、当社の財務経理ガバナンスを強く支える基盤になっています。

② CROとして

こうしたことは、リスクマネジメントの視点においても同様のことが言えます。すなわち、リスクが顕在化することを未然に防ぐための体制・仕組みの構築と、万が一起きた場合の対応の2点です。会社におけるリスクは、その全てが財務数値と直結するものではありませんが、その考え方には多くの共通点があります。事業成長を進める上で基盤となる強い財務構造の堅持及び財務経理ガバナンスの推進、リスクマネジメントの体制構築を確実に進めていきます。

(2)

(中略)

① 財務戦略の基本方針

当社グループは、安定した財務体質のもと、成長投資と利益還元を両立することを財務戦略の基本方針としています。

(a) 財務基盤の安定

自己資本比率※ 50% 以上
信用格付 シングル A の維持

持続的な成長を支え、景気変動の影響に耐えるには、財務基盤の安定維持が前提となります。第3次中期経営計画におけるM&Aを含むインオーガニック成長に必要な資金は、オーガニック成長により獲得した利益及び、自己資本比率50%を維持する範囲内での借入や自己株式の活用を想定しています。事業拡大による成長を図りつつ、信用格付けシングルAの維持と、自己資本比率50%以上を保つことで、財務安全性を確保しています。

※親会社所有者帰属持分比率



(b) 資本効率を重視した成長

ROE 9%以上

第3次中期経営計画においては、資本効率を重視した成長を図ります。資本を効率的に活用できていることを測る指標としてROEをKPIとして管理します。本中期経営計画においては、ROE 9%以上を計画としています。資本効率の向上を図りながら、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を進めます。

(c) 安定的な利益還元

総還元性向 40% 以上
安定的、継続的な株主還元 自己株式の取得

第3次中期経営計画においては、配当及び自社株買いを含めた総還元性向が40%以上となるよう安定的・継続的に株主還元を行う予定です。また、第3次中期経営計画における配当計画については、38円以上を安定的に配当することとしております。

- (1) CFO/CROメッセージとして、中期経営計画において重視する内容や今後の取組み等を率直に記載
- (2) 財務戦略の基本的な方針を財務基盤、資本効率、株主還元の観点から目標とする指標や定量的な情報を含めて端的に記載

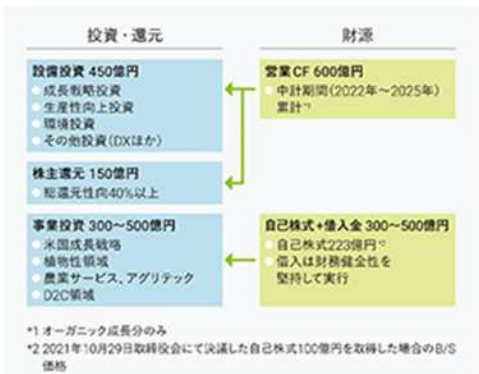
● カゴメ株式会社 (2/2) 有価証券報告書 (2021年12月期) P48-49、P57-59

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ※ 一部抜粋

(1)

② 資金調達及び資金需要、キャッシュ・フロー計画

第3次中期経営計画においては、オーガニック成長に向けた戦略やDX、環境投資等として約450億円の投資を見込んでいます。また、自己資本比率50%を維持する範囲内の借入や自己株式の活用により、M&Aを含めたインオーガニック成長のための事業投資に300~500億円の投資を検討しております。なお、債券格付けシングルAを取得しており、外部からの資金調達に関しては問題なく実施可能と認識しています。



(2)

③ 資本効率を高める取り組み

当社では、従前より収益項目に関するKPIを設定し目標管理を行っていましたが利益だけではなく、それを獲得するために投下した資本の適切性や効率性を測定するため、2021年度よりカゴメROIC(*)による管理を導入しました。

これにより、貸借対照表項目を各要素に分解し、改善すべき課題を明確にすることを目的としております。なお、カゴメROICでは、獲得したEBITDAに対して投下した資本の効率性を測定しております。2021年度における当社の取り組みは、債権の回収サイト短縮に向けた交渉や出荷計画の精度向上による製品在庫の削減、販売状況に合わせた原材料在庫のコントロールを中心に取り組みました。

第3次中期経営計画においては、資産効率の良い経営を行うことが出来ているか否かも可視化するため、取り組みが改善につながっているか継続的にモニタリングを行うことを計画しております。なお、将来的には事業別に資本コストとROICとの比較などを行い、各事業の効率性を検証し、効率的に利益を稼ぐことで企業価値の向上を目指してまいります。

* カゴメROIC : EBITDA ÷ 投下資本

(ROICツリー展開)

当社においては、ROICツリーを資本効率を高めるためのコントロールドライバーとして活用しております。ROICツリーの展開により、ROICからブレイクダウンしたBS指標を各部門のKPIに落とし込むことで、これに基づくアクションプランを各社・各組織にて設定し、自律的にPDCAを回すことで指標の改善を図っております。その上で、各部門にて効率を意識した改善活動を行い、最適な生産体制の構築をはじめとした取り組みを進めてまいります。

	2020年度実績	2021年度実績	2022年度目標
ROIC(%)	13.5%	13.1%	12.6%
EBITDAマージン(%)	11.2%	11.4%	10.7%
EBITDA(百万円)	20,494	21,633	21,200
売上収益(百万円)	183,041	189,652	199,000
投下資本回転日数(日)	303	317	309

2021年実績及び2022年目標値の主なポイント・KPI	
2021年実績	<ul style="list-style-type: none"> EBITDAマージン(改善) <ul style="list-style-type: none"> 売上増影響を上回るEBITDAの増加 投下資本回転日数(悪化) <ul style="list-style-type: none"> 原材料高騰に備えた戦略的な在庫の積み増しによる増加資産増加 富士見工場リニューアル等による固定資産増加
2022年目標	<ul style="list-style-type: none"> EBITDAマージン(悪化) <ul style="list-style-type: none"> 原材料価格の急騰に伴う価格増及び売上収益のための販売促進費の増加等 投下資本回転日数(改善) <ul style="list-style-type: none"> 売却債権回転日数の短縮等
主なKPI	売上債権回転日数(営業本部)、原材料在庫(調達部)、社内加工在庫(生産部)、製品在庫日数(SCM本部)、海外子会社の在庫回転日数(国際事業本部)

④ 効率的な投資を実行するための体制

設備や事業への投資においては、社内専門部署の選抜メンバーで構成される投資委員会により、各部署から起案された投資について採算性やリスク評価を踏まえた審査を経て決定されており、投資後のモニタリングを実施し、その効果を確認しています。同委員会の確認を受けた議案が経営会議や取締役会へ上程され、正式な審議を受けています。

投資判断基準		
対象	指標	基本要求水準
事業投資	IRR(内部収益率)*1	10%+α*2
設備投資	PBP(回収期間)*3	4年

*1 Internal Rate of Return 事業計画から得られるフリー・キャッシュフロー(FCF)の現在価値から初期投資額を差し引いた金額がゼロとなる割引率
*2 αはリスクや地域に応じたコントロールリスク
*3 PBP Payback Period 投資金額が回収されるのに要する期間

投資のモニタリング体制	
●	執行後5年間を対象
●	年1回の取締役会・経営会議にて報告

- (1) キャッシュ・フロー計画について、成長投資や株主還元の内訳を含む資金需要及び資金調達の内容を端的に記載
- (2) 資本効率を高める取組みとしてROICによる管理を導入し、ROICツリーの活用等の取組みを含めて具体的に記載

● 味の素株式会社 (1/2) 有価証券報告書 (2022年3月期) P31-33

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ※ 一部抜粋

・「ROICを重視する経営」に向けた取り組み

味の素グループでは、資本コスト (WACC) を上回るROICの維持・改善に向けて、経営と現場が一体となって継続的に取り組んでいます。経営は、「成長性」と「効率性」の2つの軸で経営資源の最適配分を行うことによって、継続的な投下資本効率の向上を目指し、現場は、ROICを頂点とするKPIツリー (ROICツリー) を用いた自律的なマネジメントに基づき、中長期視点でのROIC向上に努めています。

ROICを重視する経営



・事業ポートフォリオマネジメント

2021年度に経営会議の下部機構として設けた「重点事業グランドデザイン会議」では、成長性や効率性に課題のある事業における構造改善の可能性や施策について検討してきました。また、2030年の目指す姿からバックキャストしたときに、重点6事業がそれぞれいつまでに何を達成すべきか、環境負荷に起因するコスト (温室効果ガス排出に伴い課される炭素税等) の観点も加えつつ、検討を行ってきました。

2020-2021年度の2年間で、欧州の動物栄養事業や国内冷凍食品事業の一部の工場等、構造改革を着実に進めています。今後は2023年度以降に予定していた構造改革の2022年度への前倒し着手も含め、資本効率の改善に関する検討を積極的に進め、中期経営計画で掲げた構造目標の実現を目指します。

・ROICツリー展開を活用した価値向上

ROICツリーを当社グループ全体に展開することで、現場主体の自律的なマネジメントに基づき、中長期でのROIC改善を目指す基盤づくりに取り組んでいます。業績への影響が大きい重要なKPIが、経営者・現場の双方から可視化されているだけでなく、それらの変化に基づき、業績変動の兆しを早期に把握できる状態を目指しています。

2022年度の予算編成より、事業ごとに重要なKPIを特定し、ROICツリーへの組み込みを始めており、ここから同業他社分析や時系列分析、事業内における事業ポートフォリオの経営判断につなげていきます。そして、現場主体の自律的なマネジメントに基づくROICの改善活動が、当社グループ全体の企業価値向上へとつながっている状態を実現させます。

・ローリングフォーキャスト実施に向けた取り組み

ウクライナ情勢等により原燃料価格が高騰し、グローバルにインフレーションが進行する等、経営環境の不確実性が急速に高まる中、業績の動向を素早く把握し、打ち手につなげていくことが益々重要になっています。

このような状況下、業績の見通しをタイムリーに更新することで、業績動向の把握から打ち手の検討、その効果の確認に至る一連のプロセスのスピードアップにつなげる、ローリングフォーキャストの取り組みを、2021年度より一部の事業・グループ会社で開始しました。2022年度は、これを他の事業・グループ会社にも展開することにより、経営の「スピードアップ×スケールアップ」を支える基盤としての取り組みへと進化させていきます。

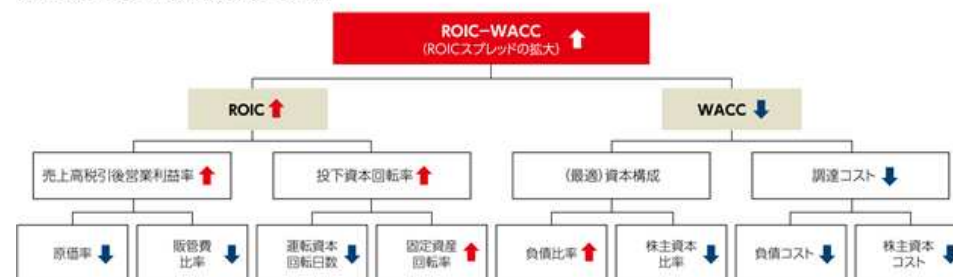
・ROICスプレッドの拡大に向けた取り組み

企業価値を高めるためには、ROICの向上に加え、WACCの低減を図り、両者のスプレッド (ROICスプレッド) を拡大することが重要となります。財務資本戦略においても、サステナビリティファイナンスを活用することでWACCの低減に取り組んでいます。2021年度は当社グループ初となるSDGs債を発行するとともに、ポジティブ・インパクトファイナンス*によるコミットメントライン契約を締結しました。

今後も、必要な資金調達を行う際にはサステナビリティファイナンスを積極的に活用し、ファイナンス分野においても持続可能な社会の実現に向けた取り組みをより一層加速するとともに、資本コストの低減を図ります。

*サステナビリティファイナンスの一つで、企業活動の社会的インパクトを評価し、「ポジティブ・インパクトの創出が認められる」と確認された場合、その企業の継続的な支援を目的として融資が行われるもの。

ROICスプレッド拡大に関するドライバー



- 「ROICを重視する経営」に向けた取組みとして、事業ポートフォリオマネジメントやROICツリー展開を活用した価値向上の考え方等について具体的に記載

●味の素株式会社 (2/2) 有価証券報告書 (2022年3月期) P31-33

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ※ 一部抜粋

(1)

・バランスシートの目指す姿

「ROICを重視する経営」を進めるべく、高い投資効率を確保できる健全なバランスシートを維持していきます。2021年度においては事業資産圧縮により約430億円、リソースアロケーションおよび政策保有株式の売却により約340億円、合計約770億円のASETライト化施策を実施しました。換算為替影響により総資産が増加しましたが、2020-2022年度においては、約1,000億円のASETライト化施策を進め、総資産の増加を抑えていきます。負債・資本サイドは、2021年度末のネットD/Eレシオは0.36倍となり、中期的にネットD/Eレシオ0.5倍以下にコントロールしていきます。

総資産の推移



(2)

・キャッシュ・フロー計画

2021年度の営業キャッシュ・フローは1,455億円となりました。2020-2022年度の期間の合計で目標の4,000億円を上回る見込みであり、2022年度以降についてもキャッシュ・フロー創出力を高めていくことを経営の重点課題としていきます。2020-2022年度の株主還元は1,000億円超を計画しています。

2020-2022年度のキャッシュ・フロー計画



・予測できない急激な環境変化への対応

原燃料価格や為替レートの急激な変化、また金利や資金調達環境等の金融環境変化に対応し、安定的に事業継続していくために財務資本戦略を強化しています。

- ① 原燃料価格の影響や為替レートを適時反映させ業績予想をアップデートできる管理会計の体制・仕組みの構築
- ② グローバルでの各地域内、地域間で資金を有効活用するためのキャッシュマネジメントの仕組みの整備
- ③ 社債、コマーシャル・ペーパー、金融機関借入、売上債権流動化等調達手段の多様化と期日の分散、およびこれをバックアップする円貨、外貨のコミットメントラインの整備
- ④ 適切な為替ヘッジ等を実施するためのグループポリシー、ガイドラインの整備

調達種類別有利子負債残高(リース負債除く)の内訳(2022年3月末)



・株主還元方針

長期的には、企業価値の最大化を目指す中でキャッシュ・フローの成長投資と株主還元への配分を決定し、株主還元については安定的・継続的に拡充していくことを目指しています。2020-2022年度においては、収益拡大と資産圧縮を通じて創出するキャッシュ・フローを成長への投資に充当するとともに、1,000億円超の株主還元を行います。また、配当性向を従来の30%から40%を目途に引き上げ、総還元性向が50%以上となるよう計画しており、長期的かつ安定的・継続的に株主還元を拡充していく予定です。

1株当たり当期利益 (EPS) の向上と、中長期的に株主資本コストを上回るROICの実現によって企業価値を向上させ、配当込みTOPIXを上回るトータル株主リターン (TSR) を目指します

配当金・配当性向の推移



- (1) バランスシートの目指す姿について、事業資産の圧縮や政策保有株式の売却等の実績も含めて端的に記載
- (2) キャッシュ・フロー計画、財務資本戦略における予測できない急激な環境変化への対応、株主還元方針について、定量的な情報も含めて端的に記載

● 大和ハウス工業株式会社 (1/2) 有価証券報告書 (2022年3月期) P46-50

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ※ 一部抜粋

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

< CFOメッセージ >



将来の成長へ向けた投資を積極的に行うと共に、利益成長と資本効率向上を両立することにより、企業価値の最大化を図ります
代表取締役副社長/CFO 香曾我部 武

第6次中期経営計画の振り返り

過去最高の売上高を更新するも、コロナ影響によりROEは11.7%で着地
2019年度からスタートした第6次中期経営計画において、当初は賃貸住宅、商業施設、事業施設の3事業を成長ドライバーに位置づけ、財務健全性を維持しながら資本コストを上回るROEを創出し、株主価値を向上させる3年間としていましたが、2020年の初めから新型コロナウイルス感染症が広まり、事業計画を見直さざるを得ない状況となりました。一方で、巣ごもり消費やeコマース拡大を見据え、物流施設開発への投資計画は2020年6月に3,000億円増額し、不動産開発には総額1兆587億円を投資しました。出口戦略に基づく利益確保は順調に推移し、この3年間で7,169億円の売却による回収が実行でき、投資の成果を着実に示すことができたと考えています。

最終年度である2021年度は、過去最高の売上高4兆4,395億円を達成することができましたが、ホテル・スポーツクラブ運営へのコロナ禍の影響は続き、ROE13%の目標は未達となりました。

コロナ禍に加え、成長投資先行により、D/Eレシオは0.6倍で推移

財務規律としているD/Eレシオ0.5倍については、コロナ禍に加え、成長分野への投資が先行していることにより、2021年度は0.61倍（ハイブリッドファイナンス資本性考慮後）という結果となりました。この3年間の資金調達については、2019年には1,500億円の公募ハイブリッド社債を発行し、2020年には1,000億円のハイブリッドローンを実行するなど、先行き不透明な環境下においても、強固な財務基盤が評価され、多様な資金調達を実行することができました。当社が取得している格付AA格を維持しながら、成長分野への投資資金を確保することができました。

海外事業の管理体制を強化し、継続的に事業投資を遂行

海外展開においては、地域統括会社を設置し、管理部門を配置するなど管理体制を強化しつつ、米国の住宅会社のM&Aや中国でのマンション開発に向けた継続的な事業投資を遂行し、海外事業の売上高は4,451億円を達成するに至りました。来期以降も米国事業は伸びしろがあり大幅増収が期待できるほか、中国マンション開発の業績寄与も期待できますが、海外事業については、CFOとして引き続き金利動向や世界情勢など注視しながら監督していきます。

働き方改革、技術基盤整備へ投資を継続

人的資本への投資としては、働き方改革に向けたデジタル投資、教育投資、採用投資を進め、この3年間で従業員の働き方は大きく変革しました。特に、2020年9月に環境配慮型施設の開発や再生可能エネルギーの活用など環境負荷低減のための資金として200億円のグリーンボンドを発行しましたが、その使途先の1つである「みらい価値共創センター」が、2021年10月に完成しました。西日本最大級のこの新研修施設は、「風・太陽・水」を活かした最先端の技術による世界水準のサステナブル建築となっています。「みらい価値共創人財」を社会と共に育むことを目指し、地域の子供たちを対象とした「共有活動」にも積極的に取り組んでおり、交流の場としても親しまれています。

また技術基盤整備への投資としては、BIMの構築によって「営業・設計・生産」から「施工・維持管理」に至る一気通貫により効率的な業務基盤のための投資を実行しました。加えて、ICTによる現場の省人化やIoT・ロボットを活用したデジタルコンストラクションへの投資も実行し、生産性の向上を図りました。

● 大和ハウス工業株式会社 (2/2) 有価証券報告書 (2022年3月期) P46-50

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ※ 一部抜粋

第7次中期経営計画における財務戦略・資本政策
人的資本・知的資本・環境への投資を推進

第7次中期経営計画の資本政策における最大のテーマは、将来の成長へ向けた投資を積極的に行うと共に、利益成長と資本効率向上を両立することにより、企業価値を最大化することです。経営指標としては、引き続きROE13%以上を目指しつつも、D/Eレシオは0.6倍程度、配当性向は35%以上へと見直しました。

7次中計期間においても引き続き積極的な不動産開発投資を推進し、5年間で2.2兆円の投資を計画しています。加えて、戦略投資としては、成長分野である海外事業への投資や、カーボンニュートラル実現に向けた環境への投資を予定しており、5年間の投資CFは6,500億円を計画しています。更に、将来の事業を支える人的資本・知的資本への投資も含め、住宅系共通の次世代プラットフォーム構築や、建築系の生産拠点を強化、DXのためのIT基盤投資、デジタルコンストラクション投資などの設備投資には3,700億円を計画しています。

持続的成長モデルの構築に関わる投資を最優先としながら、一方で着実な利益成長によって営業キャッシュ・フローを増やし、安定的な株主還元を実現していきます。

ROE13%以上の実現

第7次中期経営計画期間中も成長投資のフェーズと捉えていますが、5年後の第8次中期経営計画以降の成長を見据えつつ、ROE13%以上を達成するためには、より資本効率の高い経営を実現する必要があります。そのためには、事業ポートフォリオの最適化や、M&Aでグループ入りした事業についてのガバナンス強化、低採算の事業の再構築、非効率資産の圧縮など、さまざまな観点から資本効率の改善に向けて取り組んでいきます。

また成長投資と資本政策のバランスをいかにとっていくかは課題となりますが、成長投資の機会を逃さないよう、資金調達の状況を踏まえながら、最適なタイミングで投資を実行していきます。

(中略)

資産回転率の改善によりROICを改善し、ROE向上を目指す

総資産はこの3年間で、2019年3月末の4.3兆円から2022年3月末で5.5兆円へと1.3倍増加しました。増加している要因の1つは、米国における住宅事業会社の買収や中国における進行中のマンション開発により、棚卸資産が増加していることです。今後も、選択と集中による収益源への資金投下を進め、資産回転率を意識した販売用不動産の販売を促進し、安定的なキャッシュ創出に取り組めます。

また、2021年4月から本格導入した事業本部制ではROICを重要な経営指標のひとつとして採用しました。売上高・利益の成長に加えて、経営効率や社会的価値を高め、企業価値の向上を図っていく方針に基づいており、今後は事業の見直しや資本効率を重視した経営の浸透を図っていきます。それぞれの事業特性に応じて、事業本部長が傘下のグループ会社を含めたバランスシートにも責任をもち、事業本部単位でストックとフローのバランスを取りながら回転率を上げていきます。また、業務効率の改善を推し進めることでROICを改善させ、会社全体のROEの向上につなげていく考えです。

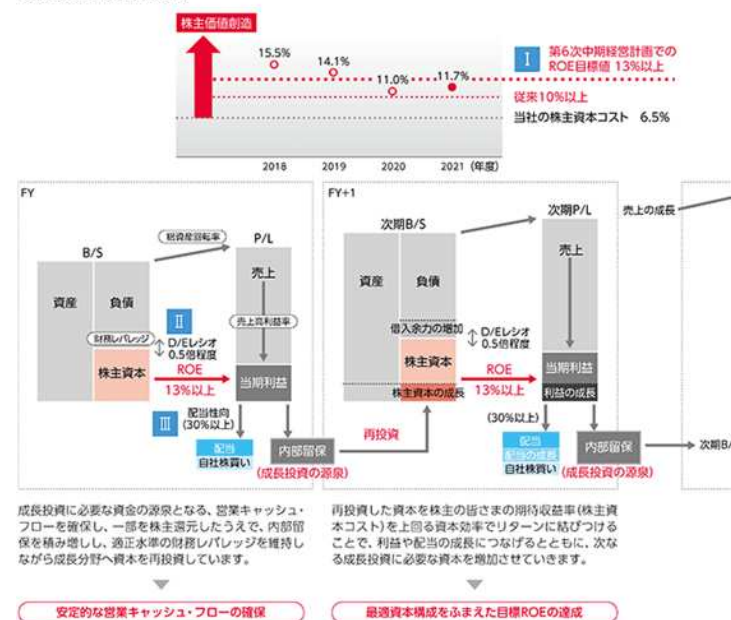
D/Eレシオ0.6倍程度の考え方

これまでD/Eレシオ0.5倍程度という数値を財務規律として設定してきましたが、その背景には、不安定な社会・経済情勢の中、安定した資金調達を行うためには格付AA格の維持が必要という考えがあったからです。加えて、不動産開発等の資金回収に時間がかかる投資については、当社のバランスシートを使うため、資本効率を考慮しない投資に対して社内的に歯止めをかける意味ももっていました。

現在、足元の金利は上昇傾向にあり、資材・労務費高騰などのリスクもあります。海外投資については、特にしっかり見極めながら投資判断をしていく考えですが、我々は第7次中期経営計画以降の成長も非常に強く意識しています。当社グループの事業は、投資が不要な建設請負事業が中心であったところから、不動産開発事業のように先行投資が必要な事業の割合が増加してきています。その状況を踏まえ、成長投資を行いながらも規律を守ることのできる最適な投資レベルを維持していくことが重要であると考え、今回、財務規律の指標を0.6倍程度(ハイブリッドファイナンス資本性考慮後)に見直しました。7次中計期間中に、成長のための投資が先行し一時的に規律を上回ることもあるかもしれませんが、2026年度の最終年度に向けて戻していく考えです。なお、進捗に応じて投資額を増額する場合には、回収も増やす施策を取る予定です。

(中略)

資本政策の基本方針(概念図)



- 経営指標について、ROEの目標達成に向けた取組みやD/Eレシオの目標を変更した理由等を具体的に記載

● **ダイドグループホールディングス株式会社 (1/1) 有価証券報告書 (2022年1月期) P37-38**

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ※ 一部抜粋

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(中略)

(1)

また、当社グループの資本生産性の改善に向けましては、従業員一人ひとりが資本効率性を意識することが肝要と考えております。そこで、グループミッション2030の最終年度のKPIのひとつとして掲げていた営業利益率の目標をROICに変更するとともに、成長ステージである「中期経営計画2026」と最終ステージである「飛躍ステージ」目標数値をそれぞれ設定いたしました。各セグメントにおいて、それぞれの事業特性に合わせた、利益率改善、資産回転率向上に向けたKPIを設定し、従業員それぞれが資本効率を意識した取り組みを進めることで、当社グループ全体の「稼ぐ力」を高めてまいります。

	国内飲料事業 (除く通販チャンネル)	海外事業※1	非飲料事業※2
基盤強化・投資ステージ (実績) (2020年1月期～2022年1月期)	16.3%	△6.7%	2.7%
成長ステージ (2023年1月期～2027年1月期)	13%	3%	8%
飛躍ステージ (2028年1月期～2030年1月期)	17%	5%	17%

※1 現行セグメントにおいては、海外飲料事業

※2 現行セグメントにおいては、国内飲料事業のうち通販チャンネル、医薬品関連事業、食品事業、その他

なお、各セグメントにおける取り組みの詳細については、「1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

また、自販機市場での確固たる優位性の確立に向け、自販機網の拡充、労働力が不足する中でも人員を増やさずにその自販機網を維持することが重要であると認識しております。国内飲料事業の再成長を確実なものとするため、既存事業から創出されるキャッシュ・フローは自販機関連資産への再投資に振り向けていきます。

新たな事業領域への投資については、目標への織りこみは行わず、営業キャッシュ・フローの2年分を戦略投資枠として設定し、当社グループの経営成績及び財政状態等への影響に十分注意を払いながら、定性的・定量的な投資基準をもとに、将来の成長に向けて投資すべき案件について適切な投資判断を実行してまいります。

(2)



当社グループは、中長期的な持続的成長の実現を可能とすべく、安定収益の確保及びさらなる企業価値の向上に向けて、安定的且つ健全な財務運営を行うことを基本方針としております。グループの資金は持株会社に集中させ、適切な資金配分を行うことにより、財務健全性の維持と安定経営に努めてまいります。

将来の成長に向けた戦略的事業投資の実行の他、突発的なリスク等をカバーし得る十分な自己資本の積上げを図りつつ、株主の皆様に対しては中長期的に適正な利益還元をめざすなど、バランスのとれた健全な財務基盤の維持・構築に努めることとしております。

当社グループは、安定的且つ健全な財務運営を行うという「財務運営の基本方針」に則し、資金調達が多様化・機動性・柔軟性の確保、及び効率化実現に向け、安定した高格付けの維持・向上を経営上の重要課題として位置付けており、長期社債に関する格付を取得しております。

なお、当連結会計年度末時点の格付の状況は以下のとおりであります。

格付機関	長期発行体格付	見通し
日本格付研究所 (J C R)	A-	安定的

- (1) KPIとして設定したROICについて、事業別に中長期の段階的な目標を記載
- (2) 資金配分の方針について、競争優位性の確立に向けた再投資の方針等を定量的な情報を含めて端的に記載

● 株式会社メンバーズ (1/1) 有価証券報告書 (2022年3月期) P22-23

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ※ 一部抜粋

(2)

②キャッシュ・フローの状況

(中略)

b. 資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な用途を含む資金需要の動向

(ア) 持続的な成長のための財務戦略

当社グループは持続的な成長を実現するため、財務の安全性と収益性、およびステークホルダーへの収益還元の優先順位づけとバランスに留意した財務戦略を立案し、実施しております。

i. 健全な挑戦のためのリスクに見合った適正現預金の確保

当社グループではクリエイター人材の旺盛な需要を見込み、積極的に体制増強を進めております。しかしながら、固定化した人件費はリスクを伴います。体制増強の推進を担保するためのリスクヘッジ策として、想定する危機を回避できるだけの現預金を常に保持することとし、指標化により管理しております。

具体的にはリーマンショックと同等の経済混乱ならびに、大口顧客との取引中止および信用不和による新規取引ゼロの事態が発生し、いずれもその状態の解消に1.5年から2年かかると想定した場合、最大の赤字幅は月間平均社内総経費の2.8～3.3ヶ月分と試算しております。

したがって、最適現預金を月間社内総経費予算の3ヶ月分と定めております。当連結会計年度(第27期)の最適現預金額は3,489百万円を確保し、第28期の適正現預金額は4,047百万円としております。

ii. 資本コストを上回る高収益性の確保

資本コストを上回る高い収益性を確保するため、連結ROE指標と事業ROE指標を設定しております。

- ・連結ROE指標は、事業ROE指標をもとに運営される事業から生み出される利益に加え、適正現預金指標によって保持される現預金を加味した値とし、25%を目標としております。
- ・事業ROE指標は、メンバーズグループが行う事業が生み出す利益水準を示し、35%を目標としております。事業運営やM&A等、すべての事業における収益面で本指標をクリアすることを前提として行っております。

iii. 株主還元・配当方針

当社は、株主への利益還元の充実とさらなる企業価値の向上を図る観点から、ミッション実現に向けた新たな事業への投資及び業務の拡大に備えるための内部留保を行うとともに、経営成績の伸長に見合った成果の配分や配当金額の継続的な増額を実施してまいります。この方針に基づき、目標とする配当の指標を中長期的な目標連結親会社所有者帰属持分配当率5%としております。

(イ) 持続的な成長のための事業投資

サービス産業である当社グループにとって、研究開発とは事業投資やサービス開発投資であり、高収益・高成長を持続的に維持するためには当該領域への投資が不可欠であると認識しております。当社グループでは持続的な成長に向けて、サービスの向上・開発に向けた継続的なサービス開発投資、新規事業開発を進めるための投資枠、経費枠の指標を次のとおり設けております。


項目	内 訳	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	指 標	付加価値売上高に占める割合
事業開発投資	サービス開発投資 新規事業開発投資 生産性向上投資 EMC推進	329百万円	事業開発投資+人材育成投資 毎期、連結社売(付加価値売上高)の 3.5%~5%	4.4%
人材育成投資	教育研修費 教育研修部門 総経費	280百万円		

- (1) 財務戦略について、経済の混乱や取引中止等を想定した場合の最大の赤字幅や適正な現預金の水準等を定量的な情報も含めて具体的に記載
- (2) 事業開発投資及び人材育成投資について、前年度の実績や投資枠・経費枠として設けている指標等を具体的に記載

記述情報の開示の好事例集2022 金融庁 2023年1月31日

5. 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」

（2）「重要な会計上の見積り」の開示例

 : 好事例として着目したポイント

● 株式会社 丸井グループ (1/1) 有価証券報告書 (2022年3月期) P 31、P71-72

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ※ 一部抜粋

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しています。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を用いていますが、これらの見積りおよび仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りおよび仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しています。

【連結財務諸表等】 ※ 一部抜粋

【注記事項】

(重要な会計上の見積り)

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(中略)

2. 店舗固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(a) 減損の兆候が識別され当連結会計年度に減損損失を計上した店舗

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
減損後固定資産帳簿価額	1,342	383
減損損失	233	841

(b) 減損の兆候が識別されたものの、当連結会計年度に減損損失を計上していない店舗

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
固定資産帳簿価額	4,263	8,269

(c) 当連結会計年度のみ営業活動から生ずる損益がマイナスとなっている店舗

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
固定資産帳簿価額	755	—

(2) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

固定資産の減損に係る会計上の見積りにあたり、固定資産のグルーピングについて、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に店舗を基本単位とし、各店舗の資産または資産グループ（以下「店舗固定資産」という。）が使用されている「営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているかまたは、継続してマイナスとなる見込みである」、もしくは「使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある」等の場合に、減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）を識別しています。

なお、各店舗の営業活動には、小売の損益だけではなく、フィンテックの損益を生み出す源泉となるエポスカードの発行も含まれるととらえており、減損の兆候の有無の判定にあたり、店舗固定資産が使用されている営業活動から生ずる損益について、各店舗における小売の営業損益に各店舗がカード発行を通じてフィンテックにもたらした損益として、各店舗において過去に発行したエポスカードから生じるフィンテックの営業損益に過去に閉店した店舗の実績に基づく、閉店後に利用されなくなるエポスカードの割合を乗じた金額を加算した金額を用いています。

減損の兆候があると判定された店舗については、店舗固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フロー見積りの総額が帳簿価額を下回った場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

(2)

(3) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

各店舗の店舗固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積るにあたっての主要な仮定は、店舗別の販売戦略に基づく将来の商品売上高、店舗賃貸収入、店舗固定費、カード発行数、カード利用率等および新型コロナウイルスの感染拡大と収束時期です。

店舗別の販売戦略に基づく将来の商品売上高、店舗賃貸収入、店舗固定費については、過年度の実績をもとに、各店舗の改装計画・リニューアル計画等の影響を考慮し、見積っています。また、将来のカード発行数・カード利用率等については、安定的な成長を見込み、それぞれ見積っています。

新型コロナウイルスの感染拡大と収束時期については、事業計画に基づき、一定期間新型コロナウイルス感染症の影響が続く前提のもと、会計上の見積りを行っています。

なお、将来キャッシュ・フローの算定等に用いた仮定に大幅な変更が生じた場合には、翌連結会計年度の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

減損の兆候が識別されている店舗については、上記の主要な仮定と将来の実績とが乖離し、翌連結会計年度の各店舗の損益が悪化した場合、また、当連結会計年度のみ営業活動から生ずる損益がマイナスとなっている店舗については、翌連結会計年度についても営業活動から生ずる損益がマイナスとなる場合には、減損の兆候があると判定され、翌連結会計年度において減損損失を計上する可能性があります。

(1) 減損損失の実績に加え、減損の兆候が識別されたものの減損損失を計上していない店舗や営業活動から生ずる損益がマイナスとなっている店舗の帳簿価額を記載

(2) 減損の見積りにおける主要な仮定の内容を端的に記載

● 長瀬産業株式会社 (1/1) 有価証券報告書 (2022年3月期) P25

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ※ 一部抜粋

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に際し、資産、負債、収益、費用の報告数値に影響を与える見積りおよび仮定を用いておりますが、見積り特有の不確実性があるため実際の結果は異なる可能性があります。連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

・ 有形固定資産および無形固定資産の減損評価

当社は、のれんを含む有形・無形固定資産の価値が毀損していないかどうかを確認するために、各資産または資産グループの減損兆候の有無を調査した上で、割引前将来キャッシュ・フローに基づき減損損失の認識の判定を行っております。その結果、減損損失の認識が必要と判断された場合には、資産の帳簿価額のうち回収不能部分について減損損失を計上しております。

この減損損失の認識・測定に用いる将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画や使用価値の算定に用いる割引率等は、その性質上会計上の判断や仮定を伴うものであります。割引前将来キャッシュ・フローや回収可能価額の下落を引き起こすような事業環境の変化により見積りの見直しが必要になった場合には、追加的な減損損失が発生する可能性があります。

当連結会計年度においては、INTERFACIAL CONSULTANTS LLC (加工材料セグメントに属する連結子会社。以下、IFC) が手掛ける樹脂分野の製品・製造プロセス開発事業に係るのれんおよびその他の無形資産等について減損損失を計上しました。IFCは樹脂等の分野において革新的な技術プラットフォームおよび顧客ニーズに合わせた製品・技術・製造プロセス開発能力を有しており、それらを当社グループに取り込むことを目的として2020年3月にIFCの持分の75%を取得することにより同社を連結子会社化しました。IFCの持分の取得時点における事業計画では、IFCが保有する技術プラットフォームや製品・技術・製造プロセス開発能力を活かした製品の製造・販売による収益の拡大を見込んでいましたが、北米での新型コロナウイルス感染症拡大や、それに伴う半導体の供給不足の影響を受け、2020年12月期および2021年12月期のIFCの経営成績は当初の事業計画を下回り継続して営業損失を計上しました。

上記の状況を受け、当連結会計年度においてIFCの事業に関連する資産グループについて減損兆候を識別し、また回収可能価額が当該資産グループの帳簿価額を下回ったことから減損損失を計上しました。なお、回収可能価額には使用価値 (当社の取締役会で承認されたIFCの最新の事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの割引現在価値) を用いております。使用価値の算定における主要な仮定は事業計画における主要顧客への販売数量、売上原価率、割引率であります。主要顧客への販売数量、売上原価率については過年度の事業計画と実績の乖離状況およびその要因、現在入手し得る将来予測情報の内容を踏まえその合理性を評価し、割引率については貨幣の時間価値およびIFCが営む事業特有のリスクを反映しております。

詳細については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記情報 (連結損益計算書関連) および (セグメント情報等) 関連情報 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」をご参照ください。

■ 減損損失の計上に至った経緯を具体的に記載するとともに、見積りにおける主要な仮定の内容を端的に記載

● 三井化学株式会社 (1/1) 有価証券報告書 (2022年3月期) P31、P93、P119

【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 ※ 一部抜粋

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会によって公表されたIFRSに準拠して作成しております。また、当社は連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定を適用しております。連結財務諸表の作成に当たり、当連結会計年度における資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える将来に関する見積りを実施する必要があります。経営者は、これらの見積りについて、当連結会計年度末時点において過去の実績やその他の様々な要因を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、将来においてこれらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表作成において採用する重要な会計方針、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針」及び「4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載しております。

【連結財務諸表等】 ※ 一部抜粋

【連結財務諸表注記】

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループは、連結財務諸表を作成するために、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行う必要があります。実際の業績は、これらの会計上の見積り及びその基礎となる仮定とは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は、継続して見直され、会計上の見積りの見直しによる影響は、当該見直しを行った会計期間及び将来の会計期間において認識されます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大による影響は翌連結会計年度以降も継続するものの、各国において徐々に経済が回復すると共に、海外市況も当連結会計年度に引き続き堅調に推移すると見込んでおります。一方で、ウクライナ危機に起因する原油価格の高騰や円安の進行が長期化する恐れがあるなど、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクも生じております。

当社グループの連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある会計上の判断、見積り及び仮定は以下のとおりであります。

- ・ 企業結合により取得した資産及び引き受けた負債の公正価値の見積り (注記「7. 企業結合」参照)
- ・ 棚卸資産の評価 (注記「10. 棚卸資産」参照)
- ・ 非金融資産の減損 (注記「18. 非金融資産の減損」参照)
- ・ 確定給付制度債務の測定 (注記「24. 従業員給付」参照)
- ・ 繰延税金資産の回収可能性 (注記「35. 法人所得税」参照)
- ・ 償却原価で測定する金融資産の減損 (注記「37. 金融商品」参照)

(中略)

18. 非金融資産の減損

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(中略)

減損損失の内訳

- ・ 福岡県大牟田市 製造設備

ポリウレタン原料事業において、原料の1つであるトリレンジイソシアネート (以下、「TDI」という。) 類は国内と海外向けに出荷しておりますが、海外向けの輸出価格はボラティリティが高く売上収益の予測が困難である一方、製造コストは原油価格の高騰を受け、主原料であるナフサの他、諸原料、用役も高騰しており、また製造設備の維持関連費用などのコストも増加しております。このことから翌連結会計年度以降、継続的な営業損失が見込まれ、当該資産グループに減損の兆候が生じているものと判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しております。

使用価値を算定するための将来キャッシュ・フローは、経営者により承認された事業計画を基礎としておりますが、当該事業計画にはTDI類の国内・海外向けの販売価格及び製造原価といった経営者による主要な仮定を含んでおり、これらの仮定については、ウクライナ危機に起因する原油価格の高騰などの長期化の影響を含む不確実性の影響を受ける可能性があります。

- ・ オランダ 製造設備

当該事業用資産については、市場環境悪化により収益性が大幅に低下しており、投資の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。なお、回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを10.3% (税引前の加重平均資本コスト) で割引いて算定しております。

上記以外の個別に重要でない減損損失の主な内訳は、事業における建物及び構築物、機械装置等の有形固定資産及び無形資産にかかるものであり、収益見込みの低下等に伴い回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を計上しております。

- 減損の見積りにおける主要な仮定について、ウクライナ情勢の影響による不確実性も踏まえて記載

！最新版は金融庁ウェブサイトに掲載しています。 <https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>

！開示の好事例としての公表をもって、開示例の記載内容に誤りが含まれていないことを保証するものではありません。

改正後	改正前
<p><u>5-16-2</u> 将来に関する事項（以下「将来情報」という。）については、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、当該将来情報に関する経営者の認識や当該認識の前提となる事実、仮定及び推論過程に関する合理的な説明が記載されている場合のほか、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たうえで、その旨が、検討された事実、仮定及び推論過程とともに記載されている場合には、直ちに虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下5-16-2及び5-16-3において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。他方、経営者が、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、合理的な根拠に基づかず重要と認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>5-16-3</u> 開示府令第二号様式記載上の注意(2) d から f までに規定する事項を記載する場合には、任意の追加的な情報（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）の規定による公表において、提出会社又はその連結子会社が任意で行う追加的な情報公表の内容を含む。）を追記することに留意する。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>5-16-4</u> 開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)に規定する「サステナビリティに関する考え方及び取組」又は同様式(54) i に規定する「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、同様式(30-2) a から c まで又は同様式(54) i に規定する事項に加え、当該事項を補完する詳細な情報について、提出会社が任意に公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。</p> <p>また、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないことに留意する。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>5-16-5</u> 開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)ただし書に規定する「記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合」には、例えば、同様式(30-2) c(b)に規定する「当該指標を用いた目標及び実績」として、同様式(29)に規定する管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を同様式第二部第1の5「従業員の状況」において記載している場合が含まれることに留意する。</p>	<p>（新設）</p>

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」 に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン
記述情報の開示に関する原則	開示原則
金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ	DWG
金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—（令和4年6月30日）	DWG 報告
金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和4年12月27日）	DWG 報告（令和4年12月27日）
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	女性活躍推進法
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	育児・介護休業法

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●開示府令		
▼一般的事項		
1	有価証券届出書に将来情報を記載する場合に提出日現在(第三号様式においては、「当連結会計年度末現在(連結財務諸表を作成していない場合は当事業年度末現在)」)において判断した旨を記載することになるのは、「経理の状況」も同様か。	ご指摘を踏まえて、「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来情報を対象とする旨を追記いたしました。
▼従業員の状況		
2	開示ガイドライン改正案5-16-3では、多様性指標の開示に関連して、任意の追加的な情報を「追記できることに留意する」とされている。これは、DWG報告において「定量的な指標の開示にあたっては、投資家が適切に指標を理解することが重要であるため、企業が指標に関する説明を追記できるようにすることが考えられる」との提言に対応して追加されたものと理解している。	ご意見を踏まえて、修正しました。 なお、開示ガイドライン5-16-3は、第二号様式記載上の注意(1)(b)を具体化した規定です。 また、昨年12月28日に公表された厚生労働省の通達(雇均発1228第1号)において、労働者の人員数について労働時間を基に換算している事業主についてはその旨を記載すべきことが明確

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>しかしながら、提案されている開示ガイドライン改正案の記載からはこの趣旨が読み取れない。また、記載事項の追加については、既に第二号様式記載上の注意(1)bで「各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる」とされていることとの関係も分かりにくい。</p> <p>したがって、原案に「定量的な指標の開示を投資家が適切に理解できるようにするため」といった記載を追加するなど、趣旨を明確化する必要があると考える。</p>	<p>化されたことを踏まえ、開示ガイドラインにおいて、有価証券届出書においても同様の事項を記載すべきことを明確化する改正を追加しました。</p>
3	<p>連結グループ内であっても、国内外ともに別個の人事・雇用制度になっていることが多く、雇用区分、所定労働時間、休日の定めなどが異なる（海外においては、そもそもの雇用法制や雇用慣行、処遇体系が日本と異なり、職種別・期間の定めがある雇用形態しかない）ことが考えられます。各社異なる人的資本・多様性のデータが他社との比較が可能な形で集計されるための基本的な考え方をご教示いただきたい。</p>	<p>女性活躍推進法の枠組みにおいて、男女間賃金差異についての的確に理解されるよう、任意で、より詳細な情報や補足的な情報を記載することも可能とされているため、有価証券届出書においても、同様の記載が可能であることを開示ガイドライン5-16-3において明確化しております。このように、女性管理職比率等（女性管理職比率、男性の育児休業取得率及び男女間賃金差異をいう。以下同じ。）の理解に資するように、補足的な情報として、数値の前提となった自社の雇用に関する定めについて説明を記載することも考えられます。</p> <p>なお、女性活躍推進法等（女性活躍推進法又は育児・介護休業法をいう。以下同じ。）の公表義務の対象とならない海外子会社については、有価証券届出書等においても、その女性管理職比率等の記載を省略することができます。</p>
4	<p>女性管理職比率等を記載する場合、前事業年度に係る有価証券報告書において開示した実績値との差異の理由、算出対象期間に係る特殊事情等の背景、算出対象期間経過後に提出会社が講じた改善策など、投資者に有益と提出会社が考える事項を任意に記載することは可能か。</p>	<p>ご理解のとおりです。なお、開示ガイドライン5-16-3において、ご意見のような記載が可能であることを明確化しています。</p>
5	<p>「男女間賃金格差」について、より実態が見えるように、育児短時間勤務者の男女別の割合や産休・育休による勤務をしていない年月数の男女別の平均値を記載することとしてはどうか。</p> <p>また、休日労働や深夜勤務等の割増賃金が発生した労働者の男女別の割合や大まかな職種（事務職・技術職・現業職・高度専門職など）別の男女比や賃金差も記載することとしてはどうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>女性管理職比率等に関する計算方法や定義については、企業負担や情報利用者への統一的な情報提供の観点から、女性活躍推進法等の定めに従うこととしています。もともと、女性活躍推進法の枠組みにおいて、男女間賃金差異についての的確に理解されるよう、任意で、より詳細な情報や補足的な情報を記載することも可能とされているため、有価証券届出書においても、</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>「男女間賃金格差」の指標のみでは、男女間に賃金の差が生じている理由が正当なもの(男性現業職が多く、休日深夜労働が多いなど)か否かの区別がつかないため、細かい条件付けを行うことで、男女間に賃金の差が生じていることに正当な理由がある企業は利益があるのではないか。</p>	<p>同様の記載が可能であることを開示ガイドライン5-16-3において明確化しております。</p>
6	<p>女性活躍推進法の規定による公表において任意で追加的な情報公表を行っている場合であっても、有価証券報告書等における当該情報の追記はあくまで「任意」であり、当該情報を追記しないという取扱いも許容される、という理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。もともと、定量的な女性管理職比率等の開示にあたっては、投資家がこれを適切に理解できるようにすることが重要です。</p>
7	<p>「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」、「男女間賃金格差」の開示については、女性活躍推進法等の規定による公表をしていない場合には開示が義務化されないこととされているが、これは有価証券報告書提出日時点での公表状況で判断するという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、提出会社やその連結子会社が、女性活躍推進法等により当事業年度(有価証券届出書の場合は、最近事業年度)における女性管理職比率等の公表を行わなければならない会社に該当する場合は、当該公表が行われる前であっても、有価証券報告書等において</p>
8	<p>「従業員の状況」における男女賃金格差等の記載時点を明確にしていきたい。例えば、第三号様式(有価証券報告書)の場合、期末日時点で公表している割合を記載することになるのか、有報提出日時点で公表している割合を記載することになるのか、また、仮に有価証券報告書提出日時点で従業員の状況で記載する事業年度末時点の割合の公表がされていない場合には、直近に公表した割合を記載することになるのか、明確ではない。</p>	<p>開示が求められることを明確化しました。</p>
9	<p>「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の時点(どの時点の情報を有価証券報告書に記載すべきか)に関する規定がないが、いずれも当事業年度末時点の実績を記載するとの理解でよいか。</p>	
10	<p>「女性管理職比率」「男性の育児休業取得率」「男女間賃金格差」の指標について、時点に関する規定がないが、いずれも直近事業年度(提出会社と同じ事業年度であれば当該事業年度、連結子会社の事業年度が提出会社と異なる場合は直近の事業年度)において女性活躍推進法に基づいて開示した実績を記載しなければならないのか。女性活躍推進法では、事業年度終了後</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>おおむね3か月以内に情報公開することが求められており、これは有価証券報告書の開示のタイミングと同様である。有価証券報告書において、当該事業年度における女性活躍推進法で開示された実績値を集約するのは難しい場合があると考えられることから、前事業年度に公表された女性活躍推進法に基づく実績値を有価証券報告書に開示することも認められるのか。</p>	
11	<p>女性管理職比率、男性育児休業取得率及び男女賃金差異を記載する場合、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令又は育児・介護休業法に基づき公表済みの最新の情報をそのまま記載すれば足りるものであって、当該情報の基準日に関しては、有価証券届出書又は有価証券報告書等提出日時点の最近日や直近事業年度の末日である必要はないという理解でよいか。</p> <p>また、かかる理解は、提出会社とその連結子会社の情報について、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令又は育児・介護休業法施行規則に基づき公表済みの情報の基準日がそれぞれ異なる日である場合にも該当するものであって、有価証券届出書又は有価証券報告書等における当該記載の基準日を統一することは必須ではないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。もともと、投資者に理解しやすいよう、企業の判断により、女性管理職比率等の数値の基準日や対象期間を記載することも考えられます。</p> <p>なお、提出会社やその連結子会社が、女性活躍推進法等により当事業年度(有価証券届出書の場合は、最近事業年度)における女性管理職比率等の公表を行わなければならない会社に該当する場合は、有価証券報告書等において開示が求められることを明確化しました。</p>
12	<p>「女性管理職比率」「男性の育児休業取得率」「男女間賃金格差」の開示は、女性活躍推進法による公表を行っている全ての連結子会社の情報を集約して記載する必要があり、多くの連結子会社を抱える企業には相当な負担となる。連結子会社が女性活躍推進法による公表を行っているかを確認し、必要な情報を集計し、網羅的かつ正確に開示を行うためには、相当の準備期間が必要であることから、企業の体制が整うまでの間は、提出会社単独での開示や、提出会社と主要な連結子会社のみでの開示も許容いただきたい。女性活躍推進法では、事業年度終了後おおむね3か月以内に情報公開することが求められており、有価証券報告書の開示のタイミングと同様であるため、有価証券報告書において、開示対象となる提出会社及び全ての連結子会社の情報を集約・開示するのは難しいことに留意いただきたい。</p>	<p>女性活躍推進法等による公表義務の対象となる連結子会社のうち、有価証券報告書の提出日までに女性活躍推進法等による公表が行われず、後日公表予定である会社がある場合や、提出会社において連結子会社の公表した情報の集約が困難である場合には、その旨と提出日までに記載可能な情報を記載した上で、後日、未記載分を追加するため、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられます。</p> <p>もともと、改正開示府令の適用初年度の翌年度以降は、投資家へわかりやすく情報提供する観点から、有価証券報告書の提出時に連結子会社分もまとめて開示することが望ましいと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
13	<p>本改正案では、「提出会社及びその連結子会社それぞれにおける」情報開示を求めるが、これは女性活躍推進法8条の定める「一般事業主」として公表が求められる企業を全て開示対象とする趣旨と考えられる。しかし、投資家や市場に対する企業価値にかかわる情報の開示という観点からすれば、企業グループとして上記「一般事業主」を全て含む連結ベースでの情報開示(連結ベースで包括して記載する)を行うことが必要ではないか。他方で、そのような連結ベースの開示がなされれば、かなり小規模な又は業態が限定された連結子会社の個々の数値まで開示する必要も乏しいと思われるが、そのような限定は考えないのか。</p>	<p>女性管理職比率等については、DWG報告にて提言されたように投資家の投資判断にとって有用である連結ベースでの開示に努めるべきである一方、女性活躍推進法等では個社の数値が求められていることから、個社としてのデータも有用であるとの意見もあります。</p> <p>また、連結ベースでの開示を求めることについては、海外子会社を有する場合における企業負担や情報の有用性の観点も考慮する必要があります。</p> <p>これらを踏まえ、今回は、プリンシプルベースのガイダンスである開示原則において、連結ベースの開示に努めるべきである旨を明記しています。</p>
14	<p>女性活躍の促進、人的資本の活用を通じた企業価値の向上に向けて男女間賃金格差が有価証券報告書における開示項目となることを歓迎する。しかし、現在の案は、開示対象について提出会社及びその連結子会社となり、賃金格差が諸外国と比べて大きい日本国内の状況を把握する場合、提出会社のみでは国内グループ会社が多い企業の状況の把握が難しいため、提出会社と国内連結子会社の合計値、もしくは企業の報告負担軽減の観点から、提出会社と女性活躍推進法対象国内連結子会社の合計値も報告対象とすることが望ましいのではないかと。</p>	
15	<p>「戦略」、「指標及び目標」のセクションにおいて、企業の人的資本管理の方針と人的資本管理のインフラストラクチャを改善するための方策を開示することを企業に求めていることを歓迎する。また、この観点から、各社の有価証券報告書に「女性管理職比率」「男性の育児休業取得率」「男女間賃金格差」の開示を義務付けることを支持する。この開示は、女性労働者の雇用機会の確保を改善し、より平等な処遇の推進に寄与するものと考えられる。</p> <p>また、この開示が個別企業ベースのみならず、企業グループとして連結ベースで求められることを期待する。</p>	
16	<p>開示府令改正案では、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差という多様性に関する指標について、対象となる連結子会</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>社ごとに記載することが求められているように読み取れる。</p> <p>一方で、DWG報告では、多様性指標について「開示する際には、投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべき」としている。また、有価証券報告書の従業員数の開示では、提出会社の従業員数と併せて、連結会社の従業員数を事業の種類別セグメント又は事業部門に関連付けて記載することが求められている。さらに、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) におけるサステナビリティ開示基準の検討においても、報告組織範囲を財務報告と合わせる事が提案されており、連結ベースの開示が原則となっていくことが想定される。</p> <p>こうした状況をふまえ、多様性指標の報告対象組織範囲に関して、以下の対応を検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づき多様性関連指標を公表している提出会社及び連結子会社それぞれにおける指標の開示と併せて、連結グループにおける多様性関連指標を開示することができる旨を、開示ガイドライン改正案5-16-3に追記すること。 ・多様性指標を含むサステナビリティ関連情報(指標)について、連結ベースで開示することを原則とすることについて継続して検討すること。 	
17	<p>人的資本系の開示について、特に主要企業は、連結ベースの開示が必要と考える。</p>	
18	<p>人的資本・多様性のデータについて、将来の企業価値を創出するイノベーションの源泉であるとの認識のもとで開示を進める必要があるものの、連結グループ各社を集計した連結ベースでの開示は困難ではないかと考えている。開示原則において、「投資判断に有用である連結ベースの開示に努めるべきであるとされた」とあるが、あくまで開示義務ではなく努力対応と捉えてよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
19	<p>開示原則の「連結ベースの開示」について、当該指標を集約して開示することを期待しているのか、女性活躍推進法等の対象会社に限らず、連結財務諸表を構成する全ての連結子会社を対象として、当該子会社の指標をそれぞれの会社</p>	<p>「連結ベースの開示」とは、各社単体ではなく、連結会社及び連結子会社において集約した1つの数値で、女性管理職比率等の指標を開示することを想定しています。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	ごとに記載することを期待しているのか、又は、その両方かについて明確化をご検討いただきたい。	
20	提出会社が純粹持株会社等のように従業員が少ないため女性活躍推進法等の対象とならず当該開示をしていない場合であっても、その連結子会社の一部が開示対象となる場合、提出会社の有価証券報告書等には、開示対象となった連結子会社の当該指標を記載することになるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
21	<p>女性活躍推進法による公表をしていない提出会社と女性活躍推進法による公表をしていないその連結子会社については、記載を必ずしなければならないものではなく、公表している会社についてのみ記載が求められているのか。</p> <p>また、その連結子会社が公表していれば、当該連結子会社の重要性に関係なく、有価証券報告書に記載しなければならないか。</p>	<p>ご理解のとおりです。なお、提出会社やその連結子会社が、女性活躍推進法等により当事業年度(有価証券届出書の場合は、最近事業年度)における女性管理職比率等の公表を行わなければならない会社に該当する場合は、有価証券報告書等において開示が求められることを明確化しました。</p> <p>また、女性活躍推進法等により女性管理職比率等の公表を行わなければならない連結子会社は、重要性に関係なく、有価証券報告書等において記載することが求められます。なお、この記載場所について、有価証券報告書等の「従業員の状況」欄には、企業の判断により、主要な連結子会社のみに係る女性管理職比率等を記載し、それ以外の連結子会社に係る女性管理職比率等は有価証券報告書等の「その他の参考情報」に記載することが可能であることを、開示府令において明確化しました。</p>
22	提出会社が女性活躍推進法の規定による公表を行っておらず、連結子会社のみが行っている場合は、提出会社の有価証券報告書等で連結子会社に関する情報のみを開示することによいか。	ご理解のとおりです。
23	提出会社のみが女性活躍推進法の規定による公表を行っている場合においても、「提出会社単体の比率」と「提出会社+連結子会社の比率」の両方を記載しなければならないのか。それとも、各法律に基づき公表している会社における値(この場合は提出会社単体)の数値を記載すればよいのか。女性活躍推進法では、当該事項の公表要否が会社の従業員数に応じて異なっ	女性管理職比率等の指標については、女性活躍推進法等に基づき公表されるものを有価証券報告書においても開示対象とするもので、女性活躍推進法等における公表義務のない会社を含めた数値の開示を義務化するものではありません。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>おり、同法における公表義務のない会社を含めた数値の記載・開示を義務化するの、同法で規定されている公表義務を事実上拡充させるものである。そのため、一定の注記を付した上で、同法に基づき公表している範囲で集計及び開示を行うことを許容する等も規定に織り込んでいただきたい。</p>	
24	<p>「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」及び「労働者の男女の賃金の差異」に関し、「提出会社及び連結子会社」各社において、女性活躍推進法の規定による公表項目に相違があり得ることから、各社が同法の規定による公表をしている項目について、それぞれ記載すれば問題ないか。</p> <p>仮に提出会社がこれらの項目を公表していない場合には、これらの項目を公表している連結子会社についてのみ記載することとし、提出会社に関する記載は不要であると理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
25	<p>「提出会社及びその連結子会社それぞれにおける」の「それぞれ」とは、「提出会社分の指標」と「連結子会社一括分の指標」を開示する必要があるという趣旨なのか、それとも、「提出会社分の指標」と「連結子会社個社ごとの指標」を開示する必要があるという趣旨なのか。</p> <p>また、提出会社が女性活躍推進法の規定による公表を行っておらず、連結子会社のみが行っている場合は、提出会社の有価証券報告書等では、連結子会社に関する指標のみを開示することで問題はないか。</p>	<p>提出会社やその連結子会社が、女性活躍推進法等により当事業年度(有価証券届出書の場合は、最近事業年度)における女性管理職比率等の公表を行わなければならない会社に該当する場合は、提出会社の指標と、連結子会社個社ごとの指標を開示する必要があります。</p> <p>後段は、ご理解のとおりです。</p>
26	<p>男女間の賃金格差開示については、日本国内での女性活躍を加速する狙いがあると想定されることから、対象範囲を国内に籍を置く連結子会社を対象とするものであり、海外籍の連結子会社は対象外と解してよいか。</p>	<p>女性活躍推進法等の公表義務の対象とならない海外子会社については、有価証券届出書等においても、その女性管理職比率等の記載を省略することができます。</p>
27	<p>有価証券報告書提出会社が外国会社である場合には、女性活躍推進法は適用されないの、当該会社の有価証券報告書には「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」、「男女間賃金格差」の開示は不要と理解してよいか。</p>	<p>有価証券報告書提出会社が外国会社であっても、その連結子会社が女性活躍推進法等の公表義務の対象である場合には、当該連結子会社の女性管理職比率等を開示する必要があります。</p>
28	<p>「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」及び「労働者の男女の賃金の差異」に関し、「ただし、提出会社及び</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>その連結子会社が(中略)女性活躍推進法の規定による公表をしていない場合は、この限りでない」と規定されていることから、女性活躍推進法等による公表を行っていない連結子会社や海外子会社は、有価証券報告書の記載の対象外であるという理解でよいか。</p> <p>なお、DWG報告においては、「なお、女性活躍推進法、育児・介護休業法等他の法律の枠組みで上記項目の公表を行っていない企業(中略)についても、有価証券報告書で開示することが望ましい。」と記載されていることを踏まえると、有価証券報告書の記載の対象外である女性活躍推進法等による公表を行っていない連結子会社や、海外子会社についても有価証券報告書において記載することは問題ないと理解してよいか。</p>	
29	<p>連結子会社が多い場合、またその子会社の規模が小規模(例 従業員3名など)の場合、「連結グループにおける会社ごとの指標の記載」をするのは非常に困難である。</p> <p>「女性管理職比率」等の多様性に関する指標について、連結グループにおける会社ごとの指標の記載に加えて・・・という内容において、「連結グループにおける会社ごと」の考え方について、具体的な見解をお伺いしたい。</p>	<p>ご指摘の「連結グループにおける会社ごとの指標の記載」とは、当庁ホームページにおける「主な改正内容」で使用した文言ですが、これは、連結グループを構成する会社(提出会社及び連結子会社)のうち、有価証券報告書において開示することが求められる各社単体の女性管理職比率等の記載を指しています。</p> <p>なお、従業員が3名程度の小規模な連結子会社の場合、女性活躍推進法等に基づく公表は義務付けられていないと考えられ、そのような会社については、有価証券報告書においても、その女性管理職比率等の記載を省略することができます。</p>
30	<p>女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差の開示については、女性活躍推進法により開示が求められている提出企業・連結子会社の開示をそのまま有価証券報告書で開示すると理解しており、連結グループ内で3つの開示項目の開示対象となっている会社(提出企業・連結子会社)がそれぞれ異なっても問題ないか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
31	<p>男女間賃金格差等の開示が求められる「連結子会社」の範囲については、有価証券報告書等の「関係会社の状況」欄において名称が記載されている会社のみを指すのか、または「関係会社の状況」欄において社数に含める形でのみ記</p>	<p>女性管理職比率等の開示が求められる「連結子会社」は、有価証券報告書等の「関係会社の状況」欄において名称が記載されているかにかかわらず、全ての連結子会社を指します。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	載され、社名が記載されていない会社も含まれるのか。	
32	開示府令第二号様式記載上の注意「(29)従業員の状況」、「(30-2)サステナビリティに関する考え方及び取組」において、女性活躍推進法、ないしは育児・介護休業法に基づく公表をしている連結子会社は、有価証券報告書において多様性に関する指標を掲載することが定められている。当該目的で掲載された連結子会社は、金融商品取引法第166条第5項において定められる「子会社」に必ずしも該当するものではないことを明記いただきたい。	有価証券報告書等において開示を求めている女性管理職比率等は、連結子会社全て(女性活躍推進法等に基づく公表義務の対象となっていない会社を除きます。)が対象となりますが、金商法第166条第5項の「子会社」は、インサイダー規制の観点から、これとは別途定義されています。したがって、女性管理職比率等の開示が必要な連結子会社と金商法166条第5項に定める「子会社」とは必ずしも一致するものではないと考えられます。
33	女性活躍推進法や育児・介護休業法の規定による公表をしていない場合は、「この限りでない」とし開示対象外としているが、昨今の多様性の議論の重要性に鑑み、開示対象外とするのではなく、「公表していない場合には記載を省略することができる」など、任意開示を促す文章とすべく検討いただきたい。	ご意見を踏まえて、修正しました。
34	女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差の開示は、女性活躍推進法等によって開示が要請される提出会社及びその連結子会社が対象となるが、一部の連結子会社が女性活躍推進法等の規定に基づく公表は求められないものの任意で開示を行っている場合、有価証券報告書等においても開示が求められるか。	有価証券報告書には、任意で女性活躍推進法等に基づく公表(これには、女性活躍推進法20条3項の規定(努力義務規定)による公表の場合も含まれます。)を行っている提出会社及び連結子会社の指標まで開示を義務付けておりませんが、任意で有価証券報告書において開示することは構いません。
35	有価証券報告書の開示対象企業は、常時雇用されている労働者が301名以上で女性活躍推進法に基づく上記の開示がなされている企業に加えて、常時雇用されている労働者が101名～300名以下であって上記の項目を開示している企業についても、有価証券報告書の開示対象となるのか。	ご理解のとおりです。
36	「女性管理職比率」「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の開示について、「女性活躍推進法の規定による公表をしていない場合は、この限りではない」とあるが、「女性活躍推進法の規定による公表」をしている場合とは、常時雇用する労働者数が301人以上の会社が女性活躍推進法第20条第1項及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第1項の規定に基づき公表している場合に限	女性活躍推進法等に基づき女性管理職比率等の指標の公表をする企業については、有価証券報告書等においても同指標の記載が義務付けられます。したがって、従業員が300人以下の場合であっても、女性活躍推進法等に基づく公表義務(努力義務規定に基づく公表は含みません。)がある場合には、女性管理職比率等の開示が必要となります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	られるのか、それとも、常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の会社が女性活躍推進法第20条第2項及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第20条第1項の規定に基づき公表している場合も含まれるのか。	
37	<p>「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」、「男女の賃金の差異」は、以下の場合に、提出会社及びその連結子会社それぞれについて有価証券報告書等に記載を要するという理解でよいか。</p> <p>①提出会社は301人以上、連結子会社も301人以上の場合、提出会社・連結子会社ともに、提出会社の有価証券報告書等に記載しなければならない</p> <p>②提出会社は301人未満、連結子会社は301人以上の場合、提出会社については記載しなくてもよいが、連結子会社については提出会社の有価証券報告書等に記載しなければならない</p> <p>③提出会社は301人以上、連結子会社は301人未満の場合、提出会社については有価証券報告書等に記載しなければならないが、連結子会社については記載しなくてもよい</p> <p>④提出会社は301人未満、連結子会社は301人未満の場合、提出会社・連結子会社とも、提出会社の有価証券報告書等に記載しなくてもよい</p>	
38	<p>第二号様式記載上の注意(29)e及びfに規定する「公表をしていない場合」には、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令又は育児・介護休業法により、男女賃金差異又は男性育児休暇取得率の公表を義務付けられているものの、何らかの理由でその公表を行っていない場合も含むという理解でよいか。</p>	<p>「何らかの理由」が具体的にどのような場合をご想定されているか不明ですが、女性活躍推進法等に基づく公表義務(努力義務は含みません。)がない場合には、ご理解のとおり、有価証券届出書においても、その記載を省略することができます。</p>
39	<p>女性管理職比率の記載や任意で追加的な情報の記載を可能とすることに賛同する。</p> <p>しかし、有価証券報告書に記載するのであれば、恣意性が高い要素をなるべく除外し、比較可能性が高い情報を提供すべきであるため、各社における「管理職」の定義を併せて記載することを求めるべきではないか。</p>	<p>女性管理職比率等に関する計算方法や定義については、企業負担や情報利用者への統一的な情報提供の観点から、女性活躍推進法等の定めに従うこととしています。これに加え、任意でご指摘のような事項を記載することも可能です。</p>
40	<p>人的資本、多様性に関する開示項目を算定する際に使用する従業員数の定義については、既</p>	<p>女性管理職比率等に関する計算方法や定義については、企業負担や情報利用者への統一</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>に、その数値を算定・管理している企業もあり、有価証券報告書とは違った従業員の定義により算定している場合もあることから、注釈などを記載することにより、各社各様の定義を認めていただきたい。</p>	<p>的な情報提供の観点から、女性活躍推進法等の定めに従うこととしています。</p> <p>また、「サステナビリティに関する考え方及び取組」において開示が求められている、人的資本(多様性を含む)に係る方針に関する指標については、各企業それぞれの方針と整合的な指標を記載することが求められており、必ずしも有価証券報告書と同様の従業員の定義を用いて算定する必要はありません。この際、指標をどのように算出したかがわかるよう、計算方法等も記載することが重要です。</p>
41	<p>女性活躍推進法の一般事業主計画における「正規/非正規」の計算方法では実態を正確に表せないケースもあることを踏まえ、提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の差異の計算方法と開示方法を、各社にらせていただきたい。</p>	<p>女性管理職比率等に関する計算方法や定義については、企業負担や情報利用者への統一的な情報提供の観点から、女性活躍推進法等の定めに従うこととしています。</p> <p>なお、任意の追加的な情報として、上記の開示と併せて、企業独自の計算方法で算出した数値を開示することは可能です。</p>
42	<p>2022年7月に改正された女性活躍推進法では、「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」と「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」の2つの大項目にある10以上の数値目標から各々1項目以上を選定して公表する義務がある一方で、今般の改正案では「女性管理職比率」「男性の育児休業取得率」「男女間賃金格差」の3項目のみの開示を取り上げた趣旨や理由を確認したい。</p>	<p>女性管理職比率等の3つの指標については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法等により、一定以上の労働者を常時雇用する事業主に対して、公表が義務付けられていること(公表項目の選択肢とされている場合も含む) ・2020年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、有価証券報告書などの企業公表文書等への育児休業取得率の記載を促すなど、事業主が男性の育児休業取得を促す取組を行うことを促進する仕組みの導入について検討するとされたこと ・2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コード補充原則2-4①において、上場会社は、女性の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきであるとされていること ・2022年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、男女間賃金差異について、女性活躍推進法による公表を求めることに加え、有価証券報告書の記載事項にも女性活躍推進法に基づく開示の記載と同様のものを開示するよう求めることとされたこと

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>・DWG報告において、多様性に関する国際的な開示の状況も踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を提供する観点から「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」について、開示を求めることとされたことを踏まえ、今般の改正において、記載項目として追加しております。</p>
43	<p>2022年11月8日男女共同参画会議計画実行・監視専門調査会(第18回)の金融庁説明資料では、任意の記載として連結グループの記載イメージが掲載されており、DWG報告でも「連結ベースでの記載に努めるべき」とされているが、「連結グループ」や「連結ベース」が、連結財務諸表規則第2条第5号の「連結会社(連結財務諸表提出会社及び連結子会社)」のことを指すのであれば、定義を明確にしてはどうか。</p>	<p>女性管理職比率等については、「連結ベース」で開示することまでは義務付けていません。そのため、連結ベースで開示する場合には、例えば、有価証券報告書における他の記載事項(経営方針等)と同様に、連結財務諸表規則2条5号に規定されている「連結会社」ベースで開示するほか、企業において、投資家に有用な情報を提供する観点から提出会社グループのうち、より適切な範囲を開示対象とすることも考えられます。なお、企業において独自の範囲を開示対象とする場合には、当該グループの範囲を明記することが重要です。</p>
44	<p>多様性に関するデータについて、海外に多くの連結子会社を抱える企業にとって、連結グループでの開示を行うには一定の準備期間を要する。そのため、開示原則においても準備期間の間は、企業が任意に定める重要な子会社群のデータを連結グループとして開示することを許容いただきたい。</p>	
45	<p>開示原則の「人的資本、多様性に関する開示に当たって、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差といった多様性に関する指標については、投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべきである」という点について、海外に子会社を有する企業の場合、制度やシステムが異なる中で、どのように情報収集等を行うのかが問題となる。例えば、提出会社、国内連結子会社、海外連結子会社のように、一定のエンティティ毎の開示を行うような場合でも、努力義務を果たしたことになるような内容にされたい。</p>	
46	<p>「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」及び「労働者の男女の賃金の差異」に関し、開示原則において、「人的資本、多様性に関する開示に当たって、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差といった多様性に関する指標について</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>は、投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべきであるとされた。」と記載されているが、連結ベースでの開示は、提出会社における連結子会社の重要性に基づき、提出会社及び「重要性のある連結子会社」のみを対象とした合計値を連結ベースで記載するという対応で問題ないか。</p>	
47	<p>「女性管理職比率」等の多様性に関する指標は、国内、海外各地域の特性やそれらを踏まえた個社方針によって異なるため、連結ベースでの開示を一律的に努力目標とするのは実態に即していない。したがって、連結ベースでの開示に関する改正内容の再考をお願いしたい。</p>	
48	<p>連結ベースでの人事データ把握は、個人情報保護、海外子会社の情報把握の観点から困難が多いため、開示原則における連結ベースでの開示推奨を撤廃していただきたい。女性活躍推進法に基づく一般事業主計画においては「単体」をベースに公表しているため、有価証券報告書上の開示も原則「単体」を基準としていただきたい。</p>	
49	<p>開示府令案第二号様式の中で、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の開示については女性活躍推進法の規定による公表をしていない場合は除かれているところ、開示原則(注2)の「連結ベース」とは、女性活躍推進法の規定による公表をしていない場合(連結子会社)も含めて開示することを念頭に置いているのか。仮にそうだとすれば、一定規模の企業にのみ開示義務を課している女性活躍推進法の趣旨と相反するものであるとともに、多数の企業を抱える企業集団にとっては過度の負担となるものであり、将来的にこのような開示義務を定めることは避けるべきである。</p>	
50	<p>開示原則において、「また、人的資本、多様性に関する開示に当たって、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差といった多様性に関する指標については、投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべきであるとされた。」と記載されているが、連結会社が多い会社には相当な事務負担になるにもかかわらず、業務特性が異なる会社の集合体である連</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>結ベースの指標が投資家にとってどの程度有益な情報になるか不明確であることから、引用元であるDWG報告に記載のとおり、「投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべきであるが、最低限、提出会社及び連結会社において、女性活躍推進法、育児・介護休業法に基づく公表を行っている企業は有価証券報告書においても開示することとすべきであるとされた。」と正確に引用すべきである。</p>	
51	<p>女性活躍推進法の「一般事業主」に該当する連結子会社全部を開示対象にするのであれば、有価証券報告書への記載を求めのではなく、詳細な公表を行っている提出会社のWEBサイトのアドレス等(統合報告書をリンク先とする場合はそのページ数なども含む)の開示とすることも考えられるが、そのような方法は採り得るか。</p>	<p>女性管理職比率等については、女性活躍推進法等により個社の数値が求められていることから個社としてのデータも有用であるとの意見があることや、投資家に対して情報の一覧性を確保する観点を踏まえ、企業のウェブサイト等を参照するのではなく、有価証券報告書等に記載することとしております。</p>
52	<p>有価証券報告書等の「従業員の状況」における連結子会社の男女間賃金格差等の記載について、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」の該当ページのリンクを掲載する方法で問題ないか。</p>	<p>なお、有価証券報告書等の「従業員の状況」欄には、企業の判断により、主要な連結子会社のみに係る女性管理職比率等を記載し、それ以外の連結子会社に係る女性管理職比率等は有価証券報告書等の「その他の参考情報」に記載することが可能であることを、開示府令において明確化しました。</p>
53	<p>女性活躍推進法等に基づき、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の公表が求められる全社について、個別に親会社の有価証券報告書で開示をすることには、子会社が多い場合は多大な労力を要するため、子会社の情報は各社又は自社のウェブを参照とすることが認められることも必要だと考える。</p>	
54	<p>有価証券報告書においては、「関係会社の状況」において「重要性の乏しい会社」については、その社数しか開示しておらず、社名をはじめとした個社の内容は記載していないことを踏まえ、「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」及び「労働者の男女の賃金の差異」の記載についても同様に、「重要性の乏しい会社」については開示不要とし、「重要性のある連結子会社」に限ることが合理的と考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、記載対象となり得る全ての連結子会社の数値を個々に記載する必要はなく、「重要性のある連結子会社」を記載対象とする取</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	扱いで問題ないか。	
55	2022年11月8日男女共同参画会議計画実行・監視専門調査会(第18回)の金融庁説明資料5頁に、「従業員の状況」において記載しきれない場合は、主要な連結子会社のみを「従業員の状況」に記載し、それ以外を有価証券報告書の「その他の参考情報」に記載することも可能」との記載があるが、そのような取扱いに係る規定が今後設けられるのか。	
56	提出会社及びその連結子会社それぞれにおける「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の開示が求められる(ただし、女性活躍推進法等の規定による公表をしていない場合には開示不要)点において、開示対象を提出会社のみとする(連結子会社を非開示とする)ことも可能としていただきたい。この理由は、女性活躍推進法への対応に関して、連結子会社ごとに開示有無や開示項目にばらつき(労働者301名以上の会社において「男女間賃金格差」のみが開示必須である等)が当然に想定される中で、有価証券報告書で連結子会社まで開示を義務化し、連結子会社のデータを列記することは投資家に対する有益な情報提供になると思えず、むしろ、混乱やミスリードを招く懸念があるためである。	女性管理職比率等については、DWG報告において、投資家の投資判断にとって有用な連結ベースの開示に努めるべきと提言されており、投資家からは、提出会社のみならず、連結子会社を含む情報が望まれております。また、女性活躍推進法等により個社の数値が求められていることから個社としてのデータも有用であるとの意見があることや、企業負担等を踏まえ、有価証券報告書では、最低限、提出会社及び連結子会社のうち、女性活躍推進法等の公表義務の対象となっている企業について記載を求めることとしております。
57	人的資本、多様性に関する指標の開示について、本開示府令案では、「提出会社及びその連結子会社それぞれ」について開示することを求める一方、開示原則においては連結ベースでの開示に努めるべきとされている。この点、多くの子会社を持つ企業においては、該当する連結子会社の情報を多数並べて開示することの有用性が乏しい反面、全ての連結子会社から情報を収集して連結ベースで開示することも困難(一部の会社は女性活躍推進法等の規定による公表義務がないため)な状況であることを踏まえ、企業側の判断で、例えば、提出会社と一部の子会社の数値を合算した数値を開示することや、セグメント別に集計して開示することなどは、適切な開示方針の説明がある限り認められるという理解でよいか。	
58	開示ガイドライン5-16-5においては、「(30-2)	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ただし書きに規定する『記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合』には、例えば、同様式(30-2)c(b)に規定する『当該指標を用いた目標及び実績』として、同様式(29)に規定する(中略)「従業員の状況」において記載している場合が含まれることに留意する」とされており、項目「(29)」と関係性が説明されている。</p> <p>項目「(29)」において、記載対象となり得る全ての連結子会社の数値を個々に記載する必要はなく、「重要性のある連結子会社」を記載対象とする取扱いで問題ない場合には、本項目においても、提出会社及び「重要性のある連結子会社」について、項目「(29)」で求められる内容を記載すれば問題ないと理解してよいか。</p> <p>なお、この場合において、必ずしも連結ベースでの開示でなくてもよいと理解してよいか。</p>	
59	<p>「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」及び「労働者の男女の賃金の差異」に関し、セグメントに関連付けた記載は必要ないと理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
60	<p>女性活躍推進法等に基づき、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」、「男女間賃金格差」を公表している会社及びその連結子会社に対して、これらの指標を有価証券報告書等においても記載を求めることとしているが、女性活躍推進法等の「等」とは具体的に何を指しているのか。</p>	<p>ご指摘の「等」には、育児・介護休業法が該当します。「男性の育児休業取得率」については、女性活躍推進法のほか、育児・介護休業法においても、常時雇用する労働者の数が一定数を超える事業主に公表が義務付けられており、有価証券報告書における開示は、育児・介護休業法に基づく公表を行っている企業も対象となります。</p>
61	<p>管理職に占める女性の割合、男性の育児休業取得率及び男女間の賃金格差を含む、男女平等を促進するための開示を求める提案を支持する。</p> <p>このほか、男性従業員の数のうち何人が子どもを持ち、何人が育児休暇を取得しているか、また女性従業員の比較可能な数値についての詳細な情報開示が歓迎される。</p> <p>また、管理職に占める女性の割合については、女性に対する権限付与の促進や女性の上級管理職の確保等の観点から、上級管理職における女性比率の開示を求めることを強く推奨する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
62	<p>人的資本、多様性に関する開示に係る改正案</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>について、金融庁は、女性活躍推進法に係る報告を行っていない企業に対し、その理由の説明、提供するデータの対象範囲に関する文脈情報の義務付け、国内外別データの開示の義務付けを行うべきである。</p>	
63	<p>過去、有価証券報告書において男女別給与が開示項目とされており、「単体情報」から「連結情報」に転換する中で「単体情報」を可能な範囲で簡素化する観点から廃止されたことを鑑みると、「男女間賃金差」は企業規模に関わらず開示すべきである。</p> <p>さらに、従来は規定されていない多様性に関する以下の事項についても開示を求めていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業規模に関わらず、男女別給与に有意差が認められる場合には、「男女間賃金差」に関する説明責任が生じることと、男女間賃金差を埋めるための施策等の取組 ・企業に所属する障害者割合 ・同一賃金同一労働に係る法律に基づく、労働契約別の従業員の給与(最低、平均、最高、分散)、労働契約別の従業員の受けられる福利厚生との差 ・平均残業時間 ・育児及び介護有給の取得率 ・健康診断及び追加検査の受診率、直接雇用外の従業員に対する健康管理等の取組 	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、女性管理職比率等については、企業負担等の観点から、他の法律の枠組みに従って開示を求めています。女性活躍推進法等の枠組みで公表を行っていない企業についても、女性管理職比率等を有価証券報告書において開示することが望ましいと考えられます。</p>
64	<p>現在提示されている人的資本系の開示について、次年度以降は前年度の数値も併記すべきと考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
65	<p>女性管理職比率、男性の育児休業取得率及び男女間賃金格差を有価証券報告書等においても記載を求める件については、情報開示を「ナッジ」として男女格差改善の政策ツールとする案の一つであり、低い政策コストで高い政策効果をもたらす得る政策として歓迎する。「制度設計のナッジとしてのアカウントティング・ディスクロージャー」については学術的な知見が蓄積されつつあるので、学術との積極的な協働をお願いしたい。</p> <p>ただし、情報開示の原理原則及び政策策定の原理原則を丁寧に組み合わせることにより、更に良い政策を策定することが出来るものと考え</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、女性活躍推進法の枠組みにおいて、男女間賃金差異についての的確に理解されるよう、任意で、より詳細な情報や補足的な情報を記載することも可能とされているため、有価証券届出書においても、同様の記載が可能であることを開示ガイドライン5-16-3において明確化しております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>る。例えば、情報開示をすることにより開示者に利点があるような制度を構築することが大切である。例えば、この情報をもとにして「優秀」と判断される組織にはより優れた人材が集まったり、人材確保コストが下がる(逆に、「劣悪」と判断される組織には人材が集まらなかったり、人材確保コストが上がる)などの制度設計を進めるべきである。</p> <p>この過程における、「優秀(或いは劣悪)」の判断に際しては、一時点での判断よりは、変化(改善)をベースにした基準を用いるべきである。例えば、3年から5年の改善(或いは改悪)が大切であり、こうした複数年の変化が明瞭となるような情報開示が求められる。これにより、現時点では「劣悪」との判断を下される組織も「優秀」であるとの判断を受け得るのであり、情報開示の原理原則と政策策定の原理原則を充足し、効果・効率的な政策を実装できると考える。</p> <p>ただし、そうした工夫や努力をもってしても、不当に「劣悪」との判断を受ける組織もあり得、不測の損害を被り得ることから、定性的な説明の余地を条項として整備すべきである。</p> <p>また、本制度が、逆機能(男女格差の固定化や改悪)を発揮する可能性も想定される。例えば、男女格差が大きかったり、改善されない状況が上場企業の大多数で確認されると、横並び意識から現状維持が間接的に正当化され、格差の改善が望めない可能性があるが、そうした逆機能を想定した制度設計が必要とされるにもかかわらず、現在、そうした手当てが感じられない。制度設計上の「キャンセルビリティ」も含め、最新の学術の成果も生かしつつ、効果・効率的な制度の設計及び実装に臨みたい。</p>	
▼サステナビリティに関する考え方及び取組		
66	<p>今回改正案は、基本的に、DWG報告に即した内容であると考えており、開示内容に大きな異論はない。</p> <p>一方で、3月期決算企業においては、適用時期が2023年3月期の有価証券報告書(現在の進行年度からの適用)とされており、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示を中心に、準備期間の不足を懸念する企業は多い。今回の改正の適用時期を2023年3月期の有価証券</p>	<p>我が国において、サステナビリティに関する取組みは、企業経営の中心的な課題となるとともに、それらの取組みに対する投資家の関心も高まっていることや、国際的にもサステナビリティに関する開示基準の検討が進み、今後、我が国においても開示基準が策定されることを見据え、2023年3月期の有価証券報告書からサステナビリティ情報に関する開示などを求めることとしました。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	報告書とした理由については、よく説明していただきたい。	今回の改正では、細かな記載事項は規定せず、各企業の現在の取組状況に応じて柔軟に記載できるような枠組みとしております。
67	<p>2023年3月期以後の事業年度に係る有価証券報告書等が適用対象とされているものの、追加的に想定される開示の量や質と比較して準備期間が短い。また、今後、サステナビリティ開示に関する基準設定が進むことが想定される一方で、戦略や指標・目標の開示のように、グローバル投資家を含む情報利用者が期待するレベルの開示を実現する上での実務的課題も多く、先進的な取組を幅広く共有しつつ、段階的に開示の充実を進めていくことが期待される。</p> <p>こうした観点から、本開示府令改正案の確定に当たっては、サステナビリティ開示に関する開示情報の量や質が段階的に拡充することが期待される旨について強調することを検討いただきたい。</p>	<p>例えば、2021年6月に施行された改訂コーポレートガバナンス・コードにより、プライム市場上場企業に対する気候変動対応に関する開示や、人材育成方針や社内環境整備方針の開示がスタートしており、企業の取組状況に応じて、これらの内容を有価証券報告書において記載することが考えられます。</p> <p>また、女性管理職比率等の指標については、女性活躍推進法等に基づき公表されるものを2023年3月期から有価証券報告書においても開示対象とするもので、有価証券報告書のために新たに集計が必要となる数値ではありません。</p> <p>このように各企業の取組状況に応じて、まずは2023年3月期の有価証券報告書から開示をスタートいただき、その後、投資家との対話を踏まえ、自社のサステナビリティに関する取組の進展とともに、有価証券報告書の開示を充実させていくことが考えられます。</p>
68	サステナビリティ情報の開示について、2023年3月31日以降に終了する事業年度からの強制適用は厳しく、投資家の判断に資する情報の提供という点からは、少なくとも適用までには1年以上の十分な期間が必要である。	
69	<p>上場企業としてサステナビリティに関する情報開示が喫緊の重要課題と認識するものの、サステナビリティ情報は、単に内閣府令に示された開示にとどまらず、有価証券報告書に記載されたほぼ全ての定性的情報と強く関連するものになることから、短期間で対応しようとした場合、著しくその内容に整合性を欠くものとなって、投資者に対し却って誤った認識を与える、或いは不正確なものとなりかねない。また、現実問題として、資源・物価高騰による業績へのマイナス影響が深刻な中、短期間でこれに対応するためには、外部専門家の助力を得るしかなく、それがコスト負担になり、さらなる業績の悪化へ導くことが考えられる。</p> <p>したがって、スタンダード市場に上場する企業においては、適用時期が2023年3月31日以降に終了する事業年度になることは早すぎるのではないかと。2023年については早期適用が可能とし、2024年からの強制適用を目指すべきである。</p>	
70	気候変動に対する各企業のシナリオ分析に関	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>しては、千差万別であるが、企業の事業形態や規模により、大きく収益に影響する事からスモール的な流れで、数年かけて、年度単位でステップアップを目指すことの方が結果的に社会への理解に繋がると考える。また、気候変動に加えて「人的資本の多様性」の開示が求められる場合、更なる資本の投入が増大となるため、適用時期については、例えば、プライム市場から先行して義務化を行いスタンダード市場には段階的に適用するなど、対応期間を十分に確保できるようにすることが望ましい。</p>	
71	<p>本改正案については、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等を提出する全ての企業に適用されると理解しているが、2021年10月1日に開催されたDWGにおいては、サステナビリティ開示の充実の観点から段階的な対応も必要という趣旨の意見もあったと理解しており、段階的な適用も検討いただきたい。</p>	
72	<p>有価証券報告書提出会社側からの反対意見はあるものと思うが、2023年3月31日以後に終了する事業年度からの適用をお願いしたい。適用が容易な開示基準で日本が先行することで国際的なサステナビリティ基準の策定に影響を与えることができる可能性があり、産業界には、反対ありきではなく、如何に機会を活かすかを検討していただきたい。</p>	
73	<p>サステナビリティ情報の「記載欄」の新設について</p> <p>(1)非上場企業は企業規模等様々であり、小規模の企業にとってはかなりの負担※を強いることとなるので、有価証券報告書提出企業に一律に開示強制するのではなく、「(58)株式の保有状況」等のように、「上場会社等」に限定すべきではないか。</p> <p>例えば、有価証券報告書提出企業には再生手続等に基づき会員権を株券化した小規模のゴルフ場などが多数含まれるが、こうした非上場の小規模企業について重い負担強いる一方で、本開示を強制する有用性は乏しく、コスト・ベネフィットに見合わないのではないかと考えられるためです。</p> <p>※小規模の非上場企業では、有価証券報告</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>書外の任意開示書類の参照も不能であることから(サステナビリティ報告書、統合報告書、CSR報告等を発行していることは極めて稀であるため)、上場企業よりも負担が大きいことも考えられる。</p> <p>(2)段階適用すべき</p> <p>たとえ(1)のとおり、上場企業に限定しない場合でも、欧州・米国等と同様に非上場企業の規模等に応じて、何らか段階適用して十分な準備期間を設け、中小規模企業の負担を軽減すべきではないか。</p>	
74	<p>サステナビリティの開示については、将来情報の記載も多くなる可能性があり、また予測が困難な情報も含まれる中で、企業に対して過度な負担を課すことは望ましくなく、必要な記載内容をより明確にされたい。特に規模の小さい企業にとっての負担感が大きいことから、証券市場の区分に応じた開示とするなど、企業の規模に応じた形での開示とすることを検討されたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
75	<p>近年、グローバルに導入が検討されているサステナビリティ情報を有価証券報告書に開示することが制度化されることに強く賛同する。特に気候変動情報は気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)において、監査済み財務諸表とともに開示することが求められており、有価証券報告書に専用のセクションが設けられることは非常に有意義と言える。</p>	<p>本改正をご支持いただきありがとうございます。</p>
76	<p>私達は、金融庁が日本市場におけるサステナビリティ関連情報の質の向上に取り組んでいることを、称賛をもって受け止めている。今回の取り組みは、日本が投資家に資するサステナビリティ情報の開示において世界をリードするための新たな一歩であり、歓迎すべきものであると考えている。</p> <p>原則として、法定開示書類でサステナビリティ情報の開示を求めることを支持する。これは、開示される情報だけでなく、サステナビリティ情報の全体的な水準と正当性を向上させるという点で多くの利点があるため。</p> <p>有価証券報告書に新たにサステナビリティセクションが設定されること自体が、前向きな第一歩であると認識している。この新しいセクション</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>の導入に留まらず、金融庁には今後進化するベストプラクティスや、全てのステークホルダーの利益を反映すべく、このセクションの内容を継続的に改善していくことを期待する。</p>	
77	<p>ESG情報開示の重要性が高まっていることから、有価証券報告書にサステナビリティに関するセクションを追加し、TCFDモデルを軸とした開示を行うことに賛同する。</p> <p>これは、ISSBのグローバル基準が公表される前の適切な出発点であり、日本市場が基準が公表された際に迅速に採用できるようにするための土台となると考えている。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
78	<p>有価証券報告書等の提出対象となる全ての企業が、「ガバナンス」及び「リスク管理」のセクションで、持続可能性の課題に関する方針と施策を開示することを歓迎する。</p> <p>また、開示府令案では、企業に「戦略」と「指標と目標」で「重要」と考える持続可能性の課題を開示するよう求めており、これは、ISSB及びTCFDによって作成されたグローバルなサステナビリティ基準のドラフトによって提供されるフレームワークと整合していると考えられる。</p> <p>加えて、企業が特定の持続可能性の問題を自社にとって「重要」とみなしていない理由を開示することを推奨していることも歓迎する。</p>	<p>本改正をご支持いただきありがとうございます。</p>
79	<p>「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示は、特定の開示基準に基づいた具体的かつ網羅的な開示を求めているのではなく、現在の各企業のサステナビリティに関する取組みの要点を、可能な範囲で開示することが趣旨であると考えている（具体的な基準に基づくサステナビリティ開示は、将来的に、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での基準開発がなされた後に、求められる）が、そのような理解でよいか。</p> <p>加えて、こうした開示の趣旨を含めて、企業の準備が間に合わなくなることはないよう、今回の改正内容の徹底した周知を求めたい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>サステナビリティ情報の開示については、改正開示府令に規定のあるとおり、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの構成要素に従った開示をすることが求められていますが、現時点においては我が国における開示基準は定められていないところ、各企業の取組状況に応じて記載していくことが考えられます。</p>
80	<p>本開示府令案は、DWG報告の内容を踏まえたものであり、サステナビリティ情報の開示拡充を巡る国際的な動向とも整合的であるとする。一方で、国際的にも開示基準の整備は過渡期にあり、国内でもSSBJによる開示基準の開発がこれ</p>	<p>サステナビリティ情報の開示については、改正開示府令に規定のあるとおり、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの構成要素に従った開示をすることが求められていますが、現時点においては我が国における</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>から本格的に進んでいくことを踏まえると、令和5年3月31日に終了する事業年度(当年度)における本開示府令案に基づく開示は過渡期における対応となる。この点を考慮すると、当年度は実務上対応可能な範囲で開示を行い、翌年度以降に開示を拡充させたとしても、当年度の開示について誤った情報でない限りにおいては遡って虚偽記載等の責任が問われないか否かについて、考え方を示すことが必要と考える。</p>	<p>開示基準は定められていないところ、各企業の取組状況に応じて記載していくことが考えられます。</p> <p>なお、当年度の有価証券報告書について、開示府令が求める開示事項を開示している場合には、翌年度以降、企業においてその開示内容を拡充したとしても、当年度の有価証券報告書について虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられます。</p>
81	<p>第二号様式記載上の注意(30-2)においては、「記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には(中略)記載を省略することができる」とされている一方、開示ガイドライン5-16-4においては、「当該事項を補完する詳細な情報について、提出会社が任意に公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる」とされている。</p> <p>同記載上の注意(30-2)においても、「提出会社が任意に公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる」ことを明記いただきたい。</p>	<p>ご指摘の記載上の注意は、有価証券届出書内の他の箇所を参照する場合の規定であり、開示ガイドライン5-16-4は、投資者が真に必要とする情報について届出書に記載した上で、詳細情報について他の公表書類を参照する場合の規定です。「サステナビリティに関する考え方及び取組」における将来情報の記載に当たっては、開示ガイドライン5-16-4をご参照いただけます。</p>
82	<p>有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」(将来に関する事項以外の事項)は、提出日現在のものを書くのか記載時点を明確にしていきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、有価証券報告書においては、事業年度末(有価証券届出書においては、最近日現在)における「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載すべきである旨を明確化しました。</p>
83	<p>サステナビリティの記載について、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」に区分して記載すべきとしているが、金融庁の「記述情報の開示の好事例集」においても、気候変動以外のテーマについては、4つの柱への明確な区分を実施している開示企業は少ない。また、ISSBの基準案(S1)においては、気候関連以外の項目についても上記の区分を提案しているものの、基準案の結論の根拠(BC43項)においては、サステナビリティ情報を「何らかの具体的な順序又は規定された様式で報告しなければならない旨を示す意図はない」としている。サステナビリティに関する開示を進めるためにも、気候関連以外のテーマについては、現時点では、4つの柱の区分に明確に基づいていなくても、4つの柱の趣旨を踏まえた開示がなされていれば、柔</p>	<p>改正開示府令に規定するとおり、「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」「指標及び目標」の4つの構成要素に基づく開示が必要ですが、具体的な記載方法については詳細に規定しておらず、現時点では、構成要素それぞれの項目立てをせず、一体として記載することも考えられます。ただし、記載に当たっては、投資家が理解しやすいよう、4つの構成要素のどれについての記載なのかがわかるようにすることも有用だと考えられます。</p> <p>また、今後、国際的に、開示のプラクティスが進展していく過程で、開示の仕方に変化が生じる可能性はある点に留意する必要があります。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、開示原則を修正しました。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>軟な開示も許容されることを、明確にしていきたい。</p> <p>また、人的資本の開示については、気候変動に関するTCFD開示とは異なり、現時点では、4つの柱を明確に区分して開示することが定着していない。「人材育成方針」及び「社内環境整備方針」、並びにそれらに関する指標については、「戦略」と「指標と目標」という形で明確に区分した開示ではなく、両方の要素を踏まえていれば、柔軟性のある開示も許容されることを明確にしていきたい。</p>	
84	<p>「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの構成要素の記載は、各構成要素を項目建てして記載するのか、それとも、別々に項目建てせずにまとめて一体的に記載することもできるのか。</p>	
85	<p>記載上の注意(30-2)cにおいて、「戦略において記載する」「指標及び目標において記載する」とあるが、「サステナビリティに関する考え方及び取組」における記載方法として、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの項目区分を明確に設けて開示することが義務付けられるということか。</p>	
86	<p>開示原則の改訂案では、「企業が、業態や経営環境等を踏まえ、重要であると判断した具体的なサステナビリティ情報について、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきである。」とあり、4要素の「枠」ごとに区分された開示を想定しているように読める。</p> <p>ここでの4要素はISSB基準公開草案がTCFD提言の開示要素を基礎として、サステナビリティ関連財務情報のコア・コンテンツという形で提示したものであるが、ISSB基準S1公開草案の結論の背景(BC43)に記載があるように、各コンテンツ別の開示を要求するものではない。</p> <p>加えて、ISSB基準S1公開草案はサステナビリティ関連情報を、つながりのある(結合性の確保された)形で開示することを求めており、コア・コンテンツの枠ごとの開示が、結合性を阻害する要因となるおそれがある。具体的な開示の在り方は、少なくとも現時点では、企業が個々の実態</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>に応じて、任意に決定するアプローチにすることが企業開示の改善を促進する上で有用と考えられ、こうした観点を踏まえた開示原則における指針の検討をお願いしたい。</p>	
87	<p>「ガバナンス」及び「リスク管理」については、必須記載事項とされているが、双方重なる部分もあると考える。また、TCFD上の規定自体が不明確であり、有価証券報告書という法的拘束力を持つ資料でどの程度まで「ガバナンス」と「リスク管理」とを分離すればよいのか判断が難しい。「ガバナンスとリスク管理をまとめる手法でもよい」などわが国としての考え方を示されることが望ましい。</p>	
88	<p>「戦略」「指標及び目標」は、重要なものについて開示する提案となっているが、重要性の判断基準は、各社毎の判断でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、重要性については、各社において、「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて判断いただくこととなります。</p>
89	<p>「戦略」「指標及び目標」は「重要なもの」について開示するものとされているが、「重要性」の判断基準が曖昧なままであると当局の判断次第で開示内容が不十分とされかねない。より詳細な開示基準の提示を要望する。</p>	<p>重要性の判断にあたっては、開示原則2-2において、「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる。」としており、その重要性は「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい。」としていることを参考にすることが考えられます。</p>
90	<p>企業の重要性の判断に関するガイドライン等の提示や国内外の好事例の集約・提示を検討いただきたい。</p>	<p>なお、開示原則において、「サステナビリティ情報については、現在、国内外において、開示の基準策定やその活用の動きが急速に進んでいる状況であることから、サステナビリティ情報の開示における「重要性(マテリアリティ)」の考え方を含めて、今後、国内外の動向も踏まえつつ、本原則の改訂を行うことが考えられる。」としているとおり、今後の国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)基準の最終化や、我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)において策定されるISSB基準と統合的な国内基準の内容も踏まえ、開示原則の改訂も検討いたします。</p>
91	<p>「戦略」「指標及び目標」は「重要なもの」について開示するものとされているが判断基準について明示されていない。企業にとって「財務上重要な影響のあるもの」と特定してはどうか。</p>	
92	<p>戦略及び指標・目標について、「重要なものについて、記載すること」とした開示府令改正案上の要請については、ISSBにおける開示要請との整合性も取れていると考える。一方で、重要性は、サステナビリティ情報全体に一貫して適用されるべきものであり、戦略及び指標・目標に限定して適用される原則と誤解される懸念もある。また、有価証券報告書の開示全体に適用される重要性原則と、サステナビリティ情報(及び、このうちの戦略及び指標・目標に関する情報)に適用される重要性原則に一貫性が担保されるとともに、その関係性について、開示情報の作成者及び利用者において、共通的な理解を得ることが極めて重要であると考えている。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>今回の開示府令改正案の公表文では、サステナビリティ情報の開示における「重要性(マテリアリティ)」の考え方を含めて、開示原則の改訂を行うことが考えられると説明されており、この方針を支持する。有価証券報告書及びサステナビリティ情報開示に適用されるべき重要性についての検討を進め、できるだけ速やかにその方針が明らかにされることを望む。</p>	
93	<p>「サステナビリティに関する考え方及び取組の状況」の記載欄において、「戦略」及び「指標及び目標」は「重要なもの」について開示するとされているが、「重要」か否か(重要性)は、その事柄が企業価値や業績等に与える影響度(開示原則3頁)から判断することによいか。そのほか、本改正案における重要性の考え方の指針とすべきものはあるか。</p>	
94	<p>戦略並びに指標及び目標については、「重要なものについて、記載すること」とされていますが、サステナビリティ情報の重要性の考え方が明確化されるまでは、開示原則における重要性の考え方に基いて判断することになるか否かについて明確化することをご検討いただきたい。</p>	
95	<p>開示原則において、「サステナビリティ情報については、現在、国内外において、開示の基準策定やその活用の動きが急速に進んでいる状況であることから、サステナビリティ情報の開示における「重要性(マテリアリティ)」の考え方を含めて、今後、国内外の動向も踏まえつつ、本原則の改訂を行うこと」を予定しているとのことであるが、2023年3月期からの開示に向けて、企業が対応に支障をきたすことのないよう、重要性の考え方の基準を明示するとともに、できる限り早期に改訂案を提示されたい。</p>	
96	<p>サステナビリティ情報の開示における重要性の考え方を含めて、国内外の動向を踏まえて開示原則の改訂を検討する旨が示されているが、本開示府令案の適用に間に合うように改訂が行われる予定か、明確化されたい。仮に間に合わない場合には、別途、重要性の考え方に関する実務上の指針が何らかの形で示されることが必要と考える。</p>	
97	<p>今回、サステナビリティ情報等の開示における</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>「重要性(マテリアリティ)」の考え方を含めた改訂が検討されているが、サステナビリティ情報等の開示基準やフレームワーク間の整合性を高めるために、時間の経過とともに企業価値に影響を与え、財務諸表にも取り込まれるものであると考える「ダイナミックマテリアリティ」の理解を前提とした上で、投資家を対象とする企業価値に焦点を当てたサステナビリティ報告基準のベースラインをサステナビリティ基準設定主体が提供し、その上に各国が政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加するアプローチである「ビルディングブロックアプローチ」の方法を採用するべきである。そのために、以下の事項を明記してはどうか。</p> <p>(1)サステナビリティ情報等の開示における「重要性(マテリアリティ)」については、「ダイナミックマテリアリティ」の理解を前提とすることが望ましい点</p> <p>(2)上記理解を前提として、サステナビリティ情報等の開示における「重要性(マテリアリティ)」については、「ビルディングブロックアプローチ」を採用することが望ましい点</p>	
98	<p>開示原則において、「戦略」と「指標及び目標」は、企業において重要性を判断して開示することが求められている。」とあるが、「戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載すること」と同一の意味か。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
99	<p>「戦略」と「指標及び目標」について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合は、「当該判断やその根拠の開示を行うことが期待される」とされているが、「当該判断やその根拠」として、具体的にどのような開示を想定しているのか。</p>	<p>「戦略」と「指標及び目標」について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合における当該判断やその根拠は、必ず開示しなければならない事項ではありません。その上で、投資家に有用な情報を提供する観点から、例えば、各企業がその事業環境や事業内容を踏まえて、どのような検討を行い、重要性がないと判断するに至ったのか、その検討過程や結論を具体的に記載していただくことが考えられます。</p>
100	<p>「戦略」、「指標及び目標」について、重要性を判断した上で記載しないとした場合は、「当該判断やその根拠の開示を行うことが期待される」旨の規定があるが、具体的にどのような開示を想定しているのか分かり辛いので、開示の好事例等を示していただきたい。</p>	
101	<p>有価証券報告書に、「サステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」については、必須記載事項</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 サステナビリティ記載欄において開示する内容については、DWG報告において、</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>とし、「戦略」及び「指標及び目標」については、重要性に応じて記載を求めるとしてあります。この記載では、サステナビリティ経営において何を重要と考えるかを企業の判断に任せ、自主性を尊重する趣旨とも把握できるが、他方、既に多数の企業が、サステナビリティ基本方針を設定し、サステナビリティ経営を推進していること、及び、主に海外機関投資家からサステナビリティ開示に関する一層の開示充実が求められている現状を鑑みると、4つのフレームワークの開示方法に格差をつけることは、かえって投資家からマイナスの印象を喚起する懸念があると考えます。従って、4つのフレームワークに関して全て必須の開示とすべきである。</p>	<p>「国内外のサステナビリティ開示で広く利用されているTCFDのフレームワーク、ISSBの公開草案では、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素に基づく開示となっており、国際的な比較可能性の観点から、我が国においても同様の枠組みで開示することが適切と考えられます。</p> <p>また、有価証券報告書提出会社は4,000社超存在する中、制度面の対応を進める際には、企業の業態や経営環境が異なることを踏まえるとともに、企業負担にも十分に配慮することが重要である。」とされました。</p> <p>開示府令でも、DWG報告を踏まえ、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から「ガバナンス」と「リスク管理」は、全企業が開示とし、「戦略」と「指標及び目標」については、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示することを求めています。</p> <p>なお、開示原則において、「戦略」と「指標及び目標」について、重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示が期待される旨を開示原則で示しています。</p>
102	<p>本改正案においては努力目標とされた「戦略」及び「指標及び目標」の記載についても、中期的には記載を義務付ける方向性の検討が必要であると認識している。運用の実務においては、本改正案において開示を義務付ける「ガバナンス」「リスク管理」と同等の水準で、上記「戦略」及び「指標及び目標」の項目も重要であって、各企業の持続可能性、中長期的な財務リスクと機会等を広範囲に総合的に分析する目的を達成する上では、上記の4要素に関する企業側の取り組みや考え方、目標が全て開示される必要があり、一部のみの開示に留まった場合には、会社への理解や分析が部分的になる可能性が否定できない。その結果、当該企業に関する企業分析に過ちが生じ、ミクロにおいて適正な企業価値評価が行われぬ場合には、マクロの国富の最大化の観点においても、マイナスとなる可能性を排除できない。したがって、TCFDフレームワークの主な4要素全てについて、早期に開示が義務化されるような方策が望ましいと考える。</p>	<p>「国内外のサステナビリティ開示で広く利用されているTCFDのフレームワーク、ISSBの公開草案では、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素に基づく開示となっており、国際的な比較可能性の観点から、我が国においても同様の枠組みで開示することが適切と考えられます。</p> <p>また、有価証券報告書提出会社は4,000社超存在する中、制度面の対応を進める際には、企業の業態や経営環境が異なることを踏まえるとともに、企業負担にも十分に配慮することが重要である。」とされました。</p> <p>開示府令でも、DWG報告を踏まえ、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から「ガバナンス」と「リスク管理」は、全企業が開示とし、「戦略」と「指標及び目標」については、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示することを求めています。</p> <p>なお、開示原則において、「戦略」と「指標及び目標」について、重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示が期待される旨を開示原則で示しています。</p>
103	<p>「ガバナンス」及び「リスク管理」については、必須記載事項とし、「戦略」及び「指標及び目標」については、重要性に応じて記載を求めるとしてのことについて、全ての企業にサステナビリティ情報開示を促進するための工夫であり、歓迎する。一方、気候変動については、全ての企業にとって重要性のある課題ということがグローバルで認識されており、「ガバナンス」、「リスク管理」だけでなく、「戦略」、「指標及び目標」につい</p>	<p>「国内外のサステナビリティ開示で広く利用されているTCFDのフレームワーク、ISSBの公開草案では、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素に基づく開示となっており、国際的な比較可能性の観点から、我が国においても同様の枠組みで開示することが適切と考えられます。</p> <p>また、有価証券報告書提出会社は4,000社超存在する中、制度面の対応を進める際には、企業の業態や経営環境が異なることを踏まえるとともに、企業負担にも十分に配慮することが重要である。」とされました。</p> <p>開示府令でも、DWG報告を踏まえ、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から「ガバナンス」と「リスク管理」は、全企業が開示とし、「戦略」と「指標及び目標」については、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示することを求めています。</p> <p>なお、開示原則において、「戦略」と「指標及び目標」について、重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示が期待される旨を開示原則で示しています。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ても全ての企業が開示することを促すべきである。</p>	
104	<p>現在の提案では、最初のステップとしてガバナンスとリスク管理の開示を要求しており、重要性評価に応じて、戦略と指標及び目標のさらなる開示を求めている。企業がそのような重要性評価を実施し、その結論の根拠を開示することが「期待される」と理解しており、それを支持するが、これらの評価は明らかに要求されるべきであると考ええる。</p> <p>加えて、この文脈において「重要」がどのように定義されているかについての明確化を期待し、企業が「重要」と考えるものが投資家が「重要」と考えるものと一致しない可能性があることに留意する。また、企業がこれらの重要性評価をどのように実施するかについてのガイダンスは、結果が意味のあるものとなるために必要である。</p> <p>最後に、企業のより広範な長期的なサステナビリティに係る戦略と指標及び目標は、現時点で重要と考えられる問題のみに基づいているとは限らない。そのため、マテリアリティを考慮するだけでなく、戦略と指標及び目標の開示を義務付けることを提案する。</p>	
105	<p>人的資本報告、気候関連報告、その他全ての「重要/マテリアルな」サステナビリティ課題に対して、一般要求事項の4つの柱（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」）を全て義務化することを検討すべきである。</p> <p>また、「重要/重要性」、「マテリアル/マテリアリティ」の意味を説明し、4つの柱が全ての重要/マテリアルなサステナビリティ課題に適用されることを説明すべきである。</p> <p>4つの柱が意味するところをより明確にし、定義付けるべきである。</p> <p>全ての企業に対し、Scope1、Scope2、及び重要/マテリアルな場合は、Scope3のGHG排出量データの報告を義務付けるべきである。</p>	
106	<p>サステナビリティ情報の例について、「例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含</p>	<p>開示が求められるサステナビリティ情報については、開示原則において示された全ての項目を記載する必要はなく、各企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	まれ得ると考えられる」と記載されているが、これらのテーマ全てをカバーする必要はなく、各企業で重要性を判断してテーマを選択し開示する、もしくはテーマ選択せずサステナビリティ情報を包含的に開示することで問題ないか。	まえ、サステナビリティ情報の重要性を判断することが求められており、この観点から「ガバナンス」と「リスク管理」は全ての企業に開示が求められます。
107	開示原則では、サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得るとあるが、どの項目を、4つの枠組みのうちどの枠組みに振り分けるのか。また、従来との記載箇所との棲み分け・整理をどうするかについては企業の裁量によるものか、何らかの推奨される基準等に沿うことが望ましいのか。	
108	サステナビリティ情報として、「例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する情報が含まれ得る」と記載されているが、これら全てのテーマが開示対象となるのではなく、各企業が重要性を判断してテーマを選定して開示することでよいか。	ご理解のとおりです。
109	開示原則において、サステナビリティ情報の範囲は、「例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得ると考えられる。」と記載されているが、ここにいう「環境」に気候変動が含まれるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
110	開示原則において、「企業が、業態や経営環境等を踏まえ、重要であると判断した具体的なサステナビリティ情報について、『ガバナンス』、『戦略』、『リスク管理』、『指標及び目標』の枠で開示することとすべきである」とされており、環境や気候変動に関する個別の公表については、企業の重要性の判断に依拠すると理解してよいか。	ご理解のとおりです。
111	サステナビリティ情報に関して、その重要性を判断する枠組みを開示するために、サステナビリティ一般についての「ガバナンス」と「リスク管理」の記載が必要となるのか。	ご理解のとおりです。
112	「サステナビリティ関連のリスク及び機会」につ	ご理解のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>いて、何をもって「サステナビリティ関連」とするのかについては、各社各様の考え方があり、定まった定義がない。この点は、自社の考えるサステナビリティ関連についての記載をすればよく、各社の業種、ビジネスモデルによる差異は当然に許容されるという理解でよいか。</p> <p>サステナビリティ関連といった場合に、気候変動の他、人権、自然資本への対応等の課題が考えられるが、業種、ビジネスモデルによりその取り組みの進捗には違いがあり、ガバナンスやリスク管理についても体制整備状況には差があることから、何をサステナビリティ関連として開示すべきかは各社の判断でよいか。</p>	
113	<p>本改正案では、気候変動関連の情報にはどこにも言及がないが、これは、気候変動関連に関しては、提出会社の判断によって何ら開示しないことがあるとの理解でよいか。それとも、「ガバナンス」と「リスク管理」については、「企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、全ての企業が開示することが求められる」のであるから、気候変動関連に関しても「ガバナンス」と「リスク管理」についての記載が必要となるのか。</p>	<p>「ガバナンス」と「リスク管理」は、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、全ての企業が開示することが求められます。そして、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要と判断したサステナビリティ項目については、「戦略」及び「指標及び目標」の開示も求められます。</p> <p>気候変動関連の情報についても、サステナビリティ情報の一つとして、上記のような枠組みで、その開示の要否が判断されることとなります。</p>
114	<p>記載上の注意(30)aでは、「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には」との記載があることとの整合性から、「指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を…記載すること」について、「指標及び目標がある場合には」等の留保条件を付けていただきたい。</p>	
115	<p>開示原則はDWG報告で提言されたサステナビリティ情報の開示についての期待等を踏まえて、サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取り組みを取りまとめたものと理解しているが、開示原則に記載されている内容には法的拘束力はなく、今後の開示拡充に向けた各企業の取組の参考としての位置付けであるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
116	<p>開示原則について、 ・「重要性/マテリアリティ」、「サステナビリティ</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>イ」、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの柱など、ガイダンスで使用している主要な用語の定義をより明確化すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Scope3のGHG排出量が重要/マテリアルな場合にその開示を求め、企業がScope1、Scope2、Scope3のGHG排出量をどのように報告すべきかについて、詳細なガイダンスを提供すべきである。また、国際的な整合性を保つため、GHGプロトコルを用いて計算することを義務付けるべきである。 ・気候変動シナリオを「戦略」の柱のもと報告することを推奨することを検討すべきである ・企業が人的資本管理の現状とアプローチを伝えることを支援するために、より広範な指標に関するガイダンスを提供すべきである。 ・連結グループ及び個別企業のガバナンス、戦略、リスク管理に関する情報開示の義務付けを検討すべきである。 ・報告の範囲として企業の短期・中期・長期のサステナビリティを含むことを明記することを検討すべきである。 	
117	<p>外部基準に沿った開示がされている場合には、どのような技術的ガイダンスが適用されたかを含め、どの基準又は基準の一部に沿った開示がされているかを明記することを企業に求めることを検討すべきである。</p>	<p>開示原則において、「国内における具体的開示内容の策定が行われていないサステナビリティ情報の記載に当たって、例えば、国際的に確立された開示の枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)又はそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載することが考えられる」旨を明確化しています。</p>
118	<p>経団連による政策提言「インパクト指標を活用し、パーパス起点の対話を促進する」を何らかの形で検討すべきである。測定可能なKPIの明確化という点には、大変共感を覚える。新しいサステナビリティセクションの内容に関するガイダンスに、各企業がパーパスを明確にし、その後の開示をこのパーパスに関連付けるべきである、という経団連の提言を盛り込むことを提案する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
119	<p>グローバルな金融機関では、多くの場合は海外の本社にてグループレベルのTCFD開示を行っているものの、各地域別・事業体別で別途</p>	<p>サステナビリティ情報の記載に当たっては、提出会社を親会社とした連結会社ベースの記載が求められるため、提出会社が外国会社であって</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>TCFD開示を行っている事例は多くはないと考えている。また、各地域別・事業体別でグループ全体と異なる「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」を設定している事例も少ないと考えられるため、有価証券報告書上のTCFD開示も、グループレベルのTCFD開示に依拠することが妥当だと考える。これは、人的資本・多様性の開示においても同様であり、このテーマに関しても、過去数年にわたり海外の本社が中心となってグループベースで対応してきており、過去の継続性を考えると、海外の本社が行うグループベース開示に依拠することが妥当と考える。</p> <p>例えば、本国における上場会社ではなく在日法人が日本における有価証券報告書(第三号様式)を提出する場合や、外国法人が有価証券報告書(第八号様式)を提出しているが、当該外国法人は本国において上場しておらず、その持株会社が上場している場合において、有価証券報告書のサステナビリティ情報の記載については、当該提出会社が属するグループに関する情報を記載することで足りるとすることは可能か。なお、この場合にも、前提として、本国における上場会社(連結ベース)と有価証券提出会社(連結ベース)との間に当該事項に関して大きな差異はない旨の記述や、また、もし特記すべき差異がある場合にはその記載が必要になると考えている。</p>	<p>連結子会社を有する場合には、提出会社たる外国会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースの記載を行うことになります。</p> <p>一方で、提出会社が外国市場に上場する親会社を有する場合、有価証券報告書においては、当該提出会社の投資者に対して当該提出会社に関する情報を提供する観点から、外国市場に上場する親会社グループの開示ではなく、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースで記載することが求められます。</p> <p>ただし、親会社グループの開示内容と提出会社以下の連結会社ベースの開示内容に大きな差異がないと判断した場合には、有価証券報告書において、大きな差異がない旨や差異の内容を記載した上で、親会社グループの開示内容を基に記載することは可能だと考えられます。</p> <p>なお、ISSB基準の公開草案において、サステナビリティ情報については財務情報との結合性が求められているほか、欧州等においても規制のあり方が検討されており、今後、これらの動きを注視していくことが重要です。</p>
120	<p>開示府令案及び開示原則改訂案によると、重要性の判断を前提としつつ、Scope1とScope2のGHG排出量については積極的な開示が期待されていると記されている。多くのグローバル金融機関では、地域別・事業体別にGHG排出を計測・開示せず、グループレベルで計測・開示していると考えられる。そこで、グローバルな金融機関グループについては、本国での上場会社が日本における有価証券報告書提出会社になる場合に限らず、その下の(外国法人である)事業法人や在日法人が有価証券報告書提出会社である場合も含めて、有価証券報告書上のGHG排出の開示に関しても、グループレベルの計測・開示を行うことは可能か。</p>	
121	<p>グローバルな金融機関グループについては、本国での上場会社が日本における有価証券報告書提出会社になる場合に限らず、その下の</p>	<p>有価証券報告書は、提出会社の投資者に対して、当該提出会社に関する情報を提供する観点から、当該提出会社の親会社グループの開</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>(外国法人である)事業法人や在日法人が有価証券報告書提出会社である場合も含めて、グループレベルのTCFD開示に依拠する場合には、重要性の判断もあわせてグループレベルで行うことが整合的だと思われる。そこで、これらのいずれの場合かを問わず、有価証券報告書上の重要性の判断もグループレベルで行うことは可能か。</p>	<p>示ではなく、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースで記載することが求められており、サステナビリティ情報の記載における重要性の判断についても連結会社ベースで行うこととなります。</p> <p>ただし、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースにおける重要性の判断について検討した上で、親会社グループの重要性の判断に依拠することができるかと提出会社が判断した場合には、その旨や根拠を示した上で、親会社グループの重要性の判断を採用することもできると考えられます。</p> <p>なお、ISSB基準の公開草案において、サステナビリティ情報については財務情報との結合性が求められているほか、欧州等においても規制のあり方が検討されており、今後、これらの動きを注視していくことが重要です。</p>
122	<p>外国会社報告書を提出している会社において、本国で年次報告書の他にサステナビリティ報告書を公表している場合、年次報告書に加えて当該サステナビリティ報告書も外国会社報告書として扱うことはできるか。</p> <p>具体的には、今回の改正により開示が求められる情報について、本国の年次報告書に記載はないがサステナビリティ報告書には記載のあるものについては、補足書類(2)に不記載事項として記載すべきなのか。又は、記載事項として補足書類(3)にて当該サステナビリティ報告書の対応箇所を示すべきなのか。なお、後者のような処理は、現行、米国のプロキシースタートメントを外国会社報告書の一部として扱っているプラクティスと矛盾しないため、可能であると考えているかどうか。</p>	<p>外国会社が本国で公表しているサステナビリティ報告書を外国会社報告書として扱うことができるかどうかは、当該サステナビリティ報告書が、外国の法令に基づいて当該外国において公衆縦覧されている等の金商法等の要件に従い、個別に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>なお、当該サステナビリティ報告書が外国会社報告書に該当しない場合には、当該サステナビリティ報告書に記載された内容のうち、有価証券報告書のサステナビリティ情報の記載欄において記載すべき事項は、ご指摘の「不記載事項」として、これを日本語又は英語によって記載したものを外国会社報告書に添付することが求められます。</p>
123	<p>サステナビリティ情報には、温室効果ガス(GHG)排出量のような数値データも含まれ、これらはデータの不備等により過年度修正がなされる場合がある。有価証券報告書に記載した数値データの修正方法(過年度修正の方法)について、有価証券報告書の訂正報告書の提出まで必要となるのか、それとも、各社Webサイトなどでの周知で足りるのか等について明確にすべきである。また、過年度修正の方法については、誤りの程度、情報の重要性の観点から柔軟な対応を許</p>	<p>有価証券報告書におけるサステナビリティ情報についても、他の記載事項と同様、法定の訂正事由(記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要がある場合)に該当する場合には、有価証券報告書の訂正が必要です。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	容すべきである。	
124	<p>有価証券報告書に記載した数値データ(GHG排出量等)に誤りがあった場合の修正要否及び修正方法(過年度修正の方法)について、虚偽記載に関する考え方は開示ガイドラインの中で一定の考え方が示されているが、開示した情報の過年度修正の考え方について明確に示したものは見当たらない。左記記載の通り、数値データについては実態として過年度修正が発生することがあり得るため、有価証券報告書に数値データを掲載した場合の修正の要否について明確な取り扱いを示すべきと考えるため、確認したい。</p>	
125	<p>「サステナビリティ」の用語が本改正案においては定義なく使用されている。開示原則の改正案の(注1)において、サステナビリティの概念に関して例示の列挙などの一定の記述がなされているが、同原則ではなく、開示府令において定義をするか又は開示ガイドラインにおいて、このような例示などを示すことが妥当ではないか。</p>	<p>各企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報の重要性を判断することになりますが、開示原則では、国際的な議論を踏まえ、具体的に含まれ得るサステナビリティ情報を例示していません。</p> <p>サステナビリティの概念や定義については、様々な主体において説明が行われているところ、ご意見を踏まえ、開示府令における規定の是非、要否については、ISSB基準の最終化や、SSBJにおいて策定されるISSB基準と統合的な国内基準の内容も踏まえ、引き続き検討いたします。</p>
126	<p>サステナビリティ情報の「記載欄」の新設は、日本企業がサステナビリティ・ガバナンスの構築・整備を進めていく上で、ガバナンス、リスク管理等の開示を求めていることから大変評価できるものと考えている。改正後は、企業の成長に資するように具体性をもったプラクティスとして定着させるべく、好事例を示していただきたい。</p> <p>なお、「サステナビリティ」は、今日、非常に多義的に用いられているため、開示府令において「サステナビリティ」の定義をできるかぎり設けていただきたい。</p>	
127	<p>「ガバナンス」について、「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。」と規定されているが、ガバナンスの定義であれば、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し及び管理するための過程、統制及び手続をいう。」という表現が適切である。</p>	<p>開示府令上のサステナビリティに関する「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標及び目標」の定義については、ISSB公開草案を参考に規定しています。もっとも、ISSB基準の最終化や、これと統合的な我が国のSSBJにおいて策定される基準の内容を踏まえ、引き続き検討していきます。</p>
128	<p>開示府令改正案の「(30-2) サステナビリティに関する考え方及び取組」においては、ガバナンスについて「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。」と説明されてい</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>る。これは、ISSB基準S1公開草案における11Aの記述を参照したものと思われる。ここで、今回の開示府令改正案における記載は、processを過程、monitorを監視と訳しているが、「機会の監視」や「ガバナンスの過程」といった、日本語では一般に使われない表現が含まれる状況となっているように見受けられる。これらの用語は、ISSB基準公開草案の仮訳では、それぞれプロセス、モニタリングと置き換えられており、こうした点を参考にしながら、和文として分かりやすい形で表現されることが望ましい。</p> <p>こうした観点を踏まえ、サステナビリティに係るガバナンスに関して、以下のように説明されることを検討いただきたい。</p> <p>「サステナビリティ関連のリスク及び機会を継続的にモニタリングし、及び管理することを目的として構築されるプロセス、統制及び手続をいう。」</p>	
129	<p>「ガバナンス」の定義を「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続」とし、「リスク管理」の定義は「サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程」としており、両者ともに「リスク及び機会を管理するための過程」の部分で趣旨が重複しているようにも思える。「ガバナンス」の定義について、「ガバナンスの過程」を削除することで、定義が分かりやすくなるのではないか。</p>	
130	<p>「ガバナンス」の定義につき、開示府令改正案において、「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。」とあるが、ガバナンスの定義中の「ガバナンス」の語は、定義されるべき「ガバナンス」とどのような関係に立つと考えて定義中において使用しているのか。本定義では、ISSBのS1案との整合性の確保を念頭におき、ISSBのS1(案)11項(a)の日本語訳をここの定義として定めようとしていると推察されるが、上記の同語反復は定義では本来避けるべきではないか。なお、S1案では13項(a)乃至(g)において「ガバナンス」の欄で具体的に開示されるべき事項が列挙されているため、同11項のガバナンスの定義はあまり問題があるとは認識されないかも</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>しれないが、本改正案ではそのような構造とはなっていない。今後、SSBJで開示基準が策定されれば、同様の構造となるのかもしれないが、日本の法令における定義としては、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監視・管理に関する会社の業務執行機関と監督機関における権限・役割の関係の記述が求められることが分かるような表現とすべきではないか。もし現時点ではS1案とは異なる定義を開示府令で定めることを回避したいという趣旨でこのような表現としているのであれば、S1の確定時に定義の文言がS1案のそれから変更された場合には、開示府令を改正するのか。万一S1における定義との整合性を我が国のサステナビリティ開示ルール上も図ることを意図するのであれば、暫定版として今般公表されている開示原則の改正の中において、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の定義を置くことを検討することが合理的なのではないか。</p>	
131	<p>ガバナンスの定義においてガバナンスという用語が用いられているが、同義反復的になっているように思われる。その点を措いても、「ガバナンスの統制」とは何を意味するのか。「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するための取締役会の体制、経営者の役割」ということではないか。</p>	
132	<p>「サステナビリティ」の概念及び「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」「指標及び目標」の区分けについては、各社で認識や取組みの差がある。「ガバナンス」と「リスク管理」について、改正案によれば、前者は「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。」と定義されている一方、後者は「サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。」と定義されており、定義上、「リスク及び機会を管理するための過程」の部分で重複しているように思われるが、両者はどのように区別することになるのか。</p>	
133	<p>ISSB基準S1公開草案では、「戦略」の開示に関して、リスク及び機会、ビジネスモデル及びバリューチェーンに対する影響、戦略及び意思決</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>定に対する影響、リスク及び機会による財務的影響、戦略のレジリエンスというように広範囲に設定されており、今回の開示府令改正案における「リスク及び機会に対処するための取組」とはギャップが大きい。また、サステナビリティ開示において特に重要と考えられている、サステナビリティ関連のリスク及び機会と当該影響についての開示が提供されないおそれがある。</p> <p>こうした観点を踏まえ、サステナビリティに係る戦略に関して、以下のように説明されることを検討いただきたい。</p> <p>(戦略に関する記載案)</p> <p>短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会とその影響及びこれに対処するための取組をいう。</p>	
134	<p>「指標及び目標」の定義に関して、本改正案では「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。」と定めるが、「長期的に」を削除すべきではないか(TCFDガイダンスでは、長期的という限定はない。)。この定義においても、本改正案はISSBのS1案の定義との整合性確保を念頭においたものと推察するが、中期の評価、管理、監視のために用いられる情報の開示は求めない趣旨か。気候変更関連のリスクは長期的な評価・管理・監視が主眼であろうが、短期的又は中期的な評価・管理・監視のための情報を定義上の対象外とする必要はないのではないか。気候変動関連以外のサステナビリティに関しては、長期的なものに限定することに合理性があるのか。</p>	
135	<p>DWG報告に従い、ガバナンスとリスク管理については記載し、戦略と指標及び目標については重要なものを開示することとなっており、現時点での方向性について異議はない。ただし、ガバナンス、リスク管理、戦略、指標及び目標という4つの項目は、TCFD提言と共通する4項目となっているが、本改正案における各項目の定義の表現はTCFDと若干異なっているように思われるが、この理由は、ISSBの開示基準S1の公開草案における定義の表現にあわせる趣旨か。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
136	<p>「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄では、記載上の注意(30-1)のa乃至cのとおり記載すればよいだけであり、標題にある「サステナビリティに関する考え方」についての開示は特に求められていないと理解してよいか、それとも、サステナビリティに関する考え方について記載が求められているのか。</p>	<p>開示項目の表題である「サステナビリティに関する考え方及び取組」について、開示府令の記載上の注意に従って記載することを求めています。</p>
137	<p>戦略と指標及び目標については「重要なもの」を記載することになっているが、その前提として、企業が認識する「サステナビリティ関連のリスク及び機会」とその経営、財務等への影響が記載されるべきだと思われる(事業等のリスクで開示されている場合は別にして)が、これはTCFDの整理と異なり、リスク管理の項目で記載されるということか。</p>	<p>開示府令上のサステナビリティに関する「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標及び目標」の定義については、ISSB基準の公開草案を参考に規定しており、これはTCFD提言に基づいているとされていることから、TCFDと異なる整理をする趣旨ではありません。</p> <p>なお、改正開示府令に規定するとおり、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの構成要素に基づく開示が必要ですが、具体的な記載方法については詳細に規定しておらず、現時点では、構成要素それぞれの項目立てをせず、一体として記載することも考えられます。ただし、記載に当たっては、投資家が理解しやすいよう、4つの構成要素のどれについての記載なのかがわかるようにすることも有用だと考えられます。</p>
138	<p>「戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載すること」とあるが、「ガバナンス」と「リスク管理」についても、その全ての内容を開示するのではなく、「ガバナンス」と「リスク管理」のうち重要なものを開示するとの理解でよいか。</p>	<p>各企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報の重要性を判断することが求められており、この観点から「ガバナンス」と「リスク管理」は全ての企業に開示が求められます。</p> <p>なお、今回の改正では、細かな記載事項は規定せず、各企業の現在の取組状況に応じて柔軟に記載できるような枠組みとしております。</p>
139	<p>今回、サステナビリティ情報等について、有価証券報告書等の他の箇所を含めて記載した場合には、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄において、当該他の箇所の記載を参照できるとする規定が提案されている。しかし、投資家をはじめとしたステークホルダーの意思決定有用性や比較可能性を高めるためには、記載場所を漸進的に統一させるべきである。さらには、有価証券報告書等の提出会社はEDINETタクソミ(電子的雛形)を使用したXBRL形式での財務諸表提出が義務づけられていることとの</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>サステナビリティ情報の記載に当たっては、経営方針等における記載事項とサステナビリティ情報の記載欄における記載事項との間の関連性の観点から、両者の記載内容について相互に参照を行うことが考えられます。もっとも、明瞭性や比較可能性を確保すべきとの声があることも踏まえ、各企業において、他の記載項目を参照する場合には、投資家にとっての利便性が低下しないよう工夫することが考えられます。</p> <p>また、有価証券報告書におけるサステナビリ</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>整合性をとるべきである。具体的には、サステナビリティ情報等の作成・流通・利用においても、XBRL形式の採用を原則とするべきである。これを実現するために、以下の事項を明記してはどうか。</p> <p>(1) 記載場所の統一化が望ましい点</p> <p>(2) サステナビリティ情報等についてもXBRL形式で開示することが望ましい点</p> <p>(3) サステナビリティ情報等に対応した「新EDINETタクソミ」を早急に整備することが望ましい点</p>	<p>ティに関する記載欄についても、有価証券報告書の他の記載項目と同様、XBRL形式で開示されることとなります。</p> <p>EDINETタクソミの整備については、国際的なサステナビリティ開示に関する基準開発や、これを踏まえた我が国におけるサステナビリティに関する開示基準の策定状況を踏まえて、検討していきます。</p>
140	<p>開示府令改正案(30-2)では、新設の「サステナビリティに関する考え方及び取組」欄における記載を原則としつつ、有価証券報告書の他の箇所で記載した場合に、その旨を記載することで同欄における記載を省略できるとしている。また、多様性確保を含む人材育成の方針等については「サステナビリティに関する考え方及び取組」欄での開示を求め、女性活躍推進法等に基づく多様性関連指標については「従業員の状況」欄における開示を求めている。なお、これらの指標は、多くの企業にとって人的資本のうちの多様性確保に関する重要な指標となることも想定され、多様性確保にかかる経営方針や戦略と結合的に説明されることが期待される。</p> <p>ここで、DWG報告では、サステナビリティ情報の記載欄を追加する背景として、「企業が重要なサステナビリティ情報を有価証券報告書において開示する事例もみられるが、(中略)項目に分散して記載されていたり、企業によって開示箇所が異なったりする、といった事例がみられることから、明瞭性や比較可能性の確保が必要となっている」ことが指摘されている。一方、本改正に基づく開示においても、サステナビリティ情報が複数の記載箇所に分散して開示される状況が続くことも考えられる。利用者にとっての有用性、特に明瞭性や比較可能性確保の観点から、「サステナビリティに関する考え方及び取組」欄において重要なサステナビリティ情報が含まれるとともに、他の箇所を参照する場合においても、情報の結合性、明瞭性が担保されることが重要であると考えられる。</p> <p>今後、有価証券報告書におけるサステナビリ</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ティ情報の記載箇所(特に人的資本に係る指標等)及び他の箇所の参照の在り方について、継続的な検討を実施し、必要な指針を記述情報原則に含めることをお願いしたい。</p>	
141	<p>サステナビリティ情報をXBRLでコード化し、特定のタグを付けることを推奨する。これは、ある項目が段落のなかの本文にある場合には「テキスト」というタグを付けたり、あるいは「指名委員長」という機械による読み取りが可能な固有のデータポイントとしてタグを付けることができる、といったことである。サステナビリティ情報の利便性を確保するために、独自のタグの分類法があると良い。</p>	<p>EDINETでのタグ付けについては、国際的なサステナビリティ開示に関する基準開発や、これを踏まえた我が国におけるサステナビリティに関する開示基準の策定状況を踏まえて、検討していきます。</p>
142	<p>「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄において、DWG報告書で具体的に取上げられている気候変動関連や人的資本・多様性以外のサステナビリティ課題に関して、提出会社の判断において、重要な事項を記載することが求められているのか、又は想定若しくは許容されているのか。この記載欄で記載すべき事項の範囲に関して、今後何等かのガイダンスの提供は予定しているか。(例えば、開示原則の改正により、一定の考え方を示すことが予定されているのか。)</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、サステナビリティ情報の開示については、改正開示府令に規定のあるとおり、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの構成要素に従った開示をすることが求められていますが、現時点においては我が国における開示基準は定められていないところ、本「金融庁の考え方」や開示原則、記述情報の開示の好事例集等を参考に各企業の取組状況に応じて記載していくことが考えられます。</p>
143	<p>新しいセクションの記載について、一部の情報については企業の重要性判断などに任せられており、十分な開示が行われるか不安が残る。GHG排出量などグローバルにも制度開示化の流れとなっており、投資家の開示でも求められているため、比較可能で透明性の高い開示が求められるものは、今回、開示項目として個別に設定されることを要望する。</p> <p>全企業に義務付けることが実務的に困難であれば、他国例にならい、企業規模などにより大企業に限って開示を求めることも考えられる。</p> <p>また、新設セクションに対し、なんらかのガイドラインの作成を要望する。</p> <p>今後、国内においてもSSBJ等で基準開発が進むものと認識しているが、まだ具体的な時期も示されていないため、記載項目の具体的なガイドラインを貴庁において提供されることは、今後のSSBJ等の検討においても役立つと期待され</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	る。	
144	<p>サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するための過程に関して、多様なテーマが含まれるサステナビリティ全体のリスク及び機会の管理を統一的に行っている企業は多くないと考えられるなか、テーマごとの過程の開示を含め、現実的にどのような開示を期待されているか、補足等をいただきたい。</p>	
145	<p>総論として、本項目の新設は、日本企業が人的資本経営の構築・整備を進めていく上で、戦略、指標、目標及び実績にまで踏み込んで開示を求めていることから、大変評価できるものと考えております。改正後は、具体性をもったプラクティスとして定着させるべく、好事例を示していただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
146	<p>DWG報告は、サステナビリティ情報の信頼性確保の観点で、第三者による保証について、開示基準や保証主体等の国際的な議論が途上との理由から中期的な検討課題としている。</p> <p>これに関連し、特にScope1及びScope2の排出量については、GHGプロトコルの定義に問題があるほか、2050年ネット・ゼロに向けての削減計画評価に当たってデファクトで準則となっているSBTiスタンダードにも、クレジットによるオフセットを排除し、かつ2050年に向けて機械的に「リニア」な削減を求めるといった難点があることについては、将来的な義務化に当たっては十分認識される必要があると考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
147	<p>有価証券報告書において他の開示媒体で保証を受けている旨を言及する実務があるが、有価証券報告書の利用者が、当該保証業務の内容を適切な形で理解できることが重要と考える。</p> <p>こうした観点から、任意の保証業務について言及する場合の記載事項についての指針を提供することを検討いただきたい。特に、保証業務提供者の名称、保証業務における作成基準（クライテリア）、保証業務において準拠した基準、保証業務の水準、保証業務提供者の独立性といった情報が、有価証券報告書における保証業務に関する言及の中で説明されるとともに、情報利用者が当該保証業務の保証報告書に容易にアクセスすることができることが重要と考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、DWG報告（令和4年12月27日）において、「今後、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」において、保証を受けている旨を記載する際には、投資家の投資判断を誤らせないよう、例えば、保証業務の提供者の名称、準拠した基準や枠組み、保証水準、保証業務の結果、保証業務の提供者の独立性等について明記することが重要であり、必要に応じてこのような取扱いを明確化することが考えられる」と提言されたことを踏まえ、今後、この明確化の方策について検討していきます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
148	<p>開示原則において、「温室効果ガス(GHG)排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特にScope1・Scope2のGHG排出量について、企業において積極的に開示することが期待される」とされている点について、地球温暖化対策の推進に関する法律等に基づき、既に開示／公表しているものがあるとしても、同法等に基づく公表スケジュールと有価証券報告書での開示スケジュール及び報告対象範囲には差異があることから、同法等に基づき公表していることをもって有価証券報告書での開示を求めるというのは実務面の負担が大きい。加えて、GHG排出量の収集についても、例えばテナントビルにおいては、ビルオーナー側から各種エネルギー使用量データの取得を要するケースが多く、自社の努力のみで開示スケジュールをコントロールすることが困難な場合がある。さらに、グローバル展開企業の場合、各拠点におけるGHG排出量収集を行う必要があり、これもオーナーであるかテナントであるかによりデータ収集の容易さは大きく変わってくる。正確性の観点との関係からも、例えば、有価証券報告書上では、概算値のみを開示し、最終的な数字はWeb開示とすることや、「X月頃Web(他の任意開示媒体)にて開示予定」のような開示形態を認めるなど、柔軟な開示のあり方を許容すべきである。</p>	<p>GHG排出量のScope1及びScope2については、本改正において、必ず開示しなければならない事項ではなく、開示原則において、投資家との建設的な対話に資する情報として開示が望まれる事項としています。このため、開示する場合には、各企業の取組状況に応じて柔軟に記載することが可能だと考えられます。</p> <p>これを前提に、Scope1及びScope2の開示については、投資家との建設的な対話に資する情報を積極的に提供していく観点や、2022年3月にISSBから公表されたサステナビリティ開示基準の公開草案では、サステナビリティ情報については、財務情報との結合性や、財務諸表と同じ報告期間を対象とすることが求められていることを踏まえ、今後、望ましい開示実務の確立に向け、各企業の状況を踏まえながら検討いただくことが望まれます。</p>
149	<p>将来的に、SSBJが開発する基準に基づくサステナビリティ情報を企業が開示するタイミング(有価証券報告書と同じタイミングで開示を求めるかどうか)については、ISSBやSSBJが開発する基準を踏まえて再度検討するとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。なお、2022年3月にISSBから公表されたサステナビリティ開示基準の公開草案では、サステナビリティ情報について、財務情報との結合性や、財務諸表と同じ報告期間を対象とすることが求められていることを踏まえ、今後、望ましい開示実務の確立に向け、各企業の状況を踏まえながら検討いただくことが望まれます。</p>
150	<p>気候関連のリスク/機会、企業の方針とネット・ゼロへの移行施策が、今般の改正により有価証券報告書の「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」及び「指標及び目標」セクションにて開示されると理解しているが、開示府令案では気候変動関連の開示について言及していない。</p> <p>地球上の全ての企業と市民にとっての気候変</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>今般の改正では、企業の業態や経営環境が異なることを踏まえるとともに、企業負担にも十分に配慮することが重要であるため、開示府令でも、DWG報告を踏まえ、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>動リスクの重要性並びに世界的な気候変動関連情報の開示義務化の潮流を考慮すると、開示府令において、明示的に全ての企業が気候変動問題を「ガバナンス」と「リスク管理」のセクションで開示し、また気候変動問題の重要性について判断した上で「戦略」と「指標及び指標」のセクションにおいて、GHG排出量のScope1、Scope2及びScope3を含む開示を検討すべきことを明記すべきではないか。</p>	<p>を判断する枠組みが必要となる観点から「ガバナンス」と「リスク管理」は、全企業が開示とし、「戦略」と「指標及び目標」については、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示することを求めています。</p> <p>したがって、現時点においては我が国における開示基準は定められていないところ、気候変動関連の情報についても上記の考え方に基づいて各企業の判断で開示されることになると考えられます。</p>
151	<p>本改正案では、気候変動関係で問題となるGHG排出量にかかるScope1～3の情報開示について、「重要なもの」に該当しない場合もあると読まれる可能性があるが、少なくとも例示として、(Scope3は厳しいとしても)Scope1、2の情報といった表現を入れるべきではないか。</p>	<p>なお、開示原則において、温室効果ガス(GHG)排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope1・Scope2のGHG排出量について、企業において積極的に開示することが期待されるとしています。</p>
152	<p>諸外国においては、気候変動情報開示の義務化の流れが強まっている。その背景には、1.5°C目標という国際的な目標を達成するには、場所や業種、規模によらずいずれの企業も対応が必須であるということ、また気候変動による物理的リスク、移行リスクによる影響が多方面で拡大していることから、どのような企業にとっても気候変動は重要性のあるサステナビリティ課題であるという認識があるためである。</p> <p>またISSBIにおいて2023年度にも気候関連開示の基準(IFRS S2号)が発表される予定である。世界最大の環境情報開示のプラットフォームを有するCDPでは、2022年、全世界18,700社(日本企業1,700社を含む)がTCFDに準拠したCDP気候変動質問書に回答しているが、2024年から質問書をISSBの気候関連開示の基準に整合させることを発表した。これは気候変動情報開示の共通言語化を図り、企業の負担を軽減することを目指すものである。日本企業がISSBの開示基準に早期に対応できるようにするためにも、気候変動情報開示の義務化に関して規制として後押しすべきである。</p>	
153	<p>開示原則(注2)に「・・・温室効果ガス(GHG)排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope1(事業者</p>	<p>開示原則では、温室効果ガス(GHG)排出量に関しては、あくまで、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、Scope1・Scope2のGHG排出量について、積極的な開示が期待されるとしており、その重要性に</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>自らによる直接排出)・Scope2(他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出)のGHG排出量について、企業において積極的に開示することが期待されるとされた」とありますが、例えば製造業に比べてScope1・Scope2のGHG排出量が圧倒的に少ない金融業などについては、重要性がないと考えられますが、それでも積極的に開示することが期待されるのか。</p> <p>あるいは金融業などではScope3GHG排出量がScope1・Scope2に比し圧倒的に大きいため、自社においてはサプライチェーン(投融資ポートフォリオ等)における気候変動対応が重要であると判断した場合についても、Scope1・Scope2のみ開示することが望ましいのか。</p>	<p>については、各企業において個別に判断されるべきものと考えられます。</p>
154	<p>「GHG排出量について、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提として、Scope1・Scope2のGHG排出量については、積極的な開示が期待される」とあるが、DWG報告書脚注にある通り、投資家と企業の建設的な対話においてScope3の開示は有用であるため、Scope3の開示も促進する文言となることが望ましい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
155	<p>開示原則において、Scope1及びScope2の温室効果ガス排出量開示について言及がなされており、気候変動関連情報開示について、世界標準的な要件が導入されることを金融庁として主導する意思があることを認識し、その姿勢を強く支持する。なお、中期的には、Scope3の排出量に関する開示要件についても、導入されることを期待する。</p>	
156	<p>必要かつ適切と考えられるケースにおいて、TCFD情報の開示を求めることを希望する。また、企業が実質的なScope3の排出量の開示をするよう、金融庁が推奨することを検討するよう提案する。Scope3に関する方法論は発展途上であることは理解しているが、一方で最近明示されたセーフハーバールールでは、これらの開示をベストエフォートベースで行うことが可能であるとされている。</p>	
157	<p>DWG報告においてはGHG排出量の開示について、「Scope1・Scope2のGHG排出量について、企業において積極的に開示することが期待</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>される」と提言しているが、Scope3については言及されていない。一方で、ISSBではScope3の開示を求めることが発表されている。業種・企業によっては、Scope3はScope1、2の数倍にも上り、バリューチェーンにおける排出量削減は、気候変動対応として必須である。ただし、ISSBにおいて企業がScope3開示に向けた準備期間を十分とれるようにするための救済規定の検討も含まれているように、Scope3の算定は、Scope1、2と異なる困難さがある。本開示府令における開示においても、企業がScope3開示について早期に対応を開始できるよう、いち早く開示推奨項目として表明すべきである。</p>	
158	<p>グローバル・バリューチェーンを通じたCO2排出削減への貢献(製品・サービス等の製造・提供段階で排出されるCO2にのみ着目せず、資源・素材等の調達、流通、ユーザーの使用段階、廃棄・リサイクル等からなるバリューチェーンの上流から下流までのあらゆる段階を対象として捉えたCO2削減への貢献)は、Scope1～Scope3の範囲では捉えられない削減への貢献を含むことから、そのような削減への貢献の取組みについても、自主的な開示が妨げられるものではないことを、念のため確認したい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
159	<p>金融庁ではESG評価・データ提供機関のコードを発表し、評価・提供機関に透明性を求めています。しかし評価・提供機関が透明性を高めるには、比較可能で明確な定義をもつ企業開示が必要であり、この観点からも早期のデータ開示を希望する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
160	<p>経団連で提唱しているグローバル・バリューチェーンを通じた削減貢献(製品・サービス等の製造・提供段階で排出されるCO2にのみ着目せず、資源・素材等の調達、流通、ユーザーの使用段階、廃棄・リサイクル等からなるバリューチェーンの上流から下流までのあらゆる段階を対象として捉えたCO2削減への貢献)はScope1からScope3の範囲では捉えられない削減貢献を含むが、そのような削減貢献についても、将来にわたり任意開示が妨げられることがないよう配慮願いたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
161	<p>GHG排出量のScope1・2について、二酸化炭</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>素排出量のみではなく「温室効果ガスの二酸化炭素換算量」と表現すべきである。また、GHG排出量の開示について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Scope 1・2の排出量の開示のみでは現状排出量の多い企業の企業価値が低くみられる懸念があるが、実際には排出削減策に取り組んでいる企業の企業価値は高いと考えられるため、具体的な削減施策について積極的に開示するよう求めるべきである。 ・Scope 1・2の計算方法については種々存在することから、どんな計算方法もしくはガイドラインに準拠して計算した数値なのかの情報を付記することを推奨すべきである。 ・投資家が、カーボンニュートラル達成目標の設定をしている企業かどうかを簡便に判別できるように、有無を記載する欄を設定すべきである。 ・TCFDシナリオ分析の実施と開示に加え、SBT認定(1.5°C、カーボンニュートラル)、CDP、RE100参加などの記載を推奨すべきであり、また、SBT認定準備、CDPへの回答、TCDFへの簡易的開示、再エネ電力の調達開始といった国際イニチアチブへの標準的な取り組みについても枠組みを明示した上で開示を推奨すべきである。 	<p>なお、GHG排出量について、二酸化炭素排出量に限るといった表現はしていません。</p>
162	<p>GHG排出量の開示については賛同するが、Scope 2におけるマーケット基準やロケーション基準などの開示基準、また開示の範囲(連結グループの全企業を対象に含めているかどうか)など、開示に伴う前提条件を明示すべきと考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
163	<p>開示原則の改訂案において、DWG報告が「重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope 1・Scope 2の排出量について、積極的に開示されることが期待される」としている旨が注として記載されているところ、当該開示は懲罰されることになるものと理解している。そのような中、Scope 1・Scope 2の排出量の算出に当たって準拠すべき定義について、現在策定作業中のISSBIによる基準の原案では定義としてGHGプロトコル準拠とされているが、今後ISSBへの適合、EU基準との相互運用性等の理由でGHGプロトコルのみが唯一の準則として要求されることがないよう、将来に</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>わたり、規定・運用の両面での留意・配慮をお願いしたい。</p> <p>なぜなら、GHGプロトコルのScope1・Scope2の定義はオフセットを認めておらず、そのような定義が唯一の準則となる場合は、企業が自社の削減にカウントできなくなり、クレジットを活用した排出削減には市場機能を通じて削減コストを最小化するという経済合理性があるにもかかわらず、活用の意欲を損ない、ひいては削減自体の進捗の遅れにつながる可能性があるためである。例えば、わが国政府認定のクレジットであるJCM(Joint Crediting Mechanism)はパリ協定に根拠条文があり、またわが国のNDCにカウント可能という意味で、Scope1・Scope2排出量から差し引いてもパリ協定との整合性は保たれるにもかかわらず、GHGプロトコルの定義のみを採用する場合には、そのようなオフセットが行えないことになる。結果として、わが国政府の目標である海外クレジットによる2030年までの累計1億トンの排出削減の達成が困難となるほか、クレジット自体への需要が伸びず、価格が低迷することにより海外での削減プロジェクトへの悪影響も生じる懸念がある。</p>	
164	<p>開示原則において、Scope1・Scope2の排出量について、DWG報告において「積極的に開示されることが期待される」と記載された旨が、注記されている。Scope1・Scope2の排出量の算出に当たって準拠すべき定義については、本改訂案において明記されていないと理解するが、「GHGプロトコル」のみを唯一の規則として念頭に置いていないことを、念のため確認したい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
165	<p>サステナビリティ情報全般の「戦略」「指標及び目標」については重要なものについて記載をすることとされているため、重要性の乏しいものの記載は省略が可能となるが、人的資本の「戦略」「指標及び目標」については、重要性が乏しい場合でも「戦略」「指標及び目標」の記載が必要となるのか。</p>	<p>人的資本の「戦略」及び「指標及び目標」に関しては、少なくとも、開示府令の記載上の注意において記載を求めている人材育成方針及び社内環境整備方針とこれらに関する指標及び目標について、開示が必要です。</p>
166	<p>人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針及び当該方針に関する指標の内容等について、「戦略」と「指標及び目標」において記載が求められ、これは連結会社</p>	<p>ご理解のとおり、記載上の注意(30-2)において「連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況」と規定しているように、基本的には、連結会社ベースの指標及び目標を開示</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>の視点からの記載を意図していると理解している。しかし、上記のうち、「指標」の集計方法について、実務上、連結会社が国内外に多数存在する場合、指標の元データを収集・合算すること自体に相当のコストがかかることが予想され、また、海外連結子会社の理解が得られない場合など、データ収集自体に困難性が認められる場合もあると考えられる。したがって、集計方法について、提出会社及び主要な子会社についてのみ「個社単位」で開示する、主要な地域についてのみ開示するなど、現場の実務に配慮した方向性を示していただきたい。</p>	<p>していただくことを想定しています。</p> <p>もっとも、例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているが、必ずしも連結グループに属する全ての会社では行われてはいない等、連結グループにおける記載が困難である場合には、その旨を記載した上で、例えば、連結グループにおける主要な事業を営む会社単体（主要な事業を営む会社が複数ある場合にはそれぞれ）又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことも考えられます。</p>
167	<p>記載上の注意(30-2)は、「連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組みの状況」について開示を行うとされているので、(c)の「人的資本(人材の多様性を含む。)に関する戦略並びに指標及び目標」の開示においては、連結単位での指標及び目標についての記載を求めていると考えられる。しかし、現時点でそれを有価証券報告書作成企業全てに求めることは困難であるため、当面の間は、必ずしも連結グループ全体の指標及び目標を求めない(例えば、単体での指標及び目標でも許容する)ことを、許容してほしい。</p>	
168	<p>人的資本の人材育成や社内環境整備については指標の採用が難しい。</p> <p>特に人材育成で教育をOJT中心でやっている場合特に数値化が困難である。</p> <p>また、社内環境整備も数値化するためにアンケート等外部委託すればコストもかなりかかり中小上場会社には負担が大きい。</p>	<p>今回の改正では、サステナビリティ開示について、細かな記載事項は規定せず、各企業の現在の取組状況に応じて柔軟に記載できるような枠組みとしております。</p> <p>このため、人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標及び目標についても、各企業の現在の取組状況に応じて、記載することが考えられます。</p> <p>各企業の取組状況に応じて、まずは2023年3月期の有価証券報告書から開示をスタートいただき、その後、投資家との対話を踏まえ、自社のサステナビリティに関する取組の進展とともに、有価証券報告書の開示を充実させていくことが考えられます。</p>
169	<p>人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針に関する指標として、管理職に占める女性労働者の割合を開示する場合は、指標欄は省略してもよいのか。或いは、「(29)従業員の状</p>	<p>記載上の注意(30-2)において、「記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	況」の記載内容を参照すればよいのか。	項の記載を省略することができる」旨を規定しています。ご指摘の場合も、これに従い、単に指標欄を省略するのではなく、「(29)従業員の状況」において記載した旨を記載ください。
170	<p>従業員の状況(29)に関する改正案は各種数値の開示を求めるものであるが、その前提として、提出会社グループにおける男女間の「管理職」「育児休業制度」「賃金」に関する考え方、行動計画及びその説明を開示(あるいはそのWEBサイトのアドレス等)させないのか。</p> <p>なお、(30-2)で人的資本の戦略並びに指標及び目標について、人材育成方針及び社内環境整備に関する方針を「戦略」として、その指標並びに当該指標を用いた目標及び実績を「指標及び目標」として記載することとなり、それらによってカバーされるとの理解でよいか。</p>	記載上の注意(30-2)cに規定する人的資本に関する戦略並びに指標及び目標において、ご指摘の提出会社グループの男女間の管理職等に関する考え方等を記載することも考えられます。もともと、人的資本に関する戦略並びに指標及び目標として記載すべき事項はご指摘の男女間の管理職等に関する考え方等に限られず、これらを記載すべきかについては、各企業において判断されるべきものと考えられます。
171	<p>従業員の Well-Being (Career、Social、Financial、Physical、Community)は、生産性や創造性を高めるため1つの方法として注目されており、その中でも Financial Well-Being (または Financial Wellness)は、OECDや英国において雇用主にとっての生産効率の維持・向上の施策として、国レベルや投資家サイドでも認識が広がっている。企業が人的資本経営として取組む従業員の Well-Beingについては、今回新設された「人材育成方針」「社内環境整備方針」の対象となり、例えば、Financial Well-Being向上のための従業員への資産形成支援や金融経済教育等についても開示項目に含まれるとの理解でよいか。</p>	人材育成方針や社内環境整備方針については、各企業が中長期的な企業価値向上における人材戦略の重要性を踏まえて開示することが期待されており、このような観点から、ご指摘の Financial Well-Beingについて企業の判断により開示することも考えられます。
172	<p>費用ではなく、付加価値を創造する源泉である「資本」として捉え、「人的資本」への投資を加速化することを目的として、有価証券報告書等の記載事項として加えることは、株式市場を通じて人的資本の評価を促すこととなり、企業の成長につながる取り組みの後押しとなる。したがって、「人への投資」については、是非進めるべき。支持したい。</p>	貴重なご意見として承ります。
173	<p>スタートアップや既存企業の新規事業開発等、一定の場面においては、外部の専門人材の知見活用が成功の要因となる事が多く、ひいては新規事業開発によってもたらされた新しい状況に対応しようと内部人材の育成を促す可能性</p>	貴重なご意見として承ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>がある。したがって、場面を想定せずに一律に外部人材活用全てをネガティブに評価するべきではないと考える(むしろ新規事業等においては活用促進の方が企業の成長に資するし、外部人材の活用によって立ち上げられた新規事業が内部人材の育成につながるという正のサイクルをもたらす事がある)。</p> <p>外部の専門人材の活用については、人的投資を評価しようとする、ややもすると外部人材活用の否定に繋がりがねないことには、留意して議論を丁寧に進めていただきたい。</p>	
174	<p>サステナビリティ全般に関する開示に係る改正案の(30-2)サステナビリティに関する考え方及び取組の項目c(b)で指標について記載されているが、人的資本については、企業の中長期的戦略における人的投資施策の有効性を、投資判断をする投資家にわかりやすく、グローバルや企業間での比較が可能な形で示すべきと考える。したがって、上記の項目に、国際比較や企業間比較が可能な具体的な指標を用いることという点を加えてはどうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
175	<p>国内外で人的資本の情報開示が義務化されつつある中、今般の改正案には、以下の問題点があると考えており、「人的資本(人材の多様性を含む。)に関する戦略並びに指標及び目標について」有価証券報告書等に記載を求めるに当たっては、グローバルスタンダードも踏まえた具体的な開示のフレームワークが必要である。</p> <p>2018年に策定されたISO30414は、人的資本の開示方法について、計算式を含む11項目58指標の開示フレームワークを提供し、既に数百社超の日本企業がISO30414の導入や認証取得に向けた動きを進めているため、グローバルなベストプラクティスの例として、開示府令においても引用いただくことを推奨する。</p> <p>(1)比較可能性が担保されていない</p> <p>(30-2)c項の中の「人材の多様性」、「人材育成に関する方針」、「人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針」、「目標及び実績」といった言葉の抽象度が高く、具体的に開示が求められる指標やその算出・開示方法が分からないため、企業毎に開示する指標やその算出方法がバラバラになることが懸念される。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>(2)グローバルなベストプラクティスが十分に反映されていない</p> <p>例えば、「人材の多様性」であれば年齢・性別・障害の有無・国籍が、「人材育成に関する方針」であれば重要ポストに対する後継者計画がグローバルに開示を求められる指標となる。算出方法については、例えば、後継者計画において重要ポストに就く準備のある人材が、即時(0年)、1～3年、4～5年という時間軸でどれ位プールされているかを割合で示す方法が一般的。</p> <p>(3)上記の通り、デファクトとして活用されつつあるISO30414に関して言及がないと、企業が不安を感じるおそれがある。</p>	
176	<p>人的資本に関する戦略並びに指標及び目標については、「人的資本可視化指針(令和4年8月30日内閣官房新しい資本主義実現本部事務局)」を活用することが有用であると考えられるため、開示ガイドラインあるいは開示原則等に記載すべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
177	<p>人材育成に取り組んでいると言うためには、最低限下記は要求すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい人材とスキルの要件定義を行っている ・人材の要件定義に沿ったキャリアアップのための具体的な育成過程と、十分なリソースを用意している。 ・社内OJT/OffJTによる人材育成のみならず、副業・兼業機会も含む社内外の越境学習についても評価される。 	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
178	<p>人的資本に加えて知的財産情報も優先開示事項にすべきである。投資家への情報伝達手段として重要な役割を果たす任意開示は、知的財産情報の開示において、求められる内容や目的が時代とともに変化している。米国では、市場価値に占める無形資産の割合が増加しているのに対して、日本では依然として有形資産への投資が高い比率を占めている。他方、日本の企業には質の高い知的財産の蓄積があり、知的財産への投資を促進し、投資家をはじめとしたステークホルダーへの情報開示や建設的な対話(エンゲージメント)を進めることで、企業価値が高まると考える。したがって、企業が中長期的な企業価</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>値を創造する持続可能なビジネスモデルを構築し、企業と投資家との間の相互理解と対話（エンゲージメント）を促進させることで、新たな知的財産の獲得に向けた投資について、資本市場からの理解やサポートが得られ、それによって、金融市場からの資金調達力が強化、更なる知的財産への積極的な投資につなげるといった好循環を促すべきである。具体的には、経営戦略で知的財産への投資や知的財産の活用を強化している企業は、「価値創造ストーリー」と知的財産の位置づけに関する定性的・定量的な説明や、知的財産の知見を有する役員の存在を役員の「スキルマトリックス」を開示するべきである。これを実現するために、以下の事項を明記してはどうか。</p> <p>（１）「企業が保有する知的財産の価値化が、どのような時間軸（短期・中期・長期）で持続可能な価値創造に貢献していくかという『価値創造ストーリー』と知的財産の位置づけに関する定性的・定量的な説明」についても開示項目として明記してはどうか。</p> <p>（２）「企業が『価値創造ストーリー』を構築・実行する上でのガバナンス構築に関する定性的・定量的な説明」についても開示項目として明記してはどうか。</p> <p>（３）上記開示の際に用いられるべき定量的な指標については、業種、事業形態、ビジネスモデルなどによって異なるため、企業は、業種、事業形態、ビジネスモデルに即して検討した上で、用いる指標を抽出することができる点を明確にしてはどうか。</p> <p>（４）人的資本の一つとして、役員の「スキルマトリックス」に知的財産の項目を設定することが望ましい点を明確にしてはどうか。</p>	
179	<p>ESG投資の世界的な潮流において、気候変動以外の点についても益々高い注目が集まっており、多くの投資家が、投資先企業の持続可能性についての分析を行う際には、気候変動領域のみならず、事業運営に不可欠な人的資本面や、その多様性についての開示情報を総合的に検討している。なお、2022年10月には、アジア・コーポレートガバナンス協会が、本邦内外の資産運用会社及びアセットオーナー28社の共同署名のもと、多様性に関する声明を公表しており、同声</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>明では、日本企業の持続的成長及び企業価値の向上には、多様性に溢れる経営陣が、その長期戦略を活発に議論する土台が必要であると論じている。本改正案において成し遂げられる当領域に関する内容は、その第一歩として支持したい。</p> <p>しかしながら、中期的な観点においては、更なる改善が必要であり、例えば、将来的には、執行役員についてもその女性比率に関する開示を義務化することで、投資家側には中長期的な蓋然性に関する分析機会を与えることが可能になると考える。また、開示が義務化されることにより、各企業が多様性の確保に対して能動的に動かざるを得なくなる効果も十分に期待される。したがって、多様性領域における開示対象の拡充については、中期的な観点で継続的に議論されることを望む。</p>	
180	<p>近時、ROE経営の推奨の影響もあり、マクロ的に当期利益の急激な拡大傾向が観察されるが、これは人件費の犠牲のもとに成立している可能性が指摘されている。このような利益の拡大はサステナビリティを阻害するものであり、法が想定する「国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資する」ものではない。よって本改正案によるサステナビリティに関する開示、特に「従業員の状況」に関する開示の充実を歓迎する。</p> <p>ただし、現改正案では、以下の重要な情報が欠落している。以下に「開示を求める項目」は企業に過大な負担を迫ることなく、「国民経済の健全な発展及び投資者の保護」に極めて重要な情報を提供することから、これを追加的に開示することを検討されたい。</p> <p>(1) 国内従業員の「人件費・福利厚生費」及び「退職給付費用・退職給付引当金繰入額」の総額</p> <p>(2) 国外従業員の「人件費・福利厚生費」及び「退職給付費用・退職給付引当金繰入額」の総額</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)において、「人件費・福利厚生費」と「退職給付費用・退職給付引当金繰入額」を分ける必要はなく合計でよい。ただし、単体及び連結の双方の開示を求める。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
181	<p>改正案では、サステナビリティの項目を新設</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	し、その中に人的資本(人材の多様性を含む。)に関する戦略並びに指標及び目標について記載することとなっているが、サステナビリティの一項目としてではなく、大項目として特出しさせるべきと考える。	
182	エンターテインメント産業等、中小零細企業やフリーランスへのアウトソーシングが多い産業においては、発注側の企業の「人的資本、多様性に関する開示」のなかに、「外注先の人的投資が可能になるような配慮」も含めて開示を促していただきたい。	貴重なご意見として承ります。
183	<p>人的資本、多様性については、人材育成方針や社内環境整備方針を記載することとされていますが、これについては特に経営戦略との整合性や評価を記載するべきことを求めるよう要望する。</p> <p>さらに人的資本にとってEU/UK等で議論されている重要な開示項目として、労働分配率、ペイレシオ(CEO/平均給与)の開示を追加されることを要望する。</p>	貴重なご意見として承ります。
184	<p>人的資本経営や気候変動など昨今の取り巻く環境変化より、非財務情報を含め、企業情報を開示し、ステークホルダーに対して企業の透明性を高め、各社が社会課題解決に取り組んでいくことが、今後の日本経済の持続的な発展や日本の世界に対するプレゼンス向上につながると理解している。</p> <p>一方で、各社生産性向上に取り組んでいるとはいえ、生産年齢人口の減少や国内人員の離職問題への対応などにより、業務負荷が高まっている状況を踏まえると、開示内容の絞り込みや記入フォーマットを簡略化することで、開示内容の質があがり、また企業の実態も向上すると思われるので、前向きに検討をお願いします。</p>	貴重なご意見として承ります。
185	人的資本に関する戦略並びに指標及び目標については、投資信託などの特定有価証券に関しても記載事項としてはどうか。投資先企業に対してサステナビリティの観点から人的資本に関する開示を求めるのと同様、資産運用業者も自社のコンプライアンスを含む人的資本の実態について開示し、開示が事実と異なる場合は、法令上の責任を負うべきと考える。	貴重なご意見として承ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
186	<p>人的資本に関する戦略並びに指標及び目標について、新規に記載が求められるようになったが、「人材の育成」としてどのような取り組みが望ましいか、例示によって最低限必要な事項や、参考事例については示すべきである。</p> <p>今後モデル的な記載事例をまとめるなど、企業において人的資本経営が促進され、かつ金融市場が評価できるように、優れた参考が示されるようにすべきである。</p> <p>人的資本に関する情報開示と金融市場を通じた評価についての取り組みについて具体化は、企業と投資家の間の民間同士の対話により実現されていくものであるが、政府として人的資本に関する対話が促進されるよう、場の設置や論点整理、コーディネート等のサポートを行うようにすべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
187	<p>具体的な参考事例を示す場合には、特に人材育成において見過ごされがちである「副業・兼業」などを通じた越境学習に関する事項について評価されるよう明示すべきである。伊藤レポート2.0を参照するなど参考となる考え方についても付録を付すべきと考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
188	<p>22年6月有報で、TCFDや人事戦略方針等を、積極開示し、22年9月統合報告書でも詳細開示した。23年6月は、例えば人的資本で言えば、人事戦略方針に基づく、女性管理職比率・男性育休取得率・男女間賃金格差等、人的資本の指標と目標等の、フル連結レベルでの、定義づけ・数値の収集・開示が出来るかが、ポイントと考えている。23年6月開示に向け、不足の情報があれば、23年3月までには、各社へ収集の依頼が必要と思っている。(他社では人材開発投資を開示しており、もしそれをやろうとすると、23年1月頃から収集に動き出す必要がある。)</p> <p>金融庁からのパブリックコメントや、記述情報の開示の好事例集2022は、22年内に出るかどうかといった状況で、23年6月開示は、未だ努力義務で良かったり、弊社単体のみで良かったり、すると予想している。あとは、努力義務の中で、どこまで積極開示するか。単体のみや、働く環境3指標：女性管理職比率・男性育休取得率・男女間賃金格差、プロセス・アウトプット指標だけでは不十分、競争優位に繋がったアウトカム指標が</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>必要と考えている。人的資本戦略、人への投資、リソースシフト、エンゲージメント、リスクリング、ダイバーシティ、チャレンジできる風土改革など、色々な働く環境改善及びそのプロセス指標はあるものの、戦略の結果・効果指標としては、他にも人材生産性、労働生産性、一人当たり付加価値額・売上高などが挙げられるかなと思い、目的に対する戦略結果指標まで開示できるよう、精査していく。</p>	
189	<p>ISSBがグローバルな基準値を設定することにより、国内外の投資家が共通のフレームワークと標準化された基準により、各国企業が公平にその企業価値を評価されることが可能になれば、グローバルな資本市場の効率性が最大限に発揮され、結果として世界の持続可能性を引き上げる原動力となると考える。</p> <p>国際的に活動する企業が増加する中で、開示フレームワークも標準化される必要があり、開示業務を行う企業側にとっても、枠組みの標準化は、負担の軽減にもつながる。また、各国地域の文化的な特性や特徴を反映した規制等については、グローバルに標準化された基準値の上に改めて構築することが可能であることから、グローバルの歩みを尊重し、積極的にその発展に寄与されることを期待する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
190	<p>今般の改正については、国際的な動向との整合性を取る必要があると考えられる中、例えば海外当局や海外の投資家団体等との連携をどのように考えているのか。サステナビリティ分野は国際的な動きが早く、世界の潮流と異なる独自の方向を目指すことになる、国際競争力の低下、日本企業への評価の低下につながりかねないため、海外との連携について当局における考え方を確認したい。</p>	<p>今般の改正では、サステナビリティ情報の記載欄において、国際的なフレームワークと整合的な4つの構成要素に基づく開示を行うことを求めているなど、国際的な比較可能性も確保するようにしております。</p> <p>また、今般のパブリックコメントでは、海外からのコメントも受け付けております。</p> <p>国内のサステナビリティ情報に係る具体的な開示基準については、DWG報告（令和4年12月27日）の提言にあるように、今後、SSBJにおいて、ISSBが策定する基準と整合性のある基準が開発され、これを有価証券報告書に取り込んでいくことが考えられます。</p>
191	<p>金融庁は、IFRSのサステナビリティ開示基準案が最終化された後速やかに、サステナビリティ情報開示に関する要件をIFRSのサステナビリティ開示基準と整合させるべきである。そのため</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>に、現段階では、企業が重要なリスクと機会を特定する際に国際的なサステナビリティ報告基準を考慮することを奨励すべきである。</p> <p>また、今般適用される新しい法定報告要件に企業がどのように対応するかについて包括的なレビューを行い、次の報告サイクルまでに関連するアップデートを実施することを確約すべきである。</p>	
192	<p>サステナビリティ情報等の開示について、政府、企業、個人・コミュニティといったマルチステークホルダーが、自らの置かれた社会的状況を継続的に分析してゴールを設定した上で、それを実現するためのシステムや法規制、市場、インフラといった様々なガバナンスシステムをデザインし、その結果を対話(エンゲージメント)に基づき継続的に評価し改善していくガバナンスモデルである「アジャイルガバナンス」を基本原則として導入すべきである。これを実現するために、以下の事項を明記してはどうか。</p> <p>(1)「アジャイルガバナンス」を採用することが望ましい点</p> <p>(2)各開示項目の収益、コスト、資産、負債、資本コストに与える影響の評価等を継続することが望ましい点</p> <p>(3)上記評価の際には、可能な限り企業の開示慣行と整合させながら、適時かつ適正な費用での情報収集の可能性について検討することが望ましい点</p> <p>(4)各開示項目の財務的影響、資本提供者の関心、業界内の企業における普及度、企業経営者の実行可能性の評価等を継続することが望ましい点</p> <p>(5)上記評価の際には、各指標は、開示項目のパフォーマンスを忠実に表しているか、パフォーマンスを解釈するための完全な情報を提供しているか、企業間や時系列で比較可能か、中立で偏りがないか、検証可能か、他の企業が再現できるか、既存の業界基準やベストプラクティスに沿っているか、投資判断に組み込む際に理解しやすいか等について検討することが望ましい点</p> <p>(6)サステナビリティ情報等の開示に関連するコストについて、主要なステークホルダーからの</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>継続的なフィードバックを十分に尊重して行うことが望ましい点</p> <p>(7) 上記評価の際には、業界ごとに財務上重要な最小限の開示項目になっており、企業がステークホルダーの意思決定に有用でない情報を過剰に生成しないことが望ましい点</p> <p>(8) サステナビリティ情報等の開示に関する基準策定やその活用の動きが急速に進んでいる状況等を踏まえ、1年ごとに制度の見直しをすることが望ましい点</p>	
●開示ガイドライン		
▼将来情報と虚偽記載の責任		
193	<p>開示ガイドラインにおいて、将来情報を含む非財務情報の適切性や虚偽記載リスクに対する考え方が具体的に示されたことは歓迎したい。これを受けて各社は、虚偽記載リスクの増加を抑えるための統制活動を高度化し、かつ積極的に開示すべきである。例えば執行側の責任として、非財務情報の生成から開示に至るプロセスについて、本ガイドラインが求める経営者の認識、前提、仮定等の合理性を織り込みながら、分かり易く記述すべきである。また取締役会等ガバナンス機関の責任として、上記プロセスに対する規律付けの実績を付記し、当該統制活動に対する信頼性を確保すべきである。開示ガイドラインはより詳細な情報の参照先として、統合報告書等を示しているが、各社は当然にこれら任意開示書類の信頼性に対しても、従前に増して留意すべきである。</p> <p>同時に各社は今回の開示府令改正を前向きに捉えて、今後想定される非財務情報への法定監査義務化にも備えるべきである。</p>	ご意見ありがとうございます。
194	<p>開示ガイドライン5-16-2では、「有価証券届出書に記載した将来情報」とされているが、有価証券報告書や四半期報告書など、開示府令に基づき開示される書類に記載した企業情報一般に及ぶという理解でよいか。</p> <p>その場合、「有価証券届出書、有価証券報告書等に記載した将来情報」と、適用範囲が有価証券届出書に限られないことを明確にすべきではないか。</p>	<p>財務諸表等については、会計基準によりその記載内容が定められていることや、今般の開示府令の改正前の規定ぶりを踏まえ、まずは、「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来情報を対象とする旨を追記いたしました。</p> <p>また、開示ガイドライン5-16-2は、有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書に関</p>
195	開示ガイドライン5-16-2における将来情報	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>の規定は、サステナビリティ情報以外の将来情報も対象としている理解でよいか。したがって、サステナビリティ情報以外についても、前提となる事実、仮定及び推論過程を記載すれば、将来の具体的な数値を有価証券届出書に記載することが可能という理解でよいか。</p>	<p>する取扱いについて準用されています（開示ガイドライン24-10、24の4の7-7、24の5-7参照）。</p>
196	<p>開示ガイドライン5-16-2は、有価証券報告書に記載した将来情報全体についての免責事項となっているように読めるが、財務諸表は対象外であり、財務諸表における会計上の見積りについては、将来情報を含むとしても本規定によって免責される訳ではない旨を明確にすべきと考える。</p>	
197	<p>サステナビリティに関する企業の取組みの開示の(1)サステナビリティ全般に関する開示に係る改正として示されているが、サステナビリティ情報に関連する将来情報に限って適用されるとの理解で差し支えないか。それとも、有価証券届出書をはじめとする法定開示書類に記載される全ての将来情報に適用されるとの趣旨か。</p>	
198	<p>開示ガイドラインの改正案では、将来情報の虚偽記載等について、いわゆるセーフハーバー・ルールが適用される旨の記載があるが、財務諸表における会計上の見積りについて、同様の解釈が適用されるとの誤解が生じる懸念がある。</p> <p>財務諸表外で開示される戦略、シナリオ分析、目標等の将来情報に対する虚偽記載についての考え方が明確にされる方針に賛同するが、開示ガイドラインにおいて当該セーフハーバー・ルールの対象から財務諸表が除外される旨を明記すべきである。</p> <p>また、財務諸表以外の情報についても、米国セーフハーバー・ルールを参考にしつつ、対象とすべき情報を明確にすることを検討いただきたい。</p>	
199	<p>将来情報の記載に関する虚偽記載等の責任については、事業等のリスクに関する情報やサステナビリティ情報といった限定を付すことなく開示ガイドラインにおいて、いわゆるセーフハーバーの考え方を整理して示すことは、虚偽記載等の責任の懸念から企業の開示姿勢に萎縮効果が生じてしまう懸念を払しょくする上で重要な一歩であると考えられ、歓迎したい。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
200	<p>将来情報を利用した開示は、気候関連開示だけでなく、ESGに関する開示にも多く含まれることになると予想されるが、開示ガイドライン5-16-2に該当するケースを限定列挙する必要性はないか。</p>	<p>開示ガイドライン5-16-2は、気候関連開示に限らず、「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来情報を対象としています。</p>
201	<p>開示ガイドライン改正案5-16-2においては、①「当該将来情報に関する経営者の認識や当該認識の前提となる事実、仮定及び推論過程に関する合理的な説明が記載されている場合」と②「当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経た上で、その旨が、検討された事実、仮定及び推論過程とともに記載されている場合」に、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないと記載されているが、これらの違いが判然としない。①と②がそれぞれ想定している社内検討の過程の違いをお示しいただくとともに、表現の明確化を検討いただきたい。</p> <p>また、①では「合理的な説明」があれば足りる一方で、②は「検討された事実、仮定及び推論過程」そのものの記載が求められているという違いは、どのような点に起因して生じているものか。</p>	<p>開示ガイドライン5-16-2は、有価証券届出書に記載した重要な将来情報と実際に生じた結果が異なることとなった場合であっても、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないこと、また、当該説明を記載するに当たっては、例えば、社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経ている場合には、その旨と、検討内容（例えば、当該将来情報の記載に当たって前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要を記載することが考えられることを明確化したものです。</p> <p>上記の趣旨が明確になるよう、開示ガイドライン5-16-2の文言を修正しました。</p>
202	<p>将来情報に関する開示において悪質な事例においても、虚偽記載等の責任を問われることがなかったのであれば、投資家に損害が生じた場面でその救済に欠け、開示制度への信頼を損なうことになるとともに、責任ある開示を真摯に行っている企業との間の衡平を欠くことともなり、マイナスの影響すら及ぼしかねない。そのような観点からは、開示ガイドライン改正案5-16-2においては、あたかも「当該将来情報に関する経営者の認識」が記載されていれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない、ということになってしまうように読める点で懸念がある。</p> <p>前段の第1の場合分けの部分は、「経営者の認識とともに当該認識の前提となる事実、仮定及び推論過程に関する合理的な説明が記載されている場合」と修正すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、開示ガイドライン5-16-2の文言を修正しました。</p>
203	<p>第一文の「将来に関する事項（以下「将来情報」という。）については、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても」については、「将来に関する事項</p>	<p>ご指摘を踏まえ、開示ガイドライン5-16-2の文言を修正しました。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	(以下「将来情報」という。)については、有価証券届出書に記載した <u>重要な</u> 将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても」として下線部の「 <u>重要な</u> 」を追記すべきではないか。	
204	<p>原案では、虚偽記載等の責任を負うのが誰なのか不明確であり、文脈からは経営者が虚偽記載等の責任を負うようにも読める。</p> <p>第二文の「他方、経営者が、…場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。」の記載については、「他方、経営者が、…場合には、<u>提出会社等</u>が虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。」として下線部を追記すべきではないか。</p>	虚偽記載等の責任主体は法令において定められているとおりです。
205	「虚偽記載等(重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下5-16-2及び5-16-3において同じ。)」と規定されているが、虚偽記載について規定されているのは5-16-3ではなく5-16-4であるため「以下5-16-2及び5-16-4において同じ。」が適切であることを確認させていただきたい。	ご指摘を踏まえ、開示ガイドライン5-16-2の文言を修正しました。
206	本項目の新設は、日本企業の重要な将来情報に関する開示を進める上で、一定の基準を示すことができおり評価できる。改正後は、企業の将来キャッシュ・フローの源泉となり得る開示に資するよう、具体性をもったプラクティスとして定着させるべく、好事例を示していただきたい。	貴重なご意見として承ります。
207	気候変動関連の将来情報の開示にかかるセーフハーバーに関しては、米国SECの規則案のリリースにおいて、既存のものに加えて、新たなセーフハーバーを必要とするかという点に関する意見を求める質問が随所に記載されていたため、今後、米国開示ルール上、既存の枠組みでカバーしきれない場面や事項について新しい考え方が示される余地もあり得ると推察される。そのため、今後も、必要に応じて、追加の有無の検討などを継続することを要望する(例えば、ISSBのS2案の確定後のSSBJでの検討を受けた改正作業において、必要に応じて、追加的な改正案を公表してパブリックコメントに付すなど)。	貴重なご意見として承ります。
208	シナリオ分析の財務的影響額は、将来情報を	ご理解のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>含んでいると考えられるが、開示ガイドライン5-16-2の要件を満たした場合には、同規定にいう虚偽記載等の責任を負うものでないと考えられることは可能か。また、ICP (Internal carbon pricing) について、将来の炭素価格等を考慮して設定される場合には、将来情報を含んでいると考えられるが、開示ガイドライン5-16-2の要件を満たした場合には、同規定にいう虚偽記載等の責任を負うものでないと考えられることは可能か。</p>	
209	<p>サステナビリティに関する将来情報に関して、「当該将来情報に関する経営者の認識や当該認識の前提となる事実、仮定及び推論過程に関する合理的な説明」や「検討された事実、仮定及び推論過程とともに記載されている場合」が提出会社が任意に公表した他の書類に記載されている場合、開示ガイドライン5-16-4に基づいて、当該他の書類を参照する旨の記載を行うことも許容されると理解してよいか。</p>	<p>有価証券届出書に記載すべき重要な将来情報について、その記載の前提とされた事実、仮定及び推論過程に関する説明等を記載する場合、基本的には、当該将来情報の記載とともに、有価証券届出書に記載することになると考えられます。もっとも、これに加え、詳細な情報については、開示ガイドライン5-16-4に基づいて、他の書類を参照することも考えられます。なお、参照先の書類内の情報は、参照方式の有価証券届出書における参照書類とは異なり、基本的には有価証券届出書の一部を構成しません。</p>
210	<p>将来情報の前提となる事実等を記載するにあたり、会社ホームページや決算説明資料のリンク先を有価証券届出書等で記載するケースが生じると考えられるが、そのような開示も許容されるとの理解で差し支えないか。この際、リンク先の会社資料も含めて参照書類を構成することになるとの理解でよいか。</p>	
211	<p>将来情報の記載について、金商法に基づく虚偽記載等の民事責任や刑事責任が裁判で争われた場合、金商法令の解釈権者は裁判所であり、裁判所は金融庁が策定する開示ガイドラインに拘束されるものではなく、したがって、開示ガイドラインに従った記載をしても、免責が保証されるものではないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
212	<p>殊にサステナビリティ分野においては、企業のノウハウも少なく、計画や方針等の転換を余儀なくされる場合も往々にしてある。開示後に検討が深化し、又は情勢が変化することにより、将来情報に関連する計画や方針等の転換があった場合であっても、開示時点での検討が当時の状況に照らし不合理なものでなければ、虚偽記載等の責任を負わないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、将来情報について、当該記載が虚偽であるかどうかは、開示時点を基準に判断されます。なお、将来情報について、有価証券届出書における提出日現在において判断したものである旨や有価証券報告書における連結会計年度末(事業年度末)現在において判断したものである旨は、有価証券届出書等における記載事項としています。</p>
213	<p>将来情報に係る虚偽記載等の責任の可能性に対する懸念に理解を示すことも開示の充実を</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>期す上で意味があるが、記載上の注意に記載すべきことが明示されているとおり、「将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は・・・提出日現在において判断したもの」であり、その点から考えれば、実際に生じた結果が異なった場合においても、それが虚偽記載等の責任につながることは例外的な場合であるはずである。問題を生じる場合の将来情報の記載としては、例えば、将来の発生の蓋然性が高いかのごとき記載やそのような誤解を与えかねない記載がなされたような例外的な場合ではないか。すなわち、将来情報の開示において、提出日現在の判断を示す記載という前提と矛盾する記載がなされているか、または将来事象の不確実性を誤解させるか若しくは誤解を生じさせ得る記載がなされている場合において問題となることを明確にすることも意義があるのではないか。</p>	
214	<p>サステナビリティ開示については、将来情報の記載が相当程度含まれる可能性があるなかで、開示を促すためには、企業に対して過度な開示負担を課すことは望ましくない。よって、開示ガイドラインで定められている将来情報の説明に関する記載事項は、詳細に及ぶ内容ではなく、「事実や仮定等」の概要が示されていればよいと考えているが、そのような認識でよいか。</p>	<p>開示ガイドライン5-16-2は、DWG報告において、「サステナビリティ開示について、投資家の投資判断にとって有用な情報を提供する観点では、事後に事情が変化した場合において虚偽記載の責任が問われることを懸念して企業の開示姿勢が委縮することは好ましくない。」とされたことを踏まえ、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないことを明確化したものです。</p>
215	<p>開示ガイドライン改正案5-16-2の「当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経た上で、その旨が、検討された事実、仮定及び推論過程とともに記載されている場合」というところの「検討された事実、仮定及び推論過程」は、提出会社による将来予測の内容の合理性を投資者が独自に検証可能な程度に、それらの全てを詳細に記載することまで想定又は要求するものではないという理解でよいか。例えば、主要な前提条件・シナリオや社内検討のプロセスを説明することは、金融庁の想定する記載か。</p>	<p>また、「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合」について、例えば、社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経ている場合には、その検討内容(例えば、前提とされた事実、仮定及び推論過程等)の「概要」を記載することが考えられる旨を明確化しました。</p>
216	<p>気候変動関連のシナリオ分析等の記載において、分析等の前提としたシナリオはそれ自体で将来情報に該当し、虚偽記載等の責任を問われる可能性はあるのか。複数のシナリオに基づく分析等を記載する場合には、いずれかは実際に</p>	<p>に実態に即して判断されるべきものですが、例えば、社内(例えば、取締役会等の社内の会議体等)で合理的な根拠に基づく適切な検討を行った場合、その旨と、有価証券届出書に記載した将来情報に関する検討過程として、前提とさ</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>生じた結果と異なることとなる以上、そのようなシナリオの記載は将来の予想としては確実性が高い記述とはいえず、(何らかの他の特別な事情がない限りは)提出者が虚偽記載等の責任を負う対象にはなる蓋然性は極めて低いのではないかと考え得るがどうか。もし何等かの警告的文言などを付すことによって、投資者に誤解を生じさせるような記載とみなされることを回避し得るとすれば、どのような文言を記載すべきであるか、可能な範囲で、5-16-2においても言及していただければと考える。</p>	<p>れた事実、仮定(例えば、○頃までに●●のような事象が起こる等)及びこれらを基に将来情報を導いた論理的な過程(推論過程)の概要について、わかりやすく記載していただくことを想定しています。</p>
217	<p>改正案では、記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、①当該将来情報に関する経営者の認識や当該認識の前提となる事実、仮定及び推論過程に関する合理的な説明が記載されている場合や、②当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経た上で、その旨が、検討された事実、仮定及び推論過程とともに記載されている場合には、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないとされている。しかしながら、①②のそれぞれについて、要件が抽象的であり、「認識の前提となる事実」「仮定」「推論過程」「検討された事実」等として、例えば、どのような内容が想定されているか分かりづらいため、開示ガイドライン等において具体例を示していただきたい。また、これらについてどの程度の記載があれば虚偽記載等の責任を負わないのか、具体例や考え方等を示していただきたい。</p>	
218	<p>サステナビリティの開示については、経営者の想いや長期的な方向性をベースに検討されることが多く、「合理的」な説明にそぐわないものである。また、合理的であるとの判断基準はあいまいであり、虚偽記載等の責任を負うリスクをおそれてサステナビリティの開示が進まない可能性がある。例えば、「(著しく不合理な場合を除く)」等のように要件を緩和するべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
219	<p>「投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報」について、当然ながら投資判断はその投資者が行うものであり、経営者自身は、ある将来情報が投資者の投資判断に影響を与える重要なものであるか否かについては推測に依るし</p>	<p>開示ガイドライン5-16-2において虚偽記載等の責任を負う可能性があるとしているのは、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報について、有価証券届出書提出日現在において、有価証券届出書に記載すべき重要な事</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>かない。今回の改訂の趣旨は、経営者が投資者の投資判断において重要と考えられる将来情報をベストエフォートで特定し開示することであり、最終的に投資者側で重要であったかどうかを判断させることは規制として厳しすぎる。</p> <p>よって、「投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報」を、例えば「投資者の投資判断に影響を与え(得)ると考える重要な将来情報」と若干記載を変更する等、ご検討いただきたい。</p>	<p>項であるにもかかわらず、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合であり、ご指摘のように最終的に投資者側で重要であったかどうかを判断させる趣旨ではありません。</p> <p>なお、「投資者の投資判断に影響を与える」という文言は、開示ガイドライン10-1においても使用しているものです。</p>
220	<p>開示ガイドライン5-16-2に関し、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報のうち未公表の検討事項など記載しないことに合理的な理由があるものについては、記載しなかった場合でも虚偽記載等の責任を負う可能性はないと理解してよいか。</p>	<p>開示ガイドライン5-16-2は、DWG報告において、「サステナビリティ開示について、投資家の投資判断にとって有用な情報を提供する観点では、事後に事情が変化した場合において虚偽記載の責任が問われることを懸念して企業の開示姿勢が委縮することは好ましくない。」とされたことを踏まえ、有価証券届出書に記載した重要な将来情報と実際に生じた結果が異なることとなった場合であっても、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないこと、また、当該説明を記載するに当たっては、例えば、社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経ている場合には、その旨と、検討内容(例えば、当該将来情報の記載に当たって前提とされた事実、仮定及び推論過程)の概要を記載することが考えられることを明確化したものです。</p>
221	<p>開示ガイドライン5-16-2における「投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報」については、将来の数値を含む広範な将来情報が含まれるようにも考えられるが、仮定の合理性の判断が困難である場合に、不確実性を伴う当該仮定に基づいた将来の数値については開示しないという判断を行う場合は、虚偽記載等の責任を負わないという理解でよいか。</p>	<p>したがって、本開示ガイドラインは、業績予想等の具体的な数値を含め、新たに何らかの開示の義務を定めるものではありません。この趣旨を明確にするため、開示ガイドライン5-16-2後段を修正いたしました。</p>
222	<p>プレスリリース等、金商法上で求められる以外の資料で将来の具体的な数値を含む将来情報を対外的に公表している場合においても、金商法上の責任を負う有価証券届出書においては、虚偽記載等への該当性の観点から慎重に検討した結果、投資者への開示情報としての合理性を担保することが難しい等を理由としてとりわけ具体的な将来の数値については開示しないという判断もあり得る。このように有価証券届出書については将来情報のうち将来の具体的な数値の記載が適さないと判断し、将来情報として将来の具体的な数値を記載しなかった場合においても、金商法上以外の資料で当該将来情報が開示されていることを理由として虚偽記載等に該当するものではないという理解でよいか。</p> <p>例えば、以下のようなケースが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式の新規公開において業績予想等の将来の数値の確実性についてトラックレコードが乏しいケース 	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>・上場会社のファイナンスにおいて中期経営計画や業績予想等の公表時点から時間経過しており、かつ、有価証券届出書の提出日時点において公表時点と同等の将来の数値の合理性の検証を行うことが時間的制約や事務負荷・コスト等により困難なケース</p>	
223	<p>開示ガイドライン5-16-2に関し、法定開示書類において中期経営計画等の利益計画数値や決算短信の業績予想数値が記載される事例が見受けられるが、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報として不確実性の高い利益計画数値や業績予想数値を法定開示書類に記載することが義務付けられるものではないと理解してよいか。</p>	
224	<p>将来情報は、サステナビリティ情報を前提としており、業績予想等の財務情報は含まないと考えているが、そのような認識でよいか。業績予想等の財務情報を含むとすれば、「他方、経営者が、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、合理的な根拠に基づかずに重要と認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性がある」の記述は、有価証券報告書において業績予想が開示されない場合に、虚偽記載の責任を負う可能性があるかのようにも読めるため、適切ではない。</p>	
225	<p>開示ガイドライン改正案5-16-2後段は、中期経営計画等の具体的な目標数値や取引所規則に基づき決算短信で開示された業績予想数値の記載を義務付けるものではないことを確認させていただきたい。</p> <p>将来情報という性質上不確実性の高い情報を記載するかどうかについては、それ自体慎重な検討を要する。一定の合理的な根拠に基づく将来情報であっても、結果的に実績と乖離し、特に一般投資家が将来情報に過度に反応するおそれがある。発行会社にとっては、虚偽記載等の責任自体はもとより、現に損失を被っている投資家から責任を追及されること自体がリスクとなる。そのため、公募増資等の資金調達時に有価証券届出書を提出する場合においても、未達の</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>場合の虚偽記載等の責任に関するリスクを避ける観点から、具体的な目標数値の記載は避けることが多く、また、取引所規則に基づき決算短信に記載された業績予想数値を有価証券届出書に記載する例は皆無である。これらの定量的な将来情報は、国内外を問わず、虚偽記載等の責任を伴うコミットメントとして位置付けられてこなかったのが実態であり、今後も同様の取り扱いが認められるべきと考える。</p>	
226	<p>開示ガイドライン5-16-2に関して、金商法第13条の目論見書の使用者責任、及び同法の21条4項の「元引受契約を締結した金融商品取引業者又は登録金融機関」の責任の観点からの手当てを行っていただきたい。</p> <p>一般的に、他国において、業績予想(重要な将来情報と考える)を含む書類を用いて株式等を投勧誘を行うことはないものと認識しているが、開示ガイドライン5-16-2後段を踏まえると、発行体は届出書に相当な将来情報を記載することが想定される。</p> <p>一方、取引所のルール等から金融商品取引業者が業績予想がないと考えることはあり得ず、金商法第21条第2項第3号の「記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず・・・相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったこと」から鑑みると、業績予想値等が記載されたもので投資勧誘することが求められると考えられる。</p> <p>こういった将来情報が記載された文書で投資勧誘をさせることは、金融商品取引業者等に、大きな訴訟リスクを抱えさせることにつながり、市場の健全な発展を阻害させることにつながると考えられる。例えば、将来に関する事項については、その達成及び将来の業績を保証するものではない旨を目立つ箇所に記載することで、業績予想値等が結果的に大きく外れたとしても、基本的には責任を問わない、といった、引受業者や販売業者を守る仕組みを構築していただきたい。</p>	
227	<p>「重要な情報を敢えて記載しなかった場合は、虚偽記載の責任を負う可能性がある」ことは理解できるが、その他に、虚偽記載の責任を負う可能性がある場合について具体的に(その他の</p>	<p>虚偽記載等に該当するかは個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものであり、虚偽記載の責任を負う可能性がある場合をすべからず記載することは困難です。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	場合がないのであれば、その旨を記載いただきたい。	
228	開示ガイドライン5-16-2後段に関し、将来情報の記載要否の判断に当たっては、当該情報の実現可能性の程度も判断要素となるという理解でよいか(仮にそれが結果として発現した場合には投資者の判断に重要な影響を及ぼし得る情報であったとしても、届出書提出日現在においては実現可能性が低いと判断される場合には、記載することでかえって投資者に混乱を生じさせることになるため、記載をしないという経営者の判断は当然に許容されるべきであり、かかる場合には、虚偽記載等の責任を負わないと考えるが、そのような理解でよいか)、明らかにされたい。	ご理解のとおり、当該情報の実現可能性の程度も判断要素の一つになり得ると考えられます。
229	記載しなかった場合の責任をおそれ、将来情報について安易な開示が行われて投資判断が難しくなるようなケースが発生することも懸念される。 何が記載すべき「重要な将来情報」に該当し得るのかを検討するにあたっての参考にするため、「記述情報の開示の好事例集」やQAで取り上げること検討いただきたい。	貴重なご意見として承ります。
230	有価証券届出書等に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、具体的にどのような事が記載されていれば虚偽記載等の責任を負うことにならないと考えられるのか、有価証券届出書等に将来情報を記載するにあたっての参考にするため、開示ガイドラインで定める「合理的な説明」に該当する開示例について、「記述情報の開示の好事例集」やQAで取り上げること検討いただきたい。	
▼他の公表書類の参照		
231	総論として、本項目の新設は、「サステナビリティに関する考え方及び取組」及び「コーポレート・ガバナンスの概要」の記載について、任意開示書類への参照方式を認めている点は、企業の作業負担を軽減すること等も踏まえて評価できる。	本改正をご支持いただきありがとうございます。
232	開示ガイドラインの改正案は、サステナビリティ等に関する義務開示事項に加え、補完的な詳細情報について任意開示書類を参照することを	ご理解のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	可としているが、このような任意開示書類として金融庁の説明資料が例示している統合報告書やデータブックに加え、TCFDとの整合性のあるCDPなどの国際的な枠組みによる任意開示を含めることは可能という理解でよいか。	
233	任意開示書類として、企業が公表する統合報告書やサステナビリティ情報のデータブックの他、CDP(Carbon Disclosure Project)への回答など、関連する国際的な枠組みに基づく任意開示を含めることも可能であるか。	
234	「任意に公表した他の書類」には、東証の上場規則に基づき提出が求められるコーポレート・ガバナンスに関する報告書は任意の公表には該当しない点でこれに含まれないことになり、統合報告書その他の任意で公表した書類のみが含まれると理解してよいか。	参照先の書類としては、「任意」に公表した書類のほか、他の法令や上場規則等に基づき公表された書類も含まれ得ることから、その点を明確にしました。
235	金商法以外の法令の規定により公表が義務付けられている事項(例えば、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定により公表が義務付けられているGHG排出量に関する事項等)が記載された書類についても、当該事項が開示府令の定める様式において記載が必要とならない限りにおいては、「任意に公表した他の書類」に該当するという理解でよいか。	
236	DWG報告において、取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況の開示においてはコーポレート・ガバナンス報告書の参照も有用と考えると記載されていたが、開示ガイドライン5-16-4の「任意に公表した他の書類」にコーポレート・ガバナンス報告書も含まれるという理解でよいか。	
237	「任意に公表した他の書類」に取引所規則に基づく「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」は含まれるという認識でよいか。	
238	サステナビリティに関する指標及び目標については、決算日から3か月以内の提出が必要となる有価証券報告書の提出時までには実績の集約が間に合わない項目が含まれている(例:GHG排出量の実績値)。これまで、自社が集約・設定可能なスケジュールに合わせて任意開示を行っているが、今回の有価証券報告書における開示でも、過去(例えば、前年度や前前年度)の	有価証券報告書の記載内容を補完する詳細な情報については、前年度の情報が記載された書類や将来公表予定の任意開示書類を参照することも考えられます。もともと、将来公表予定の書類を参照する際は、投資者に理解しやすいよう公表予定時期や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれます。 一方、各企業において、投資者の投資判断

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	実績を開示することや、任意の開示書類の参照先を記載することで問題ないと考えているが、それでよいか。	上、重要であると判断した事項については、有価証券報告書に記載する必要があります。そして、有価証券報告書における「サステナビリティに関する考え方及び取組」では、直近の連結会計年度に係る情報を記載する必要がありますが、その記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられます。この場合には、概算値であることや前年度のデータであることを記載して、投資者に誤解を生じさせないようにする必要があります。また、概算値を記載した場合であって、後日、実際の集計結果が概算値から大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられます。
239	GHG排出量の算定・開示時期については、決算期末5～6か月後の公表(3月末決算の場合8月や9月に公表)が一般的であると理解している。その状況を踏まえ、開示原則において、一年度前の数値の記述や、追って任意の開示物において公表する旨の言及が許容されるなど、現実的な対応策をご検討の上、明示いただきたい。また、金融庁が想定する記載イメージを公表いただきたい。	なお、2022年3月にISSBから公表されたサステナビリティ開示基準の公開草案では、サステナビリティ情報について、財務情報との結合性や、財務諸表と同じ報告期間を対象とすることが求められており、今後のISSB基準の最終化や、SSBJにおいて策定されるISSB基準と整合的な国内基準の内容も踏まえ、適切な情報開示に向けて検討していくことが重要です。
240	環境データや社会データについては、特に重要な指標を抽出して第三者による保証を受けた状態で開示してきた。例年、3月末のデータを収集・精査して8月末までに保証を取得しているため、有価証券報告書が公開される時期には、これらの定量データの保証取得が間に合わない事態が予想される。有価証券報告書内には定量データの記載は行わず、ホームページ内の参照箇所を示す(URLを記載する)方法も許容されるか。	
241	6月末までに正確性を担保出来るレベルでScope1・2の排出量を集計することが難しいため、有価証券報告書でScope1・2を開示した後、サステナビリティレポート等での保証手続の中で計算誤りや排出原単位の認識違い等が発見され、サステナビリティレポートで開示されるScope1・2と、先行して開示した有価証券報告書に掲載されるScope1・2に差異が生じてしまう場合でも、当該情報について有価証券報告書に関して社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経た上で、その旨が検討された事実、仮定及び推論過程とともに記載されている場合には、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない、としていただきたい。もしくは、Scope1・2の排出量については1年度前の開示を許容する、あるいは、8月～9月に発行される予定の任意開示書類(統合レポート、サステナビリティレポート等)を参照するという記述のみとする、としていただきたい。	
242	例えば、GHG排出量の開示時期は、決算期末5～6か月後の公表(3月末決算法人であれば、	有価証券報告書の記載内容を補完する詳細な情報については、前年度の情報が記載された

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>8月や9月の公表)が一般的である状況を踏まえると、任意開示書類の参照先について、将来公表予定の開示書類についても許容していただきたい。</p>	<p>書類や将来公表予定の任意開示書類を参照することも考えられます。もっとも、将来公表予定の書類を参照する際は、投資者に理解しやすいよう公表予定時期や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれます。</p>
243	<p>開示ガイドライン改正案の記述を踏まえると、参照対象となる任意開示書類には、有価証券報告書提出後に公表予定のものは含まれないという理解でよいか。</p> <p>企業が、有価証券報告書の後に公表される任意書類について、有価証券報告書の中で、公表予定の旨であることについて言及することは妨げないという理解でよいか。例えば、統合報告書やESGデータ集を公表予定である旨、当該文書の名称や掲載箇所、開示する情報の内容について、有価証券報告書において記載することが考えられる。</p> <p>また、有価証券報告書提出後に公表予定の任意開示書類の記述があった場合、当該言及は、開示ガイドライン改正案の定める「任意に公表した他の書類」の参照には該当しないとすることが適当であると考えるが、そのような理解でよいか。</p>	<p>なお、2022年3月にISSBから公表されたサステナビリティ開示基準の公開草案では、サステナビリティ情報について、財務情報との結合性や、財務諸表と同じ報告期間を対象とすることが求められており、今後のISSB基準の最終化や、SSBJにおいて策定されるISSB基準と整合的な国内基準の内容も踏まえ、適切な情報開示に向けて検討していくことが重要です。</p>
244	<p>前年度に公表した統合報告書など、対象とする報告期間が異なる公表書類については、有価証券報告書の開示情報を「補完する詳細な情報」とは言えないため、参照情報に該当しないと考えるが、そのような理解でよいか。</p>	
245	<p>提出会社が任意に公表した他の開示書類を参照する場合、参照可能となる開示書類は、どの程度過去に公表された書類を参照することが可能なのか、有価証券報告書提出日後、翌期の第2四半期の業績発表時に公表予定の他の開示書類を参照することも可能なのか、参照可能な任意開示書類について明確化することをご検討いただきたい。</p>	
246	<p>開示ガイドライン改正案5-16-4では、「サステナビリティに関する考え方及び取組」や「コーポレート・ガバナンスの概要」の記載について、様式所定の内容に加え、提出会社が任意に公表する書類を参照することができる旨示されているが、直近事業年度より前の事業年度に係る任意公表書類が最新のものであればそれを参照</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	することも妨げられないという理解でよいか。	
247	<p>「任意に公表した他の書類」として参照先の一つと考えられる統合報告書は、3月期決算企業では、有価証券報告書提出後の7～9月に発行される場合が多いため、有価証券報告書提出時に公表されている統合報告書は1事業年度前になることが想定されるが、それは許容されるか。</p>	
248	<p>統合報告書等の「提出会社が任意に公表した他の書類」は、現状の実務では、ほとんどの会社が、有価証券報告書提出後に公表している。</p> <p>提出会社が、既に公表した任意の他の書類であれば、過去の書類でも有価証券報告書で参照できるという理解でよいか。</p>	
249	<p>各種情報(例えば、GHG排出量や従業員に関するデータ、研修費用・時間に関するデータ等)の中には、外部から取得するデータに基づいて算定を行うものもあり、有価証券報告書の作成、提出スケジュールに間に合わせる事が困難なものもある。</p> <p>情報の重要性に応じて、「X月頃Web(他の任意開示媒体)にて開示予定」のように将来開示される任意開示書類への参照を認めるなど、柔軟な開示のあり方を許容すべきである。</p>	
250	<p>財務情報とサステナビリティ情報の開示対象期間が一致することが、将来的には望ましいと思うが、現時点における、財務情報と非財務情報の開示のサイクルやデータ収集体制等を勘案すると、当面、サステナビリティ情報については、前事業年度情報の開示も許容いただきたい。</p> <p>また、任意開示書類を参照する場合には、開示対象期間が相違するものが含まれることや、公表予定の開示書類の参照を許容する等、柔軟な運用を認めていただきたい。</p>	
251	<p>例えば、統合報告書やサステナビリティレポート等(以下、「任意開示書類」という。)で開示されている情報が「補完する詳細な情報」に該当すると考えられるが、大半の会社では、有価証券報告書提出日時点では当年度に関する任意開示書類は「公表した」情報になっておらず、数か月後に公表されるのが実態である。従い、「公表した」情報を参照するためには前年度の任意開示書類が参照先とならざるを得ないが、そのような</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>参照は認められるという理解でよいか。</p> <p>また、有価証券報告書提出日から数か月後に提出される予定の当年度の任意開示書類は参照先として認められないという理解でよいか。</p>	
252	<p>実務上、GHG排出量の削減目標や実績値等については、CDPの枠組みを用いて開示し、その内容を統合報告書に反映させている企業が多いものと理解している。具体的には、CDP回答は例年7月下旬が締切りであるところ、事業年度が3月期末の企業であれば直近の年度の排出量をその時点までに取りまとめて回答し、その後公表する統合報告書でも同一の数値を記載・開示するのが一般的であると承知している。</p> <p>上記の実務的な手順・スケジュールを前提とすると、6月中が一般的な有価証券報告書の提出時点では、排出量算出の実務に要する期間を踏まえれば、直近の年度の排出量を記載できず、前々年度の排出量を記載せざるを得ないこととなるが、このような実務上生じる対象年度の乖離が許容されることを希望したい。</p> <p>なお、今回の改正案は、詳細情報について統合報告書等の任意開示書類を有価証券報告書で参照することを可能としているところ、そのような参照により排出量の開示を行う場合、有価証券報告書で参照されるのは、一般的に、前々年度の排出量を記載した前年度公表の統合報告書となることに留意願いたい。</p>	
253	<p>GHG排出量のScope3の情報は、開示原則では積極的な開示を求められていないようであるが、仮に排出量に関して指標及び目標(記載上の注意30-2のb)に記載した開示情報を補完する詳細な情報として、開示ガイドライン5-16-4の要件を満たしてScope3の情報を記載した場合には、同ガイドラインにいう虚偽記載等の責任を負うものでないと思えることは可能か。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
254	<p>「任意に公表した他の書類」はあくまでも補完情報との位置づけであり、その記載は参照先のみを記載するのではなく、その要旨も記載する必要があるか。</p>	<p>ご理解のとおり、「任意に公表した他の書類」はあくまでも補完情報との位置づけであり、投資家が真に必要とする情報は、有価証券届出書等に記載する必要があります。この趣旨を明確化するため、開示ガイドラインの文言を修正しました。</p>
255	<p>本条項において外部参照を認めているのは「当該事項を補完する詳細な情報」のみであって、「同様式(30-2)aからcまで又は同様式(54)iiに</p>	<p>有価証券届出書等の記載内容を補完する詳</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>規定する事項」の外部参照は認められないものと理解しているが、この点について、更なる明確化をいただきたい。</p> <p>明確化のための修正記載案</p> <p>開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)に規定する「サステナビリティに関する考え方及び取組」又は同様式(54)iiに規定する「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、同様式(30-2)aからcまで又は同様式(54)iiに規定する事項を補完する詳細な情報について、提出会社が任意に公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。</p>	<p>細情報について他の書類を参照するにあたっては、その概要については有価証券届出書等に記載することも投資者にとって有用と考えられます。</p>
256	<p>「当該事項を補完する詳細な情報」(補完情報)だけでなく、「同様式(30-2)aからcまで又は同様式(54)iiに規定する事項」それ自体(すなわち、記載欄に記載する情報)についても、幅広く任意開示書類の参照が可能であるとの理解でよいか(サステナビリティ情報については、統合報告書やサステナビリティ報告書等で「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」に相当する情報を記載している会社も多いと思われるため、確認を求める)。</p>	
257	<p>「任意に公表した他の書類」の対象は「書類」であり、ウェブサイトは「書類」ではないため不可になるとの理解でよいか。</p>	<p>「提出会社が公表した他の書類」として、ウェブサイトも参照することも考えられます。</p> <p>もっとも、ウェブサイト参照の場合には、</p>
258	<p>ウェブサイトが参照先として認められる場合、有価証券報告書提出後に当該ウェブサイトの更新も認められるものか、また閲覧可能期間の制約は設けないとの理解でよいか。</p>	<p>①更新される可能性がある場合はその旨及び予定時期を有価証券報告書等に記載した上で、更新した場合には、更新箇所及び更新日をウェブサイトにおいて明記する</p>
259	<p>改正案にある「任意に公表した他の書類」について紙媒体の発行書類のほかウェブサイト上に公表されたPDF媒体が考えられるが、HTML形式によって作成されたウェブ情報は公表日が明確ではないことも多く、随時更新ができる等の課題がある。有価証券報告書における開示情報を補完する詳細情報という位置付けから考えると、外部参照情報については、発行日(情報の確定日)が明確になっており、公表日以降の随時更新がされないことを原則とすることが望ましい。</p> <p>加えて、外部参照するに当たって、有価証券報告書の中で参照の対象となる媒体、参照対象の情報が具体的かつ明確に示されることによ</p>	<p>②有価証券報告書等の公衆縦覧期間中は、継続して閲覧可能とする</p> <p>など、投資者に誤解を生じさせないような措置を講じることが考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>て、当該情報への円滑なアクセスが確保されることが重要である。既に任意の統合報告書においては、編集方針等の形で報告書冒頭に外部参照の対象となる報告書及びデータ集の一覧が、当該媒体の位置付けとともに明記される実務も広がっており、こうした取組は、情報利用者が開示書類(媒体)の体系を理解する上で有益であり、有価証券報告書における外部参照においても参考にできると考える。</p> <p>ISSB基準公開草案においても外部参照が認められるとともに、任意開示書類やウェブサイト等を活用して開示媒体の体系化を進める実務の進展を鑑みると、有価証券報告書の中核とする外部参照が我が国における年次報告実務の体系化を促進する形で進むことが期待され、こうした観点からも、他の開示書類(媒体)の参照の在り方について、開示原則等において一定の指針が提供され、明確化が図られることを望む。</p>	
260	<p>提出会社のウェブサイトに掲載するなど、「書類」という表現に必ずしも適合しない媒体で公表した情報も参照可能であるという理解でよいか。</p> <p>「任意に」及び「書類」という表現は修正をご検討いただきたい。</p>	
261	<p>参照可能となる任意の開示書類の媒体について、サステナビリティ情報等を記載したサステナビリティ報告書、統合報告書や取引所規則に基づくコーポレート・ガバナンス報告書が含まれると考えられるが、その他、ウェブサイト情報等の報告書として編纂されていない改変等が容易に可能な開示書類も参照可能となるかが不明瞭となっているため、参照可能となる任意の開示書類の媒体についても明確化することも検討いただきたい。</p>	
262	<p>全ての相互参照情報(任意開示書類含む)が、有価証券報告書に含まれる情報と同等の品質特性を満たすことを要求することを検討すべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
263	<p>サステナビリティ情報に関して、参照先の任意レポートで誤記が発覚した場合の各社の対応方法におけるガイダンスが必要ではないか。</p>	<p>URL又は参照先の情報に修正があった場合に、有価証券報告書等の訂正を行うかどうかは、個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものですが、必ずしも訂正報告書等の提出を求めものではありません。</p>
264	<p>提出会社が任意に公表した他の書類の参照方法としてURLを記載することが考えられるが、提</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>出日時点でURLが正しければ、当該URLがその後に変更となった場合でも、訂正報告書の提出は不要との理解でよいか。</p>	<p>もともと、当該情報は、有価証券報告書等における記載内容を補完する情報であることから、例えば、</p>
265	<p>例えば、有価証券報告書の提出後、参照書類が参照できなくなった場合や、参照書類の更新に伴い、有価証券報告書の記載内容との間に齟齬が生じた場合であっても、次回有価証券報告書等の提出時に修正すれば問題なく、訂正報告書の提出は不要であると理解してよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参照先の情報が修正され、これに伴い、有価証券報告書等の必要的記載事項に変更がある場合には、訂正報告書を提出する必要がある ・参照先のURLが次年度の有価証券報告書が提出されるまでの間に変更された場合には、訂正報告書等を提出することが望ましい
266	<p>有価証券届出書の提出後、申込みが確定するまでに、参照した任意公表書類が更新された場合（例えば、次の事業年度に係る同種の任意公表書類が発行された場合）であっても、当該更新前の書類を参照する旨の記載を当該更新後の書類を参照する旨の記載にアップデートするための有価証券届出書の訂正報告書を提出する必要はないという理解でよいか。</p>	<p>と考えられます。</p>
267	<p>参照先の書類に虚偽表示等があっても、虚偽表示等があることの認識がなければ虚偽記載等の責任を負わないという趣旨か。参照先に虚偽表示等があることを認識していない場合であっても、虚偽表示等の内容の程度等如何によって虚偽記載等の責任を負うことがあり得るという理解でよいのか。</p>	<p>「事実と異なる実績が記載されている等、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合」は、虚偽表示等があることの認識がない場合の金商法上の責任を一律に免除する趣旨のものではなく、参照先の情報に虚偽記載等がある場合であって、これが有価証券届出書の虚偽記載等に該当し得る場合の例示です。</p>
268	<p>金商法上の有価証券届出書や有価証券報告書の虚偽記載等の責任（課徴金や民事上の損害賠償責任等）の中には、故意・過失がなくても責任が成立するもの（無過失責任を定めたもの等）があるが、任意開示書類を参照した場合には、そのような故意・過失がなくても成立する責任（無過失責任を定めたもの等）についても、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があるというだけでは責任は認められず、「当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等」に限って虚偽記載等の責任が認められるという理解でよいか。上記理解でよい場合、その旨を明確にしていきたい。</p>	
269	<p>開示ガイドライン改正案5-16-4は、参照先の任意公表書類に「明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りな</p>	<p>参照先の書類に虚偽記載等が存在する場合には、参照先に有価証券届出書の情報を補足する情報があるといった記載自体が虚偽記載等</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>から参照していた場合」等、「当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合」が存在することを示唆している。ここで生じ得る虚偽記載等の責任は、①重要な事項について虚偽の記載があること、②記載すべき重要な事項の記載が欠けていること又は③誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けていること、のいずれを理由とするものであると考えればよいか(例えば「明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合」はどうか)。①ないし③は課徴金や刑事責任の有無が異なるため、結論に至る論理とともに明らかにされたい。</p>	<p>になる場合や、参照先の書類に虚偽表示等が存在することについて誤解を生じさせないための説明が欠けている等、個別事案ごとに実態に即して判断されることになるため、ご指摘の①から③のいずれにも該当し得ると考えられます。</p>
270	<p>開示ガイドライン改正案5-16-4では、提出会社が任意に公表した書類を「参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合」の一例として、「当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合」を挙げている。一方で、「有価証券報告書には、投資家の投資判断にとって重要な情報を記載することが求められており、・・・投資家が真に必要なとする情報については有価証券報告書に記載しなければならない」(DWG報告10頁)という考え方に基づく開示を行っていけば、参照先の任意公表資料のみに記載されている内容に虚偽等の表示があったとしても、それが投資家の投資判断にとって「重要な」ものとはなり得ないように思われる。それにもかかわらず参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書等の虚偽記載等の責任が生じ得るとするのは矛盾しないか。</p> <p>仮に、投資家の投資判断とは異なる視点から「重要な」ものを念頭に置いているとすれば、どのような視点か。</p> <p>また、同様に、「明らかに」とは提出会社の立場から明白であるかで考えればよいか。</p> <p>一方で、本来有価証券届出書等に記載すべき重要な事項が、有価証券届出書等に記載されておらず、参照先である任意公表資料に記載されているというケースを想定しているのであれば、発行会社の認識の有無や当該任意公表資料における虚偽記載の有無にかかわらず、有価証券</p>	<p>虚偽記載等の責任を負うかどうかは、個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものですが、ご指摘のとおり、有価証券届出書等において、本来記載すべき重要な事項が記載されていない場合、一般に、有価証券届出書等において記載すべき重要な事項の記載が欠けているときに該当し得ると考えられます。</p> <p>一方、開示ガイドライン5-16-4後段においては、例えば、</p> <p>①有価証券届出書において、単に本来記載すべき重要な事項の記載が欠けているということにとどまらず、記載すべき重要な事項について意図的に記載せずこれを参照することとし、その参照先における記載内容が重要な虚偽の表示となっている場合や</p> <p>②有価証券届出書において記載すべき重要な事項の記載がなされているものの、さらに敢えて参照することとした上で、参照先における記載内容が有価証券届出書の記載内容と矛盾するなどにより重要な虚偽の表示となっている場合を想定しています。なお、参照先の書類に「明らかに重要な虚偽」があるかどうかは、あくまで投資家の投資判断の観点から判断されるべきものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	届出書等における重要事項の欠缺になるのではないか。	
271	有価証券届出書等に直接記載する場合と、他の書類を参照する場合とで、責任の発生について具体的にどのように差異が生じるのか、「当該書類を参照する旨を記載すること自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合」というものがどういったものか明確にされたい。	
272	提出会社が任意に公表した書類を参照する場合であって、当該書類の一部分のみを参照する旨を有価証券届出書等に明記しているときには、かかる参照先部分以外の記述に「明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があること」を提出会社が知っていたとしても、「当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合」には該当しないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。ただし、一部分を参照する場合には、参照先のページなどを明記することにより参照先を明確にした上で、参照先以外の部分について不正確な情報があることを知っている場合には、その旨を注記しておくなど、投資家に誤解を生じさせないよう留意する必要があります。
273	任意公表書類の参照先の記載に「明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があること」を提出会社が知っていたとしても、有価証券届出書等において、かかる表示が存在する旨と表示すべき適切な内容を注記する等の対応を講じていれば、「当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合」に該当しないという理解でよいか。	虚偽記載等の責任を負うかどうかは、個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものですが、一般的には、ご理解のとおりです。
274	任意開示書類の参照を認める開示項目について、「サステナビリティに関する考え方及び取組み」「コーポレート・ガバナンスの概要」に加え、「監査の状況の(a)及び(b)」及び「株式の保有状況の(e)」を追加することについて、検討していただきたい。	開示ガイドライン5-16-4は、統合報告書やサステナビリティ報告書などの任意開示書類等におけるサステナビリティ開示が進展していること、コーポレート・ガバナンス報告書や任意開示書類における取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況の開示が進展していることを背景に、DWG報告において、これらの開示に際して、詳細情報については、任意開示書類等を参照することも考えられる旨提言されたことを受けて規定したものであり、本開示ガイドラインは、他の項目において、任意開示書類の参照をすることを妨げるものではありませんが、有価証券届出書における一覽性を確保すべきとの投資家の声があることも踏まえ、その適否については、各企業において慎重に検討する必要があると考えられます。
275	開示ガイドライン改正案5-16-4は、「サステナビリティに関する考え方及び取組」や「コーポレート・ガバナンスの概要」の記載について、様式所定の内容に加え、提出会社が任意に公表した書類を参照することができる旨示されているが、有価証券届出書等の他の記載項目においては、かかる任意公表書類を参照することが許容されないという趣旨か。または、参照することは許容されるものの、虚偽記載等の責任に関するセーフハーバー・ルールは適用されないというこ	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	とか。	
276	<p>詳細な情報を記載した他の書類の参照が認められるのは5-16-4において明示した(30-2)と(54)に限り、それ以外の開示事項に関して、有価証券届出書において他の任意開示書類を参照することはできない(引用される有価証券報告書なども同様)と理解してよいか。</p>	
277	<p>参照書類は、例えば、EDINETやTD-NETによる公表資料に限定されないか確認したい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
278	<p>参照書類を公表するツールに求められる要件があれば確認したい。</p>	<p>参照先の書類の公表方法は、各企業において判断いただくこととなりますが、公衆縦覧期間中は、投資者が無償でかつ容易に閲覧できることが望ましいと考えられます。</p>
279	<p>有価証券報告書と対象期間が異なる公表書類も参照できるものと考えているが、そのような理解でよいか確認したい。</p>	<p>ご理解のとおりです。しかし、その場合においては、参照している書類と有価証券報告書の事業年度が一致していない旨を注記するなど、投資者に誤解を生じさせないよう工夫する必要があります。</p>
280	<p>多くのグローバル金融機関では、任意開示書類の対象年度と有価証券報告書の事業年度が一致しない可能性があり、任意開示書類の更新も毎年行われるとは限らない。そこで、任意開示書類の対象年度と有価証券報告書の事業年度が完全に一致していなくても、当該任意開示書類を参照することは可能なのか。</p>	<p>なお、2022年3月にISSBから公表されたサステナビリティ開示基準の公開草案では、サステナビリティ情報について、財務情報との結合性や、財務諸表と同じ報告期間を対象とすることが求められており、今後のISSB基準の最終化や、SSBJにおいて策定されるISSB基準と整合的な国内基準の内容も踏まえ、適切な情報開示に向けて検討していくことが重要です。</p>
281	<p>監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」(最終改正2022年10月13日)(以下「監基報720」という。)は、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容を「その他の記載内容」と定義し、「通常、財務諸表及びその監査報告書を除く、企業の年次報告書に含まれる財務情報及び非財務情報である。」としている(監基報720第11項)。その他の記載内容に対しては、財務諸表の監査人が一定の手続を実施することを求めている。</p> <p>開示府令改正案及び開示ガイドライン改正案における、「提出会社が任意に公表した他の書類」(以下「参照先情報」という。)について、参照先情報が参照元である有価証券報告書の一部を構成するかどうかに係る規定、また、参照先情</p>	<p>参照先の書類内の情報は、参照方式の有価証券届出書における参照書類とは異なり、基本的には有価証券届出書の一部を構成しません。もともと、投資家が参照先の情報を容易に確認できるように、参照先の書類の名称、参照先のページなどを明記することにより特定することが望ましいと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>報が特定できるレベルの詳細を参照元である有価証券報告書等で明示する規定が改正案には含まれていない。</p> <p>このように、改正案の下では、監査人が監基報720の「その他の記載内容」に該当するか否かの判断をする上で解釈にバラつきが生じる懸念がある。また、何が、監基報720における「その他の記載内容」かどうかは、監査人が経営者と協議をし、年次報告書を構成する文書並びにその発行方法及び発行時期の予定を特定することにより判断することになるため(監基報720第12項(1))、参照先情報については個々の企業ごとに「その他の記載内容」に含めるかどうか、相違が生じる可能性もある。</p> <p>以上から、実務上の解釈の混乱を防ぐために、参照先情報が有価証券報告書等の一部を構成するか否かについての見解を明らかにすることを望む。</p>	
282	<p>参照先の任意開示書類内の情報は、有価証券報告書の一部を構成するかどうかは明確にされていないが、有価証券報告書の一部を構成するという理解でよいか、明確化されたい。有価証券報告書の一部を構成する場合には、監査基準報告書720の適用範囲を明確化する観点からも、参照先を特定できるよう、任意開示書類の名称、参照先のページ、行などを明記すべきことを示す必要があると考える。</p>	
283	<p>「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、開示府令案第二号様式(54)に規定する事項に加え、当該事項を補完する詳細な情報について、提出会社が任意に公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるという点について、例えば、取締役会や委員会の活動状況(開催頻度・出席状況等)を会社Webサイトや株主総会参考書類に記載しており、コーポレート・ガバナンス報告書において該当URLを記載しているような場合には、有価証券報告書等においては、これを参照するのではなく該当URLを記載することでよいか。</p>	
284	<p>多くのグローバル金融機関では、任意開示書類を英語で公表している現状を踏まえ、参照する任意開示書類は英語のもので足り、その日本</p>	<p>投資家が真に必要とする情報については、有価証券届出書に記載する必要があるところ、その記載を補足する詳細な情報が記載された参</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	語訳の作成は不要であるという理解でよいか。	照先の書類について、必ずしも日本語訳を求めるものではありませんが、日本の投資家が閲覧することも踏まえ、投資者の理解に資するような記載が望ましいと考えられます。
▼取締役会等の活動状況		
285	取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、出席状況）、内部監査の実効性（デュアルレポーティングの有無等）については、開示そのものはコーポレート・ガバナンス報告書や任意開示書類において一定の進展がみられるが、その多くが形式的な開示に止まるのも現実である。本件開示府令改正に合わせ、企業価値向上に向けた対話に資するべく「考え方」や「企業価値との繋がりについての方針」といったものも記載するよう促すべきである。	貴重なご意見として承ります。
286	<p>本邦においては、指名委員会等設置会社が上場企業全体の2%に留まっており、法的拘束力の効いた委員会制度によるガバナンスは発達していない。これを背景に、多数の海外投資家は、日本企業の取締役会や執行機関に関するガバナンスに対して、強い信頼を抱くに至っていない。</p> <p>その課題の解決の為、委員会設置会社に対しては、委員会の活動に関する開示の拡大を期待すると同時に、開示について規制当局からガイドラインが提示されることを要望する。また、第三者機関による取締役会の実効性評価（複数年に一度）を義務化することも、上記課題に対する解決策として有用と考えており、本件についても、中期的に検討されることを望む。</p>	貴重なご意見として承ります。
287	英国・米国をはじめ海外の諸国では、取締役会・委員会等の活動状況の開示のみならず、取締役等の実効性評価について開示されることが多い。今回の改正に際し、取締役等の実効性評価にかかる開示について、開示が望まれることをも踏まえ、例示などの形によって言及することを検討すべきではないか。または、開示原則において、コーポレートガバナンスに関する開示についても望ましい開示の考え方などをカバーすることを検討されたい。	貴重なご意見として承ります。
288	「企業統治に関し提出会社が任意に設置する	ご理解のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	委員会の活動状況(中略)を記載すること」に関し、提出会社における各委員会の重要性により判断して問題ないか。	ただし、指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会を設置している場合には、その活動状況を開示する必要があります。
289	<p>「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会(指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会を含む。)」とは、括弧内の記載のとおり監査役会設置会社又は監査等委員会設置会社における所謂指名諮問委員会又は報酬諮問委員会を念頭に置いた規定と理解しているが、そうであるならば「指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会」と明確に定義してはどうか。</p> <p>上場会社の実務慣行として、「フィデューシャリーデューティー委員会」等の多様な委員会を独自に設置する動きもみられるところ、そのような委員会についてまで一律に情報開示の義務を課したとしても、比較可能性の観点からも投資家その他のステークホルダーにとって実用的な情報提供とはならないように思われる。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、修正しました。具体的には、「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」の活動状況を記載する必要があるものの、「指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会」以外については記載の省略が可能であることとしています。</p> <p>「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」は、記載上の注意(54)aで開示を求めているものと同様、企業ごとに様々なものがあり得、個別に判断する必要があると考えられますが、その活動状況の記載が必要な「指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会」以外では、例えば、経営会議やサステナビリティ委員会についても、企業によっては、これに含まれ得ると考えられます。</p>
290	「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会」には、近時のサステナビリティ委員会やダイバーシティ委員会といった名称の委員会も含まれると思われるが、その認識でよいか。「企業統治に関し」という限定によってそれが対象外と理解される可能性はないか。	
291	「企業統治に関し、提出会社が任意に設置する委員会(指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会を含む。)」は、任意の指名委員会・報酬委員会が該当することは理解できるが、例えば経営会議なども「企業統治に関する任意の委員会(会議体)とも言い得るようにも思われるが、そうした会議体が含まれるか否かを明確にされたい。	
292	総論として、取締役会や法定の指名委員会・監査委員会だけでなく、任意で設置した企業統治に関する委員会についても、具体的な検討内容を含む活動状況の開示が求められていることが、コーポレート・ガバナンスへの取組みの透明性増大に資することから、大変評価できる。ただし、企業統治に関する委員会だけでなく、関連す	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>るサステナビリティ、人財開発、事業戦略等の任意の委員会まで含めて対象を広げて解釈できた方が、さらなる持続的成長に向けた取組みが可視化されることから、より望ましい。</p>	
293	<p>同じサステナビリティ委員会という名称であっても、取締役会の下での諮問機関等として設置する場合と、執行サイドでの委員会として設置する場合とがあるが、後者をも含むことになるのか。執行サイドの委員会の活動状況まで開示対象となるとすると、対象となる委員会が広がる点で(その反射効果として相対的に)開示内容が希薄化するおそれがあるのではないかと懸念されるため、開示対象となるべき委員会については明確化を図ることが妥当ではないか。</p>	
294	<p>改正案の「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会(指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会を含む。)」に関して、記載上の注意(54)aにおいて開示すべきとされる「提出会社の企業統治の体制(企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。)」における「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」と同一であることが合理的だと思料されるが、そのような理解でよいか。その理由は、企業統治の体制の開示において権限その他が記載された委員会その他これに類するものに関して、今般の改正でそれらの活動状況が開示されることにより、「統治体制という枠組み」とその枠組みにおける各機関の活動という実質とが対応して開示されることにつながるからである。他方、もし上記2つの開示対象が異なるのであれば、具体的にどのような委員会(その他これに類するもの)に関して不一致が生じることが想定されるか。</p> <p>記載上の注意(54)aの「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」と同(54)iの「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会(指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会を含む。)」とが同一の委員会等を対象としているのであれば、(54)aの改正をし、「(以下iにおいて同じ)」とすることが妥当では</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	ないか。	
295	「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会」を記載することについて、どこまでの範囲の委員会を指すのか。「企業統治に関し設置する委員会」という文言からすると、およそあらゆる委員会が含まれる趣旨に捉えられかねない。しかし、そのような趣旨ではなく、基本的に、法定の「指名委員会」「報酬委員会」に相当(類似)する常設の委員会を指すという理解であれば、括弧書きへの追記等、明確化を検討されたい。	
296	取締役会等の活動状況の例示として挙げられている「開催頻度」とは、最近事業年度における実績を指すか、または最近事業年度当初に策定した年度計画を指すのか。	「開催頻度」とは、最近事業年度における実績を指します。
297	取締役会や監査役会等の活動状況について「具体的な検討内容」の開示が求められているが、営業上の秘密に関わるおそれがある場合等には、開示の内容に制約が生じると考えられるが、それは許容されると考えてよいか。	<p>今般の改正は、コーポレート・ガバナンス報告書や任意開示書類における開示の進展や取締役会・委員会等の機能発揮の状況に対する投資家の関心の高まりがみられること等を背景に、DWG報告において、取締役会や委員会等の活動状況について、有価証券報告書の記載事項とすべきと提言されたことを踏まえたものです。</p> <p>開示内容については、このような趣旨も踏まえ、DWG資料(第4回事務局説明資料)の開示例や記述情報の開示の好事例集も参考に、企業において、投資家の投資判断や、投資家との建設的な対話の観点から、検討いただくことが考えられます。</p>
298	「活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等)を記載すること」の「具体的な検討内容」に関し、年度を通じた議案全てを網羅すべきか、それとも主な議案を記載することで問題ないか。	「具体的な検討内容」として、取締役会等における全ての議案を記載することは必須ではなく、有価証券報告書の利用者である投資家にとって分かりやすいよう要約するなどして記載することも考えられます。
299	取締役会、委員会、監査役会の開示内容に関して、「主な検討事項」に代えて「具体的な検討内容」という用語を用いているが、両者に実質的な差異はあるか。従前、監査役会等に関して「主な検討事項」として開示していた内容では、改正後は「具体的な検討内容」として不十分と判断されるケースが生じ得るか。	<p>「主な検討事項」から「具体的な検討内容」への用語の見直しは、単に規定された検討事項ではなく、実際に取締役会又は監査役会において検討された内容の開示を求める趣旨を明確化するために行ったものであり、開示事項を実質的に変更するものではありません。</p> <p>また、「具体的な検討内容」の記載に当たっては、DWG資料(第4回事務局説明資料)の開示例や記述情報の開示の好事例集も参考に、企業において、投資家の投資判断や、投資家との</p>
300	第二号様式記載上の注意「(56)監査の状況」において「主な検討事項」から「具体的な検討内容」に変更されており、同じく「(54)コーポレートガ	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>「パナソニックの概要」において取締役会・報酬委員会・指名委員会において「具体的な検討内容」を記載することと定められているが、これらについて、投資家との建設的な対話のため、各企業が、開示すべき事項や重要性を判断するという理解でよいか。</p>	<p>建設的な対話の観点から、その開示内容を検討いただくことが考えられます。</p>
301	<p>「(54)コーポレート・ガバナンスの概要」の取締役会、委員会の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等)を記載することについて、DWG報告においては、「監査役会等の活動状況の開示と同様、まずは、…「主な検討事項」、…を記載項目とすべきである」と提言されていたにもかかわらず、「具体的な検討内容」を記載することとされている。これは、「検討した事項」にとどまらず当該検討事項の「内容」について一定程度の記載を要するという事なのか、文言の変更の趣旨を明らかにされたい。</p> <p>仮に「具体的な検討内容」として個別具体的な審議の内容の記載が求められるとすると、当該内容は、社外秘の情報に該当する可能性が非常に高く、抽象化して記載すること自体も難しい。取締役会等での自由闊達な議論の妨げになるおそれもある。取締役会・委員会等の機能発揮の状況に対する投資家の関心の高まりがみられること等から、活動状況の記載欄を設けることが提言されたという改正案の経緯を踏まえた上で、具体的にどの程度の記載が求められるのか、できる限り明確にされたい。</p> <p>監査役及び監査役会等の活動状況について、現行では「主な検討事項」とされているのに対し、改正案では「具体的な検討内容」と改められている点についても同様である。</p>	
302	<p>「取締役、各委員会の活動情報についての明記」、「内部監査の実効性に関する取り組みについての明記」については、既に「改訂コーポレートガバナンス・コード」(2021年)に明記されていることから、今回はより強い拘束力を有する内閣府令に昇格を目指す規定であると評価できる。その上で、「改訂コーポレートガバナンス・コード」(2021年)に明記されていないコーポレートガバナンスに関する情報についても開示するべきであり、これらを明確にするために、以下の開示項</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>目として明記してはどうか。</p> <p>(1)「役員報酬や最高給与額」、「給料の中央値」すること</p> <p>(2)「内部監査部門から取締役会や監査役会に対して行ったレポーティング数」、「企業が定義した重要度」</p>	
303	<p>指名委員会・報酬委員会等の活動状況について、「具体的な検討内容」の記載を求めているが、「取締役候補者や役員報酬額の原案を誰が作成し、どのような議論が行われたのか」の記載を求めているかどうか。例えば、社長が取締役候補の原案を提示し指名委員会は一回の審議でそれを認めるだけといった、指名委員会が形骸化している企業が現に存在しており、指名委員会・報酬委員会が主導的に原案を作成することを促す意味で、このような案とすることが望ましいと考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、「具体的な検討内容」として、企業において、ご指摘のような事項を開示することも考えられます。</p>
304	<p>取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会又はその他の委員会の活動状況の開示について、取締役会の頻度、検討の対象となる課題、取締役メンバーの出席率を含め、有価証券報告書での開示の義務づけを歓迎する。</p> <p>また、多様性、公平性、包括性確保の観点から企業の戦略に必要なスキルセットに関し、企業の目的、長期的な戦略に照らして取締役会の構成及びスキルの根拠を開示するよう企業に求めることを推奨する。</p> <p>さらに、長期的な企業価値創造を向上させるため、資本コストの認識に基づく明確な資本配分方針、可能な場合には資本利益率と資本コストを開示することを府令に定めるよう推奨する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
305	<p>取締役会等の活動状況に加えて、取締役会全体の実効性を高めるための開示や義務を検討されたい。日本の多くの企業の実績は、業務に関する豊富な専門知識を有しているが、金融のバックグラウンドや国際的な場に出ることなどの点で、経験の多様性に欠けることが多いことに留意する必要がある。このことは、取締役会がその監視の役割を果たす能力を妨げる可能性がある。</p> <p>スキルマトリックスを追加することは、スキルと経験のギャップを特定するのに役立ち、取締役</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>研修・教育システムは、これらのギャップを埋める役割を果たす。</p> <p>加えて、2～3年ごとに第三者機関による取締役会評価を実施し、その結果を開示することは、取締役会が必要に応じて軌道修正を行い、その機能を向上させることに資する。</p>	
▼ 監査の状況		
306	<p>本改正案は、内部監査の実効性を確保するための取組を開示項目としているが、内部監査の実効性を確保するための取組としては、デュアルレポーティングの有無だけでなく、内部監査部門の組織上の独立性の確保措置やその確認も重要であるといえる（国際監査基準IPPF1100等参照）。その観点からは、有価証券報告書においても、内部監査の実効性を確保するための取組の開示の一環として、内部監査部門の独立性の確保の有無についても開示を求めることが必要なのではないか。</p>	<p>今般の改正は、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード再改訂において、上場企業は、デュアルレポーティングラインを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保することが求められ、DWG報告において、「デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明を開示項目とすべきである」と提言されたことを受けたものです。</p> <p>ご指摘のとおり、内部監査の実効性を確保するための取組の開示の一環として、例えば、内部監査部門の独立性の確保の有無について記載することも考えられます。</p>
307	<p>内部監査の実効性についての開示の記述、特に内部監査部門から取締役会又は監査委員会への二重の報告ラインについての記述を歓迎する。</p>	<p>本改正をご支持いただきありがとうございます。</p>
308	<p>内部監査の実効性を確保するための取組（デュアルレポーティングを含む）について、「具体的に、かつ、分かりやすく記載すること」は、改訂コーポレートガバナンス・コードにも追加された「取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること」につながり得ることから、大変評価できる。改正後は、企業の成長に資するように具体性をもったプラクティスとして定着させるべく、好事例を示していただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
309	<p>DWG報告では、監査役会等における実質的な活動状況の開示を求め、投資家と監査役等との対話を促進させていくことが重要であるとされ、「監査役又は監査委員会・監査等委員会の委員長の視点による監査の状況の認識と監査役会等の活動状況等の説明」及び「KAMについての監査役等の検討内容」について開示することが望ましいと提言されている。</p> <p>一方、今回の開示府令改正案（第二号様式</p>	<p>「主な検討事項」から「具体的な検討内容」への用語の見直しは、単に規定された検討事項ではなく、実際に監査役会において検討された内容の開示を求める趣旨を明確化するために行ったものであり、開示事項を実質的に変更するものではありません。</p> <p>そのため、「具体的な検討内容」については、ご指摘のような「監査役又は監査委員会・監査等委員会の委員長の視点による監査の状況の</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>記載上の注意「(56)監査の状況」a(b))では、最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会等の活動状況の開示項目のうち、従来の「主な検討事項」を「具体的な検討内容」という文言に変更されたに留まっている。</p> <p>このため、DWG報告にある上記の提言(2項目)を含めて開示することが求められている場合には、明確化のため、明文的に規定することを検討いただきたい。</p>	<p>認識と監査役会等の活動状況等の説明」及び「KAMIについての監査役等の検討内容」の記載を求める趣旨ではありませんが、DWG報告を踏まえ、企業において、投資家の投資判断や投資家との建設的な対話の観点から、このような情報を開示することが望まれます。</p>
310	<p>監査役及び監査役会等の活動状況における具体的な検討内容について、「監査役又は監査委員会・監査等委員会の委員長の視点による監査の状況の認識と監査役会等の活動状況等の説明」及び「KAMIについての監査役等の検討内容」を記載することが望ましいという考えを明確化することをご検討いただきたい。</p>	
311	<p>「監査役会の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)を記載すること」の「具体的な検討内容」について、「主な検討事項」から改正されているが、改正趣旨を教示いただきたい。</p>	<p>「主な検討事項」から「具体的な検討内容」への用語の見直しは、単に規定された検討事項ではなく、実際に監査役会において検討された内容の開示を求める趣旨を明確化するために行ったものであり、開示事項を実質的に変更するものではありません。</p>
312	<p>「a 監査役監査の状況」の(b)の監査役等の活動状況にかかる改正に関して、改正前の主な検討事項を「具体的な検討内容」へと変更する理由は何か。本改正案では、改正前の「主な」という限定が付されていないが、開示すべき事項の範囲は重要性が乏しいものを除くこととなるため、「主な」のような限定を付す必要がないという趣旨であるのか。もし、対象となる範囲が主な事項に限定されることを文言上明確にするのであれば、例えば「主な検討事項」という部分は変更せず、監査役等の活動状況について、(a)と同様に、「具体的に、かつ、分かりやすく記載すること」と変更することも検討し得るのではないか。</p>	<p>このほか、「具体的な検討内容」については、DWG資料(第4回事務局説明資料)の開示例や記述情報の開示の好事例集も参考に、企業において、投資家の投資判断や投資家との建設的な対話の観点から、その記載内容を検討いただくことが考えられます。</p>
313	<p>監査役及び監査役会(監査等委員会設置会社)にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社(監査委員会)の活動状況の一項目として、従来「主な検討事項」が示されていたところ、「具体的な検討内容」に変更されているが、この趣旨について照会したい。</p> <p>本改正は、記載すべき事項につき、改定前に記載を求めていた内容を変更することを意図し</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	たものではなく、貴庁にて示されている「記述情報の開示の好事例集」において紹介されているように、個社の活動状況が利用者にとって分かりやすくなるような具体的な記載が望ましいことを明確にすることを意図しているかと理解してよいか。	
314	監査役や監査役会等の活動状況について「具体的な検討内容」の開示が求められているが、営業上の秘密に関わるおそれがある等には、開示の内容に制約が生じると考えられるが、それは許容されると考えてよいか。	
315	コーポレートガバナンスの状況を充実させることの例示として内部監査の実効性やデュアルレポーティングの有無等があるが、昨年のコーポレートガバナンス・コード改訂により、エンゲージメント対象者として監査役が含まれたにもかかわらず、実際には投資家と監査役との対話は全く進んでいないので投資家と監査役との対話の実態を加えてはどうか。	貴重なご意見として承ります。
316	内部監査におけるデュアルレポーティングの有無等を積極的に開示することは、コーポレートガバナンス・コードの改訂主旨(監査の信頼性確保)にも整合する。一方、内部監査の実効性確保のためには、(1)全ての監査対象からの独立性、(2)内部監査人の専門性(質)、(3)内部監査人の員数(量)等、複数の要素が充足されることを前提とする。デュアルレポーティングの構築・運用は専ら(1)に対応するが、各社は(2)及び(3)についても積極的に開示すべきである。(2)については内部監査人の選任基準、職歴、平均経験年数、積極的資格等の取得状況など、また(3)については従業員100人あたりの内部監査人数などが考えられる。特に(3)については内部監査人が5名以下の上場会社も少なくなく、当該情報の積極開示が、内部監査人増員のきっかけになることを期待する。	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本改正により追加される「内部監査の実効性を確保するための取組」としては、デュアルレポーティングの有無等に限らず、ご指摘のような事項についても、企業における取組状況に応じて、記載することが考えられます。</p>
317	<p>「内部監査の組織、人員及び手続」の記載に加えて、「内部監査の目的、手法」の記載を追加してはどうか。</p> <p>内部監査の実効性を確保するための取組について、「専門性や独立性を確保する仕組みや品質評価の有無」の記載も追加してはどうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本改正により追加される「内部監査の実効性を確保するための取組」としては、デュアルレポーティングの有無等に限らず、ご指摘の「専門性や独立性を確保する仕組み」などについても、企業における取組状況に応じて、記載するこ</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>「最近事業年度における提出会社の内部監査の活動状況(内部監査の主な対象、件数、フォローアップ、取締役会等への報告、グループ内部監査の実施状況等を含む。)」の記載を追加してはどうか。</p> <p>上記について、上場会社等以外にも求めていますか。</p>	<p>とが考えられます。</p> <p>また、ご指摘を踏まえて、「内部監査の実効性を確保するための取組」の開示は上場会社等以外にも記載が求められるよう、規定を修正しました。</p>
▼政策保有株式		
318	<p>「営業上の取引」の概要とは具体的に何を指しているのか不明瞭であり、「業務上の提携」についてその概要を記載することは個別取引に影響を及ぼす可能性があるため、「保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要」を記載するように求められている箇所について削除いただきたい。</p>	<p>本改正は、政策保有株式に関する開示については、投資者からみた好事例と実際の開示との乖離が大きいとの指摘もあるところ、DWG報告では、「政策保有株式については、その存在自体が、我が国の企業統治上の問題であるとの指摘もあるところ、投資家と投資先企業との対話において、政策保有株式の保有の正当性について建設的に議論するための情報が提供されることが望ましい」と提言されたことを踏まえ、政策保有株式の保有目的を業務提携等とした場合には、その背景、提携内容等について、投資者と企業の対話に資する具体的な開示を求めるものです。</p>
319	<p>政策保有株式について、株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項については、開示企業と株式の発行者との契約の中で守秘義務の対象とされていることも多く、開示企業にとっては、契約上の守秘義務を重視しすぎて開示義務違反になることや、逆に、開示義務を重視しすぎて契約上の守秘義務違反となるおそれがあり、過度なリスクを負わされることとなる懸念がある(「重要な契約」の開示と同じ懸念である)。そのため、「当該事項の概要」として、具体的にどの程度の記載が求められるのか、できる限り明確にされたい。</p>	<p>このような趣旨を踏まえ、保有目的に関して、「営業上の取引」又は「業務上の提携」といった定型的な記載にとどまるのではなく、今般の改正による記載事項も活用して、投資者と企業の対話に資する具体的な開示内容となるよう各企業において適切に検討いただくことが期待されます。</p>
320	<p>「営業上の取引」及び「業務上の提携」、それぞれの定義を解説いただきたい。</p>	
321	<p>政策保有株式に関する開示拡充の背景として、投資家と投資先企業との対話において、政策保有株式の保有の正当性について建設的に議論するための情報が提供されることが望ましい旨の記述があるが、政策保有株式については、これまで段階的に開示が拡充されてきたところである。その中で、今回、さらに開示事項を拡充する趣旨(現状の規制では不足していること)を明確にされたい。</p>	
322	<p>記載上の注意(58)株式の保有状況について、現状の記載に加えて、今回開示を拡充すること</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>の投資家にとってのベネフィットは何か。今回このような結論に至った経緯・趣旨・背景、及び守秘事項を含む企業戦略に関わる開示のデメリットとの関係性を確認したい。</p>	
323	<p>政策保有株式の開示について、「保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これに類するものである場合に、当該営業上の取引、業務上の提携等の概要」の開示が求められているが、その内容には、事業戦略上秘匿性の高い情報が含まれることが多く、契約相手方との関係で守秘義務を負っている場合も考えられる。こうした場合には、一定程度抽象的な記載とせざるを得ないと考えるが、それは許容されると考えてよいか。</p>	
324	<p>「営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とする場合には、当該事項の概要」とあるが、投資先に対する守秘義務等の観点から記載が困難な場合が考えられる。</p> <p>このような場合にはプレスリリース等で開示済みの情報の記載にせざるを得ないことや、そもそもプレスリリース等をしていないときには、内容の開示が困難である旨の記載、もしくは該当の有無のみの記載とせざるを得ないことが考えられるが、具体的にどのような記載を想定されているのか、例示をいただきたい。</p>	
325	<p>政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要についての記載を求めることとしているが、業務提携契約があることを以て即ち、政策保有株式の保有が容認されるものではなく、DWG報告にも「その存在自体が、我が国の企業統治上の問題であるとの指摘もあるところ」との記載があることから、業務提携契約の有無とは独立した形で、政策保有株式の保有が真に必要なこととの記載を求めるべきである。</p>	
326	<p>株式の保有目的に関し、「営業上の取引」と「業務上の提携」を分けて記載する必要があるか確認したい。</p> <p>仮に分けて記載する必要がある場合には、初めに「営業上の取引」を目的として取得した株式の発行体と、その後「業務上の提携」を行ったとしても、「営業上の取引」を株式の保有目的として説明することで問題ないか。</p>	<p>本改正は、政策保有株式に関する開示については、投資者からみた好事例と実際の開示との乖離が大きいとの指摘もあるところ、DWG報告では、「政策保有株式については、その存在自体が、我が国の企業統治上の問題であるとの指摘もあるところ、投資家と投資先企業との対話において、政策保有株式の保有の正当性について建設的に議論するための情報が提供される</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>ことが望ましい」と提言されたことを踏まえ、政策保有株式の保有目的を業務提携等とした場合には、その背景、提携内容等について、投資者と企業の対話に資する具体的な開示を求めるものです。</p> <p>このような趣旨を踏まえ、保有目的に関して、「営業上の取引」又は「業務上の提携」といった定型的な記載にとどまるのではなく、今般の改正による記載事項も活用して、投資者と企業の対話に資する具体的な開示内容となるよう各企業において適切に検討いただくことが期待されます。</p> <p>したがって、保有目的が複数ある場合には、そのそれぞれについて、上記のような観点から具体的に説明する必要があると考えられます。</p>
327	<p>いわゆる政策保有株式に関する開示基準について、今回の改正案において言及がなされていることは、高く評価されるべき内容と考えている。その上で、記載内容については、今後更なる強化が必要であると認識しており、具体的には、政策保有株式の縮減を方針としている企業に対しては、その具体的な達成期間や売却益の活用方法の開示の義務付けを検討すべきでないかと考えている。また、政策保有ではなく、純投資であると企業側が分類した場合においては、期待収益(例:投下資本利益率)に関する考え方を開示させる等の措置も導入余地があると認識している。</p> <p>株式持合いについては、特に海外投資家を中心に、開示情報が少ないこともあり、その効果や意図についてはネガティブに捉える向きが少なくない。持合い会社間において、適切でない議決権行使が行われる可能性や、株主資本の効率的な配分に対するの疑義も含めて、厳しい視線が注がれている。適切かつ合理的な理由のある政策保有であれば、投資家を含めて否定的な目線を捨て、企業価値として正しい評価を行うようになると想定されるため、早急に適切な開示を義務化する必要があると認識している。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
328	<p>現状、殆どの企業の開示において、政策保有株式の保有目的は「取引関係の維持強化」等となっているが、株式を保有していると、何故、取引を円滑化し維持・拡大できるのかの因果関係</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>は不明である。その企業の商品やサービスの質が対価に比べて魅力的であれば取引するはずであり、取引先の株式を当該企業が保有する必要はないと考える。今般の改正により「政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要」を記載することが求められた場合、実態の伴わない業務提携等も後付けで保有目的に掲げられ、企業の開示と実態の乖離が著しいものになることが強く危惧される。</p> <p>上場企業における、実態と乖離した開示は内外の投資家からの信頼を失うことにつながり、本邦における株式市場の健全な発展を妨げる一因となる。また、「業務提携等の概要」という記載を求めることは、株式保有と業務提携との関連を前提としているため、前述のような企業の開示と実態の乖離をさらに助長したり、虚偽記載を増加させたりすることに繋がりがかねない。</p> <p>したがって、「(58)株式の保有状況」に追加すべき事項は、株式保有を取引と関連付けることを是とするような「業務提携」等ではなく、コードを踏まえ「政策保有株式の縮減に関する具体的な方針・考え方」がふさわしいのではないかと考える。具体的には、各保有銘柄に係る、①政策保有株式の縮減に向けた対話を発行会社と行った回数、②対話の内容及び対話を行っていない場合は対話を行わなかった理由、の2点を記載すべきであると考える。</p>	
329	<p>政策保有株式を保有する企業が当該株式を発行する企業との取引関係を開示することを強く支持する。また、政策保有株式を保有する企業は、有価証券報告書において一定の期間内に保有株式を削減する計画を開示することを推奨する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
▼その他		
330	<p>スタンダード市場に上場する企業においては、適用時期が2023年3月31日以降に終了する事業年度になることは早すぎるのではないかと考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
331	<p>開示する情報の体制整備に相応の時間を要するため、法令改正案適用時期を、令和5年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から令和5年4月1日以後に変更いただきたい。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
332	<p>任意での開示を行うことを妨げるものではないが、東京証券取引所のコーポレート・ガバナンス報告書は上場区分毎に必須で要求される内容が異なる一方、本改正案は有価証券報告書を提出する全企業画一的に対応を求めている。時期尚早になる会社も多いと考えられ、その場合には有用な投資判断に使われるとも考えづらいため、上場市場、売上高、従業員数等で適用除外を検討してもよいのではないか。</p>	
333	<p>有価証券届出書に関しては、記載すべき最近事業年度(計算期間)に係る財務諸表が2023年3月31日以後に終了する事業年度(計算期間)に係るものである場合に適用されることとされているところ、有価証券届出書の提出時点では最近事業年度が2022年3月期ではあるものの、①2023年3月期の財務諸表(未監査)を「その他」の情報として有価証券届出書に記載する場合、②2023年3月期の財務諸表(未監査)を添付書類とする場合、③オフリング期間中に完成した2023年3月期の財務諸表(未監査)を添付書類とする訂正を行う場合は、当該有価証券届出書は本改正前の企業開示府令の定める様式に準拠することでよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
334	<p>開示府令について、令和5年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用予定となっているが、早期適用の可否については記載されていない。この点、令和5年3月31日より前に終了する事業年度の会社(例えば12月決算会社)が本開示府令案を早期適用し、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を有価証券報告書において新設することは認められないという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、いわゆる早期適用(施行日後に提出される有価証券報告書等からの適用)が可能となるよう、附則の規定を修正しました。</p>
335	<p>有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和5(2023)年3月31日より前に終了する事業年度に係る場合における当該有価証券届出書、又は同日より前に終了する事業年度に係る有価証券報告書について、改正後の開示府令に基づく様式を任意に適用(いわゆる早期適用)して提出することは可能か。</p>	
336	<p>今回見送りとなった論点について、議論を加速させる必要がある。 第一に、TCFDに関する規定の提案が見送りと</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>なった。</p> <p>第二に、「重要な契約」の開示に関する規定の提案が見送りとなった。</p> <p>第三に、「新しい資本主義」の根底にある「サステナビリティ」に関する共通理解を確立させるためには、経済学、経営学、データサイエンス等による実証研究に加えて、哲学、倫理学、さらには、サステナビリティ学等による理論研究を両輪とした議論を行うべきである。</p> <p>これらを実現するために、以下の議論の継続と開始をお願いしたい。</p> <p>(1)SSBJにおける議論等を踏まえたTCFDに関する議論の継続</p> <p>(2)「重要な契約」の開示に関する議論の継続</p> <p>(3)環境権や文化権をはじめとした「新しい人権」、表現の自由や知る権利、財産権、国際協調主義、公共の福祉に関する議論等を踏まえた日本国憲法との整合性に関する議論等の継続</p> <p>(4)「新しい資本主義」の根底にある「サステナビリティ」に関する共通理解の確立のため、経済学、経営学、データサイエンス等による実証研究に加えて、哲学、倫理学、さらには、サステナビリティ学等による理論研究を両輪とした本格的な議論の開始</p>	
337	<p>「重要な契約」の開示については、「引き続き具体的な検討が必要なため、別途改正を行う」とされたが、DWG報告において指摘されている「会社の機微情報や守秘義務の取扱い」については十分に検討を行うべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
338	<p>ステークホルダーとのエンゲージメントを更に促進するために、金融庁による全ての関連資料や公開情報の英語での提供を強く提案する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
339	<p>有価証券報告書における開示事項の充実が図られる中、開示に伴う企業における負担も考慮し、開示時期の分散化等についても今後の検討課題とされたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
340	<p>本市中協議のような大きな修正については、主要な資料が英語で書かれ、少なくとも60日間の回答期間が設けられることを期待する。これにより、我々は、規制当局に対して十分に開発された完全なインプットを作成するためにメンバー間の調整に必要な時間と情報を確保することがで</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	きる。	

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p><u>5-16-2</u> 有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来に関する事項（以下「将来情報」という。）で、有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下5-16-2及び5-16-4において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる。</p> <p>なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。</p>	(新設)
<p><u>5-16-3</u> 開示府令第二号様式記載上の注意(29)eに規定する事項を記載するに当たっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第71条の4各号に掲げるいずれかの割合を記載する場合には、そのいずれの方法により算出したものかを明示するものとする。</p> <p>また、同様式記載上の注意(29)fに規定する事項を記載するに当たっては、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合には、その旨を注記するものとする。</p> <p>なお、同様式記載上の注意(29)dからfまでに規定する事項を記載するに当たっては、当該記載事項に加えて、投資者の理解が容易となるように、任意の追加的な情報（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の規定による公表において、提出会社又はその連結子会社が任意で行う追加的な情報公表の内容を含む。）を追記できることに留意する。</p>	(新設)
<p><u>5-16-4</u> 開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)に規定する「サステナビリティに関する考え方及び取組」又は同様式記載上の注意(54)iに規定する「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、同様式記載上の注意(30-2)aからcまで又は同様式記載上の注意(54)iに規定する事項を有価証券届出書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。</p> <p>また、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないことに留意する。</p>	(新設)
<p><u>5-16-5</u> 開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)ただし書に規定する「記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合」には、例えば、同様式記載上の注意(30-2)c(b)に規定する「当該指標を用いた目標及び実績」として、同様式記載上の注意(29)に規定する管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を同様式第二部第1の5「従業員の状況」において記載している場合が含まれることに留意する。</p>	(新設)

24 の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17 から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13 は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

24 の5-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17 から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13 は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。

24 の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16 から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13 は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

24 の5-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16 から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13 は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。

金融審議会

ディスクロージャーワーキング・グループ

報告

令和4（2022）年12月27日

「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿

令和4（2022）年12月27日現在

座 委	長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科 教授
	員	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 執行役員 統括部長 チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー
		上田 亮子	株式会社日本投資環境研究所 主任研究員
		近江 静子	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社 インベストメント・スチュワードシップ統括責任者エグゼクティブ ディレクター
		小倉 加奈子	公認会計士
		柿原 アツ子	川崎重工業株式会社 執行役員マーケティング本部長
		神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
		清原 健	清原国際法律事務所 代表弁護士
		熊谷 五郎	みずほ証券株式会社グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長
		黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科 教授
		小林 いずみ	ANA ホールディングス株式会社 社外取締役
		佐々木 啓吾	住友化学株式会社 常務執行役員
		三瓶 裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表
		渋澤 健	シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役
		高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
		田代 桂子	株式会社大和証券グループ本社 取締役兼執行役副社長
		永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会） 世話人
		中野 貴之	法政大学キャリアデザイン学部 教授
		松元 暢子	慶應義塾大学法学部 教授

オブザーバー

東京証券取引所 日本監査役協会 日本経済団体連合会
関西経済連合会 日本公認会計士協会 日本労働組合総連合会
財務省 財務省 経済産業省 日本銀行

（敬称略・五十音順）

目次

はじめに.....	1
I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング.....	2
1. 四半期開示の見直し.....	2
(1) 四半期決算短信の義務付けの有無.....	2
(2) 適時開示の充実.....	4
(3) 四半期決算短信の開示内容.....	5
(4) 四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無.....	7
(5) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント.....	8
(6) 半期報告書及び中間監査のあり方.....	9
(7) その他の論点.....	10
①会計基準・監査基準の整備.....	10
②公衆縦覧期間の延長.....	11
II. サステナビリティに関する企業の取組みの開示.....	12
1. サステナビリティ開示を巡る国際的な動向と我が国における対応.....	12
(1) 国際的な動向と我が国における今後の議論.....	12
(2) 我が国におけるサステナビリティ開示基準.....	13
2. サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割や開示基準の位置付け.....	14
3. サステナビリティ情報に対する保証のあり方.....	15
4. ロードマップ.....	16
おわりに.....	18

はじめに

企業情報の開示は、投資家の投資判断の基礎となる情報の提供を通じ、資本市場における効率的な資源配分を実現するための基本的インフラであり、投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、また適時に分かりやすく提供することが求められる。

経済社会情勢が大きく変化する中、投資家の投資判断において、サステナビリティなど、中長期的な企業価値に関連する非財務情報や、企業から多様な媒体で随時発信される情報の重要性が高まっており、企業の情報開示に係る枠組みについても、このような状況を踏まえて、見直していくことが重要である。

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（以下、「当ワーキング・グループ」）では、2022年6月に公表した「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」において、中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向け、サステナビリティ情報等の非財務情報の開示充実の施策や四半期開示の見直しに係る施策を取りまとめた。同報告では、四半期開示について、金融商品取引法上の四半期報告書（第1・第3四半期）を廃止して取引所の四半期決算短信に「一本化」する方向性が示されたが、この具体化に向けた課題や、併せて、サステナビリティ開示に関し、我が国におけるサステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割の明確化やロードマップについて、引き続き検討することとされた。

当ワーキング・グループでは、これらの事項を検討すべく、2022年10月から4回にわたり、審議を行ってきた。本報告書は、その検討結果をとりまとめたものである。

I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

1. 四半期開示の見直し

本年6月に公表された当ワーキング・グループ報告では、四半期開示について、コスト削減や開示の効率化の観点から金融商品取引法の四半期報告書（第1・第3四半期）と取引所規則に基づく四半期決算短信を「一本化」する方向性を示した。

その際、

- 開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、情報の有用性・適時性を低下させるおそれがあること
- 投資家への積極的な情報開示が行われる四半期決算短信に関しては、投資家に広く利用されていること

等を踏まえ、金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切と考えられるとされた。

取引所規則に基づく四半期決算短信への「一本化」の具体化に当たっては、四半期開示を含めた期中開示全体を俯瞰した検討が重要と考えられる。特に、企業環境の急速な変化や情報技術の進展等を背景に、四半期のタイミングに限らずよりタイムリーに経営状況を把握し、会社の経営管理に利用するほか、業績に限らず、多様な媒体で情報発信を随時行う企業も出てきており、投資家の投資判断において、企業が都度発信する情報の重要性がより高まっている。これを踏まえると、取引所の適時開示の充実を図りながら、将来的に、期中における情報開示のあり方について、信頼性を確保しつつ、投資判断における重要性が高まっている適時の情報開示に重点を置いた枠組みへと見直していくことも考えられる。

このような議論を踏まえながら、「一本化」の具体化における各論点について、以下のとおり、見直しの方向性を検討する。

(1) 四半期決算短信の義務付けの有無

我が国の四半期開示は、速報性と、比較可能性及び信頼性を確保しながら、特定の期限までに、集約された財務情報が開示される枠組みであり、その情報を基に投資家が投資判断を行う実務が形成されてきた。この四半期開示については、投資家及び企業双方にメリットがあるとして、以下のような意見があった。

- 中長期の経営戦略の進捗状況を確認する上で有用
- 国内外での実証研究において、市場の効率性・流動性の向上、企業における資本コストの低減効果が発現しているとの報告がある

一方で、積極的な適時開示により期中において充実した情報が適時に提供される環境が

確立できれば、必ずしも一律に四半期開示を求める必要はないとの考え方もある¹。欧州では、2004年のEUの透明性指令（Transparency Directive）を受けて、各国の法令に基づき、財務諸表を求めない形による四半期開示の義務が導入されたが²、2013年の透明性指令の改正を受けて2014年から2015年に法令上の四半期開示義務が廃止され、各企業の判断により任意で四半期開示を行う実務が定着している³⁴。このような欧州の状況等も踏まえ、四半期開示の任意化を求める意見には、四半期開示は膨大な人的資源の投入を必要とし、企業に多大な事務負担をもたらしているというものがあつた⁵⁶。

他方で、このような考え方はあるものの、そもそも、適時開示と、四半期開示のような定期開示とは性質が異なるため、必ずしも適時開示の充実により四半期開示を代替できるわけではないとの意見⁷があつた。また、現時点において、「一本化」後の四半期決算短信の任意化を決定することや、将来的な任意化のタイミングを検討することに反対するものとして、以下のような意見があつた⁸。

¹ 2022年6月公表の当ワーキング・グループ報告P.28においても、「日本企業がより積極的に適時開示を行い、企業の取り巻く環境変化を踏まえた経営方針、収益への影響の可能性等を市場参加者に伝えることで、海外の機関投資家を含む幅広い資金を取り込むことができる環境を確立することができれば、必ずしも一律に四半期開示を求めなくても、投資家に充実した情報が提供されることになる」と指摘もある」と記載している。

² 2004年の透明性指令により、欧州では、四半期に生じた重要な事象や取引及びそれらの財政状態への影響のほか、財政状態や経営成績の一般的な説明を記載する期中マネジメントステートメント（Interim management statements）の開示が義務化された。この点、欧州の四半期開示と我が国の四半期開示を同列に扱うことは適当ではなく、我が国における四半期開示の任意化の議論は、欧州ではなく、米国が四半期開示を任意化することに近い議論であるとの意見があつた。

³ 欧州における任意の四半期開示では、財務諸表の開示ではなく、定性情報のみを開示する事例も存在する。他方、米国では、1970年の導入以降、法令上の四半期開示義務を継続しており、財務諸表の開示が求められている。

⁴ 欧州では、サステナビリティ情報の開示負担が重く、四半期開示の任意化のみをもって欧州の開示負担は軽いとすることはミスリーディングであるとの意見があつた。

⁵ また、2022年10月に公表された、関西経済連合会による会員企業に対する四半期開示のあり方に関するアンケート結果（「四半期開示のあり方」緊急アンケート調査結果）調査対象：関西経済連合会統括委員会委員、企業制度委員会委員、企業会計に関する研究会メンバー254名、回答数：78名）によれば、四半期決算短信の提出義務について、「四半期決算短信も提出義務を廃止し、任意の取扱いとする（任意化＝義務付け廃止）」との回答が53.8%であつた。

⁶ 他方、企業に多大な事務負担をもたらしているならば、四半期決算短信が維持される中、人的資本を有効活用するためにも、企業開示のためのDX化が必要であるとの意見があつた。

⁷ このほか、適時開示が充実すれば定期開示である財務諸表の重要性が低下するわけではなく、財務諸表には一定期間の経済事象が網羅され、利用者が一定時点ごとに情報把握できること、信頼性確保やエンフォースメントのコストが合理的であることから、定期開示が継続されてきたとの意見、あるいは、よりタイムリーな開示に移行する前提として、継続的監査（continuous auditing）により監査法人が、常時、監査を行う状態になっていることが必要との意見があつた。

⁸ また、2022年10月に公表された、日本証券アナリスト協会による会員アナリスト等に対する四半期

- 現在、企業において適時開示が期待どおりに行われていない状況を踏まえると任意化は困難であり、企業の開示に対する意識やカルチャーの改善が必要
- 任意化により企業の情報発信が全体として低下し、グローバルな投資への影響が危惧され、任意化のメリットである企業負担の軽減よりもデメリットが上回るおそれ
- 四半期開示を任意化した欧州企業のように、株主総会前に十分な期間を空けて有価証券報告書を開示すべきであるところ、企業においてそのような姿勢が整っていないにも関わらず任意化することは開示の後退を招く

このように、日本企業の開示を巡る現状に照らすと、経営戦略の進捗状況の確認としての意義、平均的な企業の開示姿勢への懸念や、開示の後退と受け取られることで日本市場全体の評価が低下するおそれ等に鑑みて、当面は、四半期決算短信を一律に義務付けることが考えられる。

その上で、将来的な四半期決算短信の任意化については、まず、企業の開示に対する意識の改善・向上や、企業が積極的に投資家へ充実した情報を提供するような市場環境の確立によって、上記の投資家からの懸念を払しょくする必要がある。このため、今後、適時開示の充実の達成状況や企業の開示姿勢の変化⁹¹⁰のほか、適時開示と定期開示の性質上の相違に関する意見等を踏まえた上で、四半期決算短信の任意化について幅広い観点から継続的に検討していくことが考えられる。

(2) 適時開示の充実

企業環境の急速な変化や情報技術の進展等を背景に、投資家の投資判断において企業による適時の情報開示の重要性は高まっており、先般の感染症拡大や国際情勢の変化等、これまで想定されなかった事象について、企業が適切にリスクの識別・評価を行い、取引所の適時開示の枠組みで情報開示を充実させていくことは重要な課題である。加えて、前述

開示の見直しに関するアンケート結果（「四半期開示の見直しに関するアンケートについて」調査対象：日本証券アナリスト協会 ディスクロージャー研究会委員等 176 名、回答数：102 名）によれば、「全上場企業に開示を義務付けて欲しい」という意見は 66%であった一方、「全上場企業が任意開示で良い」という意見は 20%、「市場区分に応じて開示を義務付ける」という意見は 15%だった。

⁹ 企業の開示姿勢の変化を示すものとして、例えば、内外の投資家からのニーズが強い事項である、有価証券報告書の開示タイミングの改善状況を踏まえることが考えられるとの意見があった。また、企業の開示姿勢については、企業と投資家との間のエンゲージメントを通じて状況を確認する必要があるとの意見や、取締役会や社外役員等の役割が非常に重要となるとの意見があった。

¹⁰ なお、サステナビリティ情報を導入した有価証券報告書を株主総会前に開示するならば、3月決算会社であれば株主総会の開催時期を7月にしなければ充実した開示が困難であるところ、7月に開催する場合は第1四半期決算短信の開示負担を考慮する必要があるため、株主総会を7月に開催する上で、今後、第1四半期決算短信を柔軟な制度とすることが重要であるとの意見があった。

のとおり、四半期開示の任意化を検討する前提として、適時開示の充実は重要な考慮要素となっている。

まず、企業の積極的な適時開示を促すためには、取引所における好事例の公表やエンフォースメント¹¹の強化のほか、適時開示ルールの見直し（細則主義から原則主義への見直し、包括条項における軽微基準の見直し）について、取引所において継続的に検討を進めることが考えられる。

その際、適時開示ルールの見直しについては、細則が定められている中でこれまで実務が行われてきた点や、インサイダー取引規制及びフェア・ディスクロージャー・ルールとの関係を考慮すべきとの意見があり、これらも踏まえた検討が必要である¹²。

また、適時開示を充実していく中で、投資判断における適時開示情報の重要性が高まることを踏まえると、適時開示情報の信頼性を確保することが重要となるが、これに対しては、企業における一層の体制整備のほか、将来的に、重要な適時開示事項（例えば、企業が公表する重要な財務情報等）について臨時報告書の提出を求めることを検討することが考えられる。ただし、重要な適時開示事項を臨時報告書の提出事由とすることについては、対象が過度に広がりすぎると企業負担の増加となることから、その対象範囲を明確化すべきとの意見があり、将来、具体化する際には、重要な適時開示事項の範囲や、将来情報が含まれる場合の取扱いについて検討していくことが考えられる。

その場合には、現状、適時開示は取引所のシステムに、臨時報告書を含む法定開示は金融庁のシステムに提出することとなっているが、同じ情報を適時開示と臨時報告書とで2度提出することは避けるよう、制度上の整理やシステム連携によるワンストップ化に向けた検討を進めることも重要である。さらに、将来的には、利用者及び作成者の利便性の観点から、上場企業の開示情報に係るシステムのあり方¹³について、当局と取引所におけるシステム更改のタイミングも勘案しつつ、中期的な視点で検討を行うことが考えられる。

（3）四半期決算短信の開示内容

「一本化」後の四半期決算短信の開示内容については、四半期決算短信の速報性の確保や企業負担への配慮、四半期決算短信の発表と併せて行われる企業の自主的な開示の促進

¹¹ 規制当局のエンフォースメントと取引所規則によるエンフォースメントは性質が異なるとの意見があった。なお、取引所の上場制度では「実効性確保措置」という呼称が使用されている。

¹² 特に、インサイダー取引規制上の「重要事実」と適時開示の対象となるべき情報の関係について整理する必要があるとの意見があった。

¹³ 取引所の適時開示システムと金融庁のシステムとを連携・一本化することで、企業の情報開示に係る社会的なコストの軽減が図られるとの意見があった。

の観点から、開示内容の追加拡充は不要との意見があった¹⁴¹⁵。

他方、これまで、四半期決算短信は、その後に四半期報告書が開示されることを前提に、速報性の観点から開示内容が簡素化されてきた経緯がある¹⁶。また、投資家においては、四半期報告書の注記情報等を投資判断に利用している実務がある¹⁷。このため、「一本化」後の四半期決算短信について、現行の開示内容のままでは、投資判断に必要な情報が十分に提供されなくなるおそれがあるとの意見がある。

また、速報性の確保については、情報追加に伴って四半期決算短信の開示タイミングが遅れるとしても、現状の四半期報告書と同じタイミング（四半期会計期間後 45 日以内）であれば許容可能との意見もあった。

こうした意見や、現在の我が国の平均的な企業における開示姿勢等を踏まえると、今回の見直しが情報開示の後退と受け取られないようにする観点からは、原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）について、四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが考えられる¹⁸。

なお、四半期報告書において、直近の有価証券報告書の記載内容から重要な変更があった場合に開示が求められてきた事項については、当該事項が元々、有価証券報告書における記載事項であることを踏まえると、これらに重要な変更があれば、同じ金融商品取引法上の報告書である臨時報告書の提出事由とすることが考えられる。例えば、有価証券報告書の記載事項であり、本年6月の当ワーキング・グループ報告において開示の充実を提言した「重要な契約」について、現行の四半期報告書において開示が求められているように、重要な変更があった場合や新たに契約締結を行った場合には、これを臨時報告書の提出事

¹⁴ 前述の日本証券アナリスト協会によるアンケート結果によれば、「現行の四半期決算短信（添付書類を含む。以下同じ）よりも多い情報を開示して欲しい」という意見は49%であった一方、「現行の四半期決算短信で提供される情報開示の水準で、特に問題はない」という意見は46%であり、「現行の四半期決算短信から、さらに簡素化しても良い」という意見は5%であった。

¹⁵ 前述の関西経済連合会によるアンケート結果によれば、「現行の四半期決算短信の開示内容を基本とし、拡充することは避けるべき」との回答が53.8%。「現行の四半期決算短信の開示内容を簡素化し、定性情報のみとすべき」との回答が35.9%であった。

¹⁶ 2016年に公表された当ワーキング・グループ報告を踏まえ、2017年に、取引所において、経営成績等の定性的な情報の開示要請を取りやめる等の簡素化を実施した。

¹⁷ 他方で、企業からは、四半期報告書の注記情報はほとんど利用されていないと感じているとの意見もあった。

¹⁸ この点については、さらに投資家を中心に、中長期的な進捗確認の観点から、貸借対照表や損益計算書の注記等、財務諸表の理解において重要なものや、定性的な経営成績等の分析について追加する必要があるとの意見があった。他方、開示内容の追加の検討においては、企業の開示負担や速報性に十分留意すべきであるとの意見もあった。

由とすることが考えられる。

(4) 四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無

四半期報告書については、これまで、四半期連結財務諸表に対する信頼性を確保する観点から、監査人によるレビューが求められてきたところ、「一本化」後の四半期決算短信についても、財務情報の信頼性の確保、虚偽記載の早期発見、虚偽記載の動機の抑止等の観点から、監査人によるレビューの義務付けを求める意見があった。

他方、第1・第3四半期における監査人のレビューを義務付けない場合でも、第1・第3四半期報告書廃止後に上場会社が提出することとなる半期報告書と年度の有価証券報告書に対して監査人によるレビューや監査を行うことで、財務情報の信頼性を確保していくことが考えられるとの意見があった。また、速報性の観点から監査人によるレビューの義務付けを不要とする意見¹⁹²⁰²¹もあった。

なお、法定の四半期開示義務を廃止した後、取引所規則においてプライム市場上場企業に四半期開示を求めているドイツにおいても、監査人によるレビューは義務付けられていない。

以上を踏まえると、速報性の観点等から、四半期決算短信については監査人によるレビューを一律には義務付けないことが考えられる²²。

他方、投資家から監査人によるレビューを求める意見が一定程度あることや、企業側にもレビューを受けるかどうかは企業側の判断に委ねるべきであるとの意見があること²³を踏まえ、企業においてレビューを受けるかどうかは任意とするとともに、投資家への情報

¹⁹ 前述の日本証券アナリスト協会によるアンケート結果によれば、速報性を重視するので「監査人によるレビュー」は不要とする意見が56%であった一方、「監査人によるレビュー」は必要とする意見は44%だった。

²⁰ 前述の関西経済連合会によるアンケート結果によれば、「四半期決算短信へのレビュー報告書の添付は不要とするべき」との回答が83.3%であった。

²¹ このほか、現行の枠組みの下で監査人によるレビューが求められると、企業は、会計基準が見直されない限り、従来の会計基準に基づいて四半期財務諸表と全ての注記が求められ、特にIFRS適用企業は、IFRSベースの全ての注記が求められるため、企業負担は軽減されないとの意見もあった。

²² 「一本化」後の四半期決算短信に対して監査人によるレビューが義務付けられないことで、これまでの情報とは性質が異なることとなる点について、個人投資家等に十分周知する必要があるとの意見があった。

²³ 市場での資金調達を予定している企業や、年度監査の効率的な運用を図る企業において、任意でレビューを受けるニーズがあるとの意見があった。

提供の観点からレビューの有無を四半期決算短信において開示することが考えられる²⁴。

あわせて、例えば、会計不正が起こった場合（これに伴い、法定開示書類の提出が遅延した場合を含む）や企業の内部統制の不備が判明した場合、信頼性確保の観点から、取引所規則により一定期間、監査人によるレビューを義務付けることが考えられる²⁶。その際、監査人によるレビューを義務付ける要件やその期間については、取引所において、不適正開示等に対する実効性確保措置との関係も踏まえつつ、具体的に検討を進めることが期待される²⁷。

（５）四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

四半期決算短信は取引所における開示書類であるため、「一本化」後の四半期決算短信の虚偽記載に対しては、まず取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくことが考えられる。

また、法令上のエンフォースメントについては、四半期決算短信に関しても情報の信頼性・正確性を確保する観点から、虚偽記載について民刑事の責任や課徴金などの対象とすべきとの意見があった。しかしながら、これまで四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令は極めて少ないこと²⁸や、第１・第３四半期報告書廃止後の半期報告書及び有価証券報告書において法令上のエンフォースメントが維持されることを踏まえると、現時点では、これを不要とすることが考えられる²⁹。

ただし、四半期決算短信を含む、取引所の適時開示について、相場変動を図る目的など、意図的で悪質な虚偽記載が行われた場合には、現行でも金融商品取引法上の罰則の対象と

²⁴ レビューの有無の開示を求めるとレビューを受けることを推奨することとなり、仮に業界内で１社がレビューを受ければ、同調圧力によって、結局レビューを受けざるを得なくなるとの意見があった。他方、透明性確保の観点から、レビューの有無の開示を求めることは必要であるとの意見もあった。

²⁵ このほか、監査人によるレビューの任意化後においても、監査人と企業の監査役とのコミュニケーションが継続される仕組みが必要であるとの意見があった。

²⁶ 外国では、企業に会計上の問題があれば、四半期開示を求める制度が存在する。例えば、シンガポール取引所（2020年2月に四半期開示を任意化）では、監査人が直近の財務諸表に、不適正意見や限定意見を表明したとき又は意見不表明としたとき、重要な不確実性ありとの意見を表明したときには、四半期開示義務が生じることとしている。

²⁷ 監査人によるレビューが、金融商品取引法上の四半期レビューではなく、取引所の規則に基づくものとなる場合には、金融商品取引法193条の3（監査手続中に法令違反等事実を発見した場合の監査人の対応）が適用されないと考えられるため、法令違反等事実発見時の監査人の対応がどのようになるかについて、必要に応じて関係者に周知することが必要であるとの意見があった。

²⁸ 2016年7月以降の、虚偽記載に係る課徴金納付命令事案において、1四半期会計期間における虚偽記載を対象としたものは1件のみであった。

²⁹ このほか、法令上のエンフォースメントを求めることで、企業が虚偽記載の責任をおそれて確認に時間を要することとなり、四半期決算短信の速報性を阻害する懸念があるとの意見があった。

なると考えられる³⁰。

その上で、前述（（2）適時開示の充実）のとおり、適時開示を充実していく中で、投資判断における重要性が高まることとなる適時開示情報の信頼性を確保する観点から、将来的に、重要な適時開示事項（例えば、企業が公表する重要な財務情報等）を臨時報告書の提出事由とする場合には、四半期決算短信に含まれる情報も重要な適時開示事項に含め臨時報告書の提出事由とすることを検討していくことが考えられる。

（6）半期報告書及び中間監査のあり方

金融商品取引法において、第1・第3四半期報告書を廃止した後、上場企業は、開示義務が残る第2四半期報告書を、同法上の半期報告書として提出することとなる³¹が、上場企業と投資家のこれまでの実務への配慮や、半期の財務諸表に対する保証に関する国際的な整合性の観点³²から、上場企業の半期報告書については、現行と同様、第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求め、提出期限を決算後45日以内とすることが考えられる³³。

非上場企業については、金融商品取引法上、任意で、上場企業に義務付けられている四

³⁰ 金融商品取引法158条において、風説の流布や偽計等が禁止されており、これに違反した者については、同法197条1項5号により、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科することとされる。この点については、改めて市場関係者への周知が重要であるとの意見があった。なお、過去には以下の事案があった。

・取引所ルールに基づく「四半期業績状況」（当時の四半期決算短信）において、有価証券の相場変動を図る目的等のため、売上高や経常利益などについて虚偽の事実を公表したことなどにより、金融商品取引法158条に基づく「風説の流布等」により刑事責任を追及した事案（2006年2月告発、2011年4月判決確定）。

・株価の維持上昇を図る目的等のため、売上高を偽装した上で、適時開示により、売上高について虚偽の事実を適時開示で公表した事案について、同条に基づく「偽計」により刑事責任を追及した事案（2021年7月告発、同年12月判決確定）。

³¹ 金融商品取引法により2008年から四半期報告書の提出が求められることとなる以前は、上場企業は、現在の非上場企業と同様、半期報告書の提出が求められていた。半期報告書は、連結だけでなく単体の中間財務諸表も求められるとともに、監査人のレビューではなく中間監査が求められるほか、提出期限が中間会計期間後3か月以内とされている。

³² 半期報告書に求められている中間監査は、日本独特の監査制度とされ（八田進二・町田祥弘共著 [2013]「逐条解説で読み解く 監査基準のポイント」（同文館出版）P.183）、国際的な基準と整合性が図られているレビューとは手続や意見表明の形式の点で異なっているため、国際的に説明することが困難であるとの声がある。

³³ この点、前述の日本証券アナリスト協会のアンケート結果において、第2四半期の開示について監査人によるレビューが必要との意見は58%に上っている。

半期報告書を提出することができる枠組みがある³⁴。この点、これまでの実務への配慮や、半期報告書に求められている保証の枠組みを中間監査から国際的に整合性が図られているレビューに変更することで海外投資家からの理解が深まるとの意見を踏まえ、非上場企業は、今回の四半期開示の見直し後においても、上場企業に義務付けられる半期報告書の枠組み（現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビュー、45日以内の提出）を選択可能とすることが考えられる。

なお、これまで、上場企業である銀行や保険会社等（金融商品取引法における「特定事業会社」）については、単体かつ半期ベースで自己資本比率に係る規制の適用を受けており、こうした情報も重要な投資情報であると考えられるとして、第2四半期報告書において、連結ベースに加え、単体ベースの中間財務諸表の開示も求められてきた³⁵。金融商品取引法上の第1・3四半期報告書廃止後に、これらの銀行等に開示が求められることとなる半期報告書については、上場企業と同様の制度（現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と、監査人のレビュー）に見直すべきとの意見があった。しかしながら、本件については、破綻処理制度等との関連も踏まえ、金融監督上の観点から、引き続き検討していくことが必要である。

（7）その他の論点

①会計基準・監査基準の整備

現行の四半期報告書に記載される四半期財務諸表は、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan: ASBJ）が設定した四半期会計基準に基づいて作成され、これに対する監査人のレビューは企業会計審議会が策定した四半期レビュー基準に準拠して行われている。これらの基準については、実務的な混乱を避ける観点から、「一本化」後の四半期決算短信や半期報告書へ適用できるようにすることが合理的との意見があった。これを踏まえ、当局、ASBJ、取引所、日本公認会計士協会などの関係者において、今回の見直しに伴う必要な対応を行うことが考えられる。

³⁴ 金融商品取引法 24 条の 4 の 7 第 2 項。なお、任意で提出する場合であっても、提出された四半期報告書は金融商品取引法の枠組みによる開示となることから、上場企業の場合と同様、虚偽記載について金融商品取引法上のエンフォースメントの対象となる（同法 197 条の 2 第 6 号等）。現在、有価証券報告書提出義務を有する非上場会社（469 社）のうち 27 社が、任意で、金融商品取引法上の四半期報告書を提出している。

³⁵ 銀行や保険会社等は、中間監査が求められており、提出期限は第 2 四半期会計期間後 60 日以内とされてきた。

②公衆縦覧期間の延長

金融商品取引法上の第1・第3四半期報告書の廃止後に期中の法定開示として残る半期報告書及び臨時報告書については、現行、金融商品取引法が求める公衆縦覧期間（各報告書提出後からそれぞれ3年間・1年間）がこれらの報告書の虚偽記載に対する課徴金の除斥期間（各報告書提出後から5年間）より短いため³⁶、これらの報告書に対して、課徴金納付命令が行われる際に、公衆縦覧期間が終了している事態が生じかねない状態にある。

四半期報告書の廃止に伴い、半期報告書及び臨時報告書の法定開示上の重要性が高まることに加え、特に臨時報告書は、今後、適時開示情報の信頼性の確保の役割をより一層担っていくことが期待されている。これを踏まえると、半期報告書及び臨時報告書の公衆縦覧期間については、金融商品取引法を改正し、有価証券報告書の公衆縦覧期間及び課徴金の除斥期間である5年間へ延長することが考えられる³⁷。

また、2018年の当ワーキング・グループ報告を踏まえ、来年から稼働が予定されている次期 EDINET では、有価証券報告書等の法定開示書類について、行政サービスとして、法定の公衆縦覧期間満了後の閲覧³⁸を可能とすることが予定されている。このような中、今後、有価証券報告書において開示が求められるサステナビリティ情報は中長期の将来に関わる情報であるため、中長期にわたり確認できるよう、有価証券報告書をより長期間閲覧できるようにすべきとの意見があった³⁹。この点は、将来的に、コスト面も考慮しながら、公衆縦覧期間や閲覧期間のさらなる延長を検討することが期待される。

³⁶ 公衆縦覧期間については、金融商品取引法 25 条 1 項 8 号及び 10 号。課徴金の除斥期間については、同法 178 条 11 項。

³⁷ 同様に、発行登録書についても、その公衆縦覧期間が発行登録書の効力を失うまで（発行登録書の効力発生後、最大 2 年間。金融商品取引法 25 条 1 項 3 号）とされ、虚偽記載に対する課徴金の除斥期間（発行登録書提出後 5 年間。同法 178 条 7 項）より短いことから、併せて課徴金の除斥期間まで延長することが考えられる。

³⁸ 次期 EDINET では、現行制度（今回の四半期開示の見直し前）を前提として、有価証券報告書及び四半期報告書については 10 年間、半期報告書については 3 年間、臨時報告書については 2 年間、それぞれ閲覧可能とする予定である。

³⁹ このほか、情報は我が国の財産であることを踏まえると、既定の期間経過後に廃棄するのではなく、長期間保存・閲覧ができる体制とすべきであるとの意見があった。

Ⅱ. サステナビリティに関する企業の取組みの開示

1. サステナビリティ開示を巡る国際的な動向と我が国における対応

(1) 国際的な動向と我が国における今後の議論

本年6月の当ワーキング・グループ報告では、企業経営や投資家の投資判断におけるサステナビリティの重要性の急速な高まりを踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を分かりやすく提供する観点から、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設すべきであると提言した⁴⁰。また、同報告では、国内の開示基準設定主体の役割の明確化や、サステナビリティ情報に対する保証のあり方、企業や投資家の実務的準備に資するロードマップについて、更なる検討を進める必要があるとしていた。

このような中、本年7月には、公益財団法人財務会計基準機構（Financial Accounting Standards Foundation: FASF）において、サステナビリティ開示について、国際的な意見発信や、我が国における具体的開示内容（「開示基準」）の検討を行うことを目的とする、サステナビリティ基準委員会（Sustainability Standards Board of Japan: SSBJ）が正式に設立された。本年7月にSSBJは、国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board: ISSB）が公表したサステナビリティ開示基準の公開草案に対し、我が国の投資家や企業等の要望を踏まえて意見発信を行っており、その後も、ISSBにおける公開草案後の議論を注視して今後の対応を議論するとともに、我が国における開示基準の検討を行っている。本年11月にSSBJは、今後のサステナビリティ開示基準の開発に関連する活動及び国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献に関連する活動等に関する基本方針を示した運営方針について公表した。

国際的には、ISSBは、サステナビリティ開示基準（S 1及びS 2）を2023年前半に最終化することを目指して、公開草案後の議論を行っている。

また、欧州では、2021年4月に公表した企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive: CSRD）案が本年11月に最終化された⁴¹。本年4月にはCSRDに基づく具体的な開示基準である欧州サステナビリティ報告基準（European Sustainability Reporting Standards: ESRS）案を欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group: EFRAG）が公表し、市中協議を経て、本年11月に欧州委員会（European Commission: EC）に送付され、更なる検討が進められている⁴²。な

⁴⁰ この提言を踏まえ、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設すること等を内容とする内閣府令（企業内容等の開示に関する内閣府令）等の改正案を2023年3月期の有価証券報告書から適用することが現在提案されている。

⁴¹ 今後、官報掲載後20日後に発効。18か月内に加盟国で施行予定。

⁴² 欧州のCSRD及びESRSは、「ダブルマテリアリティ」の考え方（サステナビリティ課題が企業に与える影響と、企業がサステナビリティ課題に与える影響を開示）を採っている。

お、EU 市場での純売上高が大きい EU 域外企業グループは、2028 年度から ESRS 又はこれと同等と認められた第三国の基準に準拠して報告することが求められる。

米国では、証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission: SEC) が本年 3 月に気候関連開示を義務化する規則案を公表して市中協議を行い、検討が進められている⁴³。

このように、国際的にサステナビリティ開示に関する基準策定の議論が進んでいる中、我が国では、民間の取組みを基礎としながら、国際的な整合性を図りつつ、全体として充実したサステナビリティ開示を着実に進めていくことが重要であり、この観点から、国内の開示基準の検討や有価証券報告書への取込み、保証のあり方の議論、さらにはこれらを支える人材育成等が必要となる。特に人材育成については、中長期的な取組みが必要となり、例えば、サステナビリティ情報の作成や利用等に関する教育・訓練・研修を充実すること等により、社会全体として人材育成に取り組んでいくことが重要である。このような人材育成と共に、企業において、サステナビリティ開示の充実に向けて積極的に対応できるよう、リソースを適切に配分していくことも重要である。

(2) 我が国におけるサステナビリティ開示基準

前述のとおり、ISSB は、開発中のサステナビリティ開示基準について、2023 年前半に最終化することを目指している。我が国では、この ISSB における基準開発の方向性を見据えながら、国内の開示基準の開発に向けた議論を進めていくことが重要である。

その際、国内で検討される開示基準に関し、市場区分や規模等に応じた段階的な対応を検討することが考えられるとの意見があった。一方、これについては、サステナビリティは社会課題に関する事項であり市場区分等に関わらないとの意見や、ISSB による基準開発の背景には投資家から国際的な比較可能性を求める声の高まりがあるとの意見があった。このほか、ISSB の基準開発の中で「スケーラビリティ」が検討されていること等を踏まえて検討すべきとの意見もあった。

他方、企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえると、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる。

その際、国内及びグローバルでの比較可能性を確保する観点から、我が国における開示

⁴³ 米国 SEC は、Scope 1・Scope 2 の GHG 排出量について、小規模報告会社（時価総額 250 百万ドル未満等の会社）を除き、大規模早期提出会社（時価総額 700 百万ドル以上等の要件を満たす会社）には 2024 会計年度、早期提出会社（時価総額 75 百万ドル以上 700 百万ドル未満等の要件を満たす会社）及び非早期提出会社（大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない会社）には 2025 会計年度から限定的保証を付けることや、大規模早期提出会社には 2026 会計年度、早期提出会社及び非早期提出会社には 2027 会計年度から合理的保証とすることを提案している。

基準については、国内において統一的に適用しうる開示基準を策定すべきとの意見や、「グローバル・ベースライン」となる ISSB の基準をゴールとせず、これをベースに我が国の開示基準を検討していくべきであるとの意見があった。今後、法定開示である有価証券報告書には、このような統一的な開示基準を取り込んでいくことが考えられる。

2. サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割や開示基準の位置付け

前述のとおり、今後、ISSB における基準開発の方向性を見据えながらサステナビリティ情報に関する我が国の開示基準を開発し、これを法定開示である有価証券報告書に取り込んでいく場合には、我が国の開示基準設定主体や当該開示基準設定主体が開発する開示基準を、法令の枠組みの中で位置付けることが重要である。

サステナビリティ情報に係る開示基準の設定主体や開示基準を金融商品取引法令上で位置付ける場合には、我が国の会計基準設定主体や企業会計基準が同じく金融商品取引法令上の枠組みの中で位置付けられていることが参考となる。金融商品取引法令では、会計基準設定主体について5つの要件（①独立性、②偏りのない多数の者からの継続的な資金提供、③高い専門性を備えた者による合議制の機関の存在、④基準設定における公正かつ誠実な業務運営、⑤経営環境及び会社実務の変化への対応並びに国際的収れんの観点からの継続的な検討）を規定し、この要件を満たす団体が開発する企業会計基準について、金融庁長官が「一般に公正妥当であると認められる企業会計の基準」として告示指定することとされている⁴⁴。

これを参考に、サステナビリティ情報についても、その開示基準の設定主体と開示基準自体を金融商品取引法令の中で位置付けることが考えられる。なお、会計基準設定主体の要件の一つに「国際的収れん」が挙げられているが、サステナビリティ開示に係る基準設定主体の場合は、国際的にサステナビリティ開示に係る基準開発が行われることとなった背景に国際的な比較可能性の確保があることを踏まえ、例えば「国際的な整合性」の観点から継続的な基準開発を行うという要件とすることが考えられる。

このような要件を前提として、FASF の下に設置された SSBJ について考えると、SSBJ は、5つの要件（①独立性、②偏りのない多数の者からの継続的な資金提供、③高い専門性を備えた者による合議制の機関の存在、④基準設定における公正かつ誠実な業務運営、⑤経営環境及び会社実務の変化への対応並びに国際的な整合性の観点からの継続的な検討）を満たしうると考えられる⁴⁵。今後、必要となる関係法令の整備を行うとともに、上記の条件を満たした SSBJ が開発する開示基準について、個別の告示指定により我が国の「サステナビリティ開示基準」として設定することで、サステナビリティ開示の比較可能性を確保し、投資家に有用な情報を提供していくことが重要である。

⁴⁴ 金融商品取引法 193 条、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 1 条 3 項等。

⁴⁵ 2022 年 11 月 2 日に開催されたディスクロージャーワーキング・グループ（第 2 回）において、SSBJ から、上記 5 つの観点に沿った形で業務内容等の説明があった。

3. サステナビリティ情報に対する保証のあり方

サステナビリティ情報に対する第三者による保証については、国際的には、欧州や米国において限定的保証から導入し、合理的保証に移行するアプローチが提案されている⁴⁶ほか、監査・保証に関する国際的な基準設定主体である国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB）において、基準開発に向けた審議が開始されており、今後、2023年9月までに基準の公開草案を承認し、2024年12月から2025年3月の間に最終化することが予定されている⁴⁷。

有価証券報告書において、我が国の開示基準に基づくサステナビリティ情報が記載される場合には、法定開示において高い信頼性を確保することに対する投資家のニーズや、国際的に保証を求める流れであることを踏まえ、将来的に、当該情報に対して保証を求めていくことが考えられる⁴⁸。

まず、サステナビリティ情報については、その外縁が拡張し続けている中、どの範囲に対して保証を求めるかについて検討する必要がある。

また、現行では、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書の財務諸表に対して公認会計士又は監査法人による監査が義務付けられていることを踏まえると、同じ有価証券報告書のサステナビリティ情報に対して保証を求める場合には、金融商品取引法において規定することが必要になると考えられる⁴⁹。

保証の担い手については、ISSBが開発しているサステナビリティ開示基準において、サステナビリティ情報の開示に当たり財務情報との結合性（コネクティビティ）を前提としていること⁵⁰を踏まえると、財務諸表の監査業務を行っている公認会計士・監査法人によって担われることが考えられる。なお、サステナビリティというテーマが広範であり、多様な専門性を必要とする領域であることを踏まえると、保証の担い手を広く確保することも重要だと考えられる⁵¹。

⁴⁶ 2022年6月公表の当ワーキング・グループ報告 P.16 参照

⁴⁷ 国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board of Accountants: IESBA）においても、2022年12月にサステナビリティ情報に対する保証に係る倫理規則の開発プロジェクトを承認しており、2023年9月までに公開草案を承認し、2024年12月に最終化することが予定されている。

⁴⁸ この点、サステナビリティ情報に対する保証のあり方についても、我が国における開示基準の検討と並行して早々に具体的な検討を進めるべきとの意見もあった。

⁴⁹ このほか、金融商品取引法 193 条では、有価証券報告書等に記載することが求められる財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によって作成することが求められていることを踏まえると、同じく有価証券報告書等に記載が求められるサステナビリティ情報についても、金融商品取引法において、我が国における開示基準によって作成することを求める規定を置くことも考えられる。

⁵⁰ ISSB[2022] Exposure Draft, *[Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*, para7.

⁵¹ 保証業務提供者について、欧州と米国ではともに、法定監査の監査人には限定しないことが検討されている。

また、担い手の要件については、独立性や高い専門性、品質管理体制の整備、当局による監督対象となっていることなどが考えられる⁵²。特に、保証の担い手を法制度の中で位置付けることで、保証業務の一定の品質を確保し、必要な場合にはサンクションを設けておくことや、当局の監督対象とすることが考えられる。

保証基準や保証水準については、保証の前提となる我が国の開示基準が、国際的な開示基準と整合的なものとなることを目指していることを考えると、この開示基準に基づいて作成されたサステナビリティ情報に対する保証についても、国際的な保証基準と整合的な形で行われることが、比較可能性の確保に資すると考えられる⁵³。このほか、保証に関する国際的な基準開発の議論が進むに当たり、我が国関係者が連携して意見を発信できるよう、オールジャパンで検討・対応できるような体制が必要であるとの意見があった。

なお、現在でも、企業が、サステナビリティ情報について監査法人やそのグループ会社等から任意で保証を受ける動きがみられている⁵⁴。今後、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」において、保証を受けている旨を記載する際には、投資家の投資判断を誤らせないよう、例えば、保証業務の提供者の名称、準拠した基準や枠組み、保証水準、保証業務の結果、保証業務の提供者の独立性等について明記することが重要であり⁵⁵、必要に応じてこのような取扱いを明確化することが考えられる⁵⁶。

4. ロードマップ

サステナビリティ開示については、企業や投資家における予見可能性を高め、実務的な準備を確実に進める観点から、我が国におけるロードマップを示していくことが考えられ

⁵² 特に、保証の担い手の質の確保が重要であり、サステナビリティ情報という、財務情報とは質の異なる情報・データに対する保証を行う上で必要となる能力等について、具体的に議論を深める必要があるとの意見があった。

⁵³ また、保証基準に関しては、我が国のサステナビリティ情報に対する保証が、財務諸表に対する保証と同じであると理解されないよう、その保証水準や保証手続き等について、情報作成者や利用者に対する教育や周知活動が必要であるとの意見があった。

⁵⁴ 国際会計士連盟（International Federation of Accountants: IFAC）報告書（*The State of Play in Reporting and Assurance of Sustainability Information: Update 2019-2020 Data & Analysis*（2022年7月））によると、日本の保証業務提供者の状況について、監査法人やそのグループ会社（Affiliated Firm）のほか他のサービスベンダー等がみられている。

⁵⁵ 2022年3月に米SECが公表した気候関連情報を求める公開草案において、任意の保証について上記のような事項を明確にすべき旨の記載がある（II. H. 5. Disclosure of Voluntary Attestation）。

⁵⁶ このほか、有価証券報告書の中でESGの評価機関によるレーティングや格付けについて記載しているものがみられるが、投資家の誤解を招かないよう、これについても将来的に一定のルールを考えていく必要があるとの意見があった。

る⁵⁷。その際、国際的な動向が流動的であることを踏まえ、将来の状況変化に応じて随時見直しすることを前提とすることが考えられる（別添ロードマップ参考）⁵⁸。このロードマップに沿って、我が国のサステナビリティ開示基準の開発やその法定開示への取込み、サステナビリティ情報に対する保証のあり方の議論を進めるほか、サステナビリティに係る人材育成に取り組むことで、我が国におけるサステナビリティ開示の充実を着実に進めていくことが期待される。

⁵⁷ 英国では、2021年10月に政府がグリーンファイナンスに関するロードマップ（*Greening Finance: A Roadmap to Sustainable Investing*）を公表し、その中では、インベストメントチェーン全体をカバーしながら、2022年までの具体的な取組みと、その先（1～2年、2～3年先等）の取組みを記載している。

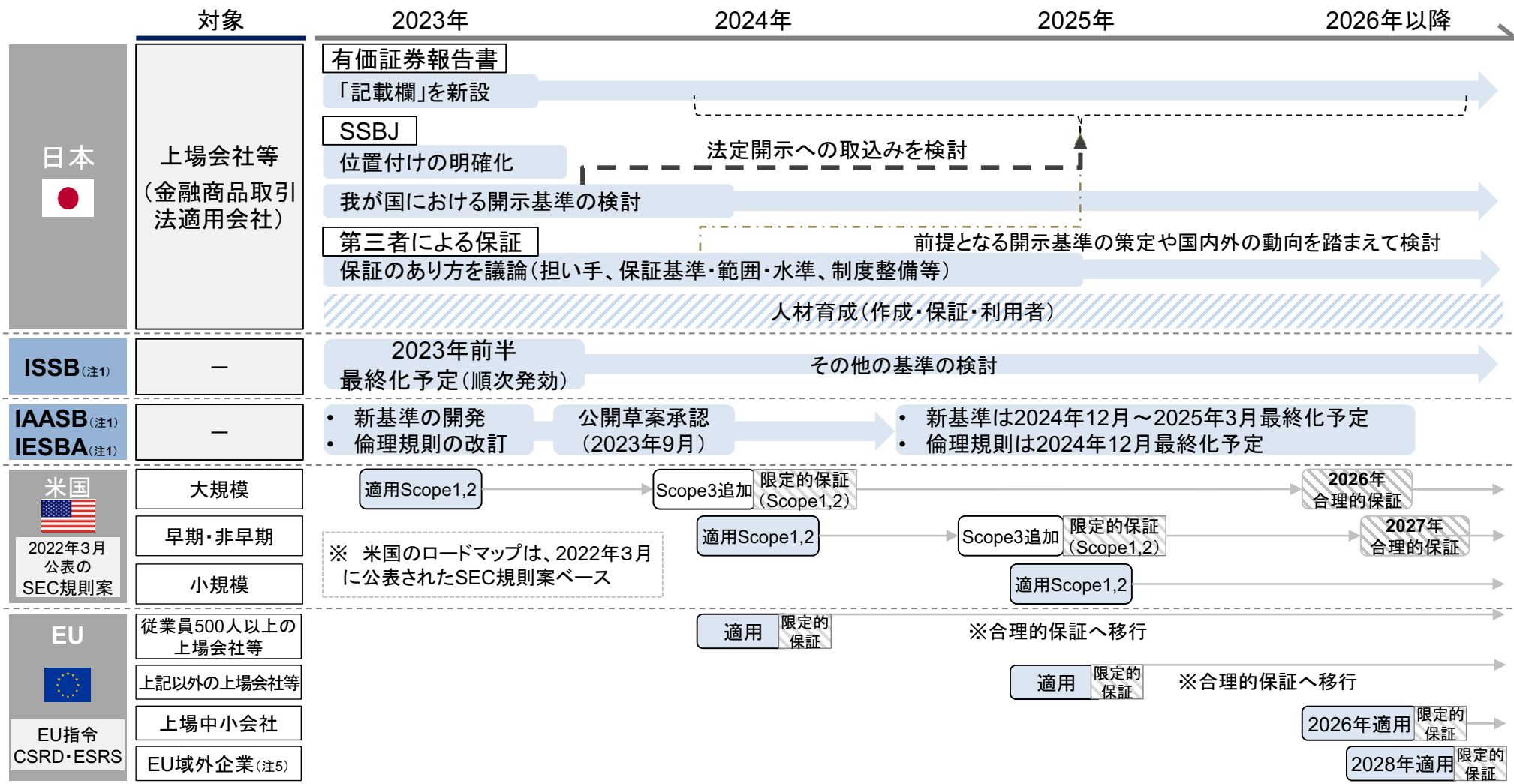
⁵⁸ 添付のロードマップについて、サステナビリティ開示を早期かつ円滑に進めていくための当面の課題も明確化すべきであるとの意見のほか、我が国における開示基準を2024年3月期から適用することは現実的ではないとの意見や、保証については、国際的な基準作りの議論が始まったばかりであることを踏まえると、2024年や2025年は適用時期ではなく我が国での議論の期間とすべきとの意見があった。

おわりに

以上が、2022年10月以降、当ワーキング・グループにおいて行ってきた審議の内容を取りまとめ、整理したものである。今後、関係者において、本整理の内容を踏まえ、四半期開示については、金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）の廃止に向けて金融商品取引法の改正案を速やかに検討するとともに、その後、必要となる政府令や取引所規則を整備するほか、サステナビリティ開示については、我が国の開示基準設定主体やその開示基準について法令上の枠組みの中で位置付ける等、制度の整備に向けた必要な対応を進めることが期待される。

我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ(2022年12月公表)

□ 我が国のサステナビリティ開示の充実に向けて、将来の状況変化に応じて随時見直ししながら、以下のような取組みを進めていくことが考えられる



(注1) ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会) (注2) ISSB、米国については、気候関連開示に関する規則案について記載
 (注3) 米国の「大規模」とは大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)のこと。「早期・非早期」とは、早期提出会社(時価総額75百万ドル以上700百万ドル未満等の要件を満たす会社)及び非早期提出会社(大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない会社)のこと。「小規模」とは小規模報告会社(時価総額250百万ドル未満等の会社)のこと。
 (注4) CSRDにおける「中小会社」は、従業員250人以下の企業 (注5) EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループ
 (注6) 英国では、2021年10月に政府がグリーンファイナンスに関するロードマップを公表。その中では、2023年以降の1~2年の取組みとして、ISSB基準を法定の年度報告に取り込むことなどが示されている。

印刷配布物一覧

報告レジュメ 「サステナビリティに関する開示－日本の動向－」

資料① DWG 第2回資料2・10頁、13頁。

資料② 2022年6月13日DWG報告（抜粋）

資料③ 「記述情報の開示に関する原則（別添）－サステナビリティ情報の開示について－」

資料④ 「第2号様式 記載上の注意(29)-(30-2)」

資料⑤ 記述情報の開示の好事例集2022（抜粋）

資料⑥ ガイドライン当初案

資料⑦ パブリックコメント（抜粋）

資料⑧ 開示ガイドライン（抜粋）

資料⑨ 2022年12月27日DWG報告（抜粋）

資料⑩ ロードマップ